

相模原市地域防災計画

地区防災計画編

(令和5年5月修正)

相模原市防災会議

相模原市地域防災計画 (地区防災計画編)

目 次

1 緑 区

橋本地区防災計画

大沢地区防災計画

城山地区防災計画

津久井地区防災計画

相模湖地区防災計画

藤野地区防災計画

2 中央区

小山地区防災計画

清新地区防災計画

横山地区防災計画

中央地区防災計画

星が丘地区防災計画

光が丘地区防災計画

大野北地区防災計画

田名地区防災計画

上溝地区防災計画

3 南 区

大野中地区防災計画

大野南地区防災計画

麻溝地区防災計画

新磯地区防災計画

相模台地区防災計画

相武台地区防災計画

東林地区防災計画

1 緑 区

橋本地区防災計画

橋本地区防災計画検討協議会

目 次

第1章 総 則

第1節 地区防災計画の方針

1 目 的	1
2 地区防災計画の構成及び組織編成	1
3 計画の修正	3

第2節 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割（自助）	4
2 自主防災組織の役割（共助）	4
3 事業者の役割	5
4 高層共同住宅管理者の役割	5

第3節 地区の概要

1 自然的条件	6
2 社会的条件	6

第4節 防災アセスメント調査による地区被害想定

1 想定地震と条件	7
2 建物被害	7
3 人的被害	7

第2章 予防計画

第1節 災害に強い地区づくり

1 基本方針	8
2 自主防災隊の編成と各班の役割	8
3 出火防止及び初期消火対策	11
4 風水害対策	11
5 雪害対策	12
6 災害危険の把握	12
7 高層共同住宅の災害対策	12

第2節 災害に対する備え

1 基本方針	13
2 防災知識の普及・啓発	13
3 災害に備えた各家庭での取組	13
4 防災訓練の実施	14
5 防災資機材等の備蓄及び点検・管理	14

6	災害時要援護者の把握、避難支援体制	14
7	その他の取組	15

第3章 応急対策（地震）

第1節 地区の災害対策活動

1	地区連合自主防災隊本部の設置	16
2	本部役員の参集	16
3	本部の活動	16
4	情報の収集・伝達	16
5	本部の廃止	16

第2節 応急対策活動

1	初期消火活動	18
2	救出・救護・搬送	19
3	避難誘導	20
4	災害時要援護者支援	21
5	避難所運営	23
6	在宅避難者の把握・支援	23
7	ボランティアの活動について	23

第4章 応急対策（風水害）

第1節 地区の災害対策活動

1	地区連合自主防災隊本部の設置	24
2	本部役員の参集	24
3	本部の活動	24
4	情報の収集・伝達	24
5	本部の廃止	24

第2節 応急対策活動

1	災害時要援護者支援	26
2	救出・救護	26

資料編

1	橋本地区防災計画検討協議会会則
---	-----------------

第1章 総則

第1節 地区防災計画の方針

1 目的

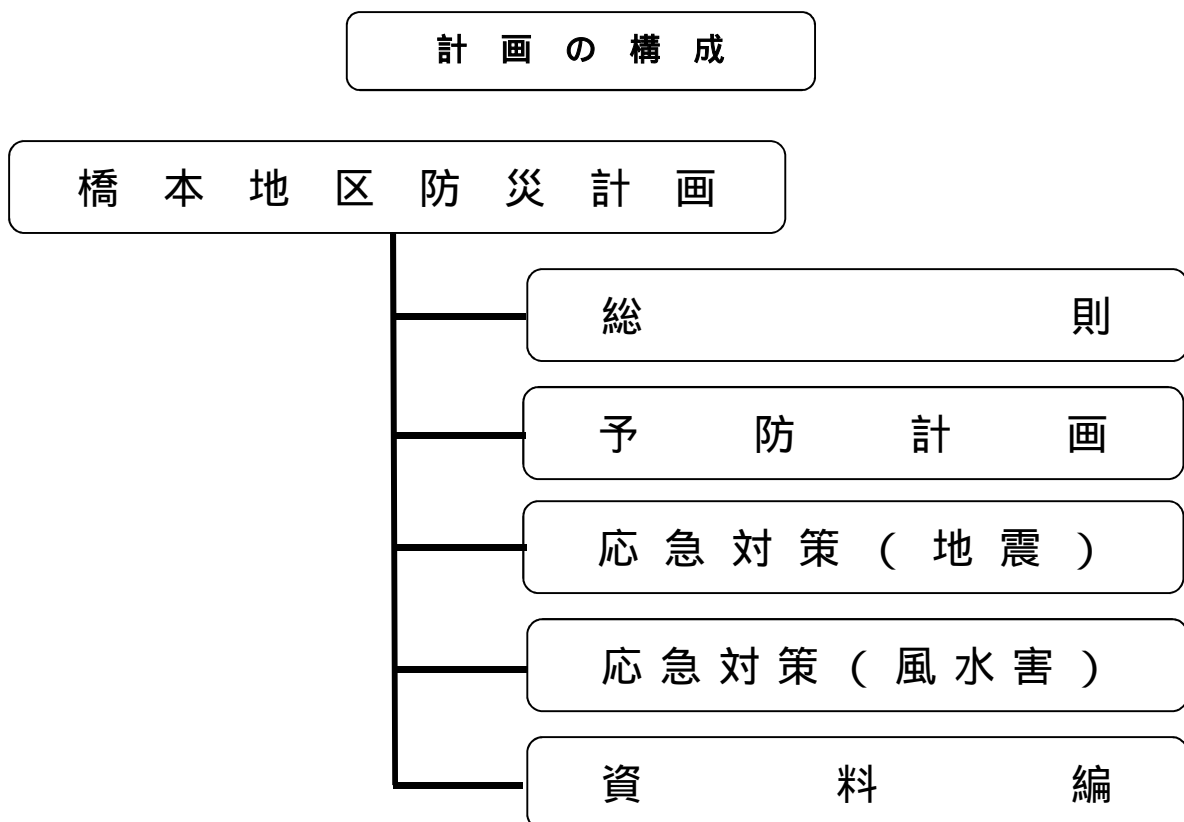
2011年の東日本大震災や2019年の令和元年東日本台風など、過去に発生した災害の教訓から大規模災害の発災直後には、消防や各行政機関など「公助」による対応にも限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地域自らが対応できる体制をつくることが重要である。

このため、橋本地区防災計画は地域の特性に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地域における防災力を高めることを目的とする。

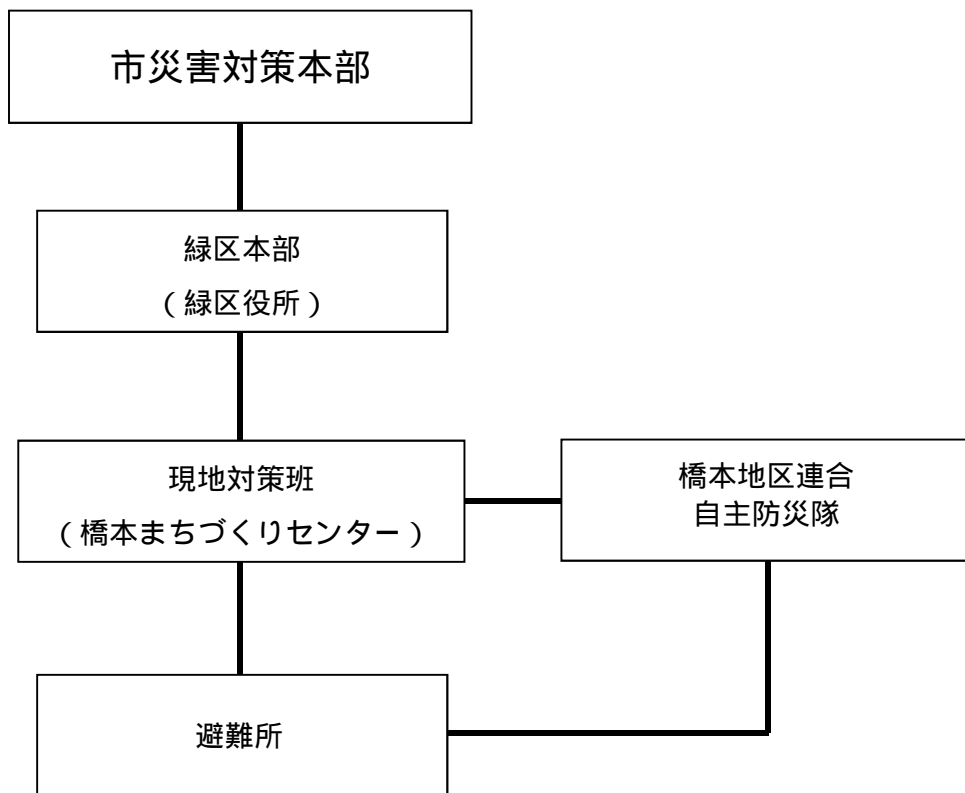
2 地区防災計画の構成及び組織編成

橋本地区防災計画は、総則、予防計画、応急対策（地震）、応急対策（風水害）及び資料編で構成する。

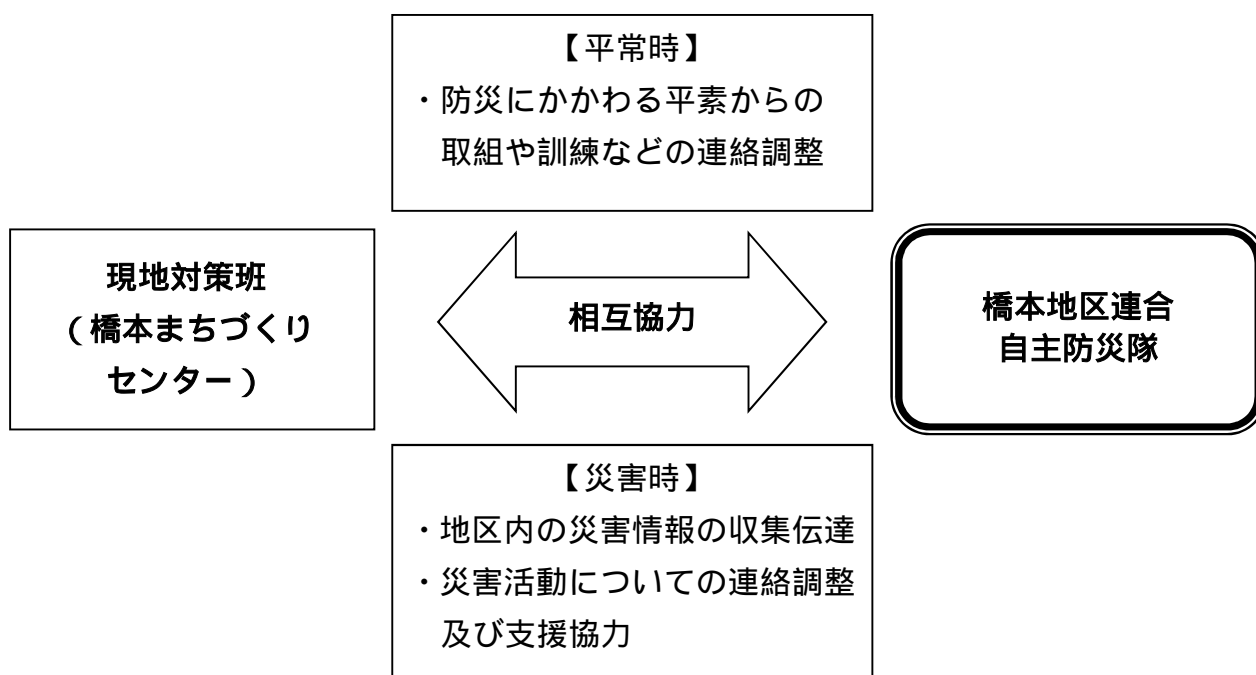
地区防災計画の中核となる組織については、地区内の連絡体制や協力体制を確保し、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、地域の実情に即した防災活動が重要であることから、自治会を単位とした単位自主防災組織と、地区自治会連合会を単位とした地区連合自主防災組織とする。



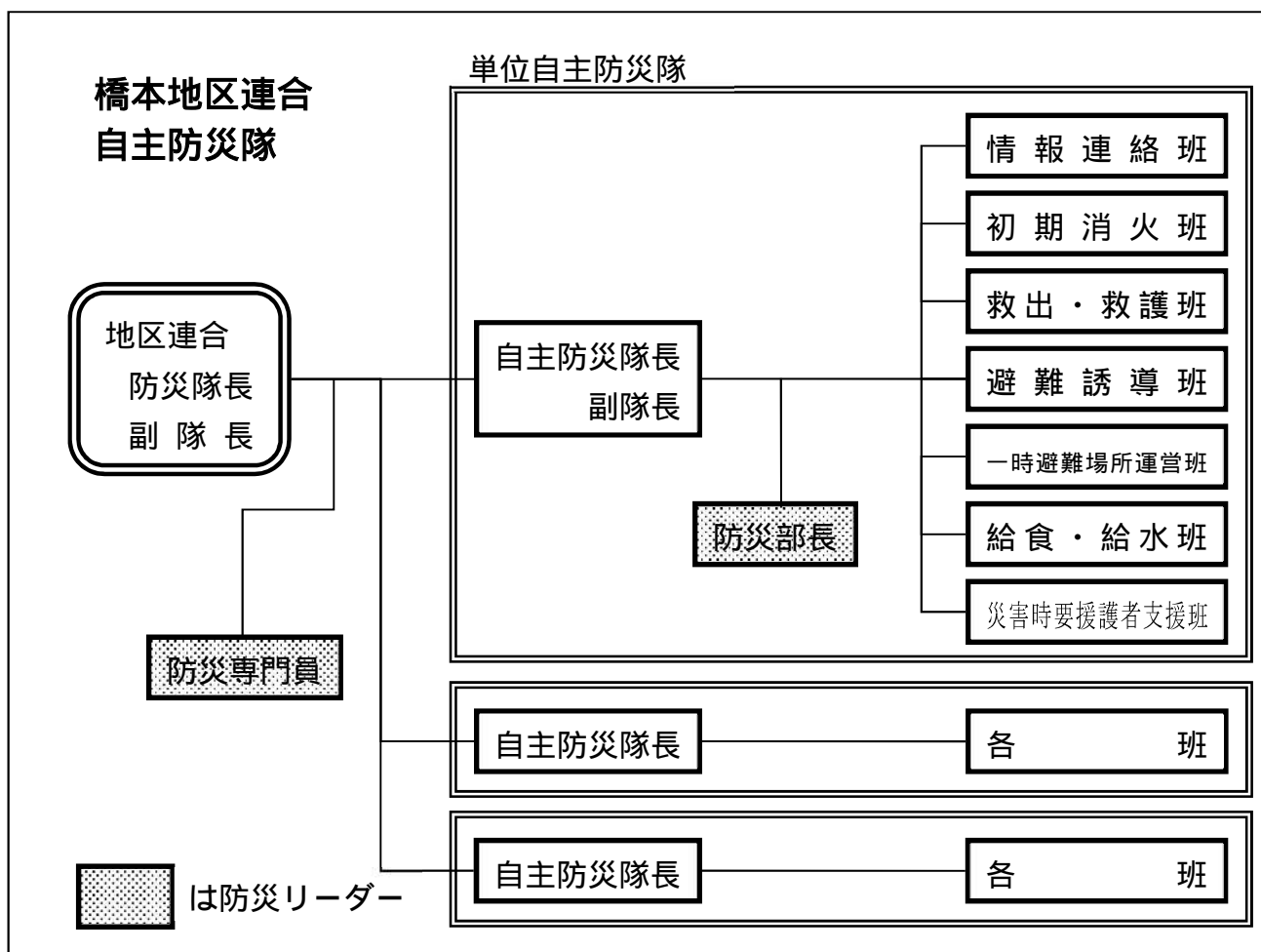
<組織概要図>



<現地対策班と橋本地区連合自主防災隊の主な役割>



<橋本地区自主防災組織概要図>



避難所は、避難所運営マニュアルに基づき、自治会から選出された委員、避難所担当市職員及び施設管理者等で構成される避難所運営協議会が主体となって運営する。

3 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

また、多様な意見を反映できるよう、計画の検討・修正の際は、女性、災害時要援護者支援団体、地域企業等の参画を促進する。

計画の修正（見直し）基本方針

- ・ 計画内容に影響のない修正（誤字、脱字等や法令等の引用条文）については、地区自治会連合会会長等の了解を得て修正し、まちづくり会議等へ報告する。
- ・ 計画の内容に変更を伴う修正については、計画策定組織に準じた構成員により検討し、まちづくり会議へ付議（報告）をした後、市長が会長を務める防災会議に対し修正提案を行い防災会議の審議を経た上で修正する。

第2節 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割（自助）

- (1) 「自らの身は自ら守る(自助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりをすすめ、災害に強い居住者と地区を形成する。
- (2) 感染症対策として避難所等が過密な状態になることを防ぐことや、家屋の倒壊等により自宅で生活が困難となった方の避難を優先するため、自宅で安全確保が可能な場合は、在宅避難を検討するとともに、安全な親せきや知人宅、ホテル等の宿泊施設への避難についても検討しておく。
- (3) 住居や所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時に対する少なくとも最低3日分以上の食料、飲料水、生活必需品の備蓄、非常持ち出し品の準備など「自助」の取組を実施する。
- (4) 風水害について、近年、気候変動等の影響により激甚化、頻発化しており、二級河川の境川が流れる橋本地区でも、洪水に対する更なる備えが必要となっている。河川流域の居住者等は、あらかじめ洪水ハザードマップを確認の上、「マイ・タイムライン」を作成し安全に避難行動を取ることができよう備える。
- (5) ペットを飼っている者は、ケージや餌、水などペット用の備蓄品を用意し同行避難に備える。また、特定動物^()は避難所、避難場所では受け入れできないため、ペットホテル等の預け先を検討しておく。
特定動物：毒ヘビ、ニシキヘビ、ワニガメ、ニホンザル等、動物愛護法に定める基準を満たした施設以外での飼育が認められていない動物。
- (6) 災害時には、共助の視点の下、地区とりわけ近隣世帯が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出・救護等に努めるとともに、避難するに当たっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。
- (7) 自主防災組織へ参加し、体制等の整備、防災訓練に協力するとともに、災害時には地区の住民・事業者と連携して各種活動を円滑に実施するよう「共助」の取組を実施する。
- (8) その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

2 自主防災組織の役割（共助）

- (1) 日頃から、地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区内の防災に係る方針の策定支援や防災マップ、防災活動用資機材の整備・点検を実施する。
- (2) 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、組織員の教育訓練を推進するとともに、地区住民の参加、地区事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取組を

実施する。

- (3) 災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の支援等を実施する。

3 事業者の役割

- (1) 日頃から、管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員等の発災時の一斉帰宅抑制のための3日分以上の食料及び飲料水等の備蓄、初期消火、救出・救護等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- (2) 対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地区住民及び自主防災組織と連携して、地区における防災活動に参加する等、地区の共助に取り組むよう努める。
- (3) 災害が発生した場合には、行政、地区住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

4 高層共同住宅管理者の役割

- (1) 日頃から、建物及び設備の耐震性の維持、確保に努める。
- (2) 地震等によるエレベータや電気、ガス、上下水道等の停止を想定した、居住者の生活支障対策用設備及び資機材の整備並びに共同住宅内の自主防災体制の整備に努める。
- (3) 地下駐車場など、風水害時に駐車車両の水没等の被害が出ないように、対策、対応等を講ずる。特に洪水ハザードマップの浸水想定区域にある共同住宅においては、車両の避難場所の確保等の具体的な対応がとれるように備える。
- (4) 周辺住民や自主防災組織との連携強化に努める。
- (5) 災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、高層階居住者の生活支障対策を実施するよう努める。

第3節 地区の概要

1 自然的条件

特 徴

橋本地区は、市の中部に位置し、橋本駅を中心に相原・橋本・宮上の3つの地域から成り立ち、地区の北端には町田市との境界に境川が流れている。橋本駅周辺は、駅前の市街地再開発事業や大山町の都市再生緊急整備地域の指定により、都市機能が集積し、首都圏南西部における広域拠点としてのまちづくりが進んでおり、多くの高層マンション、超高層マンションが存在している。

また、橋本地域内には緑区合同庁舎があり、災害時には緑区本部、橋本地区現地対策班、拠点救護所などとして機能する。さらに、東京と大阪をつなぐリニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）が、橋本駅付近に設置予定となっている。

2 社会的条件

(1) 人 口

橋本地区の人口は、35,709世帯、73,815人で、緑区人口分布の43.5%、市内人口分布の10.2%を占めている。年齢別では、年少人口(15歳未満)が11.9%、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が60.0%、老齢人口(65歳以上)が22.1%となっており、平均年齢は44.61歳である。

2021年4月1日現在（住民基本台帳）

(2) 交 通

道 路

地区内の一般国道は、横浜市西区を起終点とする16号、平塚市を起点とし緑区橋本を終点とする129号、富士吉田市を起点とし緑区西橋本を終点とする413号の3路線である。

また、緑区橋本を起点とし東京都八王子市を終点とする国道16号の八王子バイパスは、中央自動車道八王子インターチェンジへとアクセスしている。

また、2015年には、圏央道相模原インターチェンジへの接続を含む津久井広域道路の一部が共用開始された。

鉄 道

橋本駅には、首都圏の環状交通軸であるJR横浜線、放射交通軸である京王相模原線、県央地区の南北交通軸であるJR相模線の3路線が乗り入れている。また、2027年には、リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）の開業が予定されている。

第4節 防災アセスメント調査による地区被害想定（H26.5）

1 想定地震と条件

想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。

想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震（M7.1）
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震（M7.1）
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生する M8 クラスの海溝型地震
条件	季節・時刻	夏 12 時、冬 18 時、冬深夜 2 時の 3 ケース
	天候	晴れ、風速 3 m（本市の平均風速）

2 建物被害

橋本地区の建物被害は次のとおりである。（冬 18 時）

想定地震	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
東部直下地震	15,299	682	116	0	2,070
西部直下地震		558	42	0	1,933
大正関東タイプ地震		34	0	0	473

単位：棟

3 人的被害

橋本地区の人的被害は次のとおりである。

		東部直下地震	西部直下地震	大正関東タイプ地震
冬 2 時	死者	42	34	2
	閉込者	271	219	17
	重傷者	62	51	4
	軽傷者	388	353	79
冬 1 8 時	避難者当日	2,149	1,702	216
	避難者 1 週間後	5,877	5,355	1,869

単位：人

第2章 予防計画

第1節 災害に強い地区づくり

1 基本方針

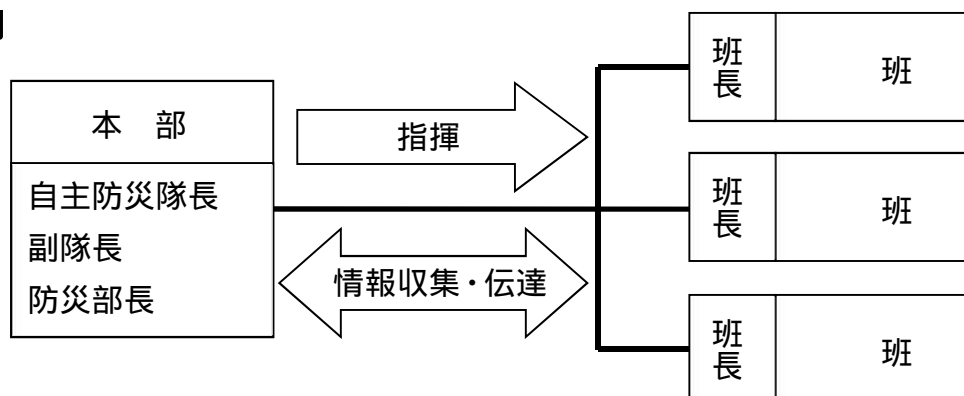
震災時の火災による建物延焼などの被害を最小限にとどめるため、自主防災組織の育成支援、高層共同住宅等の災害対策及び地区の特性に応じた災害対策を促進し、生命と財産を守るため災害に強い地区づくりを推進する。

2 自主防災隊の編成と各班の役割

(1) 単位自主防災隊

単位自主防災隊は、各自主防災隊の規模や活動の状況等に応じて編成することが大切であり、円滑な防災活動を行えるよう、以下の基本的な方針に沿った組織づくりとする。

編成例



自主防災隊長	地区連合自主防災組織との連絡調整や防災訓練等の計画・実施、組織内の情報伝達体制の整備
副隊長	自主防災隊長の補佐
防災部長	自主防災隊長の補佐及び防災活動に係る各班への専門的、技術的指導・指揮

【各班の平常時・災害時の役割（地震災害における編成例）】

各班	平常時	災害時
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等。	被害情報等を収集し、地区連合自主防災組織を通じて、市の現地対策班に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達する。
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制の構築に努める。	安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得する。	周囲の人の協力を求め、負傷者等の救出・救護活動を行う。負傷者の応急手当と救護所への搬送。
避難誘導班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェックを行う。	全員が安全に避難できるように避難誘導を行う。避難者の安全確保、安全確認を行う。
一時避難場所運営班	一時避難場所の運営方法について訓練を行う。	一時避難場所の自主的な運営を行う。
給食・給水班	炊き出し方法、給食の配分方法、給水方法を習得する。	給食・給水のルールをつくり、秩序ある給食・給水活動を行う。
災害時要援護者支援班	要援護者の把握、支援方法の確立に努める。	関係団体や地域住民と協力して、要援護者各人の要望を親身になって聞き、要援護者活動に取り組む。

班編成について、上記は例となるため、各自主防災隊の実情や風水害時等の災害種別にあわせ班編成を検討する必要がある。

(2) 地区連合自主防災隊

地区連合自主防災隊長	防災に関わる市との連絡調整や地域防災訓練等の計画・実施、地区連合自主防災隊間の連絡協力体制づくり
副隊長	地区連合自主防災隊長の補佐
防災専門員	地区連合自主防災隊長の補佐及び防災活動に係る専門的、技術的指導

平常時	災害時
<p>地区連合自主防災隊長や防災専門員は、協力・連携し、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練、炊き出し等給食・給水訓練、災害時要援護者支援訓練など、単位自主防災隊を超えた地域防災訓練、イベント等の計画・実施を行う。</p> <p>地区連合自主防災隊長や防災専門員は、市や構成単位自主防災隊との間に立ち、防災関連情報等の連絡や防災訓練等に関する調整などを行う。</p> <p>地区内の防災意識の向上を目的とし、地域情報紙等を活用し定期的な啓発活動を行う。</p>	<p>災害時には、地区連合自主防災隊長や防災専門員など、事前に決められた人員により、本部を設置し、市（現地対策班）・単位自主防災組織との間に立ち、情報のとりまとめ・伝達活動を行う。</p> <p>単位自主防災隊や避難所間の連絡・調整をするとともに、被害の大きいところに集中的な対応を行うなど、単位自主防災隊を超えた効果的な災害対応を行う。</p> <p>なお、地区連合自主防災隊の本部は、市の現地対策班（橋本まちづくりセンター）に設置する。</p>

3 出火防止及び初期消火対策

(1) 出火防止

大地震発生時等においては、各所に同時多発的な出火が考えられ、道路、建物の損壊による障害物などが重なると、消防力は大きく阻害される。また、強風や夜間といった悪条件が加わると一層火災の拡大が懸念されることから、各家庭において感震ブレーカーの設置を検討するとともに、出火防止の徹底を図るため次の事項に重点を置いて点検整備する。

火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

可燃性危険物品等の保管状況

消火器等の消火資機材の整備状況

その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

大地震発生時等には、火災の同時多発、消防車の通行不能、消火栓の使用不能等により、消防機関の活動は通常の火災の場合よりも大幅に制限される。

すべての住民が自宅や近隣所といったごく身近なところで初期消火活動を実践し、火災の拡大を防御することが重要であるため、安全を確保しつつ、迅速に初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。

各家庭の消火器や、消防団、自主防災隊による消防水利の活用などにより、初期消火活動を迅速かつ効率・効果的に行う。

4 風水害対策

警報などの防災気象情報を利用して、被害を未然に防ぐ、または軽減することが可能な災害であることから、次の対策に取り組む。

(1) 台風・大雨・浸水

家の外の備え（大雨が降る前、風が強くなる前に行う）

- ・窓や雨戸はしっかりとカギをかけ、必要に応じて補強する。
- ・側溝や排水口は掃除して水はけを良くしておく。
- ・風で飛ばされそうな物は飛ばないように固定する。または屋内へしまう。

家の中の備え（平時から常に準備しておく）

- ・非常用品の確認

懐中電灯、携帯用ラジオ（乾電池）、救急薬品、衣類、非常用食品、携帯ボンベ式コンロ、貴重品など

- ・室内からの安全対策

飛散防止フィルムなどを窓ガラスに貼る。万一の飛来物の飛び込みに備えてカーテンやブラインドをおろしておく。

- ・水の確保

断水に備えて飲料水を確保するほか、浴槽に水を張るなどして生活用水を確保する。

マイ・タイムラインの作成

- ・台風や大雨のときに、「いつ・どこに・どのように」避難をするのかあらかじめ

決めておく「マイ・タイムライン」を作成する。

- ・普段から家族で避難のタイミングや連絡方法を話し合っておく。
- ・風水害時避難場所として指定されている場所への避難経路を確認しておく。
非常持ち出し品を用意（平時から常に準備しておく）
- ・非常持ち出し品をリュックサックなどに入れて、いつでも持ち出せるようにしておく。

(2) 竜巻・突風

竜巻等は、台風のように事前に規模を予測し、対策をとることは困難であるが、発達した積乱雲に伴って発生することから、事前にその兆しがみられるので、平時から竜巻等の特徴を理解して判断力を養い、自ら身を守れるようにしておく。

- ・自宅にいるときは、「窓が割れないように雨戸を閉め更にカーテンを閉める」、「一階の窓のない部屋に移動する」、「丈夫な机やテーブルの下に入るなど身を小さくして頭を守る」といった避難行動を行う。
- ・街中にいるときは頑丈な建物に入り、できる限り地下室や風が吹き込まない場所に避難する。
- ・車を運転しているときは、交通の邪魔にならない場所に駐車し、ただちに頑丈な建物内へ避難する。

5 雪害対策

大雪が降ると、交通網が麻痺、着雪による通信線や送電線の被害、除雪作業中の事故等が考えられることから、次の対策に取り組む。

- ・通常の備蓄に加え、雪かき用スコップ等を備えておく。
- ・冬用タイヤ、チェーンを備え、積雪時には装着することを徹底する。
- ・不要不急の外出は控える。

6 災害危険の把握

災害予防に資するため、次のとおり地区固有の防災問題に関する把握を行う。また、それらを記載した地図を作成し、地区内で情報共有する。

(1) 把握事項は、次のとおりとする。

- 危険地域、区域等
- 地区の防災施設、設備
- 過去の災害履歴、災害に関する伝承

(2) 把握の主な方法は、次のとおりとする。

- 相模原市防災アセスメント調査
- 相模原市地区別防災カルテ
- さがみはら防災マップ
- 相模原市各種ハザードマップ
- 地区内の踏査（防災まち歩き）

7 高層共同住宅の災害対策

高層共同住宅の管理者は、敷地・建物内に防災備蓄スペース、防災対応トイレなど、ラ

イフラインが復旧するまでの間、居住者が自立生活できるための震災対策用設備等を確保
するよう努める。また、感震ブレーカー等の設置に努める。

第2節 災害に対する備え

1 基本方針

日ごろから災害に対する十分な備えを行い、発災直後の迅速かつ効果的な対応を図ることで被害を軽減する。

2 防災知識の普及・啓発

地区住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項は、次のとおりとする。

防災組織及び地区防災計画に関すること。

地震、風水害等についての知識に関すること。

各家庭における防災上の留意事項に関すること。

地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。

AEDの操作など、救命・救助方法の習得の重要性に関すること。

食料等を最低3日以上確保することの重要性に関すること。

住宅の安全対策に関すること。(耐震化、感震ブレーカー、家具の固定等)

ブロック塀の安全対策に関すること。

マイ・タイムラインの作成に関すること。

その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の主な方法は、次のとおりとする。

広報誌、パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布

講演会、座談会、映画上映会等の開催

パネル等の展示

防災地図等の作成

(3) 実施時期

地域情報紙を活用し定期的に以下の内容の啓発記事を発信する。

6月：風水害に関する啓発

9月：地震等への備え(自助)に関する啓発

1月：火災予防に関する啓発

また、防災訓練や他の催し物に併せるなどして随時実施する。

3 災害に備えた各家庭での取組

家族全員で防災会議を開き、地震災害等を想定して、わが家の安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどの話し合いを行う。また、非常持ち出し品や防災用具の点検や補充を随時実施する。

4 防災訓練の実施

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者支援等が迅速かつ適切に行えるよう、防災訓練を実施する。

(1) 主な訓練の種類

情報収集・伝達訓練

消火訓練

避難訓練

救出・救護訓練

給食・給水訓練

図上訓練(DIG)

(2) 地区の合同訓練

地区内の自主防災隊が合同で行う訓練や相模原市等が行う訓練に参加する。

(3) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(4) 訓練の時期及び回数

年1回以上、随時実施する。

5 防災資機材等の備蓄及び点検・管理

防災資機材等の備蓄及び点検・管理に関しては、次により行う。

(1) 防災資機材等の備蓄

救助工具や消火器などの資機材のほか、簡易トイレなどの生活必需品を備蓄する。

(2) 点検・管理

防災訓練や催し物などの機会に随時実施する。

6 災害時要援護者の把握、避難支援体制

災害が発生した場合に、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦及び外国人などに対する適切な応急対応及び救援活動を行うため、日頃から地区のコミュニティの形成や社会福祉活動に積極的に取り組み、災害時に備える。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととする。

(1) 災害時要援護者名簿・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者名簿・マップ等を作成し、行政、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、訪問介護員、ボランティア、自治会等と連絡を取り合って定期的に更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し、訓練等に反映させる。

(3) 災害時要援護者の避難支援

市から避難に関する情報が発令されたとき、又は災害状況により避難の必要があると認めるときは、災害時要援護者を安全に避難場所へ誘導する。また、視覚障害者、聴覚障害者、外国人への災害情報の提供に配慮する。

7 その他の取組

大規模災害に備え自主防災隊が中心となって取り組む事項

(1) 「黄色い小旗」の活用

災害時の救出・救護活動が円滑に行われるよう、「黄色い小旗」の普及・啓発について、自主防災隊が中心となって取り組む。

震災等が発生した場合に、住民が大丈夫である場合は外から見やすい玄関等に「黄色い小旗」を掲げ、救助者が短時間に救助活動を行えるようにするもの。

(2) 防災備蓄資機材リストの共有

日頃から各自主防災隊が備えている資機材のリストを共有することにより、災害対応時に不足が生じた資機材を自主防災隊間で融通するなど、相互協力できるようにする。

第3章 応急対策（地震）

第1節 地区の災害対策活動

1 地区連合自主防災隊本部の設置

下記の場合には、橋本まちづくりセンターに「橋本地区連合自主防災隊本部（以下「本部」という。）」を設置する。

本部を設置した場合には、「橋本地区現地対策班（以下「現地対策班」という。）」にその旨を連絡する。

【設置基準】

- (1) 相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
- (3) 地区連合自主防災隊長が必要と認める場合

2 本部役員の参集

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、設置基準を確知した本部役員は速やかに参集する。ただし、地区に甚大な被害が想定される場合及び地区連合自主防災隊長が必要と認める場合には、地区連合自主防災隊長が現地対策班と協議の上、本部役員に動員を行う。

3 本部の活動

本部の主な活動は次のとおりとする。

- (1) 地区内の単位自主防災隊から被害情報等の収集を行う。
- (2) 収集した情報をもとに対策検討及び支援を行う。
- (3) 収集した地区の状況について現地対策班に報告する。

4 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 収集の方法

テレビ、ラジオ、防災行政用同報無線（ひばり放送）、防災メール、相模原市公式LINE、相模原市災害情報Twitter、インターネット等により行う。

(2) 伝達の方法

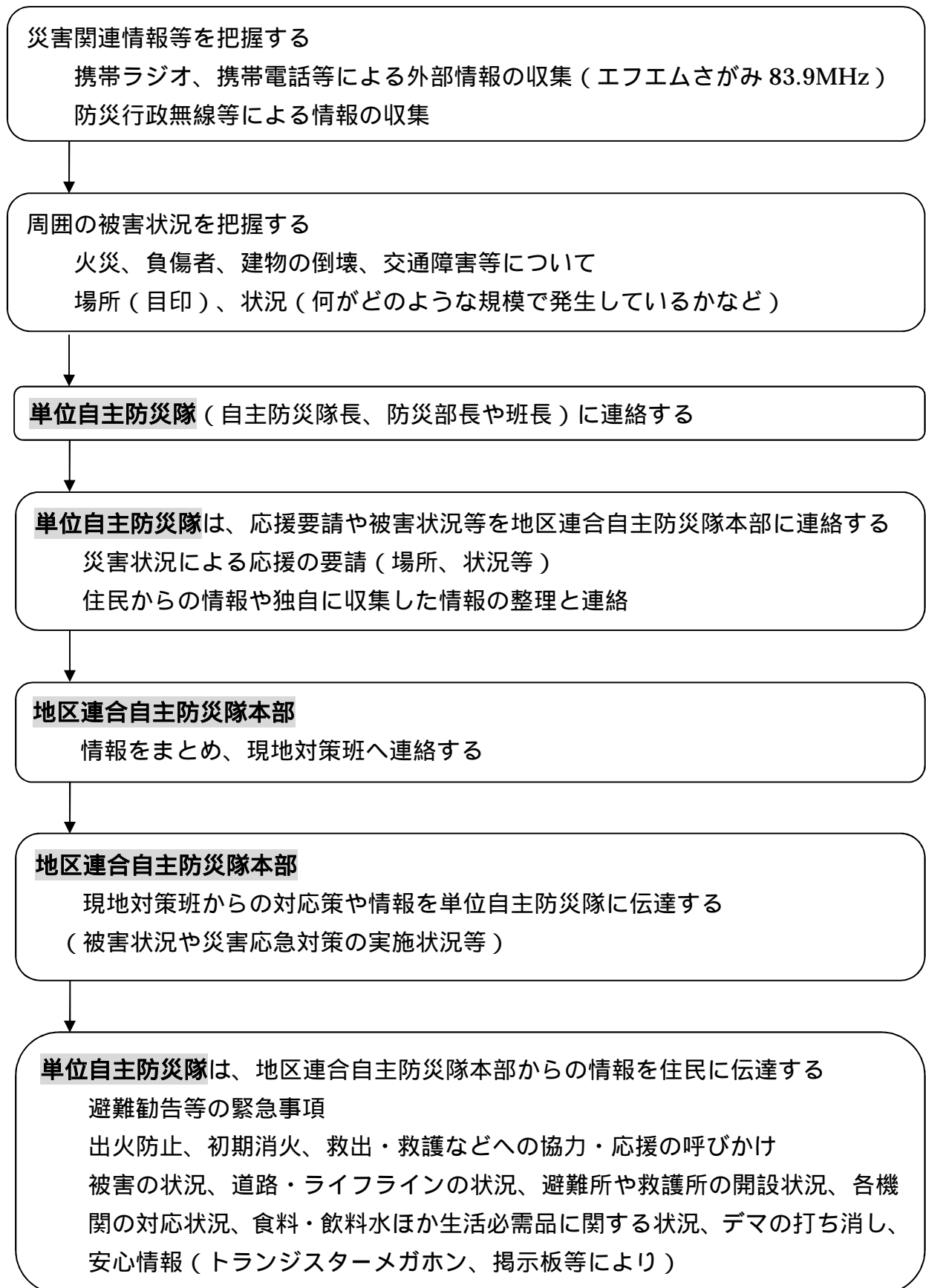
各種電話、FAX、簡易無線、伝令等により伝達を行う。また、伝達にあたっては、簡潔明瞭が肝心であり、「いつ、どこで、なにが、（だれが）、どうして、どのように」の要領で情報伝達を行う。

5 本部の廃止

次の場合には現地対策班と協議の上、本部を廃止する。

- (1) 地震による災害発生のおそれなくなった場合
- (2) 国から後発地震に対して注意する措置の解除が呼びかけられた場合等
- (3) 発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合
- (4) 地区連合自主防災隊長が廃止するべきと判断した場合

【情報収集・伝達活動の流れ】



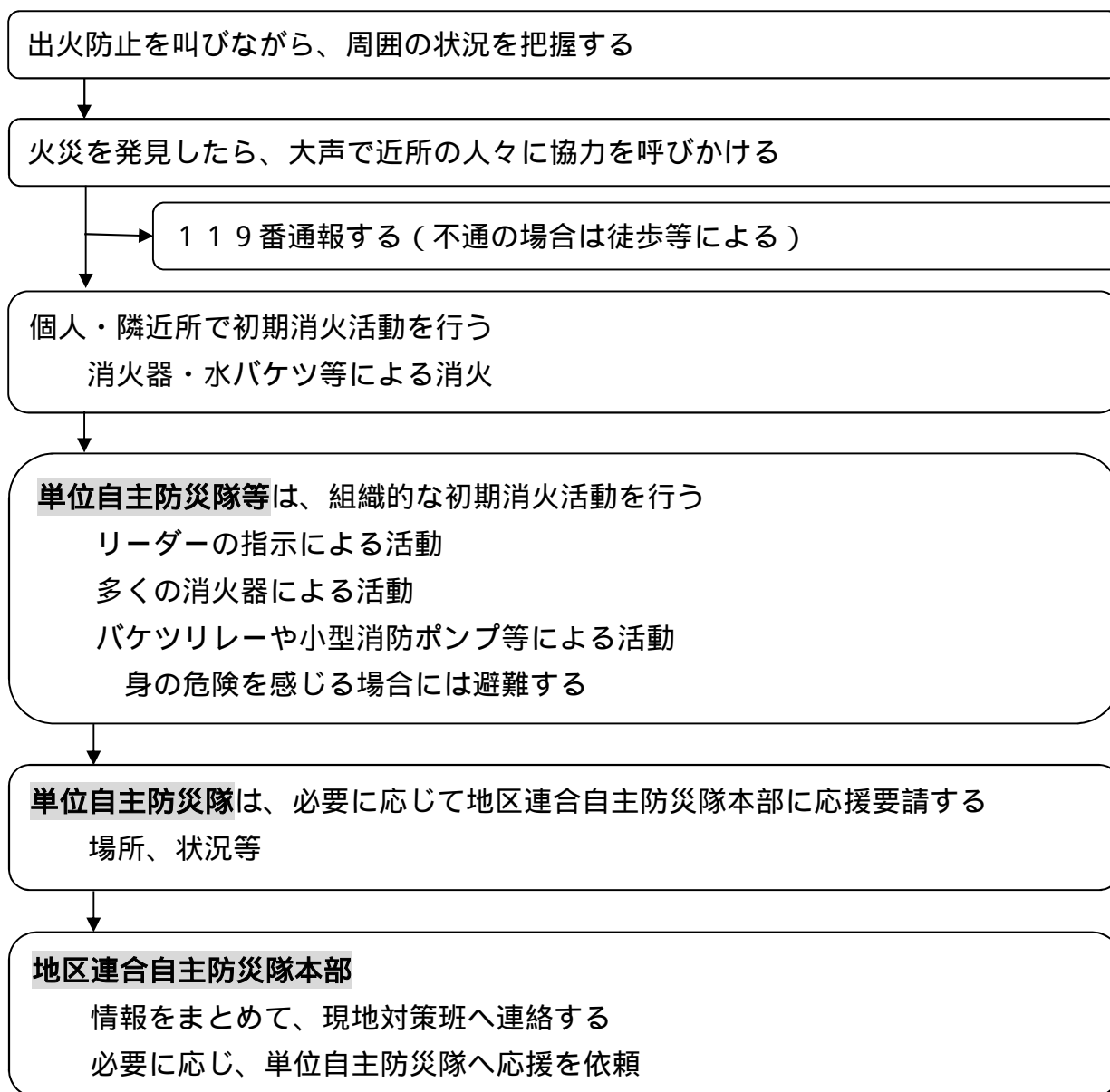
第2節 応急対策活動

1 初期消火活動

震災後、初期段階においては、地区住民及び自主防災隊等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

なお、火災に際しては初期消火が特に重要になるため、自主防災隊等は各家庭に対して、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合は、消火器、水バケツ、小型消防ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

【初期消火活動の流れ】自主防災組織



2 救出・救護・搬送

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、119番通報するとともに、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 救出・救護活動等の原則

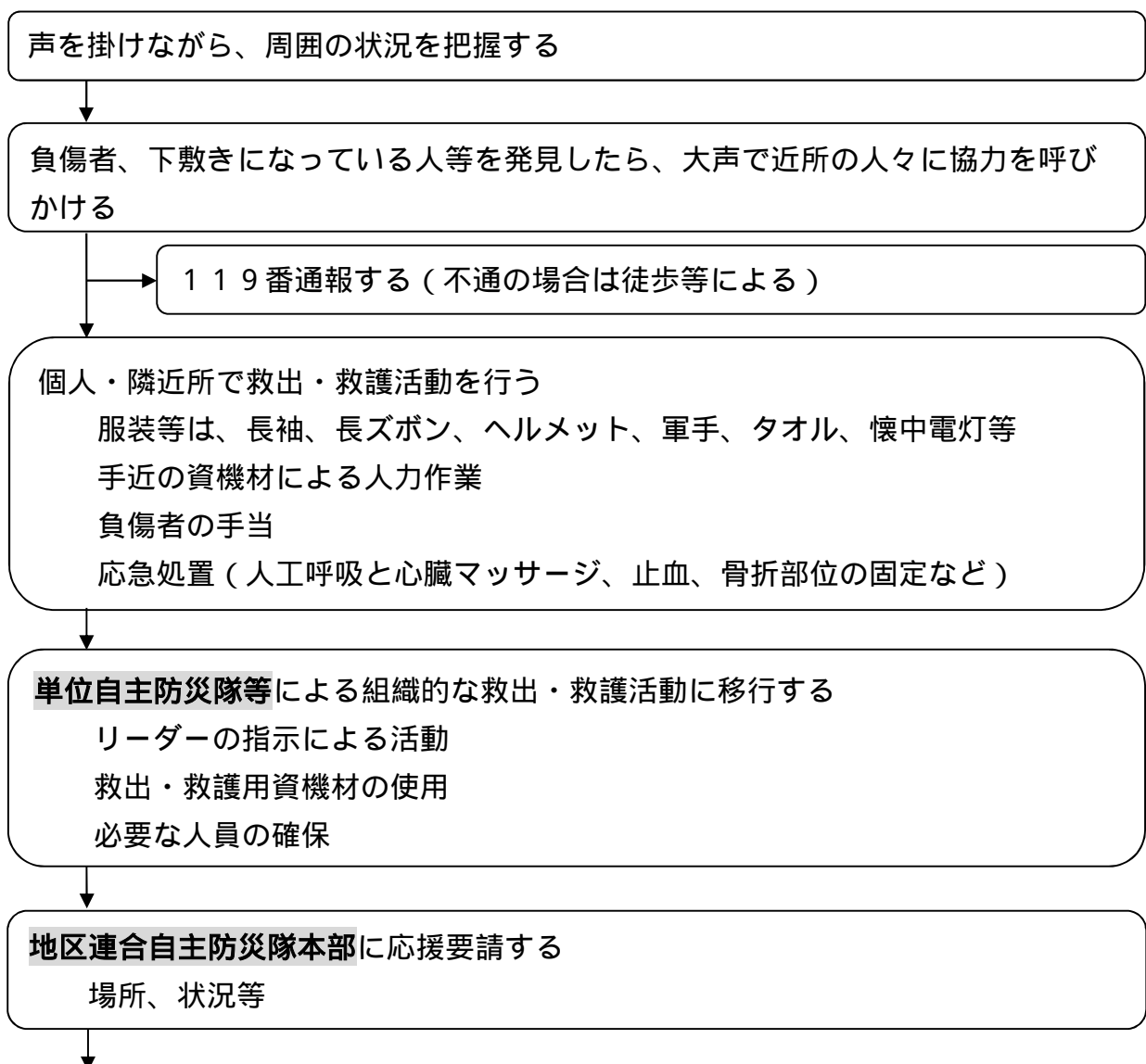
救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行う。

救出・救護の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救護を優先して実施する。

(3) 救護所への搬送

自主防災隊の救出・救護班は、負傷者の応急手当を行い、担架やリヤカー、毛布などによる応急担架、椅子等を活用して救護所に搬送する。

【救出・救護活動の流れ】



地区連合自主防災隊本部

情報を現地対策班へ連絡する（応援要請や被害の状況）
必要に応じ、単位自主防災隊へ応援を依頼

3 避難誘導

災害の発生、又は発生の恐れがあるなど、避難の必要があると認めるときは、次により避難を行う。

（１）避難誘導の指示

地区連合自主防災隊長、単位自主防災隊長は、市から避難に関する情報が発令された場合には、必要に応じて避難誘導の指示を行う。

（２）避難誘導

避難誘導班は、自主防災隊長から避難誘導の指示を受けた時は、避難計画に基づき、住民を避難場所に誘導する。

【避難誘導活動の流れ】

自主的な避難判断を行う

火災の拡大、建物の倒壊等の被害発生の危険性がある場合
ひばり放送、ラジオや周囲の状況などから判断

単位自主防災隊は、地域住民への避難に関する情報の周知徹底を図り、避難時の注意事項を伝達する

避難先、避難経路、避難に関する情報の内容等

各自治会が選定している一時避難場所の周知

ガス元栓の閉鎖、電気ブレーカーの遮断

携帯品は、食料、薬、日用品、衣類、貴重品等

服装は、長袖、長ズボン、ヘルメット、軍手、タオル、懐中電灯等

外出時の家族には連絡メモを残す等

単位自主防災隊は、地域住民を避難場所へ避難誘導する

災害時要援護者のうち、援助が必要な人に対して優先的に声をかけ、必要に応じて援助する（車椅子、リヤカー、担架等の利用）

避難誘導班を中心に、避難路を確保し、数人～数十人単位で避難する

到着後人数を確認し、行方不明者がいれば危険のない範囲で安否の確認

火災が延焼拡大した場合には火煙やふく射熱から身を守るため広域避難場所へ避難する

火災や風などの気象状況、建物の倒壊の状況等を踏まえ、複数のルートから避難経路を選択

避難者がはぐれないよう、自主防災組織旗、懐中電灯、避難誘導棒、ロープ、警笛等の活用

高齢者、障害者などの災害時要援護者は中央に配置

到着後人数が揃っているか確認し、不明者は手分けして搜索

○自宅に被害がなく生活が可能な場合は、在宅避難を促す

○親せき・知人宅等への避難が可能な場合は、そちらへの避難を促す。

○建物が倒壊するなどして、自宅で生活を送れない場合には避難所へ避難する

単位自主防災隊は、避難状況を地区連合自主防災隊本部に連絡する

地区連合自主防災隊本部は、避難状況を現地対策班へ連絡する

4 災害時要援護者支援

災害時において、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦及び外国人などの災害時要援護者に対して、地区住民及び関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとする。

(1) 災害発生時の対応

災害発生後概ね3日間を目途に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行うこととする。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととする。

(2) 情報収集

大規模災害が発生した場合、支援組織は安全が確保される範囲内において、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内支援組織間での情報を共有するとともに本部に報告する。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととする。

(3) 避難誘導

発災後の避難誘導方法及び災害時要援護者別状況の対応については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととし、避難経路、避難場所については、安全を確認の上、指定された場所等に速やかに誘導することとする。

【災害時要援護者支援活動の流れ】

単位自主防災隊は、災害時要援護者が在宅する家屋等を巡回し、安否の確認を行う

【高齢者】

民生委員・児童委員や関係団体等と協力し、所在情報をもとに確認

【身体障害者・知的障害者】

民生委員・児童委員や関係団体等の協力を得て、戸別訪問、電話等により確認

【保護者と離れてしまった乳幼児等】

災害時要援護者支援班を中心に把握

単位自主防災隊は、救出・救護、避難誘導を行う

地域住民の協力、ボランティア、民生委員・児童委員等との連携により、救出・救護活動を実施

地域住民の協力と連携により、避難所への誘導、援助を実施

単位自主防災隊は、地区連合自主防災隊本部に応援要請及び被災状況を連絡する

応援要請の場合は場所、状況等
被災の状況

地区連合自主防災隊本部は、災害時要援護者に関する情報を現地対策班へ連絡するとともに、必要に応じ、単位自主防災隊へ応援出動を依頼する。

可能であれば、被害甚大地区の救出・救護活動に協力する

在宅の災害時要援護者への支援を行う

特別な援護が必要な災害時要援護者を把握

必要な情報を適切な方法で提供（音声、文字、手話等）

声掛けによる健康状態の確認や、必要なニーズを把握

支援物資の提供

5 避難所運営

避難所運営については、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営協議会が中心となって、避難所運営を行うこととする。

6 在宅避難者の把握・支援

単位自主防災隊は、避難所等から在宅避難者の情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営本部及び現地対策班と協力して在宅避難者への支援を行う。

7 ボランティアの活動について

災害時におけるボランティア活動については、現地対策班及び相模原災害ボランティアセンター等と連絡調整を行い、以下の各種活動分野に対して、必要に応じて支援を要請することとする。

(1) 専門ボランティアの活動分野

- ア 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等）
- イ 福祉（手話通話、介護士）
- ウ 無線（アマチュア無線局、タクシー無線）
- エ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者）
- オ 通訳（外国語通訳）
- カ 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）
- キ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
- ク その他専門知識や技能を必要とする分野

(2) 生活支援ボランティアの活動分野

- ア 救援物資の整理、仕分け、配分
- イ 避難所の運営補助
- ウ 救護所の運営補助
- エ 清掃
- オ 災害時要援護者等の生活支援
- カ 女性相談支援
- キ 広報資料の作成
- ク その他危険のない作業

第4章 応急対策（風水害）

第1節 地区の災害対策活動

1 地区連合自主防災隊本部の設置

下記の場合には、橋本まちづくりセンターに「橋本地区連合自主防災隊本部（以下「本部」という。）」を設置する。

本部を設置した場合には、「橋本地区現地対策班（以下「現地対策班」という。）」にその旨を連絡する。

【設置基準】

（1）風水害等により、地区に甚大な被害が想定される場合

（2）地区連合自主防災隊長が必要と認める場合

風水害時避難場所の運営は、原則として市職員が対応しており、地区連合自主防災隊本部の設置に至らないケースが多い。地区連合自主防災隊本部が設置されない場合は、本部役員は自宅待機とし現地対策班と連絡を取り合う等の情報収集にあたり、必要に応じて各单位自主防災隊の隊長等へ情報を伝達する。

2 本部役員の特集

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、設置基準を確知した本部役員は速やかに特集する。ただし、地区に甚大な被害が想定される場合及び地区連合自主防災隊長が必要と認める場合には、地区連合自主防災隊長が現地対策班と協議の上、本部役員の特集を行う。

3 本部の活動

本部の主な活動は次のとおりとする。

（1）地区内の単位自主防災隊から被害情報等の収集を行う。

（2）収集した情報をもとに対策検討及び支援を行う。

（3）収集した地区の状況について現地対策班に報告する。

4 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達を次により行う。

（1）収集の方法

テレビ、ラジオ、防災行政用同報無線（ひばり放送）、防災メール、相模原市公式LINE、相模原市災害情報Twitter、インターネット等により行う。

（2）伝達の方法

各種電話、FAX、簡易無線、伝令等により伝達を行う。また、伝達にあたっては、簡潔明瞭が肝心であり、「いつ、どこで、なにが、（だれが）、どうして、どのように」の要領で情報伝達を行う。

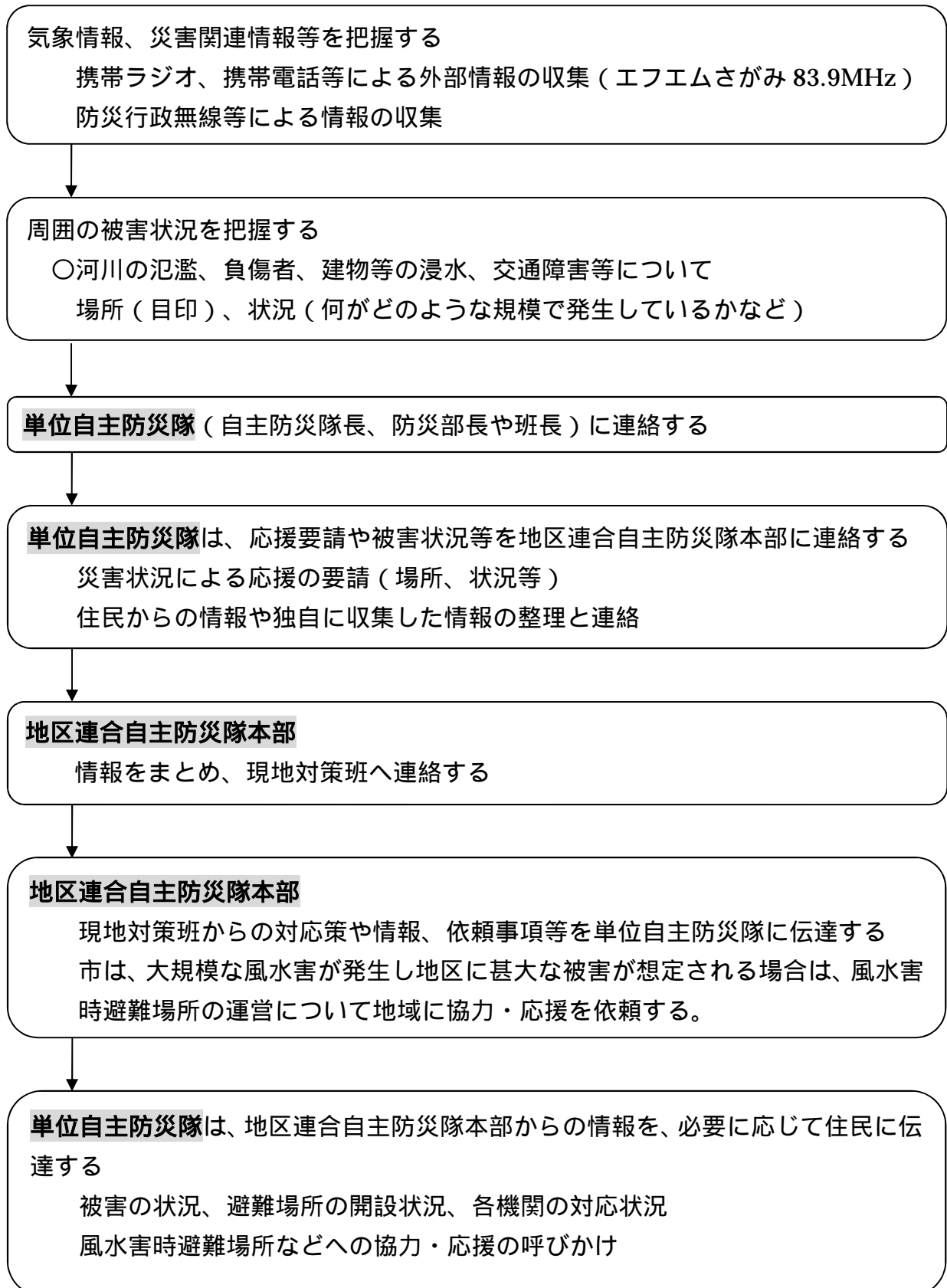
5 本部の廃止

次の場合には現地対策班と協議の上、本部を廃止する。

（1）風水害による災害発生のおそれなくなった場合

- (2) 発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合
- (3) 地区連合自主防災隊長が廃止するべきと判断した場合

【情報収集・伝達活動の流れ】



第2節 応急対策活動

1 災害時要援護者支援

気象庁などからの大雨警報、洪水警報、氾濫警戒情報の発表や市から「高齢者等避難」（警戒レベル3）が発令された場合、単位自主防災隊、地域の民生委員・児童委員及び関係機関等は、浸水区域内に居住しており避難の必要がある身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦及び外国人などの災害時要援護者に対して協力し避難誘導等を行う。

(1) 避難誘導

単位自主防災隊、地域の民生委員・児童委員及び関係機関等は、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内支援組織間での情報を共有する。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととする。

また、避難誘導については、洪水警報、氾濫警戒情報の発表や市から「高齢者等避難」（警戒レベル3）が発令されたことを契機とし、風雨が強くなる前に早期避難を促す。

【災害時要援護者支援活動の流れ】

単位自主防災隊、地域の民生委員・児童委員及び関係機関等は、浸水想定区域内に居住する災害時要援護者が在宅する家屋等を巡回し、安否の確認を行う

民生委員・児童委員や関係団体等の協力を得て、戸別訪問、電話等により確認

単位自主防災隊、地域の民生委員・児童委員及び関係機関等は、避難誘導を行う

単位自主防災隊、地域の民生委員・児童委員及び関係機関等は協力と連携により、避難場所へ誘導する

避難が不要となった場合、状況に応じて避難場所から自宅等へ誘導する

2 救出・救護

(1) 救出・救護活動

浸水や水難事故による要救助者を発見したときは、ただちに119番通報する。

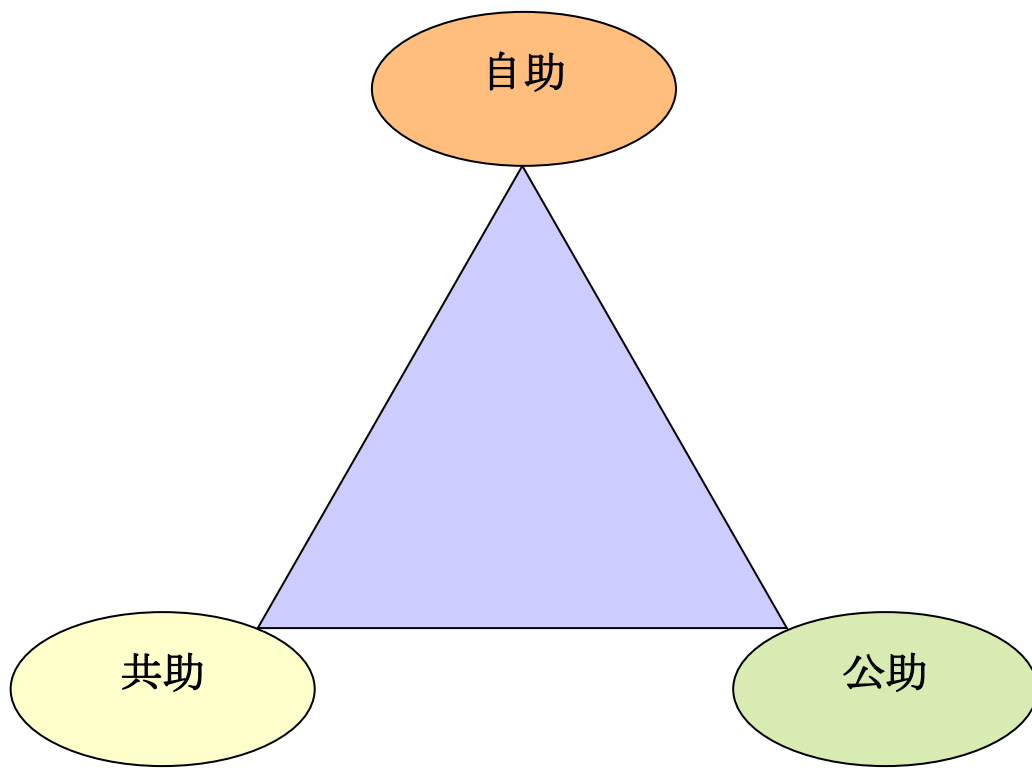
(2) 救出・救護活動等の原則

二次被害を防ぐために慌てて河川等に飛び込むことがないようにする。

単独で行動せずに、周囲にいる人や近くの住人に、大声で助けを求める。

とにかく119番通報等の救助の要請を優先する。救助が到着するまでの間に可能な範囲で救出活動を行う。

大沢地区防災計画



大沢地区まちづくり会議

目 次

1 総 則

第1章 大沢地区防災計画の方針

- 1 目 的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 大沢地区防災計画の構成及び組織編成・・・・・・・・1
- 3 計画の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

- 1 地区居住者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 2 自主防災組織の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3 事業者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 4 中高層共同住宅管理者等の役割・・・・・・・・・・・・5

第3章 地区の概要

- 1 自然的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2 社会的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第4章 防災アセスメント調査による地区被害想定

- 1 想定地震と条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 2 建物被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 3 人的被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 4 ライフラインの被害予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

2 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 2 自主防災組織の育成支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 3 自主防災組織の編成（例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 4 自主防災組織との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 5 出火防止及び初期消火対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 6 火災延焼対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 7 空き家対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 8 災害危険の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 9 中高層共同住宅等の災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 10 洪水浸水被害が予測される場合の対応・・・・・・・・・・・・14

第2章 災害に対する備え

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 2 防災知識の普及・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 3 災害に備えた各家庭での取組・・・・・・・・・・・・・・15
- 4 防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 5 防災資機材等の点検・管理・・・・・・・・・・・・・・16
- 6 消防団の平常時の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 7 災害時要援護者の把握、避難支援体制・・・・・・・・17

3 応急対策計画（地震・風水害）

第1章 地区災害対策本部活動

- 1 地区災害対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 2 本部の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 3 本部の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 4 災害時の動員・連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 5 情報の収集・伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

第2章 応急対策活動

- 1 水防活動、初期消火活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 2 救出・救護・搬送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 3 避難誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 4 災害時要援護者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 5 住民の安否確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 6 在宅避難者の把握・支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 7 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた対応・・22
- 8 避難所運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- 9 ボランティアの活動について・・・・・・・・・・・・・・24
- 10 他組織との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

別 表

- 自治会指定一時避難場所一覧・・・・・・・・・・・・・・・・26

1 総 則

第1章 大沢地区防災計画の方針

1 目 的

東日本大震災をはじめ、これまでの多くの災害の教訓からも、大規模災害の発災直後には、消防や各行政機関など、「公助」による対応にも限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地域自らが対応できる体制をつくることが重要である。

このため、大沢地区の地域特性に応じ、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地区における防災力を高めることを目的とする。

2 大沢地区防災計画の構成及び組織編成

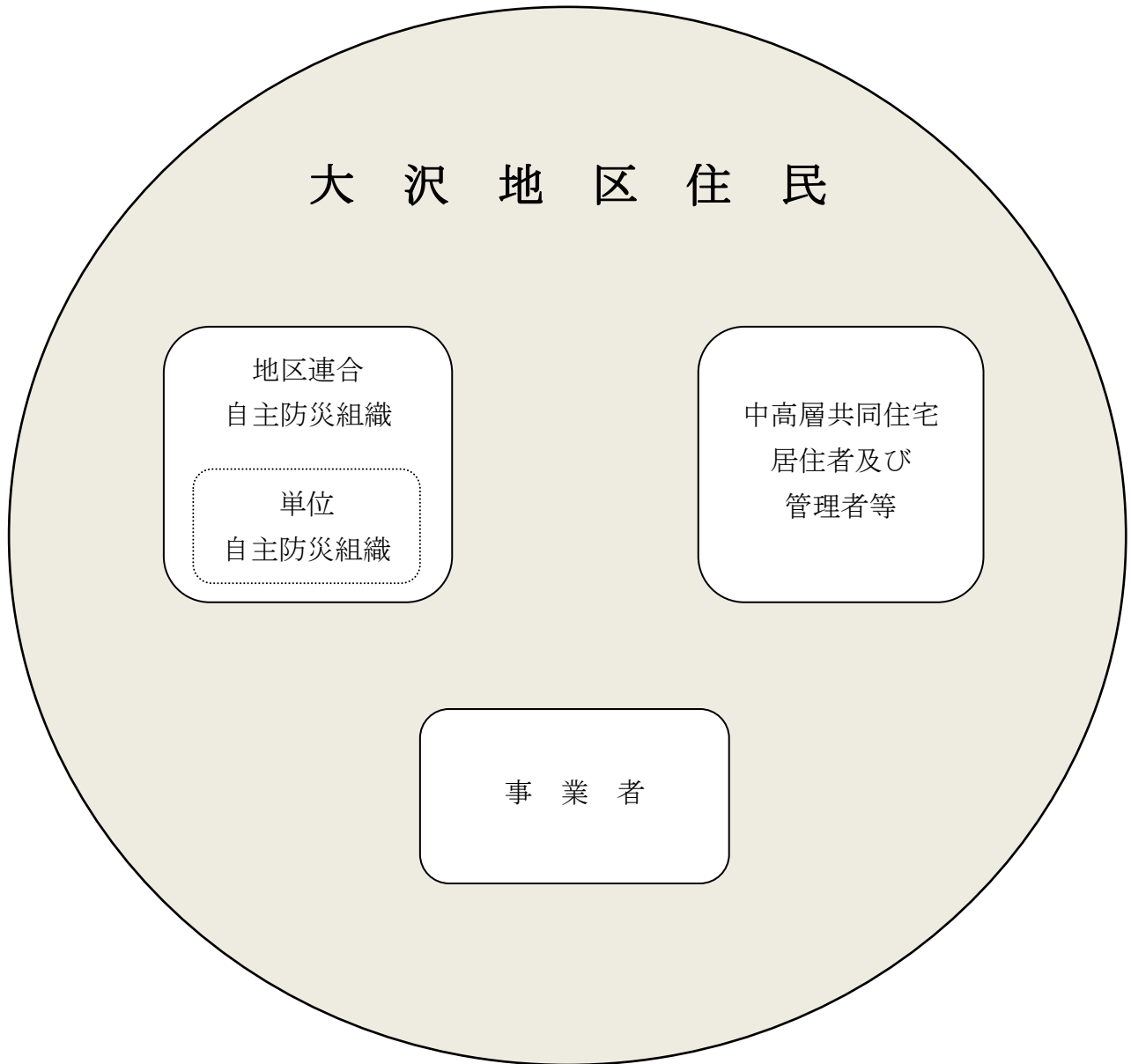
大沢地区防災計画は、総則、予防計画編、応急対策編（地震・風水害）及び資料編で構成する。

大沢地区防災計画のもととなる組織は、地域に密着した活動が不可欠なため、自治会等を母体とした単位自主防災組織とし、また、大沢地区としての連絡体制や協力体制を確保し、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、大沢地区自治会連合会を連合自主防災組織とする。

計 画 の 構 成

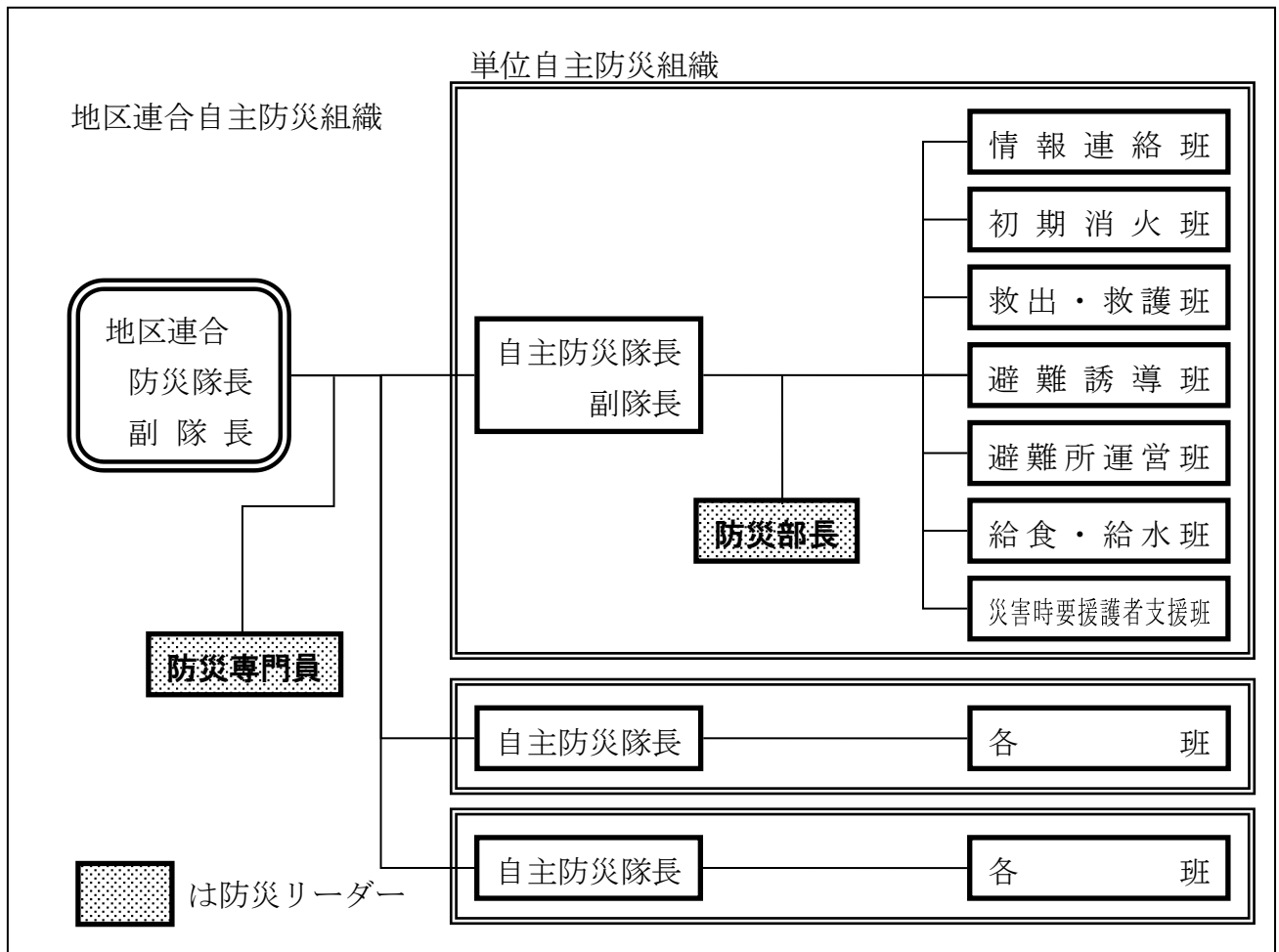


地 区 連 携 図



地区内で共助による連携強化を図る

自主防災組織編成図



3 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

また、多様な主体の意見を反映できるよう、計画の検討・修正の際は、女性、災害時要援護者支援団体、地域企業等の参画を促進する。

※計画の修正（見直し案）基本方針

- ・ 計画内容に影響のない修正（法令等の引用条文など）については、適宜、修正を行い、まちづくり会議等に報告をすることとする。
- ・ 計画内容に変更を伴う修正については、計画策定組織に準じた構成員により、検討・調整を行い、まちづくり会議へ付議し、意見を聞くものとする。

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割

- (1) 「自らの身は自ら守る(自助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練など大沢地区の防災活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりをすすめ、災害に強い居住者と大沢地区を形成する。
- (2) 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時には少なくとも最低3日以上(1週間分程度が望ましい)の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組を実施する。
また、過去の災害の教訓を伝承し、災害時には自らの情報を発信する。
- (3) 災害時には、共助の視点の下、大沢地区内の近隣世帯、いわゆる「隣近所」が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出・救護等に努めるとともに、避難するに当たっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。
- (4) 自主防災組織へ参加し、体制等の整備、教育訓練に協力するとともに、災害時には大沢地区の住民・事業者・中高層共同住宅居住者及び管理者等と連携して各種活動を円滑に実施するよう「共助」の取組を実施する。
- (5) その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に、積極的に協力する。

2 自主防災組織の役割

- (1) 日頃から、大沢地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、大沢地区内の防災に係る方針の策定支援や防災マップ、防災活動用資機材の整備、点検を実施する。
- (2) 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、組織員の教育訓練を推進するとともに、大沢地区住民の参加、事業者及び中高層共同住宅居住者及び管理者等との連携の促進等、大沢地区全体の防災力を向上させる取組を実施する。
- (3) 災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の支援等を実施する。

3 事業者の役割

- (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員等の発災時の一斉帰宅抑制のための最低3日以上（1週間分程度が望ましい）の食料及び飲料水等の備蓄、初期消火、救出・救護等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- (2) 対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、大沢地区住民及び自主防災組織等と連携して、防災訓練など大沢地区の防災活動に積極的に参加し、大沢地区の共助に取り組むよう努める。
- (3) 災害が発生した場合には、市、大沢地区住民及び自主防災組織等と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

4 中高層共同住宅管理者等の役割

- (1) 日頃から、建物及び設備の耐震性の維持、確保に努める。
- (2) 地震等によるエレベータや電気、ガス、上下水道等の停止を想定した、居住者の生活支障対策用設備（自家用発電、飲料水、簡易トイレ等）及び資機材の整備並びに共同住宅内の自主防災体制の整備に努める。
- (3) 周辺住民や自主防災組織等との連携強化に努めるとともに、防災訓練など大沢地区の防災活動に積極的に参加し、大沢地区の共助に取り組むよう努める。
- (4) 災害時には、居住者等の防災活動を統括し、中高層階居住者の生活支障対策（自家用発電、飲料水、簡易トイレ等）を実施するとともに、市、大沢地区住民及び自主防災組織等と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

第3章 地区の概要

1 自然的条件

(1) 特徴

大沢地区の地形は、相模川沿いの低地と2段の台地（上段、中段）からなり、台地の境には段丘崖が発達し、台地（中段）上を鳩川が流れている。

台地は主に住宅地、農地として、低地は主に公園として利用されている。

(2) 主な自然災害

平成27年の水防法の改正により、最大規模降雨量（※1）を想定し、「洪水浸水想定区域」のほか、木造家屋が倒壊するような堤防決壊による氾濫流や河岸が削られて崩れるような河岸浸食が生じる「家屋倒壊等氾濫想定区域」が示されている。

大沢地区では、相模川及び鳩川沿いに浸水（内水）が想定され、鳩川沿いの一部住宅地については、床下、床上浸水が想定される。

河川の氾濫については、相模川清流の里付近において、氾濫の危険が想定されている。

土砂災害としては、相模川沿いの傾斜地一帯と鳩川沿いの一部傾斜地及び下九沢の一部傾斜地が土砂災害警戒区域等に指定されている。

※1 想定最大規模降雨量：おおむね1,000年に1回程度の確率で発生する大雨。鳩川上流では24時間総雨量333mm、相模川では48時間総雨量567mm。

2 社会的条件

(1) 人口

大沢地区の人口は令和4年4月1日現在（住民基本台帳）、男性16,581人、女性16,416人、合計32,997人で、年齢別では、年少人口（15歳未満）が13.2%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）59.4%、高齢人口（65歳以上）が27.4%となっている。

なお、平均年齢は、46.46歳である。

(2) 交通及び緊急輸送路

主要な道路は台地（中段）にあり、大沢地区の西部を県道48号鍛冶谷相模原線が、東部を県道508号厚木城山線が通っており、中心部を南北に市道下九沢大島線が通っている。災害時の緊急輸送路としては、市道下九沢大島線、県道48号鍛冶谷相模原線及び同路線から避難所である各小中学校へ指定されている。

(3) 避難所・広域避難場所等

大沢地区には4校の小学校(大沢小学校、大島小学校、九沢小学校、作の口小学校)と2校の中学校(内出中学校、大沢中学校)があり、災害時には避難所として指定されている。(大沢小学校については、避難所・救護所の指定)

なお、風水害時避難場所「洪水及び土砂」として、小学校4校(大沢小学校、大島小学校、九沢小学校、作の口小学校)と大沢公民館が指定されている。

また、広域避難場所としては、県立相模原総合高等学校、相模原北公園が指定されており、近隣の広域避難場所として、下九沢団地一帯が指定されている。

※城山ダムの緊急放流などの際に、風水害時避難場所として、北総合体育館を開設する可能性がある。(令和元年東日本台風における城山ダム緊急放流)

第4章 防災アセスメント調査による地区被害想定

(平成26年5月)

1 想定地震と条件

想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。

想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震（マグニチュード7.1）
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震（マグニチュード7.1）
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生する マグニチュード8クラスの海溝型地震
条件	季節・時刻	夏12時、冬18時、冬深夜2時の3ケース
	天候	晴れ、風速3m（本市の平均風速）

2 建物被害

建物被害は次のとおりである。（冬18時）

想定地震	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
東部直下地震	8,935	420	54	3	1,259
西部直下地震	8,935	407	19	3	1,246
大正関東タイプ地震	8,935	28	0	0	355

単位：棟

3 人的被害

		東部直下地震	西部直下地震	大正関東 タイプ地震
冬2時	死者	26	26	1
	閉込者	133	129	9
	重傷者	35	34	2
	軽傷者	219	214	55
冬18時	避難者当日	1,041	961	122
	避難者1週間後	2,542	2,468	830

単位：人

4 ライフラインの被害予測

緑区で想定されているライフライン被害は次のとおりである。

(1) 上水道（※西部直下地震）

夜間 人口	給水 人口	断水域内人口			断水人口率		
		1日後	1週間後	1か月後	1日後	1週間後	1か月後
176,192	172,185	132,353	99,642	18,811	77%	58%	11%

(2) 都市ガス（※東部直下地震）

夜間人口	都市ガス 供給域内人口	供給停止人口率		
		1日後	1週間後	1か月後
176,192	97,972	100%	98%	62%

(3) 電気（※西部直下地震）

夜間人口	停電域内人口			停電人口率		
	1日後	3日後	1週間後	1日後	3日後	1週間後
176,192	117,277	45,685	3,084	67%	26%	2%

※大沢地区では、想定地震である東部直下地震と西部直下地震の震源域が重なりあう地区であり、想定地震によっては、被害量が異なるため、最大被害量となる想定地震から抽出した。

2 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針

震災時の火災や火災による延焼被害等を最小限にとどめるため、倒壊の危険性のある空き家対策や中高層共同住宅等の災害対策及び大沢地区の特性に応じた災害対策を促進し、生命と財産を守る災害に強い大沢地区づくりを推進する。

2 自主防災組織の育成支援

- (1) 大沢地区は、地区防災活動の推進を図り、自治会等を中心とした自主防災組織の育成を推進するとともに大沢地区内の防災リーダーを支援する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- (2) 大沢地区は、自主防災組織が、災害時に有効に活動できるよう組織の充実強化を図るための訓練等を支援する。

3 自主防災組織の編成（例）

(1) 単位自主防災組織

単位自主防災組織は、各自主防災組織の規模や活動の状況等に応じて編成することが大切であり、円滑な防災活動を行えるよう、以下の基本的な方針に沿った組織づくりとする。

自主防災隊長	地区連合自主防災組織との連絡調整や防災訓練等の計画・実施、組織内の情報伝達体制の整備
副隊長	自主防災隊長の補佐
防災部長	自主防災隊長の補佐及び防災活動に係る各班への専門的、技術的指導・指揮

本 部	各班の総合調整、地域全体の防災活動の統率
情報連絡班	情報の収集・伝達活動
初期消火班	消火器等による初期消火活動
救出・救護班	負傷者の救出・救護活動
避難誘導班	住民の避難誘導活動
避難所運営班	避難所の運営活動
給食・給水班	炊き出し等給食・給水活動
災害時要援護者支援班	災害時要援護者への支援活動

【各班の平常時・災害時の役割】

	平常時	災害時
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等。	被害情報等を収集し、地区連合自主防災組織を通じて、市の現地対策班に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達する。
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制の構築に努める。	安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得する。	周囲の人の協力を求め、負傷者等の救出・救護活動を行う。負傷者の応急手当と救護所への搬送。
避難誘導班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェックを行う。	全員が安全に避難できるように避難誘導を行う。避難者の安全確保、安全確認を行う。
避難所運営班	避難所運営本部の立ち上げ及び運営方法について訓練を行う。	施設管理者や市職員と協力し、「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所の自主的な運営を行う。
給食・給水班	炊き出し方法、給食の配分方法、給水方法を習得する。	給食・給水のルールをつくり、秩序ある給食・給水活動を行う。
災害時要援護者支援班	要援護者の把握、支援方法の確立に努める。	関係団体や地域住民と協力して、要援護者各人の要望を親身になって聞き、要援護者活動に取り組む。

(2) 地区連合自主防災組織

地区連合防災隊長	防災に関わる市との連絡調整や地域防災訓練等の計画・実施、地区連合自主防災組織間の連絡協力体制づくり
副隊長	地区連合防災隊長の補佐
防災専門員	地区連合防災隊長の補佐及び防災活動に係る専門的、技術的指導・指揮

平常時	災害時
<p>地区連合防災隊長や防災専門員は、協力・連携し、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練、炊き出し等給食・給水訓練、災害時要援護者支援訓練など、単位自主防災組織を超えた地域防災訓練、イベント等の計画・実施を行う。</p> <p>地区連合防災隊長や防災専門員は、市や構成単位自主防災組織との間に立ち、防災関連情報等の連絡や防災訓練等に関する調整などを行う。</p>	<p>災害時には、地区連合防災隊長や防災専門員など、事前に決められた人員により、本部を設置し、市（現地対策班）・単位自主防災組織との間に立ち、情報のとりまとめ・伝達活動を行う。</p> <p>単位自主防災組織や避難所間の連絡・調整をするとともに、被害の大きいところに集中的な対応を行うなど、単位自主防災組織を超えた効果的な災害対応を行う。</p> <p>なお、地区連合自主防災組織の本部は、市の現地対策班とともに、各出張所及び本庁管内公民館に設置する。</p>

4 自主防災組織との連携

事業者・中高層共同住宅居住者及び管理者等については、自主防災組織が行う各種役割について、積極的に協力するとともに、大沢地区内での地域コミュニティの形成を図るよう努める。

また、災害時に備え円滑な防災活動を行えるよう、各種役割分担や連絡体制の充実強化に努める。

5 出火防止及び初期消火対策

(1) 出火防止

大地震時等においては、各所に同時多発的な出火が考えられ、道路、建物の損壊による障害物などが重なると、消防力は大きく阻害される。また、強風、夜間といった悪条件が加わると一層火災の拡大が懸念されることから、出火防止の徹底を図るため、各家庭において、主として次の事項に重点を置いて点検整備する。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物品等の保管状況
- ③ 消火器等の消火資機材の整備状況
- ④ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

大地震発生時等には、火災の同時多発、消防車の通行不能、消火栓の使用不能等により、消防機関の活動は通常の火災の場合よりも大幅に制限される。

すべての住民が自宅や近隣所といったごく身近なところで初期消火活動を実践し、火災の拡大を防御することが重要であるため、安全を確保しつつ、迅速に初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。

初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材を配備する。

- ① 可搬式（小型）動力ポンプの防火水槽付近への配備
- ② 消火器、簡易消火具等の各家庭への配備

6 火災延焼対策

甚大な人命被害をもたらす市街地大火や火災旋風など、大規模地震に伴う火災延焼を最小限にとどめるために、道路の拡幅や建築物の不燃化を推進する。

また、木造密集地など市街地大火の危険の高いところや高層建物など炎上による死亡リスクの高いところについては、感震ブレーカーの設置を促進するなどの啓発を行う。

7 空き家対策

市と連携して、所有者等による空き家の適正管理を啓発するとともに、利活用や危険な空き家の防止を促すことにより、新たな空き家の発生を抑制し、地区の防災力向上につなげていく。

8 災害危険の把握

災害予防に資するため、次のとおり地区固有の防災問題に関する把握を行う。

また、それらを記載した地図を作成し、大沢地区内で情報共有する。

(1) 把握事項は、次のとおりとする。

- ① 危険地域、区域等

- ② 大沢地区の防災施設、設備
- ③ 過去の災害履歴、災害に関する伝承

(2) 把握の主な方法は、次のとおりとする。

- ① 相模原市防災アセスメント調査
- ② 相模原市地区別防災カルテ
- ③ 相模原市ハザードマップ（洪水・土砂）
- ④ 防災まちあるき
- ⑤ さがみはら防災マップ

9 中高層共同住宅等の災害対策

中高層共同住宅等の管理者は、敷地・建物内に防災備蓄スペース、防災対応トイレなど、ライフラインが復旧するまでの間、居住者が自立生活できるための震災対策用設備等を確保するよう努める。

また、必要に応じ火災対策として、感震ブレーカー等の設置に努める。

10 洪水浸水被害が予測される場合の対応

神奈川県から城山ダム緊急放流実施の連絡や台風に伴う大雨の影響により、相模川沿いに洪水浸水被害が予測される場合には、現地対策班と連携を図るとともに、城山ダム緊急放流タイムラインに基づき対応する。

第2章 災害に対する備え

1 基本方針

日ごろから災害に対する十分な備えを行うとともに、発災直後の迅速かつ効果的な対応を図ることで被害を軽減する。

2 防災知識の普及・啓発

地区住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、火災、水災等についての知識に関すること。
- ③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ④ 避難行動の考え方に関すること。
- ⑤ 地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。
- ⑥ 食料等を最低3日以上確保することの重要性に関すること。
(1週間分程度が望ましい)
- ⑦ 住宅の安全対策に関すること。(耐震化、感震ブレーカー、家具の固定等)
- ⑧ ブロック塀の安全対策に関すること。
- ⑨ マイ・タイムライン作成に関すること。
- ⑩ ペットの災害対策に関すること。
- ⑪ 南海トラフ地震臨時情報に関すること。
- ⑫ 防災メールやテレビ神奈川データ放送など防災情報の取得に関すること。
- ⑬ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法は、次のとおりとする。

- ① 広報誌、パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布
- ② 講演会、座談会、映画上映会等の開催
- ③ パネル等の展示
- ④ 防災地図等の作成

(3) 実施時期

火災予防運動期間(春季3/1～3/7、秋季11/9～11/15)、市防災週間等防災関係諸行事(市防災週間・毎年7月第1土曜日から始まる1週間)の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

3 災害に備えた各家庭での取組

月に一度は家族全員で防災会議を開き、地震災害を想定して、わが家の安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどの話し合いを行う。また、非常持ち出し品や防災用具の点検や補充を随時実施する。

4 防災訓練の実施

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類（自主防災組織単位）

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 避難訓練
- ④ 救出・救護訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ 図上訓練（DIG¹、HUG²）
- ⑦ クロスロード³

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

また、相模原市等が行う訓練に参加する。

(4) 体験イベント型訓練

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(6) 訓練の時期及び回数

訓練は、原則として春季（3/1～3/7）及び秋季（11/9～11/15）の火災予防運動期間中並びに防災の日（9/1）に実施する。総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

5 防災資機材等の点検・管理

防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

【資料-配備計画書】

(2) 定期点検

市防災週間（毎年7月第1土曜日から始まる1週間）を全資機材の点検日とする。

¹災害図上訓練 地図を用いて防災対策を検討する訓練のこと ²避難所運営ゲーム 避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲーム ³阪神・淡路大震災で、災害対応にあたった神戸市職員の体験談をもとに作成されたカードゲーム形式の防災教材

6 消防団の平常時の活動

消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関です。地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。

(1) 平常時の任務

① 火災予防啓発活動

地区の防災訓練や市が行う総合防災訓練に参加したり、各種火災予防運動などを通じて火災予防を呼びかけています。

② 消防施設の保全

各分団には、その活動の拠点となる詰所があり、火災等の災害に備えて常に整備された状態で管理されています。また、各分団に配備されている機械器具等についても最善の状態に管理するとともに、器具の取扱い訓練を通じて、その習熟に努めています。

③ 教育訓練

消防団の任務遂行に必要な専門的知識や技能を習得するために様々な研修、教育及び訓練を行っています。

④ 地区の行事等への参加

地区の行事（お祭り等）での警戒活動や防災指導。地区会合へ出席し、消防団活動の紹介や防火防災の広報活動などを行っています。

(2) 消防団の主な施設・装備の点検・整備

消防団が効果的な災害活動を行うため、消防団詰所、消防車両および可搬ポンプなどの施設や資機材、防火衣などの装備を点検整備しています。

7 災害時要援護者の把握、避難支援体制

災害が発生した場合に、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者などに対する適切な応急対応及び救援活動を行うため、各地域の特性や実情を考慮し、日頃から大沢地区のコミュニティの形成や社会福祉活動に積極的に取り組み、災害時に備える。

なお、単位自治会などを中心とした災害時要援護者への避難支援体制づくりについては「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考にして対策に努めることとする。

(1) 災害時要援護者名簿の活用

災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者名簿を活用し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会等と連携を取り合って救出・救護活動を行う。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し、訓練等に反映させる。

(3) 災害時要援護者の避難支援

市長から避難指示、勧告等が出たとき、又は大沢地区防災組織の会長等が避難の必要があると認めたとき、会長等の避難支援開始の指示に基づき、災害時要援護者を安全に避難場所へ誘導を行う。

(4) 避難場所等

① 避難経路 別紙大沢地区防災カルテ等参照

② 避難場所等 次のとおり（一時避難場所は別表とする）

広域避難場所	県立相模原総合高等学校	相模原北公園	下九沢団地一帯
避難所	大沢小学校	大島小学校	九沢小学校
	作の口小学校	内出中学校	大沢中学校
救護所	大沢小学校		
※風水害時避難場所	大沢公民館（洪水・土砂）	小学校4校（洪水・土砂）	

※風水害時避難場所

- ・大雨による被害から一時的に逃れるために避難する場所
- ・各自治会が指定する建物（自治会館等）は自治会が運営
- ・市が指定する公共施設（公民館及び小学校）は市の担当職員が運営

[城山ダムの緊急放流などの際に、北総合体育館を開設する可能性がある。（令和元年東日本台風における城山ダム緊急放流）]

3 応急対策計画 (地震・風水害)

第1章 地区災害対策本部活動

1 地区災害対策本部の設置

相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合、または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合、もしくは風水害等により、大沢地区に甚大な災害被害が想定される場合には、大沢まちづくりセンター内に「大沢地区災害対策本部（以下「本部」という。）」を設置する。

本部を設置した場合には、「市緑区本部大沢まちづくりセンター班現地対策班（以下「市大沢現地対策班」という。）」にその旨を連絡する。

2 本部の活動

本部は、大沢地区内の被害情報等の収集及び災害時要援護者の避難支援を行うとともに、大沢地区の状況について市大沢現地対策班に報告する。

また、避難所運営協議会と市大沢現地対策班との連絡・調整を行う。

3 本部の廃止

地震、風水害等による災害発生のおそれなくなった場合、国から後発地震に対して注意する措置の解除が呼びかけられた場合、もしくは発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合には、本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、市大沢現地対策班にその旨を連絡する。

4 災害時の動員・連絡体制

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、会長等は地区内の連絡体制基準等により動員を行う。ただし、状況により必要と認められるときは、基準と異なる動員を行うことができる。

5 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達を次により行う。

（情報の収集・伝達の方法）

情報の収集・伝達は、テレビ、ラジオ、各種電話、防災行政無線（ひばり放送）、ファックス、インターネット、伝令等による。

情報は、簡潔明瞭が肝心であり、「いつ、どこで、なにが、（だれが）、どうして、どのように」の要領で情報を収集し、伝達する。

第2章 応急対策活動

1 水防活動、初期消火活動

(1) 水防活動

風水害時、雨量の増加による浸水（内水）や河川水位が堤防高近くになった場合には、浸水（内水）被害や堤防被害を防ぐため市及び消防機関に協力し土のう積を行う。

(2) 初期消火活動

発災後、初期段階においては、大沢地区住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

なお、火災に際しては初期消火が特に重要になるため、自主防災組織等は各家庭に対して、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

2 救出・救護・搬送

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 救出・救護活動等の原則

- ① 救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行う。
- ② 救出・救護の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救護を優先して実施する。
- ③ 傷病者の救急搬送は、救命・救急処置を必要とする者を優先して、医療機関等に搬送し、その他の傷病者は、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を行う。

(3) 医療機関等への搬送

救出・救護班は、負傷者が医師の手当を必要とすると認めたととき、または避難所から医療機関等への搬送が必要とされる時は、原則として、救護所または拠点救護所に搬送する。

- ① 大沢小学校（救護所）
- ② 相模原中央メディカルセンター（拠点救護所）
- ③ 森田病院、晃友脳神経外科眼科病院（地域救護病院）
- ④ 相模原協同病院、相模原赤十字病院（災害拠点病院）
- ⑤ その他（別添大沢地区防災カルテ等参照）

(4) 消防の出動要請

救出・救護班は、消防による救出が必要であると認めるときは、119番通報し、消防の出動を要請する。

3 避難誘導

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、区域内にいる全ての人に対して、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長から避難指示が発令されたとき、城山ダム緊急放流が発表されたとき、又は地区防災組織の会長等が避難の必要があると認めたとき、会長等は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長等の避難誘導開始の指示を受けた時は、避難計画に基づき、住民を避難場所に誘導する。

(3) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、各避難所運営マニュアルのとおりとする。

(4) 避難場所等

① 避難経路 別紙大沢地区防災カルテ等参照

② 避難場所等 次のとおり（一時避難場所は別表とする）

広域避難場所	県立相模原総合高等学校	相模原北公園	下九沢団地一帯
避難所	大沢小学校	大島小学校	九沢小学校
	作の口小学校	内出中学校	大沢中学校
救護所	大沢小学校		
※風水害時避難場所	大沢公民館（洪水・土砂）	小学校4校（洪水・土砂）	

※風水害時避難場所

- ・大雨による被害から一時的に逃れるために避難する場所
- ・各自治会が指定する建物（自治会館等）は自治会が運営
- ・市が指定する公共施設（公民館及び小学校）は市の担当職員が運営

[城山ダムの緊急放流などの際に、風水害時避難場所として、北総合体育館を開設する可能性がある。（令和元年東日本台風における城山ダム緊急放流）]

4 災害時要援護者対策

災害時において、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者に対して、大沢地区住民及び関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとする。

(1) 災害発生時の対応

災害発生後概ね3日間を目途に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行うこととする。

なお、単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考にして対策に努めることとする。

(2) 情報収集

大規模災害が発生した場合、支援組織は安全が確保される範囲内において、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、大沢地区内支援組織間での情報を共有するとともに本部に報告する。

なお、単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考にして対策に努めることとする。

(3) 避難誘導

発災後の避難誘導方法及び災害時要援護者別状況の対応については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととし、避難経路、避難場所については、安全を確認の上、指定された場所等に速やかに誘導することとする。

5 住民の安否確認

大沢地区内の自主防災組織等は、避難所運営協議会及び市大沢現地対策班から、住民の安否確認の情報収集を行い、必要に応じて救出・救護班、避難誘導班等により編成された、現地確認班等が、安全が確保される範囲内において現地確認を行い、住民の安否確認の情報収集を行う。

また、収集された情報については、適時、本部に報告を行い、報告を受けた本部は、随時、市大沢現地対策班に報告する。

6 在宅避難者の把握・支援

大沢地区内の自主防災組織等は、避難所運営協議会及び市大沢現地対策班から、在宅避難者の情報収集を行うとともに、随時、現地等での情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営協議会及び市大沢現地対策班と協力して在宅避難者への支援を行う。

7 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた対応

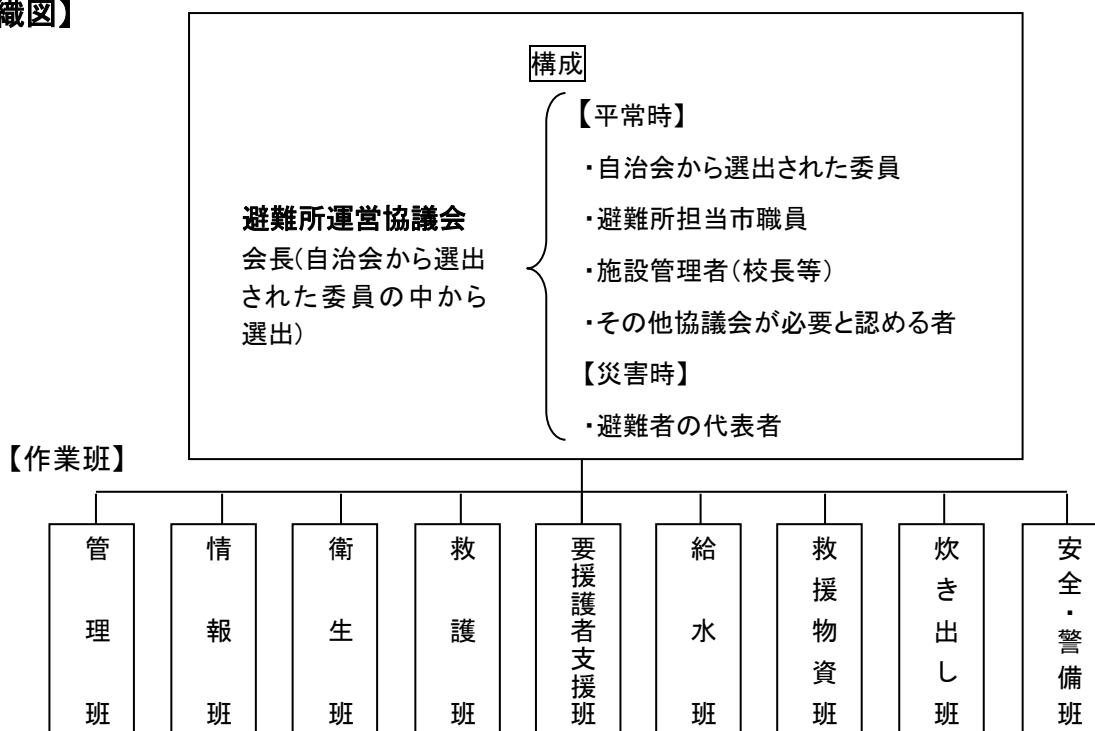
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表され、事前の準備行動等を行う必要があると認められた場合には、後発地震の発生に備えた事前避難対策等を実施する。

8 避難所運営

避難所運営については、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営協議会が中心となって、避難所運営を行うこととする。

また、避難所の運営に当たっては、「避難所運営マニュアル 新型コロナウイルス感染症対策編」に基づき、感染症予防の対策を行うこととする。

【組織図】



【各班の役割】

班名	平常時	災害時
管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営方法の検討 ・生活ルールの作成 ・検討及びルールに基づいた訓練の実施 	避難所の安全管理、居住区画の設定等、衛生対策
情報班		避難者名簿の作成、市災害対策本部等との情報交換、避難者への情報提供、避難所の設営及び避難者の受入れ
衛生班		施設のトイレ衛生対策、ペット同行避難者への対応
救護班		負傷者の救護、けがをしている場合の救護者への対応
要援護者支援班		要援護者を巡回し、個々の状況の聞き取り調査
給水班		飲料水の確保、不足した場合の対応
救援物資班		救援物資の受入れ、救援物資の配布、物資の要請
炊き出し班		炊き出しの実施、水食料などの要請
安全・警備班		避難所内での事故・盗難防止等の安全管理

9 ボランティアの活動について

災害時におけるボランティア活動による支援については、市大沢現地対策班等と連絡調整を行い、以下の各種活動分野に対して、必要に応じて支援を要請することとする。

(1) 専門ボランティアの活動分野

- ア 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等）
- イ 福祉（手話通話、介護士）
- ウ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）
- エ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者）
- オ 通訳（外国語通訳）
- カ 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）
- キ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
- ク その他専門知識や技能を必要とする分野

(2) 生活支援ボランティアの活動分野

- ア 救援物資の整理、仕分け、配分
- イ 避難所の運営補助
- ウ 救護所の運営補助
- エ 清 掃
- オ 災害時要援護者等の生活支援
- カ 広報資料の作成
- キ その他危険のない作業

10 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の地区防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

<p>他の自主防災組織との連携強化する</p>	<p>単位自主防災組織を超えた連携として、地区連合自主防災組織があるが、その他、以下のような連携づくりに努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○隣接する自主防災組織との連携（小規模な組織での合同訓練の実施等） ○地区連合自主防災組織間の連携・協力応援体制
<p>市の支援体制を活用する</p>	<p>自主防災組織は、防災の専門家や関係機関の指導、助言を必要とする面もある。各種訓練の実施や日常活動を効果的に進めるためには、行政機関や防災関係機関との協力関係が必要である。</p> <p>毎年、「自主防災組織変更届出書」を大沢まちづくりセンター等に提出する際や、自主防災訓練、防災研修会、事業所訓練を実施するため「防災訓練等実施申請書」や「消防訓練等実施申請書」を受持ちの消防署所に申請することによって、様々な市からの支援が受けられる体制となっている。</p>
<p>事業所との協力関係を構築する</p>	<p>平日の昼間への対応として、地域にある事業所と協力関係を構築しておくことは有効な手段である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平常時の連携づくり <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の自主防災組織への参加促進 ・事業所の防災訓練への参加促進 ○災害時における協力関係の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所内で編成する自衛消防隊の初動期での周辺地域への応援 ・事業所で保有する重機・機器及び関係施設の活用 ○市の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所への意識啓発 ・協力関係構築に関する指導
<p>避難所運営を念頭においた協力体制をつくる</p>	<p>避難所の運営は、避難者や自主防災組織が中心に行うことになるが、避難所の運営を円滑に行うため、平常時から、同一避難所に避難する単位自主防災組織相互、校長等及び避難所担当市職員とそれぞれの役割、業務内容などについて理解を深める協議の場を設けるとともに、実践的な避難所運営訓練を行うことが必要である。</p> <p>特に、単位自主防災組織の避難所運営班は、避難所運営本部の立ち上げを行うとともに、運営本部内に組織される各作業班に加わり、具体的な運営管理を行う。</p>
<p>協力を依頼する人達との取り決めを行う</p>	<p>医療関係従事者、民生委員・児童委員、建設業関係従事者、大型建設機械の操作技術者、その他の特殊技能者、アマチュア無線や手話通訳、救急救命士、応急危険度判定士等の資格取得者、ボランティア活動の希望者など、災害時に協力を依頼することが考えられる人、特に地域に在住・在勤している人達と災害時の協力・応援に関する取り決めを結んでおくことは、いざというときに非常に役に立つ。</p>

自治会指定一時避難場所一覧

一時避難場所	長徳寺 (1) (緑区大島 756)	大沢小学校 (2) (緑区大島 1566)	大島ふれあい広場(2) (緑区大島 3266-1)
	中の郷自治会公会堂 (2) (緑区大島 3201)	日々神社(3) (緑区大島 2250)	常盤自治会館 (3) (緑区大島 2230-4)
	常盤子どもの広場(3) (緑区大島 2652-1. 3. 4)	古清水自治会館(4) (緑区大島 2357-2)	上九沢自治会館(5) (緑区上九沢 69-1)
	大島小学校(5) (緑区大島 1121-19)	上九沢子ども広場(5) (緑区上九沢 86)	日之森神社(6) (緑区下九沢 2351-2)
	九沢八坂神社(6) (緑区下九沢 1991-3)	九沢中央子ども広場(6) (緑区下九沢 2359-1. 5)	九沢自治会館(6) (緑区下九沢 2440)
	御嶽神社(7) (緑区下九沢 1336)	塚場自治会館(7) (緑区下九沢 1315)	宮下自治会館脇駐車場 (8) (緑区下九沢 582-1)
	作の口児童館・子供広場 (9) (緑区下九沢 498-1)	作の口小学校(9) (緑区下九沢 459-1)	上九沢集会所(10) (11) (緑区上九沢 4-19)
	桜木台公園(12) (緑区下九沢 479-47)	大島団地公園・県営大島団地 集会所(13) (緑区大島 11)	九沢小学校(14) (緑区大島 1859-3)
	上中ノ原団地中央広場 (15) (緑区下九沢 1558)	大沢団地スポーツ広場 (16) (緑区下九沢 1764)	グリーンヒル下九沢自治 会集会所・塚場公園(17) (緑区下九沢 1590-1)

※名称括弧内数字が自治会一覧の数字

大沢地区自治会一覧

1. 上大島	2. 中の郷	3. 常盤	4. 古清水
5. 上九沢	6. 九沢	7. 塚場	8. 下九沢宮下
9. 作の口	10. 上九沢西	11. 上九沢中央	12. 桜木台
13. 県営大島団地	14. 神明平	15. 上中ノ原団地	16. 大沢団地
17. グリーンヒル下九沢			

城山地区防災計画

城山地区防災計画修正検討協議会

目 次

I 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目 的	1
2 計画の構成	1
3 計画の推進体制	1
4 組織編成	1
5 計画の修正	3

第2章 地区の概要

1 自然的条件（特徴）	4
2 社会的条件	4
3 地区の現状	4

第3章 城山地区の被害想定

1 防災アセスメント調査による地区被害想定	6
2 土砂災害・水害の危険性	7
3 孤立対策推進地区	7

第4章 地区住民・自主防災隊等の役割

1 地区住民	8
2 自主防災隊	8
3 避難所運営協議会	8
4 事業者	8
5 中高層・共同住宅管理者等	8

II 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針	11
2 自主防災隊等の育成支援	11
3 自主防災隊等の編成と各班の役割	11
4 出火防止及び初期消火対策	16
5 災害危険の把握	16
6 中高層・共同住宅等の災害対策	17
7 新型コロナウイルス等の感染症対策	17

第2章 災害に対する備え

1 基本方針	18
2 防災知識の普及・啓発	18
3 災害に備えた各家庭での取組	19
4 防災訓練の実施	19

5	防災資機材等の点検・管理	21
6	災害時要援護者の把握、避難支援体制	22

Ⅲ 応急対策計画（地震・風水害）

第1章 地区災害対策本部等の活動

1	城山地区災害対策本部の設置	23
2	地区本部の活動	23
3	災害時の動員・連絡体制	23
4	情報の収集・伝達	23
5	災害時における情報収集・伝達・避難等の流れ	24
6	地区本部の解散	26

第2章 応急対策活動

1	初期消火活動及び水防活動	27
2	救出・救護・搬送	28
3	避難誘導	29
4	災害時要援護者対策	30
5	住民の安否確認	32
6	在宅避難者の把握・支援	32
7	避難所運営	32
8	ボランティアの活動	34
9	他組織との連携	35

I 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目 的

首都直下地震や南海トラフ地震のような大規模広域災害が発生した直後には、状況にあわせて適切な避難行動を行う等、自分自身の命や身の安全を守る（自助）とともに、隣近所で協力して、生き埋めになった人の救出活動や要援護者の避難誘導を行う等、地域コミュニティでの相互の助け合い等（共助）が重要になっている。

また、東日本大震災においては、地震や津波によって多くの市町村職員が被災する等、本来被災者を支援すべき行政自体が被災してしまい、行政機能（公助）が麻痺した。

このように大規模広域災害時における「公助の限界」が明らかになるとともに、自助、共助及び公助がかみ合わないと、大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないことが認識された。

このため、本計画においても「自助」・「共助」の考え方を基本方針とするとともに、大地震、風水害及び雪害など様々な災害における地区の特性に応じた危険性を考慮し、発災時に市民や地域自らが対応できる体制づくりを推進することにより、地域における防災力を高めることを目的とする。

2 計画の構成

城山地区防災計画（以下「計画」という。）は、総則、災害予防計画、応急対策計画（地震・風水害）で構成する。

3 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、地域に密着した活動が不可欠なため、単位自治会ごとに組織されている単位自主防災隊が主体的に計画を推進する。

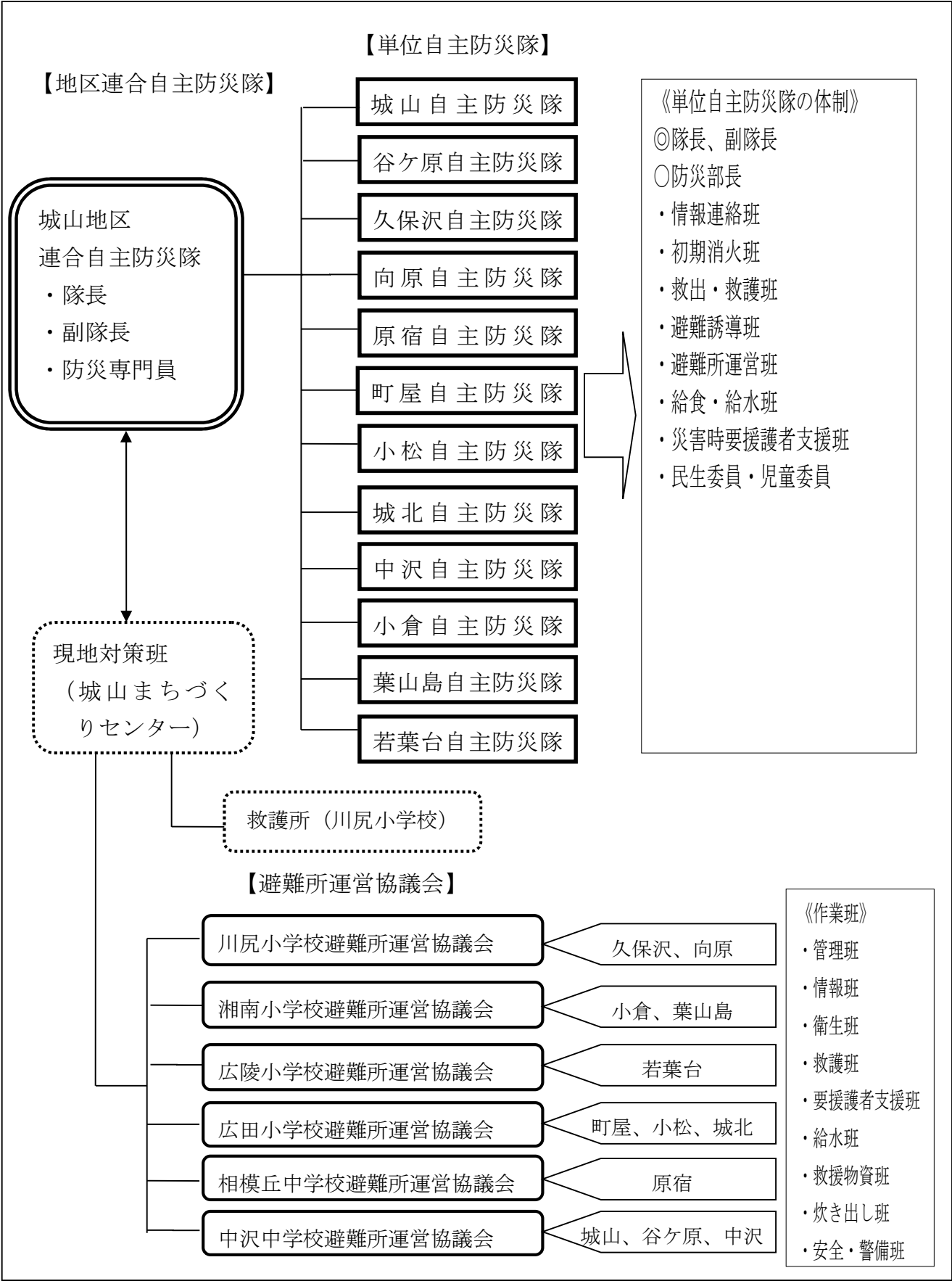
地区としての連絡体制や協力体制を確保し、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、城山地区自治会連合会を単位とした城山地区連合自主防災隊が計画推進を総括する。

災害時要援護者（高齢者、障害者、その他の特に配慮を要する者など）に対して効果的な避難支援活動を行うため、自主防災隊と民生委員・児童委員等との連携を強化する。

4 組織編成

計画を推進するための組織編成は、次のとおりとする。

城山地区組織編成図



5 計画の修正

この計画は、必要に応じて検討を加え、修正する。

また、多様な意見を反映できるよう、計画の検討・修正の際は、災害時要援護者支援団体や地域企業等の参画を促進する。

計画修正（見直し）の基本方針

- ① 計画内容に影響のない修正（誤字、脱字等や法令等の引用条文）については、城山地区連合自主防災隊長の了解を得て修正し、まちづくり会議等へ報告することとする。
- ② 計画内容に変更を伴う修正については、計画策定組織に準じた構成員により、検討・調整を行い、まちづくり会議へ付議（報告）をしたうえで修正することとする。

第2章 地区の概要

1 自然的条件（特徴）

城山地区は、交通の利便性から橋本駅を起点とする生活圏となっており、地区の東部は、通勤・通学をはじめとした交通環境に恵まれ宅地化が進む一方、相模川や津久井湖、城山湖といった河川や湖、湖周辺の森林やその周辺に広がる里山などが残されており、都市化の進む地域と起伏に富んだ自然が並存した地区となっている。

地区の標高は約50～400mで、中心部は関東平野の一部である相模野台地にあり、また、北部は高尾山系に連なる山々や丘陵となっており、南部丘陵地には傾斜30度以上の斜面を持つ下倉川などが存在する。

2 社会的条件

(1) 人口

城山地区の人口は、令和4年4月1日現在（住民基本台帳）、23,392人となっている。年齢別では、年少人口（15歳未満）が11.5%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が56.7%、高齢人口（65歳以上）が31.8%となっている。このうち、外国人の登録人口は347人であり、地区の人口の1.5%を占める。

(2) 交通

道路は、地域の中心部を国道413号が横断し、相模川沿いには県道511号太井上依知線が通っており、その他にも県道48号鍛冶屋相模原線、県道508号厚木城山線などがある。また、さがみ縦貫道路の相模原インターチェンジの開通、津久井広域道路の整備により、交通の利便性がさらに向上している。

3 地区の現状

(1) 土砂災害

令和元年東日本台風では、緑区を中心に多くの土砂災害が発生し、城山地区においても、土砂崩れによる家屋倒壊があった。土砂災害は立退き避難が原則となるため、台風などが接近しているときや大雨警報が発表され、長時間まとまった雨が降るときには、早めの避難行動をとることが重要となる。

特に、久保沢地区の谷津川沿いの急傾斜地崩壊危険区域や、葉山島地区においては土石流の警戒が必要な区域があることから、土砂災害等の危険性について、土砂災害ハザードマップ等を用いて地区住民にさらに周知を図る必要がある。

(2) 浸水被害

令和元年東日本台風では、城山ダムの緊急放流があり、相模川流域の住民に避難指示が発令された。

相模川・串川沿いの低地や境川周辺の低地には、浸水被害を受けやすい場所があり浸水想定区域に指定され、そのうち、氾濫流や河岸の浸食により家屋が倒壊するおそれがある家屋倒壊等氾濫想定区域などの立退き避難が必要な区域にも指定されていることから、浸水被害等の危険性について、洪水ハザードマップ等を用いて地区住民にさらに周知を図る必要がある。

(3) 大雪被害

地区内には、大雪による通行規制が想定される路線もあることから、平成26年2月の大雪を教訓とした「大雪対応に係る検討結果報告書（相模原市）」を参考に、自助・共助の視点を踏まえた大雪への対応について地区住民にさらに周知を図る必要がある。

(4) 交通環境

地区内には、大雨や台風により、県道511号（太井上依知線）等、道路冠水により通行止めが予想される箇所があることやさがみ縦貫道路相模原インターチェンジの開通により、地区の交通環境が大きく変化したことから、発災時における道路交通への諸対応が必要となっている。

第3章 城山地区の被害想定

1 防災アセスメント調査による地区被害想定

(1) 想定地震と条件

防災アセスメント調査¹における想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。

想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震 (M7.1)
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震 (M7.1)
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生する M8 クラスの海溝型地震
条件	季節・時刻	夏 12 時、冬 18 時、冬深夜 2 時の 3 ケース
	天 候	晴れ、風速 3 m (本市の平均風速)

(2) 建物被害

城山地区地区での建物被害の想定は、次のとおりである。(冬 18 時) 単位：棟

想定地震	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
東部直下地震	8,057	341	51	7	1,185
西部直下地震	8,057	320	18	7	1,162
大正関東タイプ地震	8,057	6	0	2	164

(3) 人的被害

城山地区での人的被害の想定は、次のとおりである。単位：人

		東部直下地震	西部直下地震	大正関東タイプ地震
冬 2 時	死 者	23	20	0
	閉 込 者	117	110	2
	重 傷 者	29	27	0
	軽 傷 者	197	192	24
冬 1 8 時	避 難 者 当 日	973	881	53
	避 難 者 1 週 間 後	2,119	2,034	382

¹ 相模原市において、平成 26 年度に「相模原市防災アセスメント調査」を実施し、「東部直下地震」「西部直下地震」及び「大正関東タイプ地震」に関する相模原市域の地震における建物被害・人的被害を予測したもの。

2 土砂災害・水害の危険性

城山地区内における土砂災害・洪水の危険がある地区は、次のとおりである。（詳細は、相模原市ハザードマップ（洪水・土砂）、さがみはら防災マップ等を参照。）

R4.4.1 現在

町丁名	対象世帯	対象人数	土砂洪水重複	土砂災害	洪水		
					相模川	境川・小松川	串川
城山1丁目	401	958		●			
城山3丁目	84	180		●			
城山4丁目	205	419		●			
谷ヶ原1丁目	173	307		●			
谷ヶ原2丁目	82	214		●			
久保沢2丁目	320	737		●			
久保沢3丁目	323	724		●			
向原2丁目	215	528		●			
向原3丁目	289	705		●			
川尻（向原）	38	80		●			
町屋2丁目	419	873				●	
町屋3丁目	584	1,255				●	
町屋4丁目	746	1,742				●	
広田	149	331				●	
川尻（城北・小松）	299	687	★	●		●	
中沢	268	573		●			
小倉	216	500	★	●	●		●
葉山島	145	308	★	●	●		
若葉台1丁目	121	262		●			
若葉台3丁目	212	464		●			
若葉台4丁目	20	41		●			
若葉台5丁目	252	523		●			
若葉台6丁目	98	207		●			
若葉台7丁目	193	420		●			

3 孤立対策推進地区

城山地区における孤立対策推進地区は、次のとおりである。

地区名	自治会名	要因
川尻（雨降）	城北	避難所から1km以上の地区
葉山島	葉山島	

第4章 地区住民・自主防災隊等の役割

1 地区住民

平常時には、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加する。また、洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域内やその近くの居住者は、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、マイ・タイムラインの作成などにより日頃から自分や家族の避難行動に備え、風水害の危険が高まったときには、市の避難情報の発令を待つことなく、自らの判断で「安全な親せき、知人宅へ避難する」などの行動がとれるようにする。

災害時には、近隣世帯が相互に協力して助け合うとともに、各防災関係機関・団体の行う災害対策活動に協力する。

2 自主防災隊

平常時には、地区内の危険箇所の把握等を行うとともに、地区住民の参加、地区事業者との連携を促進させる等、地区全体の防災力を向上させる取り組みを実施する。

災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、初期消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の避難支援等を実施する。

3 避難所運営協議会

平常時には、施設管理者との間で、避難所として使用できる施設範囲を取り決めておくとともに、避難所の開設に必要な資機材の点検を行う。

災害時には、会長を中心として避難所運営の統括を行うとともに、相模原市災害対策本部緑区本部城山現地対策班（以下「現地対策班」という。）、各自主防災隊及び地区連合自主防災隊との連携を図る。

4 事業者

平常時には、管理する施設及び設備の耐震性の確保、初期消火、救出・救護等のための資機材の整備を行うとともに、発災時に従業員のとるべき行動を明確にする。

災害時には、行政機関、地区住民及び自主防災隊等と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

5 中高層²・共同住宅管理者等

平常時には、建物及び設備の耐震性の維持・確保、居住者の生活支援用設備・資機材の整備、共同住宅内の自主防災体制の整備などを行うとともに、周辺住民や自主防災隊

² 高さが12メートル以上又は地階を除く階数が4以上の建築物（相模原市中高層建築物の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例）

等との連携強化に努める。

災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、中高層階居住者の生活支援対策を実施するよう努める。

区 分	平 常 時	災 害 時
地区住民	<p>ア 防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加する。</p> <p>イ 自主防災隊へ参加し、体制等の整備、教育訓練に協力する。</p> <p>ウ 災害時の連絡体制の把握及びルールづくりを進める。</p> <p>エ 常に災害に対する備えを怠らず、住居や建造物等の安全性を確保する。</p> <p>オ 非常時に対する少なくとも最低3日分以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備などの取り組みを実施する。</p> <p>カ 風水害に対して、マイ・タイムラインの作成などにより日頃から自分や家族の避難行動に備える。</p> <p>キ 過去の災害の教訓を伝承する。</p>	<p>ア 近隣世帯が相互に協力して助け合い、情報の収集・発信、出火の防止、初期消火、救出・救護等に努める。</p> <p>イ 事業者と連携して各種活動を円滑に実施するよう努める。</p> <p>ウ 避難するに当たっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。</p> <p>エ 風水害の危険が高まったときには自らの判断で行動がとれるようにする。</p> <p>オ その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。</p>
自主防災隊	<p>ア 地区内の危険箇所、避難経路等を把握し、地区内の防災に係る方針の策定支援や防災マップ、防災活動用資機材の整備、点検を実施する。</p> <p>イ 民生委員等との積極的な連携を図り、災害時要援護者等の把握や避難支援体制を確立する。</p> <p>ウ 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、組織員の教育訓練を推進する。</p> <p>エ 地区住民の参加、地区事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取り組みを実施する。</p>	<p>ア 情報の収集・伝達、救出・救護、初期消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の避難支援等を実施する。</p> <p>イ 現地対策班や避難所運営協議会等を通じて、避難所の開設状況等を把握し、必要な支援等を行う。</p>

区 分	平 常 時	災 害 時
避難所 運営協議会	<p>ア 避難所運営方法を検討する。</p> <p>イ 生活ルールを作成する。</p> <p>ウ 運営方法及び生活ルールに基づいた訓練を実施する。</p>	<p>ア 避難所の運営を行う。</p> <p>イ 現地対策班、自主防災隊及び地区連合自主防災隊との連携を図る。</p>
事 業 者	<p>ア 管理する施設及び設備の耐震性の確保に努める。</p> <p>イ 初期消火、救出・救護等のための資機材の整備に努める。</p> <p>ウ 従業員等の発災時の一斉帰宅抑制のための3日分以上の食料及び飲料水等の備蓄に努める。</p> <p>エ 従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保に努める。</p> <p>オ 従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。</p> <p>カ 災害対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にするよう努める。</p> <p>キ 地区住民及び自主防災隊等と連携して、地区における防災活動に参加するよう努める。</p> <p>ク その他、地区の「共助」に取り組むよう努める。</p>	<p>ア 行政機関、地区住民及び自主防災隊等と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。</p>
中高層・共同 住宅管理者	<p>ア 建物及び設備の耐震性の維持・確保に努める。</p> <p>イ 地震等による電気、ガス、上下水道、エレベータ等の停止を想定した、居住者の生活支援用設備及び資機材の整備並びに共同住宅内の自主防災体制の整備に努める。</p> <p>ウ 周辺住民や自主防災隊等との連携強化に努める。</p>	<p>ア 居住者等の防災活動を統括するとともに、中高層階居住者の生活支援対策を実施するよう努める。</p>

II 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針

城山地区における大地震や風水害・雪害による被害等を最小限にとどめるため、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自助・共助の考え方に基づく自主的な組織体制を作るとともに、地区の特性に応じた災害対策を講じ、災害に強い地区づくりを推進する。

2 自主防災隊等の育成支援

地区連合自主防災隊は、地区防災活動の推進を図るため、以下のような育成支援を行う。

- (1) 自治会等を中心とした単位自主防災隊や避難所運営協議会の円滑な組織運営を推進する。
- (2) 単位自主防災隊の防災リーダーである防災部長や防災に精通した人材である防災専門員の活動を支援する。
- (3) 自主防災隊が災害時に有効に活動できるよう、組織の充実強化を図るための訓練等を支援する。

3 自主防災隊等の編成と各班の役割

災害の規模や活動の状況等に応じて円滑な防災活動を行えるよう、以下の基本的な役割に沿った組織編成とする。

- (1) 単位自主防災隊
ア 隊長等の役割

	平常時	災害時
隊長	<ul style="list-style-type: none">・組織の指揮総括・組織内の情報伝達体制の整備・防災訓練等の計画・実施・地区連合自主防災隊との連絡調整	<ul style="list-style-type: none">・地域内の災害情報の収集伝達・災害活動の指示・被災者、要救護者、災害時要援護者への支援・地区連合自主防災隊との連絡調整
副隊長	<ul style="list-style-type: none">・自主防災隊長の補佐	
防災部長	<ul style="list-style-type: none">・地域状況の把握・防災活動に係る各班への専門的・技術的指導・他の自主防災隊等との連絡体制の構築	<ul style="list-style-type: none">・地域の被害状況の把握・防災活動に対する具体的な指示による組織的活動の誘導

イ 隊の各班³の役割

	平常時	災害時
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等	被害状況等を情報収集し、地区連合自主防災隊を通じて、現地対策班に連絡するとともに、住民に正しい情報を伝達
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制を構築	安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得	周囲の人の協力を得ながら、負傷者等の救出・応急手当、負傷者の救護所への搬送などの救出・救護活動を実施
避難誘導班	避難経路の安全・危険要素をチェック	全員が安全に避難できるよう、避難者の安全を確保しながら避難誘導を実施
給食・給水班	炊き出し方法、給食の配分方法、給水方法を習得	給食・給水のルールを作り、秩序ある給食・給水活動を実施
避難所運営班	避難所運営本部の立ち上げ及び運営方法の訓練を実施	施設管理者や市職員と協力し、「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所を自主的に運営
災害時要援護者支援班	民生委員・児童委員等と連携し、要援護者の把握、支援方法を確立	民生委員・児童委員等や地域住民と協力し、要援護者の支援活動を実施

³ 各自主防災隊の実情を考慮し、複数の班を一つの班に集約するなどの運用も可能とする。

(2) 地区連合自主防災隊

ア 隊長等の役割

	平常時	災害時
隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隊の総括 ・ 地区防災訓練等の計画・実施 ・ 地区連合自主防災組織間の連絡協力体制づくり ・ 現地対策班等との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隊の総括 ・ 地区内の災害情報の収集伝達 ・ 災害活動に対する支援協力 ・ 現地対策班等との連絡調整
副隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区連合自主防災隊長の補佐 	
防災専門員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区防災訓練等の計画・実施に係る指導・助言 ・ 防災活動に係る専門的・技術的な指導・助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対応に関する具体的な指示による組織的活動の誘導

イ 隊の役割

平常時	災害時
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内の情報の収集・伝達訓練、単位自主防災隊を超えた地区防災訓練やイベント等を計画・実施 ・ 現地対策班や単位自主防災隊の活動内容を踏まえ、防災関連情報等の連絡や防災訓練等に関する連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に選任⁴した人員により、城山まちづくりセンターに設置した本部に参集し、現地対策班とともに、災害情報の収集・整理・伝達活動 ・ 単位自主防災隊や現地対策班を通じ、避難所運営協議会との連絡・調整を行うとともに、緊急に支援を必要とする地域に集中的な対応を行うなど、単位自主防災隊を超えた効果的な災害対応

⁴ 単位自治会長は、自主防災隊長や避難所運営協議会の構成員となることが想定されるため、各自治会の実情に応じた人選を心掛けるものとする。

(3) 避難所運営協議会

班	平常時	災害時
管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者と児童、生徒の引き渡し、留め置きへの対応の確認 ・避難所運営方法の検討 ・生活ルールの作成 ・検討した運営方法及び作成した生活ルールに基づいた訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の居住区画の設定 ・避難所の共有区画の整理
情報班		<ul style="list-style-type: none"> ・避難者名簿の作成 ・現地対策班との連絡調整 ・避難者の入退所の管理、情報提供
衛生班		<ul style="list-style-type: none"> ・既設トイレの管理、仮設トイレの設置や管理 ・ごみや資源の集積場の設置 ・ペット同行者への対応
救護班		<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救護 ・救護所への搬送
要援護者支援班		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等への対応 ・在宅の要援護者に対する物資や情報の提供
給水班		<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水や生活水の確保 ・応急給水の要請
救援物資班		<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品の管理、受入れ、要請 ・居住区画単位への配布
炊き出し班		<ul style="list-style-type: none"> ・食料管理、受入れ ・炊き出しの実施
安全・警備班		<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理 ・夜間の巡回警備

(4) 避難所の鍵所持者 (※申請があった場合)

区分	学校門扉・避難所倉庫	体育館	学校玄関	職員室
避難所担当市職員 (責任者)	○	○	○	○
避難所運営協議会長	○	○※	—	—
自主防災隊	○	—	—	—

(5) 自主防災隊等の連携

単位自主防災隊、地区連合自主防災隊、避難所運営協議会及び現地対策班等は、災害時における城山地区全体の防災対策をさらに向上させるため、平常時から情報交換の機会を定期的に設けるなど、連携体制の強化を図るものとする。

また、総合的な防災対策に取り組むため、平常時から組織図の確認や通信訓練を行うなど、連携体制の強化を図るものとする。

(6) 地区の防災組織の期別活動モデル

<城山地区の期別活動モデル>

	時間の経過	被害の状況等	地域の防災組織の主な活動内容	活動指針
平常時			<ul style="list-style-type: none"> ・組織の充実 ・地域の状況把握 ・関連情報の提供、住民の意識啓発 ・防災訓練の実施 ・防災資機材等の整備 ・災害時要援護者の把握 ・他の防災関係組織との連携 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 組織の充実、備えの充実を図り、災害時の対応能力を高める </div>
災害時	災害発生 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の発生、家屋の倒壊、土砂災害 ・人的被害の発生 ・ライフラインへの被害、交通のマヒ ・避難開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火 ・負傷者等の救出・救助 ・医療・救護活動 ・避難者の誘導 ・災害時要援護者への支援 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 近隣の安全を確保するための活動を率先して行う </div>
	数時間後 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・延焼の拡大 ・ライフライン等の応急復旧作業の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 ・避難所の運営・支援 	
	2～3日程度 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の鎮火 ・被害の鎮静化 ・ライフライン等の一部復旧～全面復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・正確な情報の収集と提供 ・避難所の管理運営 ・食料・飲料水等の支給 ・災害時要援護者への支援 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 地域の被災者の自立を支援するための活動を組織的に行う </div>
1週間程度		<ul style="list-style-type: none"> ・長期避難対策の実施 ・各種機能の回復作業の実施 ・応急仮設住宅の供給手続きの開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の管理運営 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営本部の解散 	

4 出火防止及び初期消火対策

(1) 出火防止・初期消火への備え

ア 大地震時等においては、各所に同時多発的な出火が考えられ、道路、建物の損壊による障害物などが重なると消防力は大きく阻害されるとともに、強風、夜間といった悪条件が加わると一層火災の拡大が懸念されることから、出火防止の徹底を図るため、各家庭において、次の事項に重点を置いて点検整備を行う。

① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓

② 可燃性危険物品等の点検

③ 感震ブレーカーや住宅用火災警報器の整備

④ その他建物等の危険箇所の把握

イ 初期消火に迅速に対応できるようにするため、次の消火資機材の整備を行う。

① 自主防災隊における可搬式小型消防ポンプ、スタンドパイプ等の整備

② 各家庭における消火器、簡易消火具等の整備

(2) 初期消火活動

大地震発生時等には、火災の同時多発、消防車の通行不能、消火栓の使用不能等により、消防機関の活動は通常の火災の場合よりも大幅に制限されるため、自主防災隊をはじめとする住民自らが協力し、安全を確保しつつ、自宅や隣近所等の身近な場所における迅速な初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。

5 災害危険の把握

災害予防に資するため、地区連合自主防災隊は現地対策班等と連携し、次のとおり地区の防災に関する事項の把握を行い、それらを記載した防災情報マップの作成等に努めるなど、地区内における防災情報の有効活用を図る。

(1) 主な把握事項は、次のとおりとする。

ア 危険地域、区域等

イ 地区の防災施設、設備等

ウ 過去の災害履歴

(2) 主な把握方法は、次のとおりとする。

ア 相模原市防災アセスメント調査

イ 相模原市地区別防災カルテ

ウ 相模原市ハザードマップ（洪水・土砂）

エ さがみはら防災マップ

6 中高層・共同住宅等の災害対策

中高層・共同住宅の管理者は、敷地・建物内に防災備蓄スペース、防災対応トイレなど、ライフラインが復旧するまでの間、居住者が自立生活できるための震災対策用設備等の確保に努める。

また、感震ブレーカー等の設置などによる火災予防に努める。

7 新型コロナウイルス等の感染症対策

新型コロナウイルス等の感染症のまん延を防止するため、地区連合自主防災隊は、避難所における避難所運営マニュアルに基づく感染症対策の実施や、避難所や風水害時避難場所以外の場所に避難する「分散避難」の普及啓発を行う。

また、各家庭でマスクなどの感染症対策物品の備蓄についての啓発を行う。

第2章 災害に対する備え

1 基本方針

日頃から災害に対する十分な備えを行うとともに、発災直後の迅速かつ効果的な対応を図ることで被害を軽減する。

2 防災知識の普及・啓発

地区連合自主防災隊は、現地対策班等と連携を図り、地区住民の防災意識の高揚を図るため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項は、次のとおりとする。

① 防災組織及び防災計画に関すること。
② 地震、火災、水災、雪害等についての知識に関すること。
③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
④ 地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。
⑤ 食料等を3日以上確保することの重要性に関すること。
⑥ 住宅の安全対策に関すること（耐震化、感震ブレーカー、家具の固定等）。
⑦ ブロック塀の安全対策に関すること。
⑧ マイ・タイムライン作成に関すること。
⑨ 風水害時の避難行動に関すること。
⑩ ペット用の食料の備蓄など、ペットを飼育している飼い主に対する災害への備えに関すること。
⑪ 携帯トイレの備蓄等、トイレが使用不能になった場合の対策に関すること。
⑫ 防災メールの登録など、防災情報を自ら収集する手段の習得に関すること。
⑬ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に関すること。
⑭ 城山ダムの緊急放流が発表された場合に関すること。
⑮ 新型コロナウイルス等の感染症対策に関すること。
⑯ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法は、次のとおりとする。

① パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布
② 講演会等の開催
③ パネル等の展示
④ 防災情報マップ等の作成

(3) 実施時期

火災予防運動期間、市防災週間（7月第1土曜日から1週間）等の防災関係諸行事の行われる時期に実施するほか、各種イベント等の機会において随時実施する。

3 災害に備えた各家庭での取組

(1) 月に一度は「さがみはら1分間行動訓練」⁵や家族全員の防災会議を開くなど、地震災害を想定して、わが家の安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどの話し合いを行う。

また、非常持ち出し品や防災用具の点検や補充を随時実施する。

(2) 大雨や台風に備えて、ハザードマップやさがみはら防災マップを活用し風水害時に避難する必要があるか確認する。また、「いつ・どこに・どのように」避難するかなどを時系列的に整理した「マイ・タイムライン」を作成する。

(3) ペットを飼育している家庭は、ペット用の避難用品の用意やペットが迷子になってしまった場合に備えた身元の表示、ワクチンの接種など、ペットの災害対策を実施する。

4 防災訓練の実施

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次のような防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

訓練方法は、個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練等とする。

(2) 個別訓練

ア 単位自主防災隊は、次の訓練を実施する。

① 情報収集・伝達訓練	⑤ 給食・給水訓練
② 消火訓練	⑥ 図上訓練等[災害想像ゲーム(DIG)・クロスロードゲーム]
③ 避難訓練	
④ 救出・救護訓練	⑦ その他必要な訓練

イ 避難所運営協議会は次の訓練を実施する。

① 避難所運営訓練	② 避難所運営ゲーム(HUG)
-----------	-----------------

(3) 総合訓練

連合自主防災隊は、総合訓練を実施する。総合訓練は個別訓練を総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練

連合自主防災隊は、住民の災害対応能力を高めるため、誰もが参加しやすい体験イベント型訓練を行うものとする。

⁵ 大規模地震発生後の1分間で、落ち着いて適切な行動を取るための訓練(①身の安全の確保・②出口(避難路)の確保・③火の始末)

(5) 図上訓練等 (DIG・クロスロードゲーム・HUG)

連合自主防災隊等は、実際の災害活動に備えるため、図上訓練等を行うものとする。

名 称	内 容
災害想像ゲーム (DIG)	地区に災害が発生したことを想定して、入手した情報を踏まえ、災害の状況、予測される危険等を大きな地図に記入する訓練
クロスロード ゲーム	災害時の切迫した状況下での判断・行動について、多様な考え方があること、そのような状況への備えに気づきあうための二者択一式ゲーム
避難所運営ゲーム (HUG)	避難者の事情に応じて、避難所に見立てた平面図に適切に避難者を配置できるか、トラブルにどう対応するか等避難所運営を模擬体験するゲーム

(6) 訓練実施計画及び時期回数

訓練実施者は、その目的、実施内容等を記載した訓練実施計画を作成し、総合訓練にあっては年1回以上、個別訓練にあっては随時実施する。

また、東日本台風を教訓に、大雨や台風に備え、風水害を想定した避難訓練や情報伝達訓練を4～6月の時期に実施する。

5 防災資機材等の点検・管理

防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、必要数量を確保するとともに、定期的に点検を行う。

(1) 自主防災隊の装備品の目安

(300世帯の場合)

区分	品名	数量	区分	品名	数量
救助用 資機材	バール	5	救助用 資機材	コードリール	2
	丸太	5		担架	3
	梯子	3		車椅子	2
	のこぎり	5		救急セット	10
	たがね	10	情報伝達用 資機材	トランジスターメガホン	3
	金てこ	10		簡易無線機	1
	掛矢	3	初期消火用 資機材	消火器	30
	斧	3		バケツ	30
	スコップ	10	避難生活用 資機材	強力ライト	6
	つるはし	10		標旗・腕章	6
	なた	5		ロープ	1
	ペンチ	5		発電機	1
	鉄線切り	5		炊き出し釜（かまど付）	3
	大ハンマー	3		鍋	6
	片手ハンマー	5		給水タンク	10
	可搬ウインチ	1		テント	3
	チェンブロック	1		ビニールシート	100
	一輪車	2		燃料	-
	ロープ	2		仮設トイレ	3
	リヤカー	1		毛布	-
	ジャッキ	3		防災倉庫	1
	チェーンソー	3		非常用食料	-
	投光機	2			

(2) 定期点検

市防災週間（7月の第1土曜日から1週間）等を目安に、全資機材の点検を行う。

6 災害時要援護者の把握、避難支援体制

災害が発生した場合に、高齢者、障害者、その他の特に配慮を要する者など（以下「災害時要援護者」という。）に対し、適切な避難支援、応急対応及び救援活動等ができるよう、日頃からの地域活動などを利用して、互いの顔が見える信頼関係づくりに積極的に取り組む。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への避難支援体制づくりについては、「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととする。

(1) 災害時要援護者名簿等の作成・更新

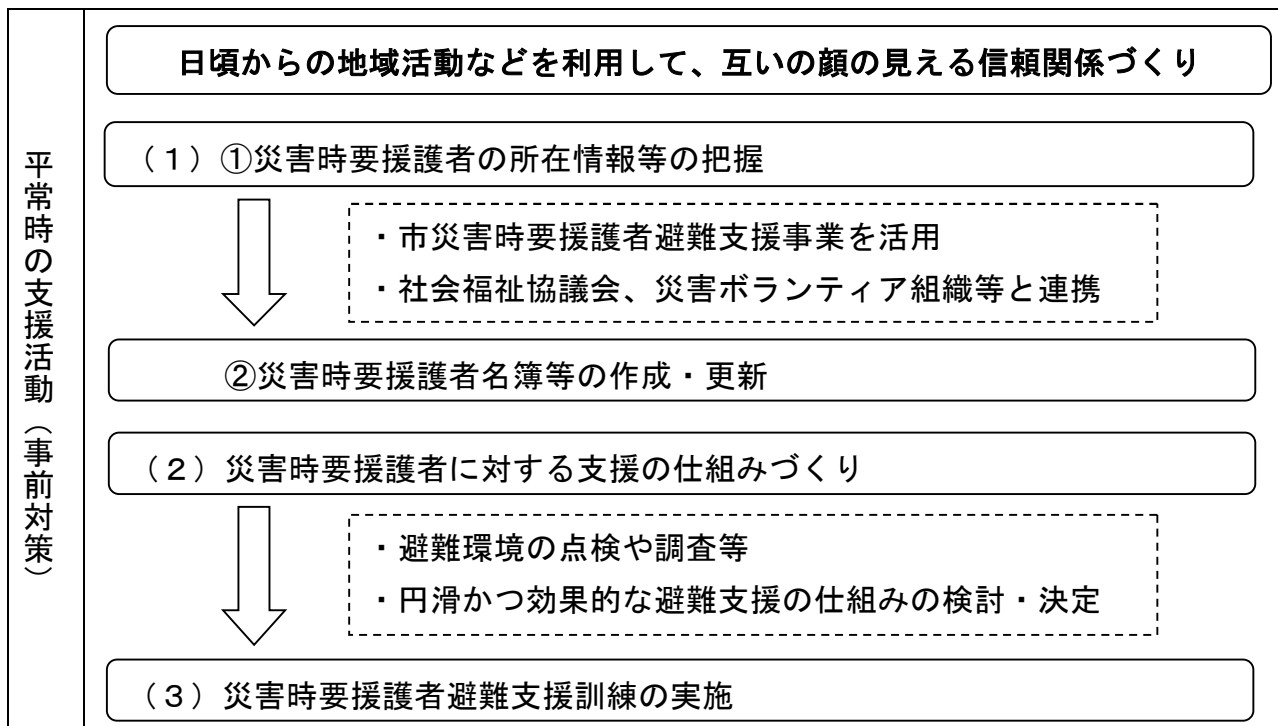
単位自主防災隊や民生委員・児童委員等（以下「支援組織」という。）は、災害時要援護者の所在情報等を把握するため、相模原市災害時要援護者避難支援事業を活用するとともに、社会福祉協議会、災害ボランティア組織等と連携し、災害時要援護者名簿等を作成する。また、把握した所在情報等については年1回程度の更新を行う。

(2) 災害時要援護者に対する支援の仕組みづくり

支援組織は、災害時要援護者の所在情報等の把握に加え、避難環境の点検や調査等を行い、災害時要援護者に対する円滑かつ効果的な避難支援の仕組み（情報伝達・安否確認・避難支援等の方法）を検討し決定する。

(3) 災害時要援護者避難支援訓練の実施

支援組織は、決定した避難支援の仕組みに基づき、単位自主防災隊が行う防災訓練等の機会に合わせ、要援護者自身の参加を得た避難支援訓練を実施するよう努める。



Ⅲ 応急対策計画(地震・風水害)

第1章 地区災害対策本部等の活動

1 城山地区災害対策本部の設置

(1) 本部の構成

城山地区災害対策本部（以下「地区本部」という。）は、城山地区連合自主防災隊で構成し、城山地区連合自主防災隊長が総括する。

(2) 地区本部の設置

地区本部は、相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合、または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、もしくは風水害・雪害等で特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）が発表された場合や、地区に甚大な災害被害が想定される場合など城山地区連合自主防災隊長が必要であると認めた場合（現地対策班と調整した後）に招集し、城山まちづくりセンター事務室内に地区本部を設置する。また、地区本部を設置した場合には、現地対策班にその旨を連絡する。

① 相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合	自動参集
② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	
③ 特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）が発表された場合	
④ 地区に甚大な災害被害が想定される場合など城山地区連合自主防災隊長が必要であると認めた場合（市現地対策班と調整した後）	隊長が招集

2 地区本部の活動

- (1) 城山地区内の被害情報や災害時要援護者の避難支援状況等の情報収集を行い、地区の状況について現地対策班に報告する。
- (2) 必要に応じて、単位自主防災隊間及び関係機関との応援要請等の連絡・調整を行う。
- (3) 避難所運営協議会や現地対策班との連絡・調整を行うとともに、風水害時は、風水害時避難場所等の状況把握に努める。

3 災害時の動員・連絡体制

地区本部は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、状況により動員が必要と認められるときは、各単位自主防災隊等に対して動員の依頼を行う。

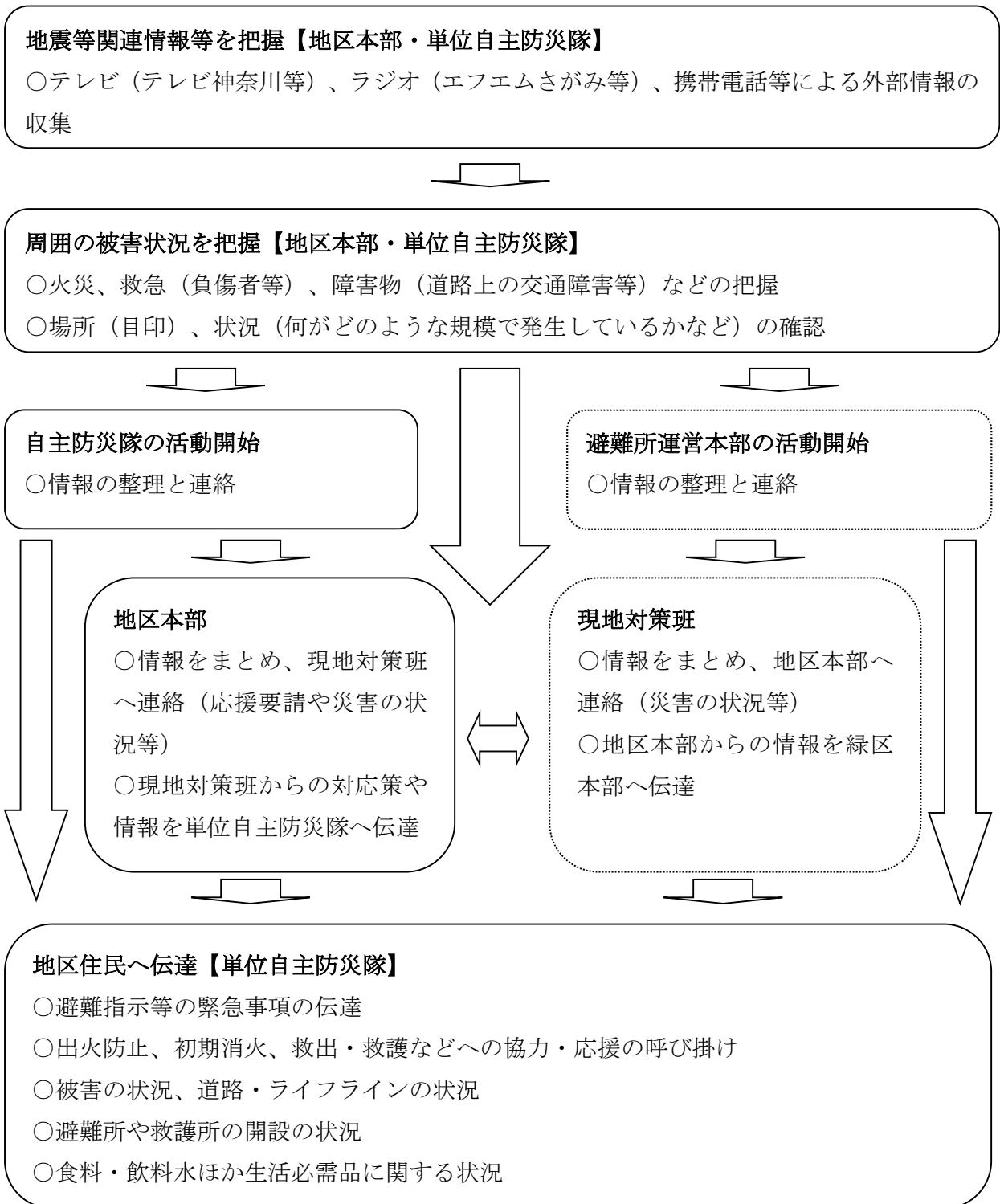
4 情報の収集・伝達

地区本部は、被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、次の方法により、情報の収集・伝達を行う。

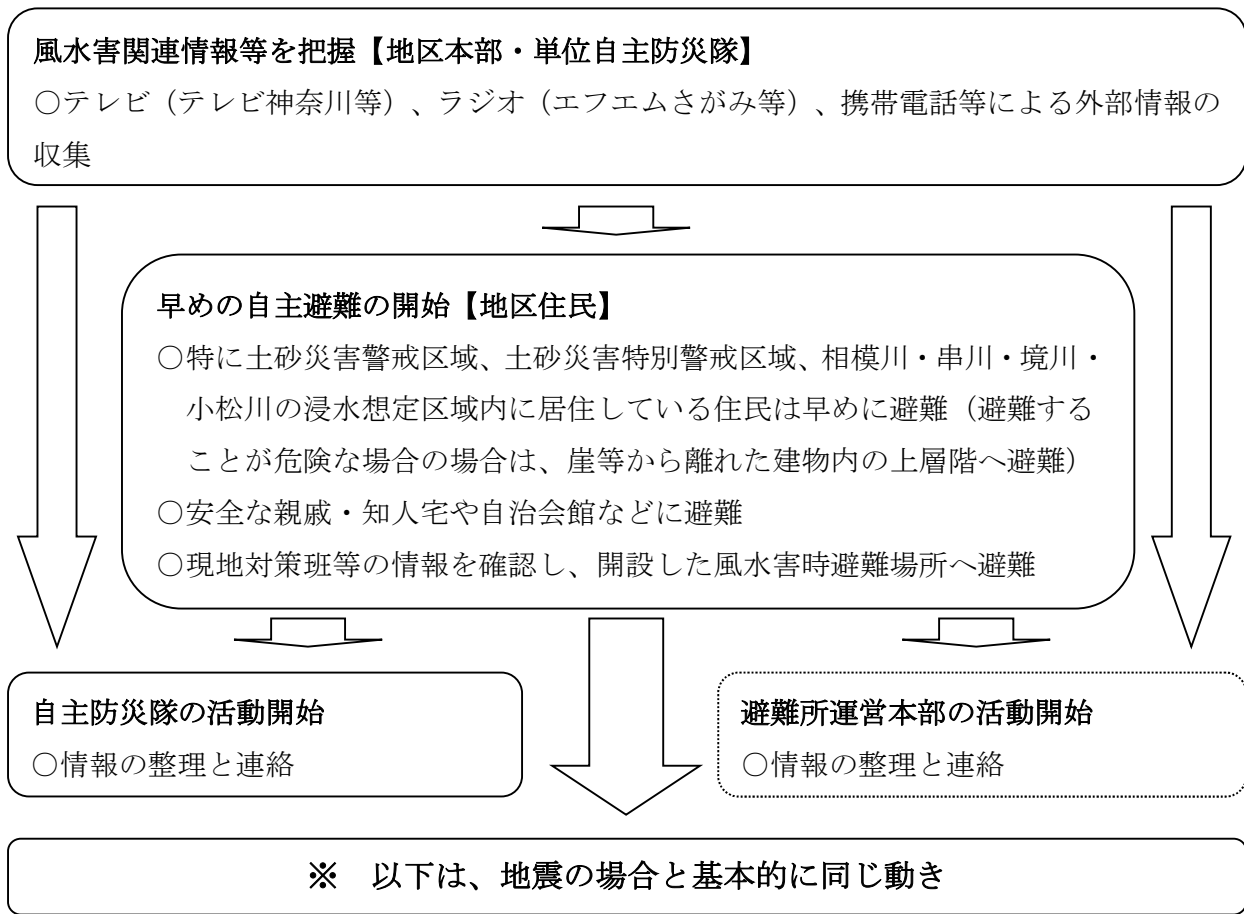
- ・情報の収集・伝達は、テレビ、ラジオ、各種電話、防災行政無線（ひばり放送）、FAX、インターネット、伝令等による。
- ・情報収集・伝達方法は、簡潔明瞭なものとし、「いつ、どこで、なにが、（だれが）、どうして、どのように」等の要領で行う。

5 災害時における情報収集・伝達・避難等の流れ

(1) 地震の場合



(2) 風水害の場合



【市が発令する避難に関する情報】

警戒レベル	種類	とるべき行動内容等
3 災害のおそれあり	高齢者等避難	高齢者など、避難に時間のかかる人は危険な場所から避難する。その他の人も必要に応じ、避難の準備や自主的に避難を行う。
4 災害のおそれ高い	避難指示	危険な場所から全員避難する。（立退き避難又は屋内安全確保）
5 災害発生又は切迫	緊急安全確保	風水害時避難場所などへの立退き避難がかえって危険である場合に、緊急安全確保を行う。

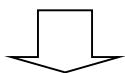
※緊急安全確保…適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかったことにより、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況になってしまった時に、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動すること。

(3) 雪害の場合

① 事前対策【概ね12月から翌年3月まで（冬季）】

【地区住民・単位自主防災隊】

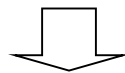
- 家庭における大雪への備え（水、食料、応急医薬品、懐中電灯、ラジオ、雪かき用スコップ等の備蓄品の確認など）
- 地域における大雪への備え（地域に配備されている備蓄品の確認など）



② 降雪前の対策【降雪の数日前から雪が降り始めるまで】

【地区住民・単位自主防災隊】

- 雪害関連情報等を把握する（テレビ、ラジオ、防災行政用同報無線（ひばり放送）等）
- 不要不急の外出を避ける
- 必要に応じて事前に自主避難する（安全な親戚・知人宅や自治会館など）



③ 降雪中の対策【雪が降り始めてから雪が止むまで】

自主防災隊の活動開始
・情報の整理と連絡

地区本部

- 情報をまとめ、現地対策班へ連絡（応援要請や雪害の情報等）
- 現地対策班からの対応策や情報を単位自主防災隊へ伝達

現地対策班

- 情報をまとめ、地区本部へ連絡（雪害の情報等）
- 地区本部からの情報を緑区本部へ伝達

④ 降雪後の対策【雪が止んでから雪崩発生のおそれなくなるまで】

【地区住民・単位自主防災隊】

- 生活路・通学路の除雪（自治会・除雪ボランティアなど）

【市・地区本部】

- 幹線道路、生活道路・通学路の除雪
- 雪捨て場の周知

6 地区本部の解散

地震、風水害・雪害等による災害発生のおそれなくなった場合、国から後発地震に対して注意する措置の解除が呼びかけられた場合、もしくは風水害等で特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）が解除され、応急対策が概ね終了したと認められる場合には、地区本部を解散する。

第2章 応急対策活動

1 初期消火活動及び水防活動

(1) 初期消火等活動

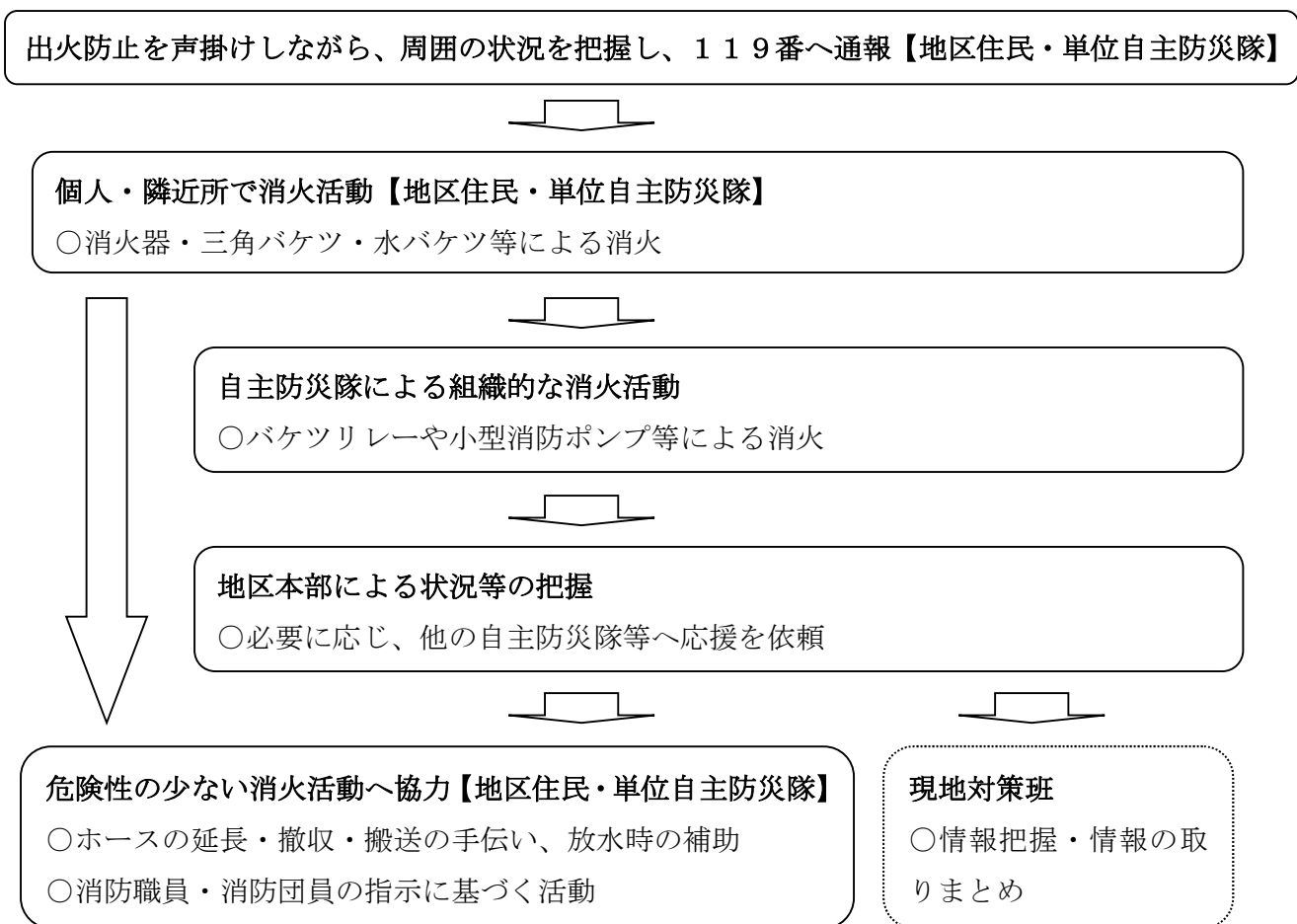
発災後、初期段階においては、地区住民及び自主防災隊等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

なお、火災に際しては初期消火が特に重要になるため、自主防災隊等は各家庭に対して、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼び掛けるとともに、地区住民は、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型消防ポンプ等を活用し、隣近所が協力して初期消火に努めるものとする。

(2) 水防活動

風水害時、雨量の増加による浸水（内水）や河川水位が堤防高近くになった場合には、浸水（内水）被害や堤防被害を防ぐため、地区住民及び自主防災隊等は、市消防団などが行う土のう積み等の水防活動に協力するよう努めるものとする。

(3) 初期消火活動の流れ



2 救出・救護・搬送

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 救出・救護活動における救命処置

救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行う。

傷病者の救急搬送は、救命・救急処置を必要とする者を優先して救護所に搬送し、その他の傷病者は、消防団員等の協力を得て、自主的な応急手当を行う。

(3) 救護所等への搬送

負傷者が医師の手当を必要とするときは、救護所（川尻小学校）、拠点救護所（相模原北メディカルセンター）に搬送する。

(4) 医療機関等への連絡

救出・救護班は、消防機関による救出・救護が必要であると認めるときは、119番通報し、救急搬送等の出動を要請する。

(5) 救出・救護・搬送活動の流れ

負傷者等に声を掛けながら、周囲の状況を把握し、119番へ通報【地区住民・単位自主防災隊】

個人・隣近所で救出・救護活動を行う【地区住民・単位自主防災隊】

○軽傷者の手当、応急処置（AEDと心臓マッサージ、止血など）

自主防災隊による組織的な救出・救護活動

○救出・救護用資機材を活用し、迅速に対応

地区本部へ応援要請【単位自主防災隊】

○必要に応じ、他の自主防災隊等へ応援を依頼

○消防団・消防機関へ出動を要請

現地対策班

○情報把握・情報の取りまとめ

救出・救護活動に協力【単位自主防災隊】

○消防職員・消防団員等の指示に基づく活動

最寄りの救護所へ搬送【単位自主防災隊】

○担架やリヤカー等を活用した搬送

3 避難誘導

災害が発生し、または発生のおそれがあり、人命に危険が生じ、または生じるおそれがあるときは、区域内にいる全ての人に対して、次により避難誘導を行う。

(1) 避難誘導の指示

単位自主防災隊長は、市長から避難指示等が発令されたときは、現地対策班からの要請に基づき、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。また、地区連合自主防災隊長・単位自主防災隊長が避難の必要があると認めたときは、隊長は緑区本部及び現地対策班と協議の上、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

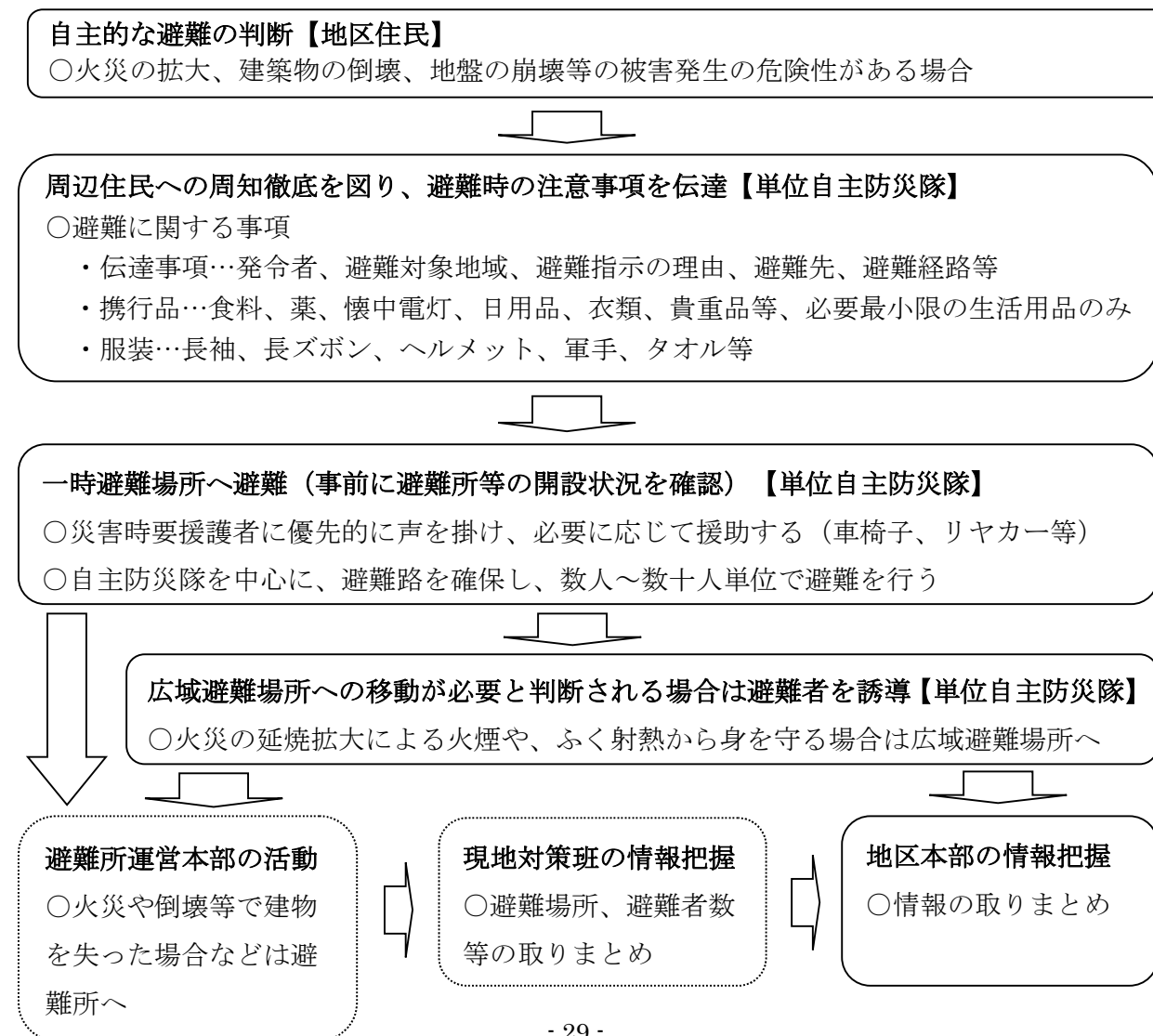
(2) 避難誘導

避難誘導班員は、隊長の避難誘導開始の指示を受けたときは、適切な避難経路により、住民を避難場所に誘導する。

(3) 地区住民の安全確保

地区住民の安全を最優先とし、特に災害時要援護者に配慮しながら、安全な装備で避難誘導を行う。

(4) 避難誘導活動の流れ



4 災害時要援護者対策

災害時において、災害時要援護者に対して、地区住民及び関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとする。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については、「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととする。

(1) 災害発生時の情報収集

大規模災害が発生した場合、支援組織は被災家屋等の安全が確保される範囲内において、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内支援組織間での情報を共有するとともに、地区本部に報告する。

(2) 災害発生時等の避難支援活動

ア 支援組織は、市長から避難指示等が発令されたときは、支援組織の代表者による避難支援開始の指示に基づき、災害時要援護者を安全に避難場所まで誘導する。

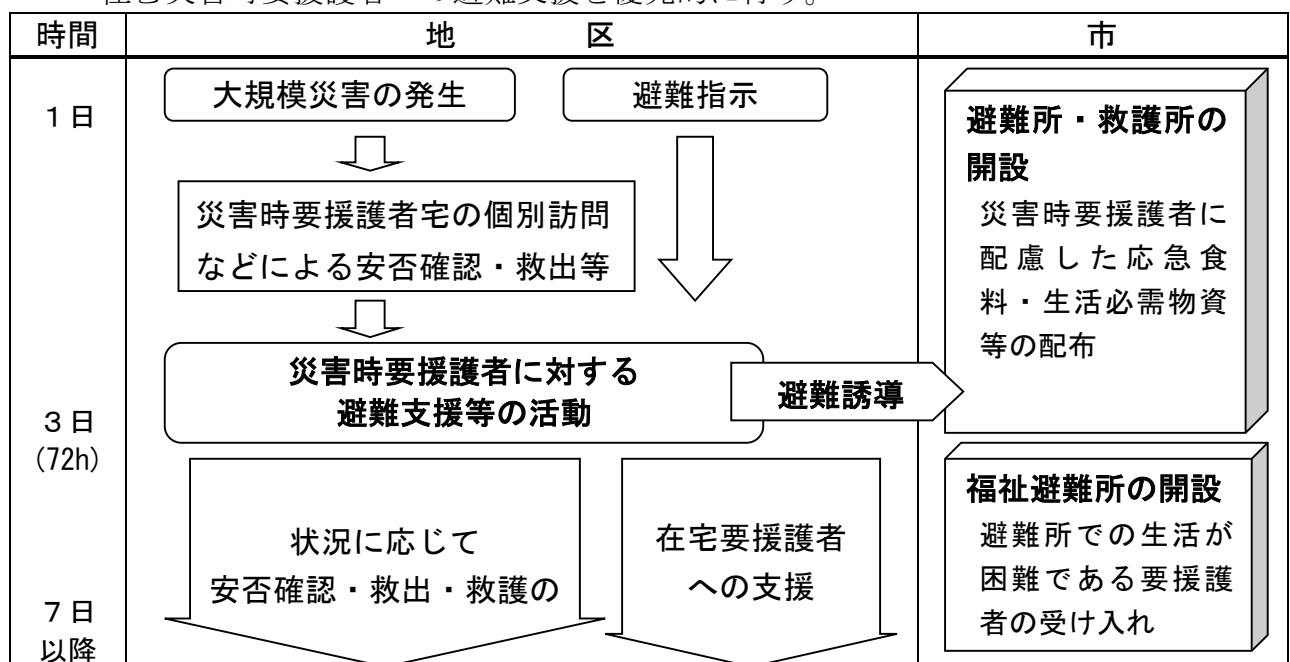
イ 支援組織は、大規模災害が発生したときは、災害発生後概ね3日間を目途に、災害時要援護者に対する避難支援等の活動を積極的に行うこととする。

(3) 避難誘導の方法等

ア 発災後の避難誘導方法及び災害時要援護者別状況の対応については、「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととする。

イ 避難場所については、安全を確認の上、指定された一時避難場所や避難所等へ速やかに誘導することとする。

ウ 大雨や台風の際に、逃げ遅れを防ぐため、市から高齢者等避難や避難指示が発令されたときは、土砂災害特別警戒区域及び洪水浸水想定区域のうち、立退き避難が必要な区域（想定される浸水深が3mを超える区域や家屋倒壊等氾濫想定区域）に住む災害時要援護者への避難支援を優先的に行う。



(4) 災害時要援護者支援活動の流れ

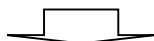
災害時要援護者が在宅する家屋等を巡回し、安否を確認【単位自主防災隊等支援組織】

- 高齢者については、民生委員・児童委員等と協力し、所在情報をもとに主体的に確認を行う
- 身体・知的障害者については、民生委員・児童委員や関係団体等の協力を得て、戸別訪問、電話等により確認
- 保護者と離れた乳幼児等については、災害時要援護者支援班を中心に支援する



救出・救護、避難誘導の実施【単位自主防災隊等支援組織】

- 単位自主防災隊、民生委員・児童委員等との連携により、主体的に救出活動を行い、避難所への誘導、援助を実施



地区本部に被災状況及び応援要請を連絡【単位自主防災隊等支援組織】

- 情報を取りまとめて、現地対策班へ連絡する
- 必要に応じ、他の単位自主防災隊へ応援出動を依頼する



地区内の情報収集及び連絡・調整【地区本部】

- 城山地区内の被害情報や災害時要援護者の避難支援状況等の情報収集を行い、地区の状況について現地対策班に報告する。
- 必要に応じて、単位自主防災隊間及び現地対策班との応援要請等の連絡・調整を行う。
- 避難所運営協議会や現地対策班との連絡・調整を行うとともに、風水害時は風水害時避難場所等の状況把握に努める。

避難所運営本部において避難所の環境を整備【避難所運営協議会、単位自主防災隊等支援組織】

- 特別な援護が必要な災害時要援護者を把握
- 必要な情報を適切な方法で提供（音声、文字、手話等）
- 緊急物資等は優先的に提供
- 在宅の災害時要援護者へ支援



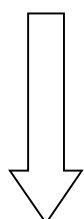
現地対策班の情報把握【現地対策班】

- 情報を取りまとめて、地区本部へ連絡する



地区本部の情報把握【地区本部】

- 避難生活の状況や必要な支援等を取りまとめる





必要に応じて福祉避難所へ受入要請、搬送【現地対策班・市災害対策本部（災害時要援護者支援班）・家族】

○受入要請後、地区内のボランティアなどを活用し、福祉避難所へ災害時要援護者を搬送

5 住民の安否確認

地区内の自主防災隊は、民生委員・児童委員等と協力し、必要に応じて救出・救護班、避難誘導班等により、安全が確保される範囲内において現地確認を行い、地区住民の安否確認の情報収集を行う。

また、収集された情報については、適時、地区本部に報告を行い、報告を受けた地区本部は、適時、現地対策班に報告する。

6 在宅避難者の把握・支援

地区内の単位自主防災隊等は、在宅避難者の情報収集を行うとともに、随時、現地等での情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営本部及び地区本部と協力して在宅避難者への支援を行う。

7 避難所運営

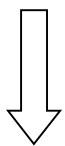
避難所運営協議会は、避難所運営本部を立ち上げる。

避難所運営本部は、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難者全員が協力して避難所の運営を行う。避難所運営における主な活動は次のとおりとする。

<避難所運営における主な活動>

避難所運営本部の立ち上げ

- 避難所担当市職員の避難所開設への協力
- 避難所運営協議会の設置
- 作業班の編成（管理班、情報班、救護班、要援護者支援班、給水班、救援物資班、炊き出し班、安全・警備班等）
- ボランティア等との連携



避難者の把握

- 避難者名簿を作成（負傷者、災害時要援護者、帰宅困難者等）

避難者の班編成・居住区域を設定する

- 班編成と班員リスト、班代表者の決定
- 災害時要援護者には環境条件の良い場所を確保

現地対策班に避難所の状況を連絡

- 避難者数、災害時要援護者、帰宅困難者の状況
- 負傷者、安否情報
- 食料・物資の供給、炊き出しの実施状況
- ボランティアの参加・活動状況
- 避難所の改善事項、避難者のニーズ等

地区本部

- 避難者の情報を取りまとめる

食料、飲料水、物資等の供給

- 食料、物資は、避難所防災備蓄倉庫から搬出
- 飲料水は、飲料水兼用貯水槽、受水槽等から供給

救援物資の受入れと供給

- 物資の確認・仕分けと保管、配布のルールづくり
- 在宅避難者への配布

炊き出しの実施

- 非常用炊き出し釜の活用、避難者・在宅避難者への炊き出し

広報活動の実施

- 校内放送、掲示板等による提供
- 被災者の生活安定のために必要な情報を提供

し尿・衛生対策の実施

- 仮設トイレ、災害時要援護者のための専用トイレ等の設置
- ゴミ置き場、汚物集積場等の設置

車中泊者への対応

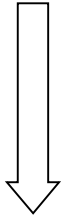
- 在宅避難者と同様の対応
- エコノミークラス症候群の注意喚起

ペット対策の実施

- ペット区画の設営
- ペットの保管、飼育管理の徹底

新型コロナウイルス等の感染症対策の実施

- 「三つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）」を避ける対策
- 衛生対策・感染対策の徹底
- 居住区画の整理



多様な視点に基づいた避難所等の運営

- 障害のある方や慢性疾患・アレルギー等の個人的な事情を抱えた方、乳幼児や性的少数者に対する配慮
- 性別や年齢などにとらわれない多様な視点を持った避難所運営

負傷者への応急手当

- 保健室等での応急手当
- 重傷者を救護所等へ搬送

8 ボランティアの活動

災害時におけるボランティア活動については、避難所運営本部、地区本部、現地対策班及び災害ボランティアセンター等と連絡調整を行い、以下の各種活動分野に対して、必要に応じて支援を要請することとする。

(1) 専門ボランティアの活動分野

① 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等）
② 福祉（手話通話、介護士）
③ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）
④ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者）
⑤ 通訳（外国語通訳）
⑥ 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）
⑦ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
⑧ その他専門知識や技能を必要とする分野

(2) 生活支援ボランティアの活動分野

① 救援物資の整理、仕分け、配分
② 避難所の運営補助
③ 救護所の運営補助
④ 清掃
⑤ 災害時要援護者等の生活支援
⑥ 広報資料の作成
⑦ その他危険のない作業

9 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、地区内の他の防災関係組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

<p>他の自主防災隊との連携強化</p>	<p>地区連合自主防災隊による総合的な連携の他、次のような協力体制の強化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○隣接する自主防災隊との連携（合同訓練の実施等） ○他地区の連合自主防災隊との相互協力・応援体制の強化
<p>市との協力関係の強化及び市の支援体制の活用</p>	<p>自主防災隊は、各種訓練や平常時の活動を効果的に進めるために、市との協力関係の強化を図るとともに、市の支援体制を有効に活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「自主防災組織変更届出書」を城山まちづくりセンター等に提出する。 ○自主防災訓練、防災研修会、事業所消防訓練などを実施する場合は、「防災訓練等実施申請書」や「消防訓練等実施申請書」を受持ちの消防署所に申請する。 ○防災の専門家や関係機関の指導・助言を求める。 ○各補助制度等を有効に活用する。
<p>事業所との連携・協力体制の構築</p>	<p>平日の日中の時間帯への対応として、地域にある事業所との協力関係の構築を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平常時の連携体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災隊が実施する防災訓練への事業所の参加促進 ・事業所が実施する防災訓練への自主防災隊の参加促進 ○災害時における協力体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所で編成する自衛消防隊への応援要請 ・事業所で保有する重機・機器及び関係施設の活用
<p>協力を依頼する人達との取決め</p>	<p>医療関係従事者、建設業関係従事者、大型建設機械の操作技術者、その他の特殊技能者、アマチュア無線や手話通訳、救急救命士、応急危険度判定士等の資格取得者、ボランティア活動の希望者など、災害時に協力を依頼することが考えられる人、特に地区内に在住・在勤している人達と災害時の協力・応援に関する取り決めを行う。</p>

津久井地区防災計画



**津久井地区自治会連合会
(津久井地区自主防災隊)**

1	津久井地区防災計画のねらい	1
2	用語の説明	3
3	津久井地区における災害	6
	津久井地区ではどんな災害の危険があるの？	
	○ 地震	
	○ 土砂災害	
	○ 風水害	
	○ 大雪	
	○ 火山災害	
4	災害時にどう動くか！	10
	○ 地震編	
	・ 安否確認の方法 ～黄色い小旗の活用～	
	○ 土砂災害・風水害編	
	・ 自主防災隊の役割	
	・ 自治会館の開設手順	
	○ 大雪編	
5	日頃からの災害への備え ～災害による被害を軽減するためには～	17
	(1) 自分の命は自分で守る「自助」の取組み	
	(2) 自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の取組み	
	(3) 災害の発生を想定した防災訓練の実施	
	(4) 継続的に津久井地区の防災力を向上させる取組み	

1 津久井地区防災計画のねらい

災害は、人々の生命や財産を一瞬にして奪い去っていきます。
災害による犠牲者を出さないためには、地域で発生する災害や
災害に備えて日頃からやっておくべきことなどを
知っておくことが重要です。

津久井地区内では過去に . . .

関東大震災(大正12年9月1日)により

烏屋(馬石「地震峠」)地区で16名の尊い命が失われたほ
か、各地区でも被害が発生しています。

この計画では、

「津久井地区から災害による犠牲者を出さない」

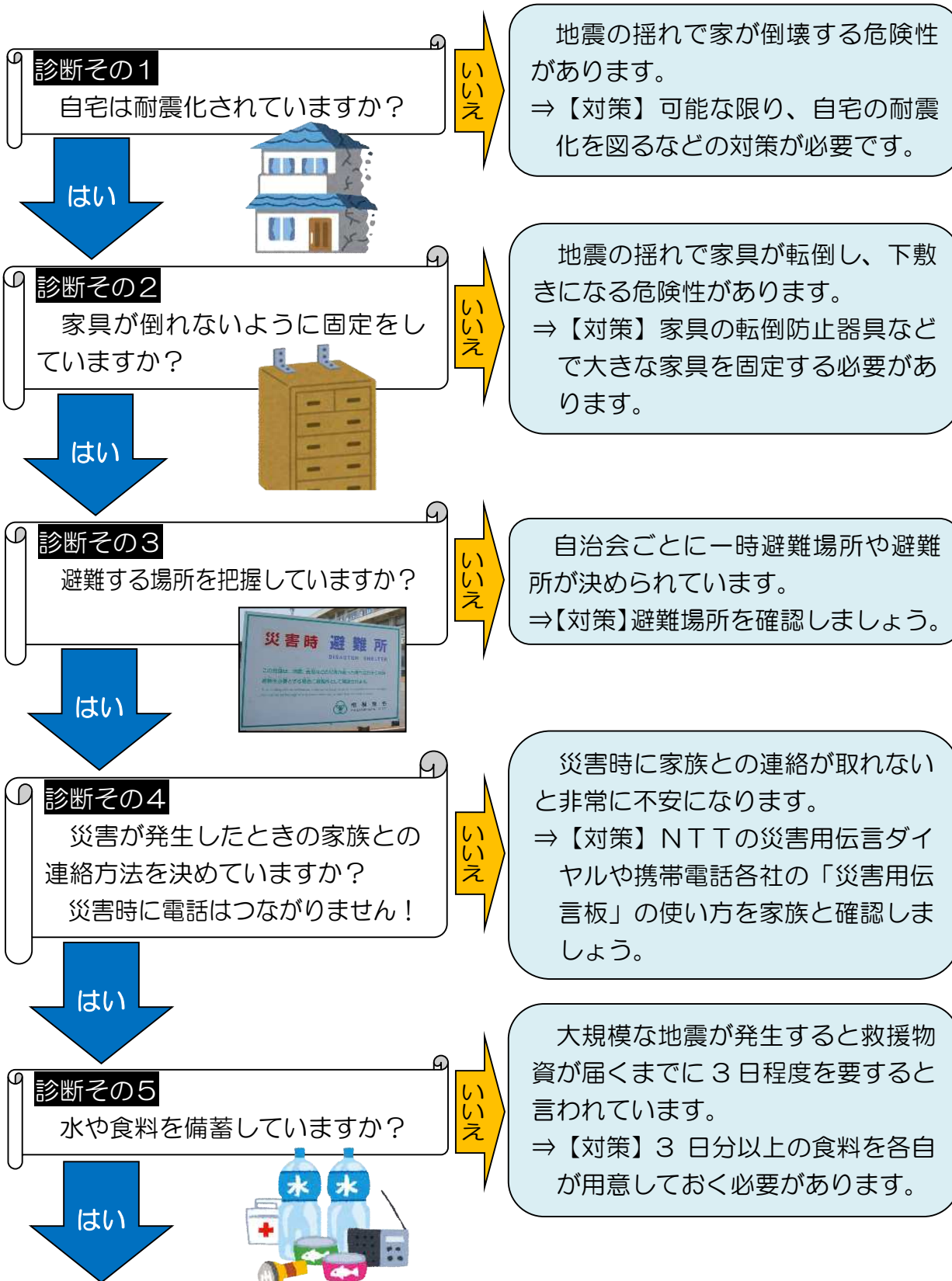
ための対策を検討し、まとめました。

まずは、あなたの家の防災診断をしてみましょう！

次のページへ

わが家の防災診断（地震編）

～まずは、わが家の状況をチェックしよう～



あなたの診断結果は「良好」です！災害時には地域の人を助ける側になります。
ご自身の取組みを津久井地区の皆さんにも伝えましょう！
また、自主防災組織などの活動に積極的に参加しましょう！

2 用語の説明

●自助・共助・公助

種別	意味
自助	自らの身は自らで守ること。 ※救助される側でなく、救助する側になることができます。
共助	自分たちのまちは自分たちで守ること。 ※隣近所や自治会、自主防災組織での活動などを言います。
公助	消防、警察、自衛隊や市役所などの公的な対応のこと。



●大雨に関する情報

気象情報	内容	災害の危険度
大雨・洪水注意報	大雨等による災害が起こるおそれがあるときに、気象庁が発表する情報です。	<p>高</p>
大雨・洪水警報	大雨等による重大な災害が起こるおそれがあるときに気象庁が発表する情報です。	
土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに気象庁と神奈川県が共同で発表する情報です。	
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の大雨が予想されるときに気象庁が発表する情報です。	

※このほか、大雨に関する情報には「顕著な大雨に関する気象情報」などもあります。

顕著な大雨に関する気象情報とは・・・	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中、「線状降水帯」により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況について、気象庁が発表する情報です。
線状降水帯とは・・・	次々と発生する発達した積乱雲が列をなし、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、線状に伸びた強い降水をともなう雨域です。

●土砂災害に関する用語



用語	意味
土砂災害	がけ崩れ、土石流、地すべりの総称です。
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害のおそれがある区域で神奈川県が指定します。
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	土砂災害警戒区域のうち、建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域で神奈川県が指定します。

※土砂災害警戒区域の詳細は「土砂災害ハザードマップ」をご覧ください。
(市ホームページにも掲載されています。)





●施設の名称



【地震のとき】

いっとき 一時避難場所	地震発生後、災害の推移を見守るため、地域住民が一時的に避難する場所です。	 ▼
広域避難場所	地震に伴う火災が発生し延焼拡大した場合、その地域内の住民が煙やふく射熱におかされることなく生命、身体の安全を確保できる広い場所です。	 ▼
避難所	災害により家屋が倒壊・焼失したときなど、自宅で生活ができない方が一定期間避難生活をする場所です。	 ▼
福祉避難所	避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を一時的に受け入れる施設です。 (発災3日後を目途に運営体制が整った施設から順次開設します。最初から避難する施設ではありません。)	 ▼

【風水害のとき】

名称	内 容	避難の流れ
風水害時 避難場所	大雨による土砂災害などから一時的に逃れるために避難する場所です。	
避難所	災害により家屋が倒壊したときなど、自宅で生活ができない方が一定期間避難生活をする場所です。	

【その他の施設】

名称	内 容	使用する災害
救護所	医師、看護師などが待機して応急手当など簡易な処置をする場所です。	
一時滞在施設	地震等の災害により電車等の公共交通機関が運行を停止した場合において、駅前などに滞留している人を一時的に留めておくための施設です。	



3 津久井地区における災害

津久井地区ではどんな災害の危険があるの？

～ 地震 ～



- ・地震はいつどこで起きるか分かりません。
- ・緑区を震源とする地震が発生したとき、津久井地区で想定される被害（市の調査結果）は次のとおりです。
※調査結果は平成26年度相模原市防災アセスメントによります。

- 津久井地区では、**最大震度6強**の揺れが想定されています。
- 犠牲者が**30名**となることが想定されています。
- 全壊する家が**470棟**となることが想定されています。

【小学校区別の被害予測結果の詳細（相模原市西部直下地震）】

小学校区	建物総数	家の被害		人口 (夜間)	死者	重傷者	軽傷者	避難者 (1週間後)
		全壊	半壊					
青根	453	16	87	1,247	1	1	11	68
青野原	984	53	185	2,794	3	4	28	251
串川	2,538	92	385	6,493	6	7	60	503
津久井中央	1,469	69	237	3,603	4	6	39	319
烏屋	1,048	21	128	2,872	1	2	19	172
中野	4,578	179	665	10,772	12	15	109	896
根小屋	1,267	40	169	3,395	3	3	27	254
合計	12,337	470	1,856	31,176	30	38	293	2,463

【震度の目安】

震度	揺れと被害
震度4	○怖いと感じる。眠っている人は目を覚ます。 ○吊り下げ物が大きく揺れる。座りの悪い置物が倒れる。
震度5弱	○物につかまりたいと感じる。 ○棚から物が落ちることがある。
震度5強	○棚から物が落ちる。 ○固定していない家具が倒れることがある。
震度6弱	○立っているのが難しい。 ○窓ガラスや壁のタイルが破損、落下する。
震度6強	○はわないと移動できない。 ○固定していない家具のほとんどが倒れる。
震度7	○耐震性の低い建物が倒壊する（木造の方が倒壊しやすい）。

～ 土砂災害 ～



- ・日頃は、美しい景色の山々も、ひとたび大雨が降ると土砂災害の危険性が潜んでいます。
- ・台風などが接近しているときは、情報入手、早めの避難行動を行うことが必要となります。

- 津久井地区では、**土砂災害のおそれがある区域**が多くあります。
- 大雨が降ると、**道路が通行止め**になります。
- がけ崩れにより道路が寸断されると**集落が孤立**するおそれがあります。

台風などは事前の予測が可能のため、正しい情報を入手し、
早めの避難を行うことで被害を防ぐことができます。

【こんなときは土砂災害が発生する危険があります！】

土砂災害の種類	内 容	土砂災害の前ぶれ
がけ崩れ	○急な斜面が突然崩れる。	○がけや斜面から水がわき出る。 ○地下水から湧水が濁る。 ○小石がパラパラ落ちる。 ○斜面にひび割れができる。 ○異様なにおいがする。
土石流	○沢などに溜まった大量の土砂と水が一気に流れ出す。 ○強い力とスピードで進行方向にあるものをのみ込み、破壊する。	○川の水が濁る。 ○流木が流れてくる。 ○川の水位が急激に下がる。 ○山鳴りがする。
地すべり	○広範囲の斜面が滑り出す。 ○一度に広範囲で起こるので大きな被害になる。	○井戸や沢の水が濁る。 ○地面にひび割れや陥没ができる。 ○がけや斜面から水がわき出る。 ○地鳴りや山鳴りがする。

※このような状況に気が付いたら、まずは自主避難を開始した上で、消防署やまちづくりセンターに連絡しましょう。

～風水害～



◆◆令和元年東日本台風からの教訓◆◆

★市の避難情報を待つのではなく、自らの命を守る行動を！

- 大雨では、ダム放流等で河川が増水する危険性があります。
- がけ地や河川の近くにお住いの方は、気象情報に注意し、自主的に安全な場所への避難を開始します。
- 避難の際は、遠回りでもがけ地・河川に近づかないルートを選択します。

【風水害の対策】

- テレビ・ラジオ等で気象情報、ダム放流情報等を確認し、早めの避難行動を取る。
- 土砂災害や洪水等のハザードマップを確認し、最寄りの避難場所までのルートで危険がないか、どう対処するか日頃より家族で話し合う。
- 雨といや排水溝の詰まり等を確認し清掃する。
- 風で飛ばされやすいものを片付ける。
- 窓ガラス等の破損対策をする。

～大雪～

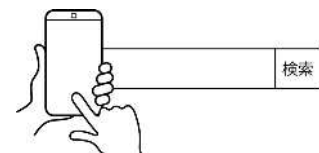
- 急な斜面では、なだれが発生する危険性があります。
- 生活道路などを除雪する必要があります。
- 積雪により道路が通行できなくなると集落が孤立するおそれがあります。



【大雪の対策】

- 大勢が使用する幹線道路から外れた生活道路は、利用者が除雪する。
- 家の出口をこまめに除雪する。
- 屋根からの落雪やなだれに気を付ける。
- 地域で協力して消火栓回りの除雪をする。
- 除雪は1人で行わず、近所の皆さんと協力して行うことを心がける。

※外出先からは、インターネットのライブカメラ映像やSNSなどの画像情報で、津久井地区の道路情報や降雪状況を把握することも有効です。



「津久井 ライブカメラ」で検索

～ 火山災害 ～

市内に火山はありませんが、被害を及ぼすおそれがある主な火山は、「富士山」と「箱根山」です。これらが噴火した場合には、降灰などによる影響が出る可能性がありますので、気象庁が発表する噴火警報・予報や降灰予報などの情報に留意しながら、身を守る行動やその心構えを持っておく必要があります。



●富士山の噴火で想定される影響は、「降灰」、「溶岩流」

●箱根山の噴火で想定される影響は、「降灰」

- 噴火警報とは・・・噴火に伴って発生した火山現象の発生や、危険が及ぶ範囲の拡大が予測される場合に、「警戒が必要な範囲」を明示して発表されます。
- 降灰予報とは・・・噴煙の高さが3000m以上など、一定規模以上の噴火が発生した場合、概ね6時間先までに火山灰が降ると予測される地域が発表されます。

【溶岩流の影響】

相模原市への到達が想定される溶岩流は、桂川・相模川を沿って流れ込み、最大で相模湖まで到達する想定です。溶岩流は、溶けた岩石が地表を流れ下る現象で、ゆっくりと流れるため、避難が可能とされており、想定では最短で約227時間後に到達するとされています。

【大量降灰時に予想される主な影響】

- ・呼吸器系への影響
- ・交通輸送力の低下
- ・農作物収穫量への影響
- ・家庭の雨どいなどの詰まり
- ・車のフロントガラスなどが傷つく
- ・屋内に大量に入り込んだ場合における空調機や電算機への障害

【火山災害の対策】

○火山灰が降ったら・・・

- ・降灰中は外出を控える。
- ・やむを得ず外出する場合には、マスクなどを着用する。
- ・車両を運転する場合には、交通情報に留意し、ワイパーを使用せず、注意して運転する。
- ・外出先から帰ったときには灰をよく落とし、うがいをする。

○溶岩流の到達が予想される場合

- ・市や気象庁が発表する情報を基に適切な行動をとる。



4 災害時にどう動くか！

～地震編～

地震発生

- 棚から物が落ちてきます。
- 停電することがあります。
- 家がゆがみドアや窓が開かなくなることがあります。

① まずは、自分の身の安全を守ります。

- 落下物から身を守る。
- 出口を確保する。
- あわてず揺れが収まってから火の始末をする。
- 避難する時は家のブレーカーを落とす。



② 一時避難場所へ避難して、災害の推移を見守ります。

- 「黄色い小旗」をポストに掲げる。
- 近隣に声を掛け合って避難する。
- 自宅を離れるときは、行先を書いたメモを家族だけが判る場所に残す。

③ 隣近所で安否の確認をします。 (⇒P12へ)

- 近隣の方の安否を確認する。
- 災害用伝言ダイヤル (NTT)、災害用伝言板 (携帯電話各社) で自分の安否を登録するとともに家族の安否を確認する。

④ 助けが必要な人を近所の皆さんで支援します。

- 火災が発生していれば、初期消火をする。
- 建物に閉じ込められた人を救出する。
- けがをした人を手当する。
- 救出・救護が困難なときは、119番通報します。



⑤ (自宅が被害にあったときは、) 避難所に向かいます。

- 自宅が倒壊するなどして、自宅での生活が困難なときは避難所で生活をします。
- ※避難所の運営は、避難所運営協議会が中心になって行います。

次のページへ

⑥ 単位自主防災隊ごとに地域の災害に対応します。

(市内で震度 5 弱以上の地震を観測したときなどに活動します。)

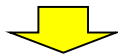
※揺れの目安は P 6 参照

役職	主な役割等
隊長	・地域の被害状況を把握します。 ・隊員に活動の指示をします。 (初期消火、避難誘導、災害時要援護者支援など)
副隊長	・隊長を補佐します。
防災部長	・隊長を補佐します。 ・災害活動に対する支援や協力をします。

※自主防災組織での役割を考慮します。

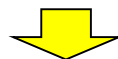
【主な連絡先】

- ・人命に関すること(火災、救急・救助等) ⇒ 119番通報します。
- ・その他の災害情報に関すること ⇒ まちづくりセンター又は出張所に連絡します。



⑦ 単位自主防災隊は、他の関係団体と連携して対応します。

- ・知り得た情報は、市現地対策班又は出張所に連絡します。
- ・地域の民生委員等と知り得た情報を共有します。
- ・安否不明者の情報などは、消防・警察・自衛隊などと共有します。



⑧ 地区連合自主防災組織として災害に対応します。

※ 連絡系統等は (P 14) を参照

※南海トラフ地震の対応について

本州南岸海底域の「フィリピン海プレート」と「ユーラシアプレート」が接する南海トラフ付近を震源域とする地震が、南海トラフ地震です。

この地震の場合も同様に対応しますが、「南海トラフ地震臨時情報」が発表され、事前準備行動などをとる必要がある場合には、後発地震などの発生に備えて対応します。

気象庁が発表する情報には、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」や「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」などがあり、これらが発表された場合には、日頃からの地震の備えを再確認し、後発地震に備えた事前避難などを実施します。

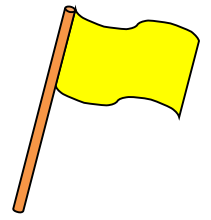
事前避難は親戚・知人宅等への避難が基本となり、食料や生活用品なども避難者自身で準備することが基本となります。

安否確認の方法 ～黄色い小旗の活用～

大規模な災害が発生すると、電話が使えなくなり、家族との連絡や地域の方々との連絡が困難になります。

災害による被害を減らすためには、家族や近隣にお住まいの方の安否を速やかに確認し、市や消防・警察などと情報を共有することが必要です。

津久井地区の自治会では「**黄色い小旗**」を活用して、安否の確認や支援が必要な人を速やかに把握します。



【黄色い小旗とは…】

大地震が発生したときに家族が無事であった場合、外から見やすい玄関等に「黄色い小旗」を掲げることで、支援が必要な世帯を早期に把握し、救助者が効率的に救助活動を行えるようにするための安否確認支援事業です。

【黄色い小旗の活用方法】

- ①大地震が発生した時には、まず自身の身の安全を守ります。
- ②地震の揺れがおさまったら、火の元を確認し、出口を確保します。
- ③非常用持ち出し袋を持って、一時避難場所へ避難します。

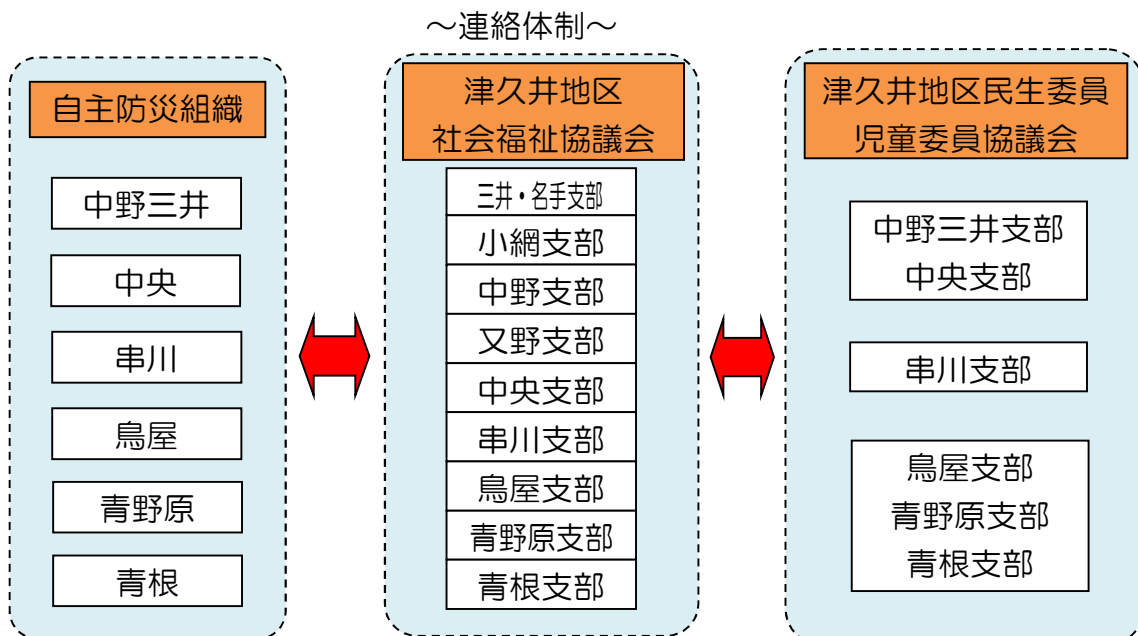
また、自宅が安全と判断したときは自宅に留まります。

このときに黄色い小旗をポストなどの外から見やすい場所に掲げます。

- ④一時避難場所では、余震などに備えるとともに、近隣の皆さんでお互いの安否を確認して安否が不明な人を把握し、協力して支援を行います。
- ⑤安否を確認するときは、黄色い小旗を掲げていない家を優先に確認します。
- ⑥消防・警察・自衛隊などは、概ね3日間、人命救助を最優先に活動を行います。黄色い小旗についても発災後3日間程度は掲げるようにしましょう。

【関係する機関との情報共有】

災害時には、地域の皆さんをはじめ、消防・警察・自衛隊・行政に加え、地域の民生委員なども安否の確認を行います。そのため、把握した情報は、関係する機関とも共有しておくことがとても重要です。



～土砂災害・風水害編～

天気予報などで台風の接近や大雨が降る予報が出ている。



① こまめに気象情報を確認します

- ・事前に避難する場所（親戚・知人宅、自治会館等）を確認
 - ※ 土砂災害警戒区域内の建物には避難しない（⇒資料-10、11 参照）
- ・テレビ、ラジオ、防災メール（携帯電話）、ホームページ（気象庁）を確認

② 注意報や警報、避難情報などが発表されたら・・・

▼気象情報（気象庁が発表）

大雨・洪水注意報（警戒レベル2）…外の様子に注意

大雨・洪水警報（警戒レベル3相当）…避難の準備、自治会館の開設を検討

土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）…土砂災害警戒区域に住んでいる人は避難を開始（隣近所で声を掛け合い避難する）

▼避難情報（市が発令）

高齢者等避難（警戒レベル3）…「危険な場所から高齢者等は避難」

避難に時間のかかる高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する

避難指示（警戒レベル4）…「危険な場所から全員避難」

③ 風水害時避難場所へ避難

風水害時避難場所は洪水や土砂災害から身を守る場所です。

食料などの配布はされませんので、自分で用意します。

【避難が必要な人】

- 自宅が土砂災害警戒区域の中にある方
- 河川が氾濫したときに自宅が浸水するおそれがある方
（河川沿いのルートは避けて、安全なルートで避難）
（串川、道志川は事前にハザードマップを確認しておく）
- その他、自宅での待機が不安な方

◆ただし、避難することがかえって危険な場合、がけや川から離れた2階以上の部屋で待機（緊急安全確保）する。

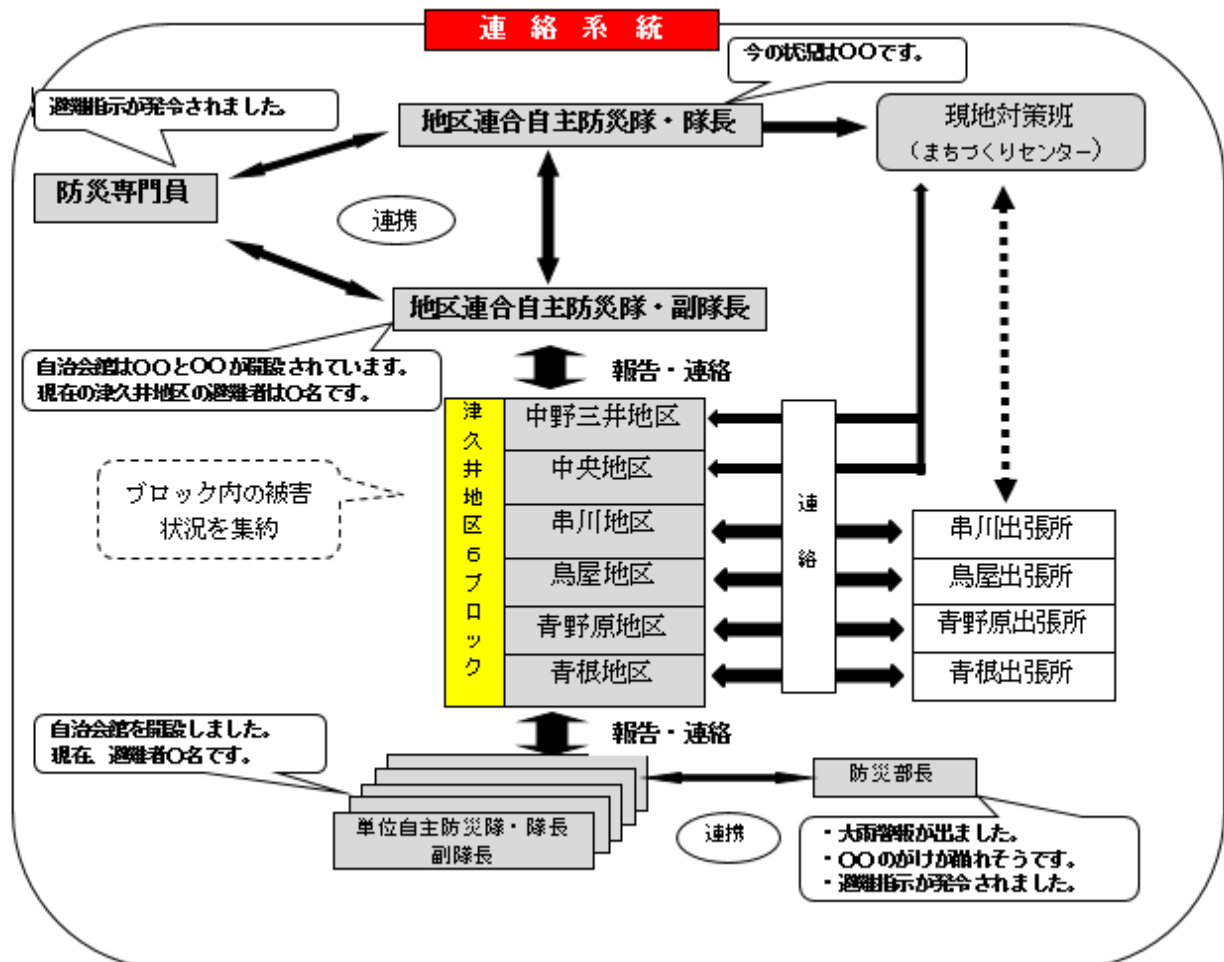
土砂災害が発生

自宅が被害にあったときは・・・避難所に向かいます。

- ・自宅が倒壊するなどして、自宅での生活が困難なときは避難所で生活をします。
 - ※避難所の運営は、避難所運営協議会が中心になって行います。
- ・車両で避難することはせず、なるべく徒歩で避難しましょう。
 - ※広場、校庭等は救援物資搬入などで使用できるスペースが限られています。

自主防災組織の役割

	役職	役割等
津久井地区 連合自主防災隊	隊長	<ul style="list-style-type: none"> 現地対策班（まちづくりセンター）との連絡調整 避難指示等の発令状況の伝達 避難所の開設状況の連絡
	副隊長	<ul style="list-style-type: none"> 地区連合自主防災隊長の補佐 単位自主防災隊長との連絡
	防災専門員	<ul style="list-style-type: none"> 地区連合自主防災隊長の補佐 災害対策に関する地区連合自主防災隊長への助言 気象情報、防災情報の把握、連絡
単位自主 防災隊	隊長	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所としての自治会館の開設 地区連合自主防災隊、副隊長との連絡
	副隊長	<ul style="list-style-type: none"> 単位自主防災隊長の補佐 地域の被害状況把握
	防災部長	<ul style="list-style-type: none"> 単位自主防災隊長の補佐 地域の被害状況把握 気象状況の把握・連絡



自治会館の開設手順

土砂災害から身を守るためには、早めの避難が重要です。

避難は、市が開設する公共施設のみではなく、親戚・知人宅をはじめ、自治会館・集会所なども活用するとより効果的です。

自治会館・集会所が避難する場所として適切かどうかを事前に確認しましょう。

【開設する自治会館の条件】

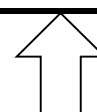
- 施設が土砂災害警戒区域などの危険な区域の外にある
(土砂災害警戒区域などの危険区域内の施設は、使用しない。)
- 自治会により施設の開設が可能である
- 地域の住民が避難できるスペースがある

【自治会館を開設するとき】

- 市が避難に関する情報（高齢者等避難、避難指示）を発令したとき
- 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- 地域の方から避難したい旨の連絡を受けたとき
- その他、避難場所の開設が必要と自主防災組織の隊長等が判断したとき

【自治会館開設のイメージ】

手順	気象の状況	活動のイメージ	自主防災組織の活動
1	大雨注意報発表	気象情報に注意する（情報収集）	
2	大雨警報発表	単位自主防災隊長等の判断により自治会館を避難場所として開設準備	
3	土砂災害警戒情報発表	自治会館を避難場所として開設 ⇒開設した旨をまちづくりセンター又は出張所に連絡 ⇒随時、避難者の状況を連絡	
4	高齢者等避難 } 発令 避難指示		



左の欄に記載した活動のイメージを参考に各自主防災組織での活動を記入しましょう。

～大雪編～

天気予報などで雪が降る予測がされている。

① こまめに気象情報を確認します。

- 除雪に必要なスコップなどの機材を用意します。
- 孤立するおそれのある地域では、食料や薬等の備蓄状況を確認します。
- 凍結防止剤の備蓄状況を確認します。



② 注意報や警報などが発表されたら・・・

- **大雪注意報**…数センチ程度の雪が積もる可能性があります。
 - **大雪警報**…数十センチ程度の雪が積もる可能性があります。
- ※車での外出は避けましょう。
※必要に応じて通路等への凍結防止剤の散布を実施します。



③ 近隣の皆さんと協力して除雪を行います。

- 外の様子に注意し、玄関前はこまめに除雪します。
- 近隣の方々と協力して生活道路の除雪を行います。



【参考】市が行う除雪対策（市は優先順位を付けて除雪を行います）

- ① 国道・県道及び幹線市道などを除雪（緊急輸送道路の確保）
主要な施設（病院、駅等）へのアクセス道路を除雪
- ② 道路交通ネットワークを補完する道路・坂道などがある道路の除雪
- ③ その他の道路を除雪



④ 被害のおそれがあるときは・・・

- **孤立するおそれがある**…備蓄品を確認します。
自主防災組織の隊長などに連絡し、協力して除雪などを行います。
- **なだれ注意報が発表された**…急な斜面でなだれが発生する可能性があります。
がけの近くにお住まいの方は、避難しましょう。

5 日頃からの災害への備え～災害による被害を軽減するためには～

(1) 自分の命は自分で守る「自助」の取組み

家族防災会議を開催しましょう！

家族防災会議では、災害に備えて、家族で日頃から次の事項を話し合います。

- ・各種防災マップ等の活用
さがみはら防災ガイドブック、相模原市土砂災害ハザードマップ、相模原市洪水ハザードマップ、相模原市浸水（内水）ハザードマップ
- ・「マイ・タイムラインシート」を一人ずつ作成し、家族全員で情報共有する。
- ・土砂災害警戒区域等を確認した上で、避難経路を検討する。
- ・河川沿いの方は「洪水ハザードマップ」を確認し、河川に行かない、近づかない避難経路を考える。

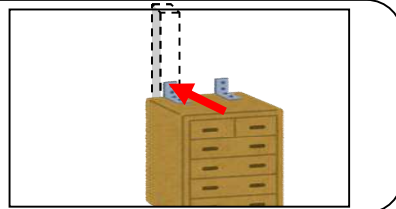
《重点項目》 ○災害発生時にしなければならないこと（火の始末など）
○家族との連絡方法や集合場所 ○避難場所・避難経路の確認
○備蓄品と非常持出し品の用意

家具の転倒防止対策を行いましょう！

- 家具の転倒防止器具を購入し、大きい家具を固定する。
- 窓ガラスの飛散防止を行う。

【家具の転倒防止のポイント】

- ・必ず強固な柱などに固定します。
- ・石膏ボードなどへの固定では地震の揺れで倒れることがあります。



～地域で取り組むとより効果的に！～

- 高齢者等、個人で家具の固定などができない方を支援する。

非常持出し品を準備しましょう！

○次の一覧表を参考に非常持出し品を準備します。

非常持出し品 (例)	○笛や携帯ブザー	最低3日分は 用意しましょう
	○ライター・マッチ	
	○懐中電灯・ラジオ・乾電池・軍手	
	○毛布（アルミシートでも可）	
	○現金・貴重品、免許証・保険証	
	○食料・飲料水、粉ミルク	
	○常備薬・お薬手帳・緊急連絡カード	
	○生理用品・感染防止用マスク・携帯トイレ など	



～地域で取り組むとより効果的に！～

- 防災訓練時などに各自の非常持出し品を確認し合う。

(2) 自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の取組み

災害時の連絡体制を構築しましょう！

災害時の連絡網等を作成し、訓練等で実際に使用できるか検証します。

黄色い小旗の活用を徹底しましょう！

津久井地区では、災害時の安否確認などを効率的に行うため、「黄色い小旗」を有効に活用する必要があります。

防災訓練のときなどは、相互に声を掛け合い、地域ぐるみで「黄色い小旗」の活用を徹底します。



自治会内の世帯数、人数を把握しましょう！

災害時の安否確認などを効率的に行うためには、自治会単位などに世帯数等を把握しておくことが必要です。

日頃から名簿などを作成し、災害時に備えておきましょう。

災害時要援護者の名簿づくりに当たっては、個人情報取扱いなどに配慮する必要がありますので、市が作成している「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を活用しましょう。

(市ホームページに掲載されています。)

(3) 災害の発生を想定した防災訓練の実施

災害時に適切な行動をとるためには、日頃から災害が発生した時の行動を意識しておくことが必要です。

津久井地区での災害による犠牲者をなくすためには、地域の防災訓練に多くの方が参加し、災害時の行動を確認できるような訓練を行うことが重要です。



津久井地区で実施しておくべき訓練

●地震を想定した訓練

訓練項目	訓練内容
避難誘導訓練	地震が発生した直後の避難場所、避難経路などを確認する訓練です。災害時に支援が必要な方を避難場所まで誘導する訓練なども含まれます。
安否確認訓練	災害発生時に速やかに住民の安否を確認する訓練です。あらかじめ決めておいた手段が災害時にうまくいくのかを確認します。避難誘導訓練と合わせて実施すると効果的です。
初期消火訓練	地震が発生した際は、同時多発的に発生する火災等に対応するため消防などの到着が遅くなります。そのときの住民による消火活動を訓練します。
避難所運営訓練	地震により自宅が倒壊したときなどは、避難所で生活することになります。避難所をどのように使っていくのか、備蓄品を活用し仮設トイレの組み立てや炊き出しの方法、ペットを連れての避難や感染症の対策、また車中泊・車両避難の対応についても検討します。

●土砂災害（風水害）を想定した訓練

訓練項目	訓練内容
避難誘導訓練	土砂災害から身を守るためには、早めの避難が必要です。避難をするタイミングや風水害時避難場所までのがけ地や河川に近づかない安全な避難経路などを確認します。
情報伝達訓練	避難者数や避難場所などは、市などの関係機関に連絡する必要があります。単位自主防災組織から連合自主防災組織、連合自主防災組織から市への連絡体制などを確認します。

●災害により集落が孤立したことを想定した訓練

訓練項目	訓練内容
情報伝達訓練	孤立対策推進地区には「衛星携帯電話」が配備されているので、その使い方を確認します。
備蓄資機材の取扱い訓練	孤立対策推進地区には、衛星携帯電話のほか、チェーンソーや救助工具セットなどの資機材を備えています。その取扱い方法も確認します。

●その他の訓練

防災訓練は多くの方が参加して災害時の行動を確認することが重要です。また、時には楽しみながら災害のことを考えることも地域の防災力を高めるための一つの方法です。

そのためには、防災訓練にレクリエーション機能を持たせた訓練なども検討する必要があります。例えば、運動会と防災訓練を融合させた「防災運動会」や避難所で宿泊体験をする「避難所キャンプ」、「非常食試食会」や地域イベントと連携した防災訓練などもその一つです。

【防災訓練の進め方チェックリスト】

手順	内容	具体的な実施事項等
1	津久井地区で想定できる災害を確認	<input type="checkbox"/> P6～P9「津久井地区における災害」を確認する
2	地域住民がやっておくべき訓練を検討	<input type="checkbox"/> 過去の訓練内容を確認する <input type="checkbox"/> 想定する災害を決める <input type="checkbox"/> 訓練を通じて住民に伝えたいことを検討する <input type="checkbox"/> 市（まちづくりセンター、消防署等）に相談する
3	訓練の目的（テーマ）を決める	<input type="checkbox"/> 訓練を通じて、最も住民に伝えたいことを決める
4	訓練の日時・場所を決める	<input type="checkbox"/> 自治会の都合等を勘案して日にちを決める <input type="checkbox"/> 訓練の時間を決める <input type="checkbox"/> 他の行事と合わせて実施することも検討する <input type="checkbox"/> 訓練を実施する場所を決める <input type="checkbox"/> 事前の予約が必要な施設は予約する
5	訓練の対象者を決める	<input type="checkbox"/> 訓練目的に合わせて訓練対象者を決める <input type="checkbox"/> 訓練の指導者（消防署・消防団等）を決める <input type="checkbox"/> 関係機関（市、警察等）の参加の必要性を検討する
6	必要な資機材を決める	<input type="checkbox"/> 自主防災組織の備蓄品を確認する <input type="checkbox"/> 必要な物品の準備を市に依頼する
7	市に申請書を提出する	<input type="checkbox"/> 防災訓練等実施申請書を消防署に提出する
8	住民に周知する	<input type="checkbox"/> 資料を作成し、回覧板等で対象者に周知する
9	事前の調整をする	<input type="checkbox"/> 消防署等と訓練の内容について事前に調整する <input type="checkbox"/> 自主防災組織内での役割分担を決める
10	訓練を実施する	<input type="checkbox"/> 訓練を実施
11	訓練を検証する	<input type="checkbox"/> 訓練でよかったこと、改善が必要なことなどを確認し、次回の訓練に反映させる

(4) 継続的に津久井地区の防災力を向上させる取組み

自主防災隊の隊長・防災部長などの防災教育

災害発生時や訓練の際にリーダーとなる自主防災組織の隊長や防災部長を対象に、災害知識をより一層深めるための研修を実施します。また、隊長に変更があった場合は、旧隊長から新隊長に対して、これまでの取組み状況、課題となっている事項を引き継ぎます。

隣接する自主防災組織との合同防災訓練の実施

津久井地区の防災力を向上させるためには、他の地域の取組みを参考にし取り入れることも必要となります。

隣接する自治会などと合同訓練を実施することにより、相互の取組みを共有し、連携を深めます。

ハザードマップ説明会の実施

津久井地区には沢やがけ地が多く存在し、また、串川や道志川も流れているため、水害や土砂災害への備えが必要です。

市が作成しているハザードマップの見方や使い方などを自主防災組織が中心となって説明し、地域ぐるみで水害や土砂災害への対策について理解を深めます。

避難所での資機材取扱いについて

避難所で必要とされる組み立て式仮設トイレ等の設営方法を避難所運営協議会だけでなく、自主防災組織でも研修することにより、災害対応の向上を図ります。また、災害用簡易トイレの自主的な備蓄について検討します。

津久井地区防災計画を見直す

災害時や訓練時にうまくいかなかったことなどは、その解決策を検討し、訓練等を通じて繰り返し改善していくことで、地域の防災力を向上させることができます。

津久井地区では、年1回以上、この計画の内容を確認する機会を設け、必要に応じて修正を行います。

計画を修正する場合

- 計画の内容に影響のない軽微な修正は、地区連合自主防災組織の隊長やまちづくり会議等へ報告して行います。
- 計画内容の変更を伴う修正については、自主防災組織の隊長などで内容を検討し、まちづくり会議の意見を聴取して行います。

相模湖地区防災計画

相模湖地区防災計画検討協議会

1 相模湖地区防災計画のねらい 1

2 相模湖地区における災害 3

相模湖地区ではどんな災害の危険があるの？

地震

風水害

その他の災害

大雪、火山災害

3 日頃からの災害への備え ~災害による被害を軽減するためには~ 7

(1) 自分の命は自分で守る「自助」の取組み

家族防災会議を開催しましょう！

家具の転倒防止対策を実施しましょう！

非常持ち出し品を準備しましょう！

トイレ対策をしましょう！

(2) 自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の取組み

災害危険の把握

防災訓練の実施

防災資機材の点検・管理

避難行動要支援者への支援

孤立対策推進地区における取組

各種団体との連携

継続的に相模湖地区の防災力を向上させる取組み

地区防災計画の見直し

4 災害時にどう動くか！ 11

災害時の行動手順を確認しましょう(フロー図)

地震編

風水害編

集会所等の開設方法

その他の災害編

- 1 基本方針
- 2 相模湖地区連合自主防災隊の編成と役割
 - (1) 組織編成
 - (2) 役割
- 3 避難所運営に関すること
 - (1) 避難所運営協議会
 - (2) 避難所運営における様々な視点
 - 多様な視点に基づいた対策
 - 車中泊避難者への対応
 - ペットを連れた避難
 - トイレ対策
 - 感染症対策
- 4 その他の防災に関する取り組み
 - 相模湖地区社会福祉協議会
 - 相模湖地区の防災に関する協定
 - 災害ボランティアセンター（相模原市社会福祉協議会）
 - 自主防災組織と地区内各機関との協力体制の構築
 - 相模原市において締結している協定

6 地区災害対策本部活動

- 1 地区災害対策本部の設置
- 2 本部の活動
- 3 情報の収集・伝達
- 4 本部の縮小・廃止

資料編

- ・ 一時避難場所一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- ・ 広域避難場所一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- ・ 避難所及び救護所一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- ・ 風水害時避難場所一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- ・ 防災備蓄倉庫一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- ・ 集会所等一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- ・ 避難所倉庫資機材一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- ・ 携帯各社の災害用伝言板・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- ・ NTT 災害用伝言ダイヤル「171」・・・・・・・・・・・・・・ 38
- ・ ひばり放送を確認するには・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

1 相模湖地区防災計画のねらい

災害は、人々の生命や財産を一瞬にして奪い去っていきます。

災害による犠牲者を出さないためには、災害に備えて日頃からやっておくべきことや地域で発生する災害などを知っておくことが重要です。

この計画では、

「相模湖地区から災害による犠牲者を出さない」

ために、私たち相模湖地区の住民がとるべき対策を検討し、
まとめました。

まずは、あなたの家の防災診断をしてみましょう！

次のページへ

わが家の防災診断(地震編)

~まずは、わが家の状況をチェックしよう~

診断その1

自宅は耐震化されていますか？

いいえ

地震の揺れで家が倒壊する危険性があります。
【対策】可能な限り、自宅の耐震化を図るなどの対策が必要です。

はい



診断その2

家具が倒れないように固定をしていますか？

いいえ

地震の揺れで家具が転倒し、下敷きになる危険性があります。
【対策】家具の転倒防止器具などで大きな家具を固定する必要があります。

はい



診断その3

避難する場所を把握していますか？

いいえ

自主防災組織等ごとに一時避難場所や避難所が決められています。
【対策】避難場所を確認しましょう。
(資料編 P 25 ~ 28)

はい



診断その4

災害が発生したときの家族との連絡方法を決めていますか？

【災害時に電話はつながりません！】

いいえ

災害時に家族との連絡が取れないと非常に不安になります。
【対策】NTTの「災害用伝言ダイヤル」や携帯電話各社の「災害用伝言板」の使い方を家族と確認しましょう。
(資料編 P 32 ~ 38)

はい



診断その5

水や食料を備蓄していますか？

いいえ

大規模な地震が発生すると救援物資が届くまでに3日程度を要すると言われています。
【対策】最低3日以上分の食料を各自が用意しておく必要があります。

はい



あなたの診断結果は「良好」！災害時には地域の人を助ける側になります。
ご自身の取組みを相模湖地区の皆さんにも伝えましょう！
また、自主防災組織などの活動に積極的に参加しましょう！

2 相模湖地区における災害

相模湖地区ではどんな災害の危険があるの？

～ 地震 ～



- ・地震はいつどこで起きるか分かりません。
- ・緑区を震源とする地震が発生したとき、相模湖地区で想定される被害は次のとおりです。
「相模原市防災アセスメント調査報告書（平成26年5月）相模原市西部直下地震」から

相模湖地区では、**最大震度6強**の揺れが想定されています。

犠牲者が**11名**となることが想定されています。

全壊する家が**170棟**となることが想定されています。

【小学校区別の被害予測結果の詳細（相模原市西部直下地震）】

小学校区	建物総数	建物の被害		人口 (夜間)	死者	重傷者	軽傷者	避難者 (1週間後)
		全壊	半壊					
桂北	1,431	57	248	3,559	4	4	38	283
千木良	1,006	33	161	2,651	2	2	23	194
内郷	2,005	80	308	5,062	5	6	44	424
合計	4,442	170	717	11,272	11	12	105	901

【震度の目安】

震度	揺れと被害
震度4	怖いと感じる。眠っている人は目を覚ます。 吊り下げ物が大きく揺れる。座りの悪い置物が倒れる。
震度5弱	物につかまりたいと感じる。 棚から物が落ちることがある。
震度5強	棚から物が落ちる。 固定していない家具が倒れることがある。
震度6弱	立っているのが難しい。 窓ガラスや壁のタイルが破損、落下する。
震度6強	<u>はわないと移動できない。</u> <u>固定していない家具のほとんどが倒れる。</u>
震度7	耐震性の低い建物が倒壊する。(木造の方が倒壊しやすい。)

～風水害～



- ・日頃は、美しい景色である山々も、ひとたび大雨が降ると土砂災害の危険性が潜んでいます。
- ・台風などが接近しているときは、情報入手、早めの避難行動を行うことが必要となります。

相模湖地区では、**ほとんどの地域が土砂災害のおそれがある区域**となっています。「土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定」から

ハザードマップ



大雨が降ると、**道路が通行止め**になります。

大雨が降ると、**道志川の氾濫等**^{はんらん}に警戒の必要があります。

がけ崩れにより道路が寸断されると**集落が孤立**するおそれがあります。

台風などは事前の予測が可能なため、正しい情報を入手し、早めの避難を行うことで被害を防ぐことができます。

【土砂災害の種類と前兆現象】

土砂災害の種類	内容	前兆現象
がけ崩れ	急な斜面が突然崩れる。	斜面から水がわき出る。 地下水から湧水が濁る。 小石がパラパラ落ちる。 斜面にひび割れができる。 異様なにおいがする。
土石流	沢などに溜まった大量の土砂と水が一気に流れ出す。強い力とスピードで進行方向にあるものをのみ込み、破壊する。	川の水が濁る。 流木が流れてくる。 川の水位が急激に下がる。 山鳴りがする。
地すべり	広範囲の斜面が滑り出す。一度に広範囲で起こるので大きな被害になる。	井戸や沢の水が濁る。 地面にひび割れや陥没ができる。 がけや斜面から水がわき出る。 地鳴りや山鳴りがする。

前兆現象に気が付いた方は、すみやかに避難し、消防署や相模湖まちづくりセンター又は連合自主防災組織に連絡します。

令和元年東日本台風に関するデータ 「令和元年東日本台風災害記録誌」から
避難場所別の最大避難者数

桂北小学校	39人
相模湖交流センター	114人
千木良小学校	77人
内郷小学校	78人
相模湖公民館	45人
合計	353人

住家・非住家の町丁字別被害状況

町丁字	全壊		大規模半壊・半壊				準半壊・一部半壊	
	住家	非住家	住家		非住家	住家		非住家
			大規模半壊	半壊		準半壊	一部半壊	
小原	2	2						
寸沢嵐		24	1	4	6	1	3	
千木良	1	1		4	1	2	3	
若柳	1	3					2	1
与瀬	1	2		1			4	1
合計	5	32	1	9	7	3	12	2

土砂災害に関する用語

用語	意味
土砂災害	がけ崩れ、土石流、地すべりの総称です。
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害が発生するおそれがあり、発生した場合に住民の生命または、身体に危害が生じるおそれがある区域です。
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域です。
土砂災害ハザードマップ	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域を地図上に表示したもので、日ごろから土砂災害のおそれのある場所や避難場所などを確認し、災害時の避難行動に役立てていただくことを目的として、警戒区域等の指定が済んでいる地域において作成します。

～その他の災害～

【大雪】



- ・平成 26 年 2 月の大雪では、津久井消防署で 64 センチの積雪を観測しました。
津久井地域の中山間部の一部では、積雪が 100 センチを超えました。
JR 中央本線相模湖駅において 135 名の帰宅困難者が発生し、相模湖総合事務所が一時滞在施設として開設されました。

積雪により道路が通行できなくなると**集落が孤立**するおそれがあります。

生活道路などを除雪する必要があります。

急な斜面では、**なだれが発生**する危険性があります。

【火山災害】

富士山が噴火した際の溶岩流の流れ方の想定で相模原市に最も影響があるものとして、最短で 227 時間（約 9 日後）に市域に到達し、最大で相模湖周辺（桂橋）まで到達する想定となっています。

3 日頃からの災害への備え～災害による被害を軽減するためには～


災害の規模が大きいほど、「公助」（行政など公的機関の支援）が行き届かなくなります。このような状況の中では、「自助」（自らの身を守る）・「共助」（地域が助け合う）が重要です。「自分たちのまちは自分たちで守る」ために、自主防災組織の活動に積極的に参加して、地域ぐるみで災害に備えましょう。

種別	意味
自助	自らの身は自らで守ること。 救助される側でなく、救助する側になることができます。
共助	自分たちのまちは自分たちで守ること。 隣近所や自治会、自主防災組織で、救助活動などを行います。
公助	消防、警察、自衛隊や市役所などの公的な対応のこと。

(1) 自分の命は自分で守る自助の取り組み

家族防災会議を開催しましょう！

家族防災会議では、災害に備えて、家族で日頃から次の事項を話し合います。

災害発生時にしなければならないこと（火の始末など） 家族との連絡の方法や集合場所 避難場所や避難経路の確認 （ハザードマップやさがみはら防災マップの活用） 備蓄品と非常持出し品の用意（粉ミルクや常備薬など） 地域での協力（隣人の安否確認など） マイ・タイムラインの作成 大雨や台風に向けて、ハザードマップやさがみはら防災マップを活用し、風水害時に避難する必要があるか確認する。また、「いつ・どこに・どのように」避難するかなどを時系列的に整理した「マイ・タイムライン」を作成する。	
--	---

防災に関する各種マップ



マイ・タイムライン



防災ガイドブック



風水害時避難場所 P 15 資料編 P 27

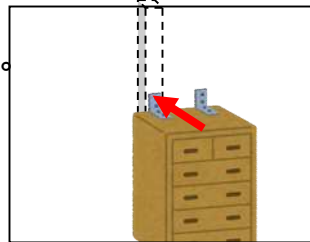
家具の転倒防止対策を実施しましょう！

各個人で行うこと

家具の転倒防止器具を購入し、大きい家具を固定する。
窓ガラスの飛散防止を行う。

【家具の転倒防止のポイント】

- ・必ず強固な柱などに固定しましょう。
- ・石膏ボードなどへの固定では地震の揺れで倒れることがあります。



地域で行うこと

高齢者等、個人で家具の固定などができない方を支援する。

非常持ち出し品を準備しましょう！

各個人で行うこと

非常持ち出し品を準備します。 防災ガイドブック



地域で行うこと

防災訓練時などに各自の非常持ち出し品を確認し合う。



トイレ対策をしましょう！

各家庭において、携帯トイレの備蓄をする。

公共下水道や浄化槽の被災時には、自宅・事業所のトイレは使用できなくなる場合があるため、トイレが使用可能な避難所及び公共施設情報と合わせて市ホームページやひばり放送で情報を把握する。

(2)自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の取り組み

災害危険の把握

地域の皆さんで、定期的に災害危険箇所の現場確認をする。
地図上に危険箇所を落とし、災害危険箇所を把握する。
日頃から災害危険の情報を伝えて行くことも必要。

防災訓練の実施

相模湖地区連合自主防災隊や単位自主防災組織等による防災訓練を実施し、参加する。
土砂災害に備えた訓練や夜間の訓練の実施を検討する。
避難所運営協議会と連携した訓練を行う。
消火栓の場所の確認や使い方の訓練を行う。
(自主防災隊や消防団を中心に)

防災資機材の点検・管理

防災訓練の前に、防災資機材の点検を行う。
防災資機材の使用方法を点検の際に確認する。
防災資機材のリストを作成する。

避難行動要支援者への支援

自治会において*避難行動要支援者の把握に努め、支援の在り方を検討する。
順次市が作成していく*個別避難計画の活用も視野に入れながら、安全確保に十分留意し可能な範囲で支援を行う。

- * 避難行動要支援者・・・災害時要援護者のうち災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方
- * 個別避難計画・・・避難行動要支援者について誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要かなど、あらかじめ記載したものの

孤立対策推進地区における取組

- * 孤立対策推進地区においては、総合防災訓練等の機会に各地区配備の衛星携帯電話を使用した通信訓練を実施する。
各家庭や集会所等において食料、救助資機材等の備蓄を推進する。
携帯電話や固定電話が使用できない時には衛星携帯電話を活用し、相模湖まちづくりセンターと連絡を行う。
- * 孤立対策推進地区・・・地震あるいは土砂災害等により道路や通信網が被災して孤立する恐れがある地区(底沢、新戸、道南、南沢・南畑、赤馬中通り、赤馬東部、横橋、鼠坂、奥畑)

各種団体との連携

消防団、小・中学校、事業所、避難所運営協議会、社会福祉協議会等と連携し、防災訓練、災害時の応急活動等の際に連携を図る。

元消防団員、消防・警察・自衛官等のOBの方と協力体制をつくる。

継続的に相模湖地区の防災力を向上させる取組み

防災対策については、過去の経験等を忘れることなく、地域住民が継続して意識しておくことが必要であるため、あらゆる機会を捉えて防災知識の啓発を行うなど地域の防災力を向上させる仕組みを検討する。

例) 新自治会長(防災組織の隊長)への研修、実際に災害が発生した場所を忘れないような仕組み(看板の設置等)、児童・生徒への防災知識の伝承等

地区防災計画の見直し

災害時や訓練時に課題が生じた場合などは、その解決策を検討し、訓練などを通じて繰り返し改善していくことで、地域の防災力を向上させることができます。

相模湖地区では、相模湖地区防災計画検討協議会において、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 災害時にどう動くか！

～地震編～

地震発生

- ・ 棚から物が落ちてきます。
- ・ 停電することがあります。
- ・ 家がゆがみドアや窓が開かなくなることがあります。

まずは、身の安全を守ります。

- ・ 落下物から身を守る。
- ・ 出口を確保する。
- ・ 火の始末をする。

一時避難場所へ避難して、災害の推移を見守ります。

- ・ 安全の確認ができた場合は、「*黄色い小旗」を道路から見えやすい所に掲げる。
- ・ 近隣に声を掛け合って避難する。



隣近所で安否の確認をします。

- ・ 近隣の方の状況を確認する。
- ・ 災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板で自分の安否を登録する。
資料編 P32～P38
- ・ 外出している人は災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板で家族の安否を確認する。

助けが必要な人を支援します。

- ・ 火災が発生していれば、初期消火をする。
- ・ 建物に閉じ込められた人を救出する。
- ・ けがをした人を手当する。
- ・ 救出・救護が困難なときは、119番通報します。


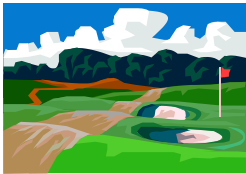


(自宅が被害にあったときは、) 避難所に向かいます。

- ・ 自宅が倒壊するなどして、自宅での生活が困難なときは避難所で生活をします。
避難所の運営は、避難所運営マニュアルを参考に避難者全員で実施します。

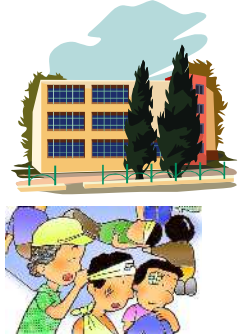
*黄色い小旗掲示

大地震などの災害が発生したときに、「我が家は大丈夫。他の人を助けてほしい。」という目印に、外から見やすい玄関等に黄色い小旗を掲げ、住居者の安否確認を短時間に行う取組み。相模湖地区の自治会では「黄色い小旗」を活用して、安否の確認や支援が必要な人を速やかに把握します。

避難施設等の用語

名称	内 容	避難の流れ
いっとき 一時避難場所	地震発生後、災害の推移を見守るため、地域住民が一時的に避難する場所です。 (空地、公園、学校等を各自主防災組織等が指定) 資料編 P 25 ~ 26	
広域避難場所	地震に伴う火災が発生し延焼拡大した場合、その地域内の住民が煙やふく射熱におかされることなく生命、身体の安全を確保できる広い場所です。 〔内郷小学校・内郷グラウンド、北相中学校〕 資料編 P 27	
避難所	災害により家屋が倒壊・焼失したときなどに避難生活をする場所です。 〔桂北小学校、千木良小学校、内郷小学校〕 資料編 P 27	
福祉避難所	避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を一時的に受け入れる施設です。 (発災3日後を目途に、運営体制が整った施設から順次開設します。)	

【救護を要するとき】

名称	内 容	
救護所	医師、看護師などが待機して応急手当など簡易な措置をする場所です。 〔桂北小学校〕 資料編 P 27	

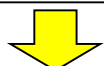
～風水害編～

天気予報などで台風の接近や大雨が降る予報が出ている。



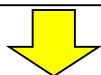
こまめに気象情報を確認します。

- ・事前に避難する場所（親戚・知人宅、集会所等）を確認する。
土砂災害警戒区域内の建物には避難しない。
- ・テレビ、ラジオ、防災メール（携帯電話）、ホームページ（気象庁）を確認する。 資料編 P39～41



注意報や警報などが発表されたら・・・。

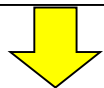
- ・大雨・洪水注意報・・・外の様子に注意
- ・大雨・洪水警報・・・避難の準備、集会所等の開設を検討
- ・土砂災害警戒情報・・・土砂災害警戒区域に住んでいる人は避難を開始
（隣近所で声を掛け合って避難する。）
- ・高齢者等避難・・・避難に時間がかかる方は、避難を開始する。
- ・避難指示・・・がけや川の近く等危険な場所から全員避難する。



風水害時避難場所や安全な親せき・知人宅へ非常持出し品を持って避難を開始する。

【避難が必要な人】

自宅が土砂災害警戒区域の中にある方
その他、自宅での待機が不安な方



避難することがかえって危険なときは・・・。

今いる場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動する。
（例）自宅のがけや川から離れた2階以上の部屋に移動する。



土砂災害が発生



（自宅が被害にあったときは、）避難所に向かいます。

- ・自宅が倒壊するなどして、自宅での生活が困難なときは避難所で生活をします。 避難所の運営は、避難所運営マニュアルを参考に避難者全員で実施します。

大雨に関する用語



気象情報	内容	災害の危険度
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の大雨が予想されるときに気象庁が発表する情報です。	
土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに横浜地方気象台と神奈川県が共同で発表する情報です。	
大雨警報	大雨による重大な災害が起こるおそれがあるときに横浜地方気象台が発表する情報です。	
大雨注意報	大雨による災害が起こるおそれがあるときに横浜地方気象台が発表する情報です。	



避難に関する用語

発令の種類	避難の行動	緊急度
緊急安全確保	命の危険があることから、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動してください。風水害時に避難場所に避難することが困難な場合には、鉄筋コンクリート等の堅固な建物の2階以上の斜面から離れた部屋に避難するなど、生命を守るための行動をしてください。	
避難指示	非常に危険な状態なので、避難をしていない方は、大至急避難してください。	
高齢者等避難	発令対象地域の方で「避難に時間がかかる方」や「避難に際して介助が必要な方」は、家族や近所の方と協力して避難行動を開始してください。 それ以外の方は、家族との連絡や非常時持出し品の確認など避難行動の準備をしてください。	

避難施設の用語

名称	内 容	避難の流れ
風水害時 避難場所	<p>大雨による土砂災害などから一時的に逃れるために避難する場所です。</p> <p>(風水害時避難場所以外にも日頃から安全な親せき・知人宅を避難先として相談しておくことが重要です。)</p> <p>〔桂北小学校、相模湖公民館、県立相模湖交流センター、千木良小学校、内郷小学校、内郷中学校〕</p> <p>資料編 P 27 ~ P 28</p>	
避難所	<p>災害により家屋が倒壊したときなどに避難生活をする場所です。</p> <p>場合によっては、避難所が避難場所となります。</p> <p>〔桂北小学校、千木良小学校、内郷小学校〕</p> <p>資料編 P 27</p>	

風水害時避難場所と避難所・・・台風などによる危険が差し迫っているとき、一時的に身を守るための施設を「風水害時避難場所」といい、崖くずれなどにより家屋が倒壊するなどした場合に生活するための施設を「避難所」といいます。



避難場所として、集会所・自治会館が活用できる場合もあります。
活用については、施設の立地場所等から慎重に判断しましょう。

【開設する集会所等の条件】

施設が土砂災害警戒区域などの危険な区域の外にある。

施設が土砂災害警戒区域内外かの確認は 資料編 P 29

自治会により施設の使用が可能である。

地域の住民が避難できるスペースがある。

【集会所等を開設するとき】

市が避難に関する情報（高齢者等避難、避難指示）を発令したとき
大雨警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき

～その他の災害編～

【大雪】

大勢が使用する幹線道路から外れた生活道路は、利用者が除雪する。
家の出口をこまめに除雪する。
屋根からの落雪やなだれに気を付ける。
地域で協力して消火栓周りの除雪をする。
除雪作業は1人で行わず、近所の皆さんと行うことを心がける。

避難場所 相模湖総合事務所、相模湖公民館
(相模湖駅での滞留者の発生等状況に応じて開設される)

【火山災害】

降灰中は外出を控える。(やむを得ないときはマスク着用)
車両運転時にはワイパーを使用しない。
帰宅時には灰をよく落とすうがいをする。
溶岩流に対しては市や気象庁が発表する情報を基に適切な行動をとる。

5 災害に強い地区づくり

1 基本方針

大地震等の災害に備え、地区内の防災組織活動を強化促進するとともに、地区内の単位自主防災組織との連絡協調及び育成を図り、地域の防災行動力の向上と発展を期することにより、地区市民の生命と財産を守る災害に強い地区づくりを推進する。

2 相模湖地区連合自主防災隊の編成と役割

相模湖地区連合自主防災隊は、（以下、「地区連合自主防災隊」という。）自治会の自主防災隊（単位自主防災組織）をもって組織され、以下の基本的な編成と役割をもった組織として構成する。

（1）組織編成

地区連合自主防災隊		
与瀬・小原地区 単位自主防災組織 （12組織）	千木良地区 単位自主防災組織 （9組織）	内郷地区 単位自主防災組織 （10組織）

（2）役割

役職	役割等
隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・現地対策班（まちづくりセンター）との連絡調整 ・避難指示等の発令状況の伝達 ・避難所の開設状況の連絡
副隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・地区連合自主防災隊長の補佐 ・単位自主防災隊長との連絡
防災専門員	<ul style="list-style-type: none"> ・地区連合自主防災隊長の補佐 ・災害対策に関する地区連合自主防災隊長への助言 ・気象情報、防災情報の把握・連絡
<p>平常時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隊長、副隊長及び防災専門員は、協力・連携し、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練などを計画・実施する。また、避難所運営協議会が実施する訓練とも連携し、総合的な防災に関わる訓練等の計画・実施を行う。 ・市や単位自主防災組織との間に立ち、防災関連情報等の連絡や防災訓練等に関する調整などを行う。 <p>災害時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区連合自主防災隊役員をもって、相模湖まちづくりセンター内に相模湖地区災害対策本部を設置し、市緑区本部相模湖まちづくりセンター現地対策班と各単位自主防災組織との間に立ち、情報のとりまとめ・伝達活動を行う。 	

<p>・単位自主防災組織や避難所間の連絡・調整をするとともに、被害の大きいところに集中的な対応を行うなど、単位自主防災組織を超えた効果的な災害対応を行う。</p>		
<p>各 単 位 自 主 防 災 組 織</p>	<p>隊長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・集会所等の開設 ・地区連合自主防災隊・副隊長との連絡
	<p>副隊長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・単位自主防災隊長の補佐 ・地域の被害状況把握
	<p>防災部長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・単位自主防災隊長の補佐 ・地域の被害状況把握 ・気象情報、防災情報の把握・連絡
	<p>各班の役割 次表</p>	

【単位自主防災隊各班の平常時・災害時の役割】

区分	平常時	災害時
<p>情報連絡班</p>	<p>啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等。</p>	<p>被害情報等を収集し、地区連合自主防災隊を通じて、市の現地対策班に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達する。</p>
<p>初期消火班</p>	<p>消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制の構築に努める。</p>	<p>安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。</p>
<p>救出・救護班</p>	<p>救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得する。</p>	<p>周囲の人の協力を求め、負傷者等の救出・救護活動を行う。負傷者の応急手当と救護所への搬送。</p>
<p>避難誘導班</p>	<p>避難経路の安全チェック、危険要素のチェックを行う。</p>	<p>全員が安全に避難できるように避難誘導を行う。避難者の安全確保、安全確認を行う。</p>
<p>避難所運営班</p>	<p>避難所運営本部の立ち上げ及び運営方法について訓練を行う。</p>	<p>施設管理者や市職員と協力し、「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所の自主的な運営を行う。</p>

給食・給水班	炊き出し方法、給食の配分方法、給水方法を習得する。	給食・給水のルールをつくり、秩序ある給食・給水活動を行う。
要援護者支援班	要援護者の把握、支援方法の確立に努める。	関係団体や地域住民と協力して、要援護者各人の要望を親身になって聞き、要援護者活動に取り組む。

3 避難所運営に関すること

(1) 避難所運営協議会

各小学校（避難所）ごとに地域住民、学校、市避難所担当職員で構成され、避難所の運営を主体的に行う組織で、相模湖地区においては、桂北小学校避難所運営協議会、千木良小学校避難所運営協議会、内郷小学校避難所運営協議会が組織されている。

毎年、避難所運営協議会（以下、「協議会」という。）の委員には交代が生じるため各協議会の年度最初の集まりは、各地区連合の自治会総会と合わせて実施するなど、早期の体制構築に努める。

それぞれの役割

平常時

<p>< 地域の方（自治会） ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織として災害時に備え、組織づくりや備品整備、訓練などに取り組む。 ・ 地域の中でのつながりや防災の理解を深める。 ・ 会議や訓練を通じて学校や市職員と連携する。
<p>< 学校 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所や避難場所としての使用場所を把握しておく。 ・ 協議会へ参加し、施設利用に対する助言を行う。
<p>< 市避難所担当職員 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会の事務局役。会合や訓練の機会を通じて、運営体制づくりの助言や調整を進める。 ・ 市側の準備体制を把握し、協議会で情報共有する。

災害時

<p>< 地域の方（自治会） > 避難者を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会の主体として運営全般を担う。
<p>< 学校 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所や避難場所として使用できる場所や物品を提供する。 ・ 提供する場所や物品の範囲について調整する。
<p>< 市避難所担当職員 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参集して開錠し、開設体制を整える。 ・ 現地対策班や区本部と連携し、情報伝達や調整を行う

相模湖地区においては、風水害時避難場所の運営においても、避難者数等の状況により、協議会が避難場所の運営支援に参画する。

(2) 避難所運営における様々な視点

多様な視点に基づいた対策

避難所運営においては、障害のある方や慢性疾患・アレルギー等の個人的な事情を抱えた方、乳幼児や性的少数者に可能な限り配慮し、性別や年齢などにとらわれない多様な視点を持つようにする。

例：高齢者、障害者、病人、妊産婦等はできるだけ環境条件の良い場所に避難させる。視覚障害者、聴覚障害者、外国人への災害情報の提供に配慮する。男女の性差にとらわれない役割分担に配慮する。

車中泊避難者への対応

避難時、やむを得ず車中泊を行う避難者に対しては、*エコノミークラス症候群の危険性など健康配慮に関する呼びかけを行う。

食事や物資、様々な情報の提供方法などを検討し対応する。

*エコノミークラス症候群・・・食事や水分を十分にとらない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなる。その結果、血の固まり（血栓）が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発するもの

ペットを連れた避難

飼い主は各避難所等へのペット同行避難に備え、避難用ケージを用意する。

各避難所で定められている「ペット専用区画」で飼育を行う。

避難所で受け入れる対象は、原則、犬・猫・その他小動物（小型の鳥類及びは虫類を含む）。人に危害を加える恐れのある*特定動物は、動物愛護法に定める基準を満たした施設以外での飼育が認められていないため、避難所では受け入れません。

*毒ヘビ、ニシキヘビ、ワニガメ、ニホンザル、タカ、ワニなど、人の生命・身体・財産に害を与える動物

トイレ対策

災害時に施設のトイレが使えなくなる場合に備え、各避難所での訓練時等に、組み立て式仮設トイレやマンホールトイレの設置方法・運用方法について確認を行う。

感染症対策

新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症のまん延を防止するため、避難所における避難所運営マニュアルに基づく感染症対策の実施や、避難所や風水害時避難場所以外の知人宅や親せき宅等に避難する「分散避難」の普及啓発を行う。

避難所においても、検温や消毒など必要な措置を講じる。また、各家庭でマスクなどの感染症対策物品を備蓄する。

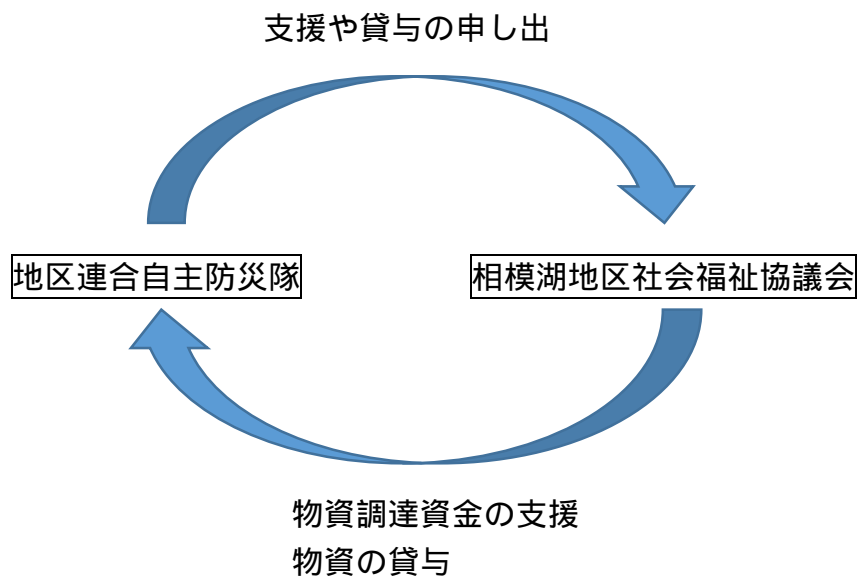
4 その他の防災に関する取り組み

相模湖地区社会福祉協議会

防災セミナー等の取り組みで地域住民へ災害に関する啓発を行う。

相模湖地区の防災に関する協定

地区連合自主防災隊と相模湖地区社会福祉協議会において、「相模湖地区の防災に関する協定」を締結しており、相模湖地区総合防災訓練時における備品の貸し出し、食料備蓄啓発のための支援、災害時には、大規模災害発生時に避難所運営に際し、生活に必要な衣食住に関する身の回り品の購入費を各避難所 10 万円を限度に支援する。



災害ボランティアセンター（相模原市社会福祉協議会）

災害時には、協定に基づいた市の要請により、相模原市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置し、生活支援ボランティア活動の拠点となる。

自主防災組織と地区内各機関との協力体制の構築

災害時の避難場所としての協力等、自主防災組織と福祉施設や事業者等の間において協力体制が構築されている。災害時に備え今後も地区内の施設や事業者との協力体制構築に努めていく。

例）奥畑自治会と津久井養護学校、柳馬場自治会と津久井やまゆり園等

相模湖地区に関係する主な市と事業者との協定

災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定（相模原市防災設備協同組合、神奈川つくい農業協同組合、コンビニ事業者等）

毛布や非常食等の生活必需物資の供給

災害時における活動拠点としての施設使用に関する協定（富士急行株式会社）

災害時のさがみ湖リゾートプレジャーフォレスト内の施設の使用

災害時における停電復旧の連携等に関する協定（東京電力パワーグリッド株式会社相模原支社）

災害時における液化石油ガスの調達等に関する協定（(公社)神奈川県LPガス協会津久井支部）

液化石油ガス、ガスコンロ等の調達

災害時における燃料供給の協力に関する協定（神奈川県石油商業組合相模原支部）

車両や非常用発電設備等の燃料調達

応急給水に関する協定、覚書（神奈川県企業庁、水道事業者）

災害の応急給水に関すること

その他の協定 相模原市地域防災計画資料編に掲載



6 地区災害対策本部活動

1 地区災害対策本部の設置

次の場合には、相模湖まちづくりセンターと協議のうえ、「相模湖地区災害対策本部（以下「本部」という。）」を設置する。本部構成員は地区連合自主防災隊役員とする。 参集の連絡は緊急連絡網で行う。

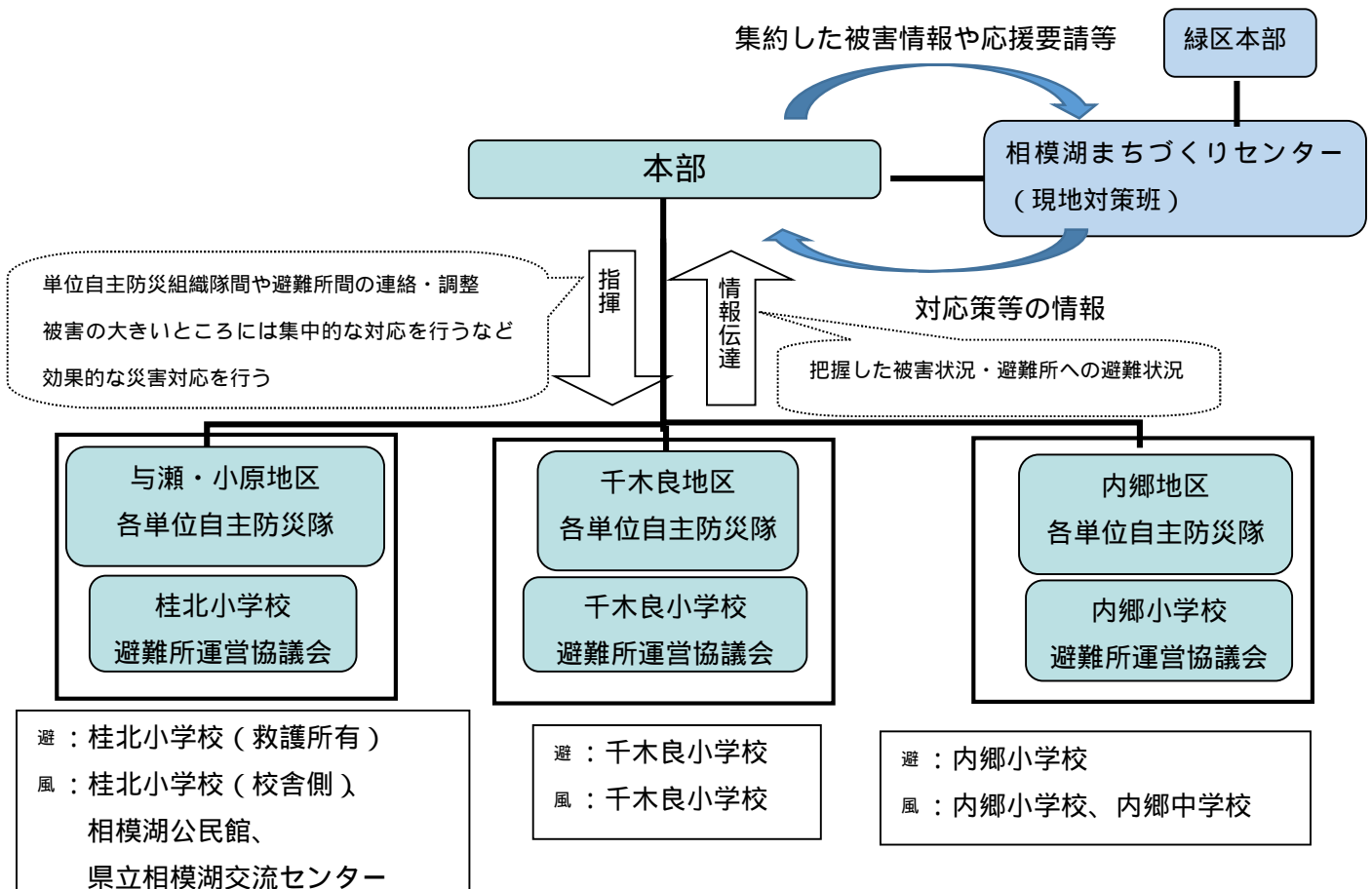
- (1) 相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
- (3) 大雨特別警報、暴風特別警報の発令等風水害等により、地区に甚大な被害が想定される場合
- (4) その他災害発生のおそれがある場合または実際に発生し、地区連合自主防災隊長が必要と認める場合

また、本部が設置されない規模で風水害時避難場所が開設された場合等、情報共有を要する場合は相模湖まちづくりセンター等から地区連合自主防災隊役員、避難所運営協議会長への連絡で情報共有を図る。

2 本部の活動

本部は、地区内の被害情報等の収集及び単位自主防災隊の指揮役を担うとともに、地区の被害状況の共有など、相模湖まちづくりセンターと連絡・調整を行う。

必要に応じて、単位自主防災隊間相互の支援について調整する。



避難所 風水害時避難場所

3 情報の収集・伝達

地区の被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達を次により行う。

情報の収集・伝達の方法

テレビ、ラジオ、各種電話、防災行政無線（ひばり放送）、ファックス、インターネット、伝令等による。

情報は、簡潔明瞭が肝心であり、「いつ、どこで、なにが、（だれが）、どうして、どのように」の要領で情報を収集し、伝達する。

4 本部の縮小・撤収

地区内の状況に応じて本部体制の縮小を行う。災害発生のおそれなくなった場合、もしくは発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合には、相模湖まちづくりセンターと調整のうえ、本部を撤収する。

避難所・避難場所の開設基準

（相模原市地域防災計画、相模原市災害対策本部要綱から抜粋）

避難所（地震）

- （1）震度5強以上の地震を観測した場合は、全ての避難所で開設準備を行う。
- （2）震度5弱以下の地震を観測した場合は、本部長の指示により開設準備を行う。

風水害時避難場所

- （1）市域に次の警報が発表され、被害発生のおそれがあるとき。

大雨警報 暴風警報 洪水警報

- （2）局地的な被害が発生し防御が必要なとき。
- （3）氾濫警戒情報が発表されたとき。
- （4）その他危機管理監が必要と認めたとき。

藤野地区防災計画

藤野地区自治会連合会
藤野地区連合自主防災組織
藤野地区単位自主防災組織

藤野地区防災計画【本編】 目次

1	藤野地区防災計画のねらい	1
2	用語の説明	2
3	藤野地区における災害 ~ 藤野地区ではどんな災害の危険があるの? ~	5
	土砂災害	
	大雪	
	○ 火山災害	
	地震	
4	災害時にどう動くか!	8
	土砂災害編	8
	・ 藤野地区での役割分担（風水害時）	
	・ 災害時における情報の入手方法	
	・ 自治会館・集会所（風水害時避難場所）の開設方法	
	大雪編	12
	地震編	13
	・ 藤野地区での役割分担（地震災害時）	
	・ 安否確認・避難支援の方法	
	・ 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応	
5	日頃からの災害への備え ~ 災害による被害をなくすためには ~	18
	(1) 自分の命は自分で守る「自助」の取組み	18
	(2) 自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の取組み	19
	(3) 災害の発生を想定した防災訓練の実施	22
	(4) 継続的に藤野地区の防災力を向上させる取組み	25

1 藤野地区防災計画のねらい

災害は、人々の生命や財産を一瞬にして奪い去っていきます。

令和元年東日本台風の土砂災害では、藤野地区においても、多くの地域で山腹崩壊や斜面崩落、土砂流出などの被害が発生し、3人の尊い命が奪われました。

災害による犠牲者を出さないためには、地域で発生する災害や災害に備えて日頃からやっておくべきことなどを知っておくことが重要です。

この計画では、「藤野地区から災害による犠牲者を出さない」ため、日頃からの備えや、いざ災害が発生したときに、ご家庭や地域においてどのような行動をとればよいかなどをまとめました。ぜひご活用ください。

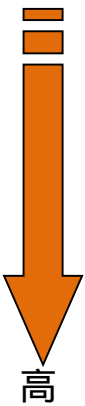
2 用語の説明

自助・共助・公助

種別	意味
自助	自らの身は自らで守ること。 あなたが助かれば、周りの人を助けることができます。
共助	自分たちのまちは自分たちで守ること。 隣近所や自治会、自主防災組織での活動などを言います。
公助	消防、警察、自衛隊や市役所などの公的な対応のこと。

自主防災組織とは、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主防災の組織的対応のもとで、地域社会の中で防災という共通の目的を持って結成されているものです。単一又は複数の自治会で構成されています。

大雨に関する情報

気象情報	内容	災害の危険度
大雨注意報	大雨による災害が起こるおそれがあるときに気象庁が発表する情報です。	 高
大雨警報	大雨による重大な災害が起こるおそれがあるときに気象庁が発表する情報です。	
土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに気象庁と神奈川県が共同で発表する情報です。 藤野地区は「相模原市西部」として発表されます。	
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の大雨が予想されるときに気象庁が発表する情報です。	
記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測したり、解析したときに発表される情報です。 【基準：時間雨量 100mm】	

土砂災害に関する用語

	意味
土砂災害	がけ崩れ、土石流、地すべりの総称です。
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害が発生するおそれがあり、発生した場合に住民の生命または身体に危害が生じるおそれがある区域です。
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域です。

避難に関する情報

警戒レベル		種類	とるべき行動内容等
1	 今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁が発表)	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
2	 気象状況悪化	大雨注意報 洪水注意報 (気象庁が発表)	ハザードマップの確認や避難情報の把握手段を再確認するなど、自らの避難行動を確認する。
3	 災害のおそれあり	高齢者等避難 (市が発令)	高齢者など、避難に時間がかかる人は危険な場所から避難する。その他の人も必要に応じ避難の準備や自主的に避難を行う。
4	 災害のおそれ高い	避難指示 (市が発令)	危険な場所から全員避難する。 (土砂災害は原則立退き避難。浸水区域は例外として屋内安全確保)
< 警戒レベル4までに必ず避難！ >			
5	 災害発生又は切迫	緊急安全確保 (市が発令)	風水害時避難場所などへの立退き避難がかえって危険である場合に、緊急安全確保する。



・屋内安全確保...ハザードマップ等で自宅等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まることにより、計画的に身の安全を確保することが可能な場合の避難行動で少なくとも以下の3つの条件が満たされている必要がある。 家屋倒壊等氾濫想定区域(木造家屋が倒壊するような堤防決壊による氾濫流や、河岸が削られるような浸食が発生する区域)に存していないこと。 浸水しない居室があること。 一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障(水、食料、薬等の確保が困難になる。電気、ガス、水道、トイレ等が使用できなくなる。)を許容できること。

・緊急安全確保...適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかったことにより、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況になってしまった時に、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動すること。


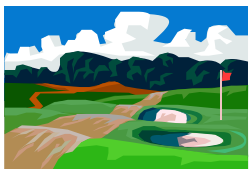

例) 崖から少しでも離れた部屋で退避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する。

施設の名称

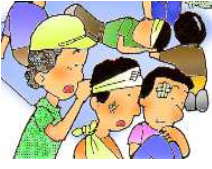

【風水害のとき】

名称	内 容	避難の流れ
風水害時 避難場所	大雨による土砂災害などから一時的に逃れるために避難する場所です。	
避難所	災害により家屋が倒壊したときなどに避難生活をする場所です。	

【地震のとき】

名称	内 容	避難の流れ
いっとき 一時避難場所	地震発生後、災害の推移を見守るため、地域住民が一時的に避難する場所です。 (空地、公園、学校等を各自治会が指定)	
広域避難場所	地震に伴う火災が発生し延焼拡大した場合、その地域内の住民が煙やふく射熱におかされることなく生命、身体の安全を確保できる広い場所です。	
避難所	災害により家屋が倒壊・焼失したときなどに避難生活をする場所です。	

【その他の施設】

名称	内 容
救護所	大きな災害が発生したとき、医師、看護師などが待機して応急手当など簡易的な処置をする場所です。 
福祉避難所	避難所での生活に特別な配慮を必要とする人(高齢者、障害者など)を一時的に受け入れる施設です。(発災3日後を目途に運営体制が整った施設から順次、開設します。) 

3 藤野地区における災害 ～藤野地区ではどんな災害の危険があるの？～

～ 土砂災害 ～



- ・日頃は、美しい景色である山々も、ひとたび大雨が降ると土砂災害の危険性が潜んでいます。
- ・台風などが接近しているときは、情報入手、早めの避難行動を行うことが必要となります。

藤野地区では、**多くの地域が土砂災害警戒区域(土砂災害のおそれがある区域)**となっています。

大雨が降ると、**道路が通行止め**になる路線があります。

がけ崩れにより道路が寸断されると**集落が孤立**するおそれがあります。

台風などは事前の予測が可能なため、正しい情報を入手し、早めの避難を行うことで被害を防ぐことができます。

【土砂災害の種類と災害が起こる前ぶれ】

種類	内容	災害が起こる前ぶれ
がけ崩れ	○急な斜面が突然崩れる。	がけから水がわき出る。 湧き水が濁る。 小石がパラパラ落ちる。 がけにひび割れができる。 地鳴りがする。
土石流	沢などに溜まった大量の土砂と水が一気に流れ出す。 強い力とスピードで進行方向にあるものをのみ込み、破壊する。	川の水が濁る。 流木が流れてくる。 川の水位が急激に下がる。 山鳴りがする。 腐った土のおいがする。
地すべり	広範囲の斜面が滑り出す。 一度に広範囲で起こるので大きな被害になる。	井戸や沢の水が濁る。 地面にひび割れや陥没ができる。 がけから水がわき出る。 地鳴りや山鳴りがする。

異常に気づいたら、消防署や現地対策班又は連合自主防災組織に連絡します。

【令和元年10月の土砂災害】



緑区佐野川地内



緑区日連地内



緑区牧野地内

～ 大雪 ～



・平成 26 年 2 月の大雪では、津久井消防署の藤野分署で 1 メートルの積雪を観測しました。

積雪により道路が通行できなくなると**集落が孤立**するおそれがあります。

生活道路などを除雪する必要があります。

急な斜面では、**なだれが発生**する危険性があります。

【大雪の対策】

大勢が使用する幹線道路から外れた生活道路は、利用者が除雪する。

家の出口をこまめに除雪する。

屋根からの落雪やなだれに気を付ける。

地域で協力して消火栓周りの除雪をする。

除雪作業は 1 人で行わず、近所の皆さんと行うことを心がける。

○降雪による倒木に備え、竹や樹木の管理を行う。

【平成 26 年 2 月の大雪】



緑区佐野川地内(登里地区)



緑区牧野地内(菅井地区)

～ 火山災害 ～



富士山が噴火した際に、溶岩流が到達する可能性があるとして、令和 3 年 5 月に相模原市(相模湖地区、藤野地区)等が火山災害警戒地域に指定されました。溶岩流シミュレーションでは、最短で約 227 時間(9 日後)に市域に達すると想定されています。

今後、避難方法等に関して、地区防災計画の修正を検討する必要があります。

～ 地震 ～



- ・地震はいつどこで起きるか分かりません。
- ・相模原市防災アセスメント調査報告書(平成26年5月)によると、緑区を震源とする地震が発生したとき、藤野地区で想定される被害は、次のとおりです。

藤野地区では、**最大震度6強**の揺れが想定されています。

犠牲者が**11名**となることが想定されています。

全壊する家が**170棟**となることが想定されています。

【小学校区別の被害予測結果の詳細(相模原市西部直下地震)】

小学校区	建物総数	建物の被害		人口 (夜間)	死者	重傷者	軽傷者	避難者 (1週間後)
		全壊	半壊					
藤野	2,823	92	427	7,167	6	7	66	516
藤野北	869	10	107	2,646	1	1	14	107
藤野南	1,249	68	281	3,350	4	5	40	205
合計	4,941	170	815	13,163	11	13	120	828

相模原市防災アセスメント調査報告書(平成26年5月)より

【震度の目安】

震度	揺れと被害
震度4	怖いと感じる。眠っている人は目を覚ます。 吊り下げ物が大きく揺れる。不安定な置物が倒れる。
震度5弱	物につかまりたいと感じる。 棚から物が落ちることがある。
震度5強	棚から物が落ちる。 固定していない家具が倒れることがある。
震度6弱	立っているのが難しい。 窓ガラスや壁のタイルが破損、落下する。
震度6強	はわないと移動できない。 固定していない家具のほとんどが倒れる。
震度7	耐震性の低い建物が倒壊する。(木造の方が倒壊しやすい。)

4 災害時にどう動くか！

～ 土砂災害編 ～

天気予報などで台風の接近や大雨が降る予報が出ている。

	気象庁などが発表する情報	市が発令する避難情報	とるべき行動
警戒レベル 1	早期注意情報 (警戒級の可能性)		こまめに気象情報を確認し、雨が降り始める時間等を把握します。 ○災害への心構えを高めます。
警戒レベル 2	大雨注意報 洪水注意報		ハザードマップなどにより、自らの避難行動を確認します。 ○安全な親戚・知人宅や風水害時避難場所など、避難する場所を確認します。 非常持ち出し品などを確認します。
警戒レベル 3	大雨警報 洪水警報	高齢者等避難 災害が発生するおそれがある状況	近隣に高齢者等がいる場合は、避難の手助けをします。 避難に時間を要する高齢者等やその支援者は、避難を開始します。 ○避難に時間のかかる高齢者等以外の人、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難します。
警戒レベル 4	土砂災害警戒情報 顕著な大雨に関する情報 (線状降水帯)	避難指示 災害が発生するおそれが極めて高い状況	危険な場所から全員避難する。 (土砂災害警戒区域内の人は)風水害時避難場所へ避難を開始します。
警戒レベル 5	大雨特別警報	緊急安全確保 災害が発生または切迫している状況	命の危険 直ちに安全確保 すでに安全な避難ができず、命が危ない状況。今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動する。

土砂災害警戒情報と避難指示が解除

- 自宅に戻ります。
- 自宅が被災したときは避難所に向かいます。
避難所の運営は避難所運営協議会が行います。

藤野地区での役割分担(風水害時)

連合自主防災組織の活動を知みましょう！

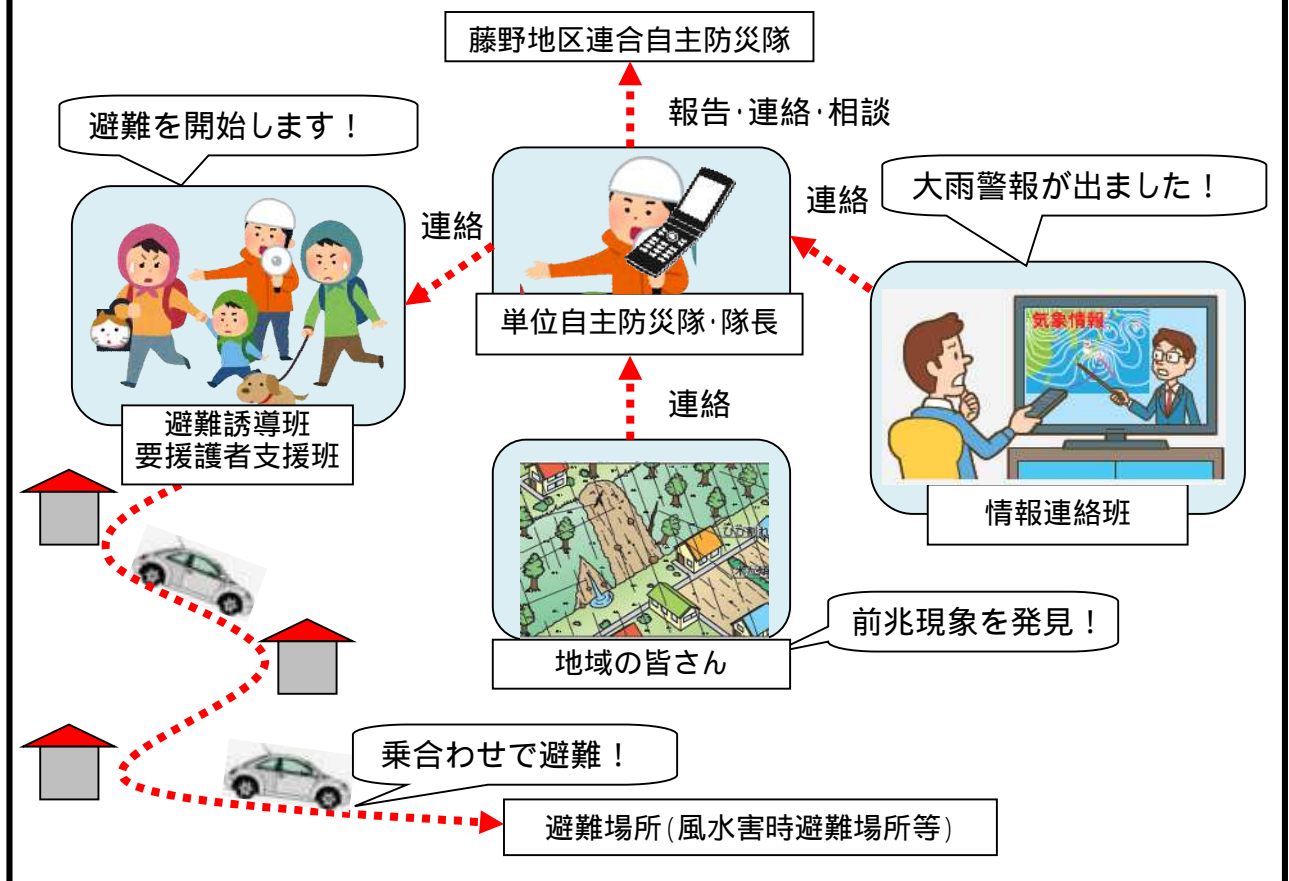
連合自主防災組織は、藤野地区に避難指示が発令されたときなどに市現地对策班の連絡により召集されます。(活動内容は地震災害時と同様)

単位自主防災組織の活動を知みましょう！


【非常時の活動】

班名	内容
隊長・副隊長 防災部長	地域の防災活動全般を把握する。 藤野地区連合自主防災組織との連絡を行う。 自治会館・集会所を開設する。
情報連絡班	気象情報を把握し、隊長などに連絡する。 雨量などを測定し、隊長などに連絡する。
避難誘導班	避難の開始を住民に周知する。 避難場所までの誘導を行う。
災害時要援護者支援班	避難に際して介助が必要な方などの避難を手助けする。
地域の皆さん	災害の前ぶれを発見したら、隊長などに連絡する。

【単位自主防災組織の活動イメージ】



災害時における情報の入手方法

<p>相模原市ホームページ(災害・緊急情報)</p> <p>避難所などの開設状況や避難情報などを確認できます。</p>  <p>相模原 災害緊急情報 検索</p>	<p>さがみはらメールマガジン「防災」</p> <p>気象情報や地震情報、河川水位情報など防災に関する情報が配信されます。 QRコードを読み取る。受付アドレスへ空メールを送る。 sagamihara@cousmail-entry.cous.jp</p> 
<p>ひばり放送(防災行政用同報無線)</p> <p>大地震など災害の発生時や緊急の呼びかけが必要な場合に、屋外スピーカーから防災情報などをお知らせします。相模原市ホームページからも確認できます。</p>	<p>ひばり放送テレホンサービス</p> <p>050-1807-3388</p> <p>通話料金が発生します。 一部の携帯電話で利用不可</p>
<p>相模原市 LINE 公式アカウント</p> <p>ひばり放送の内容や、防災に関する重要なお知らせ QRコードを読み取り、友だち追加 配信項目を設定し完了</p> 	<p>Twitter 相模原市災害情報</p> <p>@sagamihara_kiki</p> <p>地震、災害などに関する情報等を投稿</p> 
<p>気象庁ホームページ</p> <p>https://www.jma.go.jp/jma/index.html 気象情報、地震・津波情報、全国の防災情報などを確認できます。</p>	<p>神奈川県災害情報ポータル</p> <p>https://www.bousai.pref.kanagawa.jp 緊急情報、気象情報、土砂災害、地震情報、ハザードマップなどを確認できます。</p>
<p>NHK ニュース・防災アプリ</p> <p>地域ごとの天気予報や災害情報、自治体が出す避難情報などを確認できます。</p> <p>▼iPhone</p>  <p>▼Android</p> 	<p>Yahoo!防災速報</p> <p>災害に関する情報や市からの避難情報、避難所の開設情報などが確認できます。</p> 
<p>テレビ神奈川(tvk)データ放送</p> <p>tvk(地デジ3ch) 主にひばり放送の内容を配信するほか、防災情報も配信します。</p>	<p>エフエムさがみ(FM HOT 839)</p> <p>83.9MHz 災害時には、通常放送が緊急放送に切り替わり、ひばり放送の内容を放送します。</p>

自治会館・集会所(風水害時避難場所)の開設方法

土砂災害から身を守るためには、早めの避難が重要です。
 避難は、市が開設する公共施設のみではなく、親戚・知人宅をはじめ、自治会館・集会所なども活用するとより効果的です。

自治会館・集会所が避難する場所として適切かどうかを事前に確認しましょう。

【藤野地区の状況】

藤野地区の4つの避難場所(藤野小学校、藤野中学校、藤野南小学校、ふるさと自然体験教室・沢井体育館)は、土砂災害のおそれのある区域に所在する。

大雨のときの避難場所については、公民館などが指定されているが、身近な自治会館・集会所についても活用していく必要がある。

【開設する自治会館・集会所の条件】

施設が土砂災害警戒区域などの危険な区域の外にある。

(土砂災害警戒区域などの危険区域内の施設は、使用しない。)

自治会により施設の開設が可能である。

地域の住民が避難できるスペースがある。

- 換気や、避難者の十分なスペース確保など、新型コロナウイルス等の感染拡大防止が可能である。

【自治会館・集会所を開設するとき】

市が避難に関する情報(高齢者等避難など)を発令したとき

土砂災害警戒情報が発表されたとき

地域の方から避難したい旨の連絡を受けたとき

その他、避難場所の開設が必要と自主防災組織の隊長等が判断したとき

P3「避難に関する情報」を参照

【自治会館開設のイメージ】

手順	気象の状況	活動のイメージ	自主防災組織の活動
1	大雨注意報発表	気象情報に注意する	
2	大雨警報発表	無線機の電源を入れる (情報連絡体制を確立)	
3	土砂災害警戒情報発表	自治会館等を開設(避難者受入) 開設した旨を市現地対策班に電話連絡	
4	高齢者等避難 } 発令 避難指示 }	随時、避難者の状況を連絡	

左の欄に記載した活動のイメージを参考に各自自主防災組織での活動を記入しましょう。

～ 大雪編 ～

天気予報などで雪が降る予報が出ている。



こまめに気象情報を確認します。

- ・除雪に必要なスコップなどの機材を用意します。
- ・孤立するおそれのある地域では、食料や薬等の備蓄状況を確認します。



注意報や警報などが発表されたら…。

- ・ **大雪注意報** …数センチ程度の雪が積もる可能性があります。
屋外の様子に注意し、玄関前はこまめに除雪します。
- ・ **大雪警報** …数十センチ程度の雪が積もる可能性があります。
車での外出は避けましょう。
近隣の方々と協力して生活道路の除雪の準備をします。



近隣の皆さんと協力して除雪を行います。

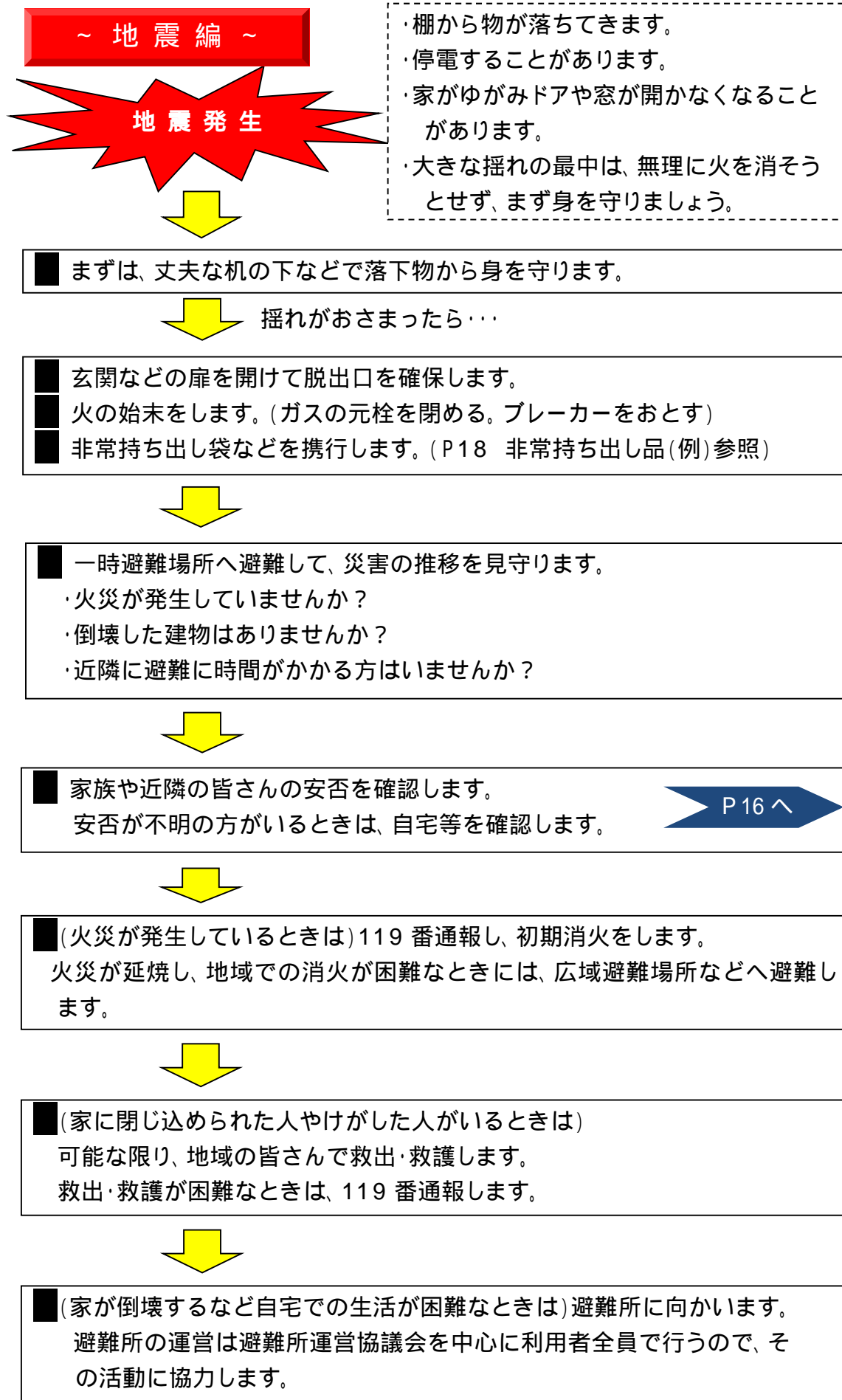
- ・生活道路を中心に協力して除雪作業を行います。

[参考] 市が行う除雪対策(市は優先順位を付けて除雪を行います)
国道・県道及び幹線市道などを除雪(緊急輸送道路の確保)
主要な施設(病院、駅等)へのアクセス道路を除雪
道路交通ネットワークを補完する道路・坂道などがある道路の除雪
その他の道路を除雪



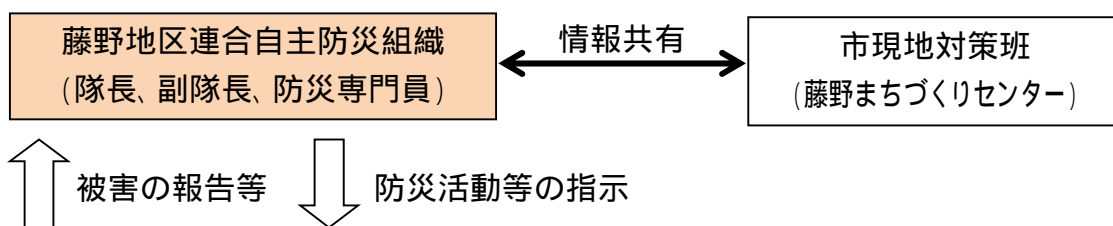
被害のおそれがあるときは…。

- ・ **孤立するおそれがある** …備蓄品を確認します。
市まちづくりセンターや自主防災組織の隊長などに連絡し、状況を伝えましょう。
- ・ **なだれ注意報が発表された** …急な斜面でなだれが発生する可能性があります。
急な斜面の近くにお住まいの方は、避難しましょう。



藤野地区での役割分担(地震災害時)

災害時の連絡体制を確認！



単位自主防災組織								
吉野	藤野	関野	下小淵	上小淵	藤野台	日野	中里	落合
上沢井	栃谷	日連	杉	大刀	名倉	葛原	芝田	新和田
篠原牧馬	大久和	中尾	上野久保	牧郷	綱子	長又	菅井	小舟
竹ノ久保	京王住宅	川上	和田	鎌沢	上河原	下岩	御霊	上岩
単位自主防災組織が編成されていない自治会								
日向	馬本	吉原	伏馬田					

連合自主防災組織の活動を確認！

【非常時の活動】 市内で震度5弱以上の地震を観測したときに活動します。

役 職	活 動 内 容
隊長(1名)	連合自主防災組織(本部)の設置(藤野総合事務所内) 単位自主防災組織からの情報収集 市現地対策班との情報共有 防災活動における単位自主防災組織への指示 単位自主防災組織間の連絡調整
副隊長(2名)	
防災専門員(2名)	

単位自主防災組織の活動を確認！

【非常時の活動】

班 名	活 動 内 容
避難誘導班	安全な経路を判断し避難誘導を行う。 逃げ遅れた人がいないか確認する。
給食・給水班	炊き出しや給水を行う。 救援物資を配布する。
救出・救護班	倒壊した建物から人を救出する。 病院や救護所へ連れて行く。
初期消火班	初期消火を行う。
情報連絡班	被害状況を連合自主防災組織や市の現地対策班へ連絡する。 人の生命に関わることは消防署へ連絡する。 集会所などへの自主避難者の状況を連絡する。
災害時要援護者支援班	避難に際して自ら避難をするのが困難な方などを支援する。 災害時要援護者の安否確認を行う。

安否確認・避難支援の方法

【安否確認の必要性】

大規模な地震が発生すると、年齢や性別などに関わらず、誰でも支援が必要となる可能性があります。そのため、日頃からつながりのある隣近所において、速やかに安否を確認し、支援が必要な方を把握することが大切です。また、災害時には電話が不通になる可能性がありますので、その際の安否確認の方法も決めておく必要があります。

現在、避難行動要支援者(災害時要援護者)の個別避難計画の作成について検討が進められています。

災害時の活動

隣近所で安否確認を行います。

(組単位、自治会単位など安否を把握しやすい単位で実施します。)

避難支援が必要な方がいれば、隣近所で協力して支援を行います。

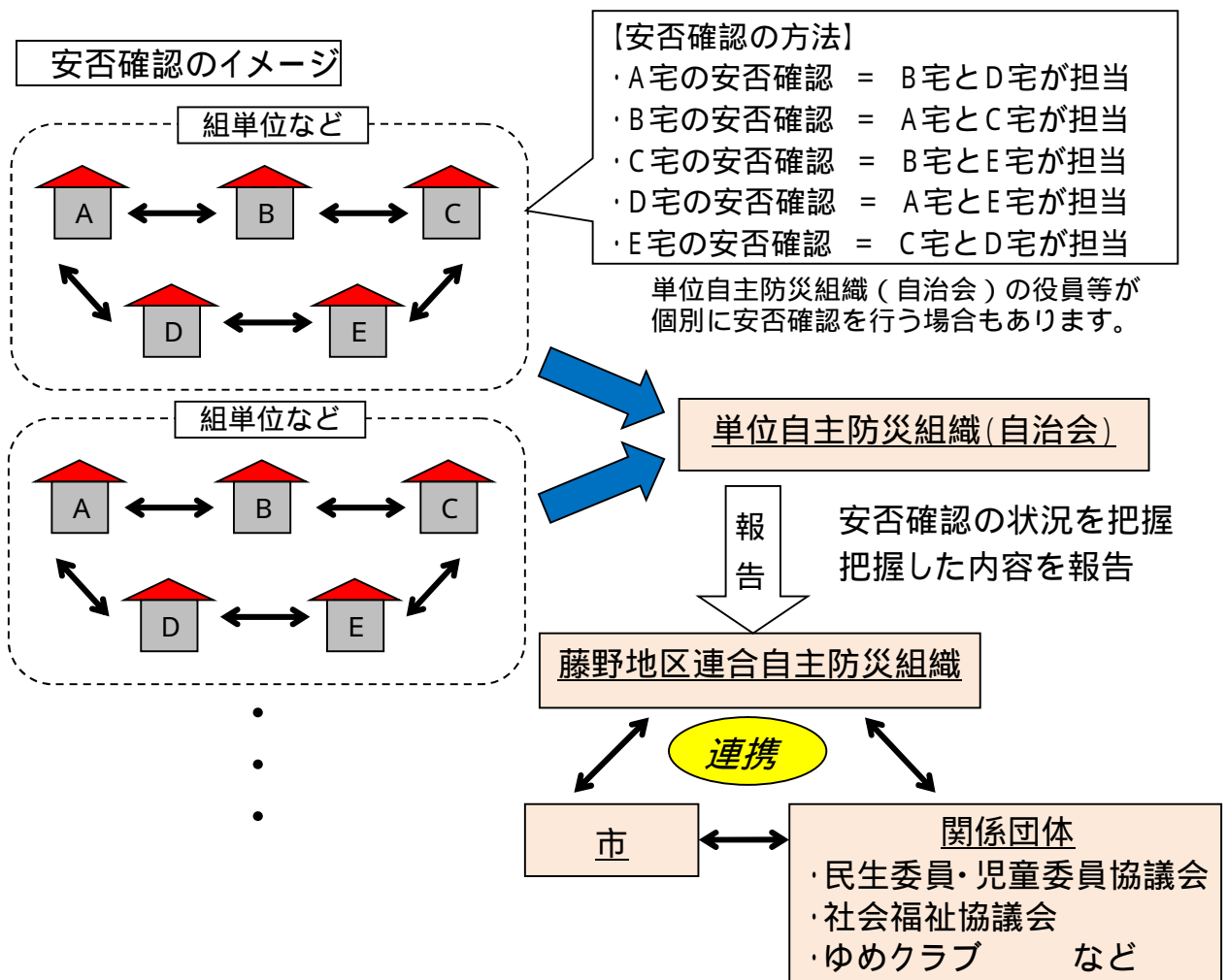
(無理はせず、自分の安全を確保することが原則です。)

自治会単位などで安否確認の状況を把握します。

(マップなどがあるとより効率的に把握ができます。)

把握した状況は民生委員・児童委員などと情報共有します。

災害発生後3日間を目途に安否確認を実施します。



4 災害時にどう動くか！

電話を使用した安否確認

家族と離ればなれになった時には、NTTの「災害用伝言ダイヤル」や携帯電話各社の「災害用伝言板」を使用して安否の確認をします。

使い方をマスターしておこう！ 毎月1日、15日などに体験日があります。事前に練習してみましょう。

離れ離れになった家族との連絡に役立つ「災害用伝言サービス」

- 災害用伝言ダイヤル「171」の使い方

伝言の録音方法 171 ▶ 1 ▶ (×××)×××-×××× ▶ 伝言を入れる(30秒以内)

伝言の再生方法 171 ▶ 2 ▶ (×××)×××-×××× ▶ 伝言を聞く

※被災地の人は自分の電話番号を、被災地以外の人には被災地の人の電話番号をダイヤルします。
※音声ガイダンスの指示に従って操作してください。

- 携帯電話・スマートフォンの「災害用伝言板」の使い方

公式メニューや専用アプリから災害用伝言板にアクセス ▶ 「災害用伝言板」を開く

- 伝言を登録する場合 「登録」を選択して伝言を入力(全角100文字以内)
- 伝言を確認する場合 「確認」を選択して被災地の人の携帯電話番号を入力して伝言を見る

※詳しくはご利用の携帯電話事業者にお問い合わせください。

南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

南海トラフ地震臨時情報が発表され、事前の準備行動等を行う必要があると認められた場合には、後発地震の発生に備えた事前避難対策等を実施する。

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応(最初の地震発生から1週間)

- 日ごろからの地震への備えを再確認する。
- 地震発生後の避難では明らかに避難が完了できない災害時要援護者等は、避難を開始し、それ以外の者は避難準備を整え、状況に応じて避難する。
- 2週間経過後は、地震の発生の可能性がなくなったわけではないことに留意し、通常の生活に戻る。

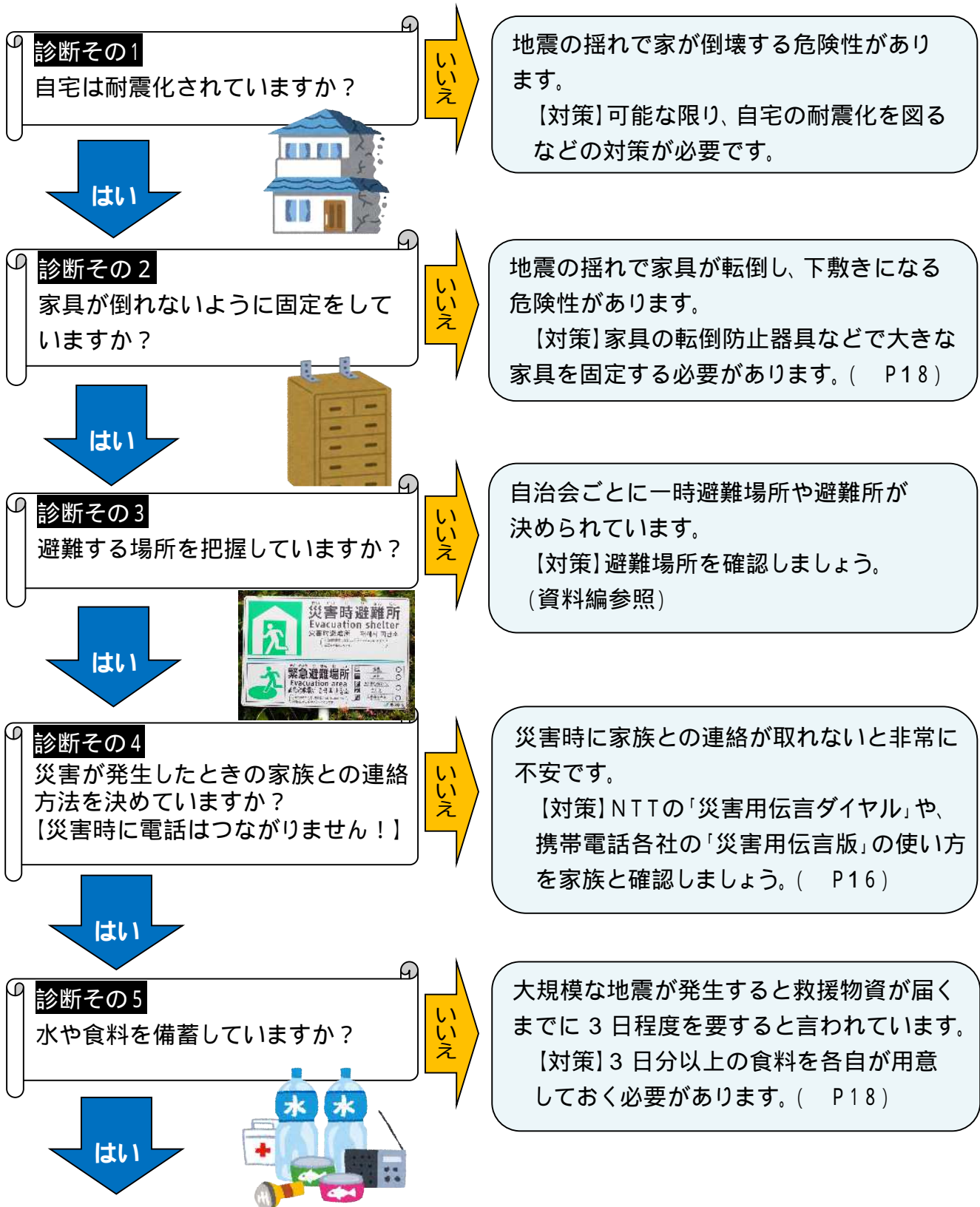
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の対応(最初の地震発生から1週間)

- 日ごろからの地震への備えを再確認する。
- 1週間経過後は、地震の発生の可能性がなくなったわけではないことに留意し、通常の生活に戻る。

後発地震に備えた事前避難

- 住民の避難は、親戚・知人宅等への避難が基本であること。
- 食料や生活用品などは避難者が準備することが基本であること。
- 日ごろからの地震への備えを再確認する。

わが家の防災診断



ご自身の取組みを藤野地区の皆さんにも伝えましょう！
また、自主防災組織などの活動に積極的に参加しましょう！

5 日頃からの災害への備え ~災害による被害をなくすためには~

(1) 自分の命は自分で守る「自助」の取組み

ステップ 家族防災会議を開催しましょう！

家族防災会議では、災害に備えて、家族で日頃から次の事項を話し合います。

災害発生時にしなければならないこと(火の始末など)
家族との連絡の方法や集合場所
避難場所や避難経路の確認
備蓄品と非常持出し品の用意(粉ミルクや常備薬など)
地域での協力(隣人の安否確認など)

~マイ・タイムラインシートの作成~

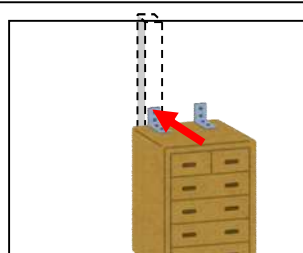
風水害に備えどのように行動するか、マイ・タイムラインシート(防災行動計画)を作成する。

ステップ 家具の転倒防止対策を行いましょう！

家具の転倒防止器具を購入し、大きい家具を固定する。
窓ガラスの飛散防止を行う。

【家具の転倒防止のポイント】

- ・必ず強固な柱などに固定しましょう。
- ・石膏ボードなどへの固定では地震の揺れで倒れることがあります。



~地域で取り組むとより効果的に！~

高齢者等、個人で家具の固定などができない方を支援する。

ステップ 非常持出し品を準備しましょう！

非常持出し品(例)

ヘルメット・防災ずきん、軍手・使い捨て手袋、懐中電灯、乾電池
携帯ラジオ、携帯充電器、靴・スリッパ、衣類、タオル
食料(アルファ化米・缶詰・チョコレートなど)、飲料水、ナイフ・缶切り
寝袋・ブランケット(アルミシート)、雨具(レインコート・折りたたみ傘)
医薬品・常備薬・ばんそうこう・包帯、生理用品、洗面用具
携帯トイレ、眼鏡・コンタクトレンズ、ポリ袋、筆記用具・ノート
ティッシュ・ウエットティッシュ・トイレトーパー
マスク・手指消毒液・体温計、貴重品(現金・通帳・保険証など) など

~地域で取り組むとより効果的に！~

防災訓練時などに各自の非常持出し品を確認し合う。

(2) 自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の取組み

ステップ 安否確認の仕組みづくり

災害時には、通信の途絶等により家族との連絡が困難になりますので、日頃から地域において住民の安否を確認する仕組みを作っておくことがとても重要です。

個別避難計画

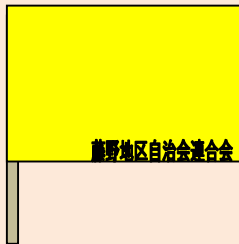
現在、避難行動要支援者(災害時要援護者)の個別避難計画の作成について検討が進められています。

黄色い小旗の活用

災害時の安否確認などを効率的に行うため、藤野地区自治会連合会で全戸配布した「黄色い小旗」をより有効に活用する必要があります。

防災訓練など、相互に声を掛け合い、地域ぐるみで「黄色い小旗」の活用を徹底します。

黄色い小旗とは・・・ 大地震などの災害が発生したときに、



「我が家は大丈夫。他の人を助けてほしい。」

という目印に、外から見やすい玄関等に

「黄色い小旗」を掲げることで、支援が必要な

世帯を早期に把握し、救助者が効率的に救助活動を行えるようにするためのものです。

Good!

藤野地区ではこんな取組みをしている自主防災組織があります!

【吉野地区自主防災組織の取組み】

吉野地区自主防災組織では、災害時の安否確認を円滑に行うため、各自治会員を対象に世帯数などの把握を行うための名簿をあらかじめ作成しています。また、名簿は鍵のかかる金庫に保管し、有事の際には役員などがこの名簿を活用して安否確認を行うこととしています。

(実際の様式)

吉野自治会連合会 構成員名簿		令和 年 月 日
		(上宿自治会)
フリガナ 氏名	住所	
	緑区吉野	

ステップ 防災マップの作成

災害時に安全な避難経路を選んだり、効率的に住民の安否確認を行うためには、事前に地域の危険箇所や避難する場所などを把握しておくことが必要です。

そのため、自主防災組織や自治会単位ごとに、地域の様々な情報を記載した「防災マップ」を作成しましょう。

【マップに記載する主な情報】

- 災害時に危険となる箇所(過去に災害が発生した場所)
- 避難する場所
- 避難する経路(複数の経路を決めておくことが望ましい)
- 防災関連施設の場所(消防署、まちづくりセンター等)
- 消火栓の場所
- 安否確認を行う単位(エリア)

【防災マップのイメージ】



実際にまちを歩いて危険と思われる箇所などを確認することも有事のときに役立ちます。

Good!**藤野地区ではこんな取り組みをしている団体があります!**

【藤野地区民生委員児童委員協議会の取り組み】

藤野地区民生委員児童委員協議会では、災害時に支援が必要な高齢者の所在地を記載したマップを作成し、安否確認に役立てています。

また、民生委員が地区ごとにお互いの担当地域のマップを共有し、担当者不在時にも別の担当者に対応できる体制をとっています。

Good!**藤野地区ではこんな取り組みをしている団体があります!**

【藤野地区商工会青年部の取り組み】

藤野地区商工会青年部では、令和元年東日本台風において藤野地域内で発生した災害を教訓に、今後、悲しい災害を繰り返さないためにも一人ひとりが防災意識を高めていただけるよう、市と連携して防災冊子を作成、令和4年3月に藤野地区全戸に配布されました。

掲載内容

災害時の避難場所や土砂災害危険区域等の確認方法、防災関係機関等の連絡先、日頃からの災害への備えなどについて掲載し、藤野地区に特化した内容でわかりやすく説明。



(3) 災害の発生を想定した防災訓練の実施

災害時に適切な行動をとるためには、日頃から災害が発生した時の行動を意識しておくことが必要です。

藤野地区での災害による犠牲者をなくすためには、地域の防災訓練に多くの方が参加し、災害時の行動を確認できるような訓練を行うことが重要です。



藤野地区で実施しておくべき訓練

地震を想定した訓練

訓練項目	訓練内容
避難誘導訓練	地震が発生した直後の避難場所、避難経路などを確認する訓練です。災害時に支援が必要な方を避難場所まで誘導する訓練なども含まれます。
安否確認訓練	災害発生時に速やかに住民の安否を確認する訓練です。あらかじめ決めておいた手段が災害時にうまくいくのかを確認します。避難誘導訓練と合わせて実施するとより効果的です。
初期消火訓練	地震が発生した際は、同時多発的に発生する火災等に対応するため消防などの到着が遅くなります。そのときの住民による消火活動を訓練します。
避難所運営訓練	地震により自宅が倒壊したときなどは、避難所で生活することになります。避難所をどのように使っていくのか、備蓄品を活用した仮設トイレの組み立てや炊き出しの方法などを確認します。

土砂災害を想定した訓練

訓練項目	訓練内容
避難誘導訓練	土砂災害から身を守るためには、早めの避難が必要です。避難をするタイミングや風水害時避難場所までの安全な避難経路などを確認します。
情報伝達訓練	避難者の人数や避難した場所などは、市などの関係機関に連絡する必要があります。単位自主防災組織から連合自主防災組織、連合自主防災組織から市への連絡体制などを確認します。

災害により集落が孤立したことを想定した訓練

訓練項目	訓練内容
情報伝達訓練	孤立対策推進地区には電話が使えない時にも使用できる「衛星携帯電話」が配備されているので、その使い方を確認します。
備蓄機材の取扱い訓練	孤立対策推進地区には、衛星携帯電話のほか、チェーンソーや救助工具セットなどの機材を備えています。その取扱い方法も確認します。

その他の訓練

防災訓練は多くの方が参加して災害時の行動を確認することが重要です。また、時には楽しみながら災害のことを考えることも地域の防災力を高めるための一つの方法です。

そのためには防災訓練にレクリエーション機能を持たせた訓練なども検討する必要があります。例えば、運動会と防災訓練を融合させた「防災運動会」や避難所での宿泊を体験する「避難所キャンプ」、地域のイベントと連携した防災訓練などもその一つです。

Good!

藤野地区ではこんな取組みをしている自主防災組織があります!

【佐野川地区の取組み】

佐野川地区では、地域の皆さんが多く集まる「佐野川公民館まつり」と防災訓練を同日に実施することにより、より多くの皆さんに防災活動を体験してもらいました。

(訓練の様子)



5 日頃からの災害への備え

【防災訓練の進め方チェックリスト】

手順	内容	具体的な実施事項等
1	藤野地区で想定される災害を確認	P 5「藤野地区における災害」を確認します
2	地域住民がやっておくべき訓練を検討	過去の訓練内容を確認します 想定する災害を決めます 訓練を通じて住民に伝えたいことを検討します 市(まちづくりセンター、消防署等)に相談します
3	訓練の目的(テーマ)を決める	訓練を通じて、最も住民に伝えたいことを決めます
4	訓練の日時・場所を決める	自治会の都合等を勘案して日にちを決める 訓練の時間を決める 他の行事と合わせて実施することも検討する 訓練を実施する場所を決める 事前の予約が必要な施設は予約する
5	訓練の対象者を決める	訓練目的に合わせて訓練対象者を決める 訓練の指導者(消防署・消防団等)を決める 関係機関(市、警察等)の参加の必要性を検討する
6	必要な資機材を決める	自主防災組織の備蓄品を確認する 必要な物品の準備を市に依頼する
7	市に申請書を提出する	防災訓練等実施申請書を消防署に提出する
8	住民に周知する	資料を作成し、回覧板等で対象者に周知する
9	事前の調整をする	消防署等と訓練の内容について事前に調整する 自主防災組織内での役割分担を決める
10	訓練を実施する	訓練を実施
11	訓練を検証する	訓練でよかったこと、改善が必要なことなどを確認し、次回の訓練に反映する

(4) 継続的に藤野地区の防災力を向上させる取組み

ステップ 隊長などの防災教育

自主防災組織の隊長への防災教育
 次世代のリーダー(30代・40代)への防災教育
 学生への防災教育

災害発生時や訓練のときにリーダーとなる自主防災組織の隊長や次世代のリーダーを対象に、災害に関する知識をより一層深めるための研修等を実施します。

また、隊長に変更があった場合についても、旧隊長から新しい隊長に対して、これまでの取組み状況、課題となっている事項を引き継ぎます。

地震や風水害に関する基礎知識を深めるため、市が行っている「生涯学習まちかど講座」を利用するなどして、研修などを行います。

ステップ 各地区の取組みを知る

藤野地区の防災力を向上させるためには、他の地域の取組みを参考にして取り入れることも必要となります。

藤野地区内での取組みを相互に共有するため、広報誌や訓練発表会などを通じて、取組み状況を確認します。

広報誌の発行

防災をテーマにした広報誌を定期的に発行し、配布します。

訓練発表会の開催

地域で実施した訓練の内容を発表し合い、それぞれの取組みやアイデアを共有します。

ステップ 藤野地区防災計画を見直す

災害時や訓練時にうまくいかなかったことなどは、その解決策を検討し、訓練などを通じて繰り返し改善していくことで、地域の防災力を向上させることができます。

藤野地区では、年1回以上、この計画の内容を確認する機会を設け、必要に応じて修正を行います。

計画を修正する場合

計画の内容に影響のない軽微な修正(名称の変更など)は、適宜、修正を行い、地区連合自主防災組織の隊長やまちづくり会議等に報告します。計画内容の変更を伴う修正については、自主防災組織の隊長などで内容を検討し、まちづくり会議へ付議し、意見を聞きます。

2 中央区

小山地区防災計画

目 次

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目 的	1
2 地区防災計画の構成及び組織編成	1
3 計画の修正	2

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割	3
2 自主防災組織の役割	3
3 事業者の役割	4
4 高層共同住宅管理者等の役割	4

第3章 地区の概要

1 自然的条件	5
2 社会的条件	5

第4章 アセスメントによる地区被害想定

1 想定地震と条件	6
2 建物被害	6
3 人的被害	7

2 予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針	8
2 自主防災組織の育成支援	8
3 自主防災組織の編成と各班の役割	8
4 出火防止及び初期消火対策	11
5 火災延焼対策	11
6 空き家対策	11
7 災害危険の把握	12
8 高層共同住宅等の災害対策	12
9 ハザードマップを活用した訓練の実施	12
10 新型コロナウイルス等感染症対策	12
11 境川の水位上昇に伴う対応	12

第2章 災害に対する備え

1	基本方針	13
2	防災知識の普及・啓発	13
3	災害に備えた各家庭での取組	13
4	防災訓練の実施	14
5	防災資機材等の点検・管理	14
6	災害時要援護者の把握、避難支援体制	15

3 応急対策計画（地震・風水害）

第1章 地区災害対策本部活動

1	小山地区災害対策本部の設置	16
2	本部の活動	16
3	本部の廃止	16
4	災害時の動員・連絡体制	16
5	情報の収集・伝達	16

第2章 応急対策活動

1	水防活動、初期消火活動	19
2	救出・救護・搬送	21
3	避難誘導	24
4	災害時要援護者対策	26
5	住民の安否確認	26
6	在宅避難者の把握・支援	26
7	避難所運営	26
8	車中泊等の避難所以外避難者への対応	30
9	多様な視点に基づいた避難所等の運営	30
10	風水害避難場所の運営支援	30
11	ボランティアの活動について	30
12	他組織との連携	31
13	南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応	32

4 資 料 編

- 1 連合自主防災組織編制図
- 2 連合自主防災組織訓練計画
- 3 避難所運営マニュアル
- 4 各種訓練計画
- 5 防災カルテ
- 6 各種ハザードマップ
- 7 防災ガイドブック
- 8 境川タイムライン

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目的

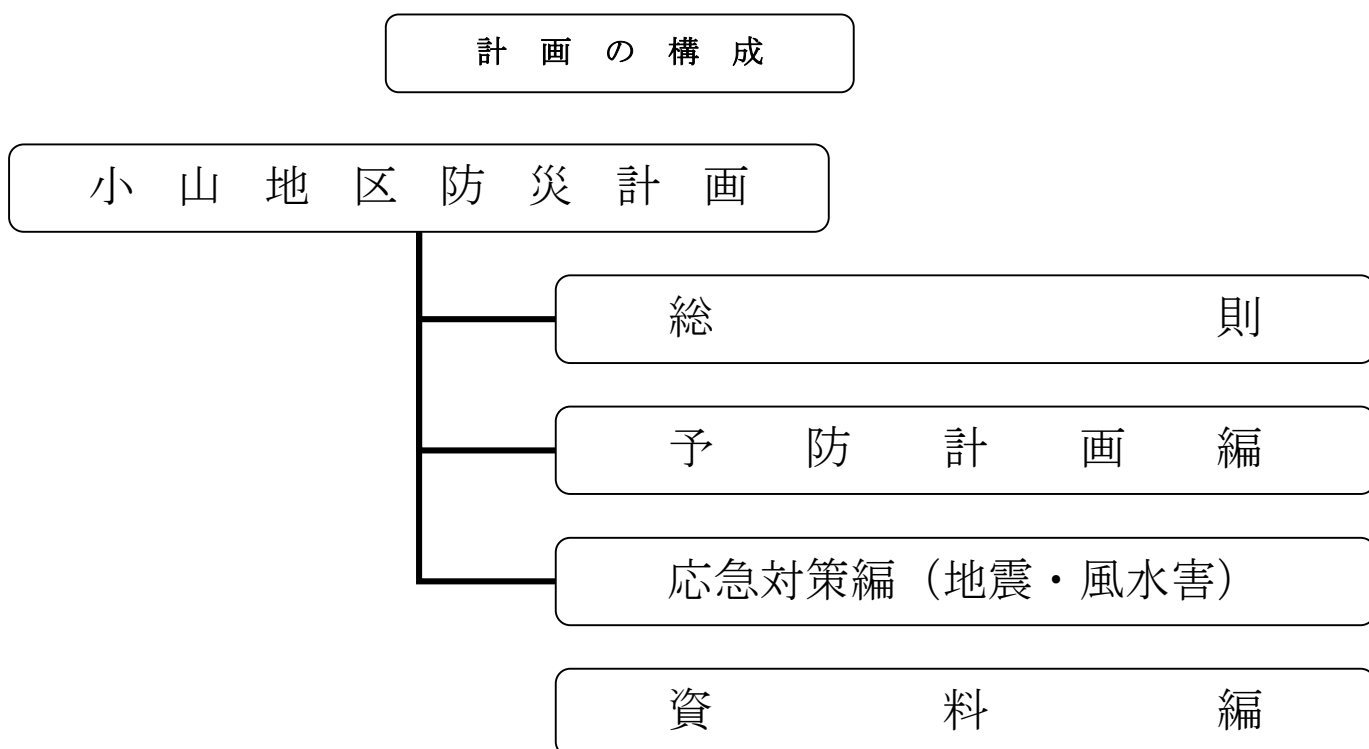
東日本大震災をはじめ、これまでの多くの災害の教訓からも、大規模災害の発災直後には、消防や各行政機関など、「公助」による対応にも限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地域自らが対応できる体制をつくることが重要である。

このため、地域の特性に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地域における防災力を高めることを目的とする。

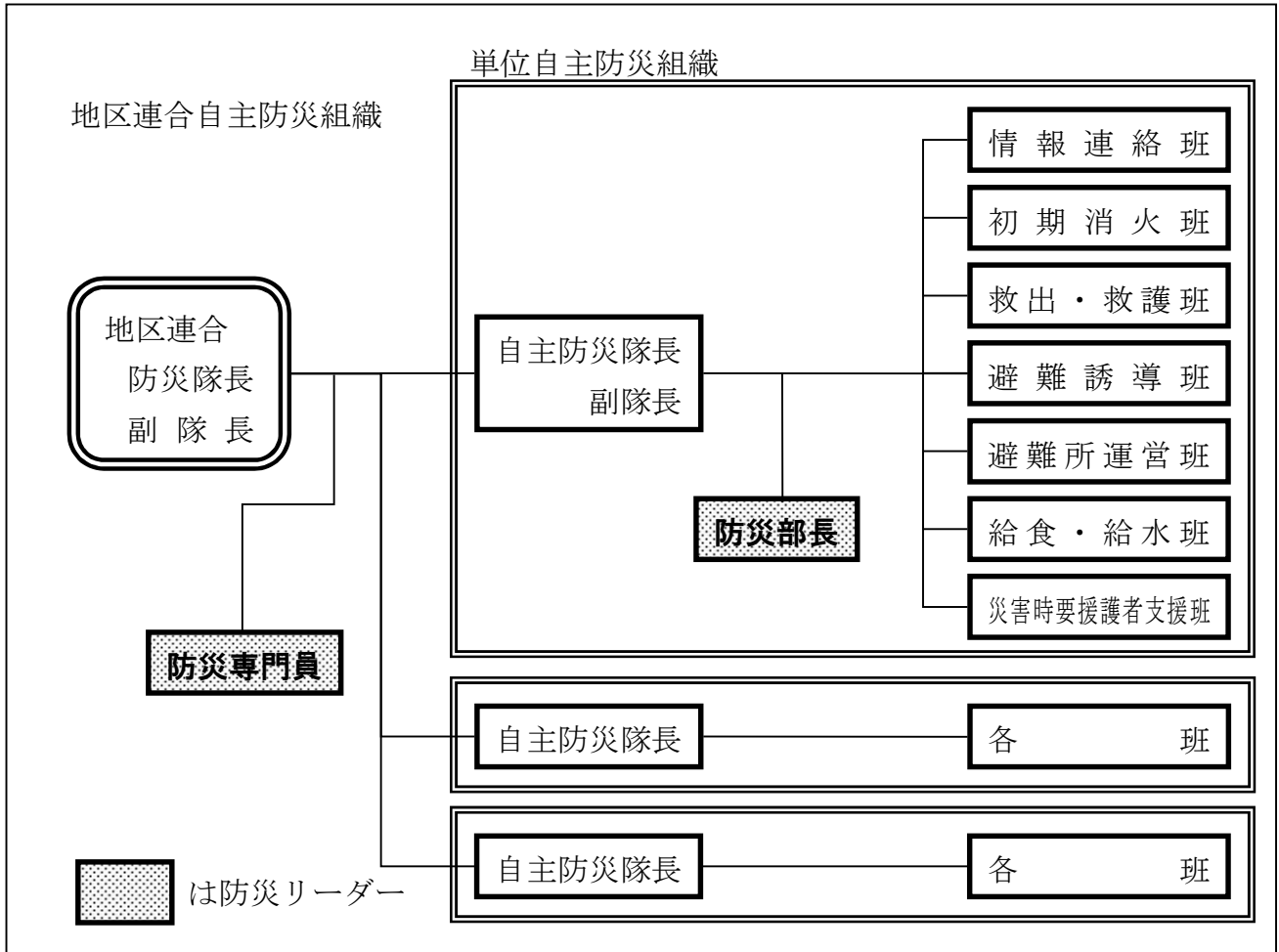
2 地区防災計画の構成及び組織編成

小山地区防災計画は、総則、予防計画編、応急対策編（地震・風水害）及び資料編で構成する。

地区防災計画のもととなる組織は、地域に密着した活動が不可欠なため、自治会等を母体とした単位自主防災組織とし、また、地区としての連絡体制や協力体制を確保し、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、地区連合自治会を単位とした連合自主防災組織とする。



組織編成イメージ図



3 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

また、多様な主体の意見を反映できるよう、計画の検討・修正の際は、女性、災害時要援護者支援団体、地域企業等の参画を促進する。

※計画の修正（見直し）基本方針

- ・ 計画内容に影響のない修正（誤字、脱字等や法令等の引用条文）については、地区連合自治会長等の了解を得て、任意に修正し、まちづくり会議等の了解を得ることとする。
- ・ 計画内容に変更を伴う修正については、小山地区防災計画検討協議会により、検討・調整を行い、まちづくり会議へ付議（報告）をして修正することとする。

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割

- (1) 「自らの身は自ら守る(自助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりをすすめ、災害に強い居住者と地区を形成する。
- (2) 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時に対する少なくとも最低3日分以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組を実施する。
また、過去の災害の教訓を伝承し、災害時には自らの情報を発信する。
- (3) 災害時には、共助の視点の下、地区とりわけ近隣世帯、いわゆる「隣近所」が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出・救護等に努めるとともに、避難するにあたっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。
- (4) 自主防災組織へ参加し、体制等の整備、教育訓練に協力するとともに、災害時には地区の住民・事業者と連携して各種活動を円滑に実施するよう「共助」の取組を実施する。
- (5) その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

2 自主防災組織の役割

- (1) 日頃から、地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区内の防災に係る方針の策定支援や防災マップ、防災活動用資機材の整備、点検を実施する。
- (2) 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、組織員の教育訓練を推進するとともに、地区住民の参加、地区事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取組を実施する。
- (3) 災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の支援等を実施する。

3 事業者の役割

- (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員等の発災時の一斉帰宅抑制のための3日分以上の食料及び飲料水等の備蓄、初期消火、救出・救護等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- (2) 対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地区住民及び自主防災組織と連携して、地区における防災活動に参加する等、地区の共助に取り組むよう努める。
- (3) 災害が発生した場合には、行政、地区住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

4 高層共同住宅管理者等の役割

- (1) 日頃から、建物及び設備の耐震性の維持、確保に努める。
- (2) 地震等によるエレベーターや電気、ガス、上下水道等の停止を想定した、居住者の生活支援対策用設備及び資機材の整備並びに共同住宅内の自主防災体制の整備に努める。
- (3) 周辺住民や自主防災組織との連携強化に努める。
- (4) 災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、高層階居住者の生活支援対策を実施するよう努める。

第3章 地区の概要

1 自然的条件

(1) 特徴

相模原台地（上段）にあり、北端を境川が流れている。北部は境川に向かってゆるやかに地盤が低くなっており、南部をJR横浜線が横断している。中央東寄りにJR相模原駅がある北部と中部は主に住宅地となっており、西部には主に工業施設、東部は在日米陸軍相模総合補給廠がある。相模原駅南口付近では、商業施設、業務施設が多い。また小山地区の北側は、境川を挟んで、町田市と接しており、生活や文化などの交流がある。

2 社会的条件

(1) 人口

小山地区の人口は、令和3年4月1日現在、10,352世帯、20,612人となっている。年齢別では、年少人口（15歳未満）が11.7%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が65.3%、高齢人口（65歳以上）が23.0%となっている。外国人の登録人口は、小山地区の人口の2.4%を占める。

(2) 交通

小山地区内には、京王線とJR横浜線の路線が通っているが、駅があるのは、JR横浜線の相模原駅のみである。

主要な道路として県道503号相模原立川線と相模氷川線等が通っている。

第4章 アセスメントによる地区被害想定

1 想定地震と条件

想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。

想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震 (M7.1)
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震 (M7.1)
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生する M8 クラスの海溝型地震
条件	季節・時刻	夏 12 時、冬 18 時、冬深夜 2 時の 3 ケース
	天候	晴れ、風速 3 m (本市の平均風速)

2 建物被害

建物被害は次のとおりである。(冬 18 時)

想定地震	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
東部直下地震	4,469	186	27	0	575
西部直下地震	4,469	92	6	0	430
大正関東タイプ地震	4,469	13	0	0	160

単位：棟

3 人的被害

		東部直下地震	西部直下地震	大正関東 タイプ地震
冬2時	死 者	11	5	1
	閉 込 者	70	35	6
	重 傷 者	14	7	1
	軽 傷 者	86	60	21
冬18時	避 難 者 当 日	561	302	69
	避 難 者 1 週 間 後	1,686	1,299	632

単位：人

2 予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針

震災時の火災や火災による延焼被害等を最小限にとどめるため、倒壊の危険性のある空き家対策や高層共同住宅等の災害対策及び地区の特性に応じた災害対策を促進し、生命と財産を守る災害に強い地区づくりを推進する。

2 自主防災組織の育成支援

- (1) 小山地区は、地区防災活動の推進を図り、自治会等を中心とした自主防災組織の育成を推進するとともに地区内の防災リーダーを支援する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- (2) 小山地区は、自主防災組織が、災害時に有効に活動できるよう組織の充実強化を図るための訓練等を支援する。

3 自主防災組織の編成と各班の役割

(1) 単位自主防災組織

単位自主防災組織は、各自主防災組織の規模や活動の状況等に応じて編成することが大切であり、円滑な防災活動を行えるよう、以下の基本的な方針に沿った組織づくりとする。

自主防災隊長	地区連合自主防災組織との連絡調整や防災訓練等の計画・実施、組織内の情報伝達体制の整備
副隊長	自主防災隊長の補佐
防災部長	自主防災隊長の補佐及び防災活動に係る各班への専門的、技術的指導・指揮

本 部	各班の総合調整、地域全体の防災活動の統率
情報連絡班	情報の収集・伝達活動
初期消火班	消火器等による初期消火活動
救出・救護班	負傷者の救出・救護活動
避難誘導班	住民の避難誘導活動
避難所運営班	避難所の運営活動
給食・給水班	炊き出し等給食・給水活動
災害時要援護者支援班	災害時要援護者への支援活動

【各班の平常時・災害時の役割】

	平常時	災害時
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等。	被害情報等を収集し、地区連合自主防災組織を通じて、市の現地対策班に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達する。
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制の構築に努める。	安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得する。	周囲の人の協力を求め、負傷者等の救出・救護活動を行う。負傷者の応急手当と救護所への搬送。
避難誘導班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェックを行う。	全員が安全に避難できるように避難誘導を行う。避難者の安全確保、安全確認を行う。
避難所運営班	避難所運営本部の立ち上げ及び運営方法について訓練を行う。	施設管理者や市職員と協力し、「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所の自主的な運営を行う。
給食・給水班	炊き出し方法、給食の配分方法、給水方法を習得する。	給食・給水のルールをつくり、秩序ある給食・給水活動を行う。
災害時要援護者支援班	要援護者の把握、支援方法の確立に努める。	関係団体や地域住民と協力して、要援護者各人の要望を親身になって聞き、要援護者活動に取り組む。

(2) 地区連合自主防災組織

地区連合防災隊長 (地区連会長)	防災に関わる市との連絡調整や地域防災訓練等の計画・実施、地区連合自主防災組織間の連絡協力体制づくり
副隊長 (地区連副会長 及び防災部長)	地区連合防災隊長の補佐
防災専門員	地区連合防災隊長の補佐及び防災活動に係る専門的、技術的指導・指揮

平常時	災害時
<p>地区連合防災隊長や防災専門員は、協力・連携し、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練、炊き出し等給食・給水訓練、災害時要援護者支援訓練など、単位自主防災組織を超えた地域防災訓練、イベント等の計画・実施を行う。</p> <p>地区連合防災隊長や防災専門員は、市や構成単位自主防災組織との間に立ち、防災関連情報等の連絡や防災訓練等に関する調整などを行う。</p>	<p>災害時には、地区連合防災隊長や防災専門員など、事前に決められた人員により、本部を設置し、市（現地対策班）・単位自主防災組織との間に立ち、情報のとりまとめ・伝達活動を行う。</p> <p>単位自主防災組織や避難所間の連絡・調整をするとともに、被害の大きいところに集中的な対応を行うなど、単位自主防災組織を超えた効果的な災害対応を行う。</p> <p>なお、地区連合自主防災組織の本部は、市の現地対策班とともに、小山公民館に設置する。</p>

4 出火防止及び初期消火対策

(1) 出火防止

大地震時等においては、各所に同時多発的な出火が考えられ、道路、建物の損壊による障害物などが重なると、消防力は大きく阻害される。また、強風、夜間といった悪条件が加わると一層火災の拡大が懸念されることから、出火防止の徹底を図るため、各家庭において、次の事項に重点を置いて点検整備する。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物品等の保管状況
- ③ 消火器等の消火資機材の整備状況
- ④ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

大地震発生時等には、火災の同時多発、消防車の通行不能、消火栓の使用不能等により、消防機関の活動は通常の火災の場合よりも大幅に制限される。

すべての住民が自宅や隣近所といったごく身近なところで初期消火活動を実践し、火災の拡大を防止することが重要であるため、安全を確保しつつ、迅速に初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。

初期に消火することができるようにするため、消火器、簡易消火器具等の各家庭での常備を推奨する。

5 火災延焼対策

甚大な人命被害をもたらす市街地大火や火災旋風など、大規模地震に伴う火災延焼を最小限にとどめるために、道路の拡幅や建築物の不燃化を推進する。

また、木造密集地など市街地大火の危険の高いところや高層建物など炎上による死亡リスクの高いところについては、感震ブレーカーの設置を促進するなどの啓発を行う。

6 空き家対策

市と連携して、所有者等による空き家の適正管理を啓発するとともに、利活用や危険な空き家の防止を促すことにより、新たな空き家の発生を抑制し、地区の防災力向上につなげていく。

7 災害危険の把握

災害予防に資するため、次のとおり地区固有の防災問題に関する把握を行う。
また、それらを記載した地図を作成し、地区内で情報共有する。

(1) 把握事項は、次のとおりとする。

- ① 危険地域、区域等
- ② 地区の防災施設、設備
- ③ 過去の災害履歴、災害に関する伝承

(2) 把握の主な方法は、次のとおりとする。

- ① 相模原市防災アセスメント調査
- ② 相模原市地区別防災カルテ
- ③ 相模原市ハザードマップ（洪水・土砂）
- ④ 地区内の踏査（防災まち歩き）
- ⑤ さがみはら防災マップ

8 高層共同住宅等の災害対策

高層共同住宅の管理者は、敷地・建物内に防災備蓄スペース、防災対応トイレなど、ライフラインが復旧するまでの間、居住者が自立生活できるための震災対策用設備等を確保するよう努める。

また、必要に応じ火災対策として、感震ブレーカー等の設置に努める。

9 ハザードマップを活用した訓練の実施

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の居住者等は、洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップを活用した訓練を実施する。

10 新型コロナウイルス等感染症対策

新型コロナウイルス等感染症のまん延を防止するため、避難所運営マニュアルに基づく感染症対策を実施する。

11 境川の水位上昇に伴う対応

大雨や台風時に境川の水位が高齢者等避難の目安となる避難判断水位を超え、今後の雨量の予測状況から氾濫危険水位に達する可能性がある場合には、現地対策班と連携を図るとともに境川タイムラインに基づき対応する。

第2章 災害に対する備え

1 基本方針

日ごろから災害に対する十分な備えを行うとともに、発災直後の迅速かつ効果的な対応を図ることで被害を軽減する。

2 防災知識の普及・啓発

地区住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、火災、水災等についての知識に関すること。
- ③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ④ 地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。
- ⑤ 食料等を3日以上確保することの重要性に関すること。
- ⑥ 住宅の安全対策に関すること。(耐震化、感震ブレーカー、家具の固定等)
- ⑦ ブロック塀の安全対策に関すること。
- ⑧ マイ・タイムラインの作成に関すること。
- ⑨ ペットの災害対策に関すること。
- ⑩ 南海トラフ地震臨時情報に関すること。
- ⑪ 防災メールやテレビ神奈川データ放送などの防災情報の取得に関すること。
- ⑫ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法は、次のとおりとする。

- ① 広報誌、パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布
- ② 講演会、座談会、映画上映会等の開催
- ③ パネル等の展示
- ④ 防災地図等の作成

(3) 実施時期

火災予防運動期間、市防災週間等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

3 災害に備えた各家庭での取組

月に一度は家族全員で防災会議を開き、地震災害を想定して、わが家の安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどの話し合いを行う。また、非常持ち出し品や防災用具の点検や補充を随時実施する。

大雨や台風に備えてハザードマップやさがみはら防災マップを活用し、「いつ・どこに・どのように」避難するかなどを時系列的に整理したマイ・タイムラインを作成する。

4 防災訓練の実施

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類（自主防災組織単位）

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 避難訓練
- ④ 救出・救護訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ 図上訓練（HUG）
- ⑦ クロスロード

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。
また、相模原市等が行う訓練に参加する。

(4) 体験イベント型訓練

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練（HUG）

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期及び回数

訓練は、原則として春季（3/1～3/7）及び秋季（11/9～11/15）の火災予防運動期間中並びに防災の日（9/1）に実施する。総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

また、風水害時避難訓練及び情報伝達訓練を4月～6月に実施する。

5 防災資機材等の点検・管理

防災資機材等の点検及び管理に関しては、次により行う。

(1) 定期点検

市防災週間（7月第1土曜日から1週間）を全資機材の点検日とする。
また、簡易無線機については、訓練時に同時点検を実施する。

(2) 備品管理

備品管理表等を作成して管理する。

6 災害時要援護者の把握、避難支援体制

災害時において、高齢者その他の特に配慮を要する者など、災害時要援護者に対して、地区住民及び関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとする。

3 応急対策計画 (地震・風水害)

第1章 地区災害対策本部活動

1 小山地区災害対策本部の設置

相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合、または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、もしくは風水害等により、地区に甚大な災害被害が想定される場合には、小山公民館に「小山地区災害対策本部（以下「本部」という。）」を設置する。

本部を設置した場合には、「市中央区本部小山地区現地対策班（以下「市小山地区現地対策班」という。）」にその旨を連絡する。

2 本部の活動

本部は、小山地区内の被害情報等の収集及び災害時要援護者の避難支援を行うとともに、地区の状況について市小山地区現地対策班に報告する。

また、避難所運営協議会と市小山地区現地対策班との連絡・調整を行う。

3 本部の廃止

地震、風水害等による災害発生のおそれなくなった場合、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合、もしくは発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合には、本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、市小山地区現地対策班にその旨を連絡する。

4 災害時の動員・連絡体制

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、地区連合防災隊長は、「配備の基準・連絡体制」により動員を行う。ただし、状況により必要を認められるときは、基準と異なる動員を行うことができる。

5 情報の収集・伝達

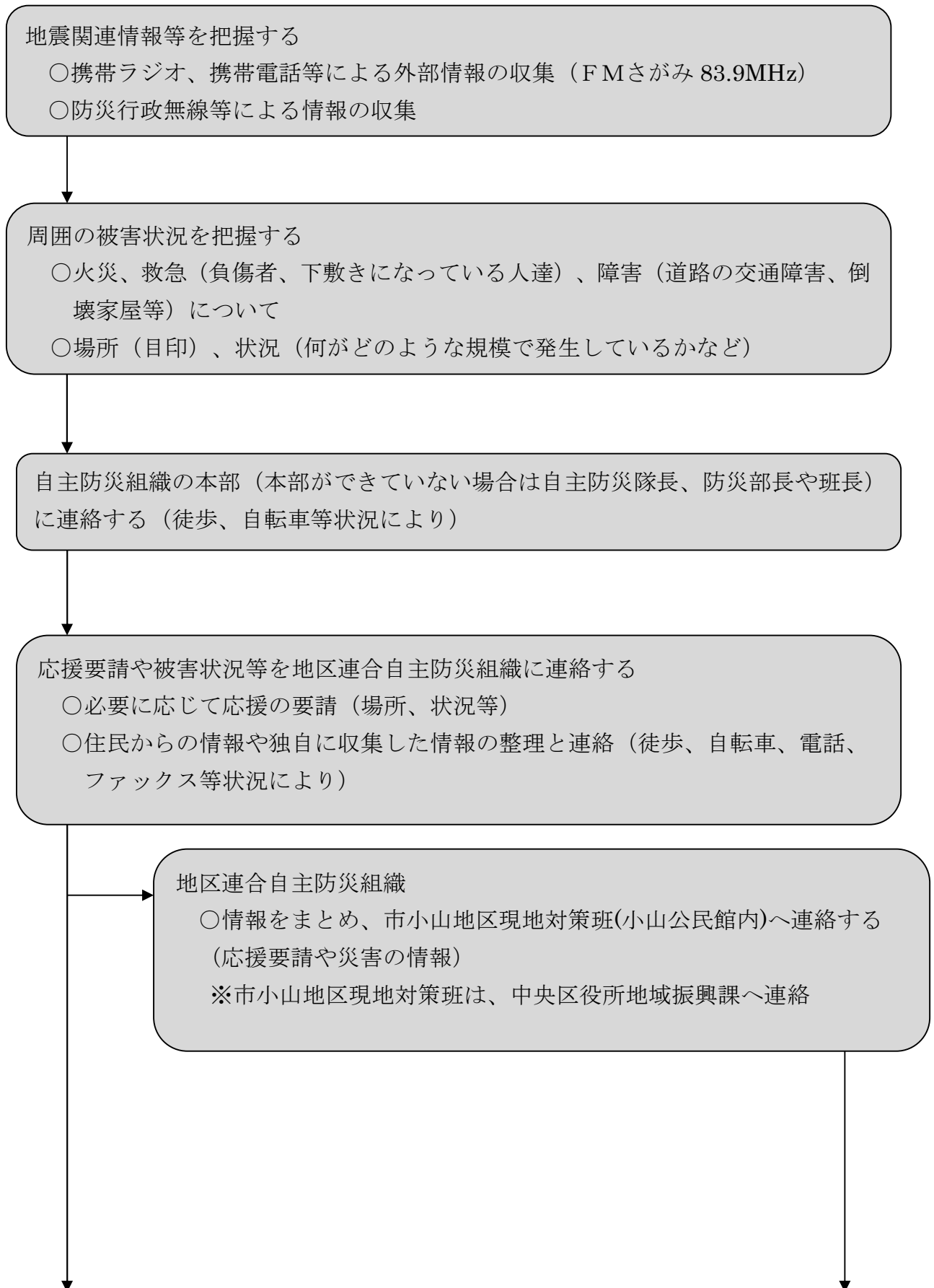
被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達を次により行う。

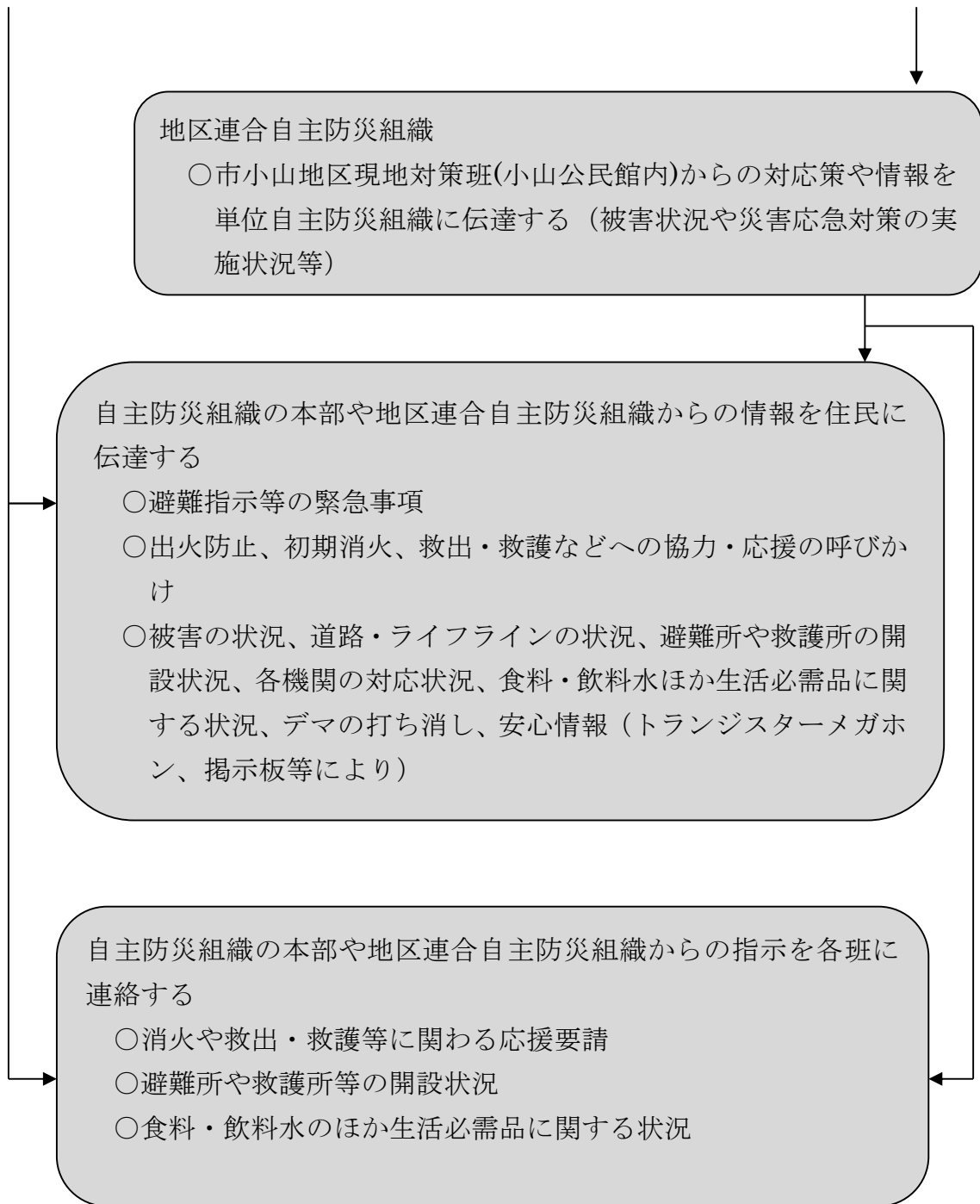
（1）情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、テレビ、ラジオ、各種電話、簡易無線、防災行政用同報無線（ひばり放送）、FAX、インターネット、伝令等による。

情報は、簡潔明瞭が肝心であり、「いつ、どこで、なにが、（だれが）、どうして、どのように」の要領で情報を収集し、伝達する。

【情報収集・伝達活動の流れ】 自主防災組織(単位自治会)





第2章 応急対策活動

1 水防活動、初期消火活動

(1) 水防活動

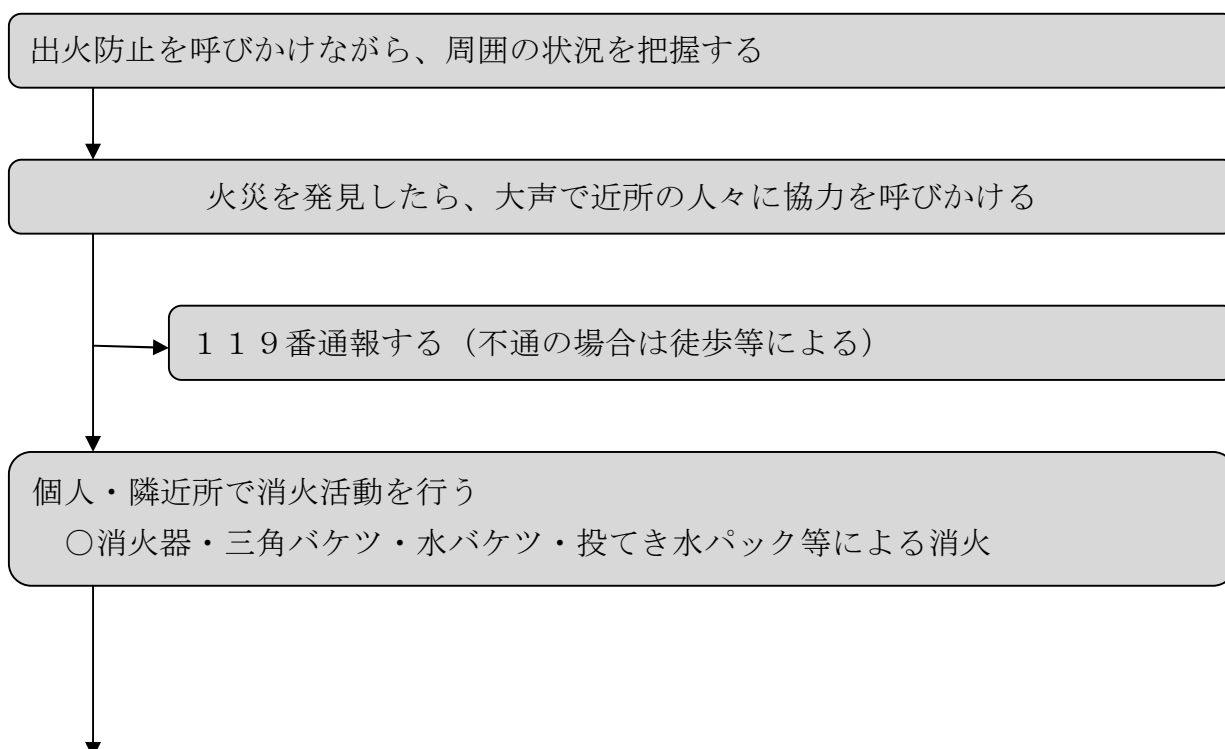
風水害時、雨量の増加による浸水（内水）や河川水位が氾濫注意水位を超えた場合には、浸水（内水）被害や堤防被害を防ぐため、必要ならば、危険の無い範囲で市及び消防団に協力し土嚢積等を行うか避難の検討をする。

(2) 初期消火活動

発災後、初期段階においては、地区住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

なお、火災に際しては初期消火が特に重要になるため、自主防災組織等は各家庭に対して、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

【初期消火活動の流れ】 自主防災組織(単位自治会)



組織的な消火活動に移行する

- バケツリレーや水パック等による消火用水の搬送
- 可能な限り多くの消火器を調達
- リーダーの指示による活動

地区連合自主防災組織に応援要請する

- 場所、状況等（徒歩、自転車、電話、ファックス等状況により）

地区連合自主防災組織

- 情報をまとめて、市小山地区現地対策班(小山公民館内)へ連絡する
- 必要に応じ、単位自主防災組織へ応援出動を依頼し、企業へ協力を求める（徒歩、自転車、電話、ファックス等状況により）

危険性の少ない消火活動に協力する

- 消防職員・消防団員の指示による活動
 - ・ホースの撤収・搬送の手伝い
 - ・放水時の補助

消防団の活動に協力する

- 残火処理、現場の警戒活動等

2 救出・救護・搬送

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 救出・救護活動等の原則

- ① 救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行う。
- ② 救出・救護の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救護を優先して実施する。
- ③ 傷病者の救急搬送は、救命・救急処置を必要とする者を優先して、医療機関に搬送し、その他の傷病者は、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を行う。

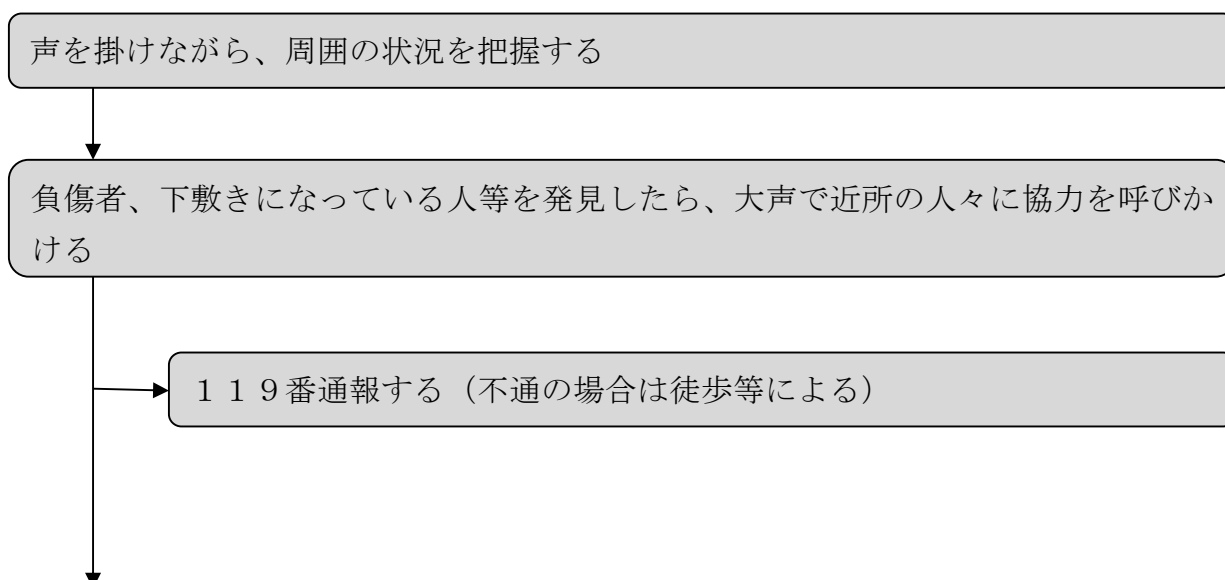
(3) 医療機関への搬送

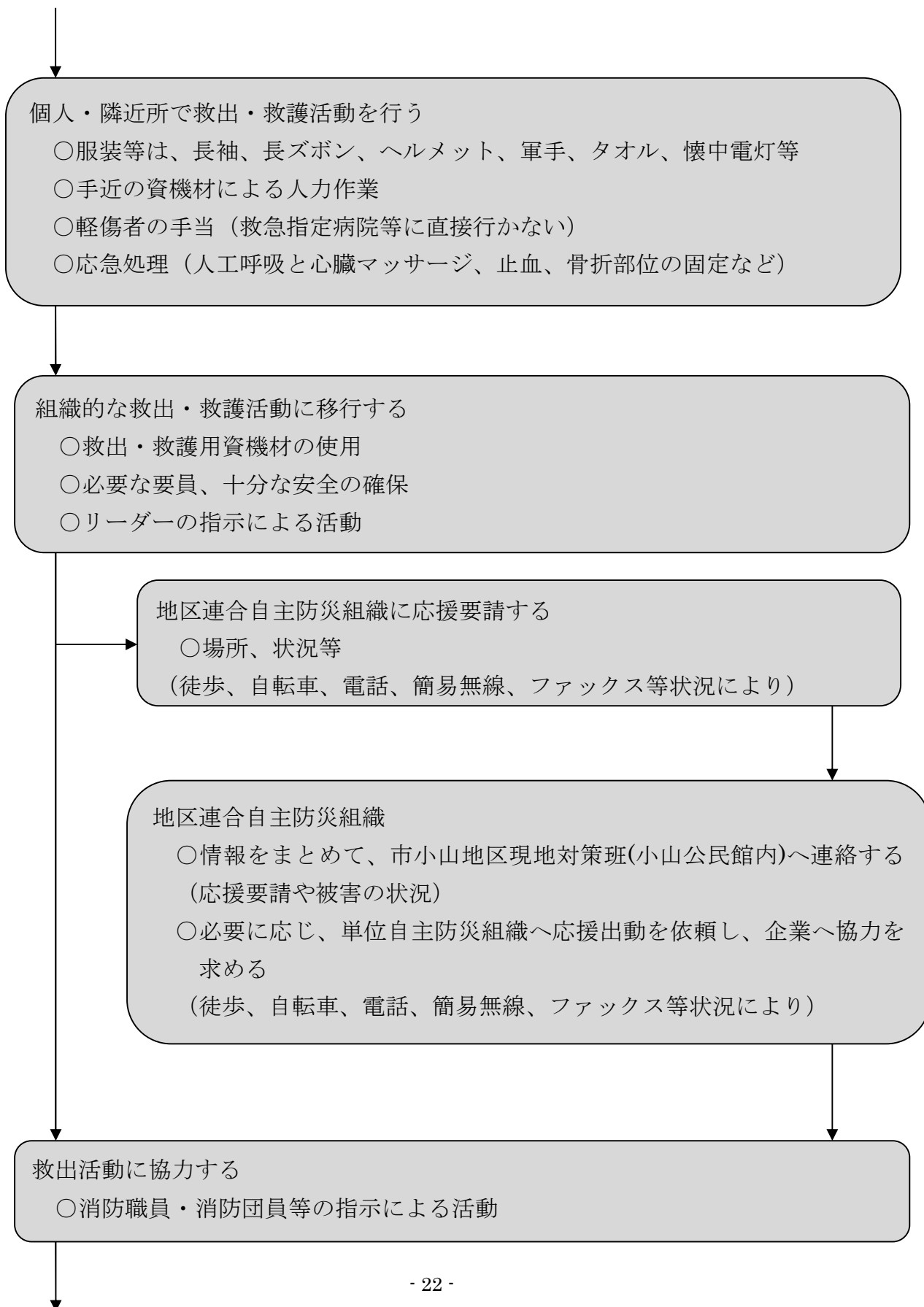
救出・救護班は、負傷者が医師の手当を必要とするとき、または避難所、救護所から医療機関への搬送が必要とされるときは、最寄りの医療機関または、防災機関の設置する応急救護所に搬送する。

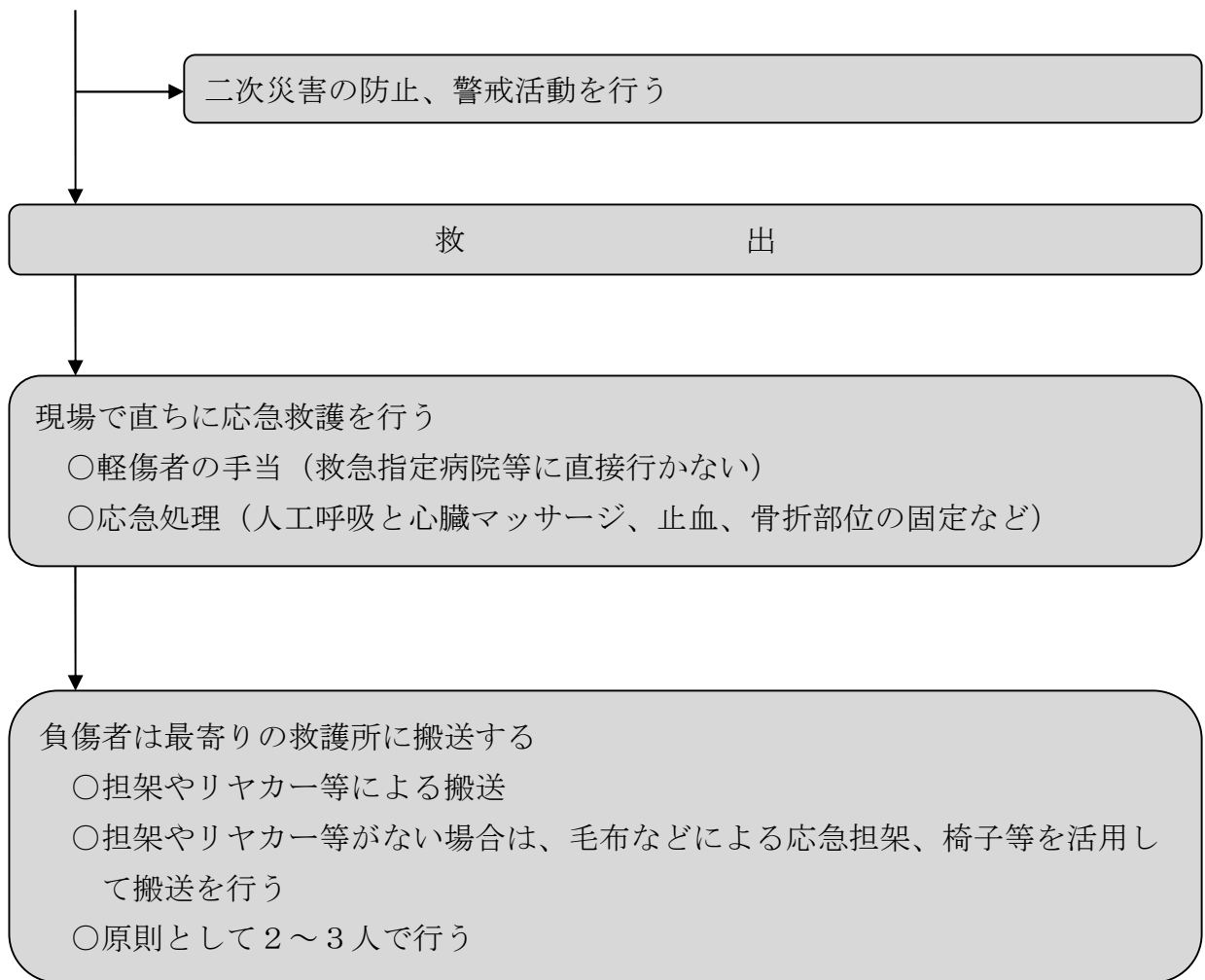
(4) 防災関係の出動要請

救出・救護班は、防災関係機関による救出が必要であると認めるときは、119番通報し、防災関係機関の出動を要請する。

【救出・救護活動の流れ】自主防災組織







3 避難誘導

災害が発生し、または発生のおそれがあり、人命に危険が生じ、または生じる恐れがあるときは、区域内にいる全ての人に対して、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長から避難指示等が発令されたとき、または地区防災組織の会長等が避難の必要があると認めたとき、会長等は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長等の避難誘導開始の指示を受けたときは、避難計画に基づき、住民を避難場所に誘導する。

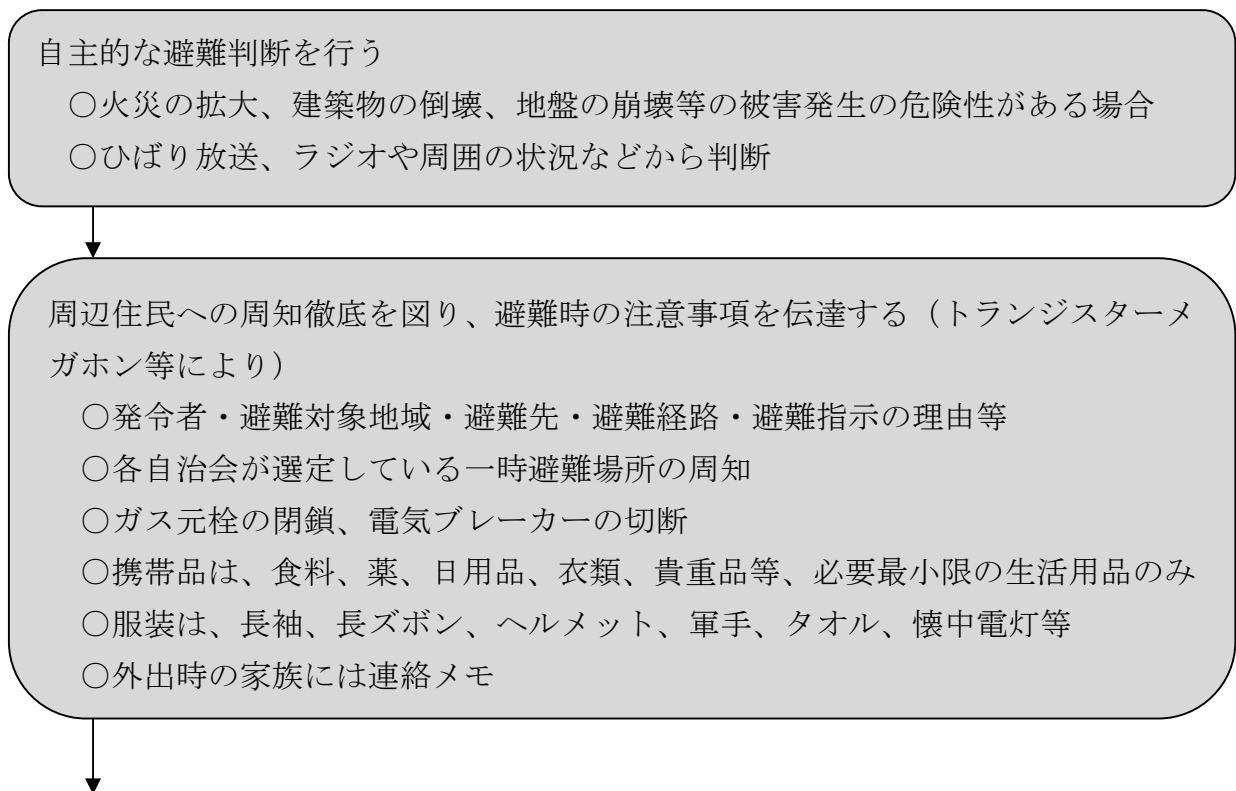
(3) 避難所の管理・運営

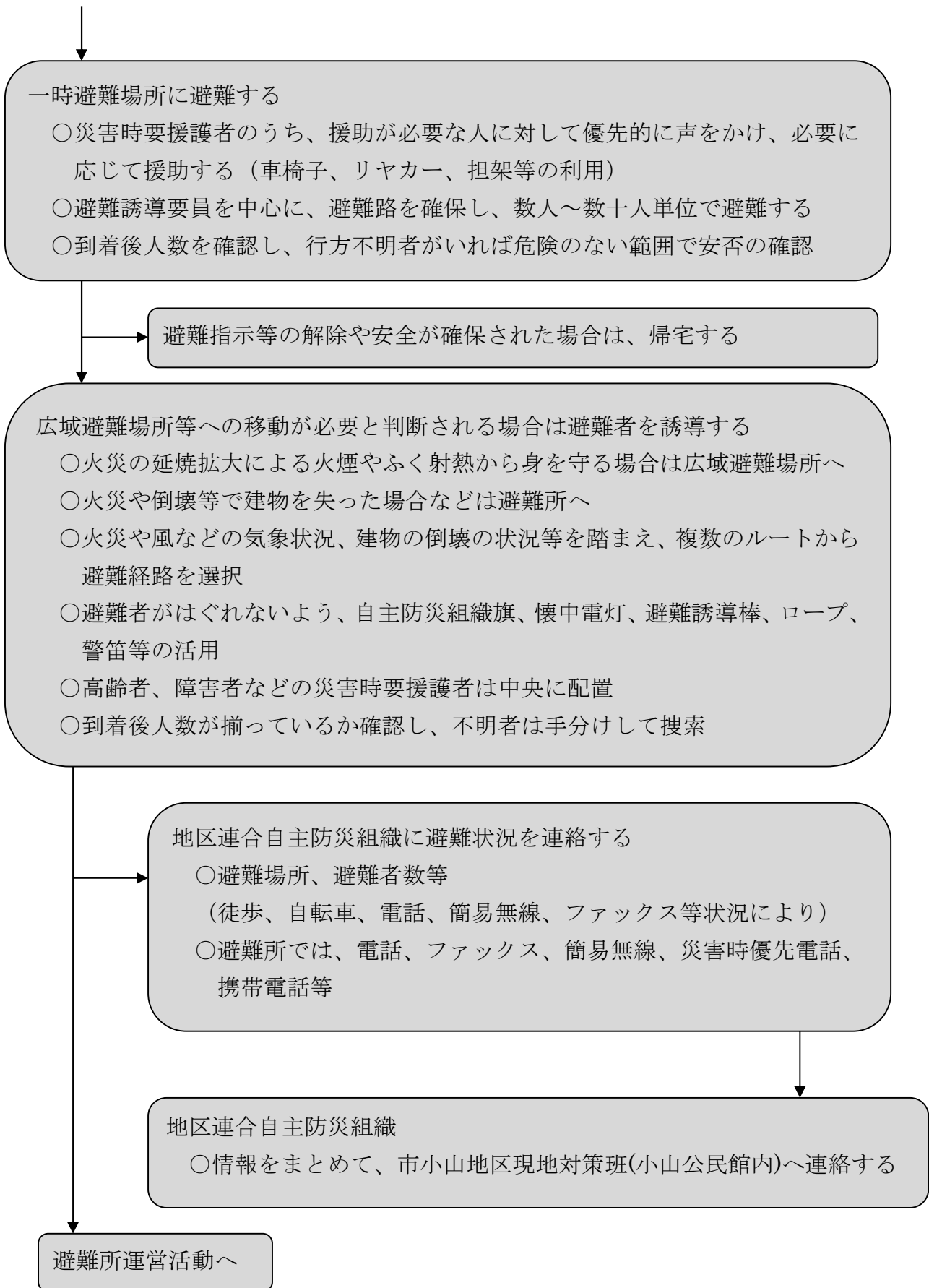
災害時における避難所管理・運営については、避難所運営の手引きのとおりとする。

(4) 避難経路及び避難場所

- ① 避難経路 別紙地区別防災カルテ等参照
- ② 避難場所 公園等(一時避難場所)、相模総合補給廠(広域避難場所)、向陽小学校(避難所)

【避難誘導活動の流れ】 自主防災組織





4 災害時要援護者対策

災害時において、高齢者その他の特に配慮を要する者など、災害時要援護者に対して、地区住民及び関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとする。

5 住民の安否確認

地区内の自主防災組織等は、避難所運営協議会及び市小山地区現地対策班から、住民の安否確認の情報収集を行い、必要に応じて救出・救護班、避難誘導班等により編成された、現地確認班等が、安全が確保される範囲内において現地確認を行い、住民の安否確認の情報収集を行う。

また、収集された情報については、適時、本部に報告を行い、報告を受けた本部は、随時、市小山地区現地対策班に報告する。

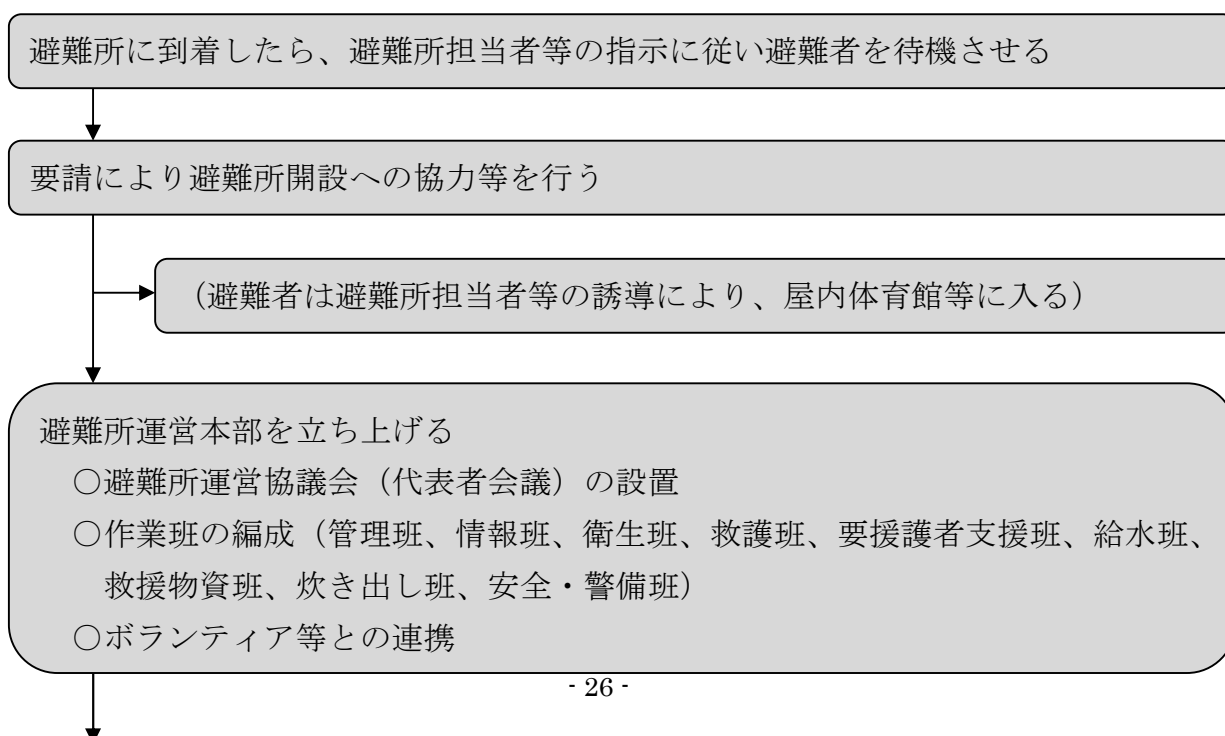
6 在宅避難者の把握・支援

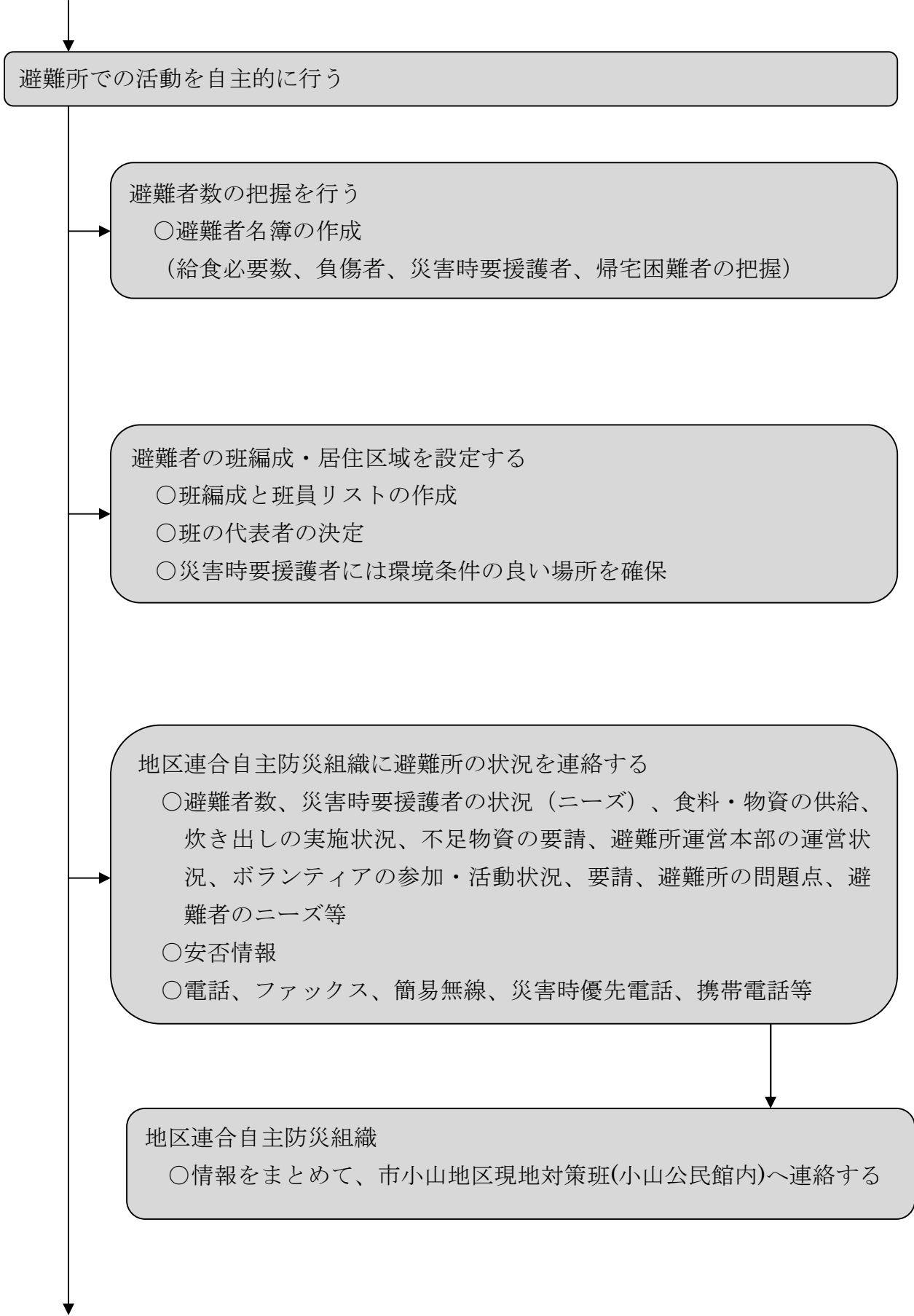
地区内の自主防災組織等は、避難所運営協議会及び市小山地区現地対策班から、在宅避難者の情報収集を行うとともに、随時、現地等での情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営協議会及び市小山地区現地対策班と協力して在宅避難者への支援を行う。

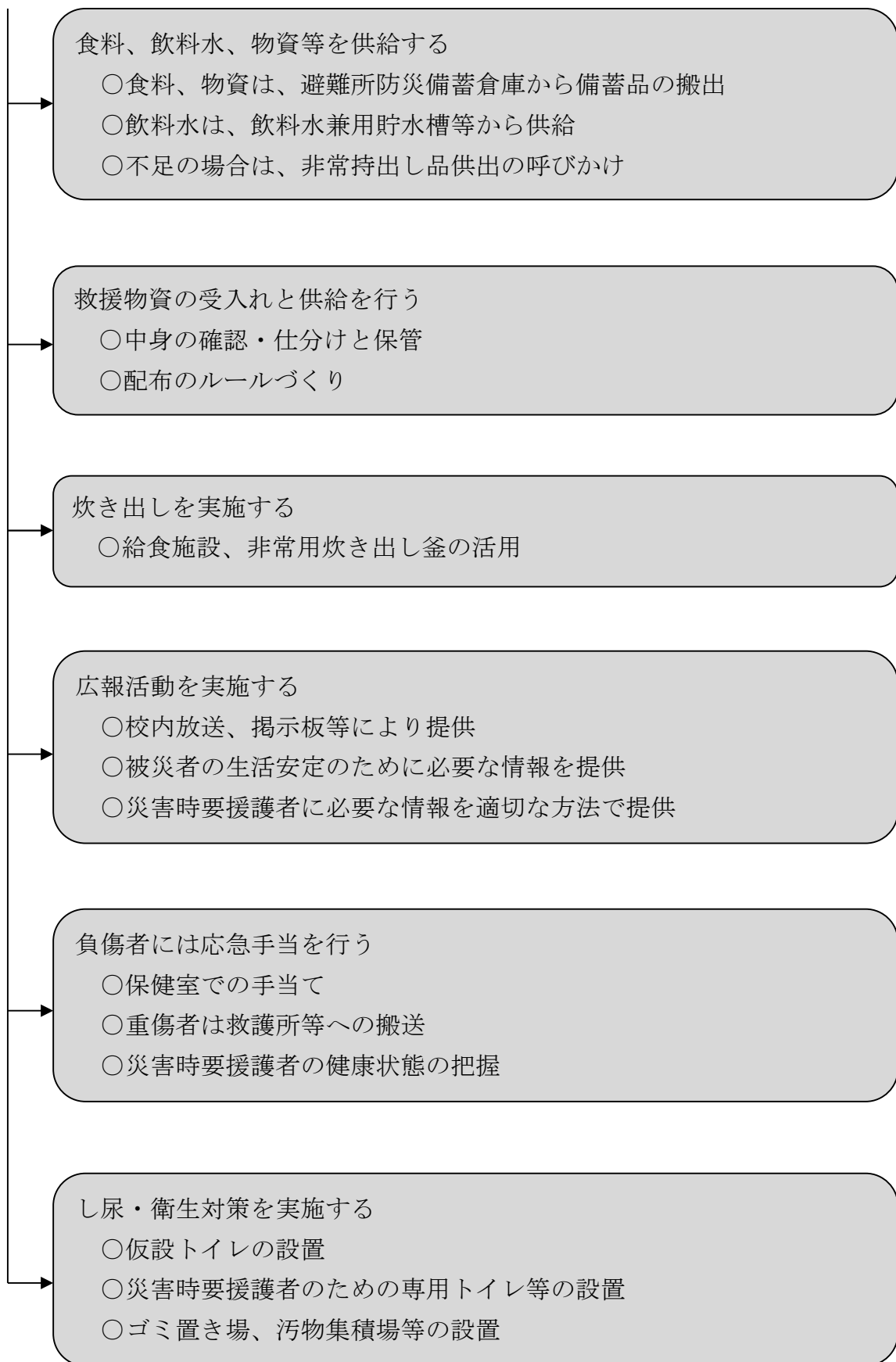
7 避難所運営

避難所運営については、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営協議会が中心となって、避難所運営を行うこととする。

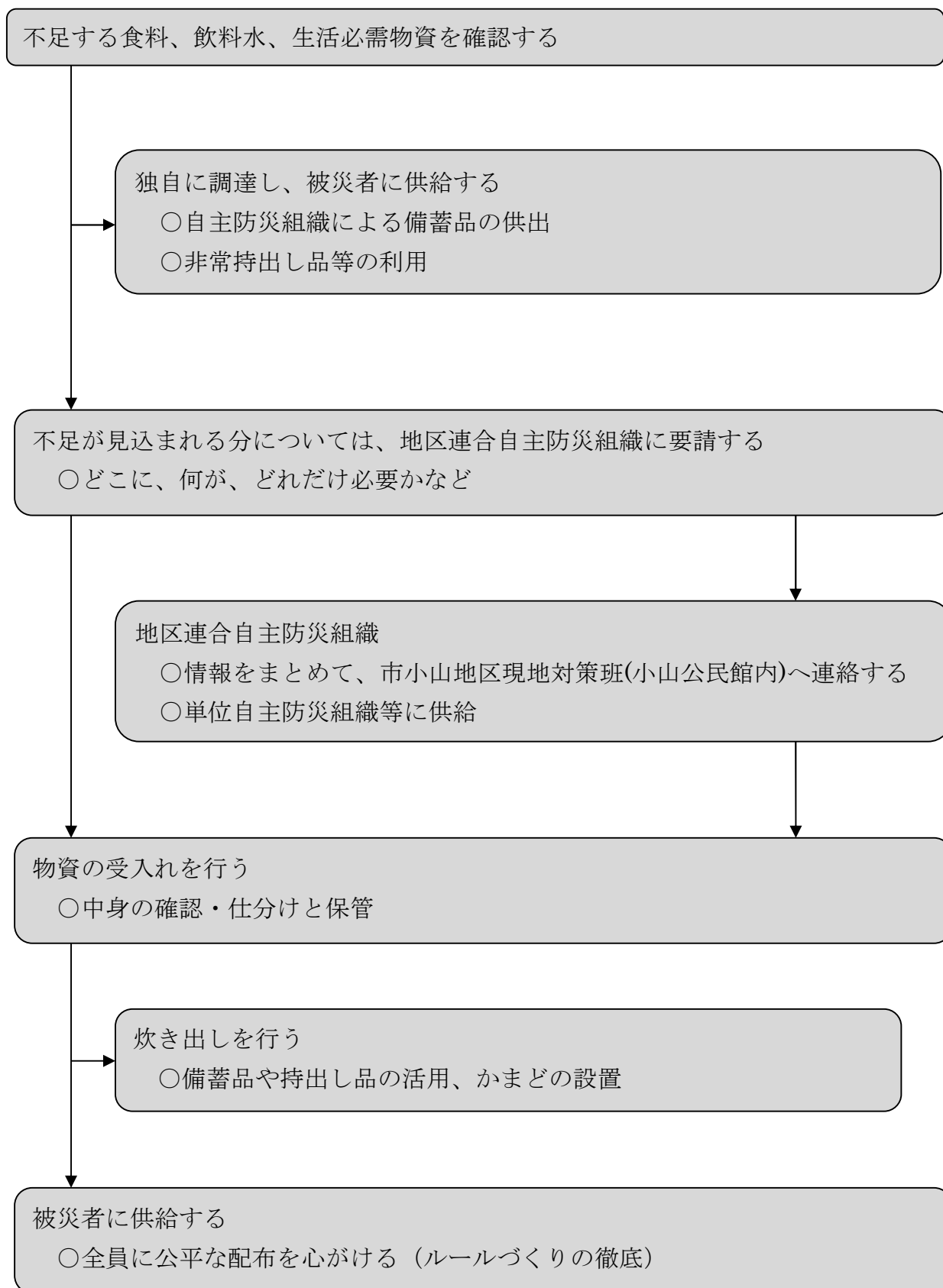
【避難所運営活動の流れ・概ね1週間を目安として】自主防災組織







【給食・給水活動の流れ】 自主防災組織



8 車中泊等の避難所外避難者への対応

避難については、親戚宅等や避難所を原則とするが、やむを得ず車中泊等を選ぶ避難者については、在宅避難者名簿に登録を行う。

また、エコノミークラス症候群の健康管理に係る注意喚起を行う。

9 多様な視点に基づいた避難所等の運営

避難所等には、障害のある方や慢性疾患、アレルギー等の個人的な事情を抱えた方のほか、乳幼児や性的少数者など様々な方が利用する。こうした方々に対し可能な限り配慮しながら、多様な視点に基づいた避難所等の運営を行う。

10 風水害時避難場所の運営支援

大雨特別警報の発表など、多数の避難者が想定される場合には、地区連合自主防災組織本部の指示により風水害時避難場所の運営支援を行う。

11 ボランティアの活動について

災害時におけるボランティア活動については、市小山地区現地対策班及び相模原災害ボランティアセンター等と連絡調整を行い、以下の各種活動分野に対して、必要に応じて支援を要請することとする。

(1) 専門ボランティアの活動分野

- ア 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等）
- イ 福祉（手話通話、介護士）
- ウ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）
- エ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者）
- オ 通訳（外国語通訳）
- カ 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）
- キ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
- ク その他専門知識や技能を必要とする分野

(2) 生活支援ボランティアの活動分野

- ア 救援物資の整理、仕分け、配分
- イ 避難所の運営補助
- ウ 救護所の運営補助
- エ 清掃
- オ 災害時要援護者等の生活支援
- カ 広報資料の作成
- キ その他危険のない作業

12 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の地区防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

<p>他の自主防災組織との連携強化する</p>	<p>単位自主防災組織を超えた連携として、地区連合自主防災組織があるが、その他、以下のような連携づくりに努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○隣接する自主防災組織との連携（小規模な組織での合同訓練の実施等） ○地区連合自主防災組織間の連携・協力応援体制
<p>市の支援体制を活用する</p>	<p>自主防災組織は、防災の専門家や関係機関の指導、助言を必要とする面もある。各種訓練の実施や日常活動を効果的に進めるためには、行政機関や防災関係機関との協力関係が必要である。</p> <p>毎年、「自主防災組織変更届出書」を小山公民館内の地域活力推進員へ提出し、自主防災訓練、研修会などを実施する場合は「防災訓練等実施申請書」を相模原消防署に申請することによって、様々な市からの支援が受けられる体制となっている。</p>
<p>事業所との協力関係を構築する</p>	<p>平日の昼間への対応として、地域にある事業所と協力関係を構築しておくことは有効な手段である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平常時の連携づくり <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の自主防災組織への参加促進 ・事業所の防災訓練への参加促進 ○災害時における協力関係の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所内で編成する自衛消防隊の初動期での周辺地域への応援 ・事業所で保有する重機・機器及び関係施設の活用 ○市の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所への意識啓発 ・協力関係構築に関する指導
<p>避難所運営を念頭においた協力体制をつくる</p>	<p>避難所の運営は、避難者や自主防災組織が中心に行うことになるが、避難所の運営を円滑に行うため、平常時から、同一避難所に避難する単位自主防災組織相互、校長等及び避難所担当市職員とそれぞれの役割、業務内容などについて理解を深める協議の場を設けるとともに、実践的な避難所運営訓練を行うことが必要である。</p> <p>特に、単位自主防災組織の避難所運営班は、避難所運営本部の立ち上げを行うとともに、運営本部内に組織される各作業班に加わり、具体的な運営管理を行う。</p>

協力を依頼する人達との取り決めを行う	医療関係従事者、民生委員・児童委員、建設業関係従事者、大型建設機械の操作技術者、その他の特殊技能者、アマチュア無線や手話通訳、救急救命士、応急危険度判定士等の資格取得者、ボランティア活動の希望者など、災害時に協力を依頼することが考えられる人、特に地域に在住・在勤している人達と災害時の協力・応援に関する取り決めを結んでおくことは、いざというときに非常に役に立つ。
--------------------	---

13 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

南海トラフ地震臨時情報が発表され、事前の準備行動等を行う必要があると認められた場合には、後発地震の発生に備えた事前避難対策等を実施する。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に次の対応を行う。

ア 日ごろからの地震への備えを再確認する。

イ 地震発生後の避難では明らかに避難が完了できない災害時要援護者等は、避難を開始し、それ以外の者は避難準備を整え、状況に応じて避難する。

ウ 2週間経過後は、地震の発生の可能性がなくなったわけではないことに留意し、通常の生活に戻る。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に次の対応を行う。

ア 日ごろからの地震への備えを再確認する。

イ 1週間経過後は、地震の発生の可能性がなくなったわけではないことに留意し、通常の生活に戻る。

(3) 後発地震に備えた事前避難

ア 住民の避難は、親戚・知人宅等への避難が基本であること。

イ 食料や生活用品などは避難者が準備することが基本であること。

ウ 日ごろからの地震への備えを再確認する。

清新地区防災計画



清新地区自主防災協議会
清新地区まちづくり会議

清新地区防災計画 目次

1. 総則

第1章	清新地区防災計画の方針	
1	目的	1
2	計画の構成及び組織編成	1
3	計画の修正	2
第2章	自助・共助の基本及び地区居住者等の役割	
1	地区居住者の役割	3
2	自主防災隊の役割	3
3	避難所運営協議会の役割	4
4	事業者の役割	4
5	高層共同住宅管理者等の役割	4
第3章	清新地区の概要	
1	概況	5
2	土地利用	5
3	人口	5

2. 災害予防計画

第1章	災害に強い地区づくり	
1	基本方針	6
2	自主防災隊のあり方	6
3	自主防災隊の編成と各班の役割	6
4	避難所運営協議会のあり方	8
5	避難所運営協議会の編成と各作業班の役割	9
6	出火防止及び初期消火対策	10
7	火災延焼対策	10
8	災害危険の把握	10
9	高層共同住宅の災害対策	11
10	新型コロナウイルス等感染症対策	11
第2章	災害に対する備え	
1	基本方針	12
2	防災知識の普及・啓発	12
3	災害に備えた各家庭での取組	12
4	防災訓練の実施	13
5	防災資機材等の点検・管理	13
6	災害時要援護者の把握、避難支援体制	14

3. 応急対策計画

第1章	清新地区災害対策本部活動	
1	清新地区災害対策本部の設置	15
2	清新地区本部の活動	15
3	災害時の動員・連絡体制	15
4	情報の収集・伝達	15
5	清新地区本部の廃止	15

第2章	応急対策活動	
1	水防活動・初期消火活動	16
2	救出・救護・搬送	16
3	避難誘導	17
4	災害時要援護者対策	17
5	住民の安否確認等	17
6	在宅避難者の把握・支援	18
7	避難所運営	18
8	車中泊等の避難所外避難者への対応	18
9	多様な視点に基づいた避難所等の運営	18
10	ボランティアとの連携	18
11	他組織との連携	19
12	南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対策	20

1. 総 則

第1章 清新地区防災計画の方針

1 目 的

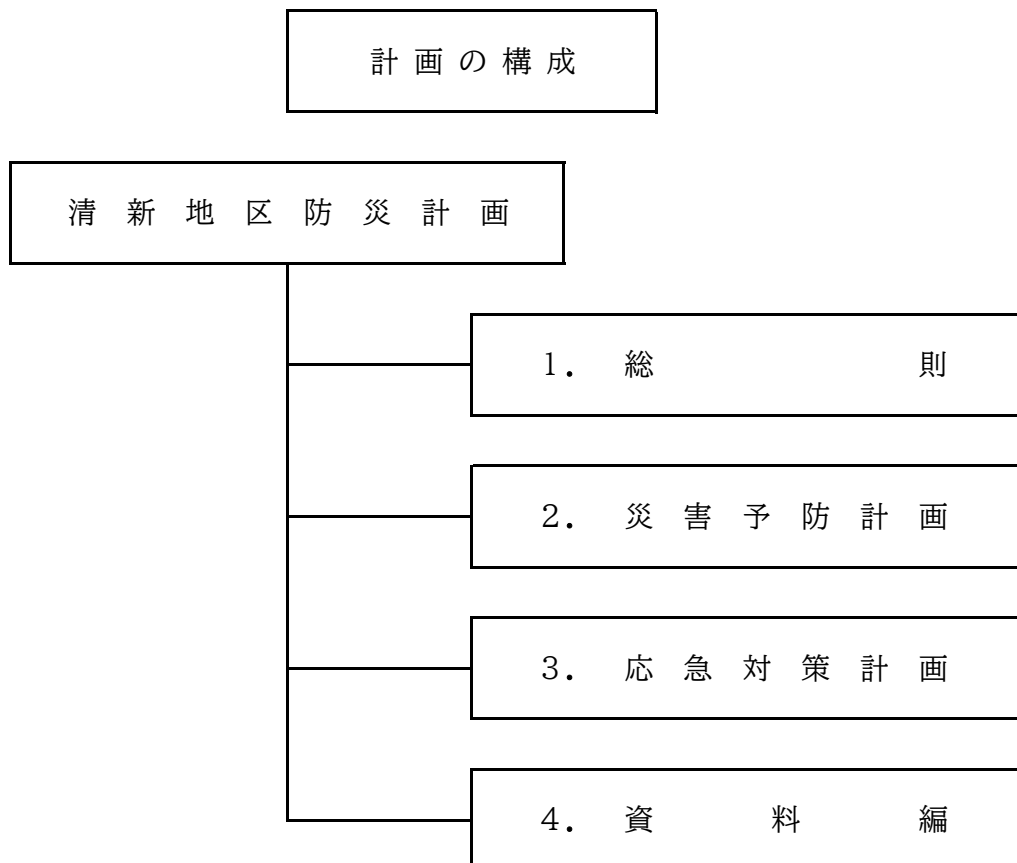
東日本大震災をはじめ、これまでの多くの災害の教訓からも、大規模災害の発災直後には、消防や各行政機関など、「公助」による対応にも限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地区自らが対応できる体制をつくることが重要である。

このため、地区の特性や実情に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地区として目指す防災体制の目標を掲げ、目標達成に向けた地区として取り組むべき対策等を推進し、地区における防災力を高めることを目的とする。

2 計画の構成及び組織編成

清新地区防災計画は、総則、災害予防計画、応急対策計画及び資料編で構成する。

清新地区防災計画のもととなる組織は、地区に密着した活動が不可欠なため、自治会等を母体とした単位自主防災隊とし、また、地区としての連絡体制や協力体制を確保し、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、地区連合自治会を単位とした地区連合自主防災隊とする。



【 清新地区防災体系図 】



3 計画の修正

この計画は、必要に応じて清新地区自主防災協議会において検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

また、多様な意見を反映できるように、計画の検討・修正の際は、男女問わず、事業所等の参画を促進するために、清新地区まちづくり会議に提案し、意見を問う。

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割

- (1) 「自らの身は自ら守る（自助）」及び「自分たちのまちは自分たちで守る（共助）」という考えを持ち、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加し、日頃から各個人や事業所の防災行動力向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備やルールづくりをすすめ、災害に強い居住者と地区を形成する。
- (2) 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時に備えて少なくとも最低3日以上以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組を実施する。
また、過去の災害の教訓を伝承し、災害時には自らの情報（困り事、協力できる事項等）を発信する。
- (3) 災害時には、共助の視点の下、地区とりわけ近隣世帯、いわゆる「隣近所」が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出・救護等に努めるとともに、避難するに当たっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。
- (4) 自主防災隊へ参加し、体制等の整備、教育訓練に協力するとともに、災害時には地区の住民・事業者と連携して各種活動を円滑に実施するよう「共助」の取組を実施する。
- (5) その他
市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

2 自主防災隊の役割

- (1) 年度ごとに市へ提出する単位自主防災組織編成（変更）及び清新地区連合自主防災組織編成（変更）届出書を清新地区自主防災協議会に提出する。
- (2) 日頃から、地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区内の防災に係る指針の策定、支援体制、地区の防災マップ、防災活動用資機材の整備、点検を実施する。
- (3) 隊の班編成や活動内容を明確にしておき、隊員の教育訓練を推進するとともに、地区住民の参加、地区事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取組を実施する。
防災訓練実施後は、訓練結果（訓練内容等）を清新地区自主防災協議会と共有する。
- (4) 災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の支援等を実施する。

3 避難所運営協議会の役割

- (1) 年度ごとに市へ提出する避難所運営協議会運営要項、避難所運営本部組織図及び避難所運営協議会役員名簿を清新地区自主防災協議会に提出する。
- (2) 日頃から、避難所の運営方法や避難所での生活ルール等、避難所を運営する上で必要な事項を協議し、必要に応じて避難所運営マニュアルを修正するとともに、地区住民に対して避難所運営方法の周知徹底を図る。
- (3) 避難所運営マニュアルに基づき、地区住民が参加した訓練等を実施するなどして、当該マニュアルの改善を図る。
訓練実施後は、訓練結果（訓練内容等）を清新地区自主防災協議会と共有する。
- (4) 災害時には、避難所担当市職員の避難所開設に協力、作業班員及び避難者代表等と連携し避難所運営本部を立ち上げ、避難所での生活ルールの調整、さまざまな組織との連絡調整等、円滑な避難所運営を実施する。

4 事業者の役割

- (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員等の発災時の一斉帰宅抑制のための3日以上以上の食料及び飲料水等の備蓄、初期消火、救出・救護等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- (2) 対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地区住民及び自主防災隊と連携して、地区における防災活動に参加する等、地区の共助に取り組むよう努める。
- (3) 災害時には、行政、地区住民及び自主防災組隊と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

5 高層共同住宅管理者等の役割

- (1) 日頃から、建物の整備及び耐震性の維持、確保に努める。
- (2) 地震等によるエレベーターや電気、ガス、上下水道等の停止を想定した、居住者の生活支援対策用設備及び資機材の整備並びに共同住宅内の自主防災体制の整備に努める。
- (3) 周辺住民や自主防災隊との連携強化に努める。
- (4) 災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、高層階居住者の生活支援対策を実施するよう努める

第3章 清新地区の概要

1 概況

清新地区は、相模原都市建設区画整理事業の実施により、大規模な区画整理が行われた地域で、良好な住宅地が形成されているとともに、相模原駅周辺を中心として、整然とした道路網が形成され、交通、商業、事業施設などの多様な都市機能が集積されており、相模原市の中心的な地域として発展してきている。

相模原駅や南橋本駅周辺には高層住宅や商業施設の立地が目立っている。

2 土地利用

清新地区は、JR横浜線相模原駅の南側からJR相模線南橋本駅を超えて展開する市街地で、相模原駅前には商店街、幹線道路沿いには商業施設やロードサイド型の店舗が多く立ち並んでいる。全体的な土地利用としては宅地が1/3と多く、駅周辺は集合住宅が目立つほか、地区の中程や国道16号南側は閑静な住宅街が形成されている。

地区の西側には、JR相模線が南北に走っており、南橋本駅西側の国道129号沿いには大きな工場が立地し、JR相模線沿いには、流通系の施設も複数存在している。

また、地区の中央を国道16号が横断し、地区の西部をJR相模線が縦貫していることから、地区内にやや分断が見られる状況である。

3 人口

令和4年4月1日現在(住民基本台帳人口)の清新地区の人口は31,336人で、世帯数は16,252世帯となっている。中央区全体に占める人口割合は11.5%で、中央区9地区のなかでも4番目の人口規模となっている。

2. 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針

清新地区は、震災時の火災や火災による延焼被害等を最小限にとどめるため、倒壊の危険性のある空き家対策、高層共同住宅等の災害対策及び地区の特性及び実情に応じた災害対策を促進し、地区住民等の生命と財産を守る災害に強い地区づくりを推進する。

2 自主防災隊のあり方

- (1) 自治会等を中心とした単位自主防災隊及び地区連合を中心とした地区連合自主防災隊を編成する。
- (2) 災害時に円滑な活動ができるよう隊の充実強化を図るための訓練等を定期的を実施する。
- (3) 隊の具体的な活動目安を定めるなどにより、隊員のモチベーションの向上を図る。

3 自主防災隊の編成と各班の役割

(1) 単位自主防災隊

単位自主防災隊は、自治会の規模や活動の状況等に応じて編成することが大切であり、円滑な防災活動を行えるよう、以下の内容に沿った組織づくりとする。

【 単位自主防災隊：組織編成 】

隊長	・ 地区連合自主防災隊との連絡調整 ・ 防災訓練等の計画・実施 ・ 組織内の情報伝達体制の整備
副隊長	・ 自主防災隊長の補佐 ・ 避難所に参集し、自治会の避難者情報等の収集、自主防災隊長への報告
防災部長	・ 自主防災隊の指揮・統括 ・ 防災活動に係る各班への専門的、技術的指導
各班（活動班）	・ 防災に係る諸活動

【 単位自主防災隊：各班の組織編成 】

本部	一時（いつとき）避難場所と各班の調整 地域全体の防災活動の統率
情報連絡班	情報の収集・伝達活動、地域内の巡回・警備
初期消火班	消火器等による初期消火活動
救出・救護班	負傷者の救出・救護活動
避難誘導班	住民の避難誘導活動
避難所運営班	避難所の運営活動
給食・給水班	炊き出し等給食・給水活動
災害時要援護者支援班	災害時要援護者への支援活動

【 単位自主防災隊：各班の平常時・災害時の役割 】

	平 常 時	災 害 時
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等を行う。	被害情報等を収集し、地区連合自主防災隊を通じて、市の現地対策班に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達する。また、地区内の巡回・警備を実施する。
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制の構築に努める。また、消火栓や防火水槽の位置等を調査・把握する。	安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。
救出・救護班	救出の方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得する。	周囲の人の協力を求め、負傷者等の救出・救護活動を行う。負傷者の応急手当と救護所への搬送。
避難誘導班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェックを行う。	全員が安全に避難できるように避難誘導を行う。避難者の安全確保安全確認を行う。
避難所運営班	避難所運営協議会での事前協議への参加、避難所運営本部の立ち上げ及び運営方法についての訓練等を行う。	避難所へ参集し、施設管理者や市の避難所担当職員等と協力し、「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所の自主的な運営を行う。 また、避難生活に必要な各種作業を分担して行う。
給食・給水班	炊き出しの方法、給食の配分方法給水方法を習得する。	給食・給水のルールをつくり、秩序ある給食・給水活動を行う。
災害時要援護者支援班	要援護者の把握、支援方法の確立に努める。	関係団体や地域の住民と協力して、要援護者各人の要望を親身になって聞き、要援護者支援活動に取り組む。

(2) 地区連合自主防災隊

地区連合自主防災隊は、災害時に地区の防災活動を円滑に行えるよう、以下の内容に沿った組織づくりとする。

【 地区連合自主防災隊：組織編成 】

隊長	・ 防災に関わる市との連絡調整 ・ 地域防災訓練等の計画・実施 ・ 地区連合自主防災隊間の連絡協力体制づくり	
副隊長	地区連合防災隊長の補佐	
幹事	清新公民館長	市内の被害情報等の収集、地区連合防災隊長への報告
	地区社会福祉協議会会長	災害時ボランティア要請の受付、相談、受入、支援
	地区民生委員児童委員協議会会長	災害時要援護者対策
	防災専門員	防災活動に係る専門的、技術的指導・指揮

【 地区連合自主防災隊：平常時・災害時の役割 】

平常時	災害時
<p>平常時、災害時を想定した地区防災活動の訓練、地区の状況、資機材確認等を行う。</p> <p>各单位自主防災隊及び各避難所運営本部との情報の収集・伝達方法の確認、防災知識の普及・啓発活動（過去の災害事例、全国各地の災害から学ぶ教訓、いざという時役立つ知識やテクニック、地域防災計画と自分たちの地区との関係）、危険箇所（ブロック塀、がけ）などの把握と防災マップの作成、災害時の活動に備えての訓練の実施を行う。</p> <p>隊は、市や単位自主防災組織との間に立ち、防災関連情報等の連絡や防災訓練等に関する調整などを行っておく。</p>	<p>災害時、相模原市中央区で震度5強の地震が発生した場合に隊員は、速やかに清新公民館に集合する。</p> <p>隊は、清新地区災害対策本部を設置し、単位自主防災隊・避難所・市（現地対策班）との間に立ち、情報のとりまとめ・伝達活動を行う。</p> <p>単位自主防災隊や避難所間の連絡・調整をするとともに、被害の大きいところに集中的な対応を行うなど、地区全体を見据えた効果的な災害対応を行う。</p> <p>なお、地区連合自主防災隊の基地は、市の現地対策班とともに、清新公民館に設置する。</p>

4 避難所運営協議会のあり方

(1) 地区内に所在する避難所ごとに避難所運営協議会を組織する。

- ① 小山小学校 避難所運営協議会
- ② 清新小学校 避難所運営協議会
- ③ 清新中学校 避難所運営協議会

(2) 災害時に円滑な避難所運営ができるよう、事前協議や訓練等を定期的実施する。

(3) 地域の特性等を考慮した、避難所運営マニュアルを整備する。

5 避難所運営協議会の編成と各作業班の役割

避難所運営協議会は、災害時に円滑な避難所運営を行えるよう、以下の内容に沿った組織づくりとする。

【 平常時 避難所運営協議会：組織編成 】

災害時における避難所の開設・運営を円滑に行うため、日頃から「避難所運営マニュアル」を整備し、避難所運営方法の周知徹底を図るとともに、地区連合自主防災隊との連携のもと、運営に必要な訓練を行う。

自治会から選出された委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所運営方法の検討 ・ 避難所生活ルールの作成 ・ 地区連合自主防災隊間の連絡協力体制づくり ・ 運営方法及び生活ルールに基づいた訓練の実施
避難所担当市職員	
施設管理者（校長等）	
防災専門員	
その他協議会が必要と認める者	

【 災害時 避難所運営協議会：組織編成 】

平常時の避難所運営協議会に避難者の代表者と避難所運営を分担して行う作業班で構成する避難所運営本部を立ち上げる。

自治会から選出された委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 円滑な避難所運営 ・ 避難所生活ルールの調整 ・ さまざまな組織との連絡調整
避難所担当市職員	
施設管理者（校長等）	
防災専門員	
その他協議会が必要と認める者	
避難者の代表	
自治会から選出された作業班員	

【 災害時 避難所運営各作業班の役割 】

各作業班は、自主防災組織から選出された班員だけでなく、避難所を利用する人も班員として加わってもらう。

管理班	避難所の管理全般
情報班	避難者名簿作成、現地対策班との情報交換・連絡調整
衛生班	衛生対策
救護班	負傷者等への救護活動
要援護者支援班	災害時要援護者への対応
給水班	生活用水の確保
救援物資班	生活必需品の管理、受け入れ、分配
炊き出し班	炊き出し、食料管理、受け入れ
安全・警備班	安全管理、巡回警備

6 出火防止及び初期消火対策

(1) 出火防止

大地震時等においては、各所に同時多発的な出火が考えられ、道路、建物の損壊による障害物などが重なると、消防力は大きく阻害される。また、強風、夜間といった悪条件が加わると一層火災の拡大が懸念されることから、出火防止の徹底を図るため、各家庭において、主として次の事項に重点を置いて点検整備する。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓
- ② 可燃性危険物品等の保管方法の再確認
- ③ 消火器等の消火資機材の整備
- ④ 感震ブレーカー等の整備
- ⑤ その他建物等の危険箇所の把握

(2) 初期消火対策

大地震発生時等には、火災の同時多発、消防車の通行不能、消火栓の使用不能等により、消防機関の活動は通常の場合よりも大幅に制限される。

すべての住民が自宅や隣近所といったごく身近なところで初期消火活動を実践し、火災の拡大を防御することが重要であるため、安全を確保しつつ、迅速に初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。

また、消火器、エアゾール式簡易消火具の各家庭への設置の促進を図る。

7 火災延焼対策

大地震発生時に電気による出火を防ぐため、地震の揺れを感知して、自動的に電気の供給を遮断する感震ブレーカーの設置を促進する。

8 災害危険の把握

災害予防に資するため、次のとおり地区固有の防災問題に関する把握を行う。

また、それらを記載した地図を作成し、地区内で情報共有する。

(1) 把握事項は、次のとおりとする。

- ① 危険地域、区域等
- ② 地区の防災施設、設備（消火栓及び防火水槽の位置等）
- ③ 過去の災害履歴、災害に関する伝承

(2) 把握の主な方法は、次のとおりとする。

- ① 相模原市防災アセスメント調査
- ② 相模原市地区別防災カルテ
- ③ 相模原市ハザードマップ（内水）
- ④ 清新地区防災マップ
- ⑤ さがみはら防災ガイドブック
- ⑥ さがみはら防災マップ
- ⑦ 地区内の踏査（防災まち歩き）
- ⑧ 富士山ハザードマップ
- ⑨ 富士山火山防災マップ

9 高層共同住宅の災害対策

高層共同住宅の管理者は、敷地・建物内に防災備蓄スペース、防災対応トイレなど、ライフラインが復旧するまでの間、居住者が自立生活できるための震災対策用設備等を確保するよう努める。

10 新型コロナウイルス等感染症対策

新型コロナウイルス等感染症のまん延を防止するため、避難所運営マニュアルに基づく感染症対策を実施する。

第2章 災害に対する備え

1 基本方針

日ごろから災害に対する十分な備えを行うとともに、発災直後の迅速かつ効果的な対応を図ることで被害を軽減する。

2 防災知識の普及・啓発

地区住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、火災、水災等についての知識に関すること。
- ③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ④ 地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。
- ⑤ 食料等を3日以上確保することの重要性に関すること。
- ⑥ 住宅の安全対策に関すること。(耐震化、感震ブレーカー、家具の固定等)
- ⑦ ブロック塀の安全対策に関すること。
- ⑧ ペットの災害対策に関すること。
- ⑨ 南海トラフ地震臨時情報に関すること。
- ⑩ 防災メールやテレビ神奈川データ放送など防災情報の取得に関すること。
- ⑪ 火山災害の知識に関すること。
- ⑫ 警報発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令時にとるべき行動に関すること。
- ⑬ 自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)等の知識に関すること。
- ⑭ 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方に関すること。(状況に応じて地区外への拡大避難)
- ⑮ その他防災に関すること。(消火栓や防火水槽付近には駐車しない等)

(2) 普及・啓発の方法は、次のとおりとする。

- ① 広報誌、パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布
- ② 講演会、座談会、映像ソフト上映会等の開催
- ③ パネル等の展示
- ④ 防災地図等の作成

(3) 実施時期

火災予防運動期間(3月1日~3月7日、11月9日~11月15日)市防災週間(7月第1週の土曜日から1週間)等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

3 災害に備えた各家庭での取組

月に一度は家族全員で防災会議を開くなど、地震等各種災害を想定して、わが家の安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどの話し合いを行う。

また、非常持ち出し品や防災用具の点検や補充を随時実施する。

4 防災訓練の実施

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

訓練は、個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類（単位自主防災隊単位）

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 避難訓練（一時（いっとき）避難場所）
- ④ 救出・救護訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ 避難所運営訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2つ以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

また、避難所、地区防災組織及び市等が行う訓練に参加する。

(4) 体験イベント型訓練

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練（DIG、HUG、クロスロード）

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期及び回数

訓練は、原則として春季（3月1日～3月7日）及び秋季（11月9日～11月15日）の火災予防運動期間中並びに防災の日（9月1日）に実施する。総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

(8) 訓練の実施結果

訓練実施後、実施結果（訓練内容等）を清新地区自主防災協議会と共有する。

5 防災資機材等の点検・管理

次のとおり防災資機材等の備蓄及び管理を行う。

(1) 配備計画

防災資機材等の配備場所、数量を適正に管理し計画的な備蓄に努める。

(2) 定期点検

市防災週間（7月第1土曜日から1週間）を全資機材の点検日とする。

6 災害時要援護者の把握、避難支援体制

災害が発生した場合に、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者などに対する適切な応急対策及び救援活動等を行うため、日頃から地区のコミュニティ形成や社会福祉活動に積極的に取り組み、災害時に備える。

(1) 災害時要援護者の把握

各自治会において、自治会の規模や活動の状況等に応じて、災害時に支援を希望する者を募るなど、各自治会別に災害時要援護者名簿・マップ等を作成して災害時要援護者の把握に努める。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し、訓練等に反映させる。

(3) 災害時要援護者の避難支援

市から避難指示等が発令されたとき、又は地区防災本部が避難の必要があると認めたとき、地区防災本部は避難支援開始の指示を自主防災隊に行い、行動が困難な災害時要援護者を優先的に安全な避難場所等へ誘導を行う。

また、視覚障害者、聴覚障害者及び外国人への災害情報の提供に配慮する。

3. 応急対策計画

第1章 清新地区災害対策本部活動

1 清新地区災害対策本部の設置

相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合、または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、もしくは風水害等により、地区に災害被害が想定される場合、その他必要と認める場合には、清新公民館に「清新地区災害対策本部（以下「清新地区本部」という。）」を設置する。

また、地区連合自主防災隊編成隊員は、速やかに本部に集合する。

2 清新地区本部の活動

本部は、地区内の被害情報等の収集及び災害時要援護者の避難支援を行うとともに、地区内の状況について清新地区現地対策班（以下「現地対策班」という。）に報告する。

また、避難所運営協議会、現地対策班及び単位自主防災隊との連絡・調整を行う。

3 災害時の動員・連絡体制

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、連合自主防災隊長等は、必要に応じて連合自主防災隊員の動員を指示する。

4 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達は、テレビ、ラジオ、各種電話、防災行政無線（ひばり放送）、FAX、インターネット、伝令等による。情報は、簡潔明瞭が肝心であり、「いつ、どこで、なにが、（だれが）、どうして、どのように」の要領で情報を収集し、伝達する。

5 清新地区本部の廃止

地震、風水害等による災害発生のおそれがなくなった場合、または国から後発地震に対して注意する措置の解除が呼びかけられた場合等、もしくは発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合には、清新地区本部を廃止する。

清新地区本部を廃止した場合には、現地対策班にその旨を連絡する。

第2章 応急対策活動

1 水防活動・初期消火活動

(1) 水防活動

風水害時、雨量の増加による浸水（内水）が発生した場合には、地区住民及び単位自主防災隊等は、浸水（内水）被害を防ぐため消防機関等の活動に協力する。

(2) 初期消火活動

発災後、初期段階においては、地区住民、単位自主防災隊等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関等に協力するよう努めるものとする。

なお、火災に際しては初期消火が特に重要になるため、単位自主防災隊等は各家庭に対して、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器や水バケツ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

2 救出・救護・搬送

(1) 救出・救護活動

地区住民、単位自主防災隊等は、建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 救出・救護活動等の原則

- ① 救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行う。
- ② 救出・救護の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救護を優先して実施する。
- ③ 傷病者の救急搬送は、救命処置を必要とする者を優先して、医療機関に搬送し、その他の傷病者は、消防団員、単位自主防災隊等の協力を得て、自主的な応急手当を行う。

(3) 救護所への搬送

単位自主防災隊の救出・救護班は、負傷者の状態が医師の手当を必要とすると認めるとき、救護所等へ搬送する。

- ① 清新小学校（救護所）
- ② 相模原中央メディカルセンター（拠点救護所）

(4) 防災関係機関の出動要請

単位自主防災隊の救出・救護班は、防災関係機関による救出が必要であると認めるときは、119番通報し、防災関係機関の出動を要請する。

3 避難誘導

単位自主防災隊等は、災害が発生し、又は発生のおそれがあり、人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、区域内にいる全ての人に対して、次により避難誘導を行う。

(1) 避難誘導の指示

市から避難指示等が発令されたとき、単位自主防災隊の隊長等は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、単位自主防災隊の隊長等から避難誘導開始の指示を受けた時は、地区住民を避難所等に誘導する。

4 災害時要援護者対策

単位自主防災隊等は、災害時において、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者などの災害時要援護者に対して、地区住民、関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとする。

(1) 災害発生時の対応

災害発生後概ね3日間を目途に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行うこととする。

(2) 情報収集

大規模災害が発生した場合、安全が確保される範囲内において、避難行動要支援者名簿情報等をもとに避難行動要支援者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内で情報を共有するとともに清新地区本部に報告する。

(3) 避難誘導

災害時要支援者のうち、自力避難が困難な市民については、災害時要援護者支援班が自主防災組織、消防団、近隣住民、その他関係機関等の協力を得て、避難誘導を行う。

また、自主防災組織は避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難行動要支援者名簿情報等を活用した避難支援を実施する。

(4) 避難行動要支援者対策

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者については、個別避難計画に定めるところにより、避難支援等実施者が避難誘導及び支援を行う。

5 住民の安否確認等

単位自主防災隊等は、避難所運営協議会及び現地対策班から、住民の安否確認の情報収集を行い、必要に応じて安全が確保される範囲内において現地確認を行い、住民の安否確認の情報収集を行うとともに、地区内の安全管理、警備・巡回等を行う。

また、収集された情報等については、適時、清新地区本部に報告を行い、報告を受けた清新地区本部は、随時、現地対策班に報告する。

6 在宅避難者の把握・支援

単位自主防災隊等は、避難所運営協議会及び現地対策班から、在宅避難者の情報収集を行うとともに、随時、現地等での情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営協議会及び現地対策班と協力して在宅避難者への支援を行う。

7 避難所運営

避難所運営については、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営協議会が中心となって、避難所運営を行うこととする。

8 車中泊等の避難所外避難者への対応

避難については、親戚宅等や避難所を原則とするが、やむを得ず車中泊等を選ぶ避難者については、在宅避難者名簿に登録を行う。

また、エコノミークラス症候群の健康管理に係る注意喚起を行う。

9 多様な視点に基づいた避難所等の運営

避難所等は、障害のある方や慢性疾患、アレルギー等の個人的な事情を抱えた方のほか、乳幼児や性的少数者など様々な方が利用する。こうした方々に対し可能な限り配慮しながら、多様な視点に基づいた避難所等の運営を行う。

10 ボランティアとの連携

災害時におけるボランティア活動については、避難所等に困りごと相談窓口を設置するなどして、避難者の困りごと等を把握し、現地対策班及び相模原災害ボランティアセンター等と連絡調整を行い、以下の各種活動分野に対して、必要に応じて支援を要請することとする。

(1) 専門ボランティアの活動分野

- ア 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等）
- イ 福祉（手話通話、介護士）
- ウ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）
- エ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者）
- オ 通訳（外国語通訳）
- カ 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）
- キ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
- ク その他専門知識や技能を必要とする分野

(2) 生活支援ボランティアの活動分野

- ア 救援物資の整理、仕分け、配分
- イ 避難所の運営補助
- ウ 救護所の運営補助
- エ 清掃
- オ 災害時要援護者等の生活支援
- カ 広報資料の作成
- キ その他危険のない作業

1.1 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の地区防災隊や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

他の自主防災隊との連携を強化する	<p>単位自主防災隊を超えた連携として、地区連合自主防災隊があるが、その他、以下のような連携づくりに努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○隣接する自主防災隊との連携（小規模組織での合同訓練の実施等） ○地区連合自主防災隊間の連携・協力応援体制
市の支援体制を活用する	<p>自主防災隊は、防災の専門家や関係機関の指導、助言を必要とする面もある。各種訓練の実施や日常活動を効果的に進めるためには、行政機関や防災関係機関との協力関係が必要である。</p> <p>各自主防災隊は、毎年、「自主防災組織変更届出書」を市に提出し、防災訓練、研修会などを実施する場合は「防災訓練等実施申請書」を提出することによって、市からの支援が受けられる体制となっている。</p>
事業所等との協力関係を構築する	<p>平日の昼間への対応として、地域にある事業所等と協力関係を構築しておくことは有効な手段である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平常時の連携づくり <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等の自主防災隊への参加促進 ・事業所等の防災訓練への参加促進 ○災害時における協力関係の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等で編成する自衛消防隊の初動期での周辺地域への応援 ・事業所等で保有する重機・機器及び関係施設の活用 ○市の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等への意識啓発 ・協力関係構築に関する指導
避難所運営を念頭においた協力体制をつくる	<p>避難所の運営は、避難者や単位自主防災隊が中心に行うことになるが、避難所の運営を円滑に行うため、平常時から、同一避難所に避難する単位自主防災隊、学校長及び避難所担当市職員が相互にそれぞれの役割、業務内容などについて理解を深める協議の場を設けるとともに、実践的な避難所運営訓練を行うことが必要である。</p> <p>特に、単位自主防災隊の避難所作業班は、避難所運営本部の立ち上げを行うとともに、運営本部内に組織される各班に加わり、具体的な運営管理を行う。</p>
協力を依頼する人達との取り決めを行う	<p>医療関係従事者、民生委員・児童委員、建設業関係従事者、大型建設機械の操作技術者、その他の特殊技能者、アマチュア無線や手話通訳、救急救命士、応急危険度判定士等の資格取得者、ボランティア活動の希望者など、災害時に協力を依頼することが考えられる人、特に地域に在住・在勤している人達と災害時の協力・応援に関する取り決めを結んでおくことは、いざというときに非常に役に立つ。</p>

12 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

南海トラフ地震臨時情報が発表され、事前の準備行動を行う必要があると認められた場合には、後発地震の発生に備えた事前避難対策等を実施する。

(1)南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に次の対応を行う。

ア 日ごろからの地震への備えを再認識する。

イ 地震発生後の避難では明らかに避難が完了できない災害時要援護者等は、避難を開始し、それ以外の者は避難準備を整え、状況に応じて避難する。

ウ 2週間が経過後は、地震の発生の可能性がなくなったわけではないことに留意し、通常の生活に戻る。

(2)南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に次の対応を行う。

ア 日ごろからの地震への備えを再認識する。

イ 1週間が経過後は、地震の発生がなくなったわけではないことに留意し、通常の生活に戻る。

(3)後発地震に備えた事前避難

ア 住民の避難は、親戚・知人宅等への避難が基本であること。

イ 食料や生活用品などは避難者が準備することが基本であること。

ウ 日ごろからの地震への備えを再確認する。

横山地区防災計画

目 次

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目 的	1
2 地区防災計画の構成及び組織編成	1
3 計画の修正	2
4 計画の運用	2

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割	3
2 自主防災組織の役割	3
3 事業者の役割	4
4 高層共同住宅管理者等の役割	4

第3章 地区の概要

1 自然的条件	5
2 社会的条件	5

第4章 相模原市防災アセスメント調査による地区被害想定

1 想定地震と条件	6
2 建物被害	6
3 人的被害	7

2 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針	8
2 自主防災組織の充実	8
3 自主防災組織の編成と各班の役割	8
4 出火防止及び初期消火対策	11
5 災害危険の把握	11
6 新型コロナウイルス等感染症対策	11

第2章 災害に対する備え

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 2 防災知識の普及・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 3 災害に備えた各家庭での取組・・・・・・・・・・・・・・・12
- 4 防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 5 防災資機材等の点検・管理・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 6 災害時要援護者の把握、避難支援体制・・・・・・・・・・・・14
- 7 ハザードマップを活用した訓練の実施・・・・・・・・・・・・14

3 応急対策計画（地震・風水害）

第1章 地区災害対策本部活動

- 1 地区災害対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 2 本部の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 3 本部の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 4 災害時の動員・連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 5 情報の収集・伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

第2章 応急対策活動

- 1 水防活動、初期消火活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 2 救出・救護・搬送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 3 避難誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- 4 災害時要援護者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 5 住民の安否確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- 6 在宅避難者の把握・支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- 7 車中泊等の避難所以外避難者への対応・・・・・・・・・・・・28
- 8 避難所運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- 9 多様な視点に基づいた避難所等の運営・・・・・・・・・・・・28
- 10 ボランティアの活動について・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- 11 他組織との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
- 12 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応・・・・・・・・31

4 資 料 編

- 1 地区防災カルテ A 4 版
- 2 横山地区自主防災隊活動計画
- 3 横山小学校避難所運営の手引き
- 4 横山地区単位自主防災隊資料(組織編成届出書)
- 5 相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目的

東日本大震災をはじめ、これまでの多くの災害の教訓からも、大規模災害の発災直後には、消防や各行政機関など、「公助」による対応にも限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地域自らが対応できる体制をつくることが重要である。

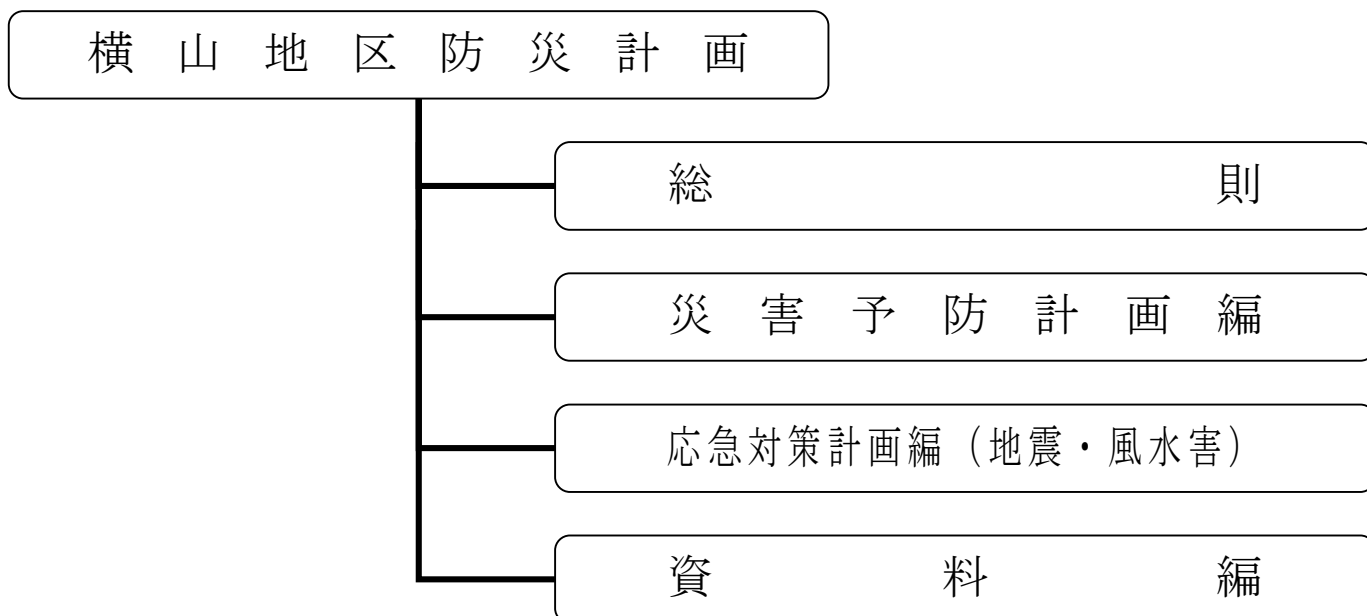
このため、地域の特性に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地域における防災力を高めることを目的とする。

2 地区防災計画の構成及び組織編成

横山地区防災計画は、総則、災害予防計画編、応急対策計画編（地震・風水害）及び資料で構成する。

地区防災計画のもととなる組織は、地域に密着した活動が不可欠なため、自治会等を母体とした単位自主防災組織とし、また、地区としての連絡体制や協力体制を確保し、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、地区連合自治会を単位とした連合自主防災組織とする。

(1) 計画の構成



(2) 組織編成

組織編成については、4資料編-2「横山地区自主防災隊活動計画」2ページ目、Ⅲ横山地区連合自主防災隊組織図のとおりとする。

3 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

また、多様な主体の意見を反映できるよう、計画の検討・修正の際は、女性、災害時要援護者支援団体、地域企業等の参画を促進する。

※計画の修正（見直し）基本方針

- ・ 計画内容に影響のない修正（誤字、脱字等や法令等の引用条文）については、地区防災隊長及び副隊長等の了解のもと、まちづくり会議等の了解を得て、適宜修正・改訂する。
- ・ 計画内容に変更を伴う修正については、計画策定組織に準じた構成員により、検討・調整を行い、まちづくり会議へ付議（報告）し、承認を得た後に修正することとする。

4 計画の運用

この計画は、横山地区連合自主防災隊が主体となって運用するものとする。

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割

- (1) 「自らの身は自ら守る(自助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりをすすめ、災害に強い居住者と地区を形成する。
- (2) 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時に対する少なくとも最低3日分以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組を実施する。
また、過去の災害の教訓を伝承し、災害時には自らの情報を発信する。
- (3) 災害時には、共助の視点の下、地区とりわけ近隣世帯、いわゆる「隣近所」が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出・救護等に努めるとともに、避難するに当たっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。
- (4) 自主防災組織へ参加し、体制等の整備、教育訓練に協力するとともに、災害時には地区の住民・事業者と連携して各種活動を円滑に実施するよう「共助」の取組を実施する。
- (5) その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

2 自主防災組織の役割

- (1) 日頃から、地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区内の防災に係る方針の策定支援や防災マップ、防災活動用資機材の整備、点検を実施する。
- (2) 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、組織員の教育訓練を推進するとともに、地区住民の参加、地区事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取組を実施する。
- (3) 災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の支援等を実施する。

3 事業者の役割

- (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員等の発災時の一斉帰宅抑制のための3日分以上の食料及び飲料水等の備蓄、初期消火、救出・救護等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- (2) 対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地区住民及び自主防災組織と連携して、地区における防災活動に参加する等、地区の共助に取り組むよう努める。
- (3) 災害が発生した場合には、行政、地区住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

4 高層共同住宅管理者等の役割

- (1) 日頃から、建物の整備及び耐震性の維持、確保に努める。
- (2) 地震等によるエレベーターや電気、ガス、上下水道等の停止を想定した、居住者の生活支援対策用設備及び資機材の整備並びに共同住宅内の自主防災体制の整備に努める。
- (3) 周辺住民や自主防災組織との連携強化に努める。
- (4) 災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、高層階居住者の生活支援対策を実施するよう努める。

第3章 地区の概要

1 自然的条件

横山地区においては、横山公園、横山丘陵緑地などのまとまった緑地が隣接していることから、自然環境は概ね良好といえる。特に横山丘陵緑地では、蛭沢公園のように散策が楽しめる環境があり、身近にみどりを感じることのできる環境が整っているといえる。反面、当該緑地は災害時に崩壊の恐れがある。

2 社会的条件

(1) 人口

横山地区の人口は、令和3年4月1日現在、6,623世帯、14,425人となっており、令和2年4月1日時点と比較すると、世帯数は1.3%増加し、人口は1.1%減少している。年齢別では、年少人口(15歳未満)が15.1%、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が59.6%、高齢人口(65歳以上)が25.3%となっている。このうち、外国人の登録人口は388人であり、地区人口の2.7%を占める。

(2) 交通

交通環境は、戦前から戦後にかけて、軍都計画に基づく土地区画整理事業が実施されたことにより、概ね整然とした街区が形成されており、国道129号や、地域内の生活道路も整備され、道路交通面での利便性は高いといえる。鉄道利用の観点からは、地区内に鉄道駅が存在していないため、課題が残っている。

第4章 相模原市防災アセスメント調査による地区被害想定

1 想定地震と条件

想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。

想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震 (M7.1)
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震 (M7.1)
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生する M8 クラスの海溝型地震
条件	季節・時刻	夏 12 時、冬 18 時、冬深夜 2 時の 3 ケース
	天候	晴れ、風速 3 m (本市の平均風速)

※相模原市防災アセスメント調査（平成 26 年 5 月）に基づく想定地震及び条件である。

2 建物被害

建物被害は次のとおりである。（冬 18 時）

単位：人

想定地震	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
東部直下地震	2,561	99	9	0	330
西部直下地震	2,561	59	3	0	270
大正関東タイプ地震	2,561	10	0	0	107

※上表数値は、小町通 1 丁目及び 2 丁目、下九沢、南橋本 4 丁目、横山 1 丁目及び 4 丁目、横山台 1 丁目及び 2 丁目の合算値である。

※相模原市防災アセスメント調査（平成 26 年 5 月）に基づく数値である。

3 人的被害

単位：人

		東部直下地震	西部直下地震	大正関東 タイプ地震
冬2時	死者	5	3	0
	閉込者	51	32	7
	重傷者	9	6	1
	軽傷者	59	46	18
冬18時	避難者当日	397	259	69
	避難者1週間後	1,220	1,027	507

※上表数値は、小町通1丁目及び2丁目、下九沢、南橋本4丁目、横山1丁目及び4丁目、横山台1丁目及び2丁目の合算値である。

※相模原市防災アセスメント調査（平成26年5月）に基づく数値である。

2 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針

震災時の火災や火災による延焼被害等を最小限にとどめるため、倒壊の危険性のある空き家対策や高層共同住宅等の災害対策及び地区の特性に応じた災害対策を促進し、生命と財産を守る災害に強い地区づくりを推進する。

2 自主防災組織の充実

- (1) 横山地区は、地区防災活動の推進のため、自治会等を中心とした自主防災組織及び地区内の防災リーダーの育成を目標として取り組むものとする。その際、女性の参画の促進に留意するものとする。
- (2) 横山地区は、自主防災組織が、災害時に有効に活動できるよう組織の充実強化を図るための訓練等を支援する。

3 自主防災組織の編成と各班の役割

(1) 単位自主防災組織

単位自主防災組織は、各自主防災組織の規模や活動の状況等に応じて編成することが大切であり、円滑な防災活動を行えるよう、下記を基本とした組織づくりとする。

自主防災隊長	地区連合自主防災組織との連絡調整や防災訓練等の計画・実施、組織内の情報伝達体制の整備
副隊長	自主防災隊長の補佐
防災部長	自主防災隊長の補佐及び防災活動に係る各班への専門的、技術的指導・指揮

本 部	各班の総合調整、地域全体の防災活動の統率
情報連絡班	情報の収集・伝達活動
初期消火班	消火器等による初期消火活動
救出・救護班	負傷者の救出・救護活動
避難誘導班	住民の避難誘導活動
避難所運営班	避難所の運営活動
給食・給水班	炊き出し等給食・給水活動
災害時要援護者支援班	災害時要援護者への支援活動

【各班の平常時・災害時の役割】

	平常時	災害時
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等。	被害情報等を収集し、地区連合自主防災組織を通じて、市の現地対策班に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達する。
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制の構築に努める。	安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得する。	周囲の人の協力を求め、負傷者等の救出・救護活動を行う。負傷者の応急手当と救護所への搬送。
避難誘導班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェックを行う。	全員が安全に避難できるように避難誘導を行う。避難者の安全確保、安全確認を行う。
避難所運営班	避難所運営本部の立ち上げ及び運営方法について訓練を行う。	施設管理者や市職員と協力し、「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所の自主的な運営を行う。
給食・給水班	炊き出し方法、給食の配分方法、給水方法を習得する。	給食・給水のルールをつくり、秩序ある給食・給水活動を行う。
災害時要援護者支援班	要援護者の把握、支援方法の確立に努める。	関係団体や地域住民と協力して、要援護者各人の要望を親身になって聞き、要援護者活動に取り組む。

(2) 地区連合自主防災組織

地区連合防災隊長	地域防災訓練等の計画・実施、関係者・機関との連絡協力体制づくり
副隊長	地区連合防災隊長の補佐
防災専門員	地区連合防災隊長の補佐及び防災活動に係る専門的、技術的指導・指揮

平常時	災害時
<p>地区連合自主防災組織は、協力・連携し、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練、炊き出し等給食・給水訓練、災害時要援護者支援訓練など、単位自主防災組織を超えた地域防災訓練、イベント等の計画・実施を行う。</p> <p>地区連合自主防災組織は、必要に応じて関係者・機関との防災訓練等に関する連絡・調整などを行う。</p>	<p>災害時には、地区連合防災隊長や防災専門員など、事前に決められた人員により、本部を設置し、市（現地対策班）・単位自主防災組織との間に立ち、情報のとりまとめ・伝達活動を行う。</p> <p>単位自主防災組織や避難所間の連絡・調整をするとともに、被害の大きいところに集中的な対応を行うなど、単位自主防災組織を超えた効果的な災害対応を行う。</p> <p>なお、地区連合自主防災組織の本部は、市の現地対策班とともに、横山公民館に設置する。</p>

4 出火防止及び初期消火対策

(1) 出火防止

大地震時等においては、各所に同時多発的な出火が考えられ、道路、建物の損壊による障害物などが重なると、消防力は大きく阻害される。また、強風、夜間といった悪条件が加わると一層火災の拡大が懸念されることから、出火防止の徹底を図るため、各家庭において、消火器等の消火資機材の点検・整備を推進する。

(2) 初期消火対策

大地震発生時等には、火災の同時多発、消防車の通行不能、消火栓の使用不能等により、消防機関の活動は通常の火災の場合よりも大幅に制限される。

住民が自宅や隣近所といったごく身近なところで初期消火活動を行うことによって火災の拡大を防御することが重要であるため、安全を確保しつつ、消火器、簡易消火具等を用いて迅速に初期消火活動を行い、火災の拡大を防御できるよう努める。

5 災害危険の把握

災害予防に資するため、次のとおり地区固有の防災に関する問題を把握し、地区内で情報共有する。

(1) 把握事項は、次のとおりとする。

- ① 危険地域、区域等
- ② 地区の防災施設、設備
- ③ 過去の災害履歴、災害に関する伝承

(2) 把握の主な方法は、相模原市防災アセスメント調査、相模原市地区防災カルテ及びさがみはら防災マップを用いることとし、必要に応じて地区内の踏査（防災まち歩き）を行う。

6 新型コロナウイルス等感染症対策

新型コロナウイルス等感染症のまん延を防止するため、避難所運営マニュアルに基づく感染症対策を実施する。

第2章 災害に対する備え

1 基本方針

日ごろから災害に対する十分な備えを行うとともに、発災直後の迅速かつ効果的な対応を図ることで被害を軽減する。

2 防災知識の普及・啓発

地区住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、火災、水災等についての知識に関すること。
- ③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ④ 地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。
- ⑤ 食料等を3日以上確保することの重要性に関すること。
- ⑥ 住宅の安全対策に関すること。(感震ブレーカー、家具の固定等)
- ⑦ ブロック塀の安全対策に関すること。
- ⑧ マイ・タイムライン作成に関すること。
- ⑨ ペットの災害対策に関すること。
- ⑩ 南海トラフ地震臨時情報に関すること。
- ⑪ 防災メールやテレビ神奈川データ放送などの防災情報の取得に関すること。
- ⑫ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法は、次のとおりとする。

- ① 広報誌、パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布
- ② 講演会、座談会、映画上映会等の開催
- ③ パネル等の展示
- ④ 防災地図等の作成

(3) 実施時期

火災予防運動期間、市防災週間等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

3 災害に備えた各家庭での取組

月に一度は家族全員で防災会議を開き、地震災害を想定して、わが家の安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどの話し合いを行う。また、非常持ち出し品や防災用具の点検や補充を随時実施する。

大雨や台風に備えて、ハザードマップやさがみはら防災マップを活用し、「いつ・どこに・どのように」避難するかなどを時系列的に整理したマイ・タイムラインを作成する。

4 防災訓練の実施

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類（自主防災組織単位）

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 避難訓練
- ④ 救出・救護訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ 図上訓練（HUG）
- ⑦ クロスロード

(3) 総合訓練

総合訓練は、2つ以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

また、相模原市等が行う訓練に参加する。

(4) 体験イベント型訓練

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(6) 訓練の時期及び回数

訓練については、総合訓練にあっては年1回以上、個別訓練にあっては随時実施する。

また、風水害時避難訓練及び情報伝達訓練を4月～6月に実施する。

5 防災資機材等の点検・管理

防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

(1) 定期点検

随時全資機材の点検日を定め、点検を実施するものとする。

(2) 管理

防災資機材等の配備状況について、管理表等を用いて把握・管理する。

6 災害時要援護者の把握、避難支援体制

災害が発生した場合に、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦及び外国人などに対する適切な応急対応及び救援活動を行うため、日頃から地区のコミュニティの形成や社会福祉活動に積極的に取り組み、災害時に備える。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととする。

(1) 災害時要援護者名簿・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者名簿・マップ等を作成し、行政、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、訪問介護員、ボランティア、自治会等と連絡を取り合って定期的に更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し、訓練等に反映させる。

(3) 災害時要援護者の避難支援

市長から避難指示、勧告等が出たとき、又は地区防災組織の会長等が避難の必要があると認めたとき、会長等の避難支援開始の指示に基づき、災害時要援護者を安全に避難場所へ誘導を行う。また、視覚障害者、聴覚障害者、外国人への災害情報の提供に配慮する。

7 ハザードマップを活用した訓練の実施

土砂災害警戒区域内の居住者等は、土砂災害ハザードマップを活用した訓練を実施する。

3 応急対策計画 (地震・風水害)

第1章 地区災害対策本部活動

1 地区災害対策本部の設置

相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合、または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、もしくは風水害等により、地区に甚大な災害被害が想定される場合には、横山公民館に「横山地区災害対策本部（以下「本部」という。）」を設置する。

本部を設置した場合には、「横山地区現地対策班（以下「現地対策班」という。）」にその旨を連絡する。

2 本部の活動

本部は、横山地区内の被害情報等の収集及び災害時要援護者の避難支援を行うとともに、地区の状況について現地対策班に報告する。

また、避難所運営協議会と現地対策班との連絡・調整を行う。

3 本部の廃止

地震、風水害等による災害発生のおそれなくなった場合、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）発表された場合、もしくは発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合には、本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、現地対策班にその旨を連絡する。

4 災害時の動員・連絡体制

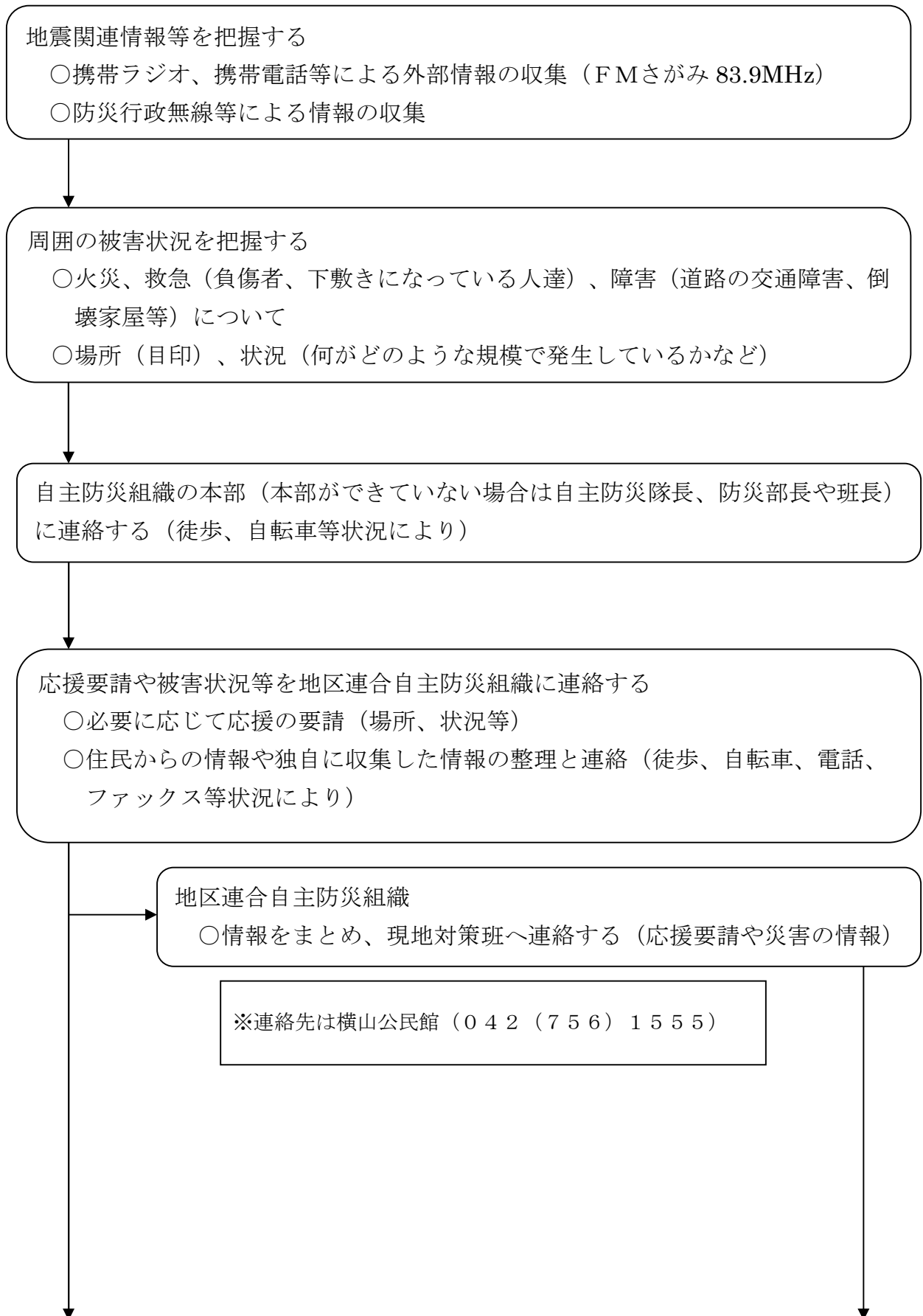
災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、隊長等は状況により動員を行う。

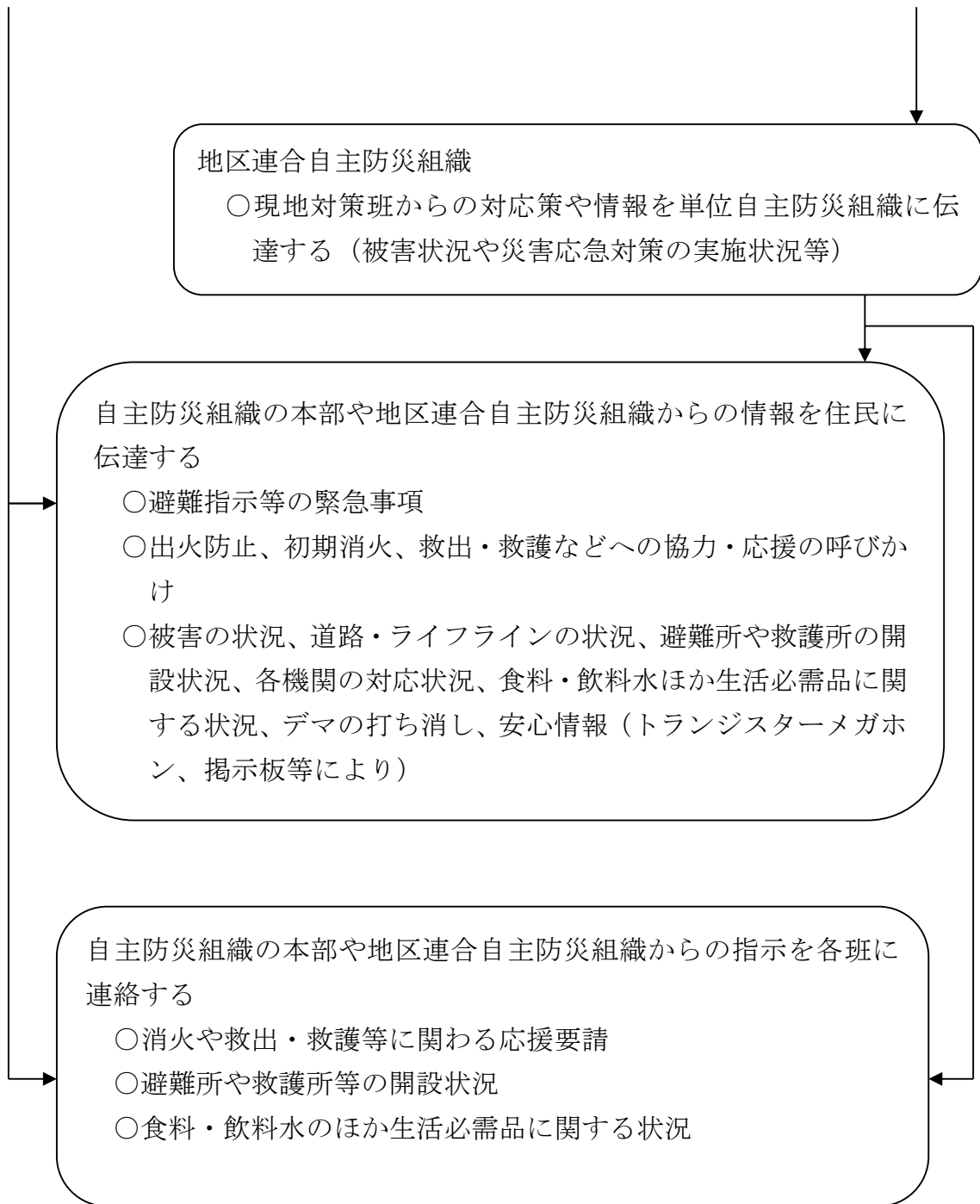
5 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達を次により行う。

情報の収集・伝達は、テレビ、ラジオ、各種電話、防災行政無線（ひばり放送）、FAX、インターネット、伝令等による。情報は、簡潔明瞭が肝心であり、「いつ、どこで、なにが、（だれが）、どうして、どのように」の要領で情報を収集し、伝達する。

【情報収集・伝達活動の流れ】 自主防災組織





第2章 応急対策活動

1 水防活動、初期消火活動

(1) 水防活動

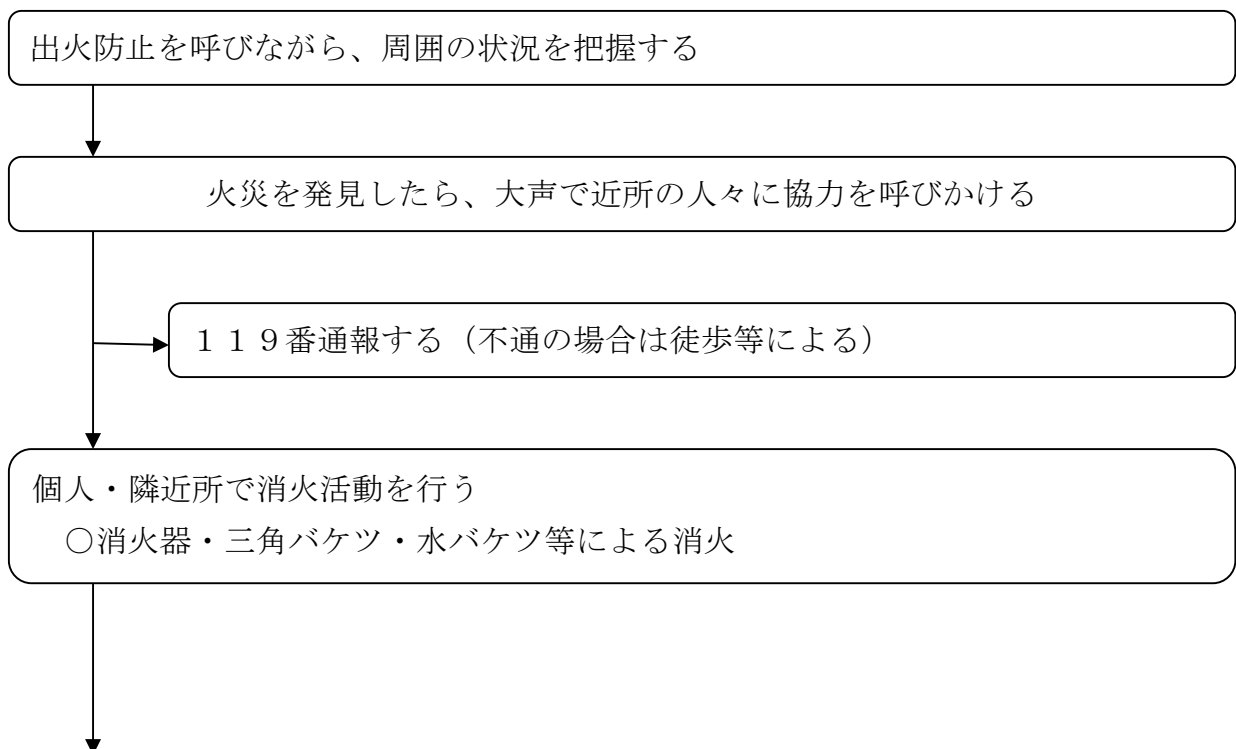
風水害時、雨量の増加による浸水（内水）被害を防ぐため市及び消防機関に協力し土嚢積を行う。

(2) 初期消火活動

発災後、初期段階においては、地区住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

なお、火災に際しては初期消火が特に重要になるため、自主防災組織等は各家庭に対して、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

【初期消火活動の流れ】 自主防災組織



組織的な消火活動に移行する

- バケツリレー等による消火用水の搬送
- 可能な限り多くの消火器を調達
- リーダーの指示による活動

地区連合自主防災組織に応援要請する

- 場所、状況等（徒歩、自転車、電話、ファックス等状況により）

地区連合自主防災組織

- 情報をまとめて、現地対策班へ連絡する
- 必要に応じ、単位自主防災組織へ応援出動を依頼し、事業所へ協力を求める（徒歩、自転車、電話、ファックス等状況により）

可能であれば、被害甚大地区の消火活動に協力する

危険性の少ない消火活動に協力する

- ホースの延長・撤収・搬送の手伝い
- 放水時の補助
- 消防職員・消防団員の指示による活動

消防団の活動に協力する

- 残火処理、現場の警戒活動等

2 救出・救護・搬送

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 救出・救護活動等の原則

- ① 救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行う。
- ② 救出・救護の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救護を優先して実施する。
- ③ 傷病者の救急搬送は、救命・救急処置を必要とする者を優先して、医療機関に搬送し、その他の傷病者は、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を行う。

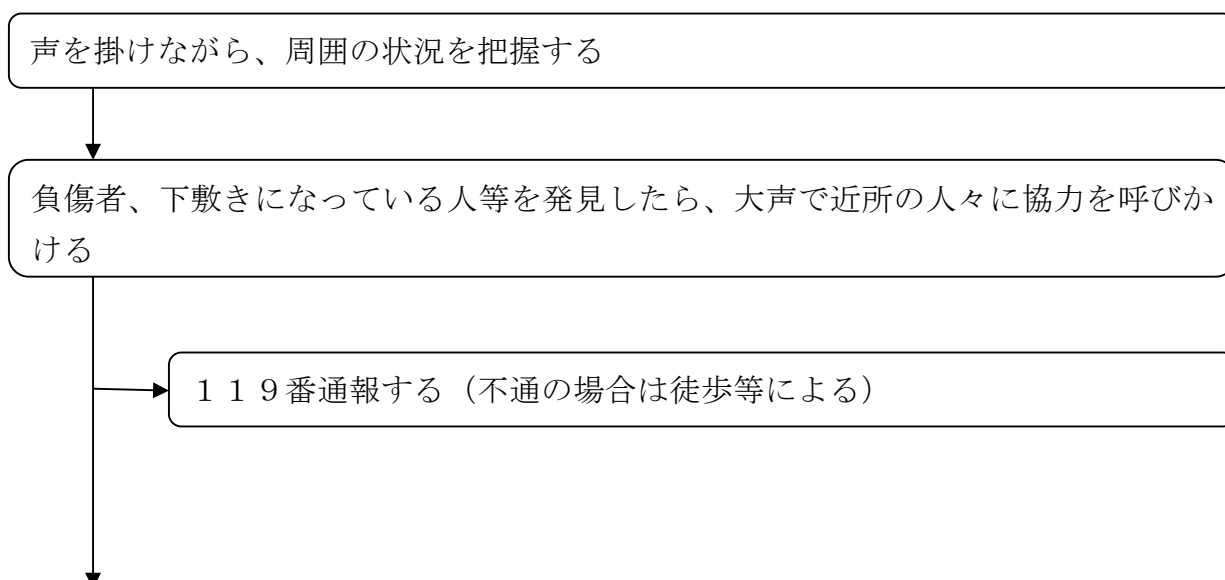
(3) 医療機関等への搬送

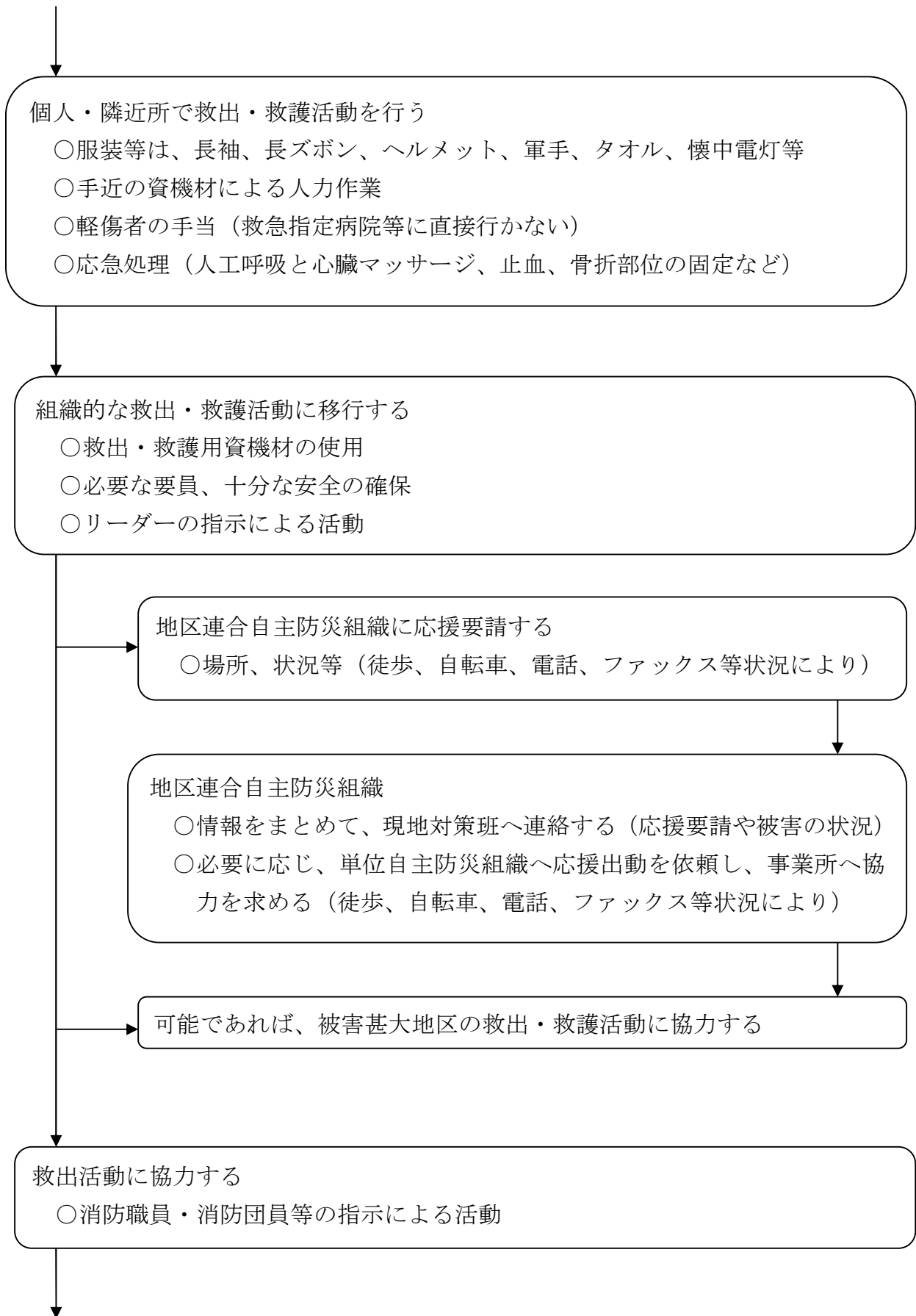
救出・救護班は、負傷者が医師の手当を必要とするとき、または避難所から医療機関等への搬送が必要とされる時は、原則として、救護所または拠点救護所に搬送する。

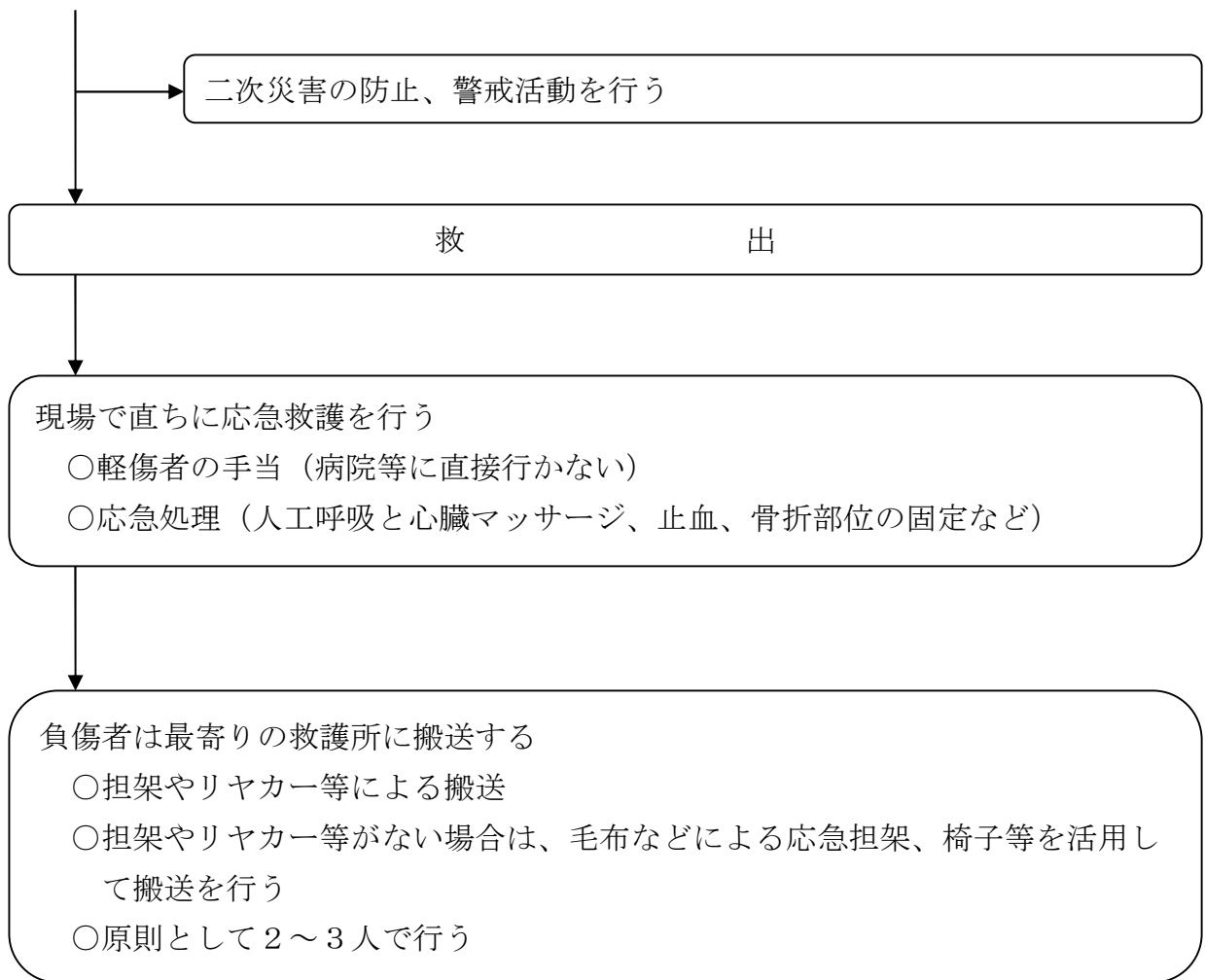
(4) 防災関係の出動要請

救出・救護班は、防災関係機関による救出が必要であると認めるときは、119番通報し、防災関係機関の出動を要請する。

【救出・救護活動の流れ】自主防災組織







3 避難誘導

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、区域内にいる全ての人に対して、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長から避難指示等が発令されたとき、又は地区防災組織の隊長等が避難の必要があると認めたとき、会長等は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長等の避難誘導開始の指示を受けた時は、避難計画に基づき、住民を避難場所に誘導する。

(3) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、資料「横山小学校避難所運営の手引き」及び「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営協議会が中心となって行う。

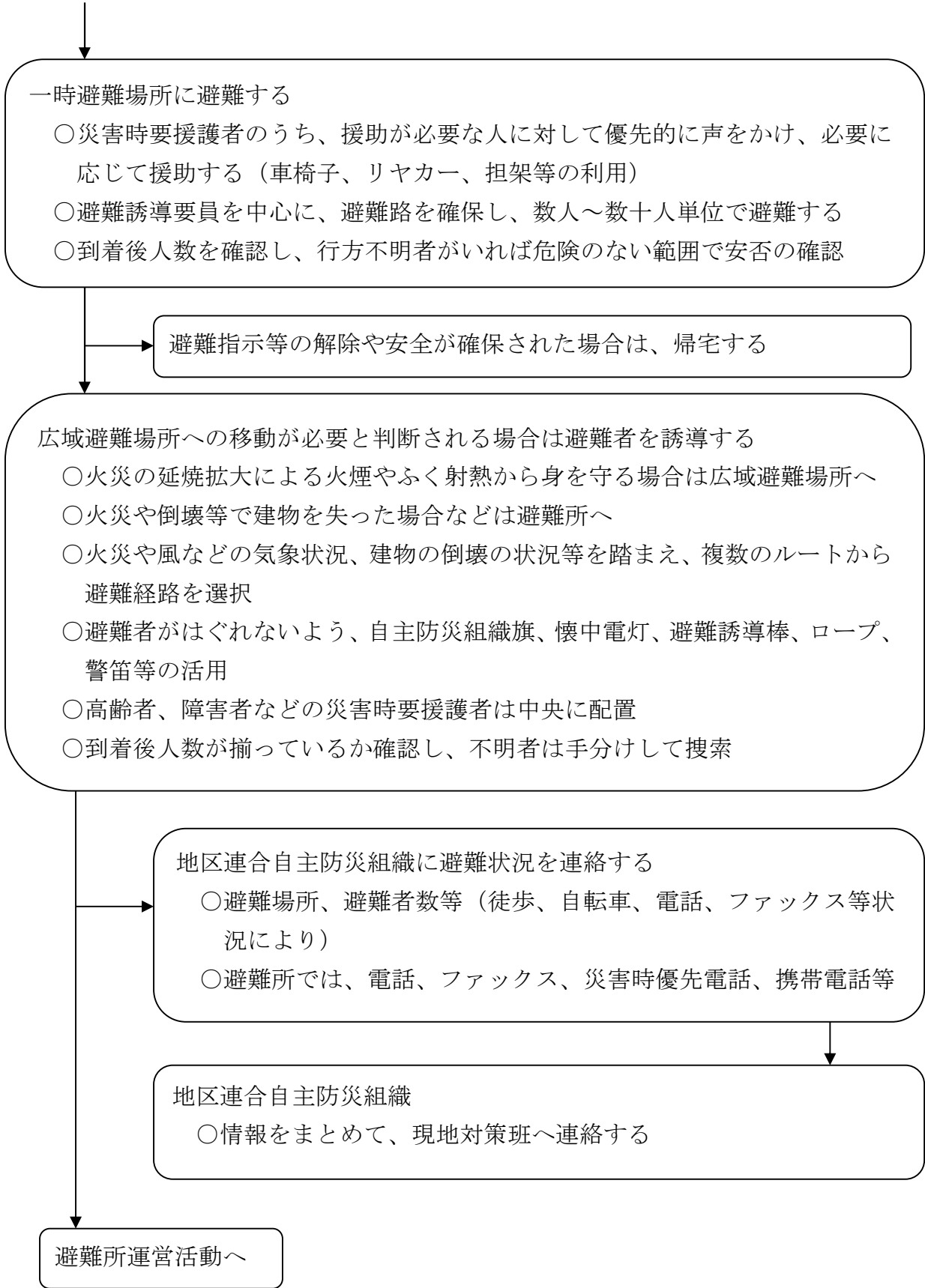
【避難誘導活動の流れ】 自主防災組織

自主的な避難判断を行う

- 火災の拡大、建築物の倒壊、地盤の崩壊等の被害発生危険性がある場合
- ひばり放送、ラジオや周囲の状況などから判断

周辺住民への周知徹底を図り、避難時の注意事項を伝達する（トランジスタメガホン等により）

- 発令者・避難対象地域・避難先・避難経路・避難の勧告または指示の理由等
- 各自治会が選定している一時避難場所の周知
- ガス元栓の閉鎖、電気ブレーカーの切断
- 携帯品は、食料、薬、日用品、衣類、貴重品等、必要最小限の生活用品のみ
- 服装は、長袖、長ズボン、ヘルメット、軍手、タオル、懐中電灯等
- 外出時の家族には連絡メモ



4 災害時要援護者対策

災害時において、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦及び外国人などの災害時要援護者に対して、地区住民及び関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとする。

(1) 災害発生時の対応

災害発生後概ね3日間を目途に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行うこととする。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととする。

(2) 情報収集

大規模災害が発生した場合、支援組織は安全が確保される範囲内において、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内支援組織間での情報を共有するとともに本部に報告する。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととする。

(3) 避難誘導

発災後の避難誘導方法及び災害時要援護者別状況の対応については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととし、避難経路、避難場所については、安全を確認の上、指定された場所等に速やかに誘導することとする。

【災害時要援護者支援活動の流れ】

災害時要援護者が在宅する家屋等を巡回し、安否の確認を行う

【高齢者】

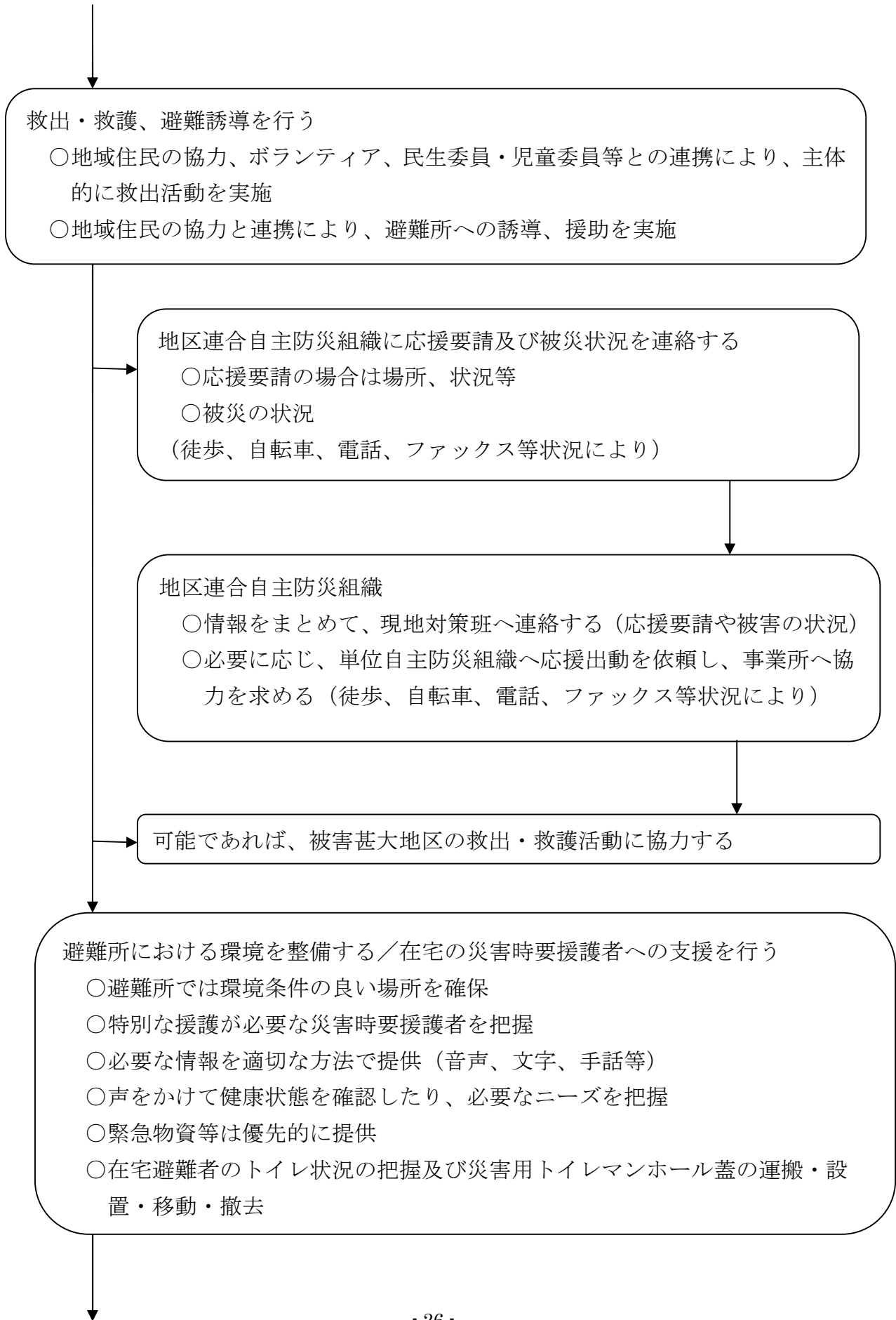
○民生委員・児童委員と協力し、所在情報をもとに、主体的に確認

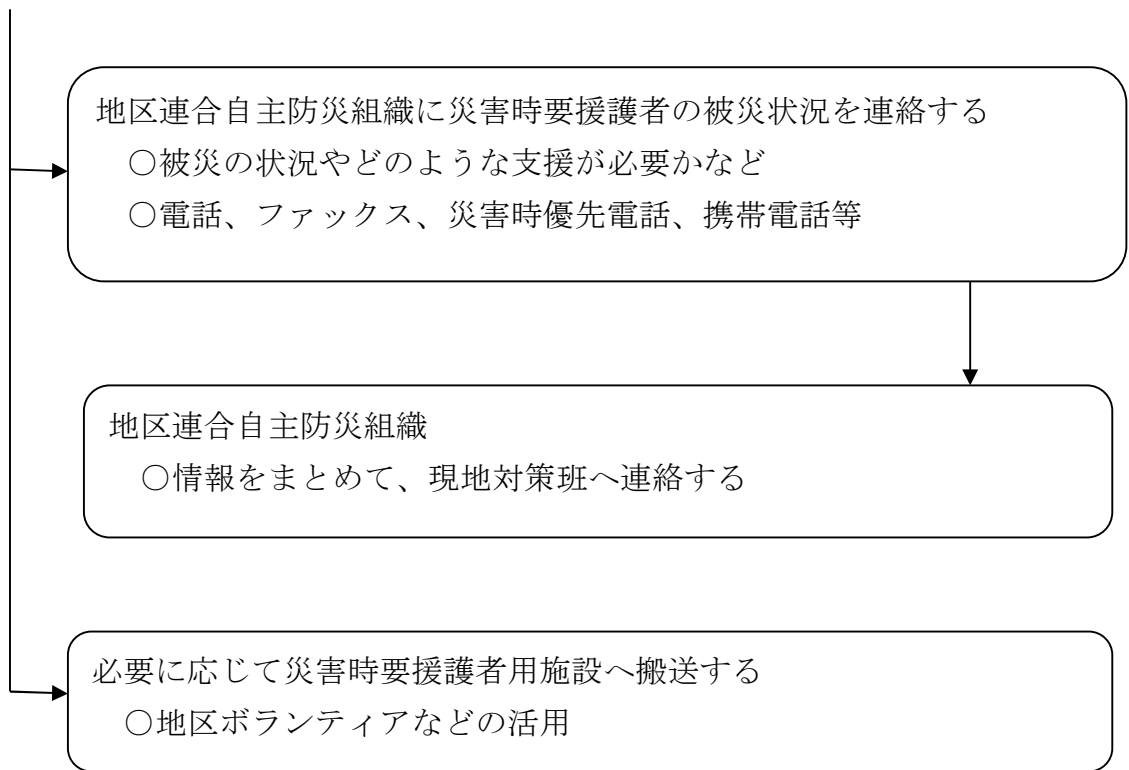
【身体障害者・知的障害者】

○民生委員・児童委員や関係団体等の協力を得て、戸別訪問、電話等により確認

【保護者と離れてしまった乳幼児等】

○災害時要援護者支援班を中心に把握





5 住民の安否確認

地区内の自主防災組織等は、避難所運営協議会及び現地対策班から、住民の安否確認の情報収集を行い、必要に応じて救出・救護班、避難誘導班等により編成された、現地確認班等が、安全が確保される範囲内において現地確認を行い、住民の安否確認の情報収集を行う。

また、収集された情報については、適時、本部に報告を行い、報告を受けた本部は、随時、現地対策班に報告する。

6 在宅避難者の把握・支援

地区内の自主防災組織等は、横山小学校避難所運営協議会及び現地対策班から、在宅避難者の情報収集を行うとともに、随時、現地等での情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営協議会及び現地対策班と協力して在宅避難者への支援を行う。

7 車中泊等の避難所外避難者への対応

避難については、親戚宅等や避難所を原則とするが、やむを得ず車中泊等を選ぶ避難者については、在宅避難者名簿に登録を行う。

また、エコノミークラス症候群の健康管理に係る注意喚起を行う。

8 避難所運営

災害時における避難所管理・運営については、「横山小学校避難所運営の手引き」及び「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営協議会が中心となって行う。

9 多様な視点に基づいた避難所等の運営

避難所等は、障害のある方や慢性疾患、アレルギー等の個人的な事情を抱えた方のほか、乳幼児や性的少数者など様々な方が利用する。こうした方々に対し可能な限り配慮しながら、多様な視点に基づいた避難所等の運営を行う。

10 ボランティアの活動について

災害時におけるボランティア活動については、現地対策班及び相模原災害ボランティアセンター等と連絡調整を行い、以下の各種活動分野に対して、必要に応じて支援を要請することとする。

(1) 専門ボランティアの活動分野

- ア 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等）
- イ 福祉（手話通話、介護士）
- ウ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）
- エ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者）

- オ 通訳（外国語通訳）
- カ 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）
- キ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
- ク その他専門知識や技能を必要とする分野

（２）生活支援ボランティアの活動分野

- ア 救援物資の整理、仕分け、配分
- イ 避難所の運営補助
- ウ 救護所の運営補助
- エ 清 掃
- オ 災害時要援護者等の生活支援
- カ 広報資料の作成
- キ その他危険のない作業

11 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の地区防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

<p>他の自主防災組織との連携強化する</p>	<p>単位自主防災組織を超えた連携として、地区連合自主防災組織があるが、その他、以下のような連携づくりに努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○隣接する自主防災組織との連携（小規模な組織での合同訓練の実施等） ○地区連合自主防災組織間の連携・協力応援体制
<p>市の支援体制を活用する</p>	<p>自主防災組織は、防災の専門家や関係機関の指導、助言を必要とする面もある。各種訓練の実施や日常活動を効果的に進めるためには、行政機関や防災関係機関との協力関係が必要である。</p> <p>毎年、「自主防災組織変更届出書」を本庁地域まちづくりセンター等に提出する際や、自主防災訓練、防災研修会、事業所訓練を実施するため「防災訓練等実施申請書」や「消防訓練等実施申請書」を受持ちの消防署所に申請することによって、様々な市からの支援が受けられる体制となっている。</p>
<p>事業所との協力関係を構築する</p>	<p>平日の昼間への対応として、地域にある事業所と協力関係を構築しておくことは有効な手段である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平常時の連携づくり <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の自主防災組織への参加促進 ・事業所の防災訓練への参加促進 ○災害時における協力関係の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所内で編成する自衛消防隊の初動期での周辺地域への応援 ・事業所で保有する重機・機器及び関係施設の活用 ○市の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所への意識啓発 ・協力関係構築に関する指導
<p>避難所運営を念頭においた協力体制をつくる</p>	<p>避難所の運営は、避難者や自主防災組織が中心に行うことになるが、避難所の運営を円滑に行うため、平常時から、同一避難所に避難する単位自主防災組織相互、校長等及び避難所担当市職員とそれぞれの役割、業務内容などについて理解を深める協議の場を設けるとともに、実践的な避難所運営訓練を行うことが必要である。</p> <p>特に、単位自主防災組織の避難所運営班は、避難所運営本部の立ち上げを行うとともに、運営本部内に組織される各作業班に加わり、具体的な運営管理を行う。</p>

協力を依頼する人達との取り決めを行う	医療関係従事者、民生委員・児童委員、建設業関係従事者、大型建設機械の操作技術者、その他の特殊技能者、アマチュア無線や手話通訳、救急救命士、応急危険度判定士等の資格取得者、ボランティア活動の希望者など、災害時に協力を依頼することが考えられる人、特に地域に在住・在勤している人達と災害時の協力・応援に関する取り決めを結んでおくことは、いざというときに非常に役に立つ。
--------------------	---

12 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

南海トラフ地震臨時情報が発表され、事前の準備行動等を行う必要があると認められた場合には、後発地震の発生に備えた事前避難対策等を実施する。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に次の対応を行う。

ア 日ごろからの地震への備えを再確認する。

イ 地震発生後の避難では明らかに避難が完了できない災害時要援護者等は、避難を開始し、それ以外の者は避難準備を整え、状況に応じて避難する。

ウ 2週間経過後は、地震の発生の可能性がなくなったわけではないことに留意し、通常の生活に戻る。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に次の対応を行う。

ア 日ごろからの地震への備えを再確認する。

イ 1週間経過後は、地震の発生の可能性がなくなったわけではないことに留意し、通常の生活に戻る。

(3) 後発地震に備えた事前避難

ア 住民の避難は、親戚・知人宅等への避難が基本であること。

イ 食料や生活用品などは避難者が準備することが基本であること。

ウ 日ごろからの地震への備えを再確認する。

中央地区防災計画

中央地区まちづくり会議
中央地区防災計画検討部会

目 次

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目 的	1
2 地区防災計画の構成及び組織編成	1
3 計画の修正	3

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割	3
2 自主防災組織の役割	3
3 事業者の役割	4
4 共同住宅管理者等の役割	4

第3章 地区の概要

1 自然的条件	5
2 社会的条件	5

第4章 防災アセスメントによる地区被害想定

1 想定地震と条件	6
2 建物被害	6
3 人的被害	7

2 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針	8
2 自主防災組織の育成支援	8
3 自主防災組織の編成と各班の役割	8
4 出火防止及び初期消火対策	1 1
5 火災延焼対策	1 1
6 空き家対策	1 1
7 災害危険の把握	1 2
8 高層共同住宅等の災害対策	1 2
9 感染症対策の実施	1 2

第2章 災害に対する備え

1	基本方針	1 3
2	防災知識の普及・啓発	1 3
3	災害に備えた各家庭での取組	1 3
4	防災訓練の実施	1 4
5	防災資機材等の点検・管理	1 5
6	災害時要援護者の把握、避難支援体制	1 5

3 応急対策計画

第1章 地区災害対策本部活動

1	地区災害対策本部の設置	1 6
2	本部の活動	1 6
3	本部の廃止	1 6
4	災害時の連絡体制	1 6
5	情報の収集・伝達	1 6

第2章 応急対策活動

1	水防活動、初期消火活動	1 9
2	救出・救護・搬送	2 1
3	避難誘導	2 4
4	災害時要援護者対策	2 6
5	住民の安否確認	2 9
6	在宅避難者の把握・支援	2 9
7	車中泊等の避難所以外の避難者への対応	2 9
8	避難所運営	2 9
9	多様な視点に基づいた避難所等の運営	3 3
10	ボランティアの活動について	3 3
11	他組織との連携	3 4
12	南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応	3 5

4 資料編

	地区の避難場所・避難所	3 6
	地区別防災カルテ	

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目的

東日本大震災をはじめ、これまでの多くの災害から、大規模災害の発災直後には、消防や各行政機関など、「公助」による対応にも限界があるということが教訓として得られたため、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地域自らが対応できる体制をつくることが重要である。

このため、地域の特性に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地域における防災力を高めることを目的とする。

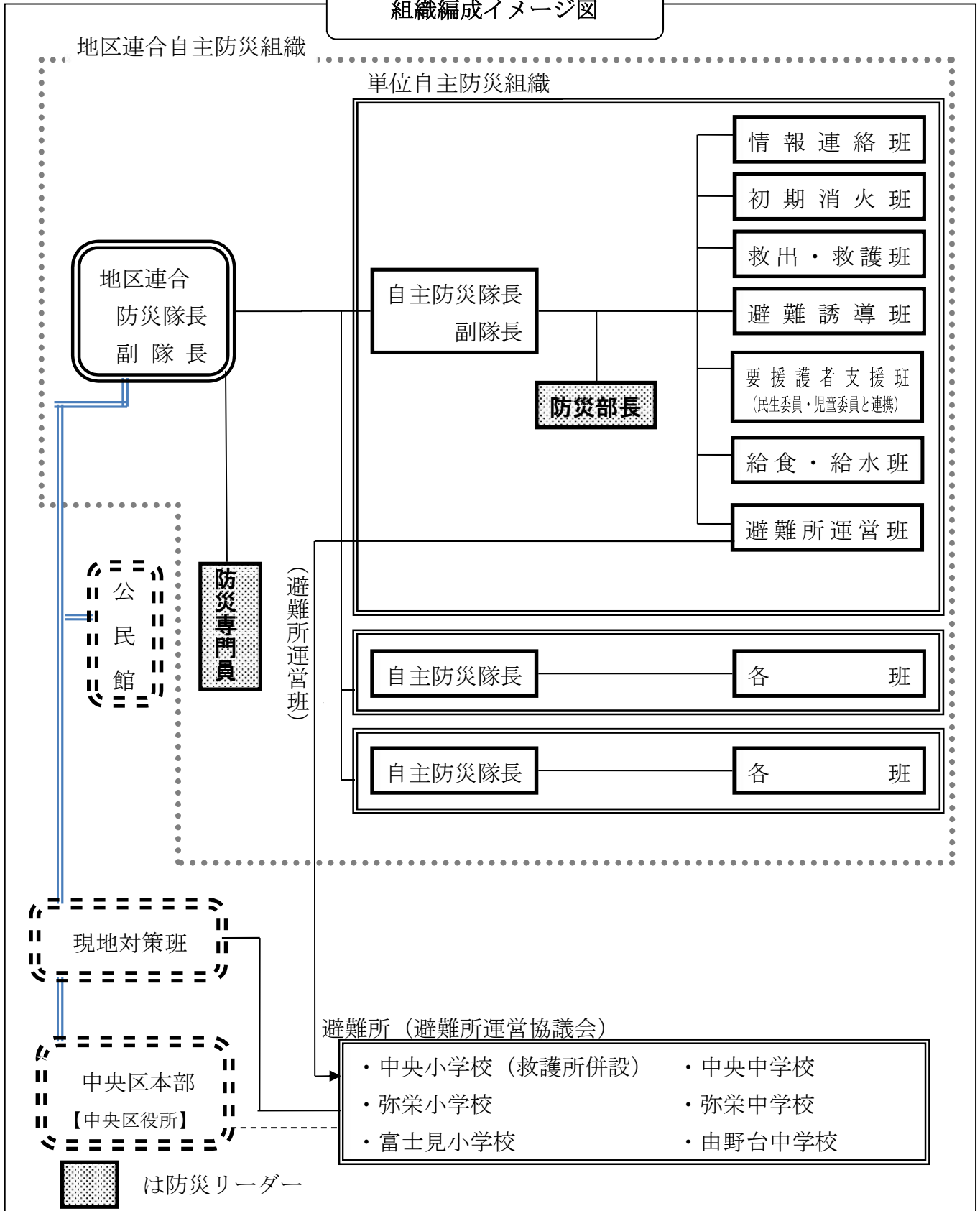
2 地区防災計画の構成及び組織編成

中央地区防災計画は、総則、予防計画編、応急対策編（地震・風水害）で構成する。

地区防災計画のもととなる組織は、地域に密着した活動が不可欠なため、自治会等を母体とした単位自主防災組織及び、地区としての連絡体制や協力体制を確保し、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うための地区連合自治会を単位とした連合自主防災組織とする。



組織編成イメージ図



※ この他、地区連合防災隊長は日頃の訓練等を中心に、必要に応じて、防災マイスターの協力を求めることとする。

3 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

また、多様な主体の意見を反映できるよう、計画の検討・修正の際は、女性、災害時要援護者支援団体、地域企業等の参画を促進する。

※計画の修正（見直し案）基本方針

- ・計画内容に影響のない修正（法令等の引用条文など）については、適宜、修正を行い、まちづくり会議等に報告をすることとする。
- ・計画内容に変更を伴う修正については、計画策定組織に準じた構成員により、検討・調整を行い、まちづくり会議へ付議し、意見を聞くものとする。

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割

- (1) 「自らの身は自ら守る(自助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりをすすめ、災害に強い居住者と地区を形成する。
- (2) 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時に対する少なくとも3日以上以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組を実施する。
また、過去の災害の教訓を伝承し、災害時には自らの情報を発信する。
- (3) 災害時には、共助の視点の下、地区とりわけ近隣世帯、いわゆる「隣近所」が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出・救護等に努めるとともに、避難するに当たっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。
- (4) 自主防災組織へ参加し、体制等の整備、教育訓練に協力するとともに、災害時には地区の住民・事業者と連携して各種活動を円滑に実施するなど「共助」の取組を実施する。
- (5) その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

2 自主防災組織の役割

- (1) 日頃から、地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区内の防災に係る方針の策定支援や防災マップ、防災活動用資機材の整備、点検を実施する。

- (2) 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、組織員の教育訓練を推進するとともに、地区住民の参加、地区事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取組を実施する。
- (3) 災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の支援等を実施する。
- (4) 自主防災組織の防災リーダーの任期は、発災時における業務や知識の継続性を確保するため原則として2年以上とする。
- (5) 地区内の共同住宅管理者及び賃貸住宅経営者と連携し、共同住宅住民による防災等の地域活動への参加を促進するよう努める。

3 事業者の役割

- (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、発災時における従業員等の一斉帰宅抑制に必要な3日分以上の食料及び飲料水等の備蓄、初期消火、救出・救護等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- (2) 対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地区住民及び自主防災組織と連携して、地区における防災活動に参加する等、地区の共助に取り組むよう努める。
- (3) 災害が発生した場合には、行政、地区住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

4 共同住宅管理者等の役割

- (1) 日頃から、建物及び設備の耐震性の維持、確保に努める。
- (2) 地震等によるエレベーターや電気、ガス、上下水道等の停止を想定した、居住者の生活支障対策用設備及び資機材の整備並びに共同住宅内の自主防災体制の整備に努める。
- (3) 周辺住民や自主防災組織との連携強化に努める。
- (4) 災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、高層階居住者の生活支障対策を実施するよう努める。

第3章 地区の概要

<中央地区>

相模原市中央区 相模原 5,6丁目、中央 2,3,6丁目、矢部 1~4丁目、
富士見 1~6丁目、千代田 1丁目、相生 1~4丁目、弥栄 1~3丁目、
高根 2,3丁目、松が丘 1,2丁目、由野台 3丁目

1 自然的条件

地理的特徴

台地（上段）にあり、国道16号が地区のほぼ中央をやや斜めに横断する。住宅地が広く分布するが、国道16号沿いには商業施設、業務施設が多い。北東をJR横浜線が通り、矢部駅があり、住宅が立ち並んでいる。

がけ崩れ、土石流などの土砂災害の要因となる急傾斜地やはん濫の恐れのある河川等は見られない。

河川がないことや、地下水位が低いため、河川や井戸を消防水利*として直接利用することは困難である。

* 消防水利；消火活動の際に使用する水源

2 社会的条件

(1) 人口

中央地区の人口（住民基本台帳）は令和3年4月1日現在、35,881人である。年齢別の構成は、年少人口（15歳未満）が3,719人（約10.4%）、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が23,414人（約65.3%）、高齢人口（65歳以上）が8,748人（約24.4%）となっており、全市平均より年少者と高齢者がともにやや小さい構成になっている。

なお、外国人の登録人口は978人（約2.7%）である。

(2) 交通

一般国道は、横浜市の西区を起終点とする国道16号、県道は57号相模原大蔵町線と507号相武台相模原線の2路線が通過している。

鉄道はJR横浜線が通過し、矢部駅があるが、地区住民の最寄駅としては、矢部駅の他、相模原駅、淵野辺駅に近い地域がある。

第4章 防災アセスメントによる地区被害想定

東日本大震災や国の地震被害想定の見直しを踏まえ、本市に大きな被害をもたらす可能性がある地震の想定を最新の知見に基づいて見直し、被害想定を実施した。

1 想定地震と条件

想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。

想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震（マグニチュード 7.1）
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震（マグニチュード 7.1）
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生するマグニチュード 8 クラスの海溝型地震
条件	季節・時刻	夏 12 時、冬 18 時、冬深夜 2 時の 3 ケース
	天候	晴れ、風速 3 m（本市の平均風速）

2 建物被害

建物被害は次のとおりである。（冬 18 時）*1、*2

想定地震	地区	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
東部直下	中央区	62,987	3,004	481	49	9,175
	うち 中央地区	7,002	364	43	0	1,073
	緑区	54,014	1,693	238	10	6,249
	南区	61,172	3,268	646	89	9,480
	全市	178,173	7,964	1,366	147	24,904
西部直下	中央区	62,987	1,273	69	49	6,378
	うち 中央地区	7,002	125	3	0	705
	緑区	54,014	2,095	92	10	7,730
	南区	61,172	253	37	83	2,865
	全市	178,173	3,621	198	142	16,973
大正関東タイプ	中央区	62,987	398	0	33	3,713
	うち 中央地区	7,002	44	0	0	421
	緑区	54,014	69	0	3	1,106
	南区	61,172	858	0	90	5,453
	全市	178,173	1,324	0	126	10,272

3 人的被害

単位：人 (冬2時) *1、*2

想定地震		死者	閉込者	重傷者	軽傷者	避難者 当日	避難者 1週間後
東部 直下	中央区	185	1,116	224	1,393	9,063	23,423
	うち 中央地区	22	148	28	172	1,164	3,212
	緑区	107	593	147	1,064	4,908	12,805
	南区	207	1,226	228	1,366	10,052	24,529
	全市	498	2,935	599	3,823	24,024	60,757
西部 直下	中央区	77	486	98	889	4,314	16,527
	うち 中央地区	8	54	10	102	472	2,162
	緑区	133	706	177	1,277	5,531	14,049
	南区	15	103	20	342	1,440	8,157
	全市	225	1,295	294	2,507	11,285	38,733
大正 関東 タイプ	中央区	23	155	33	495	1,775	10,446
	うち 中央地区	3	20	4	58	212	1,419
	緑区	4	29	7	175	416	3,380
	南区	53	340	63	688	3,250	14,125
	全市	80	524	102	1,359	5,441	27,951

*1 今回の評価では最大の被害が見込まれる時間

*2 端数の積み上げにつき、他の資料と数値が若干違うことがあります。

2 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針

震災時の火災や火災による延焼被害等を最小限にとどめるため、地区の特性に応じた災害対策を促進し、生命と財産を守る災害に強い地区づくりを推進する。

2 自主防災組織の育成支援

- (1) 防災隊長等は、地区防災活動の推進を図り、自治会等を中心とした自主防災組織の育成を推進するとともに地区内の防災リーダーを育成する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- (2) 中央地区は、急傾斜地や河川から離れているなど、その恵まれた地理的条件ゆえに、防災意識の維持が課題となりえる。自主防災組織が、災害時に有効に活動できるよう組織の充実強化及び防災意識の向上を図るための訓練等を促すとともに支援する。

3 自主防災組織の編成と各班の役割

(1) 単位自主防災組織

単位自主防災組織は、各自主防災組織の規模や活動の状況等に応じて編成することが大切であり、円滑な防災活動を行えるよう、以下の基本的な方針に沿った組織づくりとする。

自主防災隊長	地区連合自主防災組織との連絡調整や防災訓練等の計画・実施、組織内の情報伝達体制の整備
副隊長	自主防災隊長の補佐
防災部長	自主防災隊長の補佐及び防災活動に係る各班への専門的、技術的指導・指揮

本 部	各班の総合調整、地域全体の防災活動の統率
情報連絡班	情報の収集・伝達活動
初期消火班	消火器等による初期消火活動
救出・救護班	負傷者の救出・救護活動
避難誘導班	住民の避難誘導活動
避難所運営班	避難所の運営活動
給食・給水班	炊き出し等給食・給水活動
要援護者支援班	災害時要援護者への支援活動

【各班の平常時・災害時の役割】

	平常時	災害時
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等。	被害情報等を収集し、地区連合自主防災組織を通じて、市の現地対策班に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達する。
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制の構築に努める。	安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得する。	周囲の人に協力を求め、負傷者等の救出・救護活動を行う。負傷者の応急手当と救護所への搬送。
避難誘導班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェックを行う。	全員が安全に避難できるように避難誘導を行う。避難者の安全確保、安全確認を行う。
避難所運営班	避難所運営本部の立ち上げ及び運営方法について訓練を行う。	施設管理者や市職員と協力し、「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所の自主的な運営を行う。
給食・給水班	炊き出し方法、給食の配分方法、給水方法を習得する。	給食・給水のルールをつくり、秩序ある給食・給水活動を行う。
要援護者支援班	要援護者の把握、支援方法の確立に努める。	関係団体や地域住民と協力して、要援護者各人の要望を親身になって聴き、要援護者活動に取り組む。

(2) 地区連合自主防災組織

地区連合防災隊長	防災に関わる市との連絡調整や地域防災訓練等の計画・実施、地区連合自主防災組織間の連絡協力体制づくり
副隊長	地区連合防災隊長の補佐
防災専門員	地区連合防災隊長の補佐及び防災活動に係る専門的、技術的指導・指揮

平常時	災害時
<p>地区連合防災隊長や防災専門員は、協力・連携し、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練、炊き出し等給食・給水訓練、災害時要援護者支援訓練など、単位自主防災組織を超えた地域防災訓練、イベント等の計画・実施を行う。</p> <p>地区連合防災隊長や防災専門員は、市や構成単位自主防災組織との間に立ち、防災関連情報等の連絡や防災訓練等に関する調整などを行う。</p>	<p>災害時には、地区連合防災隊長や防災専門員など、事前に決められた人員により、本部を設置し、市（現地対策班）・単位自主防災組織との間に立ち、情報のとりまとめ・伝達活動を行う。</p> <p>単位自主防災組織や避難所間の連絡・調整をするとともに、被害の大きいところに集中的な対応を行うなど、単位自主防災組織を超えた効果的な災害対応を行う。</p> <p>なお、地区連合自主防災組織の本部は、市の現地対策班とともに、各出張所及び本庁管内公民館に設置する。</p>

4 出火防止及び初期消火対策

(1) 出火防止

大地震時等においては、各所に同時多発的な出火が考えられ、道路、建物の損壊による障害物などが重なると、消防力は大きく阻害される。また、強風、夜間といった悪条件が加わると一層火災の拡大が懸念されることから、出火防止の徹底を図るため、各家庭において、主として次の事項に重点を置いて点検整備する。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物品等の保管状況
- ③ 消火器等の消火資機材の整備状況
- ④ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

すべての住民が自宅や隣近所といったごく身近なところで初期消火活動を実践し、火災の拡大を抑制することが重要であるため、安全を確保しつつ、迅速に初期消火活動を行い、火災の拡大を防ぐ。

初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材を配備する。

- ① 小型動力ポンプの防火水槽付近への配備
- ② 消火器、簡易消火具等の各家庭における配備の促進

5 火災延焼対策

甚大な人命被害をもたらす市街地大火や火災旋風など、大規模地震に伴う火災延焼を最小限にとどめるために、道路の拡幅や建築物の不燃化を推進する。

木造密集地など市街地大火の危険の高いところや超高層建物などについては、感震ブレーカーの設置を促進するなどの啓発を行う。

6 空き家対策

市と連携して、所有者等による空き家の適正管理を啓発し、地区の防災力向上につなげていく。

7 災害危険の把握

災害予防に資するため、次のとおり地区固有の防災問題に関する把握を行う。
また、それらを記載した地図を作成し、地区内で情報共有する。

- (1) 把握事項は、次のとおりとする。
 - ① 危険地域、区域等
 - ② 地区の防災施設、設備
 - ③ 過去の災害履歴、災害に関する伝承
- (2) 把握の主な方法は、次のとおりとする。
 - ① 相模原市防災アセスメント調査
 - ② 相模原市地区別防災カルテ
 - ③ 相模原市ハザードマップ（洪水・土砂）
 - ④ 地区内の踏査（防災まち歩き）
 - ⑤ さがみはら防災マップ

8 高層共同住宅等の災害対策

高層共同住宅の管理者は、敷地・建物内に防災備蓄スペース、防災対応トイレなど、ライフラインが復旧するまでの間、居住者が生活を維持するための震災対策用設備等を確保するよう努める。

また、必要に応じ火災対策として、感震ブレーカー等の設置に努める。

9 感染症対策の実施

新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ及びノロウイルスなどの感染症のまん延を防止するため、避難所運営マニュアルに基づく感染症対策を実施する。

第2章 災害に対する備え

1 基本方針

日ごろから災害に対する十分な備えを行うとともに、発災直後の迅速かつ効果的な対応を図ることで被害を軽減する。

2 防災知識の普及・啓発

地区住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、火災、水災等についての知識に関すること。
- ③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ④ 地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。
- ⑤ 食料等を3日以上確保することの重要性に関すること。
- ⑥ 住宅の安全対策に関すること。(耐震化、感震ブレーカー、家具の固定等)
- ⑦ ブロック塀の安全対策に関すること。
- ⑧ ペットの災害対策に関すること。
- ⑨ 南海トラフ地震臨時情報に関すること。
- ⑩ 防災メールやテレビ神奈川データ放送など防災情報の取得に関すること。
- ⑪ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法は、次のとおりとする。

- ① 広報誌、パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布
- ② 講演会、座談会、映画上映会等の開催
- ③ パネル等の展示
- ④ 防災地図等の作成

(3) 実施時期

火災予防運動期間、市防災週間等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

3 災害に備えた各家庭での取組

月に一度は家族全員で防災会議を開き、地震災害を想定して、わが家の安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどの話し合いを行う。また、非常持ち出し品や防災用具の点検や補充を随時実施する。

4 防災訓練の実施

連合自主防災組織及び単位自主防災組織は、大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

訓練は、個別訓練・総合訓練、起震車・煙体験ハウスなどの体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 避難訓練
- ④ 救出・救護訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ クロスロード

(3) 総合訓練

総合訓練は、複数の個別訓練について総合的に行うものとする。
また、相模原市等が行う訓練に参加する。

(4) 体験イベント型訓練

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練（DIG・HUG）

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期及び回数

総合訓練は年1回以上、個別訓練は原則として年1回以上実施する。

※ 防災マイスター

① 定義

自助・共助を中心とした防災知識の普及啓発を進めるための地域人材を育成する「さがみはら防災スクール」受講後に防災士の資格を取得した者に対し、専門的な防災知識を持った者として、相模原市が「防災マイスター」として認証している者。

② 役割

専門知識・技能を活用し、地域で防災に関する普及啓発を分かりやすく行う。

5 防災資機材等の点検・管理

(1) 防災資機材等の配備方針

防災資機材の配備は高齢化率等、各地区の実情に応じて計画的に行う。

(2) 防災資機材等の管理

防災資機材等の管理に関しては、次により行う。

定期点検

資機材の点検を年1回以上行う。

6 災害時要援護者の把握、避難支援体制

災害が発生した場合に、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者などに対する適切な応急対応及び救援活動を行うため、日頃から地区のコミュニティの形成や社会福祉活動に積極的に取り組み、災害時に備える。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への避難支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととする。

(1) 災害時要援護者名簿・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者名簿・マップ等を作成し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、災害ボランティア組織、自治会等と連絡を取り合っ
て原則年1回更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護等について予め検討し、訓練等に反映させる。

(3) 災害時要援護者の避難支援

市長から避難指示等が出たとき、又は地区防災組織の会長等が避難の必要があると認めたととき、会長等の避難支援開始の指示に基づき、災害時要援護者を安全に避難場所へ誘導する。

(4) 避難場所

資料編 参照

※災害時要援護者避難支援

災害時要援護者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であり、実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者をあらかじめ決めておくことが望ましい。その際、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織に限定して考える必要はなく、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情にあった者とする。

また、避難支援等関係者となりうる者をより多く確保するのに当たっては、年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得ることとする。

3 応急対策計画

第1章 地区災害対策本部活動

1 地区災害対策本部の設置

相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8以上の地震が発生した場合に発表される南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）もしくは風水害等により、地区に甚大な災害被害が想定される場合、地区防災隊長は中央公民館に「中央地区災害対策本部（以下「本部」という。）」を設置する。

本部を設置した場合には、「市中央区本部中央地区現地対策班（以下「現地対策班」という。）」にその旨を連絡する。

2 本部の活動

本部は、中央地区内の被害情報等の取りまとめを行うとともに、地区の状況について現地対策班に報告する。また、避難所運営協議会と現地対策班との連絡・調整を行う。

3 本部の廃止

地震、風水害等による災害発生のおそれなくなった場合、または南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合、もしくは発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合には、本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、現地対策班にその旨を連絡する。

4 災害時の連絡体制

単位自主防災組織は情報連絡班のうち1人を中央公民館に配置することにより、地区連合防災組織の補助を行なうとともに相互の連絡を行う。

【連絡手段】

自転車、徒歩による伝令、簡易無線等による。

5 情報の収集・伝達

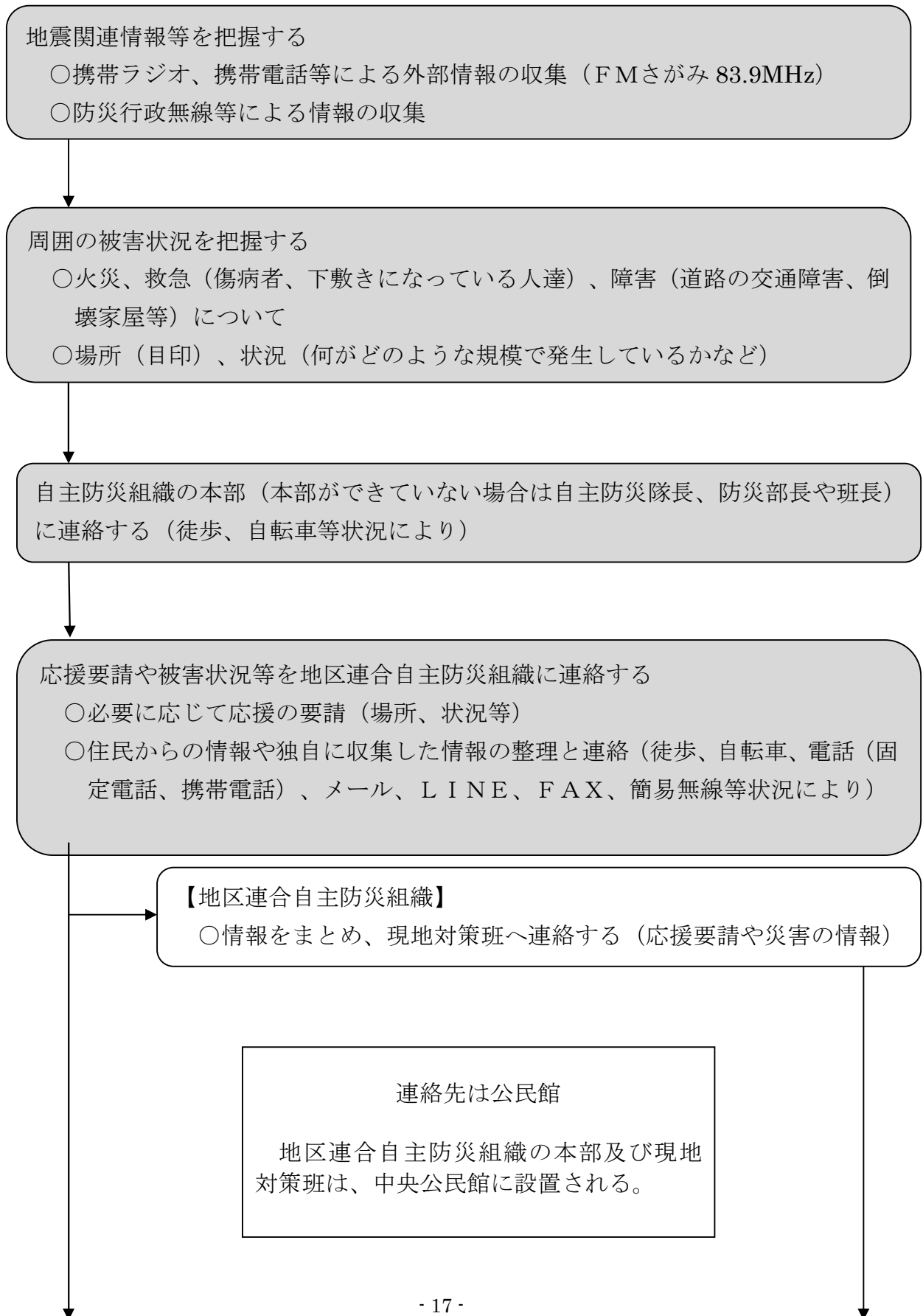
被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達を次により行う。

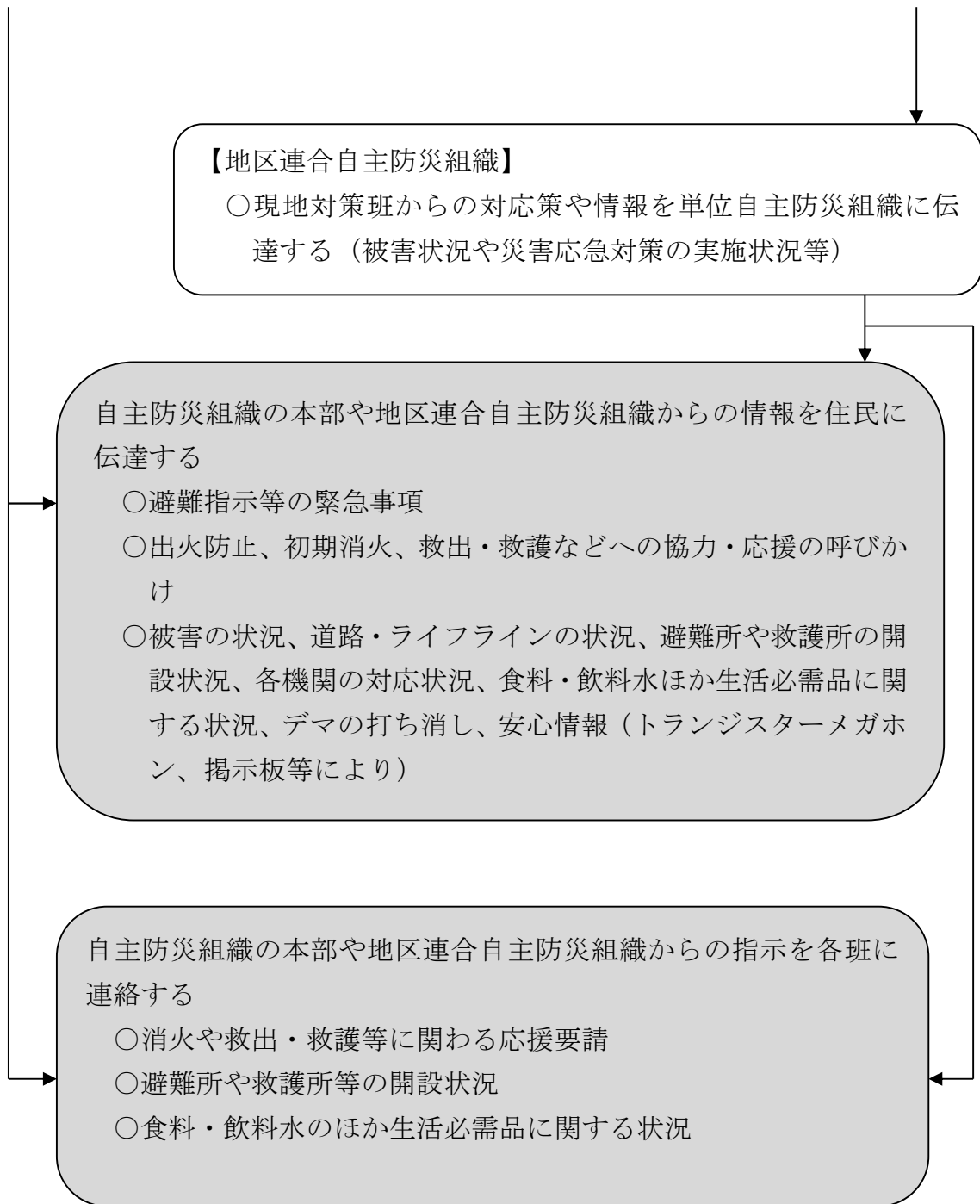
【情報の収集・伝達の方法】

テレビ、ラジオ（FMさがみなど）、電話（固定電話、携帯電話）、防災行政無線（ひばり放送）、FAX、インターネット（LINE、Facebook、ツイッターなど）、伝令、簡易無線等による。

情報は、簡潔明瞭が肝心であり、「いつ、どこで、なにが、（だれが）、どうして、どのように」の要領で情報を収集し、伝達する。

【情報収集・伝達活動の流れ】 単位自主防災組織





第2章 応急対策活動

1 水防活動、初期消火活動

(1) 水防活動

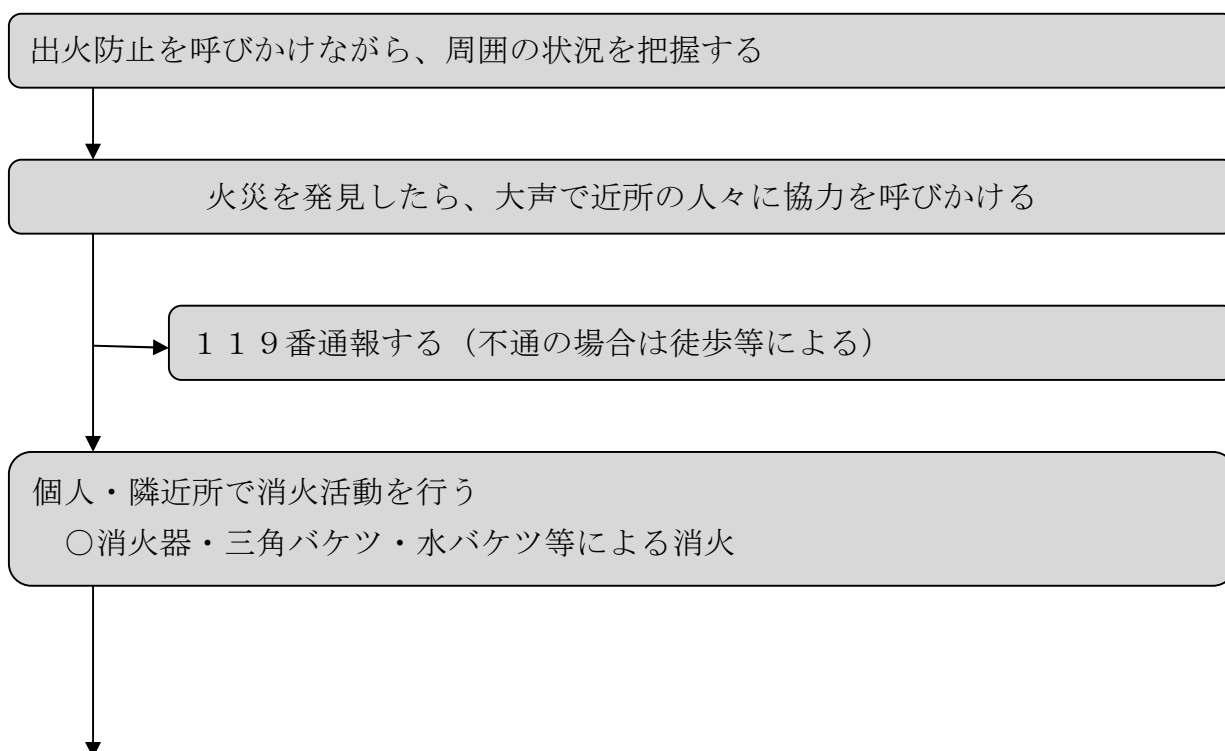
地区住民及び自主防災組織等は風水害時、雨量の増加による浸水（内水）が見込まれる場合には、浸水（内水）被害を防ぐため市及び各消防団等に協力するように努めるものとする。

(2) 初期消火活動

発災後、初期段階においては、地区住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関等に協力するよう努めるものとする。

なお、火災に際しては初期消火が特に重要になるため、自主防災組織等は各家庭に対して、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

【初期消火活動の流れ】 単位自主防災組織



組織的な消火活動に移行する

- バケツリレー等による消火用水の搬送
- 可能な限り多くの消火器を調達
- リーダーの指示による活動

地区連合自主防災組織に応援要請する

- 場所、状況等（徒歩、自転車、電話（固定電話、携帯電話）
メール、LINE、FAX、簡易無線等状況により）

【地区連合自主防災組織】

- 情報をまとめて、現地対策班へ連絡する
- 必要に応じ、単位自主防災組織へ応援出動を依頼し、事業所へ協力を求める（徒歩、自転車、電話（固定電話、携帯電話）、メール、LINE、FAX、簡易無線等状況により）

可能であれば、被害甚大地区の消火活動に協力する

危険性の少ない消火活動に協力する

- ホースの延長・撤収・運搬の手伝い
- 放水時の補助
- 消防職員・消防団員の指示による活動

消防団の活動に協力する

- 残火処理、現場の警戒活動等

2 救出・救護・搬送

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 救出・救護活動等の原則

- ① 救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行う。
- ② 救出・救護の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救護を優先して実施する。
- ③ 傷病者の救急搬送は、救命処置を必要とする者を優先して、救護所に搬送し、その他の傷病者は、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を行う。

(3) 医療的な配慮を要する者の搬送

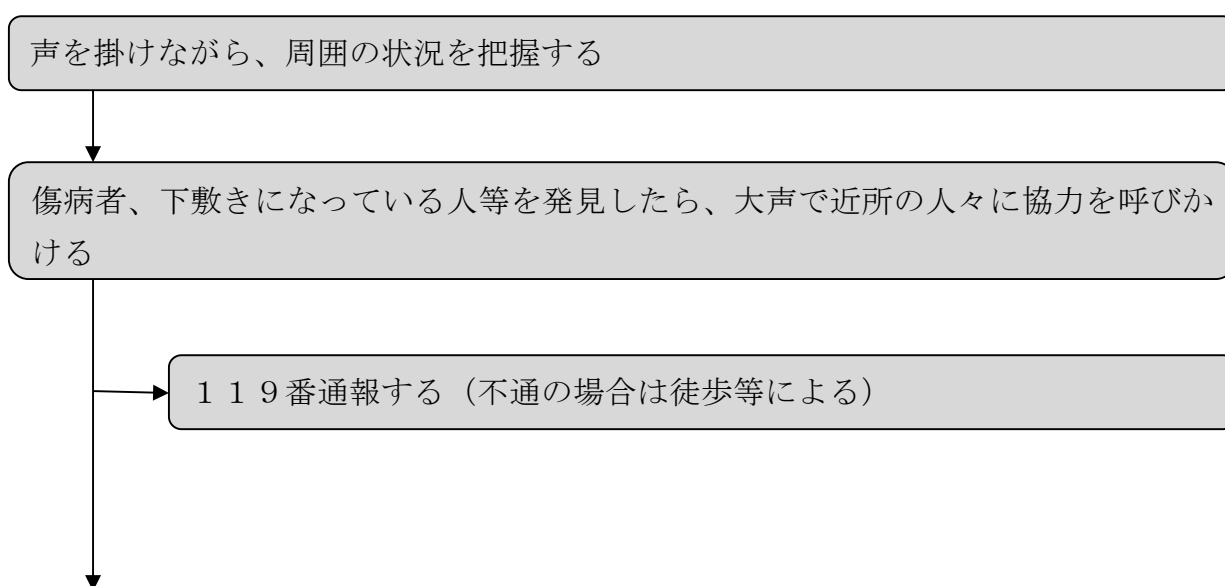
救出・救護班は、傷病者が医師の手当を必要とするとき、または避難所等から医療機関への搬送が必要とされる場合は、最寄の救護所への移動の指示、又は搬送を行い、救護所の指示に応じ、医療機関に搬送する。

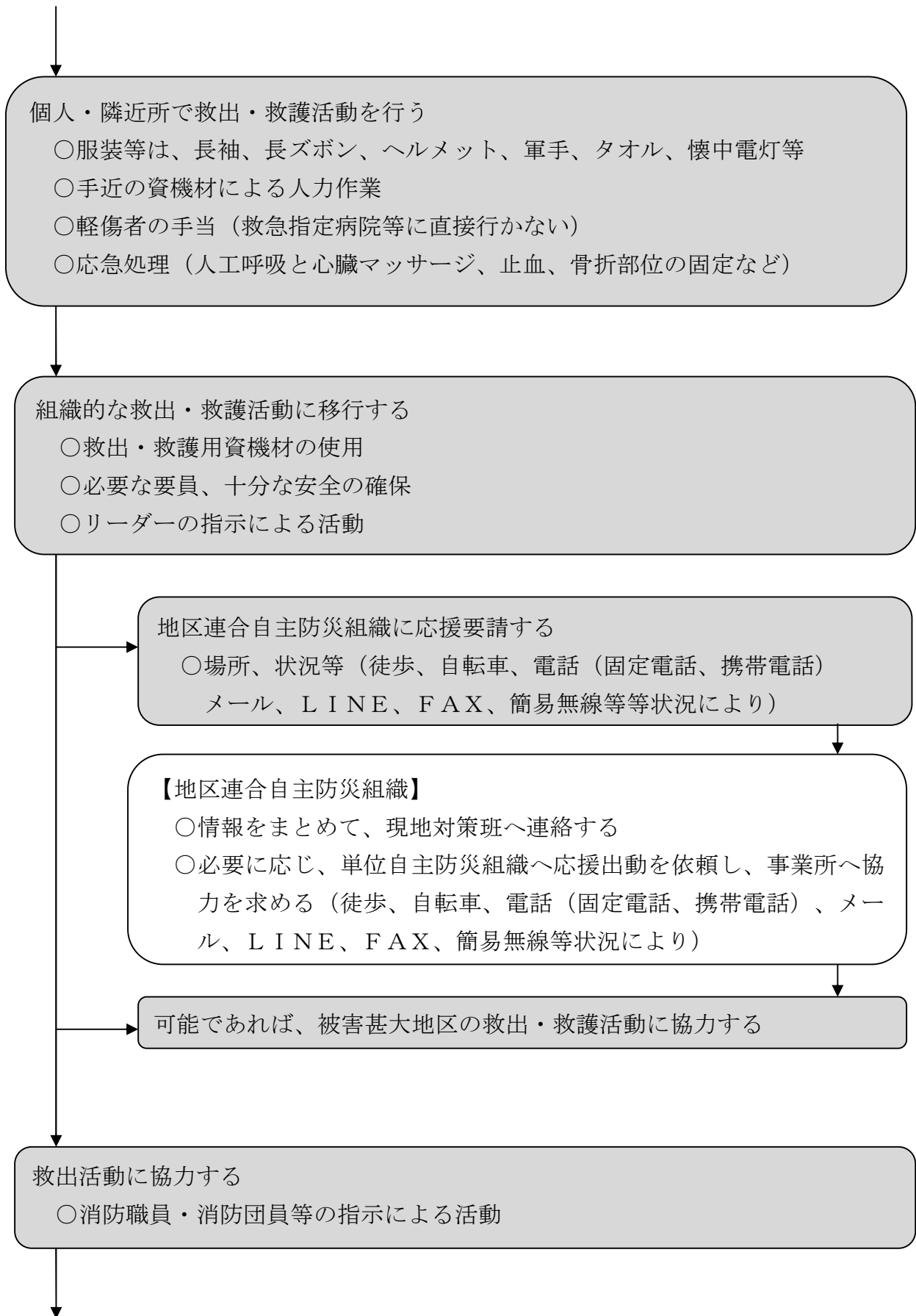
- ① 救護所 中央小学校
- ② 拠点救護所 相模原中央メディカルセンター

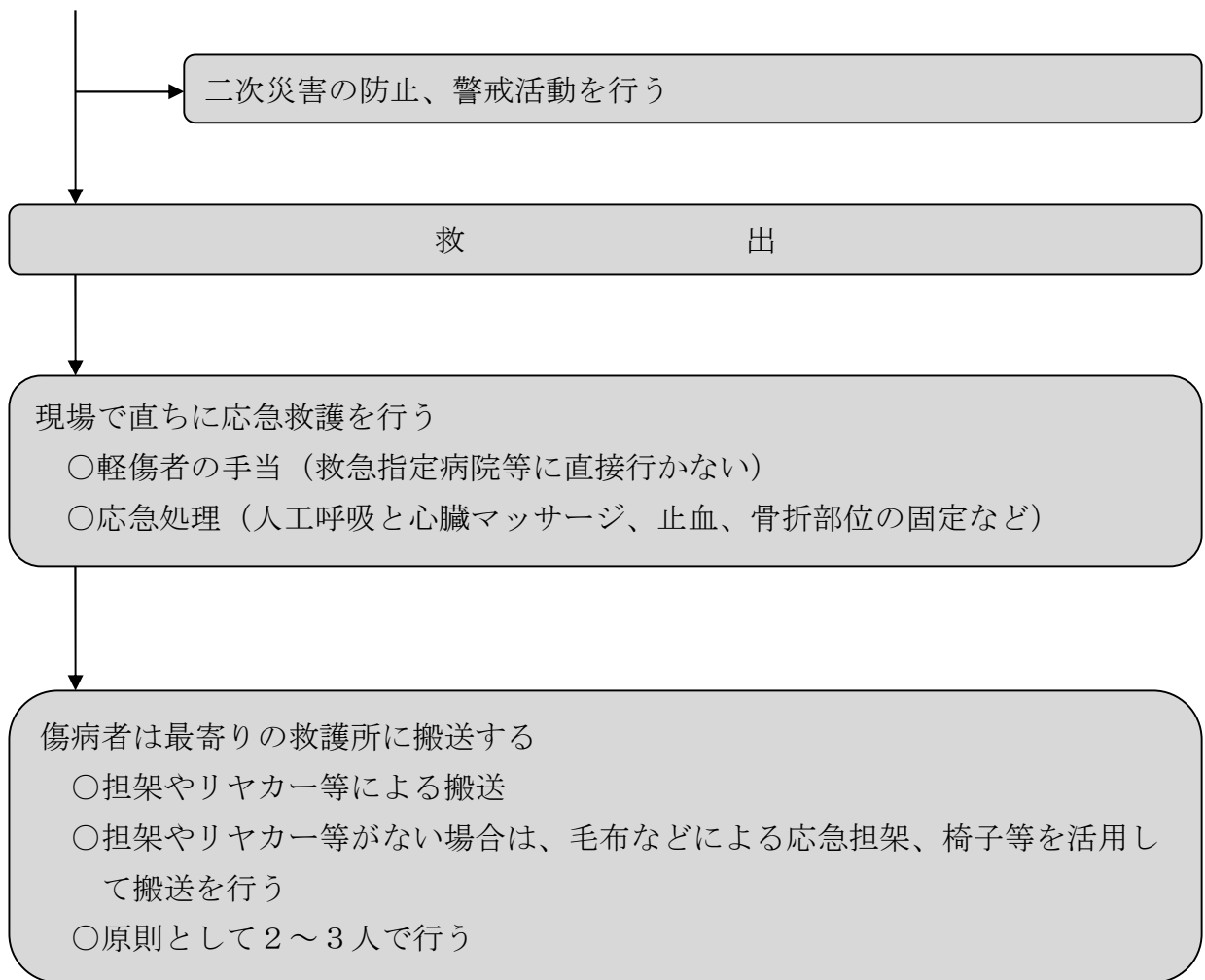
(4) 防災関係の出動要請

救出・救護班は、防災関係機関による救出が必要であると認めるときは、119番通報し、防災関係機関の出動を要請する。

【救出・救護活動の流れ】 単位自主防災組織







3 避難誘導

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、区域内にいる全ての人に対して、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長から避難指示等が発令されたとき、又は地区防災組織の隊長等が避難の必要があると認めたとき、隊長等は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、隊長等の避難誘導開始の指示を受けた時は、避難計画に基づき、住民を避難場所に誘導する。

(3) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、相模原市避難所運営マニュアルのとおりとする。

(4) 避難経路及び避難場所

資料編 参照

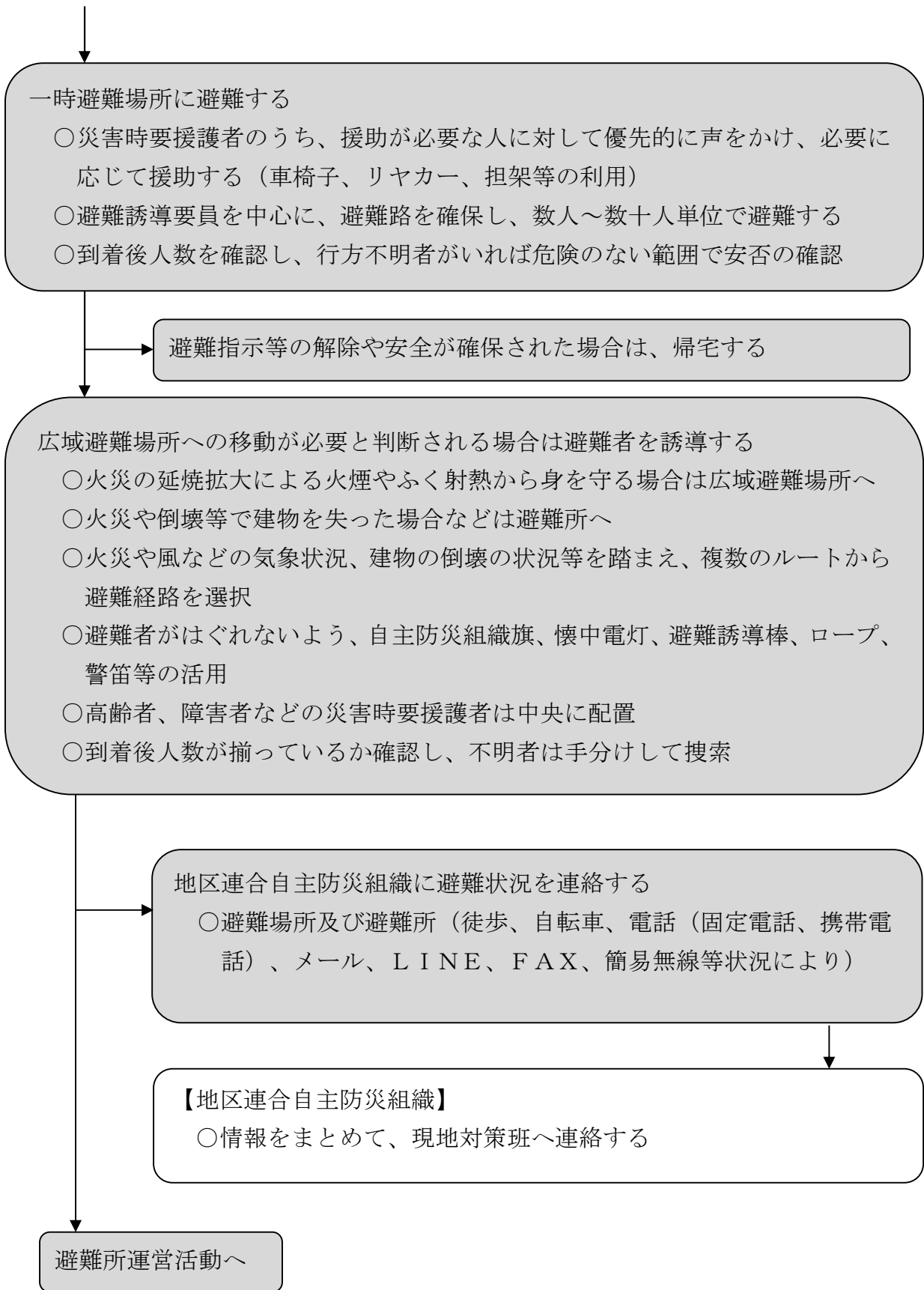
【避難誘導活動の流れ】 単位自主防災組織

自主的な避難判断を行う

- 火災の拡大、建築物の倒壊、地盤の崩壊等の被害発生の危険性がある場合
- ひばり放送、ラジオや周囲の状況などから判断

周辺住民への周知徹底を図り、避難時の注意事項を伝達する（トランジスターメガホン等により）

- 発令者・避難対象地域・避難先・避難経路・避難の勧告または指示の理由等
- 各自治会が選定している一時避難場所の周知
- ガス元栓の閉鎖、電気ブレーカーの切断
- 携帯品は、食料、薬、日用品、衣類、貴重品等、必要最小限の生活用品のみ
- 服装は、長袖、長ズボン、ヘルメット、軍手、タオル、懐中電灯等
- 外出時の家族には連絡メモ



4 災害時要援護者対策

災害時において、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者など、災害時要援護者に対して、地区住民及び関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとする。

(1) 災害発生時の対応

災害発生後概ね3日間を目途に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行うこととする。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととする。

(2) 情報収集

大規模災害が発生した場合、支援組織は安全が確保される範囲内において、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内支援組織間での情報を共有するとともに本部に報告する。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととする。

(3) 避難誘導

発災後の避難誘導方法及び災害時要援護者別状況の対応については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととし、避難経路、避難場所については、安全を確認の上、指定された場所等に速やかに誘導することとする。

【災害時要援護者支援活動の流れ】

災害時要援護者が在宅する家屋等を巡回し、安否の確認を行う

【高齢者】

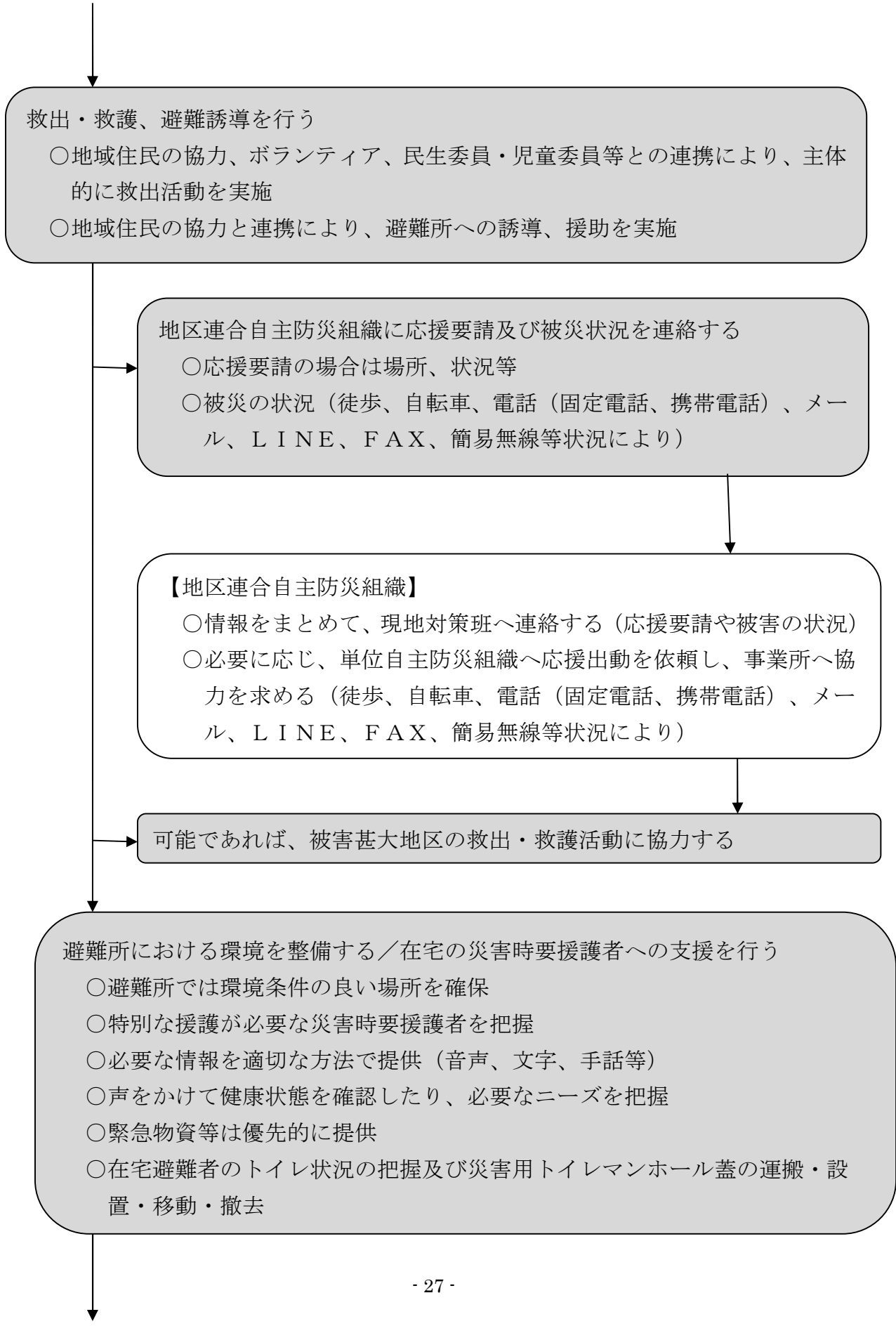
○民生委員と協力し、所在情報をもとに、主体的に確認

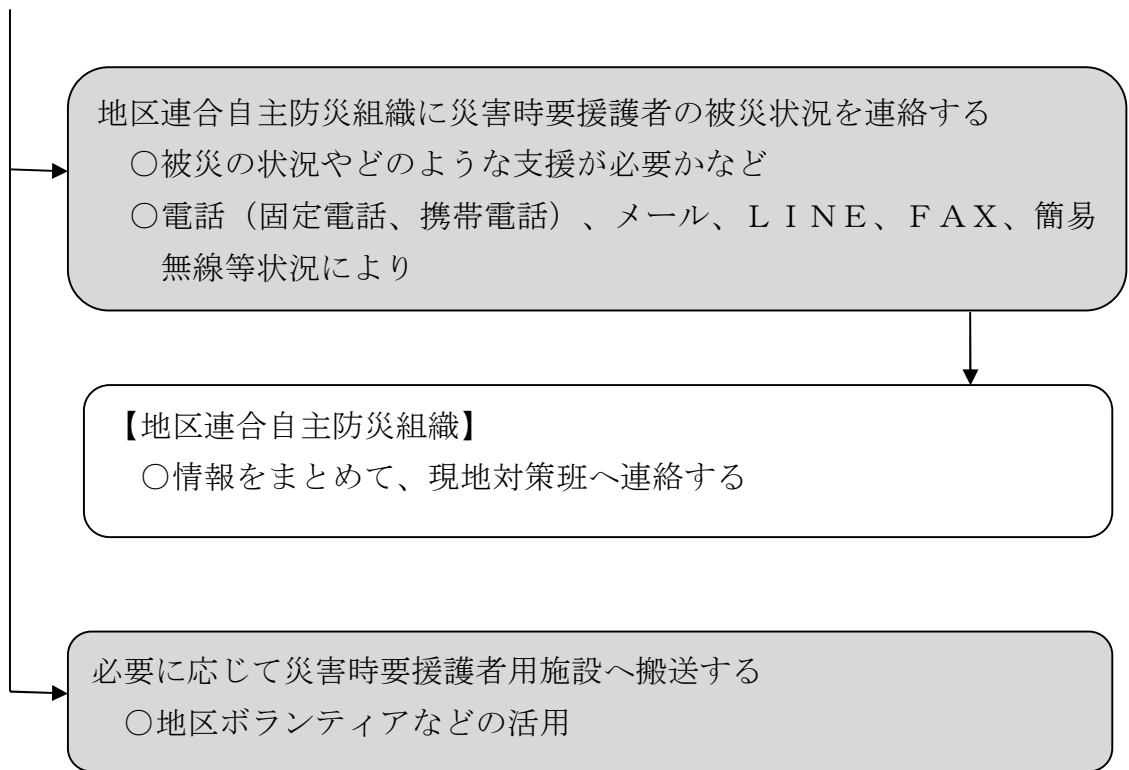
【身体障害者・知的障害者】

○民生委員・主任児童委員や関係団体等の協力を得て、戸別訪問、電話等により確認

【保護者と離れてしまった乳幼児等】

○災害時要援護者支援班を中心に把握





5 住民の安否確認

地区内の自主防災組織等は、救出・救護班及び避難誘導班等による現地対策チームを編成し、居住者への声掛けなど、現地確認を実施する。

また、現地確認により、収集した情報を避難所運営本部及び現地対策班と共有し、避難者名簿と突合するなどして情報を集約する。

6 在宅避難者の把握・支援

地区内の自主防災組織等は、上記の方法により集約した情報を基に必要に応じて在宅避難者の支援を行う。

7 車中泊等の避難所外避難者への対応

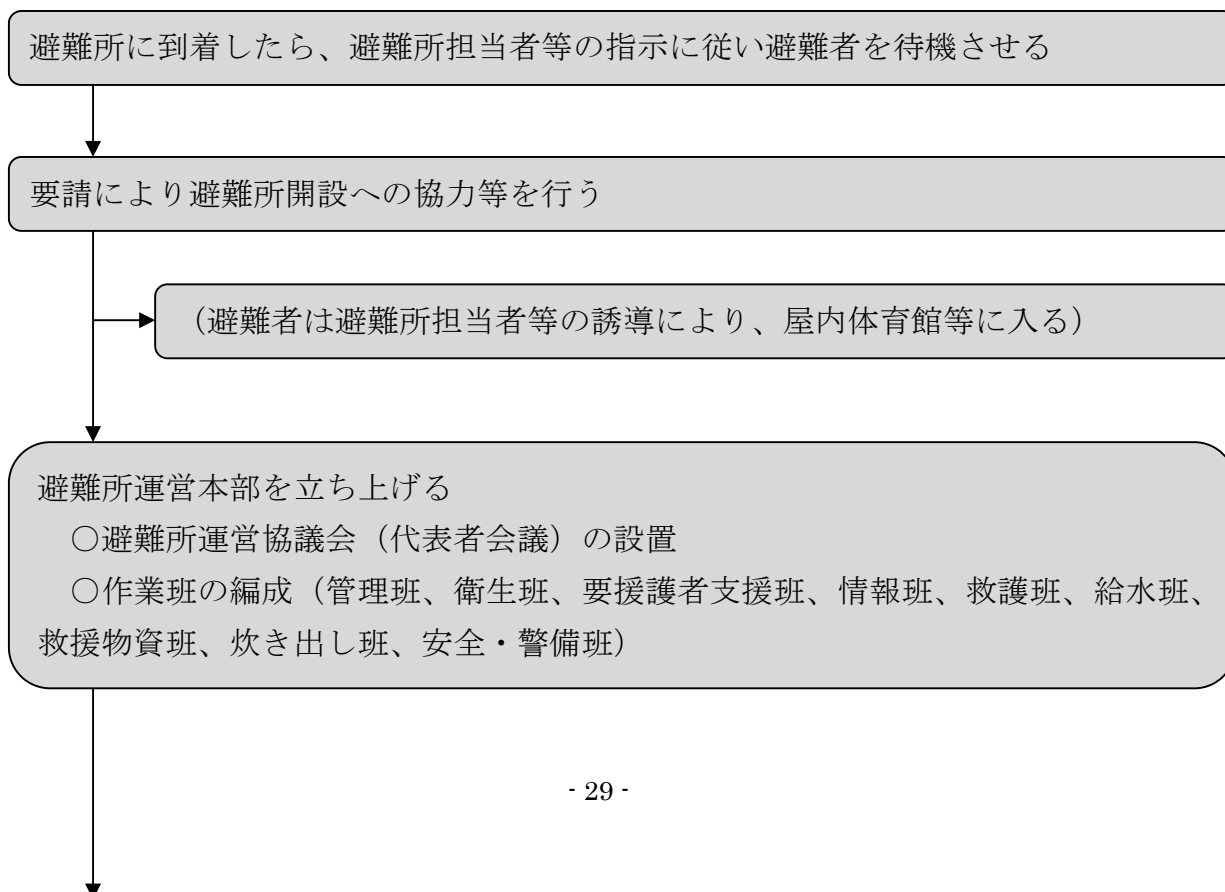
避難については、親戚宅等や避難所を原則とするが、感染症対策の観点からやむを得ず車中泊等を選ぶ避難者については、在宅避難者名簿に登録を行うよう依頼する。

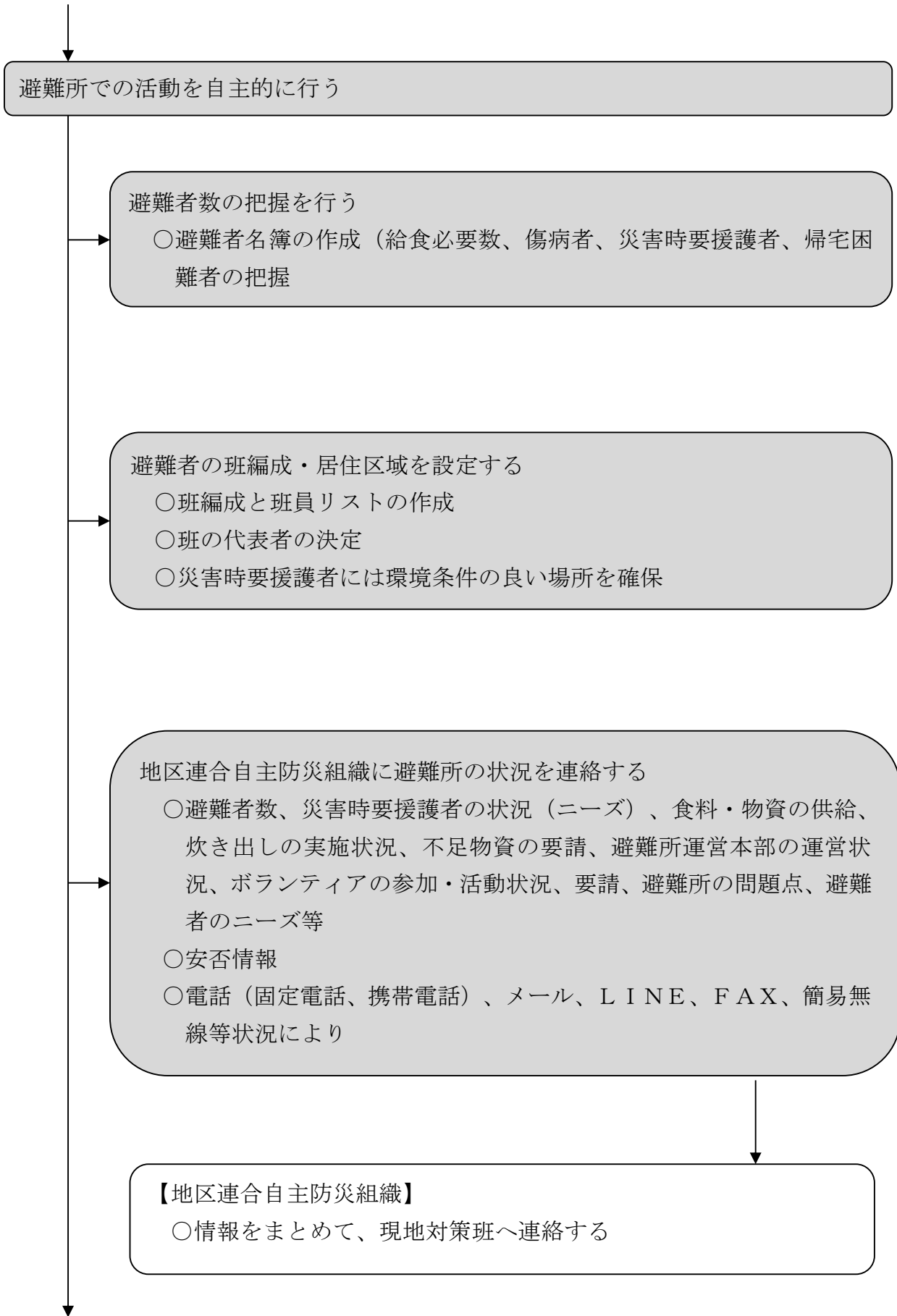
また、エコノミークラス症候群の健康管理に係る注意喚起を行う。

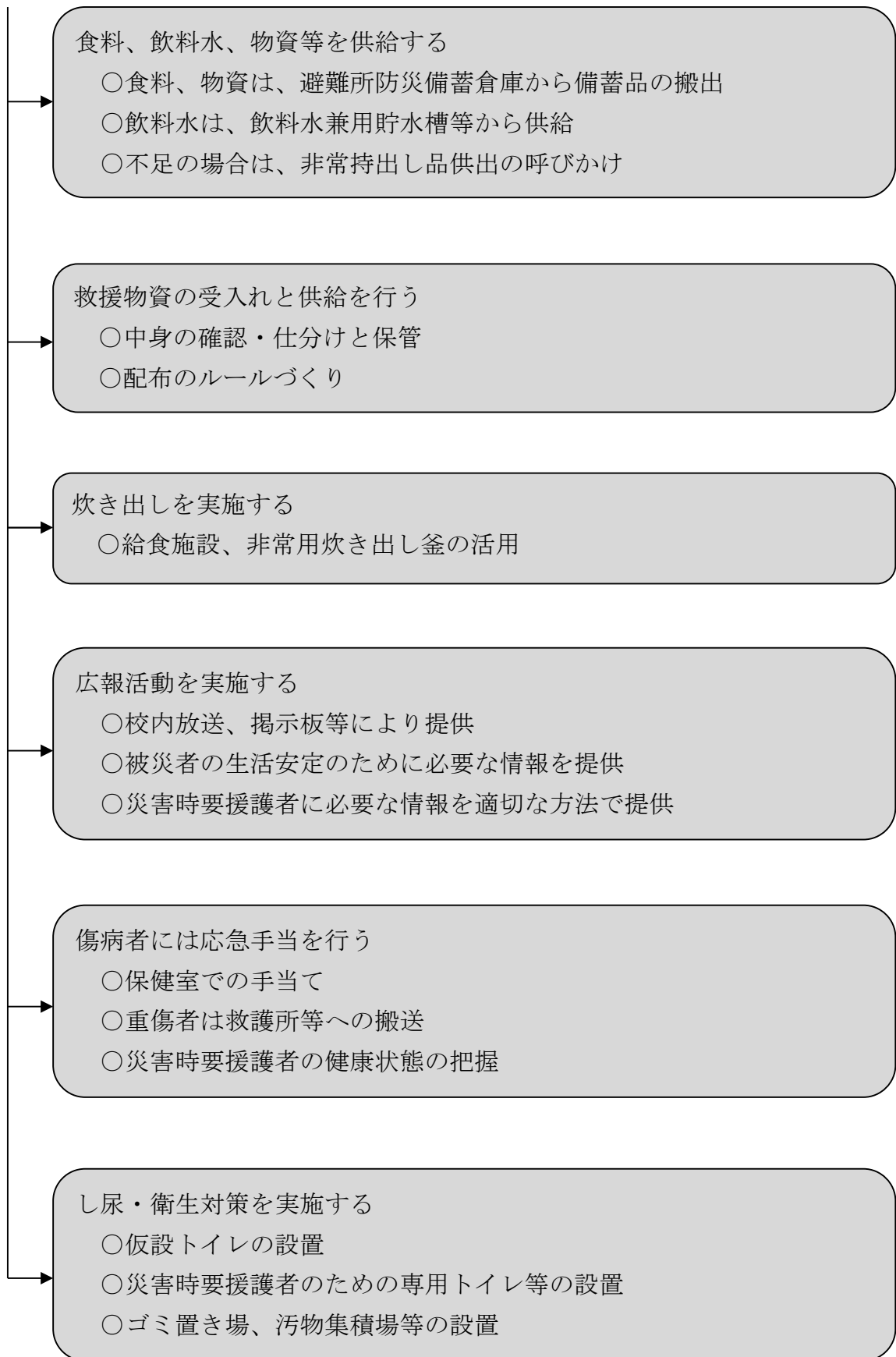
8 避難所運営

避難所運営については、「相模原市避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営協議会が中心となって、避難所運営を行うこととする。

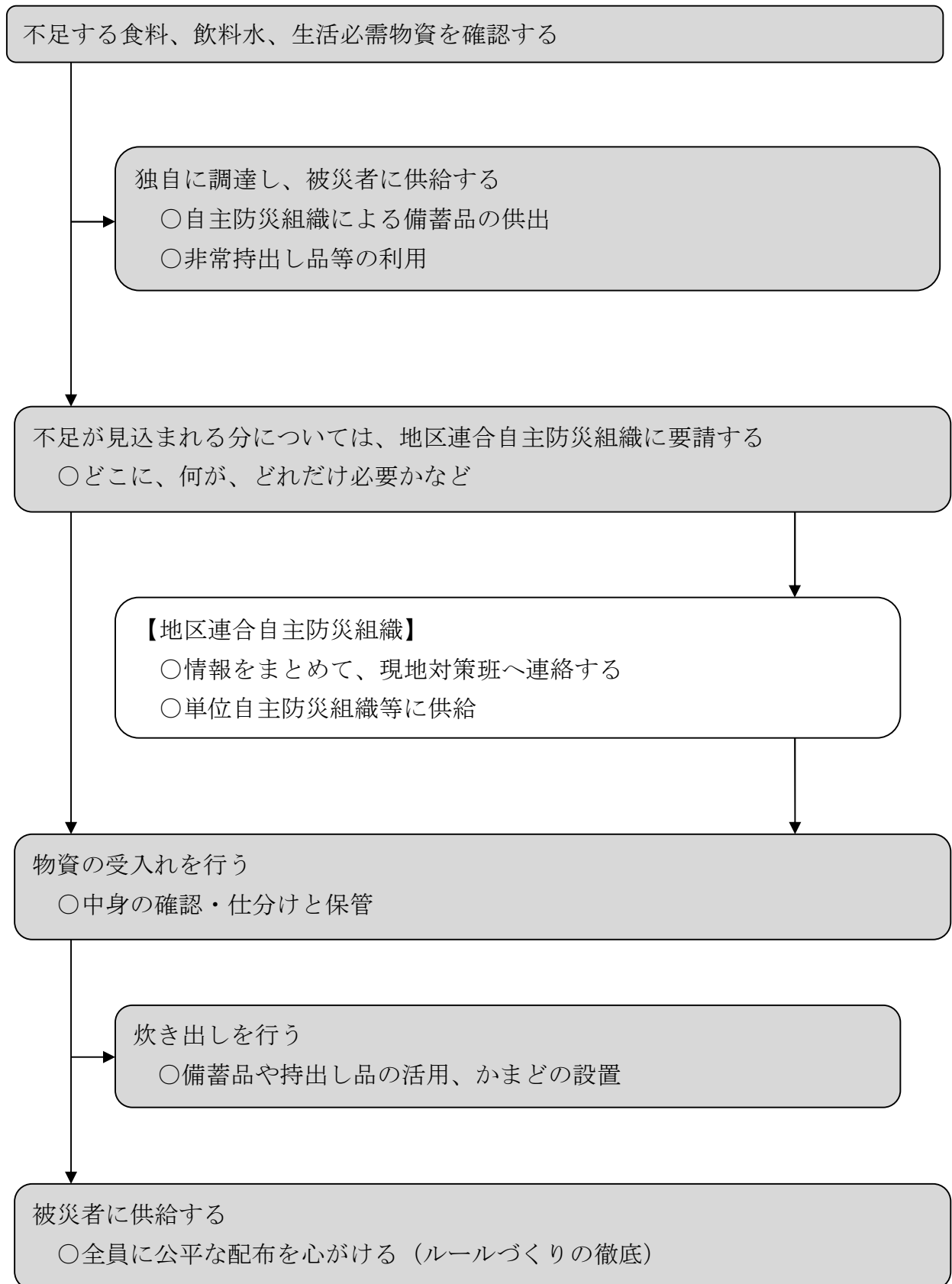
【避難所運営活動の流れ・概ね1週間を目安として】単位自主防災組織







【給食・給水活動の流れ】 単位自主防災組織



9 多様な視点に基づいた避難所等の運営

避難所等には、障害のある方や慢性疾患、アレルギー等の個人的な事情を抱えた方のほか、乳児院や性的少数者など様々な方が利用します。こうした方々に対し可能な限り配慮しながら、多様な視点に基づいた避難所等の運営を行う。

10 ボランティアの活動について

災害時におけるボランティア活動については、中央ボランティアセンター、現地対策班等と連絡調整を行い、以下の各種活動分野に対して、必要に応じて支援を要請することとする。

(1) 専門ボランティアの活動分野

- ア 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等）
- イ 福祉（手話通話、介護士）
- ウ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）
- エ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者）
- オ 通訳（外国語通訳）
- カ 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）
- キ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
- ク その他専門知識や技能を必要とする分野

(2) 生活支援ボランティアの活動分野

- ア 救援物資の整理、仕分け、配分
- イ 避難所の運営補助
- ウ 救護所の運営補助
- エ 清掃
- オ 災害時要援護者等の生活支援
- カ 広報資料の作成
- キ その他危険のない作業

※ 防犯の観点から、避難所へ直接来るボランティアの受け入れはしない。必ずボランティアセンターで登録をするようにお願いする。

中央ボランティアセンター（あじさい会館4階）	平常時
住所 〒252-0236 神奈川県相模原市中央区富士見 6-1-20	
電話：042-786-6181	
FAX：042-786-6182	

1.1 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の地区防災組織や災害ボランティア等と連携を図るものとする。

<p>他の自主防災組織との連携強化する</p>	<p>単位自主防災組織を超えた連携として、地区連合自主防災組織があるが、その他、以下のような連携づくりに努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○隣接する自主防災組織との連携（小規模な組織での合同訓練の実施等） ○地区連合自主防災組織間の連携・協力応援体制
<p>市の支援体制を活用する</p>	<p>自主防災組織は、防災の専門家や関係機関の指導、助言を必要とする面もある。各種訓練の実施や日常活動を効果的に進めるためには、行政機関や防災関係機関との協力関係が必要である。</p> <p>毎年、「自主防災組織変更届出書」を中央6地区まちづくりセンターに提出し、自主防災訓練、研修会、事業所訓練を実施するため「防災訓練等実施申請書」や「消防訓練等実施申請書」を受持ちの消防署所に提出することによって、様々な市からの支援が受けられる体制となっている。</p>
<p>事業所との協力関係を構築する</p>	<p>平日の昼間への対応として、地域にある事業所と協力関係を構築しておくことは有効な手段である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平常時の連携づくり <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の自主防災組織への参加促進 ・事業所の防災訓練への参加促進 ○災害時における協力関係の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所内で編成する自衛消防隊の初動期での周辺地域への応援 ・事業所で保有する重機・機器及び関係施設の活用 ○市の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所への意識啓発 ・協力関係構築に関する指導
<p>避難所運営を念頭においた協力体制をつくる</p>	<p>避難所の運営は、避難者や自主防災組織が中心に行うことになるが、避難所の運営を円滑に行うため、平常時から、同一避難所に避難する単位自主防災組織相互、校長等及び避難所担当市職員とそれぞれの役割、業務内容などについて理解を深める協議の場を設けるとともに、実践的な避難所運営訓練を行うことが必要である。</p> <p>特に、単位自主防災組織の避難所運営班は、避難所運営本部の立ち上げを行うとともに、運営本部内に組織される各作業班に加わり、具体的な運営管理を行う。</p>
<p>協力を依頼する人達との取り決めを行う</p>	<p>医療関係従事者、民生委員・児童委員、建設業関係従事者、大型建設機械の操作技術者、その他の特殊技能者、アマチュア無線や手話通訳、救急救命士、応急危険度判定士等の資格取得者、ボランティア活動の希望者など、災害時に協力を依頼することが考えられる人、特に地域に在住・在勤している人達と災害時の協力・応援に関する取り決めを結んでおくことは、いざというときに非常に役に立つ。</p>

1.2 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

南海トラフ地震臨時情報が発表され、事前の準備行動等を行う必要があると認められた場合には、後発地震の発生に備えた事前避難対策等を実施する。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8以上の地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、最初の地震発生から1週間を基本に次の対応を行う。

ア 日ごろからの地震への備えを再確認する。

イ 地震発生後の避難では明らかに避難が完了できない災害時要援護者等は、避難を開始し、それ以外の者は避難準備を整え、状況に応じて避難する。

ウ 2週間経過後は、地震の発生の可能性がなくなったわけではないことに留意し、通常の生活に戻る。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7以上、M8未満の地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合には、最初の地震発生から1週間を基本に次の対応を行う。

ア 日ごろからの地震への備えを再確認する。

イ 1週間経過後は、地震の発生の可能性がなくなったわけではないことに留意し、通常の生活に戻る。

(3) 後発地震に備えた事前避難

ア 住民の避難は、親戚・知人宅等への避難が基本であること。

イ 食料や生活用品などは避難者が準備することが基本であること。

ウ 日ごろからの地震への備えを再確認する。

星が丘地区防災計画

星が丘地区まちづくり会議

目 次

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目 的	1
2 地区防災計画の構成及び組織編成	1
3 実施主体	2
4 計画の修正	2

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割	3
2 自主防災組織の役割	3
3 事業者の役割	4
4 高層共同住宅管理者等の役割	4

第3章 地区の概要

1 自然的条件	5
2 社会的条件	5

第4章 防災アセスメント調査等による地区被害想定

1 地震による被害想定	6
2 富士山の噴火による被害想定	7

2 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本計画	8
2 自主防災組織の育成支援	8
3 自主防災組織の編成と各班の役割	8
4 出火防止及び初期消火対策	10
5 火災延焼対策	11
6 災害危険の把握	11
7 高層共同住宅等の災害対策	11

第2章 災害に対する備え

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 2 防災知識の普及・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 3 災害に備えた各家庭での取組・・・・・・・・・・・・・・12
- 4 防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 5 防災資機材等の点検・管理・・・・・・・・・・・・・・14
- 6 災害時要援護者の把握、避難支援体制・・・・・・・・15

3 応急対策計画（地震・風水害）

第1章 地区災害対策本部活動

- 1 地区災害対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 2 本部の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 3 本部の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 4 災害時の動員・連絡体制・・・・・・・・・・・・・・17
- 5 情報の収集・伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

第2章 応急対策活動

- 1 初期消火活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 2 救出・救護・搬送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 3 避難誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 4 災害時要援護者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- 5 住民の安否確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
- 6 在宅避難者の把握・支援・・・・・・・・・・・・・・31
- 7 避難所運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
- 8 車中泊等の避難所外避難者への対応・・・・・・・・37
- 9 多様な視点に基づいた避難所等の運営・・・・・・・・37
- 10 新型コロナウイルス等感染症対策・・・・・・・・37
- 11 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応37
- 12 ボランティアの活動について・・・・・・・・・・・・38
- 13 他組織との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

4 資 料 編

- 1 避難場所等一覧
- 2 防災マップ
- 3 星が丘地区防災計画検討協議会会則

第1章 地区防災計画の方針

1 目的

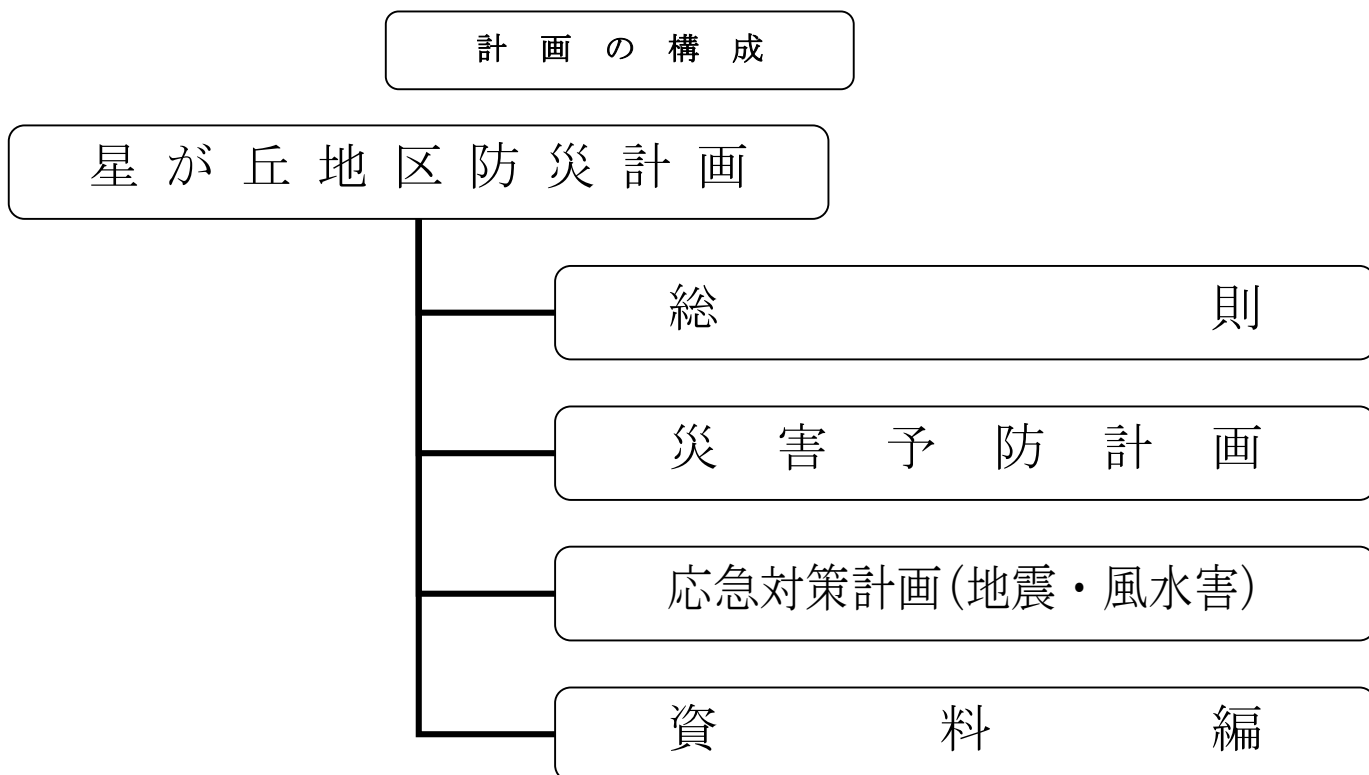
東日本大震災をはじめ、これまでの多くの災害の教訓からも、大規模災害の発災直後は、消防や各行政機関など、「公助」による対応には限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地区自らが対応できる体制をつくることが重要である。

このため、地区の現状に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地区における防災力を高めることを目的とする。

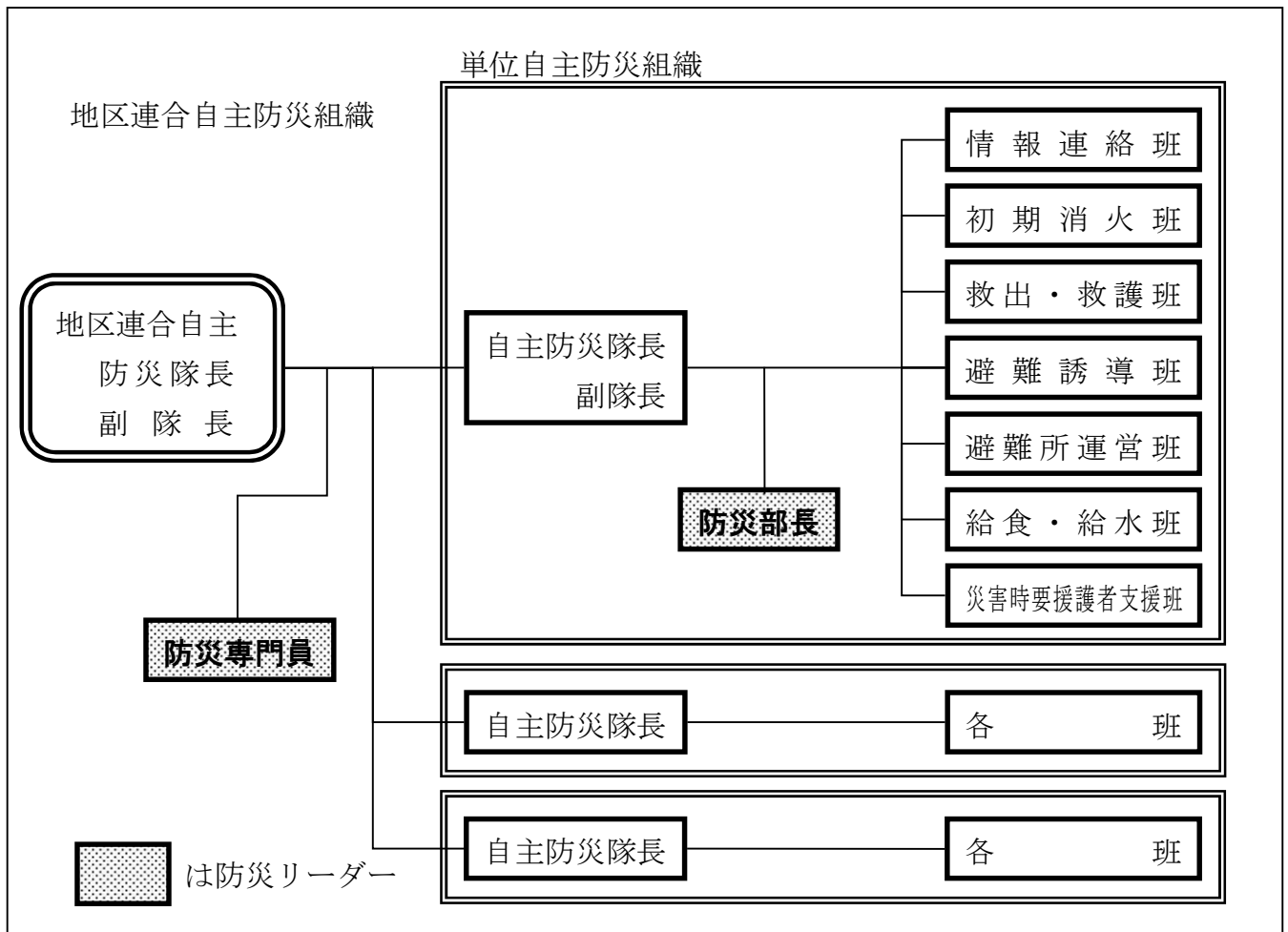
2 地区防災計画の構成及び組織編成

星が丘地区防災計画は、総則、災害予防計画、応急対策計画(地震・風水害)及び資料編で構成する。

地区防災計画のもととなる組織は、地区に密着した活動が不可欠なため、自治会等を母体とした単位自主防災組織とし、また、地区としての連絡体制や協力体制を確保し、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、地区連合自治会を単位とした連合自主防災組織とする。



組織編成イメージ図



3 実施主体

次に掲げる者は、この計画に基づき、地区における災害対策の促進、災害に強い地区づくりの推進等を主体的に実施することとする。

- (1) 星が丘地区に居住する者
- (2) 星が丘地区に通勤・通学する者
- (3) 星が丘地区で事業を行う事業者

4 計画の修正

この計画は、必要があるときはこれを修正する。

※計画の修正(見直し)基本方針

- ・ 計画内容に影響のない修正(誤字、脱字等や法令等の引用条文)については、市が修正を行い、まちづくり会議等に報告をすることとする。
- ・ 計画内容に変更を伴う修正については、計画策定組織に準じた構成員により、検討・調整を行い、まちづくり会議等に報告をすることとする。

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割

- (1) 「自らの身は自ら守る(自助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりをすすめる、災害に強い居住者と地区を形成する。
- (2) 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時に対する少なくとも最低3日以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組を実施する。
また、過去の災害の教訓を伝承し、災害時には自らの情報を発信する。
- (3) 災害時には、共助の視点の下、地区とりわけ近隣世帯、いわゆる「隣近所」が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出・救護等に努めるとともに、避難するに当たっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。
- (4) 自主防災組織へ参加し、体制等の整備、教育訓練に協力するとともに、災害時には地区の住民・事業者と連携して各種活動を円滑に実施するよう「共助」の取組を実施する。
- (5) その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

2 自主防災組織の役割

- (1) 日ごろから、地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区内の防災に係る方針の策定支援や防災マップ、防災活動用資機材の整備、点検を実施する。
- (2) 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、組織員の教育訓練を推進するとともに、地区住民の参加及び地区内事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取組を実施する。
- (3) 災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の支援等を実施する。

3 事業者の役割

- (1) 日ごろから、次に掲げる事項等について、その積極的な実施に努める。
 - ア 管理する施設及び設備の耐震性の確保
 - イ 発災時における従業員等の一斉帰宅抑制のための食料及び飲料水等の備蓄(3日分以上)
 - ウ 初期消火、救出・救護等のための資機材の整備
 - エ 従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保
 - オ 従業員の防災訓練や防災に関する研修
- (2) 災害対策の責任者を定め、災害時における従業員のとるべき行動を明確にし、地区住民及び自主防災組織と連携して、地区における防災活動に参加する等、地区の共助に取り組むよう努める。
- (3) 災害時には、行政、地区住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

4 高層共同住宅管理者等の役割

- (1) 日ごろから、建物及び設備の耐震性の確保及び維持に努める。
- (2) 地震等によるエレベーター、電気、ガス及び上下水道等の停止を想定した、居住者の生活支障対策用設備及び資機材並びに共同住宅内の自主防災体制の整備に努める。
- (3) 周辺住民や自主防災組織との連携強化に努める。
- (4) 災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、高層階居住者等の生活支障対策を実施するよう努める。

第3章 地区の概要

1 自然的条件

(1) 特徴

台地(上段)にあり、地区の西端は段丘崖である。幹線道沿いを除いてほとんどが住宅地であり、その中には低く窪んでいるところがある。

2 社会的条件

(1) 人口

星が丘地区の人口は17,895人(住民基本台帳R3.4)である。

年齢別では、年少人口(15歳未満)が11.9%、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が61.8%、高齢人口(65歳以上)が26.3%となっている。このうち、外国人の登録人口は298人であり、地区人口の1.7%を占める。(住民基本台帳R3.4)

(なお、平成27年国勢調査における市内の昼夜間人口比は88.3%で、昼間人口は夜間人口よりも1割以上少ない。)

(2) 交通

地区の南端に走る県道相模原大蔵町をはじめ、市道市役所前通、市道下九沢淵野辺、市道村富星が丘、市道横山田中及び市道横山鹿沼と言った幹線道路が多く存在し、これらの道路は幅員が広く延焼遮断帯及び避難路として有効である。

また、生活道路は概ね幅員4m以上が確保されている。

(3) 地区内の建築物構成

幹線道路沿いを除いてほとんどが住宅地であり、戸建て住宅が多い。

地区内の建物の4分の3を木造建築物が占めており、そのうちの約4割が新耐震基準を満たしていない古い木造建築物である。

※ 新耐震基準・・・建築基準法に定められる設計基準のひとつであり、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物に対して適用されているもの。

第4章 防災アセスメント調査等による地区被害想定

1 地震による被害想定

(1) 想定地震と条件

想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。

想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震(M7.1)
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震(M7.1)
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生するM8クラスの海溝型地震
条件	季節・時刻	夏12時、冬18時、冬深夜2時の3ケース
	天候	晴れ、風速3m(本市の平均風速)

(2) 建物被害

建物被害は次のとおりである。(冬18時)

想定地震	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
東部直下地震	4,093	221	30	0	665
西部直下地震	4,093	80	3	0	447
大正関東タイプ地震	4,093	36	0	0	308

(3) 人的被害

		東部直下地震	西部直下地震	大正関東 タイプ地震
冬2時	死者	14	5	2
	閉込者	86	32	15
	重傷者	16	6	3
	軽傷者	102	62	42
冬18時	避難者当日	682	284	153
	避難者1週間後	1,653	1,102	820

単位：人

2 富士山の噴火による被害想定

富士山の大規模噴火時には2～30cm程度の降灰が予測されており、その場合、道路の通行不能をはじめ、停電や断水など重大な被害を受けることが想定される。

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針

震災時の火災や火災による延焼被害等を最小限にとどめるため、地区の現状に応じた災害対策を促進し、生命と財産を守る災害に強い地区づくりを推進する。

2 自主防災組織の育成支援

- (1) 星が丘地区は、地区防災活動の推進を図り、自治会等を中心とした自主防災組織の育成を推進するとともに地区内の防災リーダーを支援する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- (2) 星が丘地区は、自主防災組織が、災害時に有効に活動できるよう組織の充実強化を図るための訓練等を支援する。

3 自主防災組織の編成と各班の役割

(1) 単位自主防災組織

単位自主防災組織は、各自主防災組織の規模や活動の状況等に応じて編成することが大切であり、円滑な防災活動を行えるよう、以下の基本的な方針に沿った組織づくりとする。

隊長	地区連合自主防災組織との連絡調整や防災訓練等の計画・実施、組織内の情報伝達体制の整備
副隊長	隊長の補佐
防災部長	隊長の補佐及び防災活動に係る各班への専門的、技術的指導・指揮

本部	各班の総合調整、地域全体の防災活動の統率
情報連絡班	情報の収集・伝達活動
初期消火班	消火器等による初期消火活動
救出・救護班	負傷者の救出・救護活動
避難誘導班	住民の避難誘導活動
避難所運営班	避難所の運営活動
給食・給水班	炊き出し等給食・給水活動
災害時要援護者支援班	災害時要援護者への支援活動

【各班の平常時・災害時の役割】

	平常時	災害時
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練、連絡様式の準備等を行う。	被害情報等を収集し、地区連合自主防災組織を通じて、市の現地対策班に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達する。
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制の構築に努める。	安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得する。	周囲の人の協力を求め、負傷者等の救出・救護活動を行う。負傷者の応急手当と救護所への搬送を行う。
避難誘導班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェックを行う。	全員が安全に避難できるように避難誘導を行う。避難者の安全確保、安全確認を行う。
避難所運営班	避難所運営本部の立ち上げ及び運営方法について訓練を行う。	施設管理者や避難所担当職員と協力し、「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所の自主的な運営を行う。
給食・給水班	炊き出し方法、給食の配分方法、給水方法を習得する。	給食・給水のルールをつくり、秩序ある給食・給水活動を行う。
災害時要援護者支援班	災害時要援護者の把握、支援方法の確立に努める。	関係団体や地域住民と協力して、災害時要援護者各人の要望を親身になって聞き、要援護者活動に取り組む。

(2) 地区連合自主防災組織

隊長	防災に関わる市との連絡調整や地域防災訓練等の計画・実施、地区連合自主防災組織間の連絡協力体制づくり
副隊長	隊長の補佐
防災専門員	隊長の補佐及び防災活動に係る専門的、技術的指導・指揮

平常時	災害時
<p>隊長、副隊長や防災専門員は、協力・連携し、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練、炊き出し等給食・給水訓練、災害時要援護者支援訓練など、単位自主防災組織を超えた地域防災訓練、イベント等の計画・実施を行う。</p> <p>隊長や防災専門員は、市や構成単位自主防災組織との間に立ち、防災関連情報等の連絡や防災訓練等に関する調整などを行う。</p>	<p>災害時には、地区連合防災隊長や防災専門員など、事前に決められた人員により、本部を設置し、市(現地対策班)・単位自主防災組織との間に立ち、情報のとりまとめ・伝達活動を行う。</p> <p>単位自主防災組織や避難所間の連絡・調整をするとともに、被害の大きいところに集中的な対応を行うなど、単位自主防災組織を超えた効果的な災害対応を行う。</p> <p>なお、地区連合自主防災組織の本部は、市の現地対策班とともに、星が丘公民館に設置する。</p>

4 出火防止及び初期消火対策

(1) 出火防止

大地震時等においては、各所に同時多発的な出火が考えられ、道路、建物の損壊による障害物などが重なると、消防力は大きく阻害される。また、強風、夜間といった悪条件が加わると一層火災の拡大が懸念されることから、出火防止の徹底を図るため、各家庭において、主として次の事項に重点を置いて点検整備する。

- ア 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- イ 可燃性危険物品等の保管状況
- ウ 消火器等の消火資機材の整備状況
- エ 感震ブレーカー等の整備状況
- オ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

大地震発生時等には、火災の同時多発、消防車の通行不能等により、消防機関の活動は通常の火災の場合よりも大幅に制限される。

すべての住民が自宅や隣近所といった、ごく身近なところで初期消火活動を実践し、火災の拡大を防御することが重要であるため、安全を確保しつつ、迅速に初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。

初期消火活動に備えるため、可搬式(小型)動力ポンプ、スタンドパイプセット等を各自主防災隊に配備した。併せて、消火器、簡易消火器具等の各家庭への配備を促進する。

5 火災延焼対策

甚大な人命被害をもたらす市街地大火や火災旋風など、大規模地震に伴う火災延焼を最小限にとどめるために、感震ブレーカー等の設置を促進する。

6 災害危険の把握

災害予防に資するため、次のとおり地区固有の防災問題に関する把握を行う。

また、それらを記載した地図を作成し、地区内で情報共有する。

(1) 把握事項は、次のとおりとする。

- ア 危険地域、区域等
- イ 地区の防災施設、設備
- ウ 過去の災害履歴、災害に関する伝承

(2) 把握の主な方法は、次のとおりとする。

- ア 相模原市防災アセスメント調査
- イ 相模原市地区別防災カルテ
- ウ 相模原市ハザードマップ(浸水・土砂)
- エ 地区内の踏査(防災まち歩き)
- オ さがみはら防災マップ

7 高層共同住宅等の災害対策

高層共同住宅の管理者は、敷地・建物内に防災備蓄スペース、防災対応トイレなど、ライフラインが復旧するまでの間、居住者が自立生活できるための震災対策用設備等を確保するよう努める。

第2章 災害に対する備え

1 基本方針

日ごろから災害に対する十分な備えを行うとともに、発災直後の迅速かつ効果的な対応を図ることで被害を軽減する。

2 防災知識の普及・啓発

地区住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

- ア 防災組織及び防災計画に関すること。
- イ 地震、火災、水災等についての知識に関すること。
- ウ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- エ 地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。
- オ マイ・タイムラインの作成に関すること。
- カ ペットの同行避難に関すること。
- キ 南海トラフ地震臨時情報に関すること。
- ク 防災メールやテレビ神奈川データ放送などの防災情報の取得に関すること。
- ケ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

- ア 広報誌、パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布
- イ 講演会、座談会、映画上映会等の開催
- ウ パネル等の展示
- エ 防災地図等の作成

3 災害に備えた各家庭での取組

防災の日などの機会を捉えて、家族全員で、わが家の安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどについて話し合う。

大雨や台風に備えてハザードマップやさがみはら防災マップを活用し、「いつ・どこに・どのように」避難するかなどを時系列的に整理したマイ・タイムラインを作成する。

また、非常持ち出し品や防災用具の点検や補充を日ごろから行う。

<家庭で取り組むべきことの例>

○非常持ち出し品、非常備蓄品の確認

- ・食料や飲料水、薬、携帯トイレ、燃料(カセットガス等)等
- ・最低3日分以上、可能な限り1週間程度の備蓄を行う。

(飲料水は、1人1日3リットルが目安)

例：停電した場合、食料は冷凍庫や冷蔵庫の中身の傷みやすいものから順に使い、次

に常温保存のできるものを使っていくことで、3日分以上が確保できる場合がある。

- ・生活用水の確保を行う。

例：風呂の浴槽やバケツ等に貯めておいたことが役立った(阪神淡路大震災時)

- ・その他の備蓄品

例：阪神淡路大震災時等で役に立ったもの

ビニールシート、炭、紙皿・紙コップ、ラップ、軍手、スニーカーなど

○家の内外の安全確保

- ・家屋の耐震性(新耐震基準については、P. 6 総則第3章地区の概要を参照)
- ・家具の転倒防止(例：L型金具や転倒防止器具で固定するなど)
- ・感震ブレーカー等の設置
- ・ブロック塀の倒壊の可能性(高さ、基礎・鉄筋・控え壁の有無など) など

☆感震ブレーカーの種類☆

分電盤タイプ(内蔵型)	分電盤タイプ(後付型)	コンセントタイプ	簡易タイプ
			
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。
約5~8万円(標準的なもの)	約2万円	約5,000円~2万円	3,000円~4,000円程度
電気工事が必要	電気工事が必要	電気工事が必要なタイプと、コンセントに差し込むだけのタイプがある	電気工事が不要

○防災訓練への参加

- ・自主防災組織等が主体的に行う防災訓練、行政が実施する防災訓練

○家族が離れ離れになったときの連絡方法の確認

- ・災害用伝言ダイヤル171、携帯電話の災害用伝言板

災害用伝言ダイヤル「171」

(被災者が安否メッセージを「登録」し、それを一方が「聞く」という「声の伝言板」です。)

- 1 伝言あたり30秒以内
- 体験利用
 - 毎月1・15日
 - 正月三が日
 - 防災週間(8月30日~9月5日)
 - 防災とボランティア週間(1月15日~21日)

ご利用方法

171にダイヤル
音声ガイダンスによるご案内

録音は**1**、再生は**2**
音声ガイダンスによるご案内

被災地の方はご自身の番号も、被災地以外の方は被災地の電話番号を市外番号からダイヤルしてください。

市外番号 市内番号 お宅番号
0-X-X-X-X-X-X-X-X

ガイダンスに従い、録音(再生)

携帯電話「災害用伝言板」

携帯電話からも安否情報の登録や確認をすることができます。

- トップメニューから「災害用伝言板」を選択してください。
- 体験利用は「災害用伝言ダイヤル」と同じ日程で利用できます。
- 携帯電話会社の相互で利用できます。

SoftBank

ソフトバンク

<http://dengon.softbank.ne.jp/j>

docomo

NTTドコモ

<http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>

au

KDDI

<http://dengon.ezweb.ne.jp>

WILLCOM

ウィルコム

<http://dengon.willcom-inc.com/>

EM

イー・モバイル

<http://dengon.emnet.ne.jp>

※ウィルコムとイー・モバイルについては、2014年8月に合併しY!mobileとなり、現在は㈱SoftBankがサービスを運営している。(災害用伝言板については継続して利用可能)

○自分の住んでいる地域の避難場所の確認

- ・家族全員で安全な経路を確認しながら、実際に歩いてみるなど

4 防災訓練の実施

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次に掲げる事項により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

訓練の種類は、個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

- ア 情報収集・伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出・救護訓練
- オ 給食・給水訓練
- カ クロスロード

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練(HUG)

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期及び回数

訓練は、原則として、総合訓練を年1回以上実施(ただし、相模原市等が行う訓練に参加することで代えられるものとする。)し、個別訓練は随時実施する。

また、風水害時避難訓練及び情報伝達訓練を4月～6月に実施する。

5 防災資機材等の点検・管理

防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

必要に応じて配備計画書を作成する。

(2) 定期点検

連合自主防災隊の総合防災訓練実施時期に合わせて、全資機材の点検を行う。

6 災害時要援護者の把握、避難支援体制

災害時に、乳幼児、障がい者、高齢者等に対する適切な応急対応及び救援活動を行うため、日ごろから地区のコミュニティ形成や社会福祉活動に積極的に取り組み、備える。

なお、地区内における災害時要援護者への支援活動は「災害時たすけあい事業」に基づき、自治会長及び民生委員を中心とした支援組織(自主防災隊等)で行うこととする。

(1) 災害時要援護者名簿・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者名簿・マップ等を作成し、行政、社会福祉協議会、民生・児童委員、訪問介護員、ボランティア、自治会等と連絡を取り合っ
て定期的に更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導、効果的な救出・救護活動等について予め検討し、訓練等に反映させる。

(3) 災害時要援護者の避難支援

市長から避難指示等が発令されたとき又は地区防災組織の会長等が避難の必要があると認めたときは、会長等の避難支援開始の指示により、災害時要援護者を安全に避難場所へ誘導する。また、視覚障がい者、聴覚障がい者及び外国人に対する災害情報の提供に配慮する。

(4) 避難場所

避難場所(風水害・特殊災害(大雪))		運営(対応職員等)
風水害時避難場所等	自治会館等	地域住民(自治会等)
	公民館	
	学校	市の職員



自宅が被災するなど避難生活が必要となった場合

避難所	学校	避難所運営協議会 市の職員
-----	----	------------------



自宅が被災するなど避難生活が必要となった場合

避難場所(地震災害時)
一時避難場所
広域避難場所(延焼火災時)

ア 避難経路

必要に応じて避難経路図等を作成する。

イ 一時避難場所

一時避難場所一覧参照(資料編 P. 43)

ウ 広域避難場所	横山公園・上溝中学校、淵野辺公園一帯
エ 避難所	星が丘小学校
オ 風水害時避難場所等	各自治会館等（資料編 P. 44）
(5) 避難計画書	必要に応じて避難計画書を作成する。

第1章 地区災害対策本部活動

1 地区災害対策本部の設置

相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、風水害等により、地区に甚大な災害被害が想定される場合には、星が丘公民館コミュニティ室に「星が丘地区災害対策本部（以下「本部」という。）」を設置する。

本部を設置した場合には、「市中央区本部星が丘現地対策班（以下「現地対策班」という。）」にその旨を連絡する。

※ 星が丘地区災害対策本部…地区連合自主防災組織の本部のことをいう。

2 本部の活動

本部は、星が丘地区内の被害情報等の収集及び災害時要援護者の避難支援を行うとともに、地区の状況について現地対策班に報告する。

また、避難所運営協議会と現地対策班との連絡・調整を行う。

3 本部の廃止

地震、風水害等による災害発生のおそれなくなった場合、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合若しくは発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合には、本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、現地対策班にその旨を連絡する。

4 災害時の動員・連絡体制

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、地区防災組織の会長等（以下「会長等」という。）は別表「配備の基準・連絡体制」により動員を行う。ただし、状況により必要が認められるときは、基準と異なる動員を行うことができる。

5 情報の収集・伝達

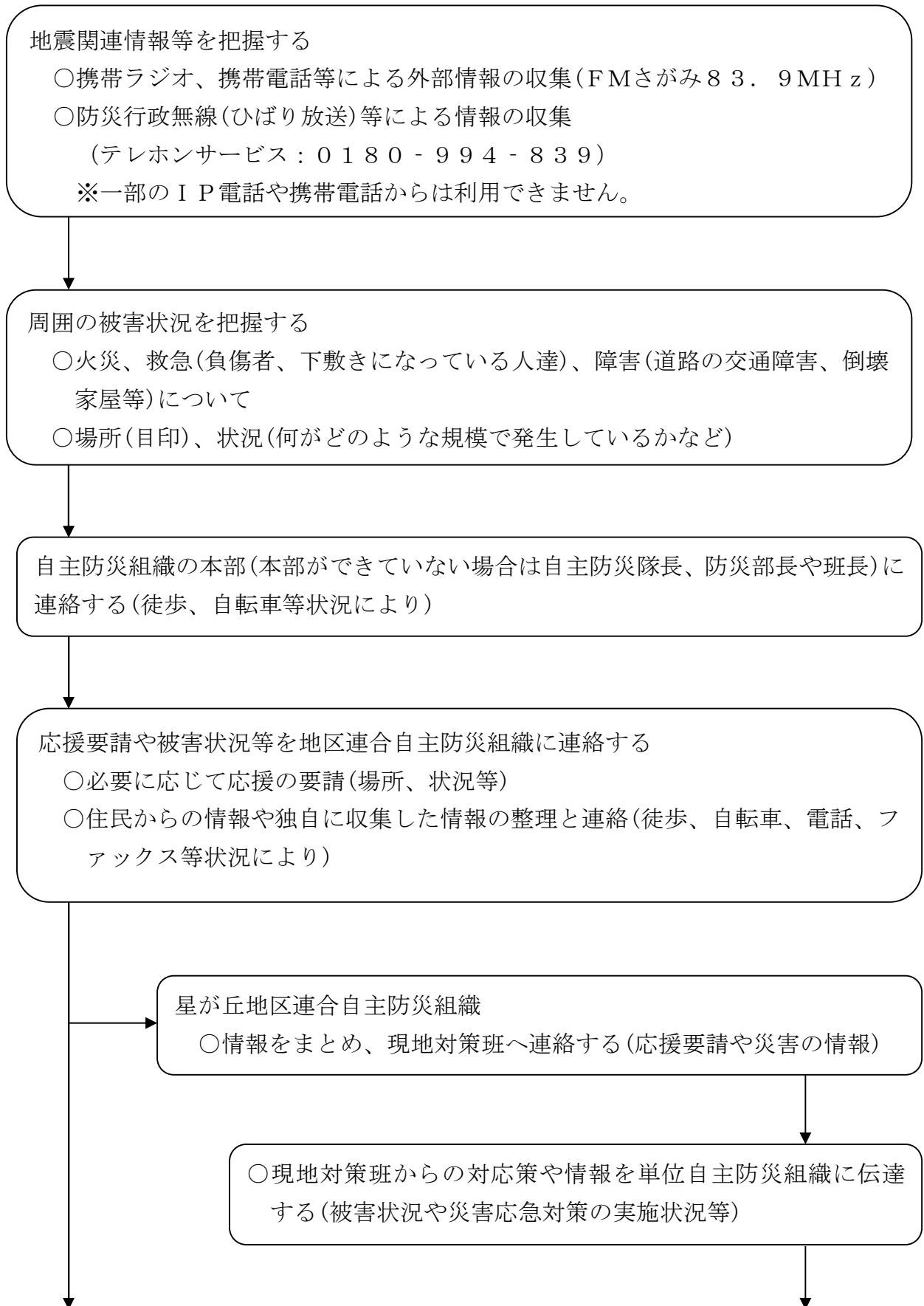
被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達を次により行う。

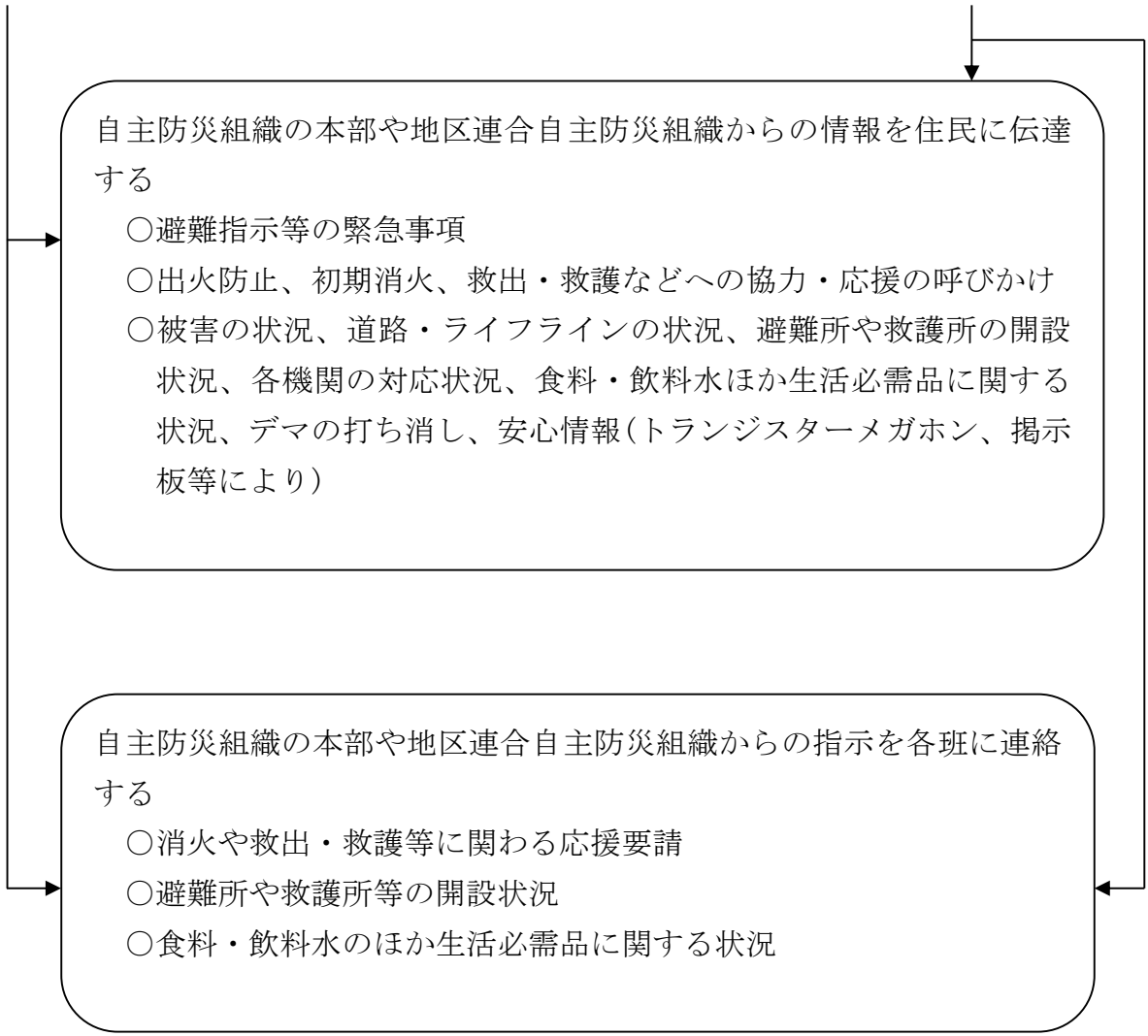
情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、テレビ、ラジオ、各種電話、防災行政用同報無線（ひばり放送）、ファックス、インターネット、伝令等による。

情報は、簡潔明瞭が肝心であり、「いつ、どこで、なにが、（誰が）、どうして、どのように」の要領で情報を収集し、伝達する。

【情報収集・伝達活動の流れ】 自主防災組織





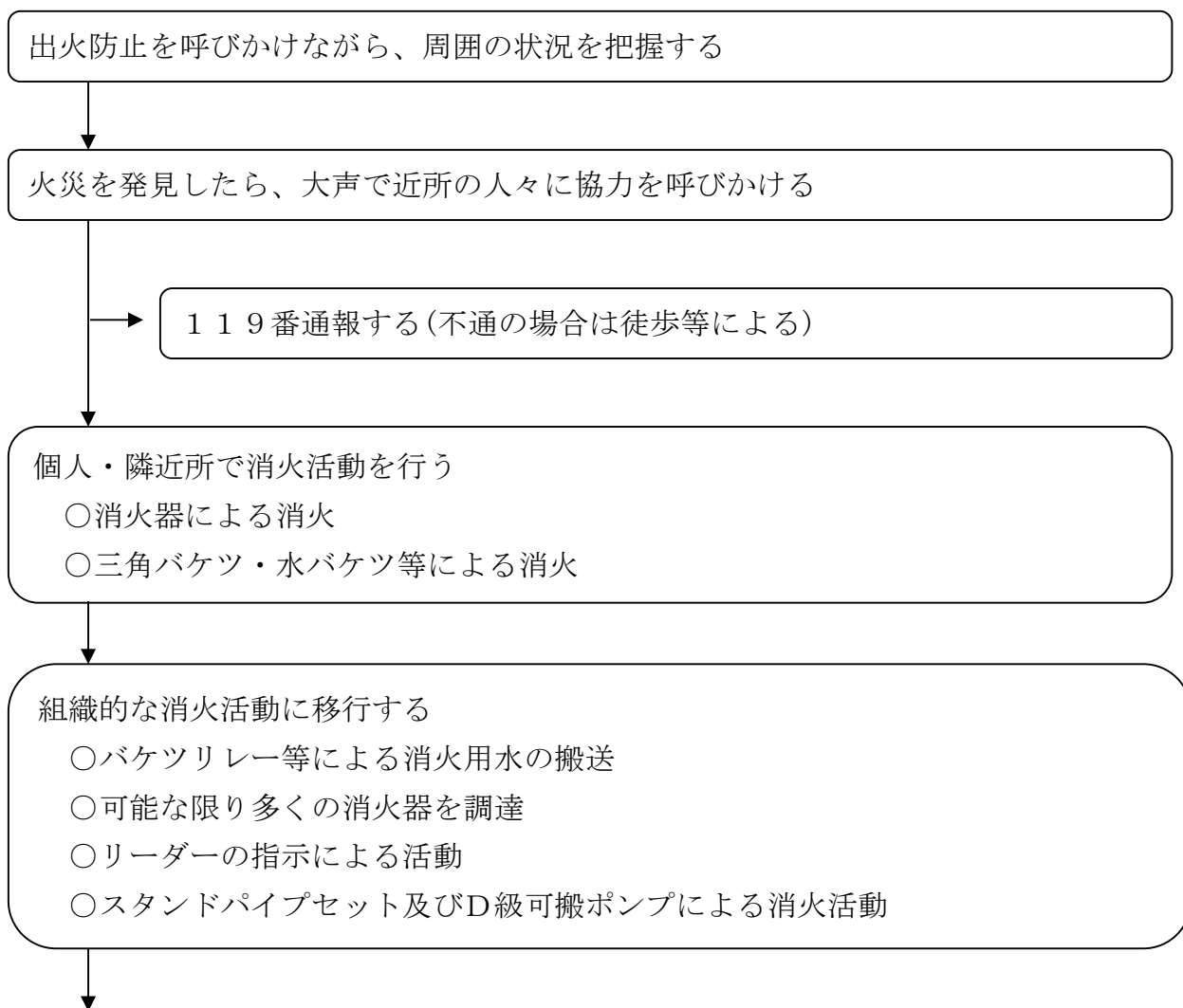
第2章 応急対策活動

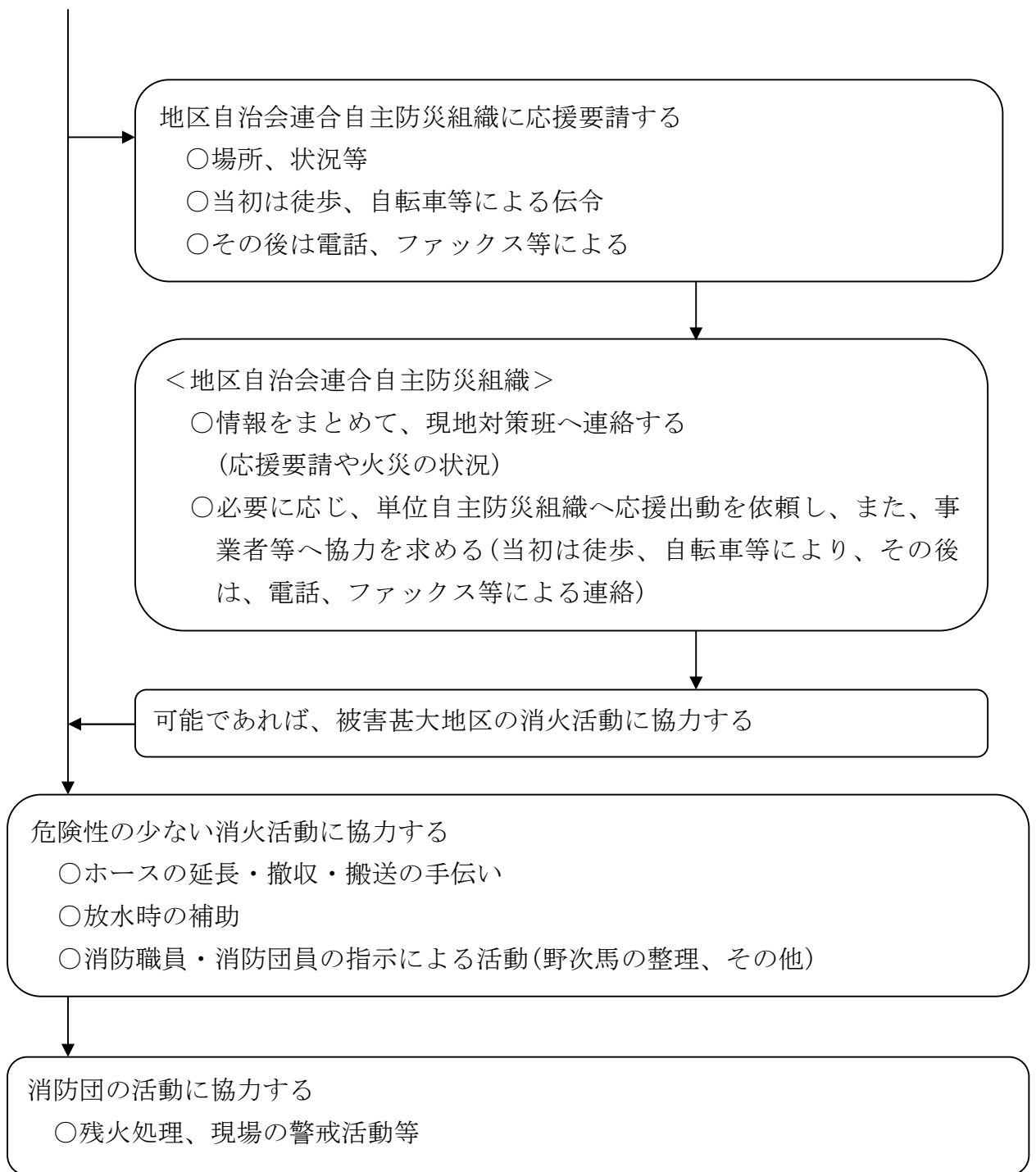
1 初期消火活動

発災後、初期段階においては、地区住民、自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

なお、火災に際しては初期消火が特に重要になるため、自主防災組織等は各家庭に対して、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、スタンドパイプセットや小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

【初期消火活動の流れ】 自主防災組織





2 救出・救護・搬送

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護が必要なときは、直ちに救出・救護活動を行う。
この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 救出・救護活動等の原則

- ア 救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行う。
- イ 救出・救護の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救護を優先して実施する。
- ウ 傷病者の救急搬送は、救命・救急処置を必要とする者を優先して、救護所に搬送し、その他の傷病者は、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を行う。

(3) 医療機関への搬送

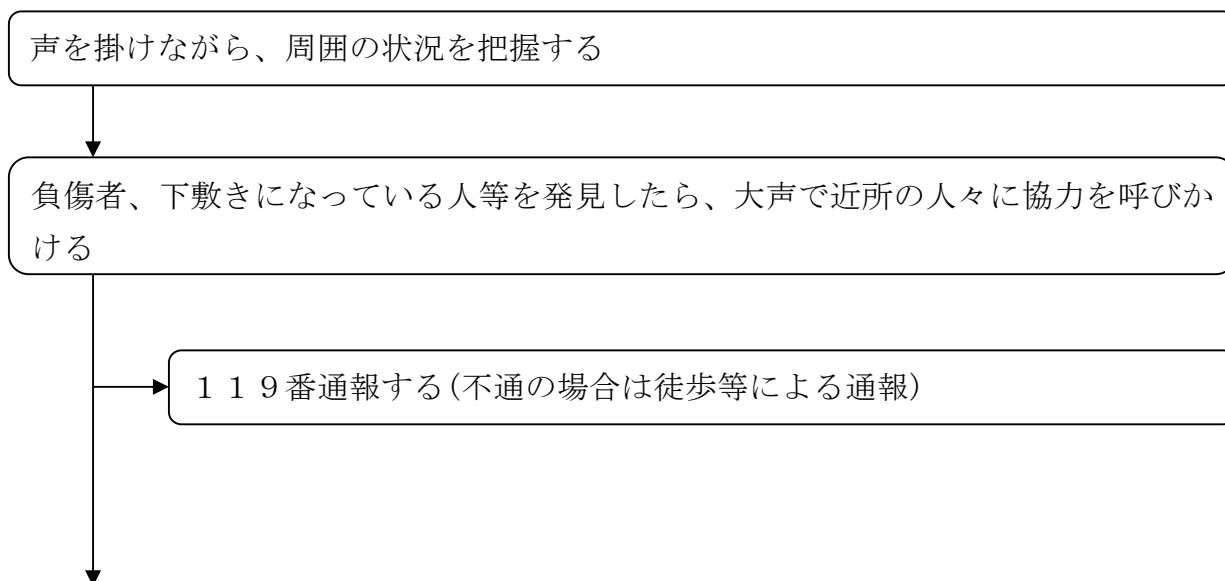
救出・救護班は、救護所のスタッフと調整の上、避難所・救護所から医療機関への搬送が必要なときは、次の医療機関又は災害時に設置される拠点救護所に搬送する。

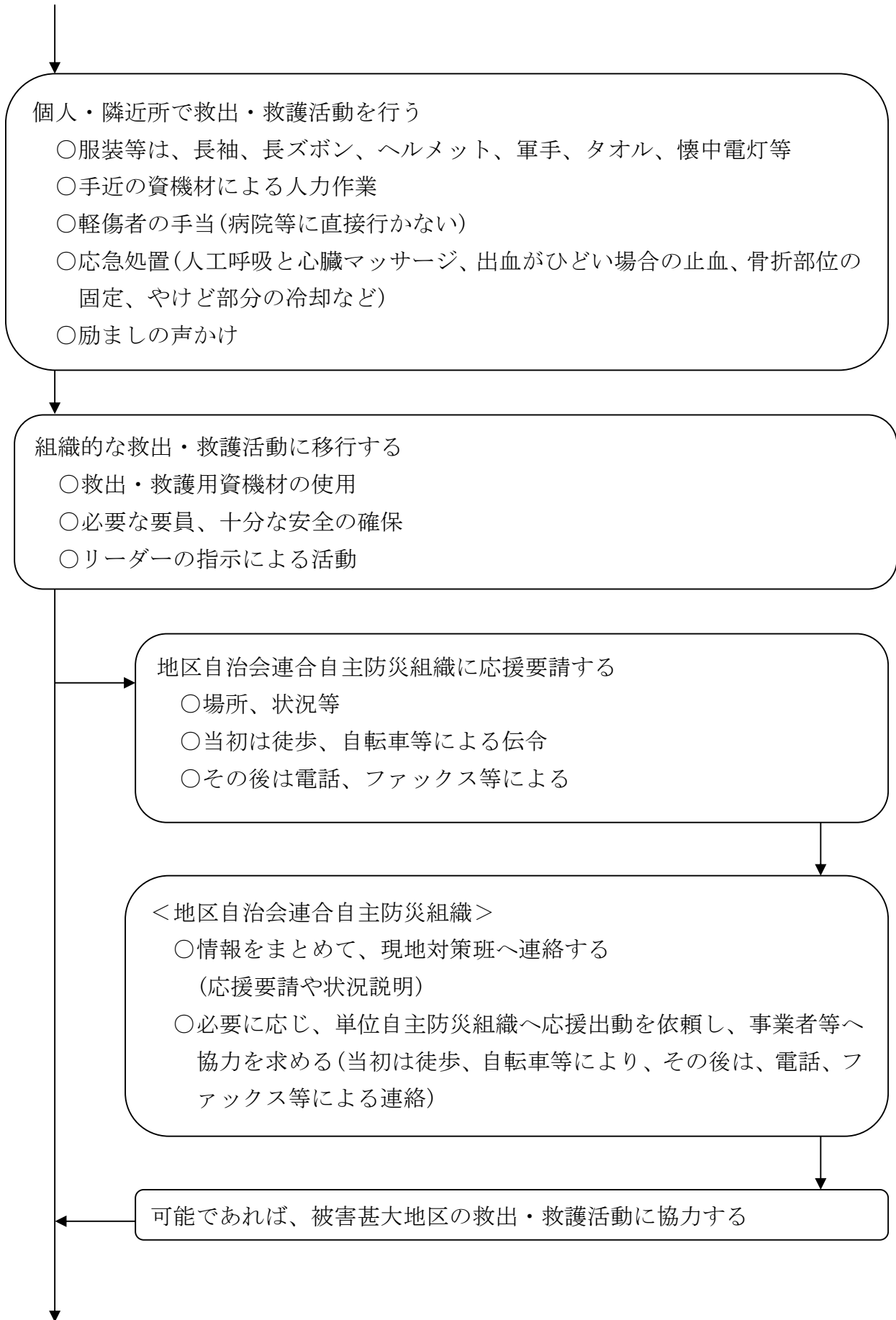
- ア 地域救護病院・・・梨本病院、相模原中央病院(地域防災計画より抜粋)
- イ 拠点救護所・・・相模原中央メディカルセンター
- ウ 地域の医療機関・・・(別紙)星が丘防災マップ参照

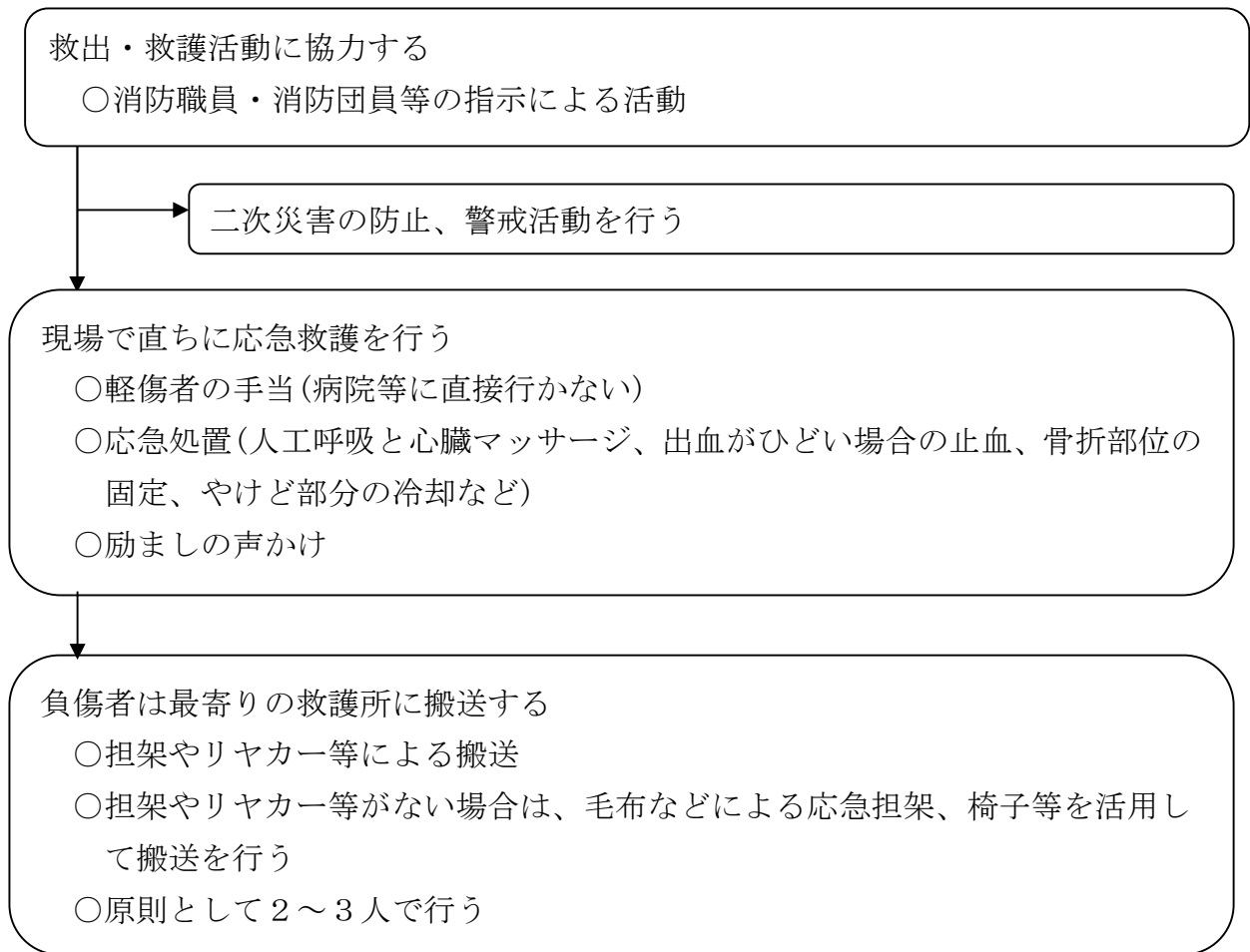
(4) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班は、防災関係機関による救出が必要なときは、119番通報し、防災関係機関の出動を要請する。

【救出・救護活動の流れ】 自主防災組織







救護所として指定されている学校及び拠点救護所

地区名	学校名	地区名	学校名
本庁	向陽小学校	大野南	谷口台小学校
	清新小学校		南大野小学校
	横山小学校	大沢	大沢小学校
	中央小学校	田名	田名小学校
	星が丘小学校	上溝	上溝小学校
	光が丘小学校	麻溝	麻溝小学校
橋本	旭小学校	新磯	相陽中学校
	相原小学校	相模台	桜台小学校
大野北	共和小学校		相模台小学校
	淵野辺小学校	相武台	相武台小学校
大野中	大沼小学校	東林	東林小学校
	大野小学校		上鶴間小学校

拠点救護所

相模原中央メディカルセンター、相模原北メディカルセンター、相模原南メディカルセンター、

3 避難誘導

市長から避難指示等が発令されたとき又は会長等が避難の必要があると認めたときは、地区内にいる全ての人に対して、次の方法により避難誘導を行う。

(1) 避難誘導の指示

会長等は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長等の避難誘導開始の指示を受けたときは、避難計画に基づき、住民を避難場所に誘導する。

(3) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、各避難所運営の手引きのとおりとする。

(4) 避難経路及び避難場所

ア 避難経路 別紙星が丘地区防災マップ及び地区別防災カルテ参照

イ 避難場所 一時避難場所、広域避難場所、避難所、風水害時避難場所等

(5) 避難計画書

必要に応じて、避難計画書を作成する。

【避難誘導活動の流れ】 自主防災組織

自主的な避難判断を行う

- 火災の拡大、建築物の倒壊、地盤の崩壊等の被害発生の危険性がある場合
- ひばり放送、ラジオや周囲の状況などから判断

避難指示等が発令されたら、周辺住民への周知徹底を図り、避難時の注意事項を伝達する。

- 発令者・避難対象地域・避難先・避難経路・避難指示の理由等
- 自治会が選定している一時避難場所の周知
- ガス元栓の閉鎖、電気ブレーカーの遮断
- 携行品は、食料・薬・日用品・衣類・貴重品等、必要最小限の生活用品のみ
- 服装などは、長袖・長ズボン・防災ずきん・ヘルメット・軍手・タオル・懐中電灯・厚底の靴等
- 外出中の家族には連絡メモを残す
- トランジスターメガホン等を活用

一時避難場所に避難する

- 災害時要援護者のうち、援助が必要な人に対して優先的に声をかけ、必要に応じて援助する(車椅子、リヤカー、担架等の利用)
- 避難誘導要員を中心に、避難路を確保し、数人～数十人単位で避難する
- 到着後人数を確認し、行方不明者がいれば危険のない範囲で安否の確認
- 避難する際、自宅に地区自治会連合で作成した黄色い布「我が家は無事です。」を掲げる

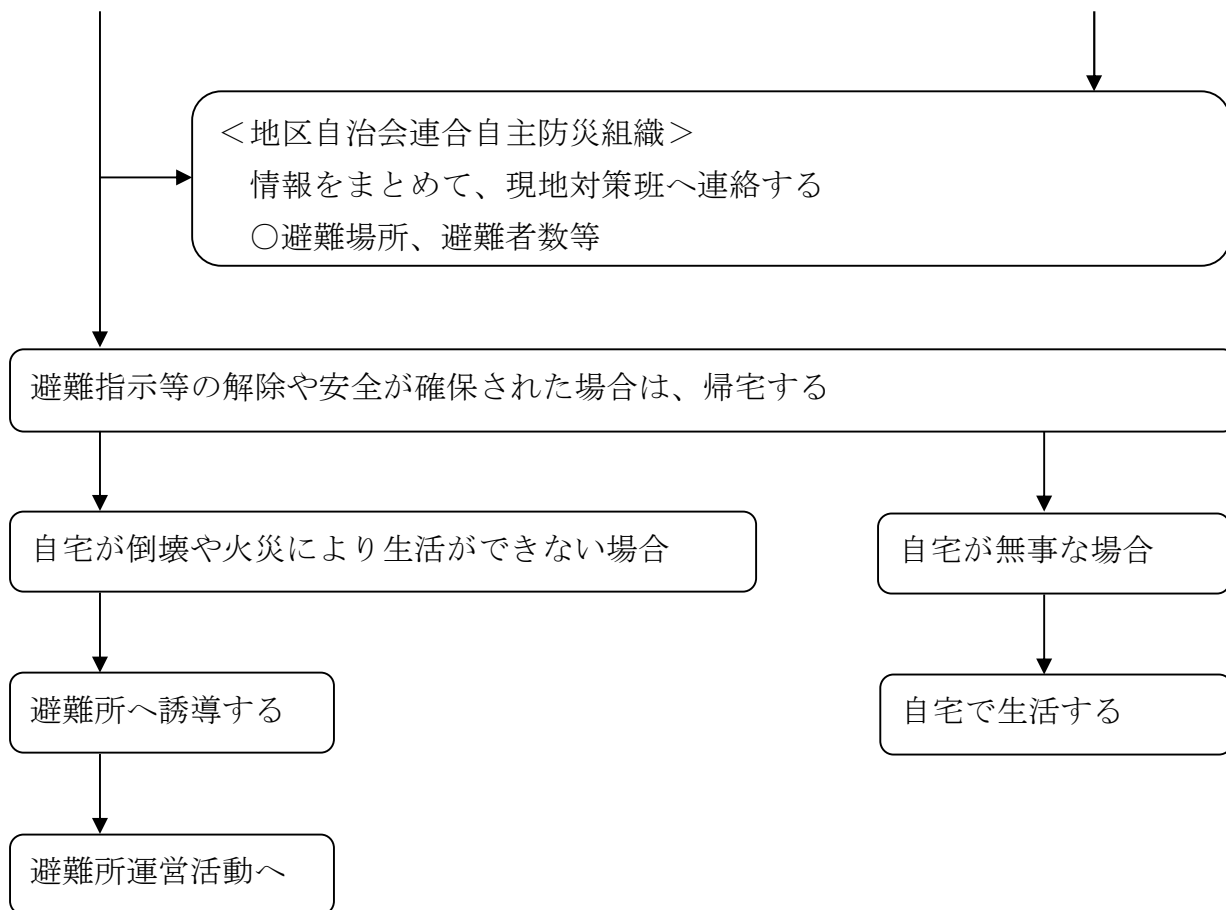
避難指示等の解除や安全が確保された場合は、帰宅する

広域避難場所への移動が必要と判断される場合は避難者を誘導する

- 火災の延焼拡大による火煙やふく射熱から身を守る場合は広域避難場所へ
- 火災や倒壊等で建物を失った場合などは避難所へ
- 火災や風などの気象状況、建物の倒壊の状況等を踏まえ、複数のルートから避難経路を選択
- 避難者がはぐれないよう、自主防災組織旗、懐中電灯、避難誘導棒、ロープ、警笛等の活用
- 高齢者、障がい者等の災害時要援護者は中央に配置
- 到着後人数が揃っているか確認し、不明者は手分けして搜索

地区自治会連合自主防災組織に避難状況を連絡する

- 避難場所、避難者数等
- 当初は徒歩、自転車等
- その後、電話、ファックス等
- 避難所では、電話、ファックス、災害時優先電話、携帯電話等



4 災害時要援護者対策

災害時において、乳幼児、障がい者、高齢者などの災害時要援護者に対して、地区住民、関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとする。

(1) 災害発生時の対応

災害発生後概ね3日間を目途に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行うこととする。

なお、地区内における災害時要援護者への支援活動は「災害時たすけあい事業」に基づき、自治会長及び民生委員を中心とした支援組織(自主防災隊等)で行うこととする。

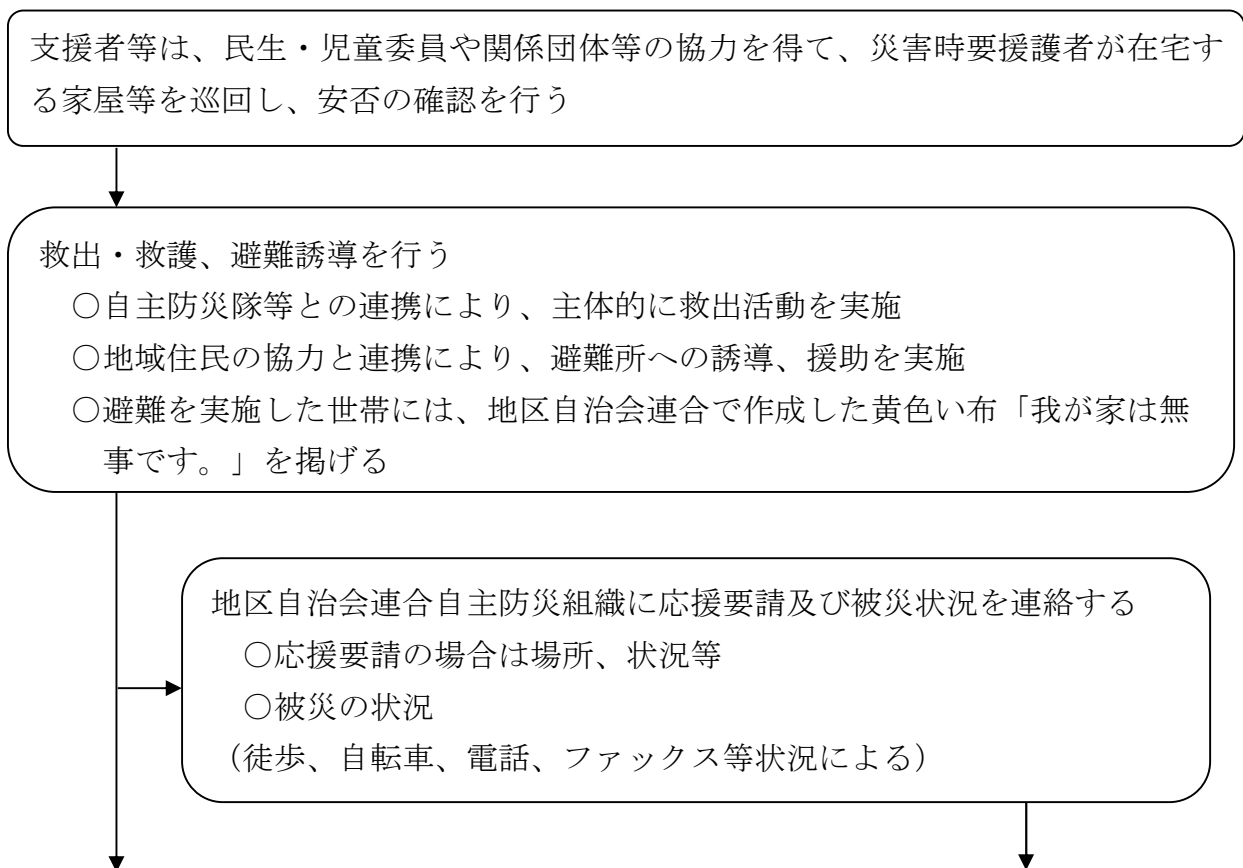
(2) 情報収集

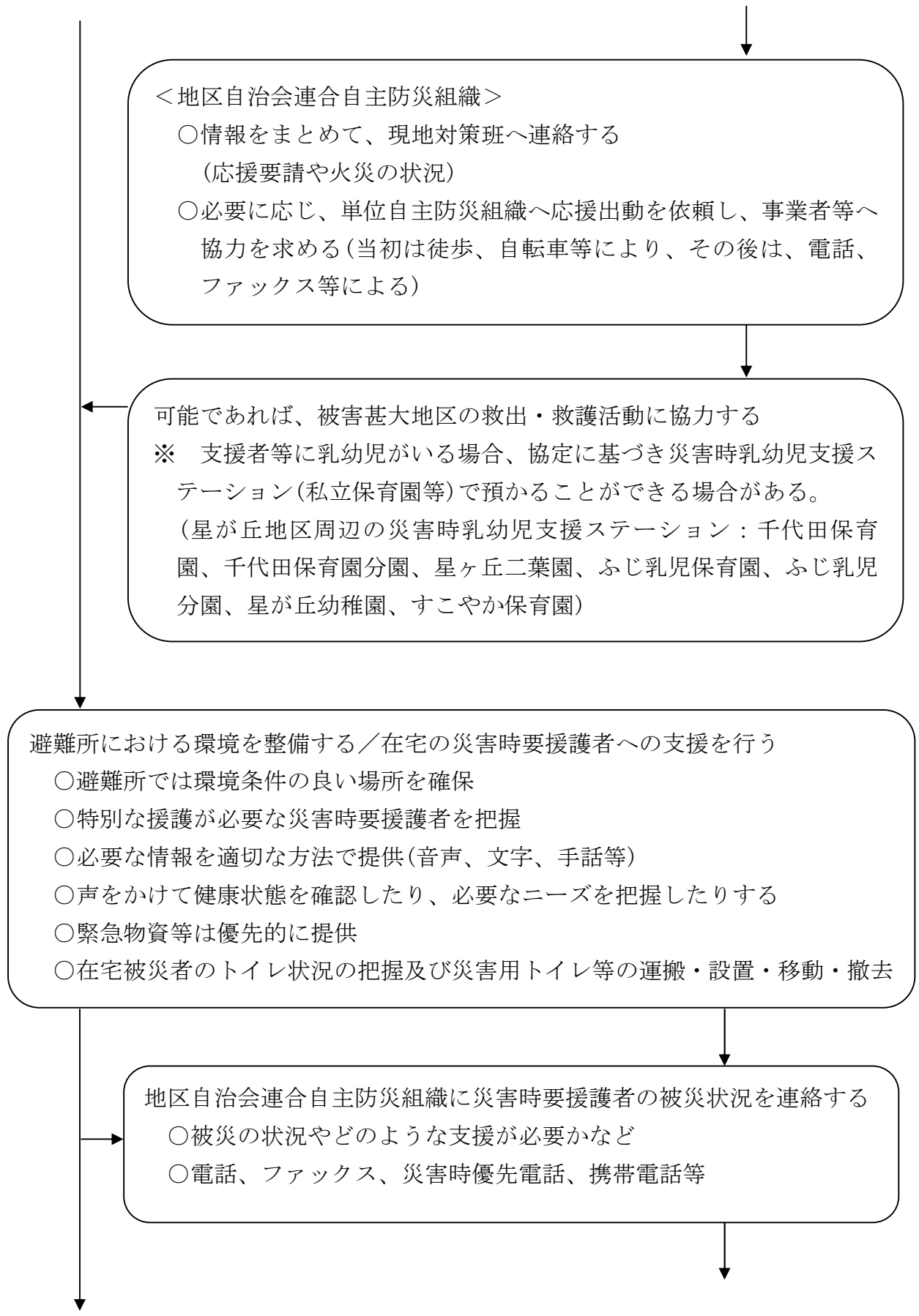
大規模災害が発生した場合、支援組織は安全が確保される範囲内において、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内支援組織間での情報を共有するとともに本部に報告する。

(3) 避難誘導

発災後の避難誘導方法及び災害時要援護者別状況の対応については「災害時たすけあい事業」に基づき行うこととし、避難経路、避難場所について安全を確認の上、指定された場所等に速やかに誘導することとする。

【災害時要援護者支援活動の流れ】





<地区自治会連合自主防災組織>

- 情報をまとめて、現地対策班へ連絡する
(応援要請や火災の状況)
- 必要に応じ、単位自主防災組織へ応援出動を依頼し、事業者等へ協力を求める(当初は徒歩、自転車等により、その後は、電話、ファックス等による)

可能であれば、被害甚大地区の救出・救護活動に協力する

- ※ 支援者等に乳幼児がいる場合、協定に基づき災害時乳幼児支援ステーション(私立保育園等)で預かることができる場合がある。
(星が丘地区周辺の災害時乳幼児支援ステーション：千代田保育園、千代田保育園分園、星ヶ丘二葉園、ふじ乳児保育園、ふじ乳児分園、星が丘幼稚園、すこやか保育園)

避難所における環境を整備する／在宅の災害時要援護者への支援を行う

- 避難所では環境条件の良い場所を確保
- 特別な援護が必要な災害時要援護者を把握
- 必要な情報を適切な方法で提供(音声、文字、手話等)
- 声をかけて健康状態を確認したり、必要なニーズを把握したりする
- 緊急物資等は優先的に提供
- 在宅被災者のトイレ状況の把握及び災害用トイレ等の運搬・設置・移動・撤去

地区自治会連合自主防災組織に災害時要援護者の被災状況を連絡する

- 被災の状況やどのような支援が必要かなど
- 電話、ファックス、災害時優先電話、携帯電話等

```
graph TD; A[ ] --> B[<地区自治会連合自主防災組織>]; B --> C[必要に応じて福祉避難所へ搬送する]; C --> A;
```

<地区自治会連合自主防災組織>

○情報をまとめて、現地対策班へ連絡する

必要に応じて福祉避難所へ搬送する

○地区ボランティアなどの活用

5 住民の安否確認

各单位自治会の自主防災組織等は、避難所運営協議会及び現地対策班から、避難者等の安否確認の情報収集を行い、必要に応じて救出・救護班、避難誘導班等により編成された現地確認班等が、安全が確保される範囲内において現地確認を行い、住民の安否確認の情報収集を行う。

また、収集された情報については、適時、本部に報告を行い、報告を受けた本部は、随時、現地対策班に報告する。

6 在宅避難者の把握・支援

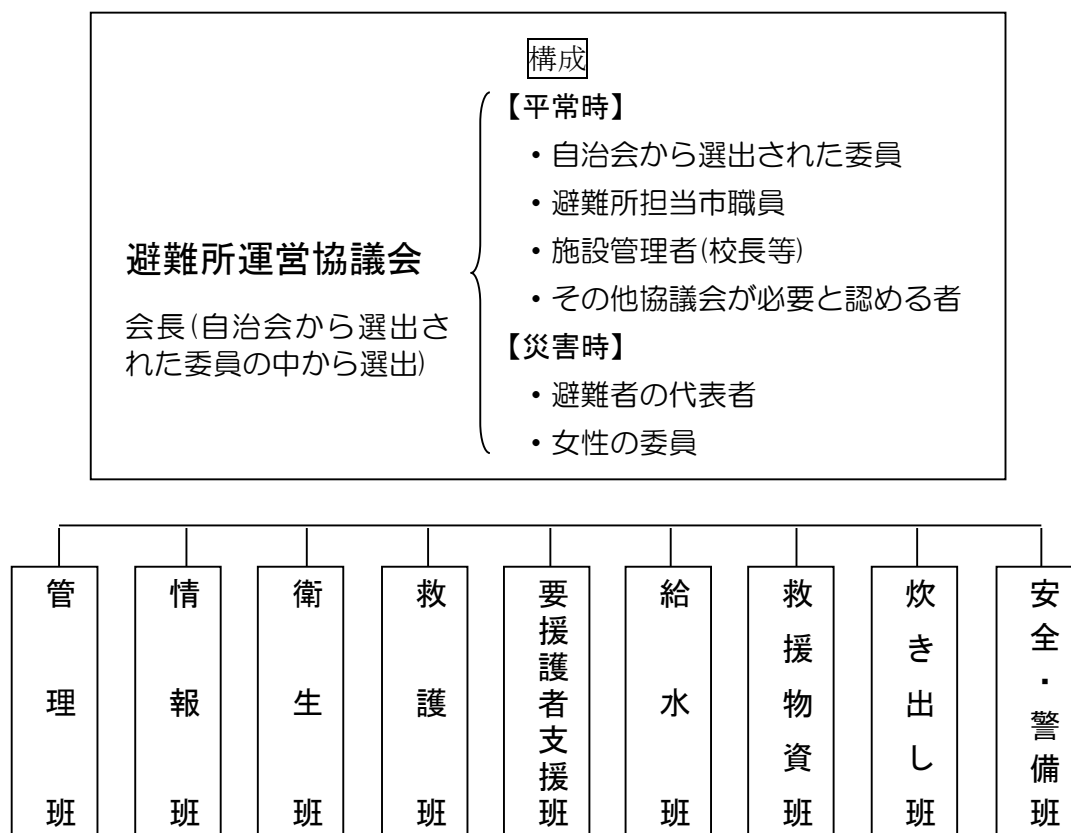
各单位自治会の自主防災組織等は、避難所運営協議会及び現地対策班から、在宅避難者の情報収集を行うとともに、随時、現地等での情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営協議会及び現地対策班と協力して在宅避難者への支援を行う。

7 避難所運営

避難所運営については、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営協議会が中心となって、避難所運営本部を立ち上げ、避難所運営を行うこととする。

なお、避難所運営協議会メンバーには女性の参画を求めるものとする。

<避難所運営本部図>



※ 各班の役割については、避難所運営マニュアルを参照

【避難所運営活動の流れ・概ね1週間を目安として】自主防災組織

避難所への参集

- 震度5強以上の地震が発生した場合
- 星が丘小学校への避難所対象自治会自主防災隊から避難所担当を2名派遣する
- 隊長の指示により避難所運営班から2名を星が丘小学校に派遣する

避難所担当者の参集

- 避難所対象自治会自主防災隊(11隊×2名=22名)
- 市避難所担当職員(3~4名)
- 星が丘小学校長等

避難所開設準備

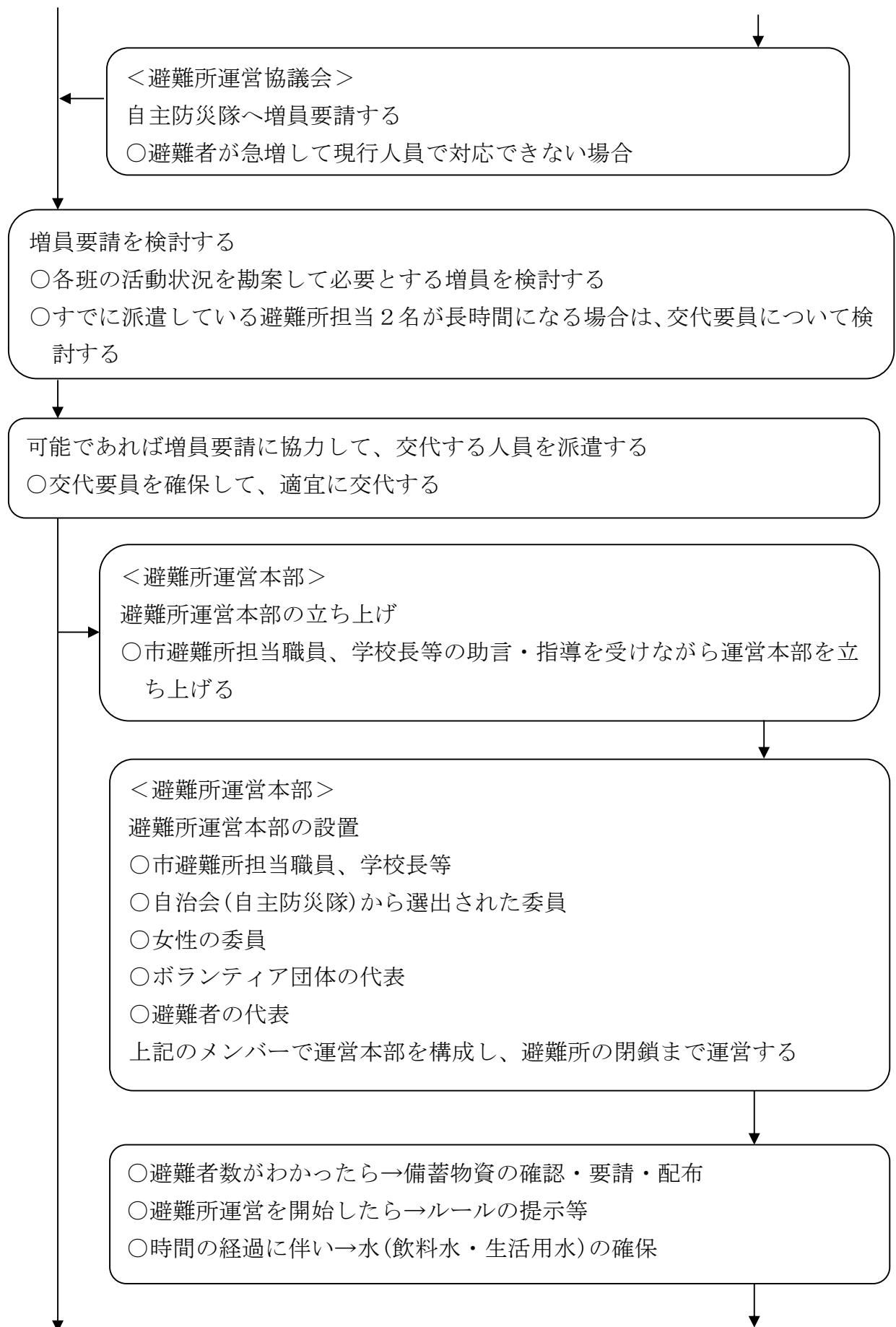
- 施設被害状況と安全の確認
- 避難区画の整理
- 避難者数の把握
- 避難所トイレの確保
- 避難所開設準備状況を現地対策班に連絡

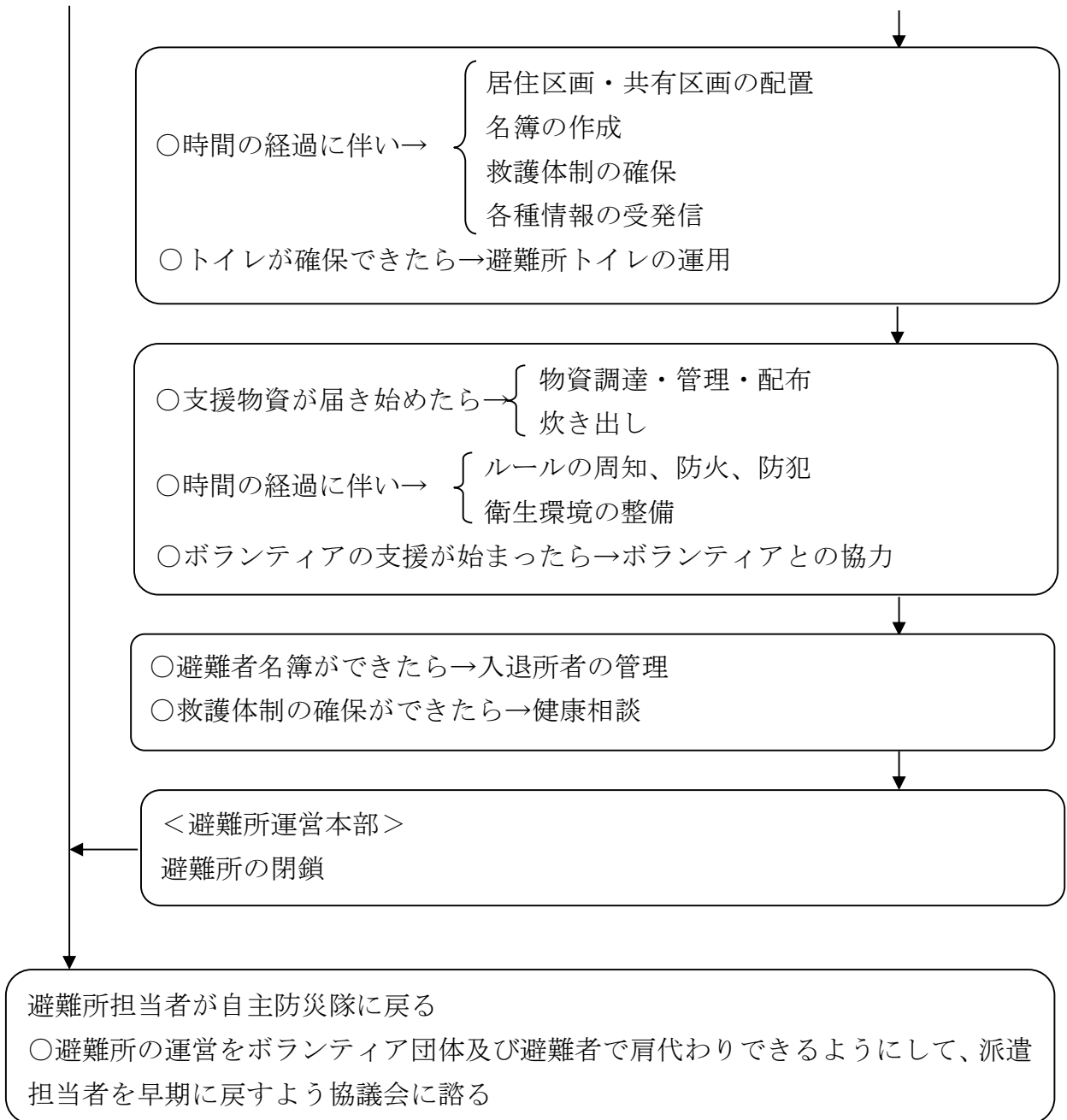
避難所運営準備

- 避難所運営本部の設置
- 受付の設置

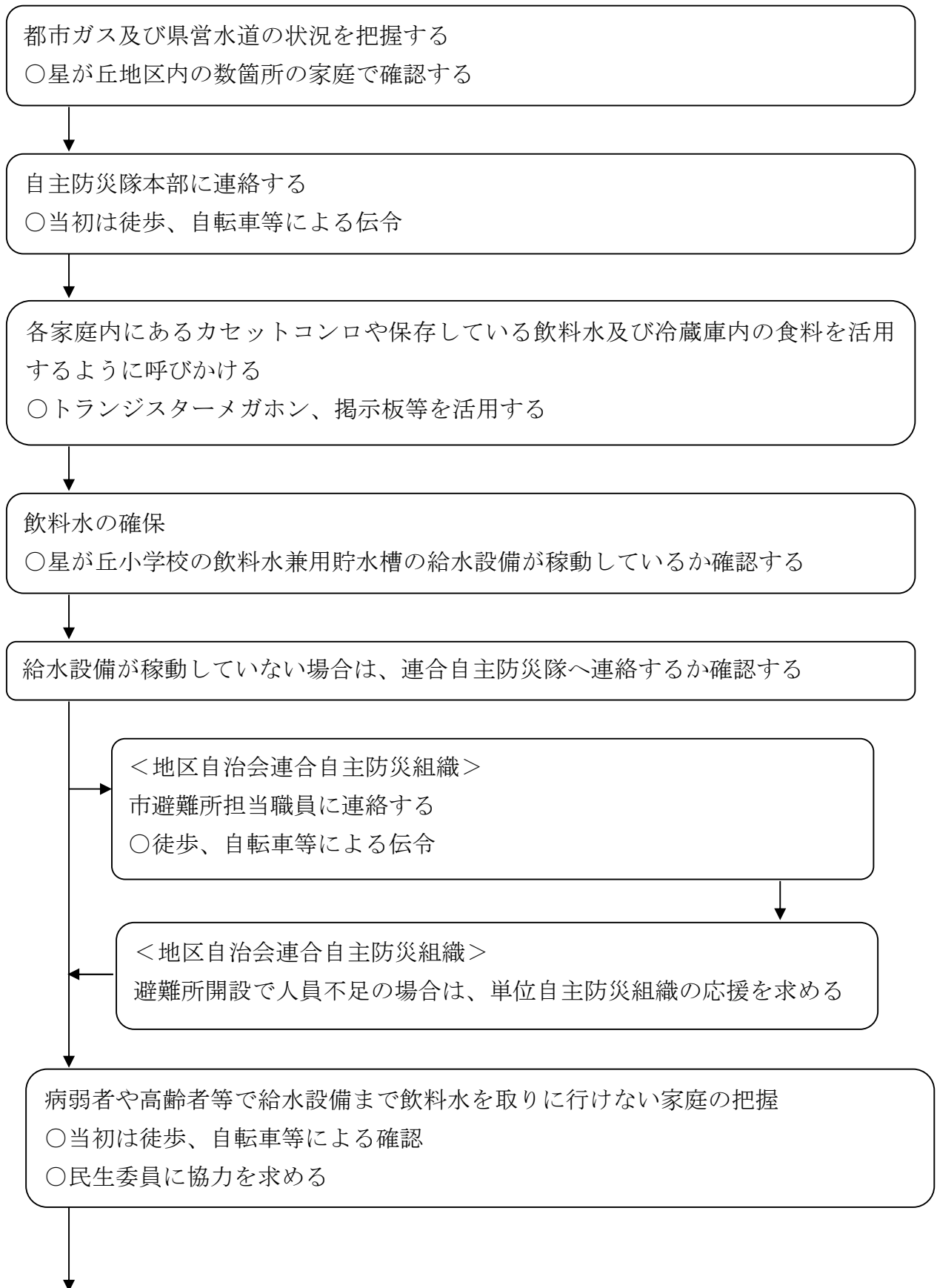
避難所への入所

- 避難者の待機
- 避難者の誘導
- 負傷者の救護
- 災害時要援護者への対応
- ペット連れ避難者への対応





【給食・給水活動の流れ】 自主防災組織



[文書の重要な部分を引用して読者の注意を引いたり、このスペースを使って注目ポイントを強調したりしましょう。このテキストボックスは、ドラッグしてページ上の好きな場所に配置できます。]

↓

給水活動の開始

- 飲料水を取りに行けない家庭へ給水する
- 給水設備からロンテナー(水容器)へ飲料水を入れて、リヤカーで配る

↓

給食活動の開始

- 病弱者や高齢者等、自給自足ができない者を対象とする
- 自治会が保有する非常用食料を活用する

8 車中泊等の避難所外避難者への対応

避難については、親戚宅等や避難所を原則とするが、やむを得ず車中泊等を選ぶ避難者については、在宅避難者名簿に登録を行う。

また、エコノミークラス症候群の健康管理に係る注意喚起を行う。

9 多様な視点に基づいた避難所等の運営

避難所等には、障害のある方や慢性疾患、アレルギー等の個人的な事情を抱えた方のほか、乳幼児や性的少数者など様々な方が利用します。こうした方々に対し可能な限り配慮しながら、多様な視点に基づいた避難所等の運営を行う。

10 新型コロナウイルス等感染症対策

避難所等における新型コロナウイルス等感染症のまん延を防止するため、避難所運営マニュアルに基づく感染症対策を実施する。

11 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

南海トラフ地震臨時情報が発表され、事前の準備行動等を行う必要があると認められた場合には、後発地震の発生に備えた事前避難対策等を実施する。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に次の対応を行う。

ア 日ごろからの地震への備えを再確認する。

イ 地震発生後の避難では明らかに避難が完了できない災害時要援護者等は、避難を開始し、それ以外の者は避難準備を整え、状況に応じて避難する。

ウ 2週間経過後は、地震の発生の可能性がなくなったわけではないことに留意し、通常の生活に戻る。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に次の対応を行う。

ア 日ごろからの地震への備えを再確認する。

イ 1週間経過後は、地震の発生の可能性がなくなったわけではないことに留意し、通常の生活に戻る。

(3) 後発地震に備えた事前避難

ア 住民の避難は、親戚・知人宅等への避難が基本であること。

イ 食料や生活用品などは避難者が準備することが基本であること。

ウ 日ごろからの地震への備えを再確認する。

12 ボランティアの活動について

災害時におけるボランティア活動については、現地対策班、相模原災害ボランティアセンター等と連絡調整を行い、以下の各種活動分野に対して、必要に応じて支援を要請することとする。

(1) 専門ボランティアの活動分野

- ア 医療看護(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等)
- イ 福祉(手話通話、介護士)
- ウ 無線(アマチュア無線技士、タクシー無線)
- エ 特殊車両操作(大型重機等操作資格者)
- オ 通訳(外国語通訳)
- カ 被災建築物の応急危険度判定(応急危険度判定士)
- キ 相談業務(弁護士、会計士、カウンセラー等)
- ク その他専門知識や技能を必要とする分野

(2) 生活支援ボランティアの活動分野

- ア 救援物資の整理、仕分け、配分
- イ 避難所の運営補助
- ウ 救護所の運営補助
- エ 清 掃
- オ 災害時要援護者等の生活支援
- カ 広報資料の作成
- キ その他危険のない作業

13 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の地区防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

<p>他の自主防災組織との連携強化する</p>	<p>単位自主防災組織を超えた連携として、地区連合自主防災組織があるが、その他、以下のような連携づくりに努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○隣接する自主防災組織との連携（小規模な組織での合同訓練の実施等） ○地区連合自主防災組織間の連携・協力応援体制
<p>市の支援体制を活用する</p>	<p>自主防災組織は、防災の専門家や関係機関の指導、助言を必要とする面もある。各種訓練の実施や日常活動を効果的に進めるためには、行政機関や防災関係機関との協力関係が必要である。</p> <p>毎年、「自主防災組織変更届出書」を中央6地区まちづくりセンターに提出し、また、自主防災訓練、防災研修会、事業所訓練などを実施する場合は「防災訓練等実施申請書」や「消防訓練等実施申請書」を受け持ちの消防署又は分署に提出することによって、様々な市からの支援が受けられる体制となっている。</p>
<p>事業所との協力関係を構築する</p>	<p>平日の昼間への対応として、地域にある事業所と協力関係を構築しておくことは有効な手段である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平常時の連携づくり <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の自主防災組織への参加促進 ・事業所の防災訓練への参加促進 ○災害時における協力関係の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所内で編成する自衛消防隊の初動期での周辺地域への応援 ・事業所で保有する重機・機器及び関係施設の活用 ○市の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所への意識啓発 ・協力関係構築に関する指導
<p>避難所運営を念頭においた協力体制をつくる</p>	<p>避難所の運営は、避難者や自主防災組織が中心に行うことになるが、避難所の運営を円滑に行うため、平常時から、同一避難所に避難する単位自主防災組織相互、校長等及び避難所担当市職員とそれぞれの役割、業務内容などについて理解を深める協議の場を設けるとともに、実践的な避難所運営訓練を行うことが必要である。</p> <p>特に、単位自主防災組織の避難所運営班は、避難所運営本部の立ち上げを行うとともに、運営本部内に組織される各作業班に加わり、具体的な運営管理を行う。</p>
<p>協力を依頼する人達との取り決めを行う</p>	<p>医療関係従事者、民生・児童委員、建設業関係従事者、大型建設機械の操作技術者、その他の特殊技能者、アマチュア無線や手話通訳、救急救命士、応急危険度判定士等の資格取得者、ボランティア活動の希望者など、災害時に協力を依頼することが考えられる人、特に地域に在住・在勤している人達と災害時の協力・応援に関する取り決めを結んでおくことは、いざというときに非常に役に立つ。</p>

光が丘地区防災計画

光が丘地区連合自主防災隊

目 次

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針	
1 目的	4
2 地区防災計画の構成及び組織編成	4
3 計画の修正	7
第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割	
1 地区居住者の役割	8
2 自主防災組織の役割	8
3 事業者の役割	9
4 高層共同住宅管理者等の役割	9
第3章 地区の概要	
1 自然的条件	10
2 社会的条件	10
第4章 アセスメントによる地区被害想定	
1 想定地震と条件	11
2 建物被害	12
3 人的被害・避難者数等	14
4 ライフラインの被害予測	15

2 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり	
1 基本方針	17
2 自主防災組織等の育成支援	17
3 自主防災組織等の編成と各班の役割	18
4 災害危険の把握	24
5 出火防止及び初期消火対策	24
6 火災延焼対策	25
7 風水害対策	25
8 救護・搬送対策	26
9 空き家対策	26
10 高層共同住宅等の災害対策	26
第2章 災害に対する備え	
1 基本方針	27
2 防災知識の普及・啓発	27
3 災害に備えた各家庭での取組	27
4 食料などの生活必需物資の家庭内備蓄の普及・啓発	27
5 防災訓練の実施	28
6 防災資機材等の点検・管理	28
7 災害時要援護者の把握、避難支援体制	30
8 新型コロナウイルス等感染症対策	30

3 地震災害対策計画

第1章 地区災害対策本部活動	
1 地区災害対策本部の設置	32
2 本部の活動	32
3 情報の収集・伝達手段	33
4 本部の廃止	33
5 災害時における各組織の主な役割（地震対策）	34

第2章 応急対策活動

1	初期消火活動	36
2	救出・救護・搬送	36
3	避難誘導	37
4	避難所運営	37
5	多様な視点に基づいた避難所等運営	37
6	給食・給水活動	37
7	災害時要援護者対策	38
8	住民の安否確認	38
9	在宅避難者の把握・支援	39
10	車中泊等の避難所外避難者への対応	39
11	ボランティアの活動について	39
12	他組織との連携	40
13	各種活動の主な流れ	40
14	南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応	48

4 風水害等対策計画

第1章 地区災害対策本部活動

1	地区災害対策本部の設置	50
2	本部の活動	50
3	情報の収集・伝達手段	50
4	本部の廃止	50
5	災害時における各組織の主な役割（風水害等対策）	51

第2章 応急対策活動

1	水防活動	52
2	自主避難	52
3	風水害時避難場所	52
4	避難誘導	52
5	避難所運営	53
6	救出・救護・搬送	53
7	給食・給水活動	53
8	災害時要援護者対策	53
9	住民の安否確認	52
10	在宅避難者の把握・支援	54
11	ボランティアの活動について	54
12	他組織との連携	54
13	各種活動の主な流れ	54
14	ハザードマップを活用した訓練の実施	54

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目 的

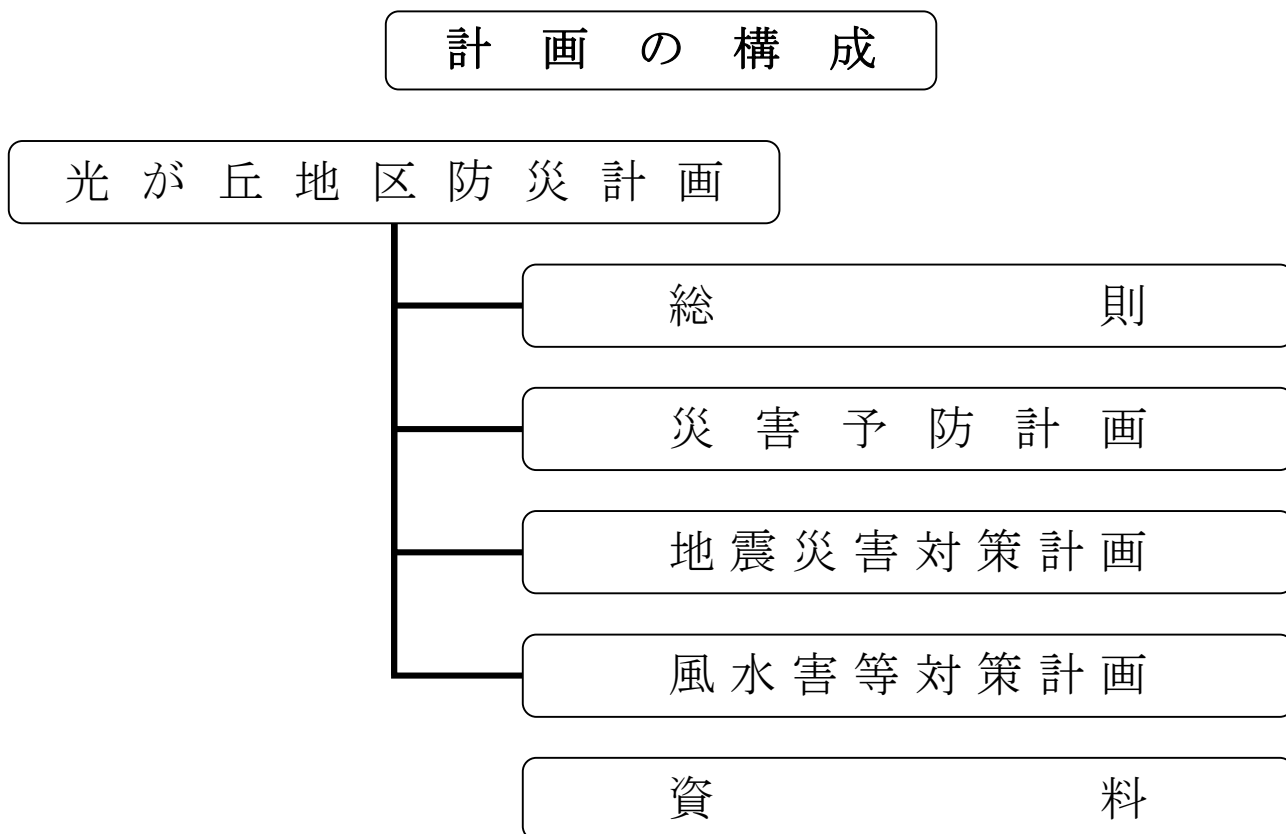
東日本大震災をはじめ、これまでの多くの災害の教訓からも、大規模災害の発災直後は、消防や各行政機関など、「公助」による対応には限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地区自らが対応できる体制をつくることが重要である。

このため、地区の実情に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地区における防災力を高めることを目的とする。

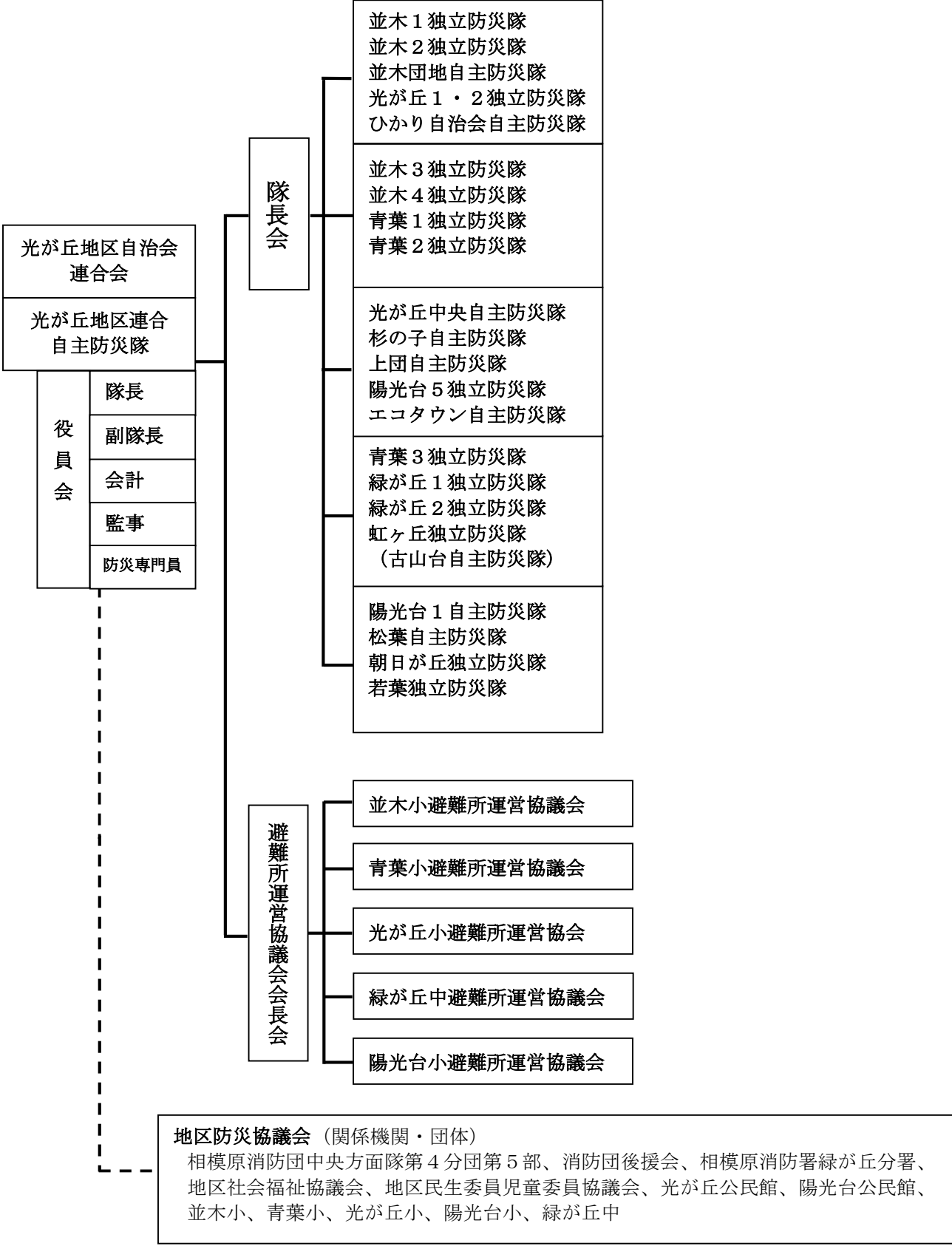
2 地区防災計画の構成及び組織編成

光が丘地区防災計画は、総則編、災害予防計画編、地震災害対策計画編、風水害等対策計画編及び資料編で構成する。

地区防災計画のもととなる組織は、地域に密着した活動が不可欠なため、自治会等を母体とした単位自主防災組織とし、また、地区としての連絡体制や協力体制を確保し、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、地区連合自治会を単位とした連合自主防災組織とする。



光が丘地区自主防災隊組織図（平常時）



光が丘地区自主防災隊組織図（災害時）

市災害対策本部	本部事務局員
---------	--------

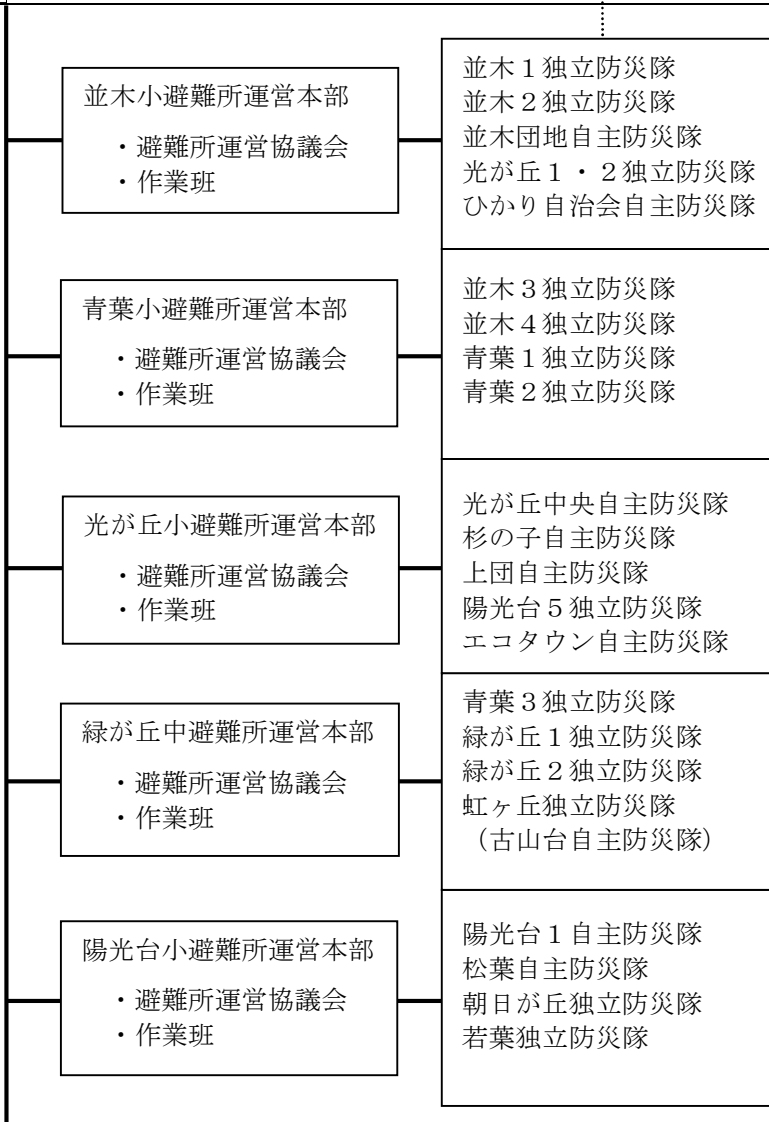
市中央区本部	中央区本部事務局員
--------	-----------

光が丘地区災害対策本部	市光が丘地区現地対策班 (以下、現地対策班)	光が丘公民館館長代理（班長） まちづくりセンター職員 現地対策班職員（6名）
	光が丘地区連合自主防災隊本部 (以下、地区連本部)	地区連合自主防災隊長 地区連合自主防災隊副隊長（4名） 地区連合自主防災隊会計（2名） 地区連合自主防災隊監事（2名） 防災専門員

市



地域



相模原消防団中央方面隊第4分団第5部、消防団後援会、相模原消防署緑が丘分署
地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会

* 防災計画で定めた風水害時の避難場所（自治会館及び集会所）の運営は、各防災隊（自治会）にて行う。

3 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

また、多様な主体の意見を反映できるよう、計画の検討・修正の際は、女性、災害時要援護者支援団体、企業、次世代を担う壮年と青少年等の参画を促進する。

※計画の修正（見直し）基本方針

- ・ 計画内容に影響のない修正（法令等の引用条文など）については、適宜、修正を行い、まちづくり会議等に報告をすることとする。
- ・ 計画内容に変更を伴う修正については、計画策定組織に準じた構成員により、検討・調整を行い、まちづくり会議へ付議し、意見を聞くものとする。

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割

- (1) 「自らの身は自ら守る(自助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりをすすめ、災害に強い居住者と地区を形成する。
- (2) 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時に対する少なくとも最低3日以上以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組を実施する。
また、過去の災害の教訓を伝承し、災害時には自らの情報を発信する。
- (3) 災害時には、共助の視点の下、地区とりわけ近隣世帯、いわゆる「隣近所」が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出・救護等に努めるとともに、避難するに当たっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。
- (4) 自主防災組織へ参加し、体制等の整備、教育訓練に協力するとともに、災害時には地区の住民・事業者と連携して各種活動を円滑に実施するよう「共助」の取組を実施する。
- (5) その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

2 自主防災組織の役割

- (1) 日頃から、地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区内の防災に係る方針の策定支援や防災マップ、防災活動用資機材の整備、点検を実施する。
- (2) 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、組織員の教育訓練を推進するとともに、地区住民の参加、地区事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取組を実施する。
- (3) 災害時には、災害対策活動の統率を図り、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、避難所の運営協力、給食・給水、災害時要援護者の支援、警備、広報活動等を実施する。

3 事業者の役割

- (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員等の発災時の一斉帰宅抑制のための3日分以上の食料及び飲料水等の備蓄、初期消火、救出・救護等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- (2) 対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地区住民及び自主防災組織と連携して、地区における防災活動に参加する等、地区の共助に取り組むよう努める。
- (3) 災害が発生した場合には、行政、地区住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

4 高層共同住宅管理者等の役割

- (1) 日頃から、建物及び設備の耐震性の維持、確保に努める。
- (2) 地震等によるエレベーターや電気、ガス、上下水道等の停止を想定した、居住者の生活支障対策用設備及び資機材の整備並びに共同住宅内の自主防災体制の整備に努める。
- (3) 周辺住民や自主防災組織との連携強化に努める。
- (4) 災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、高層階居住者の生活支障対策を実施するよう努める。

第3章 地区の概要

1 自然的条件

(1) 特徴

台地（上段）にあり、西端は段丘崖である。段丘崖においては、一部が急傾斜地崩壊危険個所に指定されていて、がけ崩れに注意する必要がある。

また、南東部に浅い谷もあることや一部に窪地があることから、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨時には浸水害が生じる可能性がある。一方で河川は地区内に存在しないため、洪水氾濫による危険性はない。

富士山の大規模噴火時には2～30cmの降灰が予測されており、その場合、道路・鉄道の通行不能をはじめ、停電や取水停止など重大な被害を受ける。箱根山では、平成27年に、観測史上初めての噴火が起き、レベル3（入山規制）が発令された。

2 社会的条件

(1) 人口

令和3年4月現在（住民基本台帳人口）、男性13,277人、女性13,582人、合計26,859人で、年齢別では、年少人口（15歳未満）が11.3%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が56.1%、高齢人口（65歳以上）が32.6%となっている。このうち、外国人の登録人口は354人であり、地区人口の1.32%を占める。

なお、平均年齢は、49.81歳で、市平均46.71歳と比較して、高くなっており、22地区中、5番目である。

(2) 交通

北端は県道57号相模原大蔵町線に、南端は嶽之内当麻線に、西部を県道507号相武台相模原線（村富線）が南北に通っている。県道507号線は片側2車線と歩道のある広幅員道路で、沿道は不燃化が進んでいる。

また、地区内に鉄道駅はないことから、帰宅困難者が発生する可能性は低い。

(3) 建築物

ほとんどが住宅地であり、一戸建て住宅が多いが、低層集合住宅もある。新耐震基準を満たしていない昭和55年以前の家屋や狭あい道路も多くあることから、地震による倒壊と火災の延焼に注意が必要である。

また、昭和55年以前に建築された空き家の増加が懸念されるため、地震や大雪による倒壊等に注意が必要である。

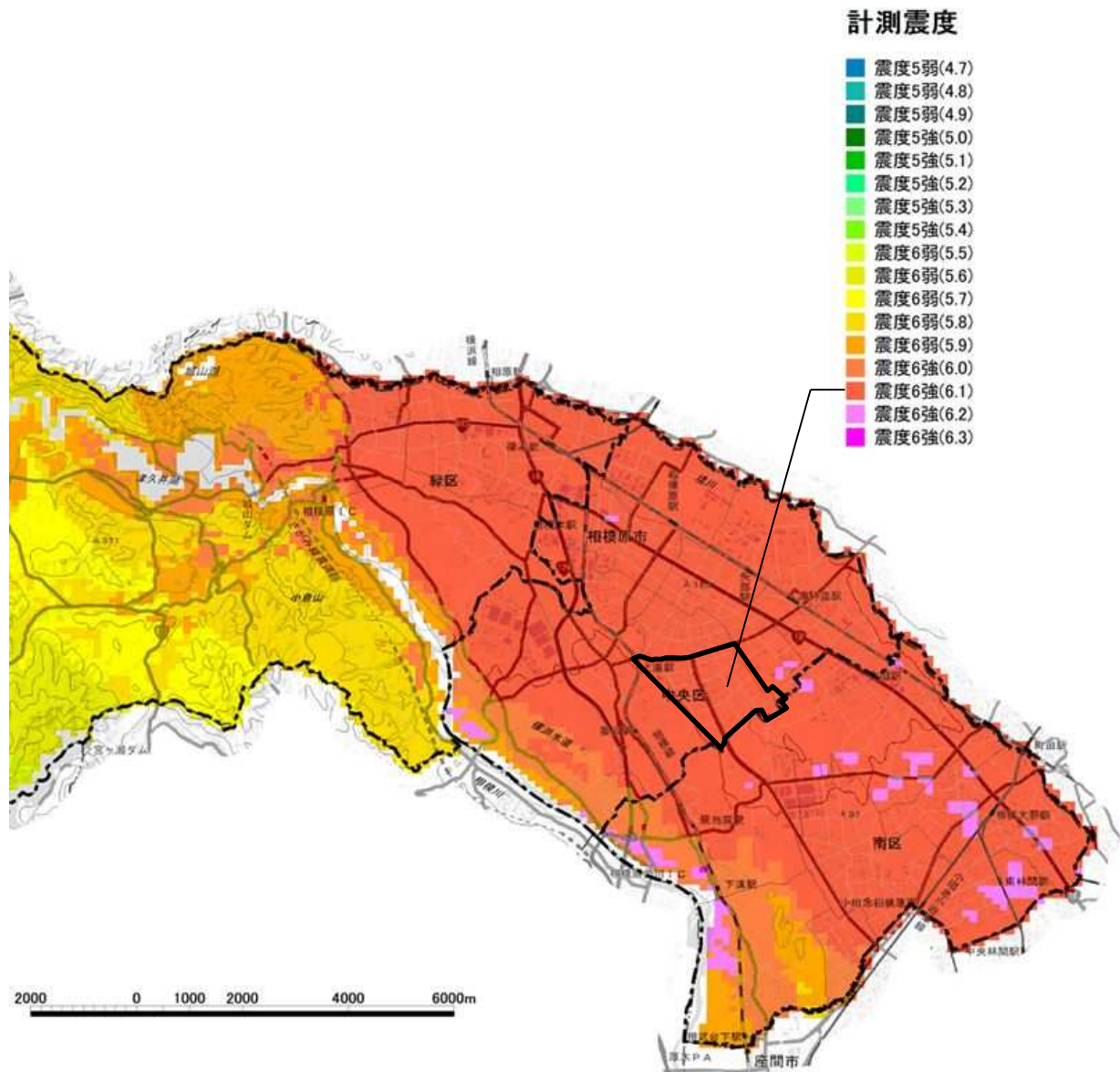
第4章 アセスメントによる地区被害想定

1 想定地震と条件

想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。

想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震 (M7.1)
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震 (M7.1)
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生する M8 クラスの海溝型地震
条件	季節・時刻	夏 12 時、冬 18 時、冬深夜 2 時の 3 ケース
	天候	晴れ、風速 3 m (本市の平均風速)

東部直下地震の震度予測図は次のとおりである。震度 6 強の強い揺れが想定されている。



2 建物被害

(1) 中央区で想定されている建物被害は次のとおりである。(冬 18 時)

想定地震	建物 総数	全壊	焼失	大規模 半壊	半壊	全壊・ 焼失	全壊・ 焼失率
東部直下地震	62,987	3,004	481	49	9,175	3,484	5.5%
西部直下地震	62,987	1,273	69	49	6,378	1,342	2.1%
大正関東 タイプ地震	62,987	398	0	33	3,713	398	0.6%

※風速により焼失件数は増減する。

※大正関東タイプ地震の発生想定時間は、11 時 58 分としている。

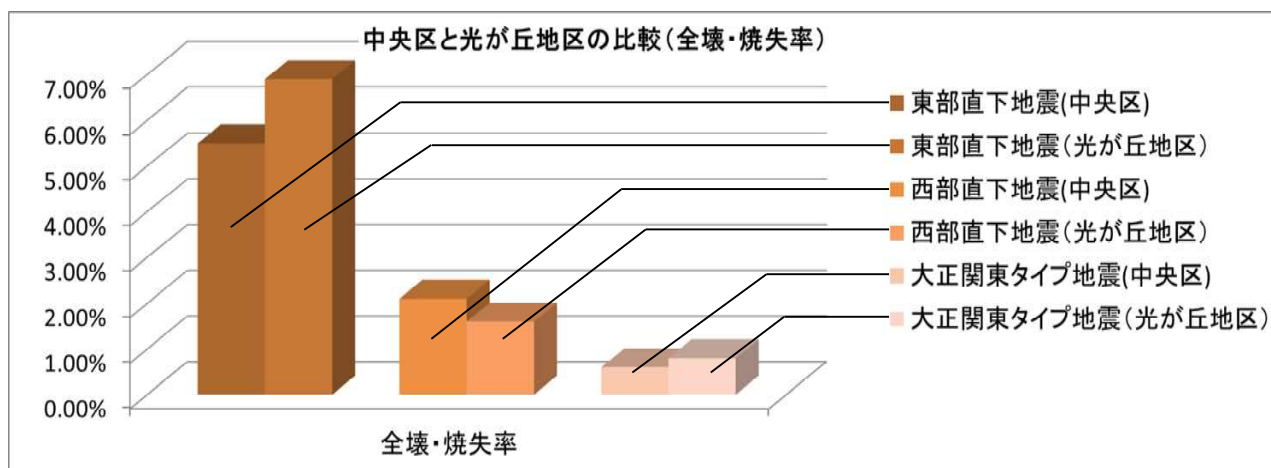
(2) 光が丘地区で想定されている建物被害は次のとおりである。(冬 18 時)

想定地震	建物 総数	全壊	焼失	大規模 半壊	半壊	全壊・ 焼失	全壊・ 焼失率
東部直下地震	8,500	437	150	0	1,374	587	6.9%
西部直下地震	8,500	129	9	0	836	138	1.6%
大正関東 タイプ地震	8,500	67	0	0	609	67	0.8%

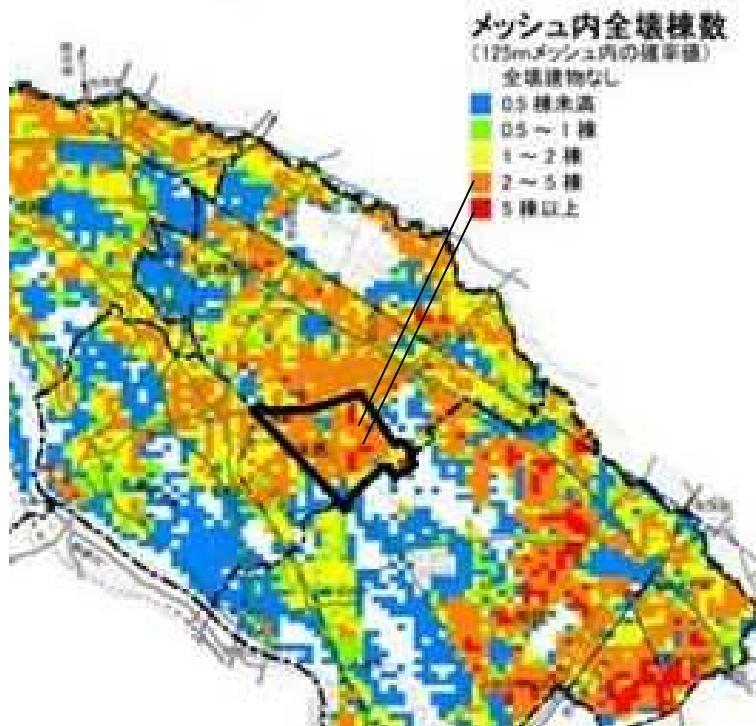
※風速により焼失件数は増減する。

※大正関東タイプ地震の発生想定時間は、11 時 58 分としている。

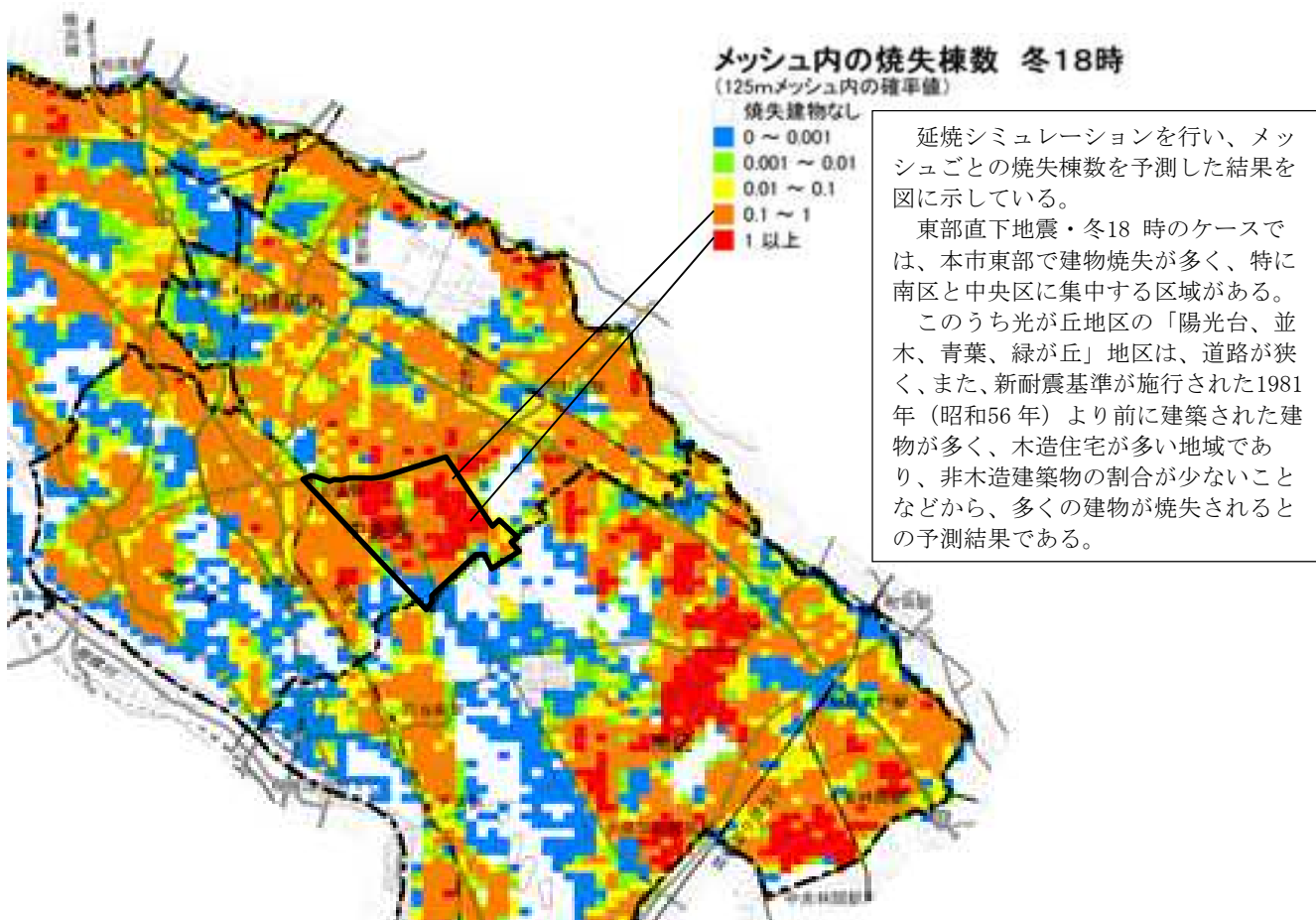
※青葉 1～3 丁目、並木 1～4 丁目、光が丘 1～3 丁目、緑が丘 1～2 丁目、陽光台 1～7 丁目の合計値



建物全壊棟数予測結果（東部直下地震・冬18時）は次のとおりである。



建物焼失棟数予測結果（東部直下地震・冬18時）は次のとおりである。



3 人的被害・避難者数等

(1) 中央区で想定されている人的被害は次のとおりである。

		東部直下地震	西部直下地震	大正関東 タイプ地震
冬2時	死者	185	77	23
	閉込者	1,116	486	155
	重傷者	224	98	33
	軽傷者	1,393	889	495
冬18時	避難者当日	9,063	4,314	1,775
	避難者1週間後	23,423	16,527	10,446
	うち断水避難者	15,870	12,932	8,967
	避難者1か月後	12,023	6,524	3,535
	うち断水避難者	7,491	4,367	2,647
	応急給水人口 当日	206,047	182,184	137,074
	応急給水人口 1週間後	126,963	103,456	71,736
応急給水人口 1か月後	9,711	5,660	3,432	

単位：人

(2) 光が丘地区で想定されている人的被害は次のとおりである。

		東部直下地震	西部直下地震	大正関東 タイプ地震
冬2時	死者	27	8	4
	閉込者	133	41	21
	重傷者	33	11	6
	軽傷者	211	117	84
冬18時	避難者当日	1,185	390	232
	避難者1週間後	2,371	1,401	1,079

単位：人

※青葉1～3丁目、並木1～4丁目、光が丘1～3丁目、緑が丘1～2丁目、陽光台1～7丁目の合計値

4 ライフラインの被害予測

中央区で想定されているライフライン被害は次のとおりである。

(1) 上水道（東部直下地震）

夜間人口	給水人口	断水域内人口			断水人口率		
		1日後	1週間後	1か月後	1日後	1週間後	1か月後
266,988	266,007	216,246	168,238	36,780	81%	63%	14%

(2) 都市ガス（東部直下地震）

夜間人口	都市ガス 供給域内人口	供給停止人口率		
		1日後	1週間後	1か月後
266,988	265,912	100%	98%	61%

(3) 電気（東部直下地震）

夜間人口	停電域内人口			停電人口率		
	1日後	3日後	1週間後	1日後	3日後	1週間後
266,988	191,351	83,799	7,263	72%	31%	3%

2 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針

自助・共助の力を最大限に生かすため、地区の防災意識の高揚を図り、実践的な訓練を通じて自主防災組織の育成に努め、「自分たちのまち（命・生活）は、自分たちで守る」ための体制を整備し、誰もが安心して暮らせる心豊かなまちづくりを推進する。

2 自主防災組織等の育成支援

- (1) 自治会等を中心とした単位自主防災組織、避難所運営協議会、及び地区連合を中心とした地区連合自主防災組織の育成を推進する。
- (2) 地区内の防災リーダーである防災専門員及び防災部長を育成・支援する。
- (3) 専門性・継続性の高い独立防災隊（専門の防災隊）の設立を促進し、育成・支援する。
- (4) 防災リーダー及び独立防災隊は、地区と連携しながら、避難所運営協議会長、自主防災組織の育成・支援に努める。
- (5) 自主防災組織が、災害時に有効に活動できるよう組織の充実強化を図るための訓練等を支援する。
- (6) 自主防災組織等で活用する防災資機材の備蓄を推進する。
- (7) 災害時の連携は重要であることから、地域の学校、施設、事業所等と連携することを想定した育成・支援に努める。
- (8) 女性と次世代を担う壮年と青少年の参画の促進に努める。

3 自主防災組織等の編成と各班の役割

(1) 単位自主防災組織

ア 自主防災組織の編成

単位自主防災組織は、各自主防災組織の規模や活動の状況等に応じて編成することが大切であり、円滑な防災活動を行えるよう、以下の基本的な方針に沿った組織づくりとする。

自主防災隊長	・ 地区連合自主防災組織との連絡調整や防災訓練等の計画・実施、組織内の情報伝達体制の整備 ・ 災害対策活動の指揮統括
副隊長	・ 自主防災隊長の補佐
防災部長	・ 自主防災隊長の補佐及び災害対策活動に係る各班への専門的、技術的指導・指揮

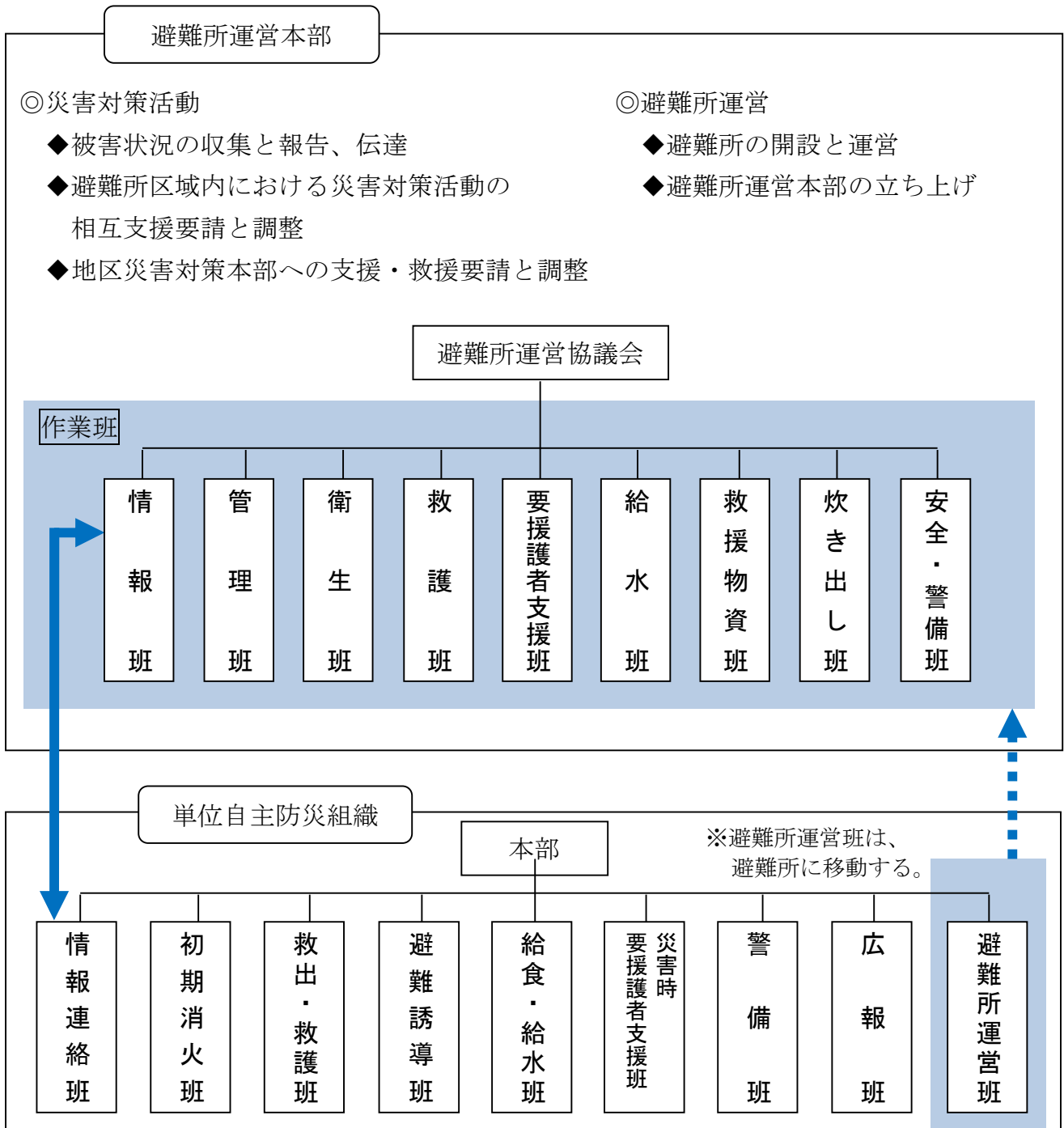
本 部	各班の総合調整、地域全体の災害対策活動の統率
情報連絡班	情報の収集・伝達活動
初期消火班	消火器等による初期消火活動
救出・救護班	負傷者の救出・救護活動
避難誘導班	住民の避難誘導活動
避難所運営班	避難所の運営活動
給食・給水班	炊き出し等給食・給水活動
災害時要援護者支援班	要援護者への支援活動
警備班	町内および避難所の警備
広報班	災害情報を収集し広報活動

イ 自主防災組織の役割

災害発生時には、単位自治会の自治会館等に「単位自主防災本部」を、発災後2時間以内を目途に設置し、応急対策活動を実施する。

	平常時	災害時
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等。	被害状況等の情報を収集し、避難所運営本部を通じて、市の現地対策班に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達する。
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制の構築に努める。	安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得する。	周囲の人の協力を求め、負傷者等の救出・救護活動を行う。負傷者の応急手当と救護所への搬送。
避難誘導班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェックを行う。	全員が安全に避難できるように避難誘導を行う。避難者の安全確保、安全確認を行う。
給食・給水班	炊き出し方法、給食の配分方法、給水方法を習得する。	給食・給水のルールをつくり、秩序ある給食・給水活動を行う。
避難所運営班	避難所運営本部の立ち上げ及び運営方法について訓練を行う。	施設管理者や市職員と協力し、「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所の自主的な運営を行う。
災害時要援護者支援班	要援護者の把握、支援方法の確立に努める。	関係団体や地域住民と協力して、要援護者各人の要望を親身になって聞き、要援護者活動に取り組む。
警備班	災害時を予測して町内巡回ルートや連絡体制を整備する。	定期的に町内を巡回して不審者・火災等の警備をする。
広報班	防災隊の活動・災害への啓蒙・資料や写真等データ保管・PR紙の発行など。	災害の情報等を収集して掲示等を行う。対外的には資料を作成・提供する。

(2) 避難所運営協議会と避難所運営本部の編成と役割



ア 避難所運営協議会と避難所運営本部の編成

平常時から避難所におけるルールづくりや良好な生活環境の確保等を行うため、「避難所運営協議会」を組織し、災害時には、平常時の「避難所運営協議会」に避難者の代表者が加わった「避難所運営協議会」と、避難所運営を分担して行う「作業班」で構成する「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所運営協議会長を中心として、災害対策活動と避難所運営及び作業班の活動を統括します。

イ 避難所運営協議会と避難所運営本部の役割

平常時	災害時
<p>○避難所運営方法の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営要綱の作成 ・役員名簿の作成 ・組織図の作成 ・避難所の開設手順 ・鍵の所有者の確認 ・地域や市の役割の確認 ・地域特性の確認 ・運営の手引きの作成 <p>○生活ルールの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所全体 ・共同生活上必要な事項 ・プライバシーの確保 ・着替えや物干し場所 ・トイレ ・物資の確保等に関する配慮事項 ・火気使用 ・警備体制 ・食料配布 ・授乳、おむつ替えのルール ・感染症予防のルール ・ペット同行のルール <p>○検討及びルールに基づいた訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各要援護者の生活場所の選定 ・外国人への情報の提供方法 ・福祉避難所へ避難する方の選定方法 ・教室の使用、トイレの設置場所 ・授業中に発生した場合の使用場所等 ・窃盗、セクハラ、虐待等を防止するための配慮、把握及び相談体制の検討 ・地区災害対策本部への連絡方法 ・救護所が併設されることになる避難所における相互の使用場所等の調整 ・バリアフリー場所の確認 ・ペットの同行避難者への対応 	<p>避難所運営協議会</p> <p>○避難所開設と避難誘導</p> <p>※施設管理者、避難所担当市職員がいない（到着する前）場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度5強以上の地震が発生、または避難指示等が発令された時、避難所運営協議会委員は、2時間以内（目標）に参集する。 ・施設の安全確認を行い、開錠する。 ・避難所運営協議会議で取り決めた居住・共有避難区画に、避難者を屋内に受入れ誘導する。 <p>○避難所運営の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営本部の立ち上げ。 ・避難所運営協議会議の取り決めに従い、避難所運営本部（作業班）の活動を行う。 ・管理、情報、衛生、救護、要援護者支援、給水、救援物資、炊き出し、安全警備等。 <p>避難所運営本部</p> <p>○避難所区域内の被災・被害状況の収集と伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各单位自主防災隊区域内（各自治会）の被災・被害状況を把握。 ・避難所対象区域内の被災・被害状況を地区連本部に報告。 ・市内及び光が丘地区内の被災・被害状況、支援、救助等の情報収集と単位自主防災隊本部への情報の伝達。 ・単位自主防災本部（各自治会）からの支援要請に基づき、他の防災隊に支援協力要請。 <p>○地区連本部への支援要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火、救出・救護、トリアージ、医療、給食・給水、救援物資等の支援要請。 ・避難所資機材の支援要請。 ・被害状況に応じ（消火、倒壊家屋からの救出・救助、医療等）、支援協力要請。 <p>○地区連本部との災害対策活動にかかる調整</p>

ウ 作業班の役割

管理班	<p>避難所の管理全般・避難者名簿の作成・避難者への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者の居住区画を設け、避難者を誘導 ・避難者数の把握と名簿の作成 ・避難者向け掲示板の整備、情報提供
情報班	<p>地区連本部・各単位自主防災隊・現地対策班との情報交換・連絡調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区連本部・現地対策班への支援要請・調整 ・各単位自主防災隊への情報収集・伝達
衛生班	<p>衛生対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレの確保 ・ゴミや資源の集積場の設置 ・感染症対策やペット同行避難者への対応
救護班	<p>負傷者等への救護活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トリアージの実施（医師・看護師・救急救命士などの有資格者の指揮のもとで重症度によって治療の順番を決める） ・簡易救護活動 ・負傷者の搬送
要援護者支援班	<p>災害時要援護者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者の把握 ・各班と連携し、物資の手配や介助の実施 ・区域内の要援護者に対する物資・情報の提供
給水班	<p>飲料水・生活水の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道の状況確認 ・断水時には受水槽等の飲料水の確保 ・プールの水など生活水の確保
救援物資班	<p>生活必需品の管理、受け入れ、分配</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備蓄数量と配布数量の把握と配布 ・不足物品の支援要請 ・物資の受入・保管・分配
炊き出し班	<p>炊き出し、食料管理、受け入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理場所を確保し、かまどや器具等の設置 ・炊き出しの実施 ・食糧の受入と管理
安全・警備班	<p>安全管理、巡回警備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所内の定期巡回警備 ・夜間の当直 ・犯罪防止・抑制のための掲示

(3) 地区連合自主防災組織

ア 地区連合防災隊長等の編成

	平常時	災害時
地区連合防災隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関わる市との連絡調整 ・ 地域防災訓練等の計画・実施 ・ 地区連合自主防災組織間の連絡協力体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内の災害情報の収集伝達 ・ 現地対策班等との連絡調整 ・ 災害対策活動に対する支援協力
副隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区連合防災隊長の補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区連合防災隊長の補佐
防災専門員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区連合防災隊長の補佐 ・ 防災活動に係る専門的・技術的指導・指揮 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区連合防災隊長の補佐 ・ 災害対策活動に対する支援協力

イ 地区連合自主防災組織の役割

平常時	災害時
<p>○地区連合防災隊長や防災専門員及び独立防災隊長は、協力・連携し、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練、炊き出し等給食・給水訓練、要援護者支援訓練など、単位自主防災組織を超えた地域防災訓練、イベント、情報伝達機器類の整備、応急処置訓練、各種防災講演等の計画・実施を行う。</p> <p>○地区連合防災隊長や防災専門員及び独立防災隊長は、市や構成単位自主防災組織との間に立ち、防災関連情報等の連絡や防災訓練等に関する調整などを行う。</p>	<p>○地区連合防災隊長や防災専門員など、事前に決められた人員と、市の現地対策班と共に、2時間以内を目標に光が丘地区災害対策本部を、光が丘公民館内に設置する。</p> <p>○光が丘地区現地対策班（市）と・避難所運営本部・単位自主防災本部との間に立ち、情報のとりまとめ・伝達活動・支援要請等を行う。</p> <p>○単位自主防災本部や避難所間の連絡・調整をすると共に、被害の大きいところに各組織連携のもと、単位防災組織を超えた効果的な災害対応を行う。</p>

4 災害危険の把握

災害予防に資するため、次のとおり地区固有の防災問題に関する把握を行う。
また、それらを記載した地図を作成し、地区内で情報共有する。

- (1) 把握事項は、次のとおりとする。
 - ① 危険地域、区域等
 - ② 地区の防災施設、設備
 - ③ 過去の災害履歴、災害に関する伝承
- (2) 把握の主な方法は、次のとおりとする。
 - ① 相模原市防災アセスメント調査
 - ② 相模原市地区別防災カルテ
 - ③ 相模原市ハザードマップ（浸水・土砂）
 - ④ 防災まちあるき
 - ⑤ さがみはら防災マップ

5 出火防止及び初期消火対策

(1) 出火防止

大地震時等においては、各所に同時多発的な出火が考えられ、道路、建物の損壊による障害物などが重なると、消防力は大きく阻害される。また、強風、夜間といった悪条件が加わると一層火災の拡大が懸念されることから、出火防止の徹底を図るため、各家庭において、主として次の事項に重点を置いて点検整備する。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓
- ② 可燃性危険物品等の保管
- ③ 消火器等の消火資機材の整備
- ④ 感震ブレーカー等の整備
- ⑤ その他建物等の危険箇所

(2) 初期消火対策

大地震発生時等には、火災の同時多発、消防車の通行不能、消火栓の使用不能等により、消防機関の活動は通常の火災の場合よりも大幅に制限される。

すべての住民が自宅や隣近所といったごく身近なところで初期消火活動を実践し、火災の拡大を防御することが重要であるため、安全を確保しつつ、迅速に初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。

初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材を配備する。

- ① スタンドパイプ、または、可搬式（小型）動力ポンプを地区に配備する（有効活用するため地区内相互の連携方法と防火水槽等の確認を行う）
- ② 消火器、簡易消火具等を地区及び家庭に配備する。

6 火災延焼対策

甚大な人命被害をもたらす市街地大火や火災旋風など、大規模地震に伴う火災延焼を最小限にとどめるために、道路の拡幅や建築物の不燃化を推進する。

また、木造密集地で家屋の倒壊など市街地大火の危険の高いところなどは感震ブレーカー等の設置を促進するなどの啓発を行う。

7 風水害対策

警報などの防災気象情報を利用して、被害を未然に防いだり、軽減することが可能な災害であることから、次の対策に取り組む。

(1) 台風・大雨・浸水

① 家の外の備え

大雨が降る前、風が強くなる前に行う。

- ・窓や雨戸はしっかりとカギをかけ、必要に応じて補強する。
- ・側溝や排水口は掃除して水はけを良くしておく。
- ・風で飛ばされそうな物は飛ばないように固定したり、家の中へ格納する。

② 家の中の備え

平時から常に準備しておく。

・非常用品の確認

懐中電灯、携帯用ラジオ（乾電池）、救急薬品、衣類、非常用食品、携帯ボンベ式コンロ、貴重品など

・室内からの安全対策

飛散防止フィルムなどを窓ガラスに貼ったり、万一の飛来物の飛び込みに備えてカーテンやブラインドをおろしておく。

・水の確保

断水に備えて飲料水を確保するほか、浴槽に水を張るなどして生活用水を確保する。

③ 風水害時避難場所の確認など

平時から常に準備しておく。

- ・風水害時避難場所として指定されている場所への避難経路を確認しておく。
- ・普段から家族で風水害時避難場所や連絡方法などを話し合っておく。
- ・避難するときは、持ち物を最小限にして、両手が使えるようにしておく。

④ 非常持ち出し品を用意

平時から常に準備しておく。

- ・防災ガイドブック等を参考に非常持ち出し品をリュックサックなどに入れて、いつでも持ち出せるようにしておく。

(2) 竜巻・突風

竜巻等は、台風のように事前に規模を予測し、対策をとることは困難であるが、発達した積乱雲に伴って発生することから、事前にその兆しがみられるので、平時から竜巻等の特徴を理解して判断力を養い、自ら身を守れるようにしておく。

(3) 大雪

大雪が降ると、交通網が麻痺、着雪による通信線や送電線の被害、除雪作業中の事故等が考えられることから、次の対策に取り組む。

- ・ 通常の備蓄に加え、雪かき用スコップ等を備えておく。
- ・ 冬用タイヤ、チェーンを備え、積雪時には装着することを徹底する。
- ・ 不要不急の外出は控える。

8 救護・搬送対策

大規模災害が発生すると多数の死傷者が発生し、医療体制が回復するまで時間がかかることが予測されることから、災害時の医療を支援するため、平時から医師・看護師等と連携し、トリアージ訓練・応急手当の訓練を行い、自主防災隊救出・救護班の能力の向上に努め、傷病者を搬送する際には、医療機関ではなく、近隣の救護所（光が丘小学校）に搬送を行う旨を、住民に周知する。

9 空き家対策

市と連携して、所有者等による空き家の適正管理を啓発し、危険な空き家をなくすことで、地区の防災力向上につなげていく。

10 高層共同住宅等の災害対策

高層共同住宅の管理者は、敷地・建物内に防災備蓄スペース、防災対応トイレなど、ライフラインが復旧するまでの間、居住者が自立生活できるための震災対策用設備等を確保するよう努める。

また、火災対策として、感震ブレーカー等の設置に努める。

第2章 災害に対する備え

1 基本方針

日ごろから災害に対する十分な備えを行うとともに、発災直後の迅速かつ効果的な対応を図ることで被害を軽減する。

2 防災知識の普及・啓発

地区住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、火災、風水害等についての知識に関すること。
- ③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ④ 地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。
- ⑤ 食料等を3日から7日分確保することの重要性に関すること。
- ⑥ 住宅の安全対策に関すること。（耐震化、感震ブレーカー、家具の固定等）
- ⑦ ブロック塀の安全対策に関すること。
- ⑧ マイ・タイムラインの作成に関すること。
- ⑨ ペットの災害対策に関すること。
- ⑩ 南海トラフ地震臨時情報に関すること。
- ⑪ 防災メールやテレビ神奈川データ放送などの防災情報の取得に関すること。
- ⑫ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法は、次のとおりとする。

- ① 広報誌、パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布
- ② 講演会、座談会、映画上映会等の開催
- ③ パネル等の展示
- ④ 防災地図等の作成

(3) 実施時期

火災予防運動期間、市防災週間等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

3 災害に備えた各家庭での取組

月に一度は家族全員で防災会議を開き、地震災害を想定して、わが家の安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどの話し合いを行う。

また、非常持ち出し品や防災用具の点検や補充を随時実施する。

大雨や台風に備えてハザードマップやさがみはら防災マップを活用し、「いつ・どこに・どのように」避難するかなどを時系列的に整理したマイ・タイムラインを作成する。

4 食料などの生活必需物資の家庭内備蓄の普及・啓発

災害に備え、3日分以上を目安に（光が丘地区では7日分以上を推奨）食料などの生活必需物資を備蓄しておく必要がある。

また、食料及び飲料水を備蓄することはもとより、過去の災害ではトイレが使用不能となり、水分の摂取を控えたためエコノミークラス症候群等の、健康リスクが高まる恐れもあるため、簡易トイレや携帯トイレを備蓄することも重要となる。

なお、備蓄品の参考例を資料編に定める。

5 防災訓練の実施

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

① 個別訓練

主に単位自主防災組織で実施する。

- ・情報収集・伝達訓練
- ・消火訓練
- ・避難訓練
- ・救出・救護訓練
- ・トリアージ訓練（医師・看護師・救急救命士などの有資格者の指揮のもとで重症度によって治療の順番を決める訓練）
- ・給食・給水訓練
- ・避難所運営訓練
- ・図上訓練（DIG・HUG・クロスロード等）
- ・体験イベント型訓練
- ・風水害時避難訓練
- ・初期消火活動資機材取扱い訓練（小型消防ポンプ）

② 総合訓練

主に地区連合自主防災組織で実施し、総合訓練は、2つ以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

また、相模原市等が行う訓練に参加する。

(2) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(3) 訓練の時期及び回数

訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

なお、初期消火活動資機材取扱い訓練は、消防職員または消防団員の立ち合いのもと年に2回以上実施する。

6 防災資機材等の点検・管理

防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

(1) 整備方針

災害時に自主防災組織がその役割を十分に果たすためには、資機材の備蓄が必要であるので、組織の規模や地域の特性に合わせ、下表を参考に必要なものを検討し、備蓄する。

【自主防災組織の装備基準の参考例（300世帯の場合の目安）】

区分	品名	数量	区分	品名	数量	
救助用 資機材	バール	5	情報伝達 用資機材	トランジスターメガホン	3	
	丸太	5		簡易無線機	1	
	梯子	3	初期消火 用資機材	消火器	30	
	のこぎり	5		バケツ	30	
	たがね	10	避難生活 用資機材	強力ライト	6	
	金てこ	10		標旗・腕章	6	
	掛矢	3		ロープ	1	
	斧	3		発電機	1	
	スコップ	10		炊き出し釜（かまど付）	3	
	つるはし	10		鍋	6	
	なた	5		給水タンク	10	
	ペンチ	5		テント	3	
	鉄線切り	5		ビニールシート	100	
	大ハンマー	3		燃料	-	
	片手ハンマー	5		仮設トイレ	3	
	可搬ウインチ	1		毛布	-	
	チェーンブロック	1		防災倉庫	1	
	一輪車	2		非常用食料	-	
	ロープ	2				
	リヤカー	1				
	ジャッキ	3				
	チェーンソー	3				
	投光機	2				
	コードリール	2				
	担架	3				
	車椅子	2				
	救急セット	10				

(2) 定期点検

市防災週間（7月第1土曜日から1週間の内）を全資機材の点検日とする。

7 災害時要援護者の把握、避難支援体制

災害が発生した場合に、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者などの災害時要援護者からの支援希望は年々増加傾向にあることから、名簿の整備・支援の方法・支援担当者の確保及び避難方法等の課題解決に努める。

また、日頃から地区のコミュニティの形成や社会福祉活動に積極的に取り組み、災害時に備える。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした支援希望者の確認等の避難支援体制づくりについては「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととする。

(1) 災害時要援護者名簿・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者名簿・マップ等を作成し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、災害ボランティア組織、自治会等が連携して原則年1回更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導及び救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導及び効果的な救出・救護活動等について予め検討し、訓練等に反映させる。

(3) 災害時要援護者の避難支援

市長から避難指示等が発令されたとき又は地区防災組織の隊長等が避難の必要があると認めたときは、隊長等の避難支援開始の指示により、災害時要援護者を安全に避難場所へ誘導を行う。

8 新型コロナウイルス等感染症対策

新型コロナウイルス等感染症のまん延を防止するため、避難所運営マニュアルに基づく感染症対策を実施する。

3 地震災害対策計画

第1章 地区災害対策本部活動

1 地区災害対策本部の設置

(1) 設置基準

相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合もしくは、地区に甚大な災害被害が想定される場合には、光が丘公民館コミュニティ室に「光が丘地区災害対策本部（以下「本部」という。）」を設置（2時間以内を目標）する。

本部を設置した場合には、「光が丘地区現地対策班（以下「現地対策班」という。）」にその旨を連絡する。なお、本部の設置にあたっては、1名でも行うものとする。

(2) 災害時の動員

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、地区内で動員を行う。

2 本部の活動

現地対策班と共に、地域世帯台帳、地域内地図、ホワイトボード等を活用して災害対応にあたる。

(1) 地区内の被災・被害状況の収集

- ・各避難所運営本部から、各自治会内の被災・被害状況を収集する。
- ・各避難所運営本部から、支援要請等の要望事項を収集する。

(2) 支援要請

- ・現地対策班を通じて、消火、救出、医療、給食・給水、避難所資機材等について支援要請を行う。
- ・現地対策班を通じて、避難所等に必要となる人的な支援要請を行う。
- ・消防署・消防団に消火、救出、救護等の支援要請を行う。
- ・警察署に防犯等の支援要請を行う。
- ・事業者、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会等に支援要請を行う。

(3) 市内の情報収集

- ・現地対策班を通じて、市内の被災・被害状況を収集する。
- ・近隣地区から、市内の被災・被害状況を収集する。

(4) 地区内への情報提供

- ・被災者に対する支援情報や地域に必要となる情報について、各避難所運営本部等に情報提供する。

(5) 地区内への協力・応援要請

- ・消火や救出等の地区内で対応する事案について、各避難所運営本部等に協力・応援を要請する。

(6) 地区内の全体調整

- ・各避難所への支援物資数の調整等について、被災・被害状況等を元に決定する。
- ・各避難所への人的支援数の調整等について、運営状況等を元に決定する。
- ・市からの調整事項等について、地区内の状況から決定する。

3 情報の収集・伝達手段

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集

テレビ、ラジオ、防災行政用同報無線（ひばり放送）、伝令、簡易無線、固定電話、携帯電話、FAX、インターネット等

(2) 情報の伝達

伝令、簡易無線、固定電話、携帯電話、FAX、インターネット等

4 本部の廃止

地震、風水害等による災害発生のおそれなくなった場合、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合もしくは発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合には、本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、現地対策班にその旨を連絡する。

5 災害時における各組織の主な役割（地震対策）

市災害対策本部	災害応急対策の総合調整、関係機関への応援要請、災害救助法の応援要請、避難指示等の発令
---------	--



市中央区本部	区内の災害対策活動の総括、避難指示等の発令要請、市災害対策本部や現地対策班等との連絡調整、避難所の開設等
--------	--



光が丘地区災害対策本部

市現地対策班（公民館館長代理、まちづくりセンター職員、担当職員）

区本部との連絡調整、被害状況調査及び報告、避難誘導、避難所及び救護所の連絡調整、応急対策活動の調整、防災関係機関等との連絡調整、応急対策活動の窓口業務等

地区連本部

- ・光が丘地区災害対策本部の設置
- ・避難所運営本部の指揮・統括
- ・各避難所区域の被害状況の収集と報告、伝達
- ・現地対策班に支援・救援等の要請と調整



避難所運営本部

◎避難所区域内の災害対策活動

- ◆被害状況の収集と報告、伝達
- ◆避難所区域内における防災活動の相互支援要請と調整
- ◆地区災害対策本部への支援・救援要請と調整

◎避難所運営

- ◆避難所の開設と運営
- ◆避難所運営本部の立上げ

- 陽光台小
- 光が丘小
- 並木小
- 青葉小
- 緑が丘中

避難所運営協議会

- ◇協議
- ◇作業班の活動統括

避難所担当職員

建物の安全確認、現地対策班等との連絡・調整・報告、避難誘導、運営支援等

作業班

- ◇避難所運営（管理班、情報班、衛生班、救護班、要援護者支援班、給水班、救援物資班、炊き出し班、安全・警備班）



単位自主防災本部

- （自主（独立）防災隊→22隊
独立防災隊：14、自主防災隊：8）
◇各班の総合調整、災害対策活動の統率

自治会区域内の災害対策活動

情報連絡班（情報収集と報告、伝達）初期消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班、災害時要援護者支援班（民生委員・児童委員と協働）、避難所運営班、警備班、広報班

<期別活動指針> (地震対策)

	時間の経過	被害の状況等	自主防災組織の主な活動内容	活動指針
平常時			<ul style="list-style-type: none"> ・組織の充実 ・地域の状況把握 ・関連情報の提供、住民の意識啓発 ・防災訓練の実施 ・防災資機材等の整備 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 組織の充実、備えの充実を図り、災害時の対応能力を高める </div>
災害時	初動期	災害発生 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火 ・情報収集・伝達 ・負傷者等の救出・救助 ・医療・救護活動 ・避難者の誘導 ・災害時要援護者への支援 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 近隣の安全を確保するための活動を率先して行う </div>
	緊急期	数時間後 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・延焼の拡大 ・避難所の開設 ・ライフライン等の応急復旧作業開始 	
災害時	救援期	2～3日程度 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の鎮火 ・被害の鎮静化 ・ライフライン等の一部復旧～全面復旧 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 地域の被災者の自立を支援するための活動を組織的に行う </div>
	復旧期	1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・長期避難対策の実施 ・各種機能の回復作業 ・応急仮設住宅の供給 (災害発生の日から原則として20日以内に着工) 	

第2章 応急対策活動

1 初期消火活動

発災後、初期段階においては、地区住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

なお、火災に際しては初期消火が特に重要になるため、自主防災組織等は各家庭に対して、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型消防ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

2 救出・救護・搬送

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

なお、災害時には、消防等の公的な支援が滞る可能性が高いため、傷病者の搬送は、地域住民の協力を得て行うものとする。

(2) 救出・救護活動等の原則

- ① 救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行う。
- ② 救出・救護の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救護を優先して実施する。
- ③ 傷病者の救急搬送は、救命・救急処置を必要とする者を優先して、救護所に搬送し、その他の傷病者は、消防団員等の協力を得て、自主的な応急手当を行う。

(3) 救護所への搬送

負傷者が医師の手当を必要とするときは、原則として、拠点救護所または救護所に搬送する。

- ① 拠点救護所：相模原中央メディカルセンター
- ② 救護所：光が丘小学校
- ③ 救護所：星が丘小学校

(4) 防災関係の出動要請

救出・救護班は、防災関係機関による救出が必要であると認めるときは、119番通報し、防災関係機関の出動を要請する。

※参考

- 災害医療拠点病院：北里大学病院
地域救護病院：相模原中央病院

3 避難誘導

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、区域内にいる全ての人に対して、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長から避難指示等が発令されたとき、又は地区防災組織の隊長等が避難の必要があると認めたとき、隊長等は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、隊長等の避難誘導開始の指示を受けた時は、避難計画に基づき、住民を避難場所に誘導する。

(3) 避難者の安全確保、安全確認

全員が組織としてまとまって、安全に避難できるように、災害時要援護者等に配慮しながら、安全な装備で避難する。避難する際には、必ず、ガスの元栓の閉鎖や電気のブレーカーの切断等を行う。

また、避難場所に到達したら、人員に不足がないかどうか確認を行う。

(4) 避難状況の連絡

避難が完了したら、避難場所や避難者数等の状況を避難所運営本部や地区連本部等に連絡する。

(5) 帰宅

避難指示等の解除や安全が確認された場合は、避難所運営本部等に連絡し帰宅する。

4 避難所運営

避難所運営本部を立ち上げ、避難所区域内の災害対策活動とともに、避難所運営を各避難所運営協議会で作成した「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営協議会が中心となって、避難者を含めた全員が協力し、助け合いの精神で行うこととする。

5 多様な視点に基づいた避難所等の運営

避難所等には、障害のある方や慢性疾患、アレルギー等の個人的な事情を抱えた方のほか、乳幼児や性的少数者など様々な方が利用する。こうした方々に対し可能な限り配慮しながら、多様な視点に基づいた避難所等の運営を行う。

6 給食・給水活動

大規模災害時においては、断水し、流通機能の混乱により食料の入手が困難となることから、救援物資が届くようになるまでの3日間は地区で対応しなければならない。給食・給水のルールをつくり、要援護者に配慮しながら、秩序ある給食・給水活動を行う。

(1) 物資調達と供給

自主防災組織内の備蓄物資や余剰物資等を確保し、自宅が損壊するなどして食料等を失った被災者に、食料や飲料水や生活必需物資を供給する。

(2) 不足物資の把握と供給の要請

自主防災組織内で不足している物資を把握し、避難所運営本部に供給の要請を行う。
要援護者や女性への配慮を忘れないように注意する。

(3) 物資の受入れと被災者への供給

避難所運営本部と調整し、支援物資を避難所から自主防災組織の物資保管場所まで搬送して受入れる。受入れた物資を被災者に平等に供給する。

(4) 炊き出しの実施

コンロや燃料等を確保し、効率的な炊き出しを実施する。

7 災害時要援護者対策

災害時において、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者などの災害時要援護者に対して、関係機関等の協力を得て、応急対策を行う。

(1) 災害発生時の対応

災害発生後概ね3日間を目途に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行う。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととする。

(2) 情報収集

大規模災害が発生した場合、支援組織は安全が確保される範囲内において、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内支援組織間での情報を共有するとともに避難所運営本部等に報告する。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととする。

(3) 避難誘導

発災後の避難誘導方法及び災害時要援護者別状況の対応については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととし、避難経路、避難場所については、安全を確認の上、指定された場所等に速やかに誘導することとする。

(4) 福祉避難所への受入要請

本人の状況や他の避難者に与える影響などを踏まえ、避難生活が著しく困難な要援護者がいる場合には、福祉避難所への移動に向けて、現地対策班と調整を行うこととする。

8 住民の安否確認

地区内の自主防災組織等は、必要に応じて救出・救護班、避難誘導班等により、安全が確保される範囲内において現地確認や避難所への避難状況確認を行い、住民の安否確認の情報収集を行う。

また、収集された情報については、適時、避難所運営本部に報告を行い、報告を受けた避難所運営本部は、随時、地区連本部に報告する。

9 在宅避難者の把握・支援

地区内の自主防災組織等は、在宅避難者の情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営本部及び地区連本部と協力して在宅避難者への支援を行う。

10 車中泊等の避難所外避難者への対応

車中泊等の避難所外に避難しようとする避難者には、避難所内に入るように勧めるが、やむを得ず車中泊等を選ぶ避難者については、避難所運営マニュアルに基づいて対応を行う。

この時に、エコノミークラス症候群の健康管理に係る注意喚起を行う。

11 ボランティアの活動について

災害時におけるボランティア活動については、避難所運営本部、地区連本部及び相模原災害ボランティアセンター等と連絡調整を行い、以下の各種活動分野に対して、必要に応じて支援を要請することとする。

(1) 専門ボランティアの活動分野

- ① 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等）
- ② 福祉（手話通話、介護士）
- ③ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）
- ④ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者）
- ⑤ 通訳（外国語通訳）
- ⑥ 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）
- ⑦ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
- ⑧ その他専門知識や技能を必要とする分野

(2) 生活支援ボランティアの活動分野

- ① 救援物資の整理、仕分け、配分
- ② 避難所の運営補助
- ③ 救護所の運営補助
- ④ 清掃
- ⑤ 災害時要援護者等の生活支援
- ⑥ 広報資料の作成
- ⑦ その他危険のない作業

12 他組織との連携

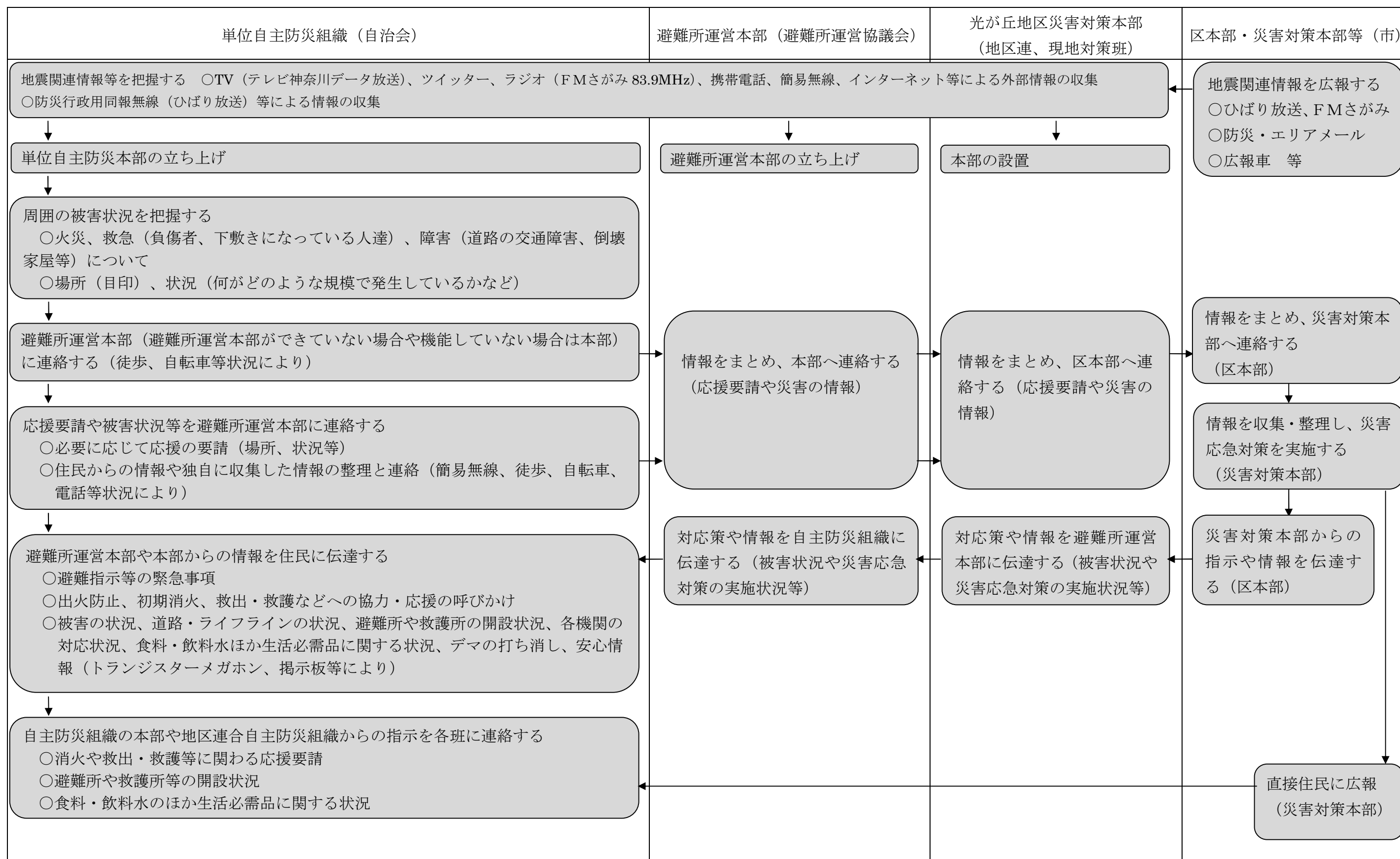
防災訓練や災害時の応急活動については、他の地区防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

<p>他の自主防災組織との連携を強化する</p>	<p>単位自主防災組織を超えた連携として、地区連合自主防災組織があるが、その他、以下のような連携づくりに努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○隣接する自主防災組織との連携（小規模な組織での合同訓練の実施等） ○地区連合自主防災組織間の連携・協力応援体制
<p>市の支援体制を活用する</p>	<p>自主防災組織は、防災の専門家や関係機関の指導、助言を必要とする面もある。各種訓練の実施や日常活動を効果的に進めるためには、行政機関や防災関係機関との協力関係が必要である。</p> <p>毎年、「自主防災組織変更届出書」を中央6地区まちづくりセンター等に提出する際や、自主防災訓練、防災研修会、消火避難訓練等を実施するため「防災訓練等実施申請書」や「消防訓練等実施申請書」を受持ちの消防署に申請することによって、様々な市からの支援が受けられる体制となっている。</p>
<p>事業所との協力関係を構築する</p>	<p>平日の昼間への対応として、地域にある事業所と協力関係を構築しておくことは有効な手段である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平常時の連携づくり <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の自主防災組織への参加促進 ・事業所の防災訓練への参加促進 ○災害時における協力関係の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所内で編成する自衛消防隊の初動期での周辺地域への応援 ・事業所で保有する重機・機器及び関係施設の活用 ○市の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所への意識啓発 ・協力関係構築に関する指導
<p>避難所運営を念頭においた協力体制をつくる</p>	<p>避難所の運営は、避難者や自主防災組織が中心に行うことになるが、避難所の運営を円滑に行うため、平常時から、同一避難所に避難する単位自主防災組織相互、校長等及び避難所担当市職員とそれぞれの役割、業務内容などについて理解を深める協議の場を設けるとともに、実践的な避難所運営訓練を行うことが必要である。</p> <p>特に、単位自主防災組織の避難所運営班は、避難所運営本部の立ち上げを行うとともに、運営本部内に組織される各作業班に加わり、具体的な運営管理を行う。</p>
<p>協力を依頼する人達との取り決めを行う</p>	<p>医療関係従事者、民生委員・児童委員、建設業関係従事者、大型建設機械の操作技術者、その他の特殊技能者、アマチュア無線や手話通訳、救急救命士、応急危険度判定士等の資格取得者、ボランティア活動の希望者など、災害時に協力を依頼することが考えられる人、特に地域に在住・在勤している人達と災害時の協力・応援に関する取り決めを結んでおくことは、いざというときに非常に役に立つ。</p>

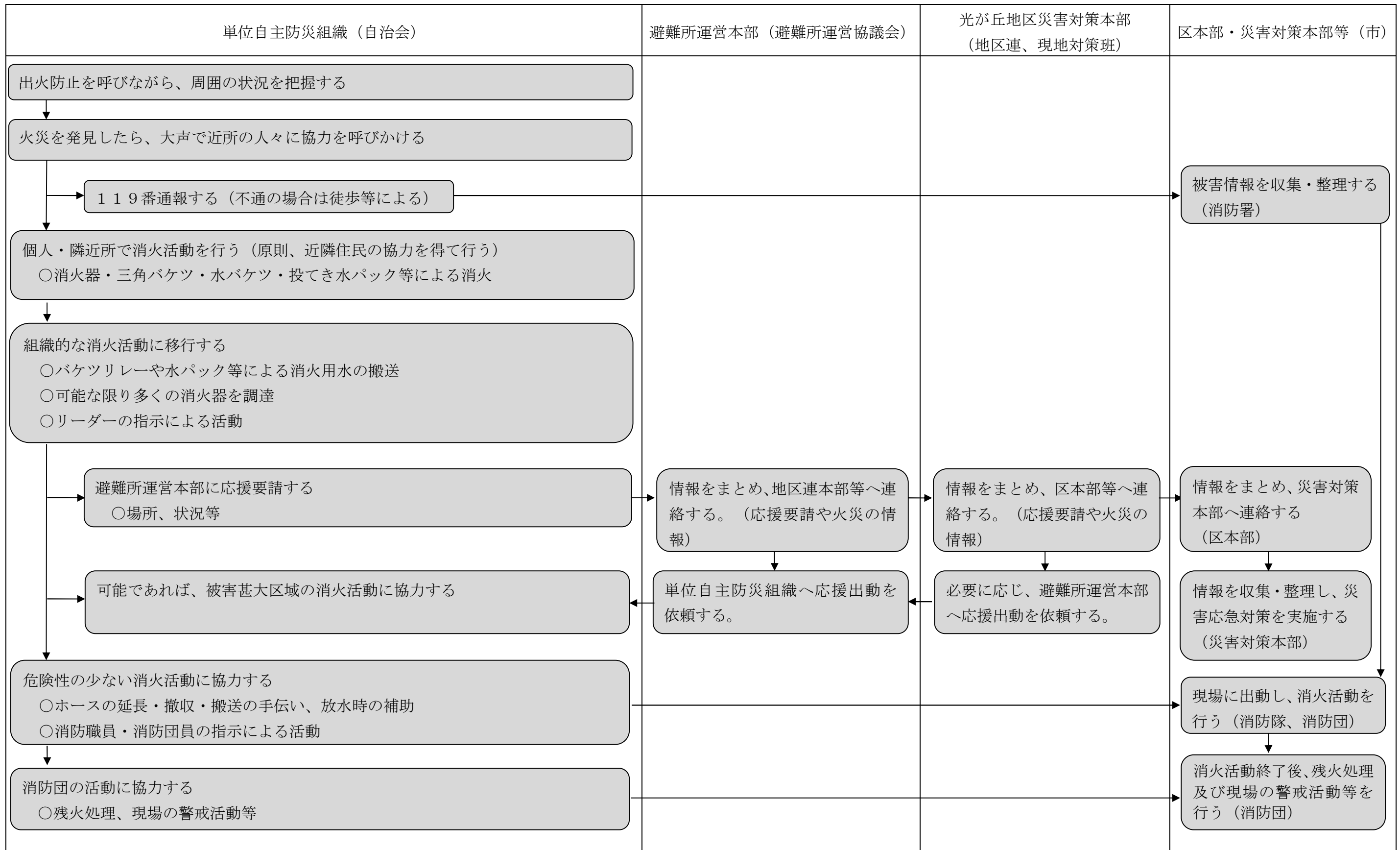
13 各種活動の主な流れ

応急対策活動については、次の「主な流れ」を参考にして、命と生活を守ることを最優先に柔軟に対応する。

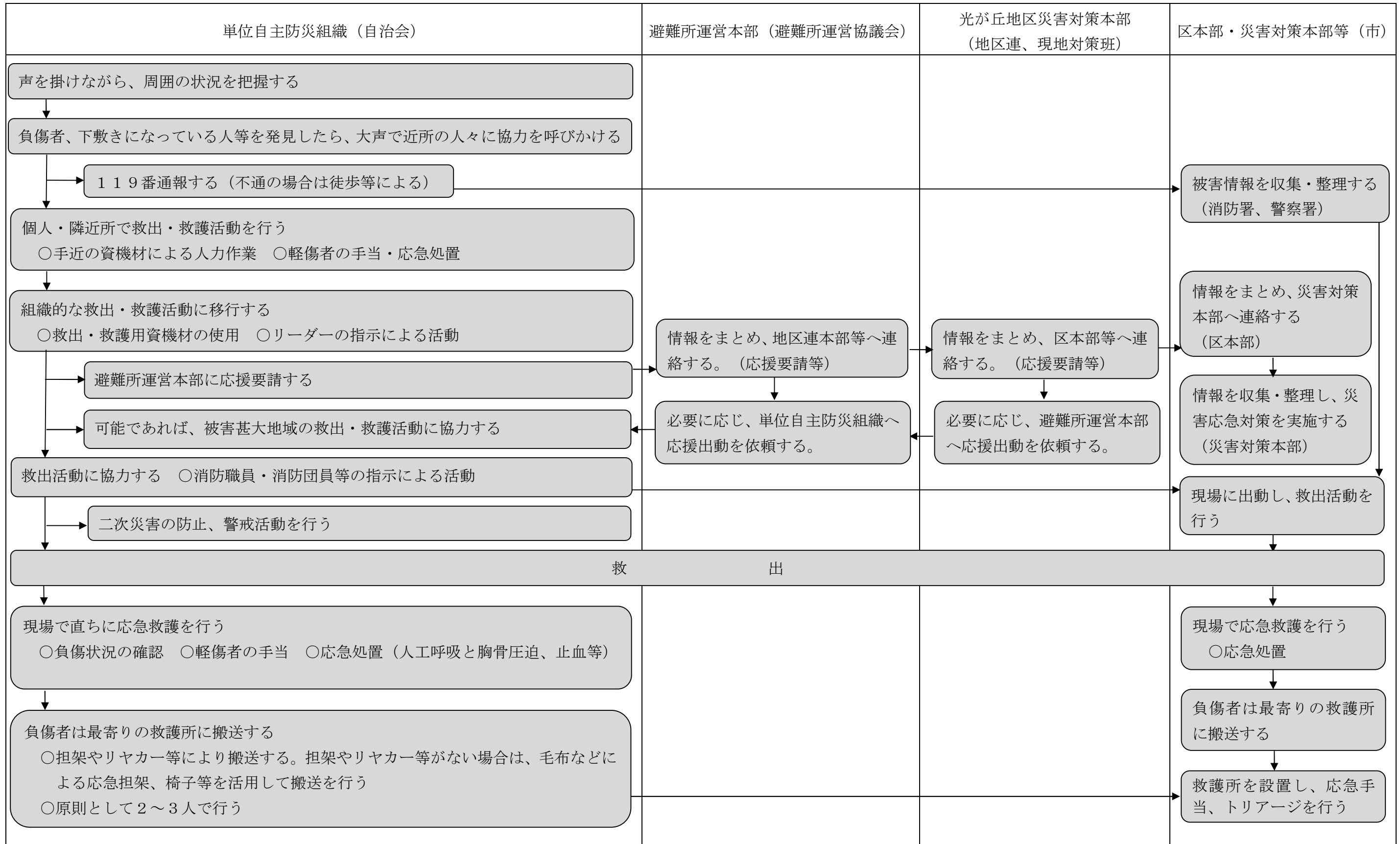
【情報収集・伝達活動の流れ】



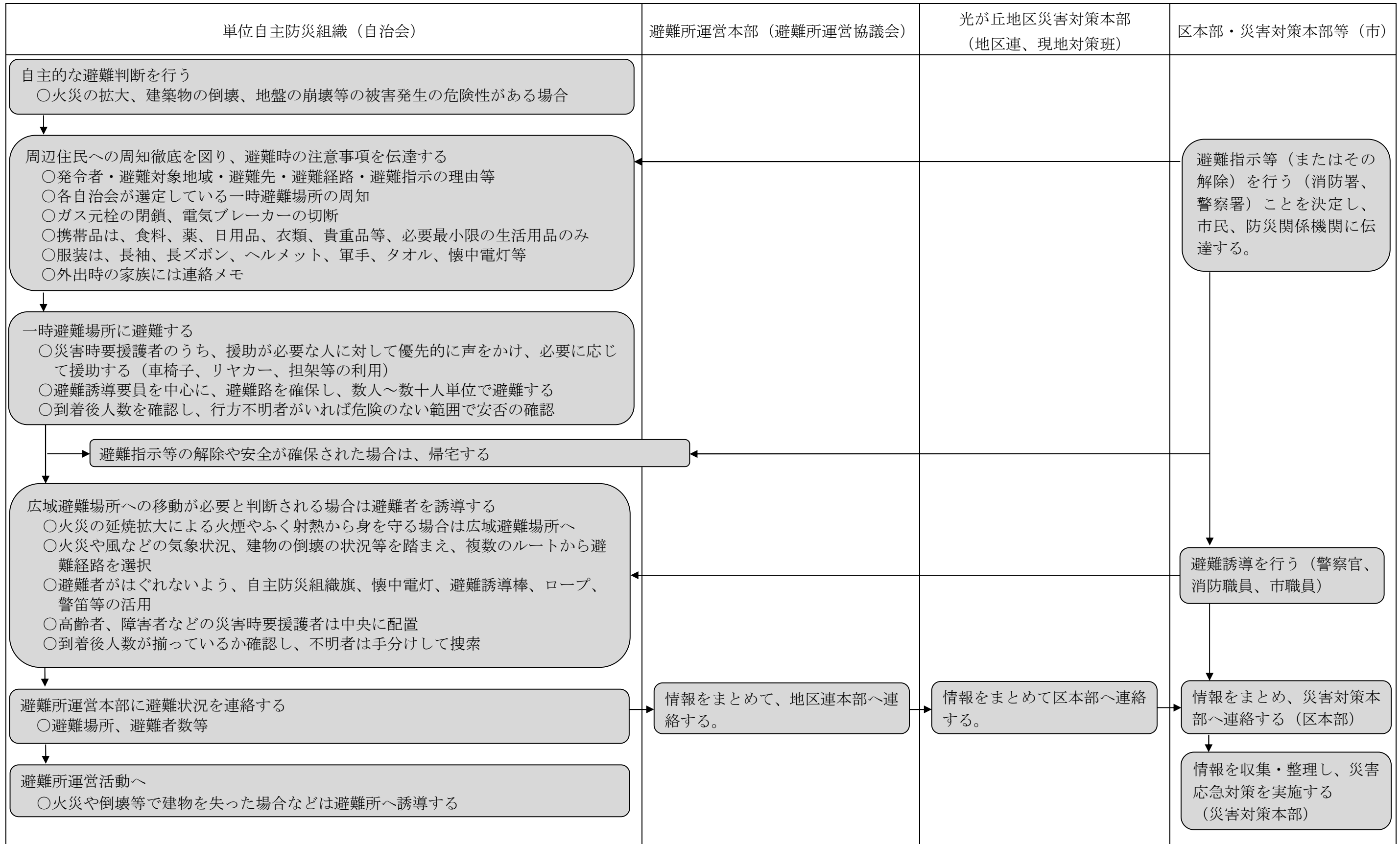
【初期消火活動の流れ】



【救出・救護・搬送の流れ】



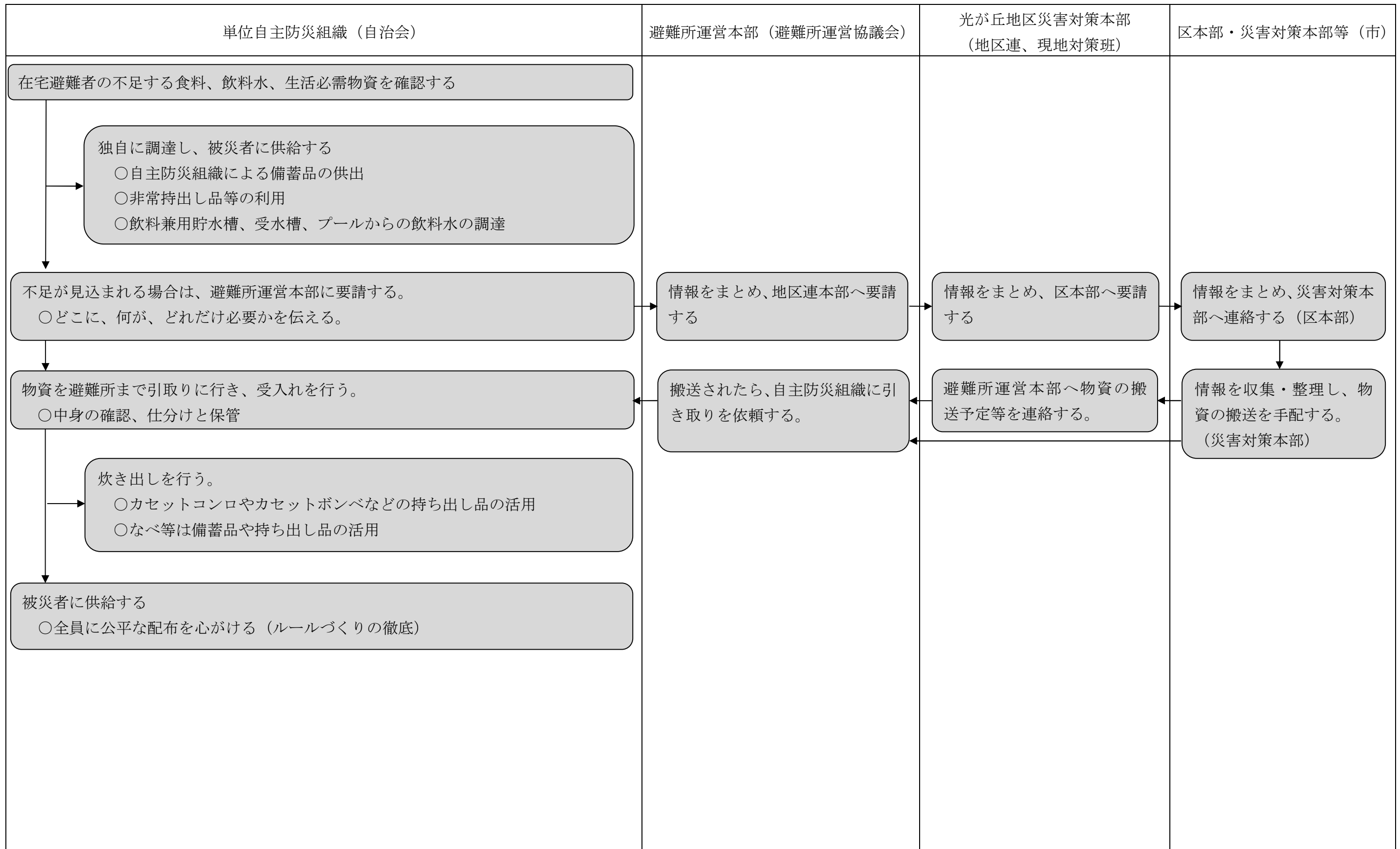
【避難誘導活動の流れ】



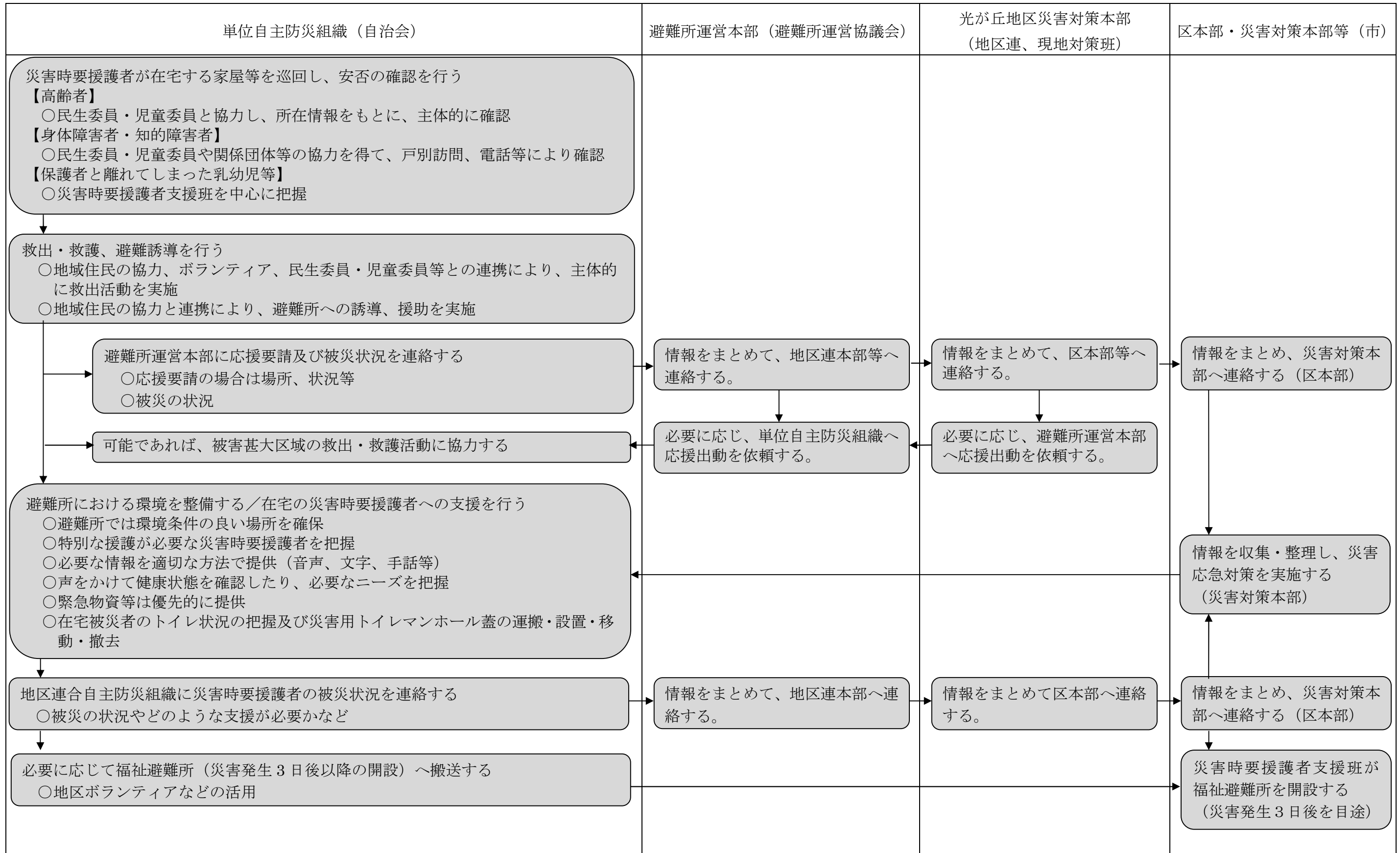
【避難所運営の流れ】



【給食・給水の流れ】



【災害時要援護者支援活動の流れ】



14 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

南海トラフ地震臨時情報が発表され、事前の準備行動等を行う必要があると認められた場合には、後発地震の発生に備えた事前避難対策等を実施する。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に次の対応を行う。

ア 日ごろからの地震への備えを再確認する。

イ 地震発生後の避難では明らかに避難が完了できない災害時要援護者等は、避難を開始し、それ以外の者は避難準備を整え、状況に応じて避難する。

ウ 2週間経過後は、地震の発生の可能性がなくなったわけではないことに留意し、通常の生活に戻る。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に次の対応を行う。

ア 日ごろからの地震への備えを再確認する。

イ 1週間経過後は、地震の発生の可能性がなくなったわけではないことに留意し、通常の生活に戻る。

(3) 後発地震に備えた事前避難

ア 住民の避難は、親戚・知人宅等への避難が基本であること。

イ 食料や生活用品などは避難者が準備することが基本であること。

ウ 日ごろからの地震への備えを再確認する。

4 風水害等対策計画

第1章 地区災害対策本部活動

1 地区災害対策本部の設置

(1) 設置基準

相模原市で「特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）」が発表された場合、または風水害等により、地区に甚大な災害被害が想定される場合には、光が丘公民館コミュニティ室に「光が丘地区災害対策本部（以下「本部」という。）」を設置する。

ただし、本部の設置にあたっては、移動中の安全が確保される場合に限るものとする。

本部を設置した場合や設置が困難な場合には、「光が丘地区現地対策班（以下「現地対策班」という。）」にその旨を連絡する。

(2) 災害時の動員

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、地区内で動員を行う。ただし、浸水時の対応等は危険を伴うことから、安全の確保に配慮する。

2 本部の活動

地震対策に準じて、実施する。ただし、避難所に加え、風水害時避難場所への対応も行う。

3 情報の収集・伝達手段

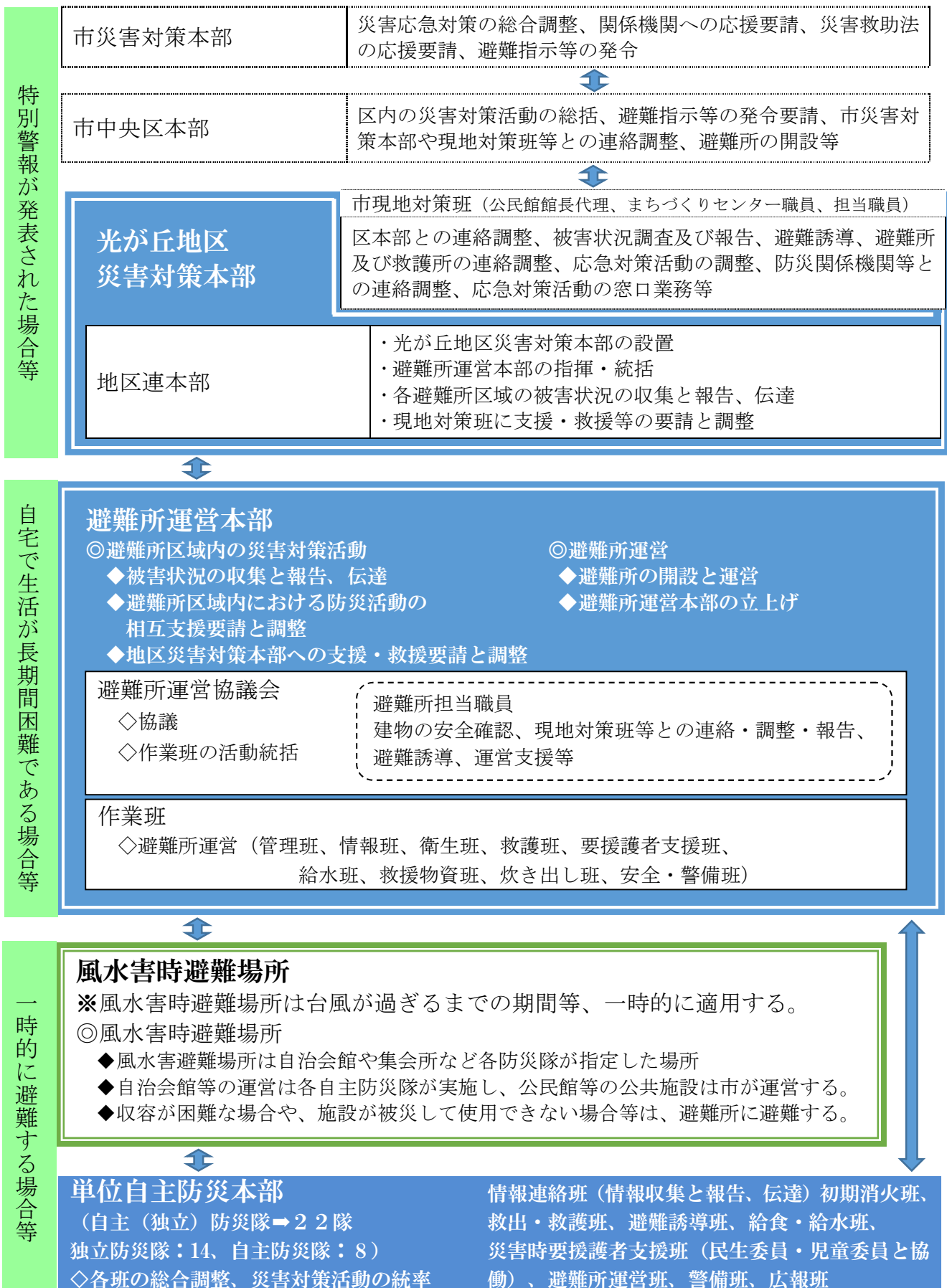
地震対策に準じて、実施する。

4 本部の廃止

風水害等による災害発生のおそれなくなった場合、もしくは発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合には、本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、現地対策班にその旨を連絡する。

5 災害時における各組織の主な役割（風水害等対策）



第2章 応急対策活動

1 水防活動

風水害時、雨量の増加による浸水（内水）が想定される場合には、浸水（内水）被害を防ぐため市及び消防団に協力し土嚢積を行う。

2 自主避難

台風などによる風水害については事前に雨量等の予測が可能な場合が多いため、がけの近くに居住している人や家屋に心配がある人は、早めに親族・知人宅又は風水害時避難場所の災害発生のおそれのない場所へ避難する。

3 風水害時避難場所

（1）開設

風水害等により、地区に甚大な災害被害が想定される場合、自治会員から避難の要望があった場合又は市から開設の要望があった場合に、自主防災隊長の判断により開設する。

なお、公民館等の公共施設については、市が開設するので、開設の見込みを確認しておく。

（2）運営

大雨による被害から一時的に逃れるために避難する場所として確保した自治会館等の風水害時避難場所の運営を実施する。公民館等の公共施設については、市の職員が中心となって運営を行うので、その運営を補助する。

風水害時避難場所で、収容が困難な場合や、施設が被災して使用できない場合等においては、避難所となっている小中学校に避難する。

4 避難誘導

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、区域内にいる全ての人に対して、次により避難を行う。

（1）避難誘導の指示

市長から避難指示等が発令されたとき、又は地区防災組織の隊長等が避難の必要があると認めたとき、隊長等は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

（2）避難誘導

避難誘導班員は、隊長等の避難誘導開始の指示を受けた時は、避難計画に基づき、住民を避難場所に誘導する。

(3) 避難者の安全確保、安全確認

全員が組織としてまとまって、安全に避難できるように、災害時要援護者等に配慮しながら、安全な装備で避難する。避難する際には、必ず、ガスの元栓の閉鎖や電気のブレーカーの切断等を行う。

また、避難場所に到達したら、人員に不足がないかどうか確認を行う。

(4) 避難状況の連絡

避難が完了したら、避難場所や避難者数等の状況を避難所運営本部や地区連本部等に連絡する。

(5) 帰宅

避難指示等の解除や安全が確認された場合は、避難所運営本部等に連絡し帰宅する。

5 避難所運営

避難所運営本部を立ち上げ、避難所区域内の災害対策活動とともに、避難所運営を各避難所運営協議会で作成した「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営協議会が中心となって、避難者を含めた全員が協力し、助け合いの精神で行うこととする。

6 救出・救護・搬送

地震対策に準じて、実施するが、救出は、浸水想定区域や土砂災害の危険箇所等に該当する区域を優先する。

また、搬送については、医療機関が開設している場合も想定されることから、事前に確認してから搬送を行う。

7 給食・給水活動

地震対策に準じて、実施するが、大規模な風水害時においては、長期間に渡り、流通機能の混乱により食料の入手が困難となることも想定されることから、救援物資が届くようになるまでの期間は地区で協力して対応しなければならない。給食・給水のルールをつくり、要援護者に配慮しながら、秩序ある給食・給水活動を行う。

8 災害時要援護者対策

地震対策に準じて、実施する。

9 住民の安否確認

地震対策に準じて、実施するが、風水害時避難場所に滞在している場合があることに注意する。

- 10 在宅避難者の把握・支援
地震対策に準じて、実施する。
- 11 ボランティアの活動について
地震対策に準じて、実施する。
- 12 他組織との連携
地震対策に準じて、実施する。
- 13 各種活動の主な流れ
地震対策に準じて、実施する。
- 14 ハザードマップを活用した訓練の実施
土砂災害警戒区域内の居住者等は、土砂災害ハザードマップを活用した訓練を実施する。

大野北地区防災計画

大野北地区まちづくり会議
大野北地区防災計画策定部会

目 次

第1編 総 則

第1章 地区防災計画の方針

- 1 目 的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 地区防災計画の構成及び組織編成・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

- 1 地区居住者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 自主防災組織の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 事業所の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 高層共同住宅管理者等の役割・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 地区の概要

- 1 自然的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 社会的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第4章 防災アセスメント調査による地区被害想定

- 1 想定地震と条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 建物被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 人的被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 自主防災組織の育成支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 自主防災組織の編成と各班の役割・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 出火防止及び初期消火対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
- 5 火災延焼対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
- 6 空き家対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
- 7 災害危険の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
- 8 高層共同住宅等の災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
- 9 新型コロナウイルス等感染症対策・・・・・・・・・・・・・・ 1 2

第2章 災害に対する備え

1	基本方針	1 3
2	防災知識の普及・啓発	1 3
3	災害に備えた各家庭での取組	1 3
4	防災訓練の実施	1 4
5	防災資機材等の点検・管理	1 4
6	災害時要援護者の把握、避難支援体制	1 5
7	ハザードマップを活用した訓練の実施	1 5
8	境川の水位上昇に伴う対応	1 5

第3編 応急対策計画（地震・風水害）

第1章 地区災害対策本部活動

1	地区災害対策本部の設置	1 6
2	本部の活動	1 6
3	本部の廃止	1 6
4	災害時の動員・連絡体制	1 6
5	情報の収集・伝達	1 6

第2章 応急対策活動

1	水防活動、初期消火活動	1 9
2	救出・救護・搬送	2 1
3	避難誘導	2 4
4	災害時要援護者対策	2 6
5	住民の安否確認	2 9
6	在宅避難者の把握・支援	2 9
7	避難所運営	2 9
8	車中泊等の避難所外避難者への対応	3 2
9	多様な視点に基づいた避難所等の運営	3 2
10	ペットの同行避難	3 2
11	ボランティア活動	3 2
12	南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応	3 3
13	他組織との連携	3 4

第4編 資料 編

1	用語説明	3 5
2	境川タイムライン	別紙

第 1 編 總 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目的

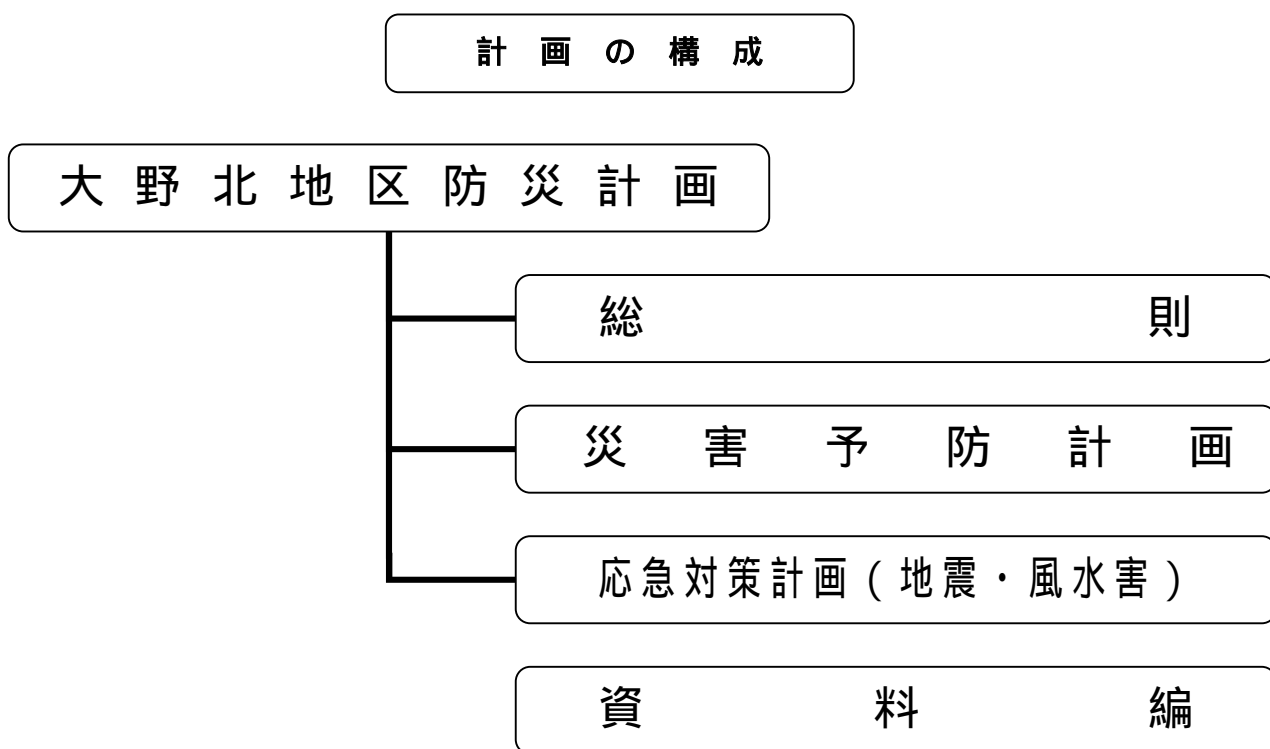
東日本大震災をはじめ、これまでの多くの災害の教訓からも、大規模災害の発災直後は、消防や各行政機関など、「公助」による対応にも限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地域自らが対応できる体制をつくることが重要である。

このため、地域の特性に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地域における防災力を高めることを目的とする。

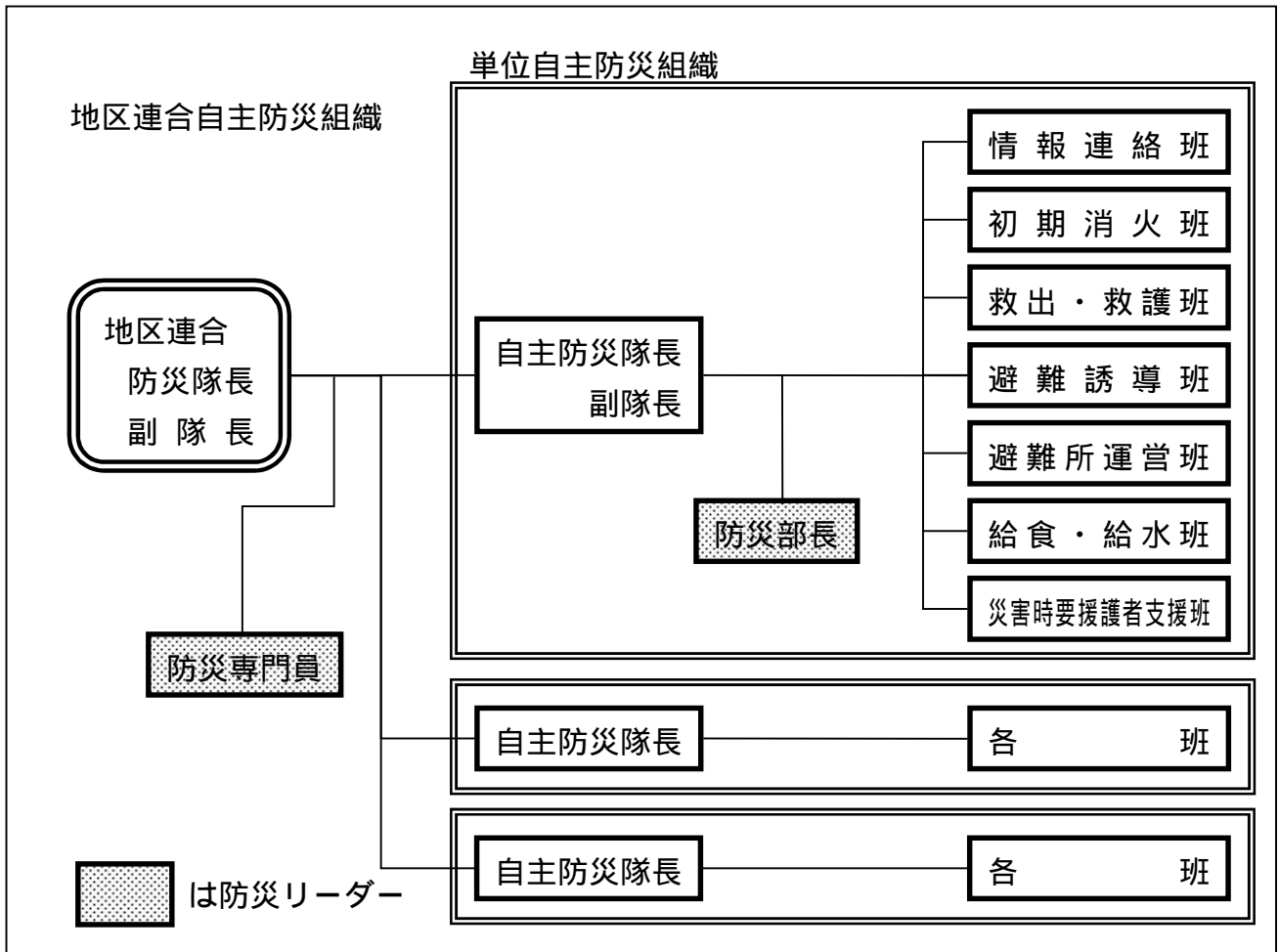
2 地区防災計画の構成及び組織編成

大野北地区防災計画は、総則、災害予防計画、応急対策計画（地震・風水害）及び資料編で構成する。

地区防災計画のもととなる組織は、地域に密着した活動が不可欠なため、自治会等を母体とした単位自主防災組織とし、また、地区としての連絡体制や協力体制を確保し、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、地区連合自治会を単位とした連合自主防災組織とする。



組織編成イメージ図



3 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

また、多様な主体の意見を反映できるよう、計画の検討・修正の際は、女性、災害時要援護者支援団体、地域事業所等の参画を促進する。

計画の修正（見直し）基本方針

- ・ 計画内容に影響のない修正（法令等の引用条文など）については、適宜、修正を行い、まちづくり会議等に報告をすることとする。
- ・ 計画内容に変更を伴う修正については、計画策定組織に準じた構成員により、検討・調整を行い、まちづくり会議等に報告をすることとする。

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割

- (1) 「自らの身は自ら守る(自助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりを進め、災害に強い居住者と地区を形成する。
- (2) 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時に対する少なくとも最低3日以上以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組を実施する。
また、過去の災害の教訓を伝承し、災害時には自らの情報を発信する。
- (3) 災害時には、共助の視点の下、地区とりわけ近隣世帯、いわゆる「隣近所」が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出・救護等に努めるとともに、避難するに当たっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。
- (4) 自主防災組織へ参加し、体制等の整備、教育訓練に協力するとともに、災害時には地区の住民・事業所と連携して各種活動を円滑に実施するよう「共助」の取組を実施する。
- (5) 地区住民が、共助組織の重要な基盤である自治会に加入し、日頃からその活動に参加できるような仕組みづくりに努める。
- (6) その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

2 自主防災組織の役割

- (1) 日頃から、地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区内の防災に係る方針の策定支援や防災マップ、防災活動用資機材の整備、点検を実施する。
- (2) 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、組織員の教育訓練を推進するとともに、地区住民の参加、地区事業所との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取組を実施する。
- (3) 災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、初期消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の支援等を実施する。

3 事業所の役割

- (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員等の発災時の一斉帰宅抑制のための3日分以上の食料及び飲料水等の備蓄、初期消火、救出・救護等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- (2) 防災対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地区住民及び自主防災組織と連携して、地区における防災活動に参加する等、地区の共助に取り組むよう努める。
- (3) 災害が発生した場合には、行政、地区住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

4 高層共同住宅管理者等の役割

- (1) 日頃から、建物及び設備の耐震性の維持、確保に努める。
- (2) 地震等によるエレベータや電気、ガス、上下水道等の停止を想定した居住者の生活支障対策用設備及び資機材の整備並びに共同住宅内の自主防災体制の整備に努める。
- (3) 周辺住民や自主防災組織との連携強化に努める。
- (4) 災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、高層階居住者の生活支障対策を実施するよう努める。

第3章 地区の概要

1 自然的条件

特 徴

大野北地区は、相模原市中央区の東に位置し、町田市と隣接している。

境川沿いでは浸水の履歴があり、大雨時には河川氾濫による浸水や内水浸水のおそれがある。また、連続性や見通しの悪い狭い道があり、災害時の避難や対策の支障となる可能性がある。境川沿いの段丘面から避難する経路には、坂道がある。淵野辺駅前には商店街と建物が密集している。段丘崖に急傾斜の部分がある。

2 社会的条件

(1) 人 口

大野北地区の人口は、地区別年齢別人口（住民基本台帳）令和3年4月1日現在、28,997世帯、60,968人となっている。年齢別では、年少人口（15歳未満）が12.8%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が65.0%、高齢人口（65歳以上）が22.2%となっている。外国人の登録人口は1,227人であり、大野北地区の人口の2.0%を占める。

(2) 交 通

地区内には、横浜線の淵野辺駅があるほか、矢部駅、古淵駅と隣接している。

主要な道路として県道57号相模原大蔵町線が通っており、また県道57号相模原大蔵町線から淵野辺駅の進入路として県道502号淵野辺停車場線がある。

南西部を国道16号が通っている。

第4章 防災アセスメント調査による地区被害想定（平成26年5月）

防災アセスメント調査とは・・・国における首都直下地震の新たな被害想定の見解や、近年の災害履歴等に基づき調査を行った報告書。今後の防災・減災対策を検討する上での根拠となる資料です。

1 想定地震と条件

想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。

想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震（M7.1）震度6強
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震（M7.1）震度6弱
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生するM8クラスの海溝型地震
条件	季節・時刻	夏12時、冬18時、冬深夜2時の3ケース
	天候	晴れ、風速3m（本市の平均風速）

2 建物被害

建物被害は次のとおりである。

単位：棟

想定地震		東部直下地震	西部直下地震	大正関東タイプ地震
冬18時	建物総数	12,381	12,381	12,381
	全壊	600	119	61
	焼失	82	5	0
	大規模半壊	0	0	0
	半壊	1,779	888	623

3 人的被害

人的被害は次のとおりである。

単位：人

		東部直下地震	西部直下地震	大正関東 タイプ地震
冬 2 時	死 者	38	7	4
	閉 込 者	234	52	28
	重 傷 者	45	11	5
	軽 傷 者	277	123	86
冬 1 8 時	避 難 者 当 日	1,841	507	298
	避 難 者 1 週 間 後	5,113	2,846	2,153

* 想定ケースは、被害が最大となる想定で、建物被害と避難者は冬 1 8 時、人的被害は冬 1 2 時。

相模原市防災アセスメント調査報告書(平成 2 6 年 5 月)小学校区別の概要予測一覧の内、大野北地区(淵野辺小学校区、共和小学校区、大野北小学校区、淵野辺東小学校区)の合計の数字。

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針

震災時の火災や火災による延焼被害等を最小限にとどめるため、倒壊の危険性のある空き家対策や高層共同住宅等の災害対策及び地区の特性に応じた災害対策を促進し、生命と財産を守る災害に強い地区づくりを推進する。

2 自主防災組織の育成支援

- (1) 大野北地区は、地区防災活動の推進を図り、自治会等を中心とした自主防災組織の育成を推進するとともに地区内の防災リーダーを支援する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- (2) 大野北地区は、自主防災組織が、災害時に有効に活動できるよう組織の充実強化を図るための訓練等を支援する。

3 自主防災組織の編成と各班の役割

(1) 単位自主防災組織

単位自主防災組織は、各自主防災組織の規模や活動の状況等に応じて編成することが大切であり、円滑な防災活動を行えるよう、以下の基本的な方針に沿った組織づくりとする。

自主防災隊長	地区連合自主防災組織との連絡調整や防災訓練等の計画・実施、組織内の情報伝達体制の整備
副隊長	自主防災隊長の補佐
防災部長	自主防災隊長の補佐及び防災活動に係る各班への専門的、技術的指導・指揮

本 部	各班の総合調整、地域全体の防災活動の統率
情報連絡班	情報の収集・伝達活動
初期消火班	消火器等による初期消火活動
救出・救護班	負傷者の救出・救護活動
避難誘導班	住民の避難誘導活動
避難所運営班	避難所の運営活動
給食・給水班	炊き出し等給食・給水活動
災害時要援護者支援班	災害時要援護者への支援活動

【各班の平常時・災害時の役割】

	平常時	災害時
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等。	被害情報等を収集し、地区連合自主防災組織を通じて、市の現地対策班に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達する。
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制の構築に努める。	安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得する。	周囲の人の協力を求め、負傷者等の救出・救護活動を行う。負傷者の応急手当と救護所への搬送を行う。
避難誘導班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェックを行う。	全員が安全に避難できるように避難誘導を行う。避難者の安全確保、安全確認を行う。
避難所運営班	避難所運営本部の立ち上げ及び運営方法について訓練を行う。	施設管理者や市職員と協力し、「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所の自主的な運営を行う。
給食・給水班	炊き出し方法、給食の配分方法、給水方法を習得する。	給食・給水のルールをつくり、秩序ある給食・給水活動を行う。
災害時要援護者支援班	要援護者の把握、支援方法の確立に努める。	関係団体や地域住民と協力して、要援護者各人の要望を親身になって聞き、要援護者活動に取り組む。

(2) 地区連合自主防災組織

地区連合防災隊長	防災に関わる市との連絡調整や地域防災訓練等の計画・実施、地区連合自主防災組織間の連絡協力体制づくり
副隊長	地区連合防災隊長の補佐
防災専門員	地区連合防災隊長の補佐及び防災活動に係る専門的、技術的指導・指揮

平常時	災害時
<p>地区連合防災隊長や防災専門員は、協力・連携し、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練、炊き出し等給食・給水訓練、災害時要援護者支援訓練など、単位自主防災組織を超えた地域防災訓練、イベント等の計画・実施を行う。</p> <p>地区連合防災隊長や防災専門員は、市や構成単位自主防災組織との間に立ち、防災関連情報等の連絡や防災訓練等に関する調整などを行う。</p>	<p>災害時には、地区連合防災隊長や防災専門員など、事前に決められた人員により、本部を設置し、市（現地対策班）・単位自主防災組織との間に立ち、情報のとりまとめ・伝達活動を行う。</p> <p>単位自主防災組織や避難所間の連絡・調整をするとともに、被害の大きいところに集中的な対応を行うなど、単位自主防災組織を超えた効果的な災害対応を行う。</p> <p>なお、地区連合自主防災組織の本部は、市の現地対策班とともに、大野北まちづくりセンターに設置する。</p>

4 出火防止及び初期消火対策

(1) 出火防止

大地震時等においては、各所に同時多発的な出火が考えられ、道路、建物の損壊による障害物などが重なると、消防力は大きく阻害される。また、強風、夜間といった悪条件が加わると一層火災の拡大が懸念されることから、出火防止の徹底を図るため、各家庭において、主として次の事項に重点を置いて点検整備する。

- ア 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- イ 可燃性危険物品等の保管状況
- ウ 消火器等の消火資機材の整備状況
- エ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

大地震発生時等には、火災の同時多発、消防車の通行不能、消火栓の使用不能等により、消防機関の活動は通常の火災の場合よりも大幅に制限される。

そこで、すべての住民が自宅や隣近所といったごく身近なところで初期消火活動を実践し、火災の拡大を防御することが重要であるため、安全を確保しつつ、迅速に初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。

また、初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材等の備えを推進する。

- ア 消火器、簡易消火具等を各家庭で備える。
- イ 各家庭で、浴槽等に水を蓄える。

5 火災延焼対策

甚大な人命被害をもたらす市街地大火や火災旋風など、大規模地震に伴う火災延焼を最小限にとどめるために、道路の拡幅や建築物の不燃化を遂行する。

また、木造密集地など市街地大火の危険の高いところや高層建物など炎上による被害の高いところについては、感震ブレーカーの設置を促進するなどの啓発を行う。

6 空き家対策

市と連携して、所有者等による空き家の適正管理を啓発するとともに、利活用や危険な空き家の防止を促すことにより、新たな空き家の発生を抑制し、地区の防災力向上につなげていく。

7 災害危険の把握

災害予防に資するため、次のとおり地区固有の防災問題に関する把握を行う。
また、それらを記載した地図を作成し、地区内で情報共有する。

(1) 把握事項は、次のとおりとする。

- ア 危険地域、区域等
- イ 地区の防災施設、設備
- ウ 過去の災害履歴、災害に関する伝承

(2) 把握の主な方法は、次のとおりとする。

- ア 相模原市防災アセスメント調査
- イ 相模原市地区別防災カルテ
- ウ 相模原市ハザードマップ（洪水・土砂）
- エ 防災まち歩き（地区内の踏査）
- オ さがみはら防災マップ

8 高層共同住宅等の災害対策

高層共同住宅の管理者は、敷地・建物内に防災備蓄スペース、防災対応トイレなど、ライフラインが復旧するまでの間、居住者が自立生活できるための震災対策用設備等を確保するよう努める。

また、必要に応じ火災対策として、感震ブレーカー等の設置に努める。

9 新型コロナウイルス等感染症対策

新型コロナウイルス等感染症のまん延を防止するため、避難所運営マニュアルに基づく感染症対策を実施する。

第2章 災害に対する備え

1 基本方針

日ごろから災害に対する十分な備えを行うとともに、発災直後の迅速かつ効果的な対応を図ることで被害を軽減する。

2 防災知識の普及・啓発

地区住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ア 防災組織及び防災計画に関すること。
- イ 地震、火災、水災等についての知識に関すること。
- ウ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- エ 地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。
- オ 食料等を3日以上確保することの重要性に関すること。
- カ 住宅の安全対策に関すること。(耐震化、感震ブレーカー、家具の固定等)
- キ ブロック塀の安全対策に関すること。
- ク マイ・タイムラインの作成に関すること。
- ケ ペットの災害対策に関すること。
- コ 南海トラフ地震臨時情報に関すること。
- サ 防災メールやテレビ神奈川データ放送などの防災情報の取得に関すること。
- シ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法は、次のとおりとする。

- ア 広報誌、パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布
- イ 講演会、座談会、映画上映会等の開催
- ウ パネル等の展示
- エ 防災地図等の作成

(3) 実施時期

火災予防運動期間、市防災週間等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

3 災害に備えた各家庭での取組

地震災害を想定して、家族全員で防災会議を開き、わが家の安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどの話し合いを行う。また、非常持ち出し品や防災用具の点検や補充を随時実施する。

大雨や台風に備えてハザードマップやさがみはら防災マップを活用し、「いつ・どこに・どのように」避難するかなどを時系列的に整理したマイ・タイムラインを作成する。

4 防災訓練の実施

地震や台風等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類（自主防災組織単位）

ア 情報収集・伝達訓練

イ 消火訓練

ウ 避難訓練

エ 救出・救護訓練

オ 給食・給水訓練

カ 図上訓練（HUG）

キ クロスロード

ク 風水害対策訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、上記2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

また、市等が行う訓練に参加する。

(4) 体験イベント型訓練

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練（HUG）

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期及び回数

訓練は、原則として春季（3/1～3/7）及び秋季（11/9～11/15）の火災予防運動期間中並びに防災の日（9/1）に実施する。総合訓練にあっては年1回以上、個別訓練にあっては随時実施する。

5 防災資機材等の点検・管理

防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

(2) 定期点検

市防災週間（7月第1土曜日から1週間）を全資機材の点検日とする。

6 災害時要援護者の把握、避難支援体制

災害が発生した場合に、高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者などに対する適切な応急対応及び救援活動を行うため、各地域の特性や実情を考慮し、日頃から地区のコミュニティの形成や社会福祉活動に積極的に取り組み、災害時に備える。

7 ハザードマップを活用した訓練の実施

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の居住者等は、洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップを活用した訓練を実施する。

8 境川の水位上昇に伴う対応

大雨や台風の時に境川の水位が高齢者等避難の目安となる避難判断水位を超え、今後の雨量の予測状況から氾濫危険水位に達する可能性がある場合には、現地対策班と連携を図り、境川タイムラインに基づき対応する。

第3編 応急対策計画 (地震・風水害)

第1章 地区災害対策本部活動

1 地区災害対策本部の設置

市内で「震度5強」以上の地震が観測された場合、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、もしくは風水害等により、地区に甚大な災害被害が想定される場合には、大野北公民館コミュニティ室に「大野北地区災害対策本部（以下「本部」という。）」を設置する。

本部を設置した場合には、「市中央区本部大野北まちづくりセンター現地対策班（以下「大野北まちづくりセンター現地対策班」という。）」にその旨を連絡する。

2 本部の活動

本部は、大野北地区内の被害情報等の収集及び災害時要援護者の避難支援を行うとともに、地区の状況について大野北まちづくりセンター現地対策班に報告する。

また、避難所運営協議会と大野北まちづくりセンター現地対策班との連絡・調整を行う。

3 本部の廃止

地震、風水害等による災害発生のおそれなくなった場合、又は南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合、もしくは発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合には、本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、大野北まちづくりセンター現地対策班にその旨を連絡する。

4 災害時の動員・連絡体制

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、連合自主防災隊長等は、連絡網等により動員を行うことができる。

5 情報の収集・伝達

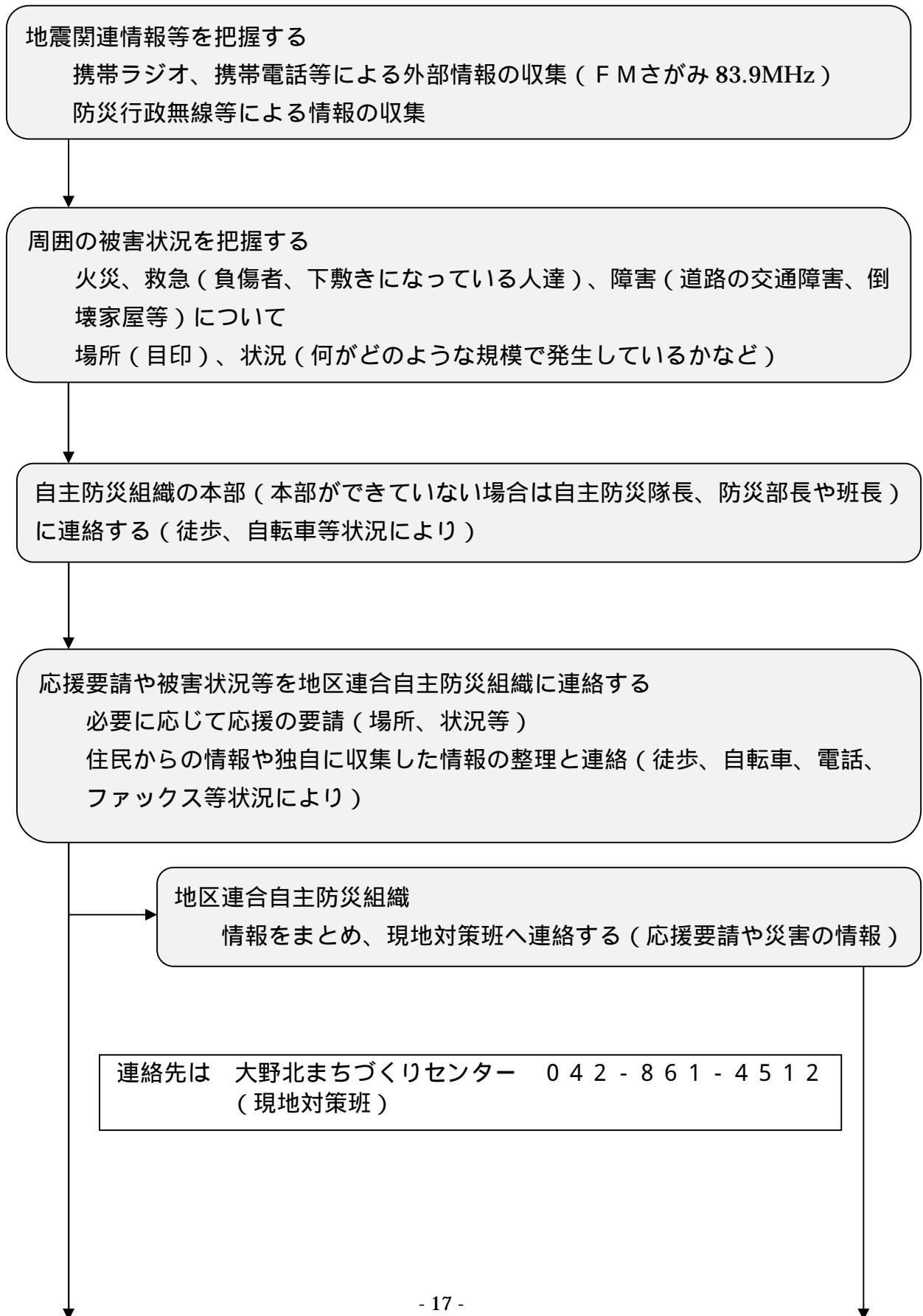
被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達を次により行う。

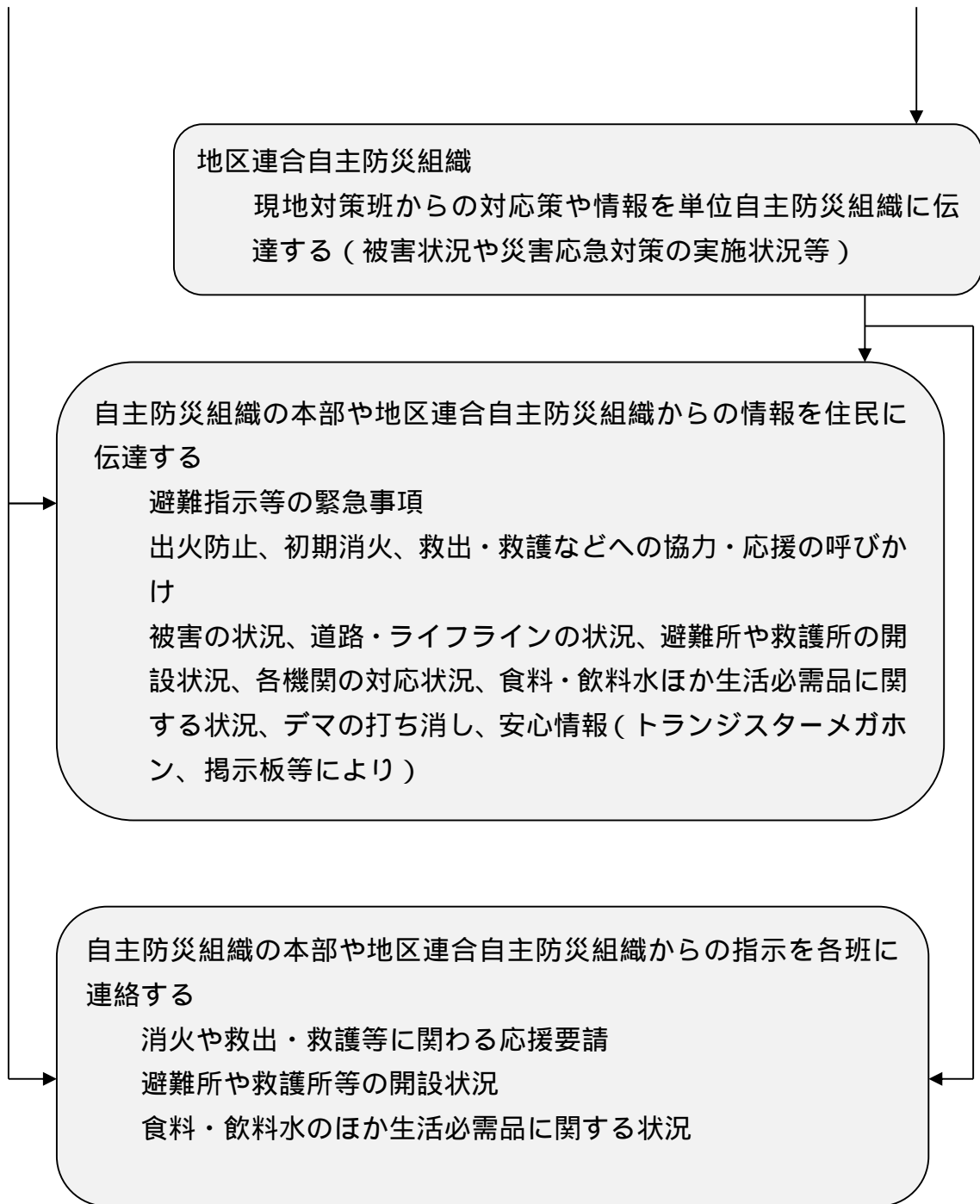
情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、テレビ、ラジオ、各種電話、防災行政無線（ひばり放送）、ファックス、インターネット、伝令等による。

情報は、簡潔明瞭が肝心であり、「いつ、どこで、なにが、（だれが）、どうして、どのように」の要領で情報を収集し、伝達する。

【情報収集・伝達活動の流れ】自主防災組織





第2章 応急対策活動

1 水防活動、初期消火活動

(1) 水防活動

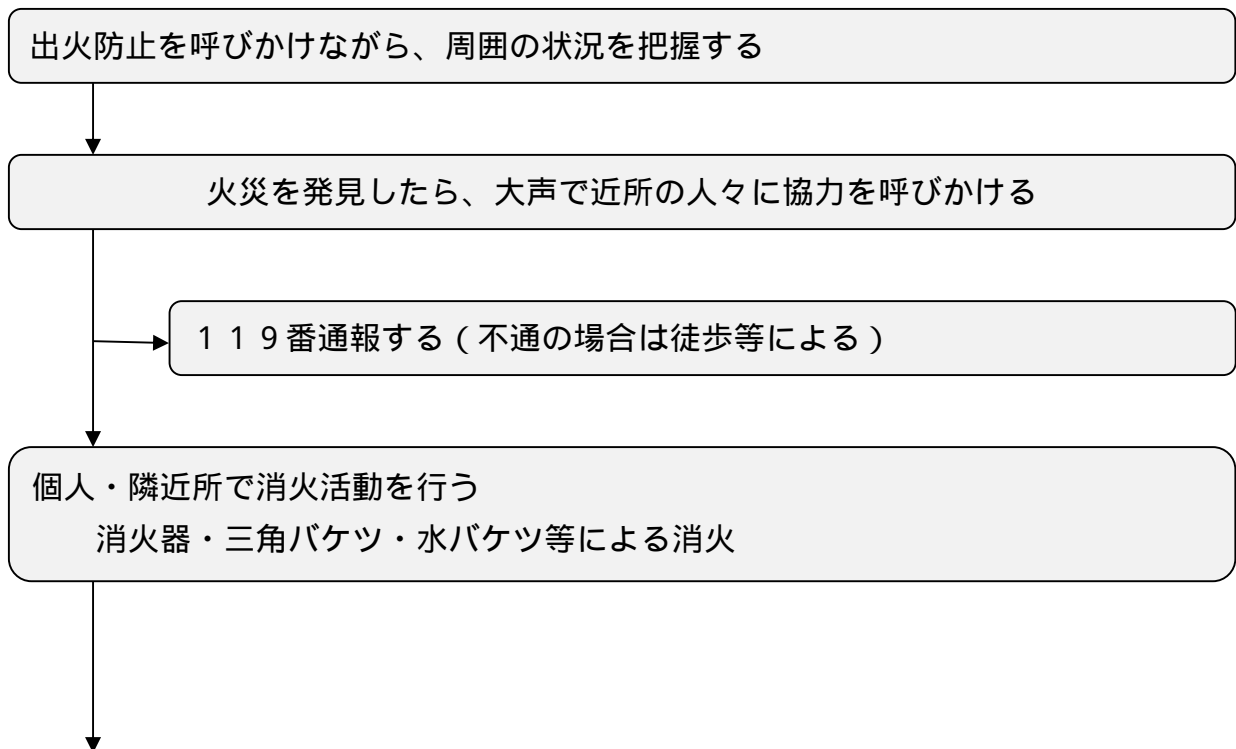
風水害時、雨量の増加による浸水（内水）や河川水位が堤防高近くになった場合には、浸水（内水）被害や堤防被害を防ぐため市及び消防団に協力する。

(2) 初期消火活動

発災後、初期段階においては、地区住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

なお、火災に際しては初期消火が特に重要になるため、自主防災組織等は各家庭に対して、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

【初期消火活動の流れ】自主防災組織



組織的な消火活動に移行する

バケツリレー等による消火用水の搬送

可能な限り多くの消火器を調達

リーダーの指示による活動

地区連合自主防災組織に応援要請する

場所、状況等（徒歩、自転車、電話、ファックス等状況により）

地区連合自主防災組織

情報をまとめて、現地対策班へ連絡する

必要に応じ、単位自主防災組織へ応援出動を依頼し、事業所へ協力を求める（徒歩、自転車、電話、ファックス等状況により）

可能であれば、被害甚大地区の消火活動に協力する

危険性の少ない消火活動に協力する

ホースの延長・撤収・搬送の手伝い

放水時の補助

消防職員・消防団員の指示による活動

消防団の活動に協力する

残火処理、現場の警戒活動等

2 救出・救護・搬送

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 救出・救護活動等の原則

ア 救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行う。

イ 救出・救護の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救護を優先して実施する。

ウ 傷病者の救急搬送は、救命・救急処置を必要とする者を優先して、医療機関に搬送し、その他の傷病者は、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を行う。

(3) 救護所への搬送

救出・救護班は、負傷者の状態が医師の手当を必要とするときと認めるとき、救護所へ搬送する。医療機関への搬送は、救護所において判断をする。

ア 淵野辺小学校（救護所）

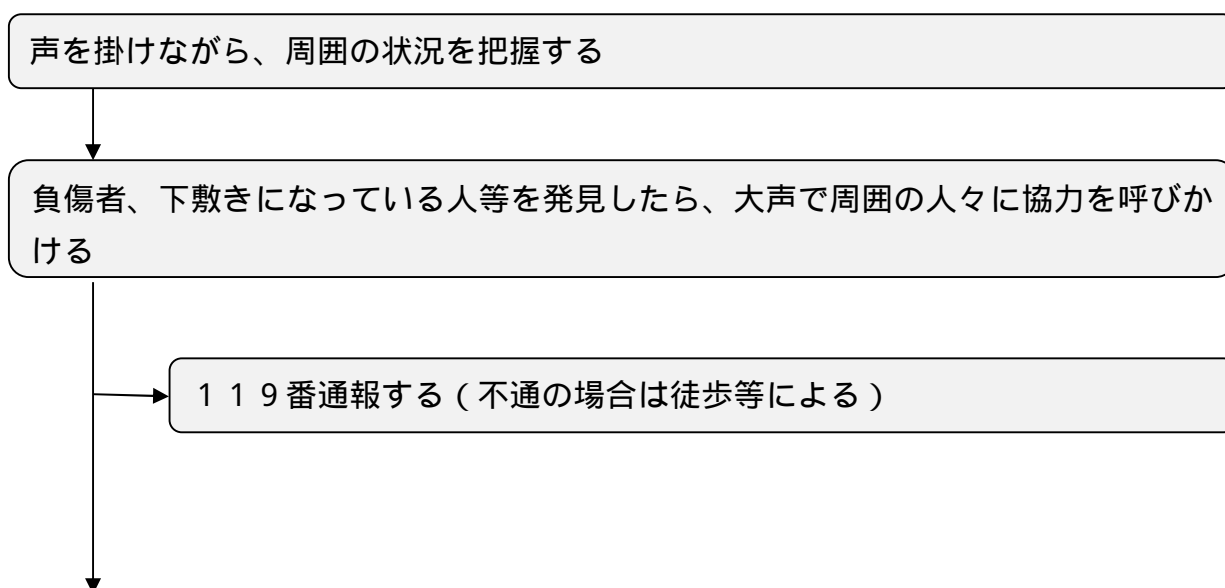
イ 共和小学校（救護所）

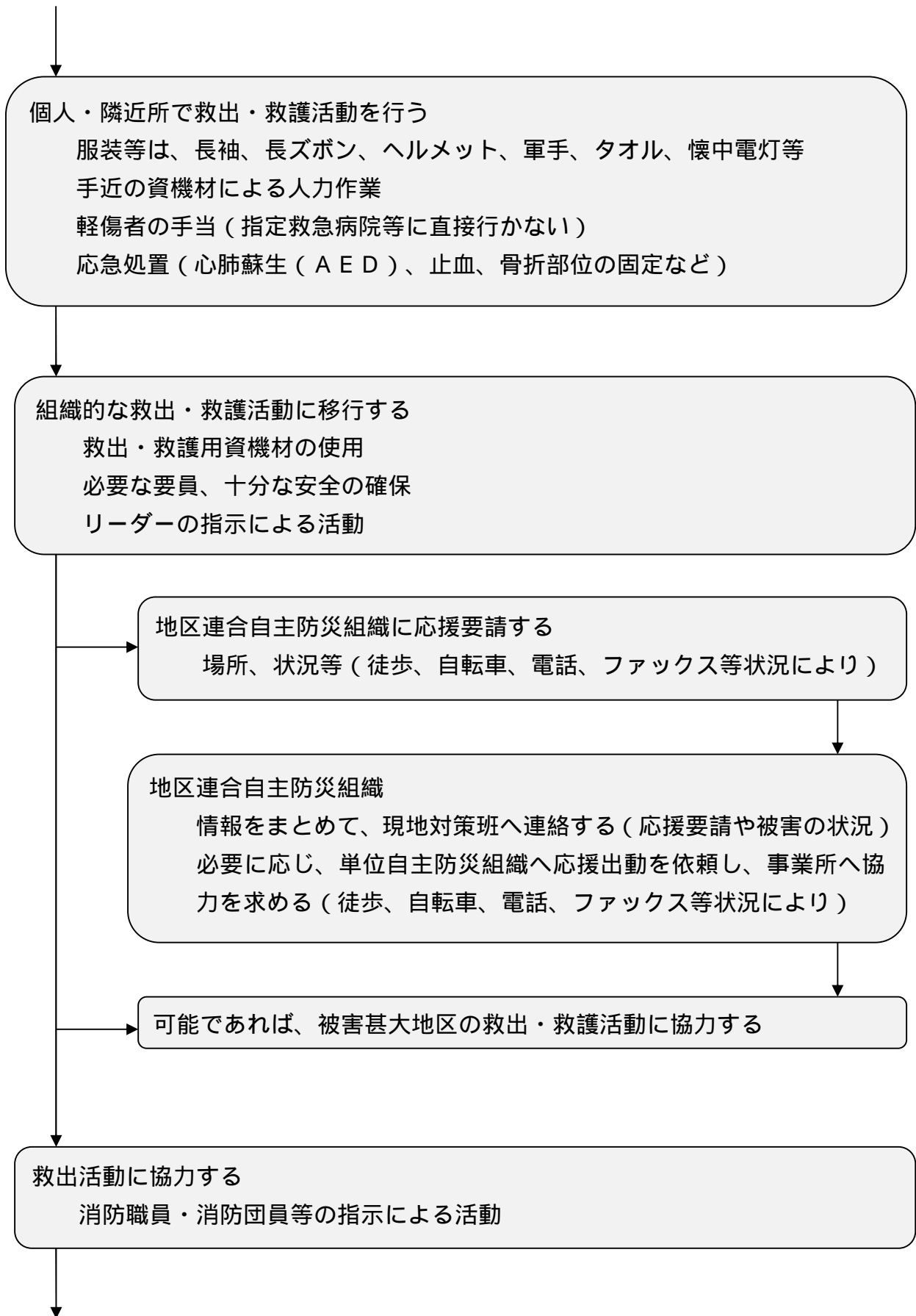
ウ 相模原中央メディカルセンター（拠点救護所）

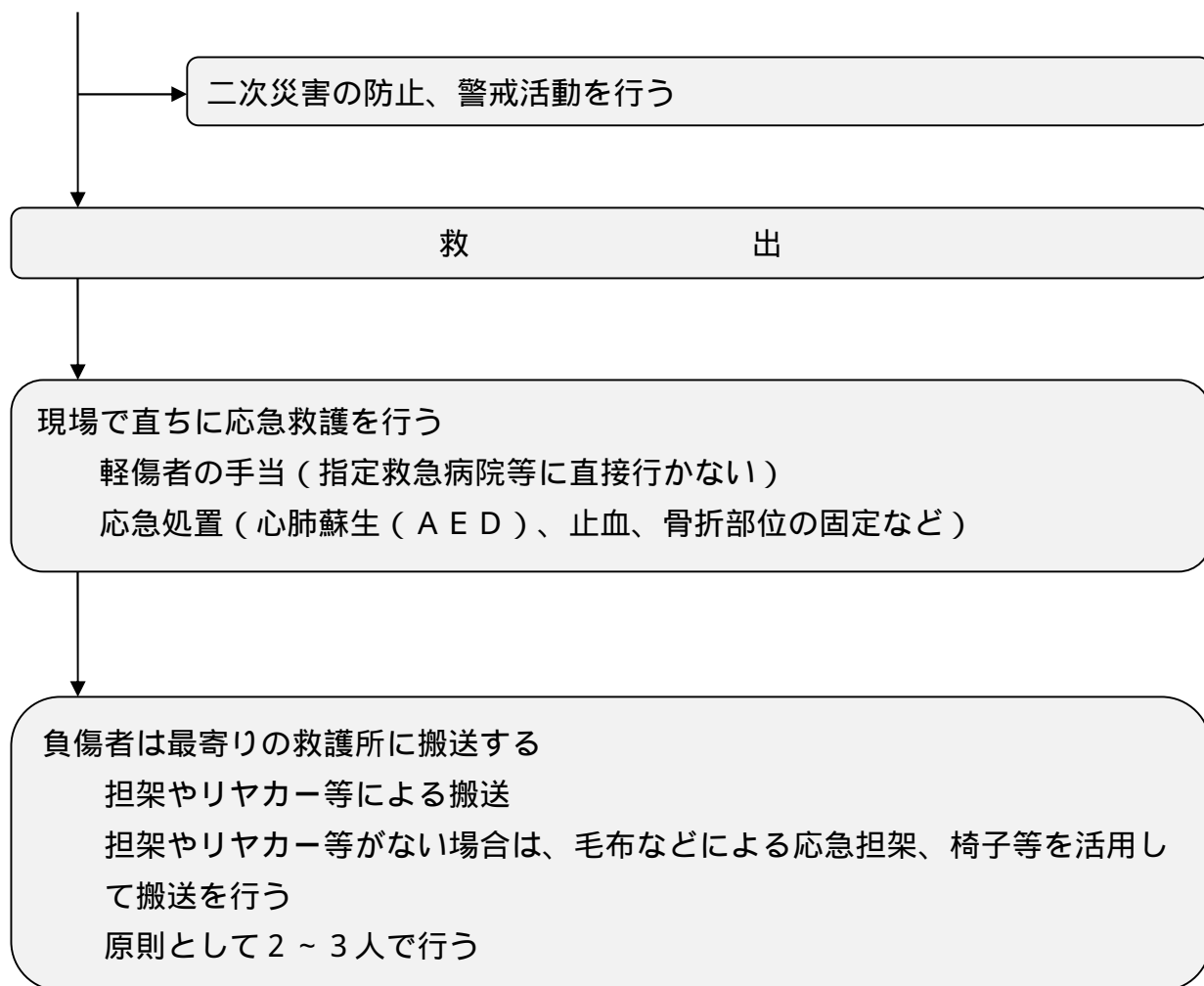
(4) 防災関係の出動要請

救出・救護班は、防災関係機関による救出が必要であると認めるときは、119番通報し、防災関係機関の出動を要請する。

【救出・救護活動の流れ】自主防災組織







3 避難誘導

災害が発生し、または発生のおそれがあり、人命に危険が生じ、または生じるおそれがあるときは、区域内にいる全ての人に対して、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長から避難指示等が発令された場合、または地区防災組織の単位自主防災隊隊長等が避難の必要があると認めたとき、単位自主防災隊隊長等は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、単位自主防災隊隊長等の避難誘導開始の指示を受けた時は、避難計画に基づき、住民を避難場所に誘導する。

(3) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、避難所運営マニュアルのとおりとする。

(4) 避難経路及び避難場所

資料編「おおのきた自治会情報マップ」参照

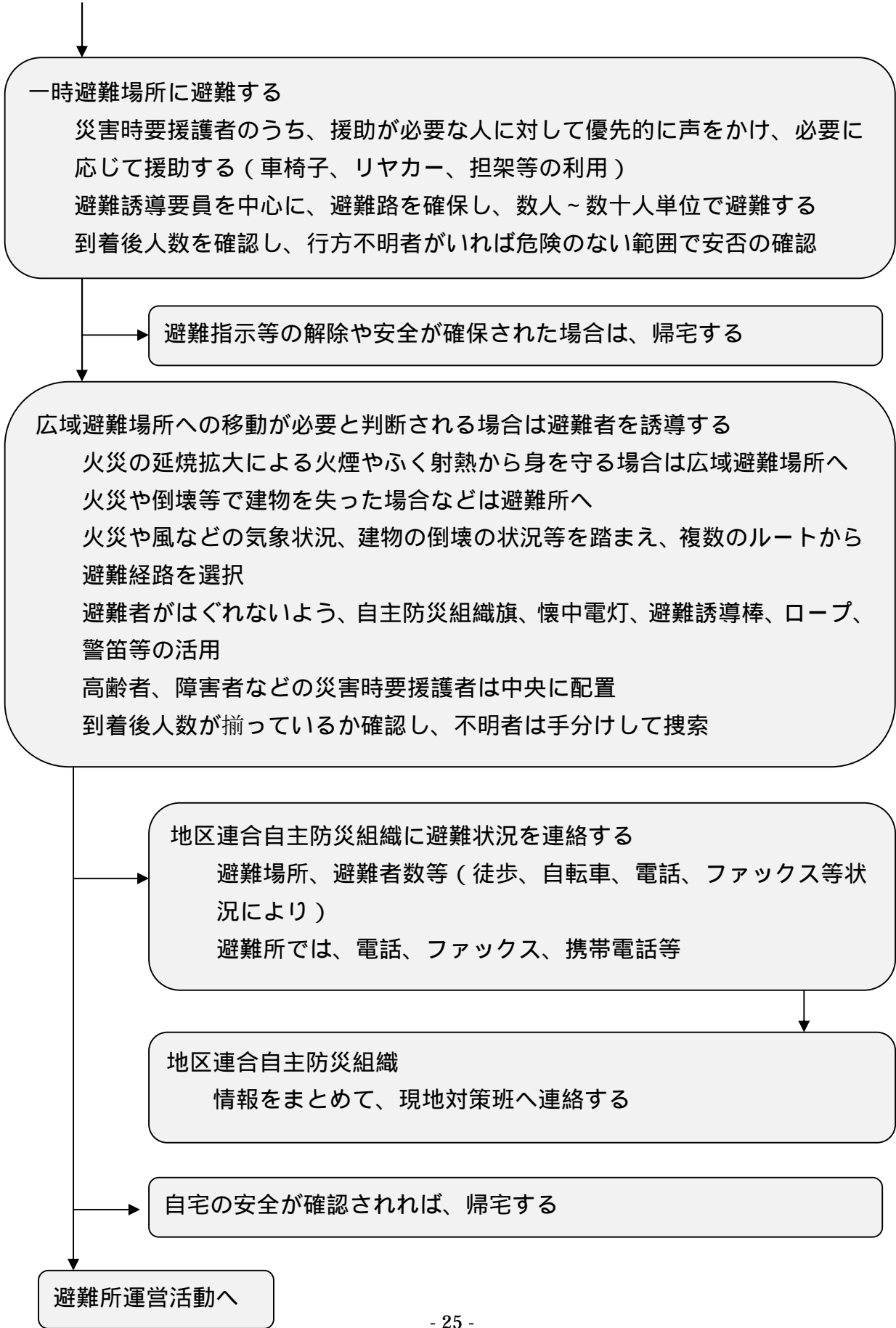
【避難誘導活動の流れ】自主防災組織

自主的な避難判断を行う

火災の拡大、建築物の倒壊、地盤の崩壊等の被害発生の危険性がある場合
ひばり放送、ラジオや周囲の状況などから判断

周辺住民への周知徹底を図り、避難時の注意事項を伝達する（トランジスタメ
ガホン等により）

発令者・避難対象地域・避難先・避難経路・避難の勧告または指示の理由等
各自治会が選定している一時避難場所の周知
ガス元栓の閉鎖、電気ブレーカーの切断
携帯品は、食料、薬、日用品、衣類、貴重品等、必要最小限の生活用品のみ
服装は、長袖、長ズボン、ヘルメット、軍手、タオル、懐中電灯等
外出時の家族には連絡メモ



4 災害時要援護者対策

災害時において、高齢者、障害者、その他の特に配慮を要する者など、災害時要援護者に対して、地区住民及び関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとする。

(1) 災害発生時の対応

災害発生後概ね3日間を目途に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行うこととする。

(2) 情報収集

大規模災害が発生した場合、支援組織は安全が確保される範囲内において、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内支援組織間での情報を共有するとともに本部に報告する。

(3) 避難誘導

避難経路、避難場所については、安全を確認の上、指定された場所等に速やかに誘導することとする。

【災害時要援護者支援活動の流れ】自主防災組織

災害時要援護者が在宅する家屋等を巡回し、安否の確認を行う

【高齢者】

民生委員・児童委員と協力し、所在情報をもとに、主体的に確認

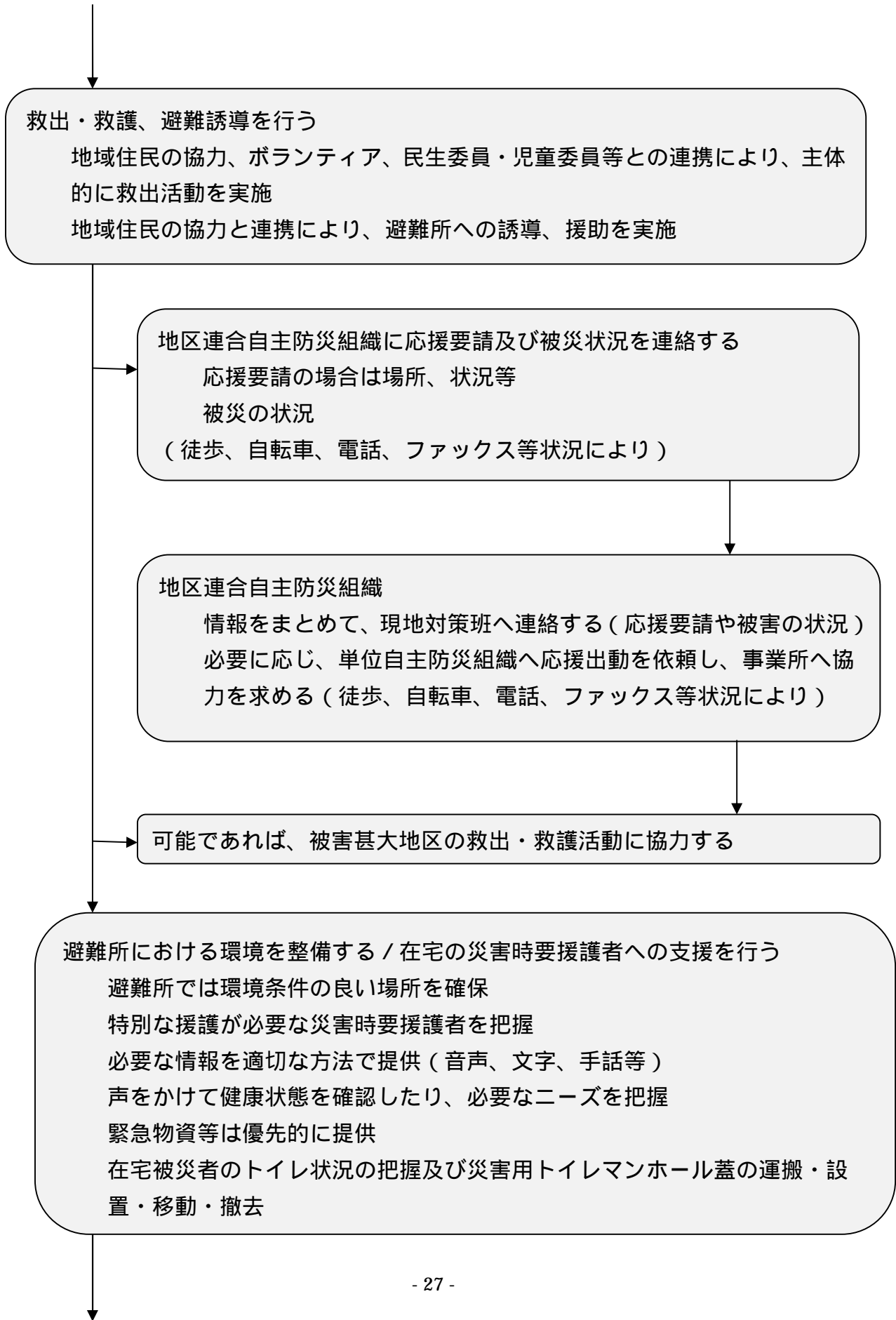
【身体障害者等】

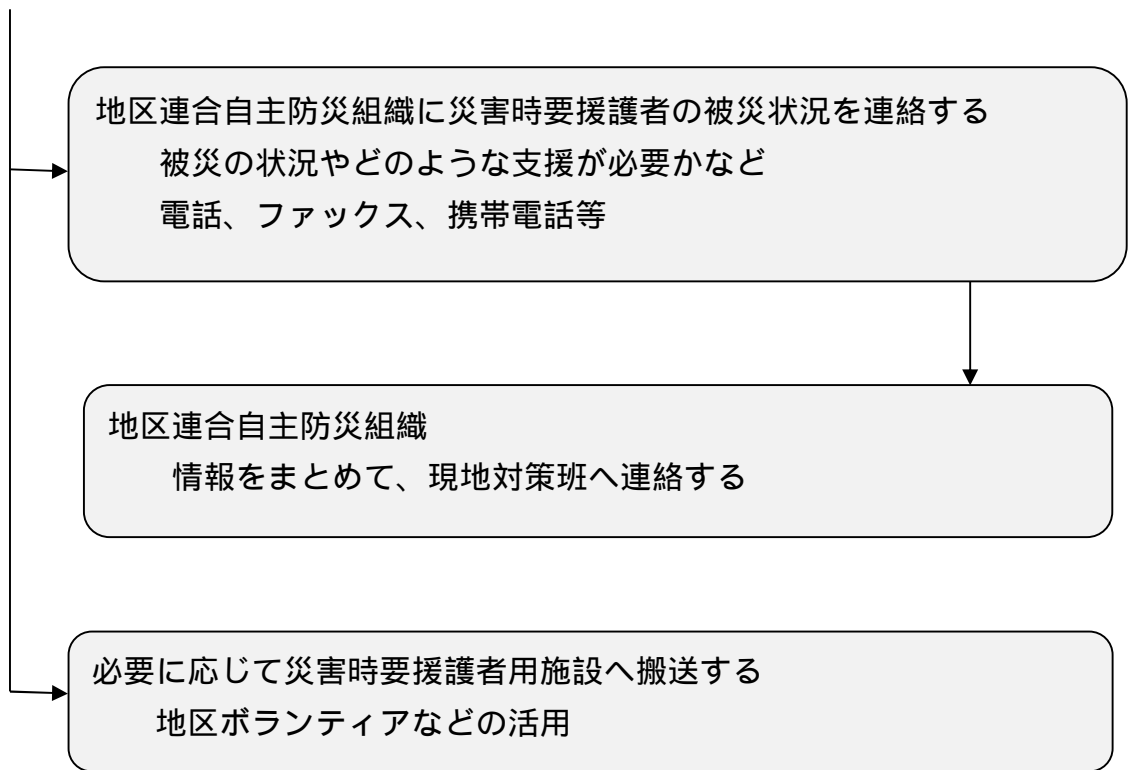
民生委員・児童委員や関係団体等の協力を得て、戸別訪問、電話等により確認

【保護者と離れてしまった乳幼児等】

災害時要援護者支援班を中心に把握







5 住民の安否確認

地区内の自主防災組織等は、避難所運営協議会及び大野北まちづくりセンター現地対策班から、住民の安否確認の情報収集を行い、必要に応じて救出・救護班、避難誘導班等により編成された、現地確認班等が、安全が確保される範囲内において現地確認を行い、住民の安否確認の情報収集を行う。

また、収集された情報については、適時、本部に報告を行い、報告を受けた本部は、随時、大野北まちづくりセンター現地対策班に報告する。

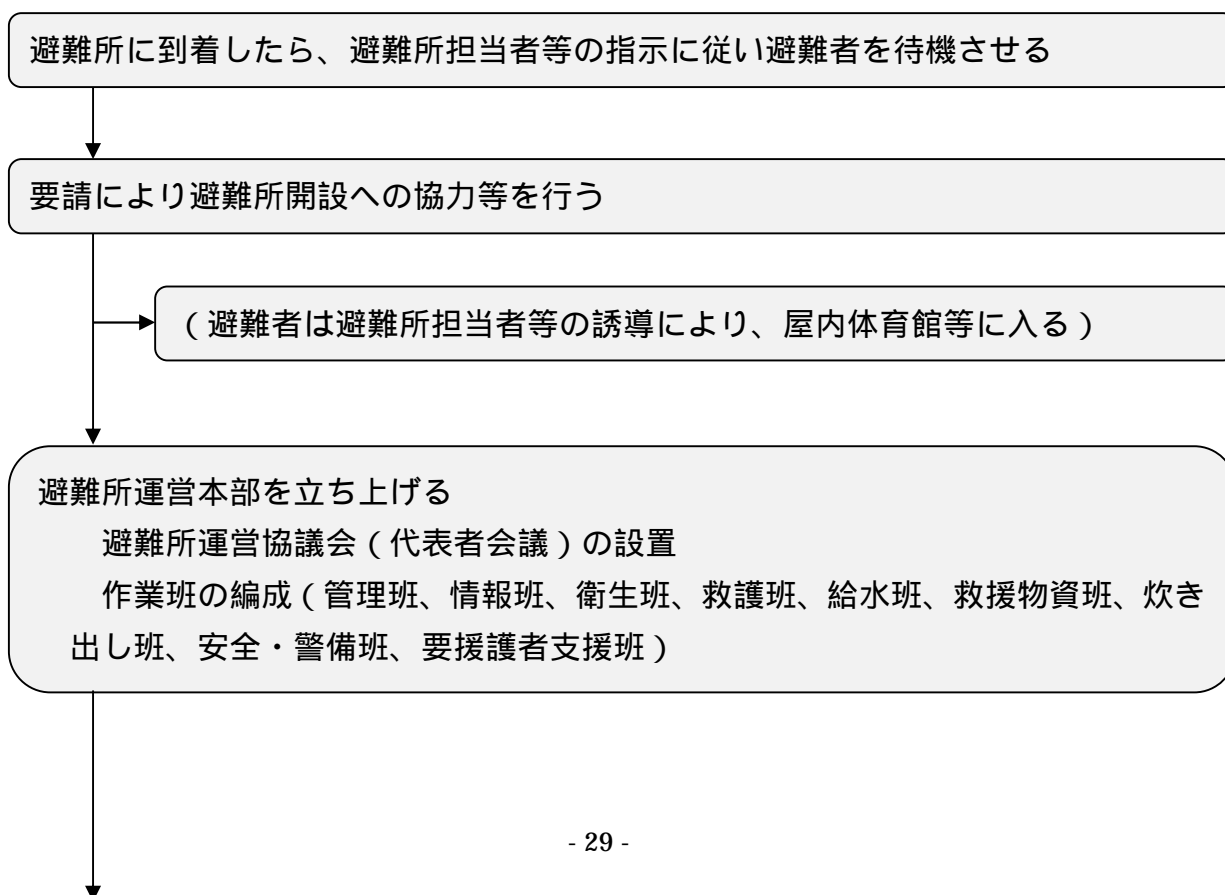
6 在宅避難者の把握・支援

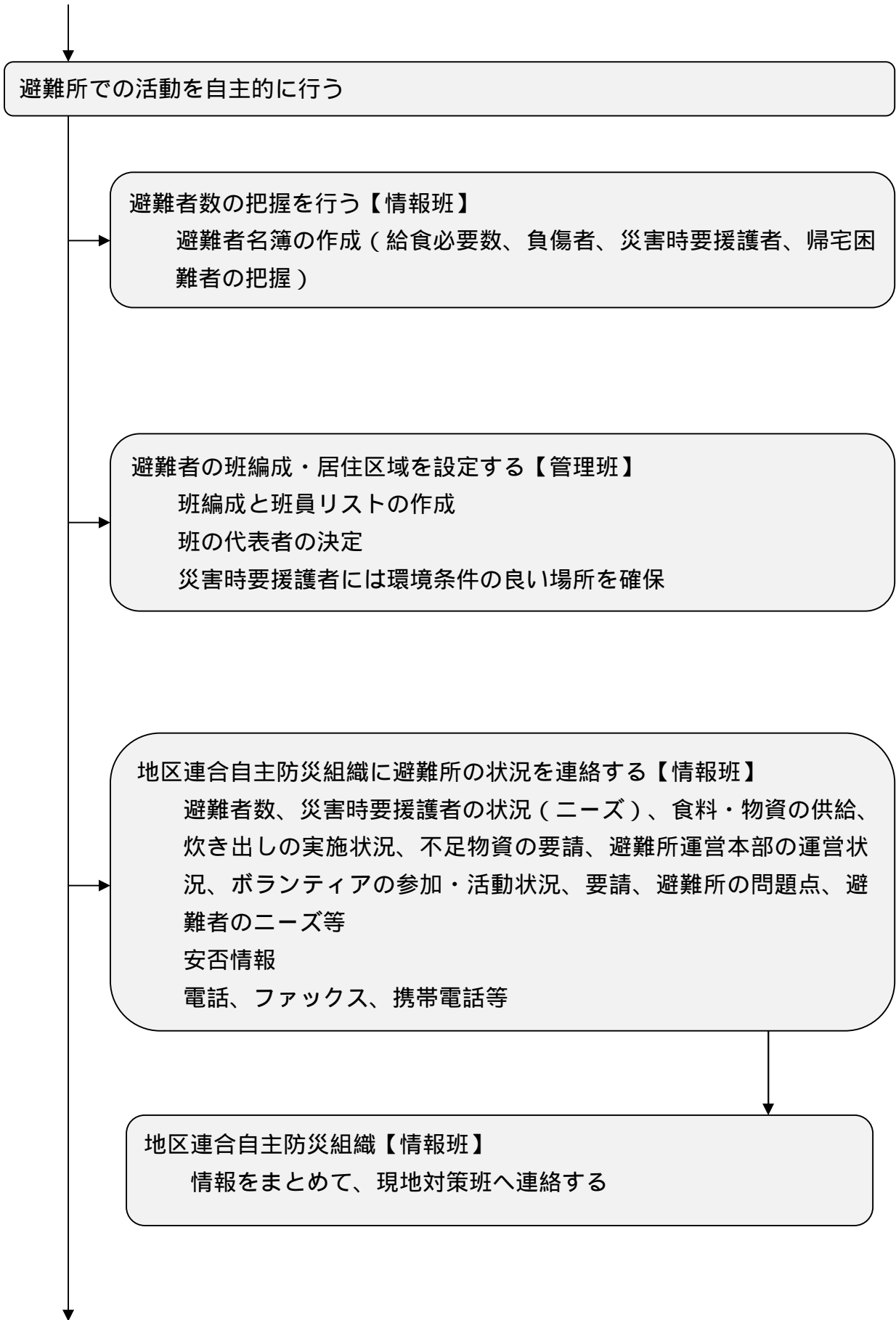
地区内の自主防災組織等は、避難所運営協議会及び大野北まちづくりセンター現地対策班から、在宅避難者の情報収集を行うとともに、随時、現地等での情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営協議会及び大野北まちづくりセンター現地対策班と協力して在宅避難者への支援を行う。

7 避難所運営

避難所運営については、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営協議会が中心となって、避難所運営を行うこととする。

【避難所運営活動のおおまかな流れ・概ね1週間を目安として】自主防災組織





食料、飲料水、物資等を供給する【給水班、救援物資班】
食料、物資は、避難所防災備蓄倉庫から備蓄品の搬出
飲料水は、飲料水兼用貯水槽等から供給
不足の場合は、非常持出し品供出の呼びかけ

救援物資の受入れと供給を行う【救援物資班】
中身の確認・仕分けと保管
配布のルールづくり

炊き出しを実施する【炊き出し班】
給食施設、非常用炊き出し釜の活用
配布のルールづくり

広報活動を実施する【情報班】
校内放送、掲示板等により提供
被災者の生活安定のために必要な情報を提供
災害時要援護者に必要な情報を適切な方法で提供

負傷者には応急手当を行う【救護班】
保健室での手当て
重傷者は救護所等への搬送
災害時要援護者の健康状態の把握

し尿・衛生対策を実施する【衛生班】
仮設トイレの設置
災害時要援護者のための専用トイレ等の設置
ゴミ置き場、汚物集積場等の設置

8 車中泊等の避難所外避難者への対応

避難については、親戚宅等や避難所を原則とするが、感染症対策の観点からやむを得ず車中泊等を選ぶ避難者については、在宅避難者名簿に登録を行う。

また、エコノミークラス症候群の健康管理に係る注意喚起を行う。

9 多様な視点に基づいた避難所等の運営

避難所等には、障害のある方や慢性疾患、アレルギー等の個人的な事情を抱えた方のほか、乳幼児や性的少数者など様々な方が利用する。こうした方々に対して可能な限り配慮しながら、多様な視点に基づいた避難所等の運営を行う。

10 ペットの同行避難

ペットを連れて避難をする方は、避難所等には動物が苦手な方や動物アレルギーのある方たちがいることに配慮し、避難所運営マニュアルに基づくペットの同行避難を行う。

11 ボランティア活動

災害時におけるボランティア活動については、大野北まちづくりセンター現地対策班及び相模原災害ボランティアセンター等と連絡調整を行い、以下の各種活動分野に対して、必要に応じて支援を要請することとする。

(1) 専門ボランティアの活動分野

- ア 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等）
- イ 福祉（手話通話、介護士）
- ウ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）
- エ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者）
- オ 通訳（外国語通訳）
- カ 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）
- キ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
- ク その他専門知識や技能を必要とする分野

(2) 生活支援ボランティアの活動分野

- ア 救援物資の整理、仕分け、配分
- イ 避難所の運営補助
- ウ 救護所の運営補助
- エ 清掃
- オ 災害時要援護者等の生活支援
- カ 広報資料の作成
- キ その他危険のない作業

12 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

南海トラフ地震臨時情報が発表され、事前の準備行動等を行う必要があると認められた場合には、後発地震の発生に備えた事前避難対策等を実施する。

(1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に次の対応を行う。

ア 日ごろからの地震への備えを再確認する。

イ 地震発生後の避難では明らかに避難が完了できない災害時要援護者等は、避難を開始し、それ以外の者は避難準備を整え、状況に応じて避難する。

ウ 2週間経過後は、地震の発生の可能性がなくなったわけではないことに留意し、通常の生活に戻る。

(2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に次の対応を行う。

ア 日ごろからの地震への備えを再確認する。

イ 1週間経過後は、地震の発生の可能性がなくなったわけではないことに留意し、通常の生活に戻る。

(3) 後発地震に備えた事前避難

ア 住民の避難は、親戚・知人宅等への避難が基本であること。

イ 食料や生活用品などは避難者が準備することが基本であること。

ウ 日ごろからの地震への備えを再確認する。

13 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の地区防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

<p>他の自主防災組織との連携を強化する</p>	<p>単位自主防災組織を超えた連携として、地区連合自主防災組織があるが、その他、以下のような連携づくりに努める。 隣接する自主防災組織との連携（小規模な組織での合同訓練の実施等） 地区連合自主防災組織間の連携・協力応援体制</p>
<p>市の支援体制を活用する</p>	<p>自主防災組織は、防災の専門家や関係機関の指導、助言を必要とする面もある。各種訓練の実施や日常活動を効果的に進めるためには、行政機関や防災関係機関との協力関係が必要である。 毎年、「自主防災組織変更届出書」を大野北まちづくりセンター等に提出する際や、自主防災訓練、防災研修会、事業所訓練を実施するため「防災訓練等実施申請書」や「消防訓練等実施申請書」を受持ちの消防署所に申請することによって、市から様々な支援が受けられる体制となっている。</p>
<p>事業所との協力関係を構築する</p>	<p>平日の昼間への対応として、地域にある事業所と協力関係を構築しておくことは有効な手段である。 平常時の連携づくり ・事業所の自主防災組織への参加促進 ・事業所の防災訓練への参加促進 災害時における協力関係の構築 ・事業所内で編成する自衛消防隊の初動期での周辺地域への応援 ・事業所で保有する重機・機器及び関係施設の活用 市の役割 ・事業所への意識啓発 ・協力関係構築に関する指導</p>
<p>避難所運営を念頭においた協力体制をつくる</p>	<p>避難所の運営は、避難者や自主防災組織が中心に行うことになるが、避難所の運営を円滑に行うため、平常時から、同一避難所に避難する単位自主防災組織相互、校長等及び避難所担当市職員とそれぞれの役割、業務内容などについて理解を深める協議の場を設けるとともに、実践的な避難所運営訓練を行うことが必要である。 特に、単位自主防災組織の避難所運営班は、避難所運営本部の立ち上げを行うとともに、運営本部内に組織される各作業班に加わり、具体的な運営管理を行う。</p>
<p>協力を依頼する人達との取り決めを行う</p>	<p>医療関係従事者、民生委員・児童委員、建設業関係従事者、大型建設機械の操作技術者、その他の特殊技能者、アマチュア無線や手話通訳、救急救命士、応急危険度判定士等の資格取得者、ボランティア活動の希望者など、災害時に協力を依頼することが考えられる人、特に地域に在住・在勤している人達と災害時の協力・応援に関する取り決めを結んでおくことは、いざというときに非常に役に立つ。</p>

田名地区防災計画

田名地区まちづくり会議
田名地区連合自主防災隊

目 次

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 地区防災計画の構成及び組織編制・・・・・・・・1
- 3 地区防災計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 4 計画の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第2章 自助・近助・共助の基本及び地区居住者等の役割

- 1 地区居住者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2 自主防災組織の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 共同住宅管理者等の役割・・・・・・・・・・・・・・・・2

第3章 地区の概要

- 1 自然的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2 社会的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第4章 防災アセスメント調査による地区被害想定

- 1 地震災害の被害想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2 風水害の被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

2 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 2 自主防災組織の育成支援・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 3 自主防災組織の編成と各班の役割・・・・・・・・8
- 4 出火防止及び初期消火対策・・・・・・・・・・・・11
- 5 災害危険の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 6 共同住宅等の災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 7 洪水浸水被害が予測される場合の対応・・・・・・・・12

第2章 災害に対する備え

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 2 防災知識の普及・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 3 災害に備えた各家庭での取組・・・・・・・・・・・・13
- 4 防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 5 風水害時避難訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 6 防災資機材等の点検・管理・・・・・・・・・・・・14

3 応急対策計画

第1章 地区連合自主防災組織の体制

1	地区連合自主防災組織本部の設置	15
2	単位自主防災隊の連合本部への報告基準	15
3	田名地区連合自主防災隊の活動	15
4	単位自主防災隊の活動	16
5	連合本部の廃止	16
6	災害時の連絡体制・動員	16

第2章 応急対策活動

1	初期消火活動、水防活動	17
2	救出・救護活動	17
3	避難誘導	17
4	住民の安否確認	18
5	災害時要援護者対策	18
6	避難所等の管理・運営	19
7	在宅避難者の把握・支援	19
8	車中泊等の避難所以外避難者への対応	19
9	南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応	19

《 資料 》

1	田名地区防災計画の位置付け
2	連合自主防災組織編制図
3	田名地区連合自主防災隊規約
4	田名地区災害連絡系統図
5	避難所等一覧表
6	避難対象自治会参考表
7	城山ダム緊急放流タイムライン
8	相模川タイムライン
9	マイ・タイムライン様式
10	防災カルテ
11	参考資料一覧

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目的

東日本大震災をはじめ、これまでの多くの災害の教訓からも、大規模災害の発災直後には、消防や各行政機関など、「公助」による対応にも限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、向こう三軒両隣が助け合う「近助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地域自らが対応できる体制をつくることが重要である。

このため、地域の特性に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地域における防災力を高めることを目的とする。

2 地区防災計画の構成及び組織編成

田名地区防災計画は、総則、災害予防計画、応急対策計画及び資料で構成する。

地区防災計画のもととなる組織は、地域に密着した活動が不可欠なため、自治会等を母体とした単位自主防災組織及び地区としての連絡体制や協力体制を確保し、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、地区連合自治会を単位とした連合自主防災組織とする。

3 地区防災計画の位置付け

田名地区防災計画は、平成27年12月に田名地区まちづくり会議及び田名地区防災計画検討協議会が提案し、平成28年2月の相模原市防災会議において承認されたもので、相模原市地域防災計画に位置付けられている。

4 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

※計画の修正（見直し案）基本方針

- ・ 計画内容に影響のない修正（法令等の引用条文など）については、適宜、修正を行い、まちづくり会議等に報告をすることとする。
- ・ 計画内容に変更を伴う修正については、計画策定組織に準じた構成員により、検討・調整を行い、まちづくり会議へ付議し、意見を聞くものとする。
- ・ まちづくり会議に意見照会した修正案は、拡大防災会議に付議し、修正案を確定するものとする。

➤ 拡大防災会議・・・田名地区連合自主防災隊規約第13条に規定する会議

第2章 自助・近助・共助の基本及び地区居住者等の役割

「自らの身は自ら守る(自助)」、「向こう三軒両隣が助け合う(近助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりをすすめ、災害に強い居住者と地区を形成する。

1 地区居住者の役割

- (1) 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時に対する少なくとも最低3日分以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組を実施する。
また、過去の災害の教訓を伝承し、災害時には自らの情報を発信する。
- (2) 災害時には、近助・共助の視点の下、地区とりわけ近隣世帯、いわゆる「隣近所」が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、安否確認、救出・救護等に努めるとともに、避難するに当たっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。
- (3) その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

2 自主防災組織の役割

- (1) 地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区内の防災に係る方針の策定や防災マップ、防災活動用資機材の整備、点検を実施する。
- (2) 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、組織員の教育訓練を推進するとともに、地区住民の参加、地区事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取組を実施する。
- (3) 災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の支援等を実施する。

3 共同住宅管理者等の役割

- (1) 日頃から、建物及び整備の耐震性の維持、確保に努める。
- (2) 地震等によるエレベーターや電気、ガス、上下水道等の停止を想定した、居住者の自主防災体制の整備に努める。
- (3) 周辺住民や自主防災組織との連携強化に努める。
- (4) 災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、居住者の生活支障対策を実施するよう努める。

第3章 地区の概要

1 自然的条件

(1) 地形概要

相模原台地は多摩丘陵と相模低地に挟まれて発達しており、北東境には境川、南西境には相模川が流れている。相模原台地は、南北に扇状にのびる台地で、緩やかな起伏を伴って南に傾斜している。台地は、5段の段丘面で構成されており、その境は比高数mの傾崖地（段丘崖）となっている。

台地の南端には、座間丘陵と呼ばれる開析（谷が山地や台地などを刻むこと）の進んだ丘陵地が位置する。また、相模川に沿って低地が分布するほか、台地を刻む河川沿いにも狭小な谷底平野（細長い谷間の低平な土地）がのびる。

(2) 地形分類

ア 台地・段丘

相模原台地には、「武蔵野面」以下3段の各段丘面が分布する。こうした段丘は、かつて相模川が扇状地を形成した後に段丘化したものである。「武蔵野面」相当の中位段丘面は旧相模原市域の北東側を占め相模原面と呼ばれる。標高は北から南に向かって低くなり、橋本で140m、麻溝で90mである。

台地の南西部を占める段丘面は「立川面」相当（下位段丘）とされ、さらに2面に細区分され、古い方（標高が高い方）から田名原面、陽原面と呼ばれる。相模川が相模原面を侵食して形成した平坦面で、田名原面が約2.6～2.8万年、陽原面が約2万年前に形成されたものである。それぞれの段丘の境は、数mの比高のある段丘崖となっており、この崖はかつての川岸であったところである。これらの段丘も川沿いに上流へ向かって連続的に発達している。

イ 谷底平野（半在家、陽原、田名テラス、田名団地、塩田）

相模原台地では道保川、鳩川、姥川、八瀬川といった小河川が台地を侵食して流下している。これらの河川沿いは谷底平野と呼ばれ、周囲の段丘面よりやや低い地形である。また、相模川本川及びそれらの支谷に沿って谷底平野が発達している。

谷底平野は、河川の蛇行や周囲より低いことにより水が溜まりやすい、低湿な土地である。また、山地域の狭小な谷沿いにみられる谷底平野は、増水時に冠水しやすい。

相模原台地には、こうした谷底平野の上流に浅い谷地形が連続して分布している。こうした凹地は、地形図上では表現されないが、周辺より低いため、異常降雨時には湛水しやすいことが指摘される。

ウ 自然堤防（滝、水郷田名、水郷田名団地）

河川の上流から運搬された土砂が、河川の岸にそって堆積して形成された微高地の土地である。低地面より数十cm～1m程度高く、周囲の沖積低地よりは浸水しにくい土地であるため、古くから集落が立地しているほか、畑地として利用されている。

エ 沖積低地（滝、水郷田名、水郷田名団地、望地）

相模川沿いの氾濫性低地である。かつては相模川が氾濫したときに、浸水する土地であったが、現在は堤防が整備されたことにより危険性は低くなった。ただし、一般的に内水氾濫が発生しやすい土地であるため、異常降水時には注意が必要である。主に、水田などに利用されている。

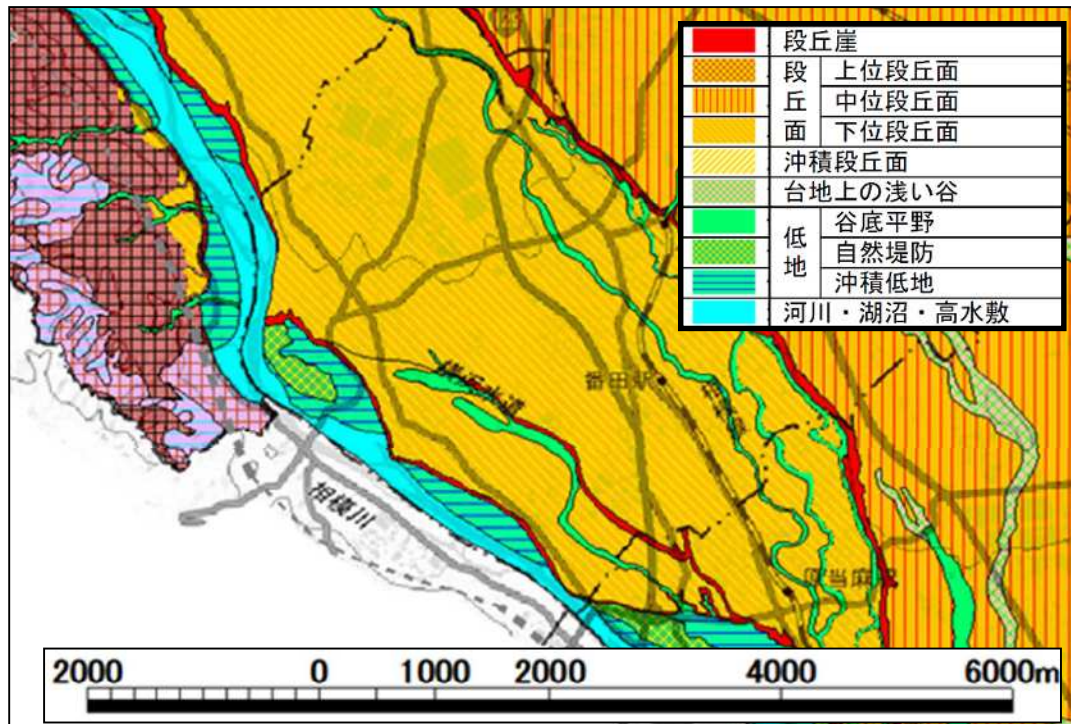
(3) 地形と災害との関係

田名地区等で認められる地形と災害との関係をまとめるとつぎのようになる。

表 1 地形と災害との関係

地 形		災 害 特 性
台 地 ・ 段 丘	多摩面（高位段丘）	自然災害発生危険性は低い。ただし、大雨時には小河川や谷地形の箇所 で水が溜まりやすい。
	下末吉面（上位段丘）	
	相模原面（中位段丘）	
	田名原面（下位段丘）	
	陽原面（下位段丘）	
	沖積段丘面（低位段丘）	河川の氾濫時に浸水する可能性がある。
	段丘崖	大雨時や地震時に崖崩れが発生しやすい。
谷底平野		大雨時に河川の流下能力を超えた雨水が集中すると、浸水しやすい。
低 地	自然堤防	周囲の低地よりは浸水しにくい。
	沖積低地	河川の氾濫により浸水しやすい。ただし、堤防が整備されているため、外 水氾濫の可能性は低い。逆に堤防内の雨水が排水できなくなる内水氾濫の 危険性がある。 地震時には、揺れが増幅し家屋、道路、ライフラインなどの被害が発生し やすい。また、砂が多い土地では、液状化現象が発生することがある。

図 1 地形分類図



【参考文献】相模原市防災アセスメント調査 報告書（平成26年5月）

2 社会的条件

(1) 人口

令和3年4月現在（住民基本台帳人口）、男性15,562人、女性14,868人、合計30,430人で、年齢別では、年少人口（15歳未満）が12.9%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が59.9%、高齢人口（65歳以上）が27.2%となっている。

なお、平均年齢は、46.45歳である。

※高齢者や障がい者等の福祉施設が多く所在するため、実際の高齢人口の割合は高いものと推定される。

また、生産年齢人口の割合が高いため、日中の高齢人口の割合は更に高くなるものと推定される。

(2) 交通

一般国道は、平塚を起点とし緑区橋本を終点とする129号がある。

主要地方道、一般県道は、県道48号鍛冶谷相模原、県道54号相模原愛川及び県道63号相模原大磯等が通過している。

また、地区内に鉄道駅はない。

(3) その他

地区自主防災組織の中核を担う田名地区自治会連合会（田名地区連合自主防災組織）の加入率については52.5%（令和3年4月1日現在）となっている。

第4章 防災アセスメント調査による地区被害想定

1 地震災害の被害想定

想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。

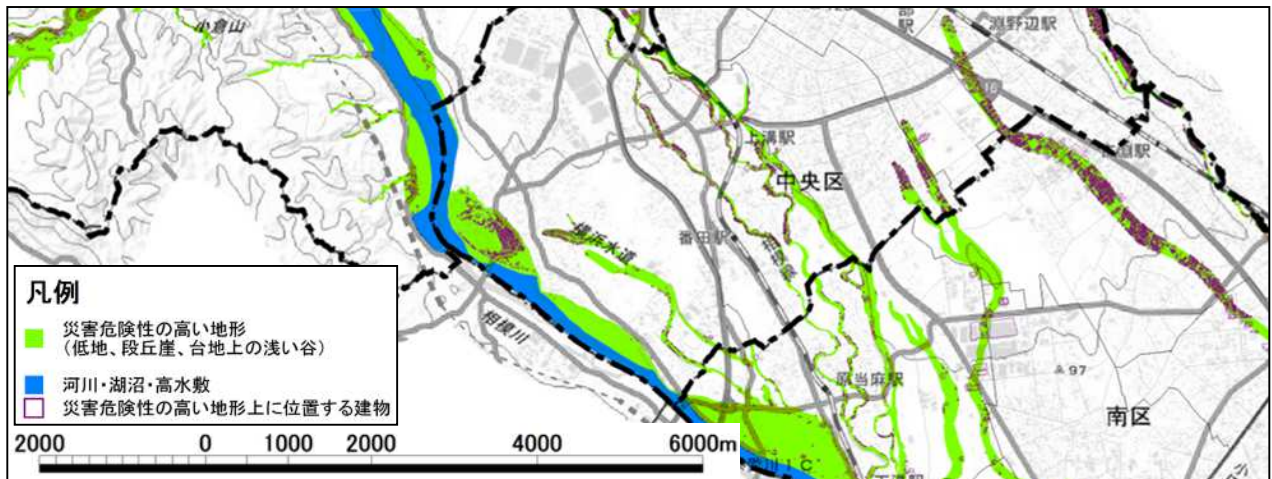
想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震 (M7.1) 【市内最大震度 6 強】
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震 (M7.1) 【市内最大震度 6 強】
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生する M8 クラスの海溝型地震 【市内最大震度 6 強】
条件	季節・時刻	夏 12 時、冬 18 時、冬深夜 2 時の 3 ケース
	天候	晴れ、風速 3 m (本市の平均風速)

(1) 建物被害

建物被害は次のとおりである。〔冬 18 時〕〔単位：棟〕

想定地震	地区	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
東部直下地震	田名	9,813	394	54	49	1,290
西部直下地震	田名	9,813	305	18	49	1,171
大正関東タイプ地震	田名	9,813	75	0	33	638

図 2 災害危険性の高い地形と建物分布



(2) 人的被害

人的被害は次のとおりである。〔単位：人〕

		東部直下地震	西部直下地震	大正関東 タイプ地震
冬2時	死者	24	19	4
	閉込者	128	99	24
	重傷者	27	21	5
	軽傷者	170	148	74
冬18時	避難者当日	1,159	927	350
	避難者1週間後	2,642	2,358	1,378

2 風水害の被害

(1) 浸水被害の発生地域

相模川沿いの低地は、数千年にわたって相模川が氾濫することにより形成された土地である。

しかし、明治期以降の堤防やダム建設等の治水対策が進んだため、増水によって河川から水があふれ出る「外水氾濫」の危険性は低く、過去に大水害が発生した記録もない。その一方で、台地や低地では、都市的な土地利用によって土地の保水能力が低下し、排水施設整備の遅れなどによる「内水氾濫」が発生しやすくなっている。

(2) 土砂災害の発生地域

土砂災害は、相模原台地では、座間丘陵の西側斜面や段丘崖で発生している。特に、大島、田名、当麻などの低地と下段・中段との境界にあたる段丘崖で発生していることが多い。

【参考文献】相模原市防災アセスメント調査 報告書（平成26年5月）

2 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針

田名地区は、災害時の被害を最小限にとどめるため、地区の特性に応じて、災害対策を促進し、田名地区住民の生命と財産を守る災害に強い地区づくりを推進する。

2 自主防災組織の育成支援

(1) 田名地区は、地区防災活動の推進を図り、自治会等を中心とした自主防災組織の育成を推進する。

ア 田名地区連合自主防災隊の充実

田名地区連合自主防災隊役員の任期を複数年度とし、自治会役員経験者等により編成して、要員増強と組織の機能強化を図る。特に、計画機能を強化して活動を充実する。

イ 避難所運営協議会の充実

役員等任期の複数年化により継続性を確保する。また、作業班の自治会単位編成により機動性の確保及び女性の参画促進を図る。

(2) 田名地区は、自主防災組織が、災害時に有効に活動できるよう組織の充実強化を図るための次の訓練を支援する。

ア 地区総合防災訓練（原則として11月第2日曜日）

イ 避難所開設運営訓練

ウ 単位自主防災隊の防災訓練

エ 滝、水郷田名及び水郷田名団地自治会を中心とした総合的な風水害時避難訓練

3 自主防災組織の編成と各班の役割

(1) 地区連合自主防災組織

組織	任務（田名地区連合自主防災隊規約）
隊長	隊長は、本隊を代表し、隊務を総括し地震時等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。
副隊長 （専任副会長）	隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、その任務を行うほか、事務局長を兼ねる。
会計	本隊の会計を掌理する。
計画班	本隊の事業計画及び予算書の作成、地区防災訓練の計画・実施、単位自主防災隊への訓練支援及び防災課題全般への取組みを行う。
対策班 （防災専門員）	発災及び防災訓練時に区本部との連絡調整及び事務局支援を行う。

連絡班	発災時、防災訓練時において区本部、単位自主防災隊、避難所との無線による連絡、情報収集及び伝達並びに交信記録の作成を行う。
相談役	本隊事業に対し、過去の経験や専門的知識に基づき相談やアドバイスを行う。
災害支援員	災害発生時において本隊各々の班が行う業務が円滑かつ迅速に行えるよう支援する。

平常時	災害時
<p>地区連合防災隊長や防災専門員は、防災マイスター等と協力・連携し、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練、炊出し等給食・給水訓練、災害時要援護者支援訓練など、単位自主防災組織を超えた地域防災訓練、催し物等の計画・実施を行う。</p> <p>また、市や構成単位自主防災組織との間に立ち、防災関連情報等の連絡や防災訓練等に関する調整などを行う。</p>	<p>災害時には、地区連合防災隊長や防災専門員など、事前に決められた人員により、田名まちづくりセンターに連合自主防災組織本部を設置し、市（現地対策班）と単位自主防災組織の間に立ち、情報のとりまとめ・単位自主防災隊への活動等指示等を行う。</p> <p>単位自主防災組織及び避難所間の連絡・調整をするとともに、被害の大きいところに集中的な対応を行うなど、単位自主防災組織を超えた効果的な災害対応を行う。</p>

（２） 単位自主防災組織

単位自主防災組織の編成は、各自主防災組織の規模や活動の状況等に応じて編成することが大切であり、円滑な防災活動を行えるよう、以下の基本的な方針に沿った組織づくりとする。

自主防災隊長	地区連合自主防災組織との連絡調整や防災訓練等の計画・実施、組織内の指揮、情報伝達体制の整備
副隊長	自主防災隊長の補佐
防災部長	自主防災隊長の補佐及び防災活動に係る各班への専門的、技術的指導

本 部	各班の総合調整、地域全体の防災活動の統率
情報連絡班	情報の収集・伝達活動
初期消火班	消火器等による初期消火活動
救出・救護班	負傷者の救出・救護活動
避難誘導班	住民の避難誘導活動
避難所運営班	避難所の運営活動
給食・給水班	炊き出し等給食・給水活動
災害時要援護者支援班	災害時要援護者への支援活動

【各班の平常時・災害時の役割】

	平常時	災害時
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等。	被害情報等を収集し、地区連合自主防災組織を通じて、市の現地対策班に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達する。
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制の構築に努める。	安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得する。	周囲の人の協力を求め、負傷者等の救出・救護活動を行う。負傷者の応急手当と救護所への搬送。
避難誘導班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェックを行う。	全員が安全に避難できるように避難誘導を行う。避難者の安全確保、安全確認を行う。
避難所運営班	避難所運営本部の立ち上げ及び運営方法について訓練を行う。	施設管理者や市職員と協力し、「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所の自主的な運営を行う。

給食・給水班	炊き出し方法、給食の配分方法、給水方法を習得する研修・訓練を行う。	給食・給水のルールをつくり、秩序ある給食・給水活動を行う。
災害時要援護者支援班	要援護者の把握、支援方法の確立に努める。	関係団体や地域住民と協力して、要援護者活動に取り組む。

※災害時は災害状況、参集状況を勘案し、必要な班から編成する。

4 出火防止及び初期消火対策

大地震発生時等には、火災の同時多発、消防車の通行不能、消火栓の使用不能等により、消防機関の活動は通常の場合よりも大幅に制限され、火災の拡大が懸念されることから、各家庭において、次の対策に努める。

(1) 出火防止

火災発生の原因を絶つことを目的とし、次の事項を点検整備する。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物品等の保管状況
- ③ その他建物等の危険箇所の状況
- ④ 感震ブレーカー等の設置

(2) 初期消火対策

火災の拡大を阻止することを目的とし、消火器、簡易消火器具等備えるように努める。

5 災害危険の把握

災害予防に資するため、次のとおり地区固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項は、次のとおりとする。

- ① 危険地域等（ハザードマップの活用）
- ② 過去の災害履歴、災害に関する伝承
 - ・令和元年東日本台風における城山ダム緊急放流

(2) 把握の主な方法は、次のとおりとする。

- ① 相模原市防災アセスメント調査
- ② 相模原市地区別防災カルテ
- ③ 相模原市ハザードマップ（洪水・土砂）
- ④ 地区内の踏査（防災まち歩き・減災マップ）

⑤ さがみはら防災マップ

6 共同住宅等の災害対策

共同住宅の所有者・管理者・占有者は、敷地・建物内に防災備蓄スペース、防災対応トイレなど、ライフラインが復旧するまでの間、居住者が自立生活できるための災害対策用設備等を確保するよう努める。

また、必要に応じ火災対策として、感震ブレーカー等の設置に努める。

7 洪水浸水被害が予測される場合の対応

神奈川県から城山ダム緊急放流実施の連絡や台風に伴う大雨の影響により、相模川沿いに洪水浸水被害が予測される場合には、現地対策班と連携を図るとともに、城山ダム緊急放流及び相模川タイムラインに基づき対応する。

第2章 災害に対する備え

1 基本方針

日ごろから災害に対する十分な備えを行うとともに、発災直後の迅速かつ効果的な対応を図ることで被害を軽減する。

2 防災知識の普及・啓発

地区住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、火災、風水害等についての知識に関すること。
- ③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ④ 大地震発生後、風水害発生前の避難行動の考え方に関すること。
- ⑤ 地震発災直後における活動の重要性に関すること。
- ⑥ 食料等を3日以上確保することの重要性に関すること。
- ⑦ 住宅の安全対策に関すること。(耐震化、感震ブレーカー、家具の固定等)
- ⑧ ブロック塀の安全対策に関すること。
- ⑨ マイ・タイムライン作成に関すること。
- ⑩ ペットを連れての避難に関すること。
- ⑪ 南海トラフ地震臨時情報に関すること。
- ⑫ 防災メールやテレビ神奈川データ放送などの防災情報の取得に関すること。
- ⑬ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法は、次のとおりとする。

- ① 広報誌、パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布
- ② 講演会、座談会、映画上映会等の開催
- ③ パネル等の展示
- ④ 防災地図等の作成

(3) 実施時期

火災予防運動期間、市防災週間等の防災関係行事の時期に行うほか、地域の催し物等に付随する形式で随時実施するように努める。

3 災害に備えた各家庭での取組

月に一度は家族全員で防災会議を開き、地震災害及び風水害を想定して、わが家の安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどの話し合いを行う。また、非常持ち出し品や防災用具の点検や補充を随時実施する。

大雨時や台風に向けて、ハザードマップやさがみはら防災マップを活用し、「いつ・ど

こに・どのように」避難するかなどを時系列的に整理したマイ・タイムラインを作成する。

4 防災訓練の実施

大地震及び風水害等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

ア 個別訓練の種類（自主防災組織単位）

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 避難訓練
- ④ 救出・救護訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ 図上訓練等（避難所運営ゲームHUG、災害対応カードゲームクロスロード等）

イ 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

ウ 体験イベント型訓練

地域の催し物等にて、防災に関連したイベントを実施し、参加者が楽しみながら、防災を学べるものとする。

(2) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、訓練実施計画を作成する。

(3) 訓練の時期及び回数

訓練は、春季（3/1～3/7）及び秋季（11/9～11/15）の火災予防運動期間、市の防災週間（7月第1土曜日から1週間）、防災の日（9/1）及び防災週間（8/30～9/5）を考慮した適切な日に実施する。総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

5 風水害時避難訓練の実施

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の居住者は、洪水ハザードマップ又は土砂災害ハザードマップを活用した訓練を4月～6月に実施する。

6 防災資機材等の点検・管理

単位自主防災隊等は、毎年度6月までに防災倉庫内の防災備品の確認を行うとともにリストを更新し、適正な管理を行う。また、防災簡易無線機については、使用方法と管理方法を引き継ぐ。

3 応急対策計画

第1章 地区連合自主防災組織の体制

1 地区連合自主防災組織本部の設置

田名地区連合自主防災隊（正副隊長と計画班、対策班（防災専門員）、連絡班）は、次の基準により、田名まちづくりセンター会議室に「田名地区連合自主防災組織本部（以下「連合本部」という。）」を設置する。

- (1) 市域で震度5強の地震を観測したとき。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- (3) 市域に特別警報（大雨、暴風、大雪、暴風雪）が発表されたとき
- (4) 城山ダム緊急放流の実施が発表されたとき。
- (5) 現地対策班と協議し、田名地区連合自主防災隊長が必要と認めたとき
- (6) その他、被害が発生するおそれがあるとき

連合本部を設置した場合には、「相模原市田名地区現地対策班（以下「現地対策班」という。）」にその旨を連絡する。

※夜間・休日など、田名まちづくりセンターが開所されていない際は、現地対策班が開設されるまで、田名まちづくりセンター敷地内に仮設の連合本部を設置する。

※地区連合自主防災隊参集前は、現地対策班が連合本部の活動を代行する。

2 単位自主防災隊の連合本部への報告基準

単位自主防災隊は、次の基準により、各地区の状況を連合本部へ報告をする。

- (1) 市内で震度5強を観測したとき
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- (3) 市域に特別警報（大雨、暴風、大雪、暴風雪）が発表されたとき
- (4) 城山ダム緊急放流の実施が発表されたとき。
- (5) 連合本部から要請があったとき

※単位自主防災隊が編成されていない自治会は、自治会長が状況報告を行う。

※災害情報は、ひばり放送・エフエムさがみ等その他、防災メールの登録をして把握する。

3 田名地区連合自主防災隊の活動

田名地区連合自主防災隊が連合本部を設置した際は、次のとおり活動をする。

- (1) 単位自主防災隊と連絡を取り、地域の状況確認を行う。
- (2) 単位自主防災隊の状況報告に基づいて、単位自主防災隊に活動等の指示をする。
- (3) 上記(1)において、被害発生等について確認が取れない単位自主防災隊の地域には、周囲の単位自主防災隊等に現地調査を依頼し、現地対策班と連携した当該地域の状況確認を行う。
- (4) 危険情報・避難所情報について、単位自主防災隊と共有を行う。

4 単位自主防災隊の活動

単位自主防災隊は、次のとおり連合本部と連携した活動をする。

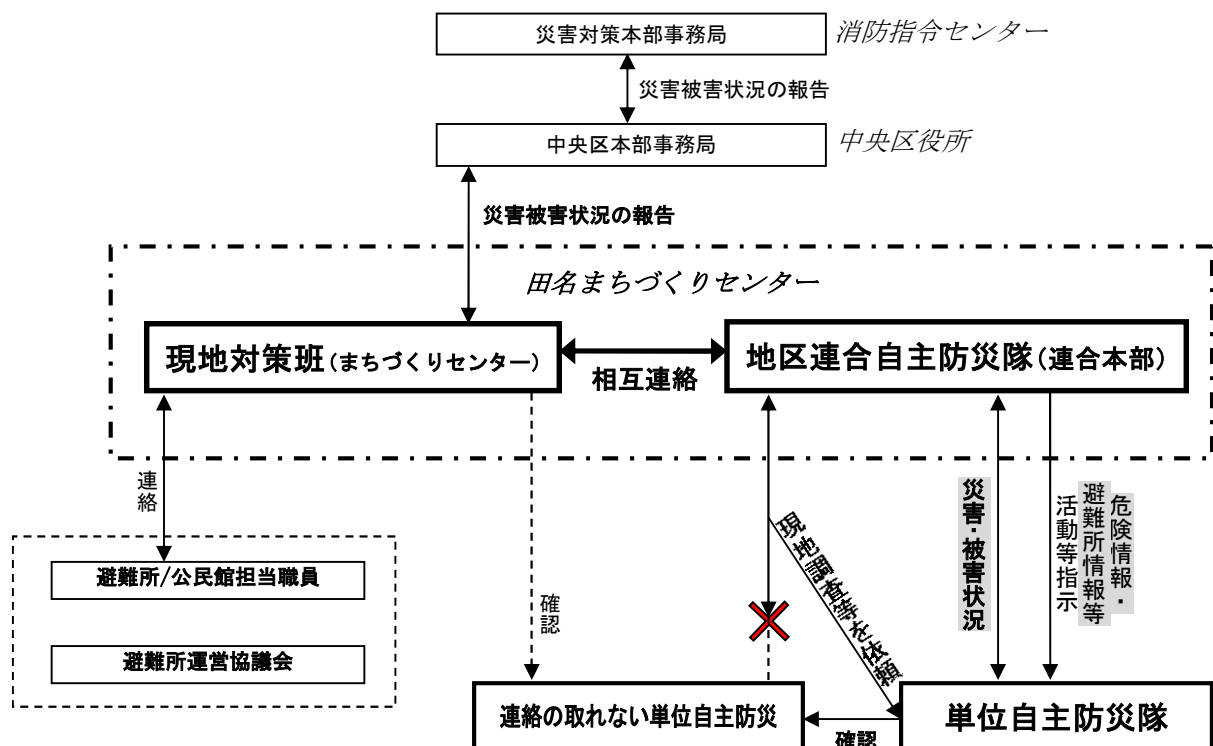
【地震災害時】

- (1) 地域内の危険箇所を含めた状況を確認し、連合本部に報告する。
- (2) 自らの判断又は連合本部の指示により、必要な活動を行う。

【風水害時】

- (1) 災害発生が予想されるときは、連合本部との連絡体制を整え、必要に応じて地域内の危険箇所の見回りを行う。
- (2) 自らの判断又は連合本部の指示により、必要な活動を行う。

<災害時における田名地区の情報連絡体制>



※緊急度の高い事案については、消防又は警察に連絡する。

5 連合本部の廃止

現地対策班の配備体制が解除された場合、もしくは現地対策班と協議し、田名地区連合自主防災隊長が認めた場合には、連合本部を廃止する。

連合本部を廃止した場合には、現地対策班にその旨を連絡する。

6 災害時の連絡体制・動員

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、連合本部は田名地区防災用簡易無線機等を用いた災害連絡系統図を定める。また、状況により必要と認められるときは、各単位自主防災隊より動員を行うことができる。

第2章 応急対策活動

1 初期消火活動、水防活動

- (1) 初期消火活動
火災が発生した場合には、初期消火活動や消防機関への協力を努めるものとする。
- (2) 水防活動
消防機関等に水防の従事を要請された場合は、協力するように努めるものとする。

2 救出・救護活動

- (1) 救出・救護活動
建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、安全を確認したうえで、救出・救護活動を行う。
- (2) 救出・救護活動等の原則
 - ① 救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行う。
 - ② 救出・救護の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救護を優先して実施する。
 - ③ 傷病者には、消防団員等の協力を得て、止血等の応急手当の実施や、救護所への搬送を行う。
- (3) 関係機関の要請
緊急に防災関係機関による救出が必要であると認めるときは、119番通報し、消防の出動を要請する。

3 避難誘導

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、区域内にいる全ての人に対して、次により避難を行う。

- (1) 避難誘導の指示
市長から避難指示等が発令されたとき、城山ダム緊急放流の実施が発表されたとき又は連合本部等が避難の必要があると認めたときは、連合本部から単位自主防災隊長に対し田名地区防災用簡易無線機等を用い、避難誘導開始の指示を行う。
- (2) 避難誘導
単位自主防災隊長は、連合本部の避難誘導開始の指示を受けた時は、又は、災害のおそれが高まった場合には、避難計画に基づき、住民を避難所等に誘導する。
ただし、風水害に備えて、予めマイ・タイムラインを作成している場合には、マイ・タイムラインの自主避難開始を優先する。
- (3) 避難場所・避難所の区分
災害時の避難所等は、災害の種別及び状況によって異なる。田名地区の避難所等は、資料「避難所等一覧表」参照。
 - ア【一時避難場所】地震に伴う火災等の災害が近隣に発生した場合、地域住民が一時的に避難し、災害の推移を見守るための、各自主防災組織において選定する空地、小公園、学校等の場所をいう。
 - イ【広域避難場所】地震発生時において、同時多発の火災が発生し延焼拡大した場合、その地域内の住民が火煙やふく射熱におかされることなく生命、身体の安全を確保できる場所をいう。

ウ【風水害時避難場所】＜洪水・土砂災害＞風水害等の切迫した災害の危険から命を守るために、臨時的に避難する場所をいう。

エ【避難所】避難者及び住居を失った被災者等を一時滞在させる施設をいう。

オ【福祉避難所】災害時に在宅や避難所での生活が著しく困難となり、支援を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児などが避難所等から避難移動する場所をいう。

(4) 避難行動の考え方

①地震災害時の避難行動（安全確保行動）の考え方

順位1．火災等の災害が近隣に発生した場合、災害の推移を見守るために一時避難場所に避難する。

順位2．同時多発の火災が発生し延焼拡大した場合、火煙やふく射熱から生命、身体の安全を確保するために広域避難場所へ避難する。

順位3．住居を失い、居住ができない場合に避難所へ避難する。

②風水害時の避難行動（安全確保行動）の考え方

順位1．早期に危険区域外の親族・知人宅等へ避難する。

順位2．市が開設した風水害時避難場所（公民館・避難所等）又は自主防災組織が開設した施設へ避難する。

順位3．外へ避難するのが危険な場合は、建物内で安全確保する（斜面から離れた2階の部屋等）。

4 住民の安否確認

地区内の自主防災組織等は、安全が確保される範囲内において現地確認や避難所への避難状況確認を行い、住民の安否確認の情報収集を行う。

5 災害時要援護者対策

災害時において、乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、高齢者、妊婦及び外国人などの災害時要援護者に対して、関係機関等の協力を得て、応急対策を行う。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととする。

(1) 災害発生時の対応

災害発生後おおむね3日間を目途に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行う。

(2) 情報収集

大規模災害が発生した場合、単位自主防災隊等の支援組織は安全が確保される範囲内において、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内支援組織間での情報を共有するとともに避難所運営本部等に報告する。

(3) 避難誘導

災害時要援護者別状況の対応については、避難経路、避難場所等、安全を確認の上、指定された場所等に速やかに誘導することとする。

6 避難所等の管理・運営

災害時における避難所の管理・運営については、避難所運営マニュアルに基づき実施する。

なお、避難所の運営は避難所運営協議会を中心に避難者全員が協力して行う。

(1) 多様な視点に基づいた避難所の運営

避難所等には、障害のある方や慢性疾患、アレルギー等の個人的な事情を抱えた方のほか、乳幼児や性的少数者など様々な方が利用するため、こうした方々に対し可能な限り配慮しながら、多様な視点に基づいた避難所等の運営を行う。

(2) 新型コロナウイルス等感染症対策

避難所における新型コロナウイルス等感染症のまん延を防止するため、避難所運営マニュアル新型コロナウイルス感染症対策編に基づく感染症対策を実施する。

(3) 風水害時避難場所の運営支援

城山ダムの緊急放流の実施など、多数の避難者が想定される場合には、連合本部の指示により、風水害時避難場所の運営支援を行う。

7 在宅避難者の把握・支援

地区内の自主防災組織等は、在宅避難者の情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営本部及び連合本部と協力して在宅避難者への支援を行う。

8 車中泊等の避難所外避難者への対応

避難については、親戚宅等や避難所を原則とするが、やむを得ず車中泊等を選ぶ避難者については、最寄りの避難所で在宅避難者名簿に登録を行う。

また、エコノミークラス症候群の健康管理に係る注意喚起を行う。

9 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

南海トラフ地震臨時情報が発表され、事前の準備行動等を行う必要があると認められた場合には、後発地震の発生に備えた事前避難対策等を実施する。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に次の対応を行う。

ア 日ごろからの地震への備えを再確認する。

イ 地震発生後の避難では明らかに避難が完了できない災害時要援護者等は、避難を開始し、それ以外の者は避難準備を整え、状況に応じて避難する。

ウ 2週間が経過後は、地震の発生の可能性がなくなったことではないことに留意し、通常の生活に戻る。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に次の対応を行う。

ア 日ごろからの地震への備えを再確認する。

イ 1週間が経過後は、地震の発生の可能性がなくなったことではないことに留意し、

通常の生活に戻る。

(3) 後発地震に備えた事前避難

- ア 住民の避難は、親戚・知人宅等への避難が基本であること。
- イ 食料や生活用品などは避難者が準備することが基本であること。
- ウ 日ごろからの地震への備えを再確認する。

上溝地区防災計画

上溝地区まちづくり会議
上溝地区防災計画検討協議会

目 次

1 総 則

第1章 地区の概要

- 1 自然的条件…………… 1
- 2 社会的条件…………… 1

第2章 地区防災計画の方針

- 1 目 的…………… 2
- 2 地区防災計画の構成及び組織編成…………… 2
- 3 計画の修正…………… 3

第3章 自助・共助の基本及び地区住民等の役割

- 1 地区住民の役割…………… 4
- 2 自主防災組織の役割…………… 4
- 3 事業者の役割…………… 5
- 4 高層共同住宅管理者等の役割…………… 5

第4章 防災アセスメント調査による地区被害想定

- 1 想定地震と条件…………… 6
- 2 建物被害…………… 6
- 3 人的被害…………… 7

2 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

- 1 基本方針…………… 8
- 2 自主防災組織等の育成支援…………… 8
- 3 平常時の自主防災組織等の活動内容…………… 8
- 4 災害時の自主防災組織等の活動内容…………… 1 0
- 5 避難場所及び避難所等…………… 1 1

第2章 災害に対する備え

- 1 基本方針…………… 1 3
- 2 自主防災組織等の取組み…………… 1 3
- 3 各家庭での取組み…………… 1 6

3 応急対策計画（地震・風水害）

第1章 地区災害対策本部活動

- 1 地区災害対策本部の設置…………… 1 8
- 2 本部の活動内容…………… 1 8
- 3 本部の廃止…………… 1 8

第2章 単位自主防災組織活動

- 1 単位自主防災組織の本部の設置及び活動内容…………… 2 0
- 2 単位自主防災組織の各班の活動内容…………… 2 1
- 3 住民の安否確認…………… 2 8
- 4 在宅避難者の把握・支援…………… 2 8
- 5 車中泊等の避難所外避難者への対応…………… 2 9
- 6 風水害時避難場所の運営支援…………… 2 9
- 7 ボランティア活動…………… 2 9
- 8 他組織との連携…………… 3 0
- 9 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応…………… 3 1

4 資 料 編

- 1 地区防災地図及び防災カルテ A 4 版
- 2 自治会別避難場所及び避難所一覧

1 総 則

第1章 地区の概要

1 自然的条件

上溝地区が位置している相模原台地は、多摩丘陵と相模低地に挟まれて発達しており、北東境には境川、南西境には相模川が流れています。相模原台地は、南北に扇状にのびる台地で、穏やかな起伏を伴って南に傾斜しています。台地は、5段の段丘面で構成されており、その境は比高数mの傾斜地（段丘崖）となっています。台地には、道保川、鳩川、姥川、八瀬川といった小河川が流れています。

上溝地区は、その中でも田名原面と呼ばれる下位段丘面に分類され、自然災害発生の危険性は低いとされていますが、地区内に小河川（道保川、鳩川、姥川）が流れているため、過去に浸水被害が発生しています。また、宅地化により、コンクリートやアスファルトなどの被覆が多くなり、大雨時には谷地形の箇所水が溜まりやすくなっています。

さらに、横山、陽光台との境に段丘崖があり、大雨や地震時に崖崩れによる被害が発生しやすい地区を含んでいます。

2 社会的条件

(1) 人口

上溝地区の人口は、令和3年4月1日現在14,968世帯、33,470人となっています。年齢別では、年少人口（15歳未満）が12.7%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が60.7%、高齢人口（65歳以上）が26.6%、となっています。市の平均と比較すると年少人口が多く、生産年齢人口と高齢人口が少なくなっています。

また、外国人の登録人口は611人であり、地区の人口の1.8%を占めています。

(2) 交通

上溝地区は、国道129号が西側の地区境を通っていますが、高架になっている部分もあり、橋脚の倒壊による被害の拡大等にも注意が必要です。

鉄道は、JR相模線が地区を南北に通っており、上溝駅、番田駅の2駅が設置されています。

(3) その他

上溝地区内には小河川があり、橋梁が数多くあるため、大規模地震発生時に落橋した場合は、地区が分断される可能性を含んでいます。

第2章 地区防災計画の方針

1 目的

東日本大震災をはじめ、これまでの多くの災害の教訓からも、大規模災害の発災直後には、消防や各行政機関など、「公助」による対応にも限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地区自らが対応できる体制をつくることが重要となります。

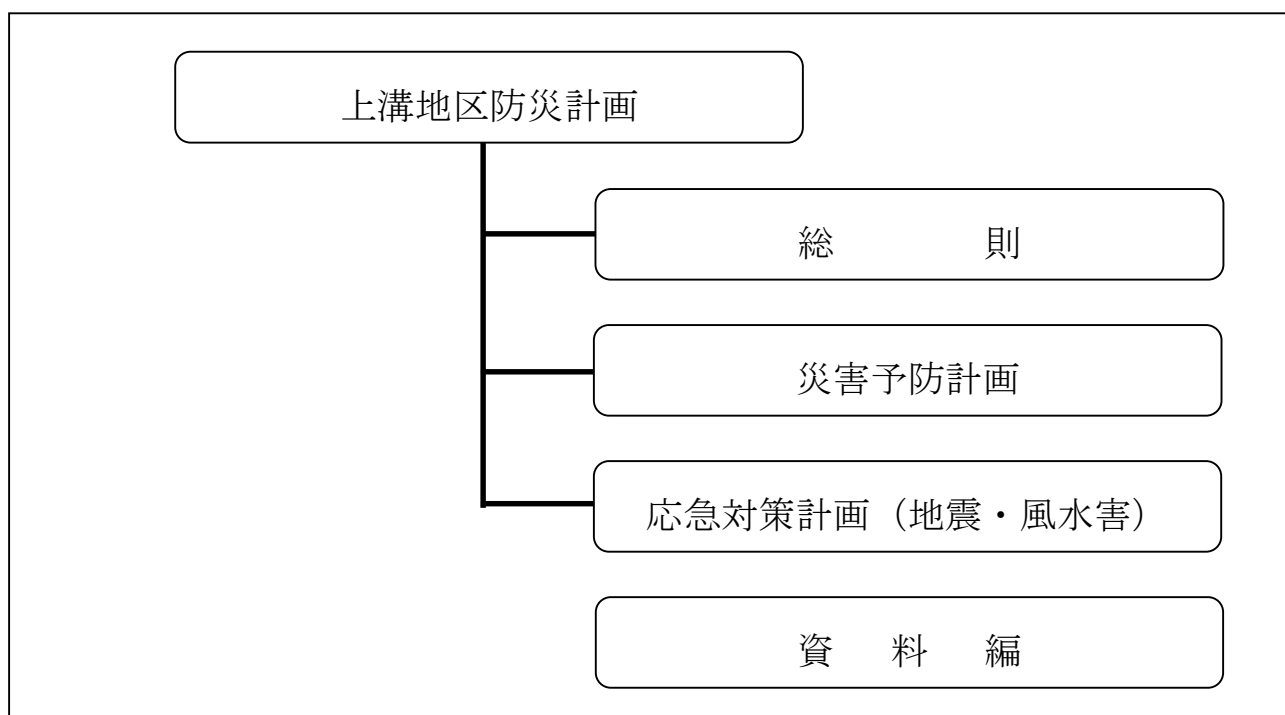
このため、地区の特性に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地区における防災力を高めることを目的とします。

2 地区防災計画の構成及び組織編成

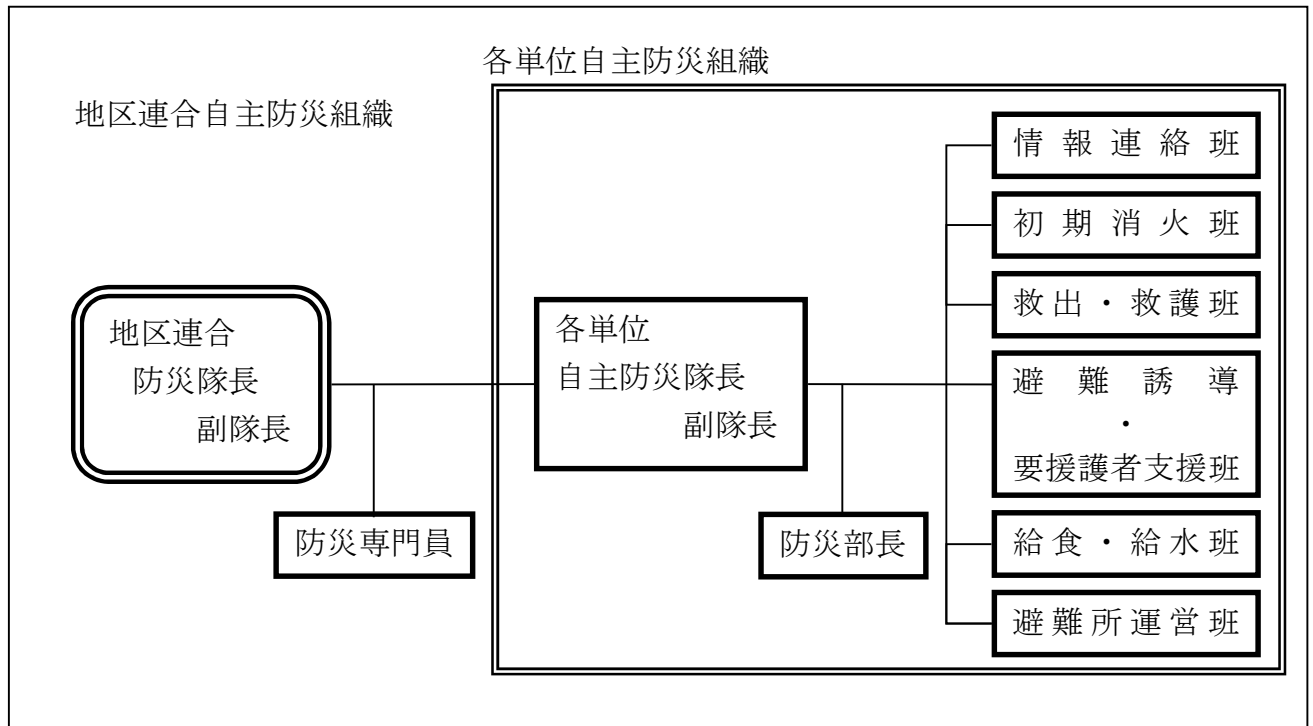
上溝地区防災計画は、総則、災害予防計画、応急対策計画（地震・風水害）及び資料編で構成しています。

地区防災計画の基となる組織は、地区に密着した活動が不可欠なため、自治会等を母体とした単位自主防災組織とし、また、地区としての連絡体制や協力体制を確保し、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、地区連合自治会を単位とした連合自主防災組織とします。

計 画 の 構 成



組織編成イメージ図



3 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正していきます。

そのため、多様な主体の意見を反映できるように、計画の検討・修正の際は、女性、災害時要援護者支援団体、地区内の企業等の参画を促進していきます。

※計画の修正（見直し）基本方針

- ・計画内容に影響のない修正（法令等の引用条文など）については、適宜、修正を行い、まちづくり会議等に報告することとします。
- ・計画内容の変更を伴う修正については、計画策定組織に準じた構成員により、検討・調整を行い、まちづくり会議へ付議し、意見を聞くものとします。

第3章 自助・共助の基本及び地区住民等の役割

1 地区住民の役割

日頃から自主防災組織へ参加し、体制等の整備、教育訓練に協力するとともに、災害時には地区の住民・事業者と連携して、各種活動を円滑に実施できるように、「自らの身は自ら守る(自助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、災害に対する備えを行います。

- (1) 防災訓練など地区の防災活動への積極的な参加。
- (2) 少なくとも3日分以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組みの実施。
- (3) 隣近所が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、安否確認、救出・救護等を実施するとともに、避難する場合には、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的な行動の実施。
- (4) 過去の災害の教訓を伝承し、災害時には自らの情報の発信。
- (5) その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動への協力。

2 自主防災組織の役割

地区住民、事業所、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりをすすめ、災害に強い地区の形成の中心的な役割を果たします。

- (1) 日頃から、地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区内の防災に係る方針の策定支援や防災マップ、防災活動用資機材の整備、点検の実施。
- (2) 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、組織員の教育訓練を推進するとともに、地区住民の参加、地区事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取組みの実施。
- (3) 災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の支援等の実施。

3 事業者の役割

事業所の就業時間中に災害が発生した場合は、従業員の方も上溝地区での被災者となります。従業員を守るためにも地区と連携し、日頃から災害に対する備えをします。

- (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員等の発災時の一斉帰宅抑制のための3日以上以上の食料及び飲料水等の備蓄、初期消火、救出・救護等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施。
- (2) 対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地区住民及び自主防災組織と連携して、地区における防災活動に参加する等、地区と連携した共助の取組み。
- (3) 災害が発生した場合には、行政、地区住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等の積極的な行動の実施。

4 高層共同住宅管理者等の役割

高層建物の所有者や管理者は、居住者等を災害から守るためにも、建物の特性に合わせた事前対策の実施や地区との防災に関する話し合いなど、日頃から災害に対する備えをします。

- (1) 日頃から、建物及び設備の耐震性の維持、確保。
- (2) 地震等によるエレベーターや電気、ガス、上下水道等の停止を想定した、居住者の生活支障対策用設備及び資機材の整備並びに共同住宅内の自主防災体制の整備。
- (3) 周辺住民や自主防災組織との連携強化。
- (4) 災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、高層階居住者の生活支障対策を実施。

第4章 防災アセスメント調査による地区被害想定

1 想定地震と条件

想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。

想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震 (マグニチュード7.1、地区内最大震度6強)
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震 (マグニチュード7.1、地区内最大震度6強)
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生する海溝型地震 (マグニチュード8クラス、地区内最大震度6弱)
条件	季節・時刻	夏の昼12時、冬の18時、冬の深夜2時の3ケース
	天候	晴れ、風速3m(本市の平均風速)

2 建物被害

建物被害は次のとおりである。(被害量が最大：冬の18時)

単位：件

想定地震	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
相模原市東部直下地震	9,130	460	67	0	1,360
相模原市西部直下地震	9,130	218	15	0	1,019
大正関東タイプ地震	9,130	73	0	0	627

3 人的被害

人的被害は、次のとおりである。（被害量が最大：冬の2時、冬の18時）

単位：人

		相模原市 東部直下地震	相模原市 西部直下地震	大正関東 タイプ地震
冬の2時	死者	29	14	4
	閉込者	162	77	26
	重傷者	32	16	6
	軽傷者	197	137	80
冬の18時	避難者 (避難当日)	1,277	662	281
	避難者 (避難1週間後)	2,922	2,142	1,423

2 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針

地震や風水害などの災害は、いつどこで起こるかわかりません。

上溝地区においても、地震や風水害などの大規模災害が発生した場合、消防や各行政機関などの行う「公助」による対応だけでは、限界があります。

そのため、単位自主防災組織を中心に、自分の命は自分で守る「自助」や自分たちのまちは自分たちで守る「共助」による取組みを進めていきます。

2 自主防災組織等の育成支援

(1) 自主防災組織

上溝地区は、地区防災活動の推進を図り、自治会等を中心とした自主防災組織の育成を推進するとともに、地区内の防災リーダーを支援します。その際、女性の参画の促進に努めることとします。

(2) 訓練等

上溝地区は、自主防災組織が災害時に有効に活動できるよう、組織の充実強化を図るための訓練等を支援していきます。

3 平常時の自主防災組織等の活動内容

平常時の自主防災組織等は、以下の組織体制を基本とし、上溝地区の防災力向上に取り組めます。

(1) 地区連合自主防災組織

地区連合防災組織は、各単位自主防災組織との調整を行い、上溝地区全体での防災に関する予防活動を行います。

役 職	役 割
地区連合防災隊長	○地区防災訓練やイベント等の計画・実施 ○地区連合自主防災組織間の連絡・協力体制の整備
地区連合防災副隊長	○地区連合防災隊長の補佐
防災専門員	○地区連合防災隊長の補佐 ○防災活動等に係る専門的・技術的指導

(2) 単位自主防災組織

平常時の単位自主防災組織は、以下の組織体制を基本として組織し、災害時に備えた対策を図るよう努めることとします。

【単位自主防災組織本部】

役 職	役 割
自主防災隊長	○地区連合自主防災組織との連絡調整 ○防災訓練等の計画・実施 ○組織内の情報伝達体制の整備
自主防災隊副隊長	○自主防災隊長の補佐
防災部長	○自主防災隊長の補佐 ○防災活動に対する専門的・技術的指導

【単位自主防災組織各班】

班 名	役 割
情報連絡班	○啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等
初期消火班	○消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地区内の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制の構築
救出・救護班	○救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得
避難誘導・要援護者支援班	○避難経路の安全チェック、危険要素のチェック ○災害時要援護者の把握、支援方法の確立
給食・給水班	○炊き出し方法、給食の配分方法、給水方法を習得
避難所運営班	○避難所運営本部の立ち上げ及び運営方法についての訓練

4 災害時の自主防災組織等の活動内容

災害時には、市の現地対策班と地区連合自主防災組織、各単位自主防災組織等が連携し、災害対応に当たることとします。

(1) 地区連合自主防災組織

地区連合防災組織は、事前に定められた人員により、市の現地対策班とともに、上溝まちづくりセンターに本部を設置し、活動を行います。

役 職	役 割
地区連合防災隊長	○市の現地対策班と各単位自主防災組織の間に立ち、情報の取りまとめや伝達活動 ○各単位自主防災組織や避難所間の連絡・調整 ○各単位自主防災組織を超えた効果的な災害対応
地区連合防災副隊長	○地区連合防災隊長の補佐
防災専門員	○地区連合防災隊長の補佐 ○防災活動に係る専門的・技術的指導

(2) 単位自主防災組織

単位自主防災組織は、以下の組織体制を基本としますが、単位自主防災組織の規模や災害の状況等に応じて各班を編成することが大切であるため、班体制の順位については目安とし、単位自主防災隊長の判断により編成し、活動を行います。

【単位自主防災組織本部】

役 職	役 割
自主防災隊長	○状況に応じた各班の編成・総合調整 ○単位自主防災組織全体の防災活動の統率
自主防災隊副隊長	○自主防災隊長の補佐
防災部長	○自主防災隊長の補佐 ○防災活動に対する専門的・技術的指導
自主防災隊員	○各班を編成し、防災活動

【単位自主防災組織各班】

順位	班 名	役 割
1	情報連絡班	○情報を収集し、地区連合自主防災組織に連絡 ○正しい情報を地区住民等に伝達
2	初期消火班	○自身の安全を確保し、初期消火活動 ○火災の拡大の防御
3	救出・救護班	○負傷者等の救出・救護活動 ○負傷者の応急手当と救護所への搬送
4	避難誘導・要援護者支援班	○市民の避難誘導活動 ○避難者の安全確保・安全確認 ○関係団体などと協力し、要援護者各人の要望を聞き、要援護者支援活動
5	給食・給水班	○避難所等での給食・給水のルールをつくり、給食・給水活動
6	避難所運営班	○施設管理者や市職員と協力し、避難所運営本部を立ち上げ、避難所の自主的な運営

(3) 自主防災組織の災害対応

大雨や台風の時に鳩川の水位が高齢者等避難の目安となる避難判断水位を超え、今後の雨量の予測状況から氾濫危険水位に達する可能性がある場合には、市現地対策班と連携を図り、鳩川タイムラインに基づき対応する。

5 避難場所及び避難所等

避難場所や避難所等は、災害の種類や状況により変わります。単位自主防災組織は、災害の種類や状況に応じた、地区の避難場所や避難所等までの経路や場所を確認しておきます。

(1) 一時避難場所

災害が発生した場合や災害が発生するおそれがある場合に、一時的に避難する場所で、各自治会により、近くの空き地や公園等が指定されています。

(2) 広域避難場所

延焼火災で、地区内では身の安全が確保できないときに避難する場所で、小・中学校、高等学校、大規模公園等の広い場所が該当します。

(3) 避難所

災害等によって被災し、自宅で生活を送れない地区住民を受け入れるための場所で、小・中学校等が該当します。

(4) 風水害時臨時避難場所

風水害による被害が発生した場合や発生するおそれがある場合に、避難する場所で、小中学校や公民館が該当します。

第2章 災害に対する備え

1 基本方針

災害が発生したときには、被害を最小限にとどめるために、自主防災組織等はもちろんのこと、各家庭においても「自助」の考えを基本とし、日頃から災害に対する十分な備えを行うとともに、発災直後に迅速かつ効果的な対応を図ることで被害を軽減することを目指していきます。

2 自主防災組織等の取組み

自主防災組織等は災害時に中心的な役割を果たすこととなります。そのため、災害時に円滑な防災活動が行えるよう、平常時から十分な備えをしておくことが必要です。

また、防災知識の普及啓発活動を通じて、地区の防災力の向上に取り組みます。

(1) 防災資機材等の点検・管理

災害が起きたときに迅速に活動を開始できるように、市の防災週間（7月第1土曜日から1週間）に合わせて防災資機材の点検等を行います。

- ①防災資機材の点検
- ②防災資機材のリストを作成し、保有数や不足品の把握
- ③防災資機材の不足品の整備・補充

(2) 防災知識の普及・啓発活動

上溝地区の防災力向上には、防災知識の普及・啓発活動が必要不可欠です。特に、多く人が集まるお祭りや地区のイベントなどの機会に、積極的に防災知識の普及・啓発を行っていきます。

- ①危険箇所の把握（防災マップの作成）
- ②防災ガイドブックを活用した防災知識の普及・啓発
- ③地区のイベント等での防災知識の普及・啓発
 - ・防災組織及び防災計画に関すること
 - ・地震、火災、水災等についての知識に関すること
 - ・各家庭の防災上の留意事項に関すること
 - ・災害発生時における活動の重要性に関すること
 - ・食料品や日用品の家庭内備蓄（3日以上）に関すること
 - ・ブロック塀の安全対策に関すること
 - ・マイ・タイムラインの作成に関すること
 - ・ペットの災害対策に関すること

- ・南海トラフ地震臨時情報に関すること
- ・防災メールやテレビ神奈川データ放送などの防災情報の取得に関すること
- ・その他防災に関すること

(3) 防災訓練の実施

災害時にあわてずに行動できるよう、平日の昼間や夜間なども想定した年間のスケジュールを組み、手順の確認や技術の習得等に取り組みます。

- ①組織体制作り訓練
- ②情報収集・伝達訓練
- ③消火訓練
- ④防災資機材作動訓練（小型ポンプ、発動発電機など）
- ⑤救出・救護、搬送訓練（要援護者対策を含む）
- ⑥AED取扱訓練
- ⑦炊き出し訓練
- ⑧図上訓練
- ⑨自主防災組織相互応援訓練
- ⑩風水害時避難訓練及び情報伝達訓練

(4) 要援護者対策

災害時には、高齢者や乳幼児、妊婦、障がい者、外国人などは何らかの支援が必要な要援護者になります。地区の要援護者を支援できる体制づくりをします。

- ①要援護者リストに係る協定の市との締結
- ②要援護者マップの作成
- ③リスト外の要援護者の把握
- ④要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討
- ⑤避難所等での生活が困難で特別な配慮を必要とする乳幼児の育児支援

＜上溝地区災害時乳幼児支援ステーション＞

ひよこ保育園（センター園）、ふじ第二保育園、南上溝保育園、ひよこ第2保育園、どんぐりこども園

※災害時要援護者避難支援

災害時要援護者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であり、実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して、地区における避難支援等関係者をあらかじめ決めておくことが望ましい。その際、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織に限定して考える必要はなく、地区に根差した幅広い団体の中から、地区の実情にあった者とする。

また、避難支援等関係者となりうる者をより多く確保するのに当たっては、年齢要件等にとらわれず、地区住民の協力を幅広く得ることとする。

※災害時乳幼児支援ステーション

地震や風水害等の災害時に避難所等での生活が困難で特別な配慮を必要とする乳幼児及びその保護者に対し、相模原市私立保育園園長会に加入する施設が災害時に開設する災害時乳幼児支援ステーションで育児支援を実施する。

施設が育児支援を実施する期間は、災害時乳幼児支援ステーションを開設してから閉鎖するまでの間とし、原則として災害発生の日の3日後から7日目までとする。ただし、災害の規模、状況等により施設長が開設期間を延長した場合はこの限りでない。

乳幼児の移送は、原則としてその保護者が行うものとする。

(5) 空き家の災害対策

危険な空き家が増えている状況にあります。

空き家の把握と所有者による適正管理の推進をしていきます。

(6) 高層建物の災害対策

高層共同住宅等の高層建物が増えている状況にあります。

高層建物への震災対策用設備等の確保について、建物管理者などとの話し合いを行っていきます。

(7) ハザードマップを活用した訓練の実施

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の居住者等は、洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップを活用した訓練を実施する。

(8) 新型コロナウイルス等感染症対策

新型コロナウイルス等感染症のまん延を防止するため、避難所運営マニュアルに基づく感染症対策を実施する。

3 各家庭での取組み

災害が起こったときに被害を最小限にとどめるためには、日頃から各家庭でも災害に対する備えをしておくことが、大変重要になります。

そのため、各家庭でも災害に対し、次のような備えをしておきましょう。

(1) 各家庭での防災に対する話し合い

災害を想定して、定期的に家族全員で防災に対する話し合いを行い、家族内での取り決めをしておきましょう。

- ①災害の種類による避難所や避難場所
- ②緊急連絡手段（災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等）
- ③災害情報の収集方法（気象庁ホームページや防災メール等）
- ④さがみはら防災マップ等を活用したマイ・タイムラインの作成

(2) 家の安全対策

大震災では、多くの方が家屋の倒壊や家具の転倒等により命を落とすことが想定されていますので、災害時の被害を最小限に食い止めるため、各家庭内の危険箇所のチェックや安全確認をしましょう。

- ①住居の耐震診断
- ②家具の転倒・移動防止対策
- ③出入口の確保状況
- ④ガラスの飛散防止対策
- ⑤非常持ち出し品や防災用具の点検・補充
- ⑥消火器の設置

(3) 備蓄品の確保

災害発生後は、食料や日用品などの入手が困難になる場合があります。各家庭でも3日分以上の備蓄をして災害に備えましょう。（高齢者や乳幼児がいる場合は、備蓄する品物にも注意しましょう。）

※1人分の食料品の目安は、水：9リットル、食料品：9食分です。

(4) 危険箇所の把握

各家庭の周辺や避難所・避難場所まで経路上の危険な箇所を各家庭でも確認しておきましょう。

- ①さがみはら防災マップ
- ②ハザードマップ、防災カルテなどによる過去の被害状況

(5) 出火防止対策

地震の後などに起こる火災などの被害を「二次被害」といいます。「二次被害」は、各家庭での備えや行動で最小限にとどめることができるため、出火防止対策をしておきましょう。

- ①台所の周りなど火を扱う場所の整理整頓
- ②感震ブレーカーの設置

3 応急対策計画 (地震・風水害)

第1章 地区災害対策本部活動

1 地区災害対策本部の設置

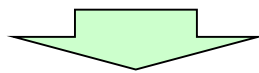
相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合や南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、もしくは風水害等により地区に甚大な災害被害が想定される場合には、地区連合自主防災組織は、地区連合防災隊長の参集をもって、上溝まちづくりセンター内に「上溝地区災害対策本部（以下「本部」という。）」を設置します。

なお、地区連合防災隊長が参集できない場合は、代行順位上位者の参集をもって対応するものとします。

2 本部の活動内容

災害が発生した場合や災害が発生するおそれのある場合は、地区連合防災組織で本部を設置し、次のとおり活動を行います。

- 上溝まちづくりセンター内に本部を設置
 - ・「市中央区本部上溝現地対策班（以下「市現地対策班」という。）」に本部を設置したことを連絡



- 各单位自主防災組織や避難所運営協議会との連絡体制の確立
 - ・各单位自主防災組織や避難所運営協議会に本部を設置したことを連絡
 - ・各单位自主防災組織の対応を調整
- 地区の被害状況等（火災、道路、橋梁、被災家屋など）の情報の取りまとめ
 - ・各单位自主防災組織からの情報を整理（地図等を使っての整理）
 - ・地区の被害状況等を市現地対策班に伝達
- 被害状況に応じた災害対応
 - ・各单位自主防災組織と避難所の連絡調整
 - ・被害の大きな地区への応援要請
- 情報の伝達
 - ・市現地対策班からの対応策や情報を各单位自主防災組織や避難所に伝達

3 本部の廃止

地震、風水害等による災害発生のおそれがなくなった場合や南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合、もしくは、発生した災害・応急対策が概ね終了したと認めら

れる場合には、本部を廃止し、市現地対策班にその旨を連絡します。

第2章 単位自主防災組織活動

1 単位自主防災組織の本部の設置及び活動内容

(1) 単位自主防災組織本部の設置

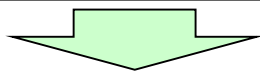
本部が設置され、「単位自主防災組織本部（以下「単位本部」という。）」の設置が必要と判断されたときは、単位自主防災組織は、単位自主防災隊長、副隊長、防災部長により、単位自主防災組織で定めた場所に「単位本部」を設置します。

なお、単位自主防災隊長が参集できない場合は、代行順位上位者の参集をもって対応するものとします。

(2) 単位本部の活動内容

災害が発生した場合や災害が発生するおそれのある場合は、単位自主防災組織で単位本部を設置し、次のとおり活動を行います。

- 単位自主防災組織で定めた場所に単位本部を設置
 - ・本部に設置したことを連絡

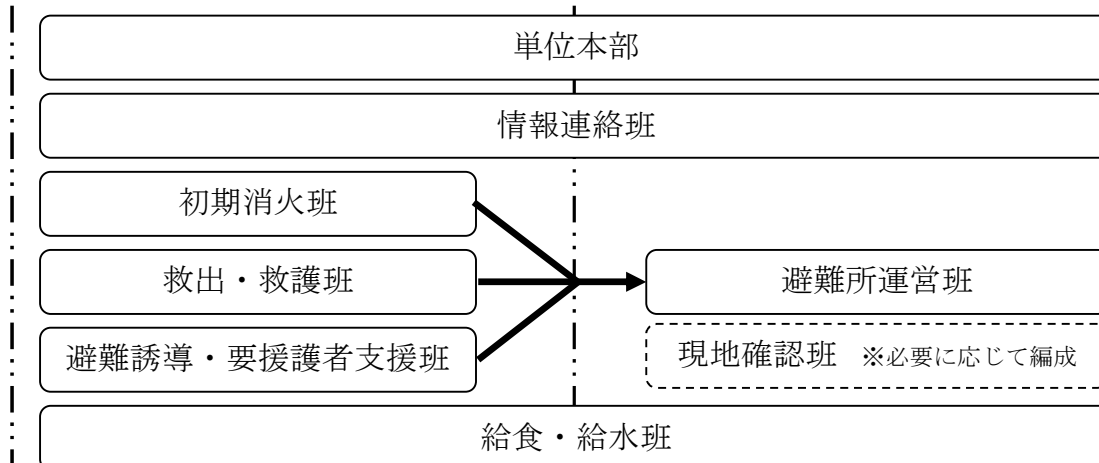


- 災害活動の統括
 - ・災害や参集の状況に応じ、単位自主防災組織各班を編成
 - ・単位自主防災組織各班の状況を把握し、地区全体の災害活動の統括

◆自主防災組織各班の編成例（イメージ）◆

災害発生時等

避難所開設時



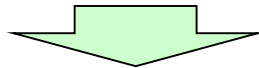
2 単位自主防災組織の各班の活動内容

(1) 情報連絡班

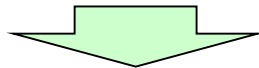
被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達を行います。

<活動の流れ>

- 地震・風水害関連情報等を収集
 - ・テレビ、ラジオ等による情報
 - ・防災行政無線等による情報
- 周囲の被害状況の情報を収集
 - ・単位自主防災組織各班や住民、電話等による情報
 - ・地区の被害の発生状況（火災、道路、橋梁、被災家屋など）



- 地区の被害状況等の情報の取りまとめ
 - ・単位自主防災組織各班等からの情報を整理（地図等を使つての整理）
 - ・地区の被害状況等を本部及び単位本部に伝達



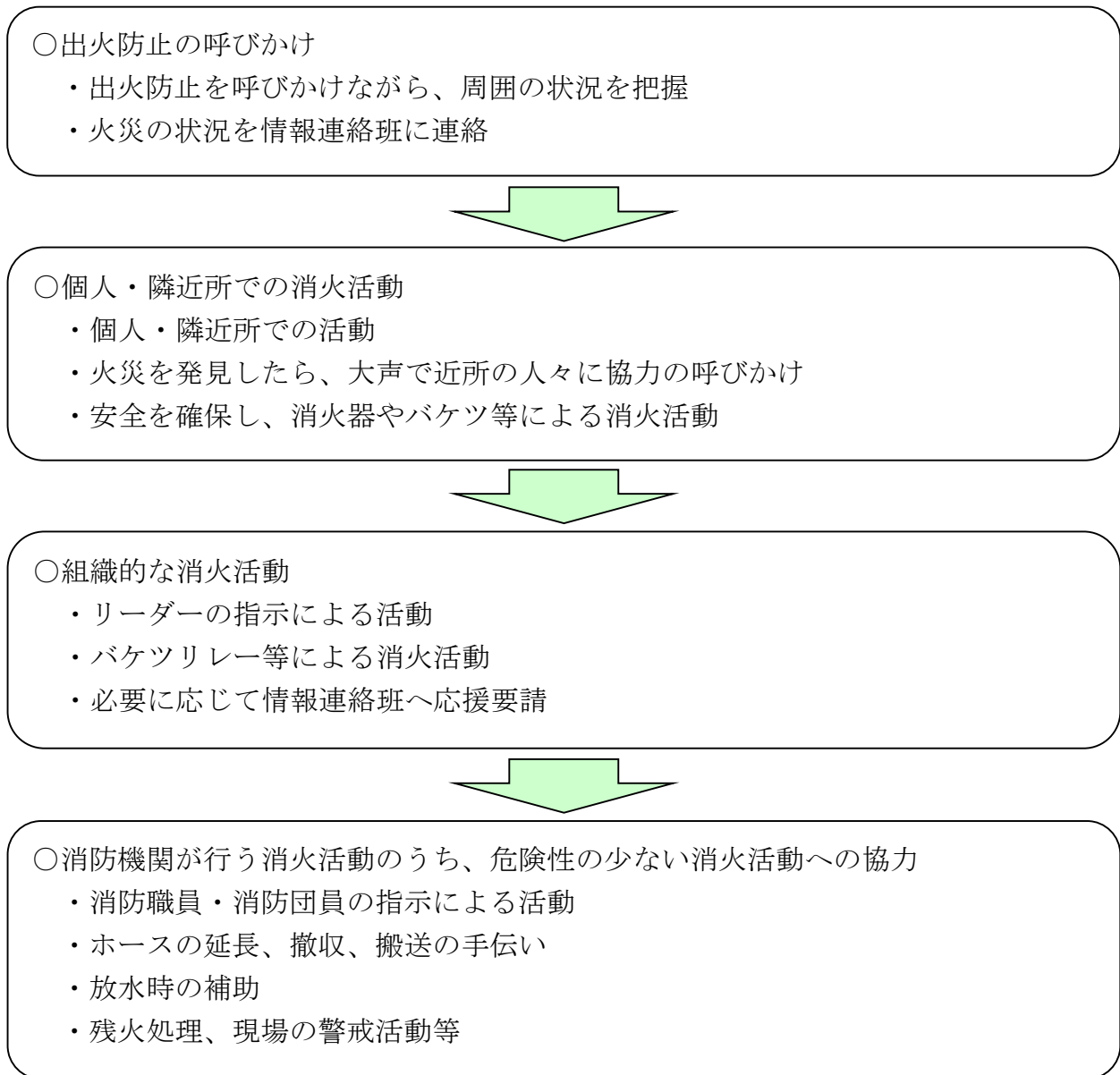
- 情報の伝達
 - ・本部からの情報や要請を単位本部や単位自主防災組織各班及び住民に伝達
- 【伝達事項】**
- ・避難指示等の緊急事項
 - ・初期消火や救出・救護などの災害対応に関する応援要請
 - ・避難所や救護所の開設状況
 - ・道路やライフラインの状況
 - ・食料、飲料水ほか生活必需品に関する情報
 - ・誤つた情報の打ち消し
- など

(2) 初期消火班

① 初期消火活動

発災後、初期段階においては、地区住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防職員や消防団員の消火活動に協力をします。

<活動の流れ>



② 水防活動

風水害時、雨量の増加による浸水（内水）や河川水位が堤防高近くになった場合には、浸水（内水）被害や堤防の越水を防ぐため、市及び消防団に協力し、土のう積みなどを行います。

(3) 救出・救護班

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、安全を確保し、直ちに救出・救護活動を行います。

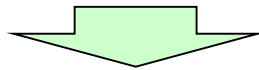
◆救出・救護活動等の原則◆

- ①服装等は、長袖、長ズボン、ヘルメット、軍手、タオル、懐中電灯 など
- ②救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行います。
- ③救出・救護の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救護を優先して実施します。
- ④傷病者の救急搬送は、救命処置を必要とする者を優先して、医療機関に搬送し、その他の傷病者は、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を行います。

<活動の流れ>

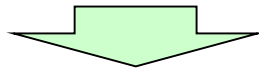
○要救出・救護者の確認

- ・救出・救護を必要とする者がいないか確認しながら、周囲の状況を把握
- ・建物の倒壊状況等を情報連絡班に連絡
- ・防災関係機関による救出が必要な場合は、119番通報し、出動を要請



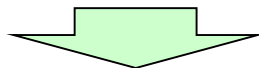
○個人・隣近所での救出・救護活動

- ・個人・隣近所での活動
- ・救出・救護者を発見したら、大声で近所の人々に協力の呼びかけ
- ・手近の資機材による人力作業



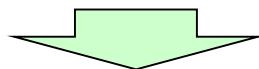
○組織的な救出・救護活動

- ・リーダーの指示による活動
- ・救出・救護用資機材の使用による救出・救護
- ・必要に応じて情報連絡班へ応援要請



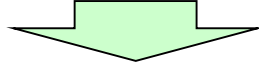
○消防機関が行う救出・救護活動のうち、危険性の少ない救出・救護活動への協力

- ・消防職員・消防団員の指示による活動
- ・2次災害の防止、現場の警戒活動等



○救出者の手当・搬送

- ・ 傷病者の手当や応急手当（止血、骨折部位の固定など）
- ・ 傷病者を最寄りの救護所へ誘導（救護所が開設されていない場合は、拠点救護所へ誘導）
- ・ 自力で動けない傷病者を担架やリヤカー等により最寄りの救護所へ搬送



○医療機関への搬送

- ・ 医療機関への搬送が必要な場合は、救護所から搬送

(4) 避難誘導・要援護者支援班

市長から避難指示等が発令されたとき、又は本部や単位本部の隊長等が避難の必要があると認めるときは、地区内にいる全ての人に対して、避難誘導を行います。

◆災害時要援護者対策について◆

単位自主防災組織は、災害が発生した場合に、高齢者や乳幼児、障がい者、その他の特に配慮を要する者などの災害時要援護者に対して、地区住民及び関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとします。

(1) 災害発生時の対応

災害発生後概ね3日間を目途に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行います。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行います。

(2) 情報収集

大規模災害が発生した場合、支援組織は安全が確保される範囲内において、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内支援組織間での情報を共有するとともに本部に報告します。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行います。

(3) 避難誘導

発災後の避難誘導方法及び災害時要援護者別状況の対応については「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととし、避難経路、避難場所については、安全を確認の上、指定された場所等に速やかに誘導します。

◆福祉避難所について◆

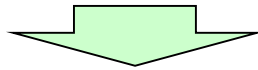
福祉避難所とは、避難生活において、特別な配慮を必要とする方を対象とする避難所です。

災害時に、一般の避難所や在宅での生活が著しく困難となった方を受け入れる、二次的な避難所として位置づけられ、災害発生後3日目を目途に施設の被災状況等を踏まえ、運営体制が整った施設から順次開設されます。

<活動の流れ>

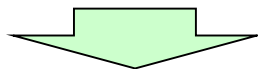
○避難判断のための情報収集

- ・災害発生の危険性がある場所の状況を把握
- ・地区の状況を情報連絡班に連絡



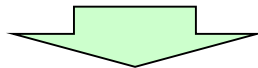
○避難の周知

- ・避難の必要な住民等への周知（災害時要援護者は優先的に声かけ）
- ・避難時の注意事項の伝達
- ・災害の種類や状況に応じた避難場所の周知



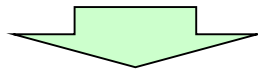
○避難場所への誘導

- ・安全を確認しながら数人～数十人単位での避難
- ・近所の人に声をかけ、災害時要援護者の避難援助
- ・行方不明者の搜索
- ・情報連絡班に避難状況を連絡
- ・必要に応じて情報連絡班に応援要請



○避難所への誘導

- ・火災や倒壊等で自宅へ戻れない住民に避難所の周知
- ・情報連絡班に避難状況を連絡



○避難終了後の活動

- ・避難所での生活がなじまないなどの理由による在宅避難者の確認
- ・必要に応じて災害時要援護者を福祉避難所へ搬送（3日目以降を目途）

(5) 給食・給水班

災害により給食・給水活動が必要な場合に、給食・給水のルールをつくり、救援物資等を公平に供給します。

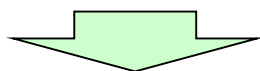
<活動の流れ>

○人数の把握

- ・ 救援物資等が必要な人数の把握

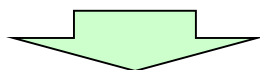
○救援物資等の調達

- ・ 単位自主防災組織の備蓄品等の提供
- ・ 各家庭からの持ち出し品等の利用



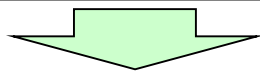
○不足物資等の確認

- ・ 不足する食料、飲料水、生活必需品等の確認
- ・ 不足する物資等を情報連絡班に連絡



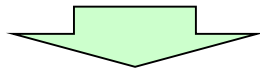
○ルールづくり

- ・ 物資等を公平に供給するためのルールの作成
- ・ 不足する物品等における優先供給のルールの作成



○物資等の供給

- ・ 備蓄品や持ち出し品を活用した、炊き出しの実施
- ・ ルールに従い、食料、飲料水、生活必需品等の供給



○物資の受入

- ・ 中身の確認・仕分けと保管

(6) 避難所運営班

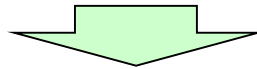
「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営協議会と連携して避難所運営本部を立ち上げ、避難所運営を行います。

また、避難所等には、障害のある方や慢性疾患、アレルギー等の個人的な事情を抱えた方のほか、乳幼児や性的少数者など様々な方が利用します。こうした方々に対し可能な限り配慮しながら、多様な視点に基づいた避難所等の運営を行います。

<活動の流れ>

○避難所運営本部の立ち上げ

- ・要請により、避難所開設への協力
- ・避難所運営本部を立ち上げ、自主的に活動
- ・作業班の編成
- ・ボランティア等との連携



○避難所の運営

- ・「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所の運営

3 住民の安否確認

地区内の単位自主防災組織は、避難所運営協議会及び市現地対策班から、住民の安否確認の情報収集を行い、必要に応じて「現地確認班」を編成し、安全が確保される範囲内において現地確認を行い、住民の安否確認の情報収集を行います。

また、収集された情報については、適宜、本部に報告を行い、報告を受けた本部は、随時、市現地対策班に報告します。

4 在宅避難者の把握・支援

地区内の単位自主防災組織は、避難所運営協議会及び市現地対策班等から、在宅避難者の情報収集を行うとともに、随時、現地等での情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営協議会及び市現地対策班等と協力して在宅避難者への支援を行います。

5 車中泊等の避難所外避難者への対応

避難については、親戚宅等や避難所を原則とするが、やむを得ず車中泊等を選ぶ避難者については、在宅避難者名簿に登録を行います。

また、エコノミークラス症候群の健康管理に係る注意喚起を行います。

6 風水害時避難場所の運営支援

大雨特別警報の発表など、多数の避難者が想定される場合には、地区連合自主防災組織本部の指示により、風水害時避難場所の運営支援を行います。

7 ボランティア活動

災害時におけるボランティア活動については、市現地対策班及び相模原災害ボランティアセンター等と連絡調整を行い、以下の各種活動分野に対して、必要に応じて支援を要請します。

(1) 専門ボランティアの活動分野

- ア 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等）
- イ 福祉（手話通話、介護士）
- ウ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）
- エ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者）
- オ 通訳（外国語通訳）
- カ 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）
- キ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
- ク その他専門知識や技能を必要とする分野

(2) 生活支援ボランティアの活動分野

- ア 救援物資の整理、仕分け、配分
- イ 避難所の運営補助
- ウ 救護所の運営補助
- エ 清掃
- オ 災害時要援護者等の生活支援
- カ 広報資料の作成
- キ その他危険のない作業

8 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図り、災害対応に取り組みます。

<p>他の自主防災組織との連携強化</p>	<p>単位自主防災組織を超えた連携として、地区連合自主防災組織がありますが、その他、以下のような連携づくりに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○隣接する単位自主防災組織との連携（合同訓練の実施等） ○地区連合自主防災組織間の連携・協力応援体制
<p>市の支援体制の活用</p>	<p>単位自主防災組織は、防災の専門家や関係機関の指導、助言を必要とする面もあります。各種訓練の実施や日常活動を効果的に進めるためには、行政機関や防災関係機関との協力関係が必要です。</p> <p>毎年、「自主防災組織変更届出書」をまちづくりセンター等に提出する際や、自主防災訓練、防災研修会、事業所訓練などを実施するため「防災訓練等実施申請書」や「消防訓練等実施申請書」を受持ちの消防署等に提出することによって、様々な市からの支援が受けられる体制となっています。</p>
<p>事業所との協力関係の構築</p>	<p>平日の昼間への対応として、地区内にある事業所と協力関係を構築しておくことは有効な手段です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平常時の連携づくり <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の自主防災組織への参加促進 ・事業所の防災訓練への参加促進 ○災害時における協力関係の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所内で編成する自衛消防隊の初動期での周辺地区への応援 ・事業所で保有する重機・機器及び関係施設の活用 ○市の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所への意識啓発 ・協力関係構築に関する指導
<p>避難所運営を念頭においた協力体制の構築</p>	<p>避難所の運営は、避難所運営協議会が中心に行うこととなりますが、避難所の運営を円滑に行うため、平常時から、同一避難所に避難する単位自主防災組織や校長等及び避難所担当市職員とそれぞれの役割、業務内容などについて理解を深める協議の場を設けるとともに、実践的な避難所運営訓練を行うことが必要です。</p> <p>特に、単位自主防災組織の避難所運営班は、避難所運営本部の立ち上げを行うとともに、運営本部内に組織される各作業班に加わり、具体的な運営管理を行います。</p>
<p>協力を依頼する人達との取り決め</p>	<p>医療関係従事者、民生委員・児童委員、建設業関係従事者、大型建設機械の操作技術者、その他の特殊技能者、アマチュア無線や手話通訳、救急救命士、応急危険度判定士等の資格取得者、ボランティア活動の希望者など、災害時に協力を依頼することが考えられる人、特に地区に在住・在勤している人達と災害時の協力・応援に関する取り決めを結んでおくことは、いざというときに大変役に立ちます。</p>

9 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

国の中央防災会議において、東海地震予知を前提とした対策から南海トラフ地震を対象とした対策に方針転換している。

南海トラフ地震臨時情報が発表され、事前の準備行動等を行う必要があると認められた場合には、後発地震の発生に備えた事前避難対策等を実施する。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に次の対応を行います。

ア 日ごろからの地震への備えを再確認する。

イ 地震発生後の避難では明らかに避難が完了できない災害時要援護者等は、避難を開始し、それ以外の者は避難準備を整え、状況に応じて避難する。

ウ 2週間経過後は、地震の発生の可能性がなくなったわけではないことに留意し、通常の生活に戻る。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に次の対応を行います。

ア 日ごろからの地震への備えを再確認する。

イ 1週間経過後は、地震の発生の可能性がなくなったわけではないことに留意し、通常の生活に戻る。

(3) 後発地震に備えた事前避難

ア 住民の避難は、親戚・知人宅等への避難が基本であること。

イ 食料や生活用品などは避難者が準備することが基本であること。

ウ 日ごろからの地震への備えを再確認する。

3 南区

大野中地区防災計画

大野中地区まちづくり会議
大野中地区防災計画検討部会

目 次

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

- 1 目 的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
- 2 地区防災計画の構成及び組織編成・・・・・・・・P 1
- 3 計画の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 3

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

- 1 地区居住者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・P 4
- 2 自主防災組織の役割・・・・・・・・P 4
- 3 事業者の役割・・・・・・・・P 5
- 4 中高層共同住宅管理者等の役割・・・・・・・・P 5

第3章 地区の概要

- 1 自然的条件・・・・・・・・・・・・・・・・P 6
- 2 社会的条件・・・・・・・・・・・・・・・・P 6

第4章 相模原市防災アセスメント調査による地区被害想定

- 1 相模原市防災アセスメント調査とは・・・・・・・・P 7
- 2 想定地震と条件・・・・・・・・P 7
- 3 建物被害・・・・・・・・P 7
- 4 人的被害・・・・・・・・P 8

2 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・P 9
- 2 自主防災組織の強化・・・・・・・・P 9
- 3 自主防災組織の編成と各班の役割・・・・・・・・P 9
- 4 出火防止及び初期消火対策・・・・・・・・P12
- 5 火災延焼対策・・・・・・・・P12
- 6 空き家対策・・・・・・・・P12
- 7 災害危険の把握・・・・・・・・P13
- 8 中高層共同住宅等の災害対策・・・・・・・・P13

第2章 災害に対する備え

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P14
- 2 防災知識の普及・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P14
- 3 災害に備えた各家庭での取組・・・・・・・・・・・・・・P14
- 4 防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P15
- 5 防災資機材等の点検・管理・・・・・・・・・・・・・・P16
- 6 災害時要援護者の把握、避難支援体制・・・・・・・・P16
- 7 新型コロナウイルス等の感染症対策・・・・・・・・P17

3 応急対策計画

第1章 大野中地区連合自主防災組織活動

- 1 大野中地区連合自主防災隊本部の設置・・・・・・・・P18
- 2 地区本部の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P18
- 3 地区本部の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P18
- 4 災害時の動員・連絡体制・・・・・・・・・・・・・・P18
- 5 情報の収集・伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P18
(フロー図は P23～P24)

第2章 応急対策活動

- 1 水防活動、初期消火活動・・・・・・・・・・・・・・P19
(フロー図は P25～P26)
- 2 救出・救護・搬送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P19
(フロー図は P27～P30)
- 3 避難誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P20
(フロー図は P31～P32)
- 4 避難所運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P20
- 5 給食・給水活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P20
(フロー図は P33～P34)
- 6 災害時要援護者対策・・・・・・・・・・・・・・P20
(フロー図は P35～P36)
- 7 住民の安否確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P21
- 8 在宅避難者の把握・支援・・・・・・・・・・・・・・P21

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目的

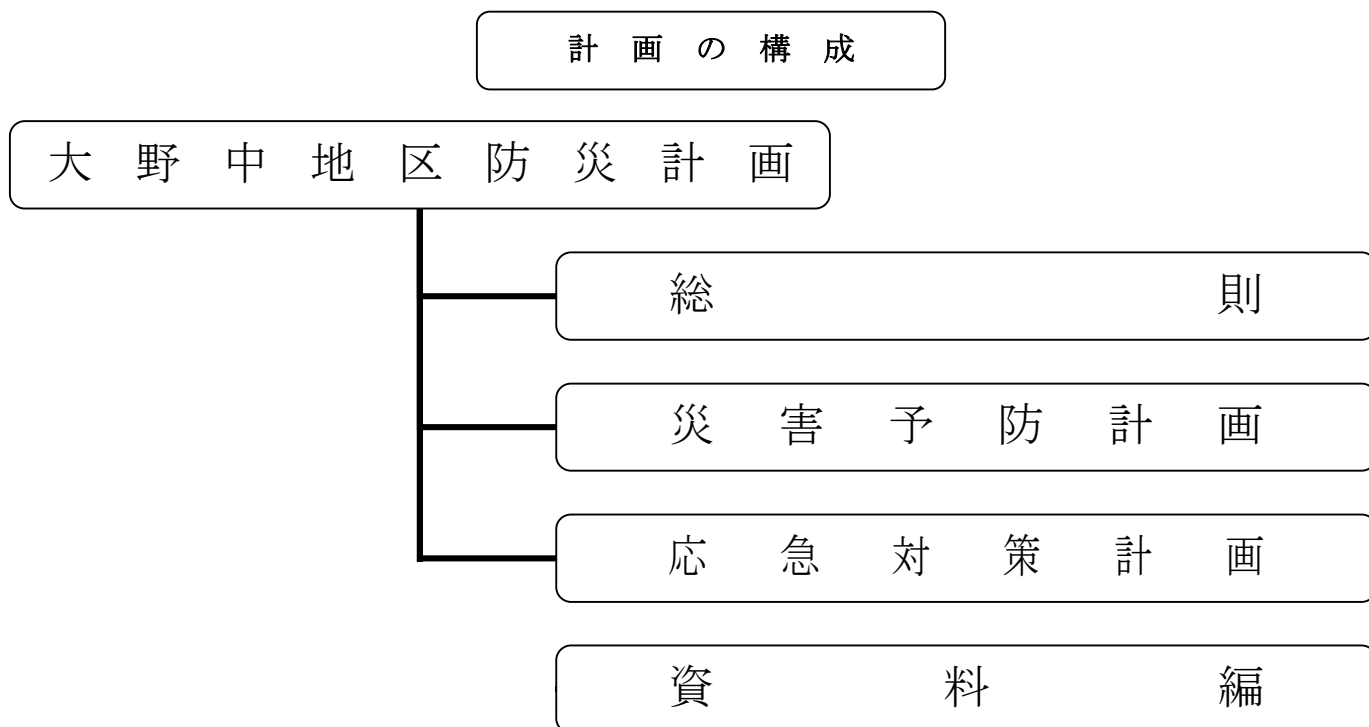
東日本大震災をはじめ、これまでの多くの災害から、大規模災害の発災直後には、消防や各行政機関など、「公助」による対応にも限界があるということが教訓として得られたため、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地域自らが対応できる体制をつくることが重要である。

このため、地域の特性に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地域における防災力を高めることを目的とする。

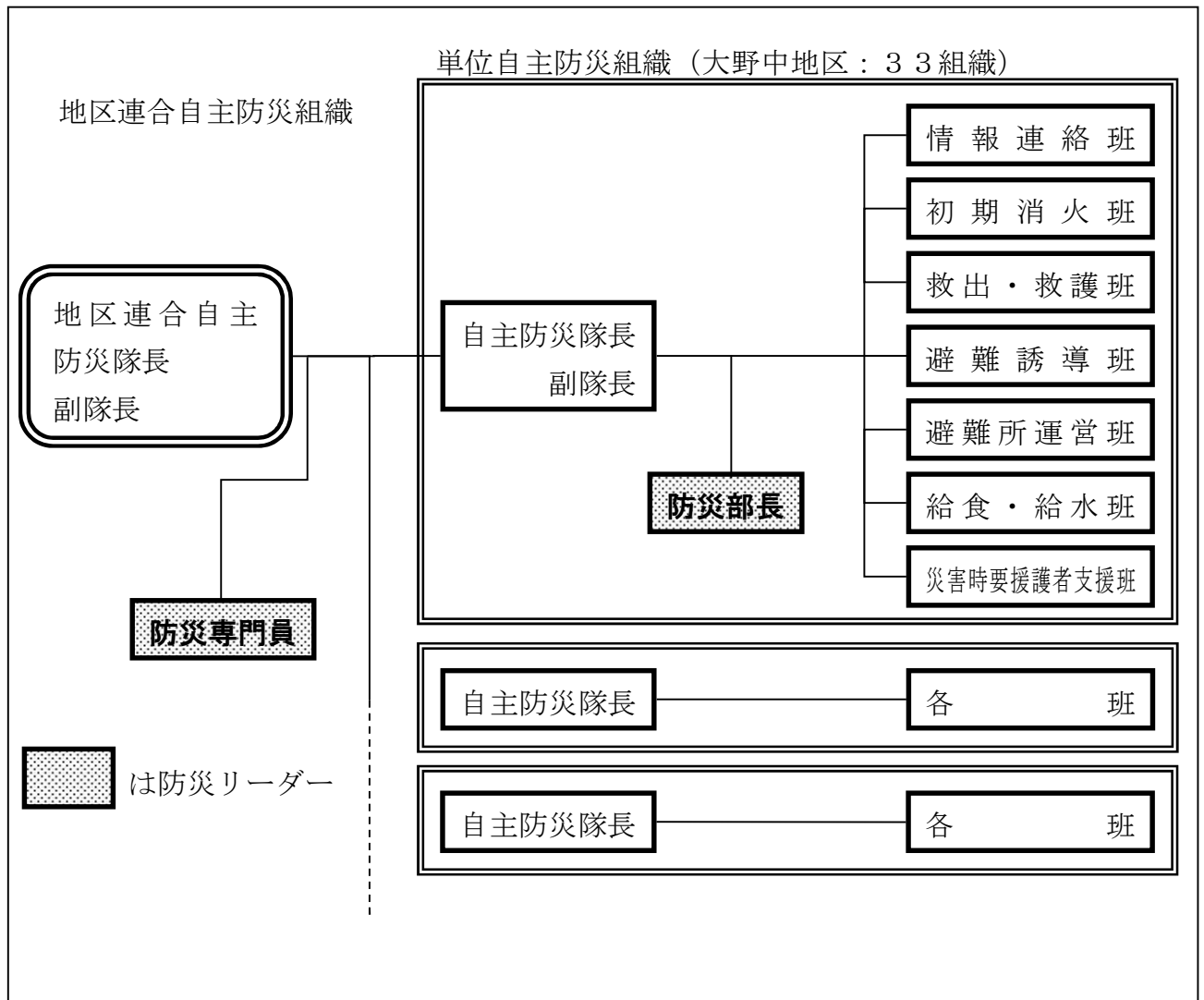
2 地区防災計画の構成及び組織編成

大野中地区防災計画は、総則、災害予防計画、応急対策計画及び資料編で構成する。

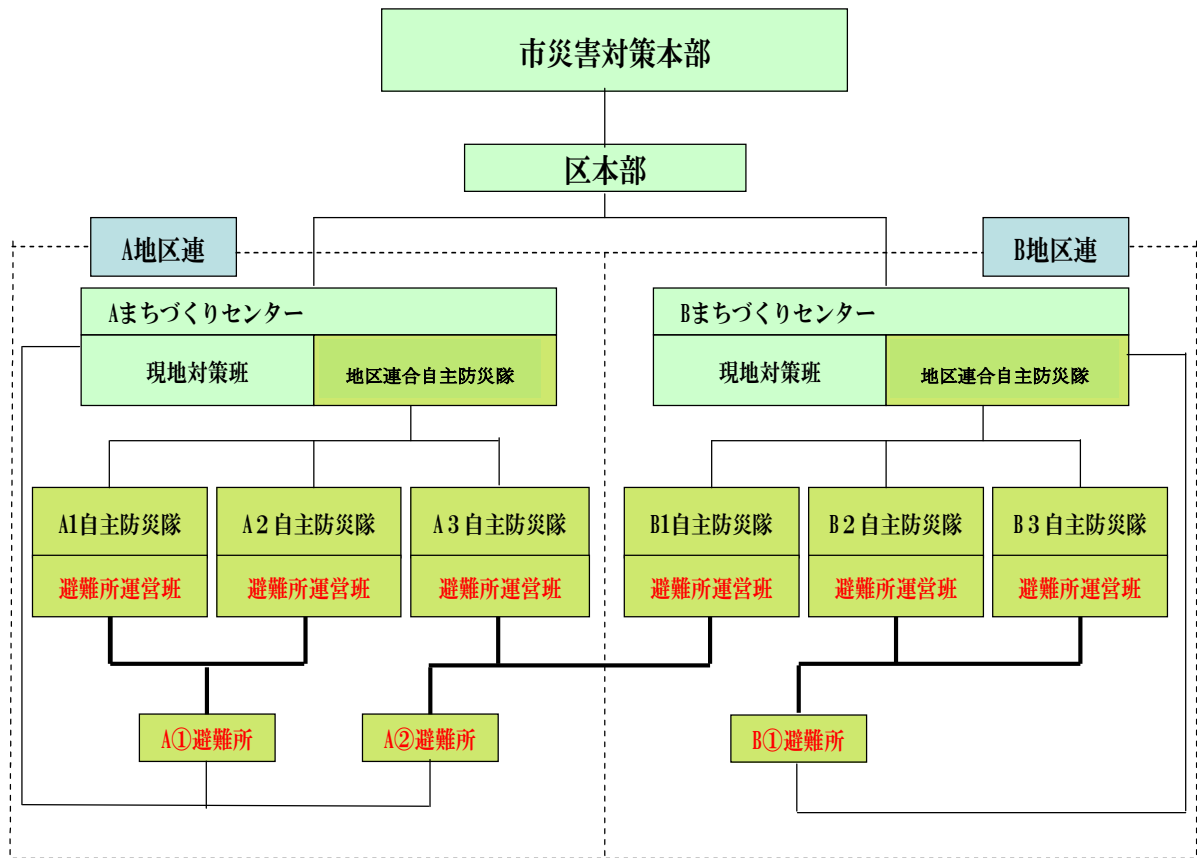
大野中地区防災計画の基となる組織は、地域に密着した活動が不可欠なため、自治会等を母体とした単位自主防災組織並びに地区連合自治会を単位とし、地区としての連絡体制や協力体制を確保し、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行う。



組織編成イメージ図



組織体系イメージ図



3 計画の修正

大野中地区防災計画は、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

また、多様な主体の意見を反映できるよう、計画の検討・修正の際は、女性、災害時要援護者支援団体、地域企業等の参画を促進する。

計画内容に影響のない修正（法令等の引用条文など）については、適宜、修正を行い、まちづくり会議等に報告をすることとする。また、計画内容に変更を伴う修正については、計画策定組織に準じた構成員により、検討・調整を行い、まちづくり会議へ付議し、意見を聞くものとする。

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割

- (1) 「自らの身は自ら守る(自助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルール作りをすすめ、災害に強い居住者と地区を形成する。
- (2) 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時に対する少なくとも最低3日分以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組に努める。
また、過去の災害の教訓を伝承し、災害時には自らの情報を発信するように努める。
- (3) 災害時には、共助の視点の下、地区とりわけ近隣世帯、いわゆる「隣近所」が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出・救護等に努めるとともに、避難するに当たっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動するように努める。
- (4) 自主防災組織へ参加し、体制等の整備、教育訓練に協力するとともに、災害時には地区の住民・事業者と連携して各種活動を円滑に実施するなど、「共助」の取組に努める。
- (5) その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

2 自主防災組織の役割

- (1) 日頃から、地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区内の防災に係る方針の策定支援や防災マップ、防災活動用資機材の整備、点検に努める。
- (2) 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、組織員の教育訓練を推進するとともに、地区住民の参加、地区事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取組に努める。
- (3) 災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の支援等に努める。

3 事業者の役割

- (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員等の発災時における一斉帰宅抑制に必要な3日分以上の食料及び飲料水等の備蓄、初期消火、救出・救護等に必要な資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- (2) 災害対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地区住民及び自主防災組織と連携して、地区における防災活動に参加する等、地区の共助に取り組むよう努める。
- (3) 災害が発生した場合には、行政、地区住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

4 中高層共同住宅管理者等の役割

- (1) 日頃から、建物の良好な維持管理に努め、耐震性の確保並びに防災設備（防火扉・消火栓・消火器等）の保守及び点検を徹底するよう努める。
- (2) 地震等によるエレベータや電気、ガス及び上下水道等の停止を想定した緊急時の対応策を自主防災組織と連携を密にして、その整備に努める。
- (3) 災害時には、周辺住民や自主防災組織との連携により、その災害の被害拡大の減少に努める。
- (4) 災害時には、速やかに現場の状況を把握し、危険箇所及び不良箇所等の復旧に努める。

第3章 地区の概要

1 自然的条件

(1) 特徴

大野中地区は、市の東部に位置し、木もれびの森や境川周辺に残る斜面緑地など、豊かな緑が残る地区で、地区の北端には町田市との境界があり、境川が流れている。

地形的にはほぼ平坦ではあるが、一部の場所では過去に浸水履歴のある区域があるほか、境川沿いは一段低い段丘面となっており、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている区域がある。

また、地区を流れる境川では、想定最大規模降雨（1,000年以上に1回の確率で発生する大雨）による「洪水浸水想定区域」が公表されており、24時間総雨量が632mmのときに、深いところでは5m以上の浸水が予測されている。

2 社会的条件

(1) 人口

大野中地区の人口は、28,709世帯、62,356人で、南区人口分布の22.5%、市内人口分布の8.7%を占めている。年齢別では、15歳未満（年少人口）が11.7%、15歳以上65歳未満（生産年齢人口）が61.3%、65歳以上（高齢人口）が27.0%となっており、平均年齢は47.2歳である。

（令和3年4月1日現在 住民基本台帳）

	世帯数 (世帯)	人口 (人)	平均年齢 (歳)	0歳～14歳 (%)	15歳～64歳 (%)	65歳～ (%)
大野中地区	28,709	62,356	47.2	11.7	61.3	27.0
南区	136,131	277,390	46.7	11.5	62.8	25.7
相模原市	344,745	718,219	46.7	11.7	62.2	26.1

(2) 交通

大野中地区内の一般国道は、横浜市西区を起終点とする国道16号が通っており、一般県道は、県道52号相模原町田線が通っている。また、首都圏の環状交通軸であるJR横浜線の古淵駅は、一日あたりの平均乗降客数が35,394人（令和2年度）となっている。

第4章 相模原市防災アセスメント調査による地区被害想定 (平成26年5月)

1 相模原市防災アセスメント調査とは

相模原市防災アセスメント調査とは、2011年（平成23年）に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）や国の地震被害想定の見直しを踏まえ、相模原市が平成18年度に実施した「相模原市防災アセスメント調査」をもとに市内に大きな被害をもたらす可能性がある地震の想定を最新の科学的知見に基づいて見直すとともに、地域社会に関するデータを更新したものである。

2 想定地震と条件

想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。

想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震（マグニチュード7.1）
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震（マグニチュード7.1）
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生するマグニチュード8クラスの海溝型地震
条件	季節・時刻	夏12時、冬18時、冬深夜2時の3ケース
	天候	晴れ、風速3m（本市の平均風速）

3 建物被害※（ ）内は市内全域

建物被害は次のとおりである。※冬18時

想定地震	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
東部直下地震	15,958 (178,173)	912 (7,964)	222 (1,366)	0 (147)	2,552 (24,904)
西部直下地震		86 (3,621)	12 (198)	0 (142)	893 (16,973)
大正関東タイプ地震		141 (1,324)	0 (0)	0 (126)	1,178 (10,272)

単位：棟

4 人的被害 ※ () 内は市内全域

		東部直下地震	西部直下地震	大正関東 タイプ地震
冬2時	死 者	58 (498)	5 (225)	8 (80)
	閉 込 者	292 (2,935)	29 (1,295)	46 (524)
	重 傷 者	60 (599)	6 (294)	10 (102)
	軽 傷 者	358 (3,823)	108 (2,507)	143 (1,359)
冬18時	避 難 者 当 日	2,411 (24,024)	361 (11,285)	487 (5,441)
	避 難 者 1 週 間 後	5,354 (60,757)	2,048 (38,733)	2,502 (27,951)

単位：人

2 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針

震災時の火災による延焼被害等を最小限にとどめるため、地区の特性に応じた災害対策を促進し、生命と財産を守る災害に強い地区づくりを推進する。

2 自主防災組織の強化

- (1) 大野中地区は、地区防災活動の推進を図り、自治会等を中心とした自主防災組織の連携強化を図るとともに、地区内の防災リーダーを育成する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- (2) 大野中地区は、自主防災組織が、災害時に有効に活動できるよう訓練等を実施する。

3 自主防災組織の編成と各班の役割

(1) 単位自主防災組織

単位自主防災組織は、各自主防災組織の規模や活動の状況等に応じて編成することが大切であり、円滑な防災活動を行えるよう、以下の基本的な方針に沿った組織づくりとする。

自主防災隊長	地区連合自主防災組織との連絡調整や防災訓練等の計画・実施、組織内の情報伝達体制の整備
副隊長	自主防災隊長の補佐
防災部長	自主防災隊長の補佐及び防災活動に係る各班への専門的、技術的指導

本 部	各班の総合調整、地域全体の防災活動の統率
情報連絡班	情報の収集・伝達活動
初期消火班	消火器等による初期消火活動
救出・救護班	負傷者の救出・救護活動
避難誘導班	住民の避難誘導活動
避難所運営班	避難所の運営活動
給食・給水班	炊き出し等給食・給水活動
災害時要援護者支援班	災害時要援護者への支援活動

【各班の平常時・災害時の役割】

	平常時	災害時
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等。	被害情報等を収集し、地区連合自主防災組織を通じて、市大野中地区現地対策班（以下「現地対策班」という。）に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達する。
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制の構築に努める。	安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得する。	周囲の人の協力を求め、負傷者等の救出・救護活動を行う。負傷者の応急手当と救護所への搬送。
避難誘導班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェックを行う。	全員が安全に避難できるように避難誘導を行う。避難者の安全確保、安全確認を行う。
避難所運営班	避難所運営本部の立ち上げ及び運営方法について訓練を行う。	施設管理者や市職員と協力し、「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所の自主的な運営を行う。
給食・給水班	炊き出し方法、給食の配分方法、給水方法を習得する。	給食・給水のルールをつくり、秩序ある給食・給水活動を行う。
災害時要援護者支援班	要援護者の把握、支援方法の確立に努める。	関係団体や地域住民と協力して、要援護者各人の要望を親身になって聞き、要援護者活動に取り組む。

(2) 地区連合自主防災組織

地区連合防災隊長	防災に関わる市との連絡調整や地域防災訓練等の計画・実施、地区連合自主防災組織間の連絡協力体制づくり
副隊長	地区連合防災隊長の補佐
防災専門員	地区連合防災隊長の補佐及び防災活動に係る専門的、技術的指導

区分	平常時	災害時
	防災訓練の実施	連絡・調整
内容	<p>地区連合防災隊長や防災専門員は、協力・連携し、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練、炊き出し等給食・給水訓練、災害時要援護者支援訓練など、単位自主防災組織を越えた地域防災訓練、イベント等の計画・実施を行う。地区連合防災隊長や防災専門員は、市や単位自主防災組織との間に立ち、防災関連情報等の連絡や防災訓練等に関する調整などを行う。</p>	<p>災害時には、地区連合防災隊長や防災専門員など、事前に決められた人員により、対策本部を設置し、現地対策班・単位自主防災組織との間に立ち、情報のとりまとめ・伝達活動を行う。</p> <p>単位自主防災組織や避難所間の連絡・調整をするとともに、被害の大きいところに集中的な対応を行うなど、単位自主防災組織を越えた効果的な災害対応を行う。</p> <p>なお、地区連合自主防災組織の本部は、現地対策班とともに、大野中まちづくりセンターに設置する。</p>

4 出火防止及び初期消火対策

(1) 出火防止

大地震時等においては、各所に同時多発的な出火が考えられ、道路、建物の損壊による障害物などが重なると、消防力は大きく阻害される。また、強風、夜間といった悪条件が加わると一層火災の拡大が懸念されることから、出火防止の徹底を図るため、各家庭において、主として次の事項に重点を置いて点検整備する。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物品等の保管状況
- ③ 消火器等の消火資機材の整備状況
- ④ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域住民は、安全を確保しつつ、迅速に初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。

また、初期に消火することができるようにするため、自主防災組織等は、消火資機材の整備を推進する。

5 火災延焼対策

自主防災組織等は、木造密集地など市街地大火の危険の高いところに対して感震ブレーカーの設置を促進するなどの啓発を行う。

6 空き家対策

大野中地区は、市と連携して、所有者等による空き家の適正管理を啓発し、地区の防災力向上につなげていく。

7 災害危険の把握

災害予防に資するため、次のとおり地区固有の防災問題に関する把握を行う。
また、それらを記載した地図を作成し、地区内で情報共有する。

- (1) 把握事項は、次のとおりとする。
 - ① 危険地域、区域等
 - ② 地区の防災施設、設備
 - ③ 過去の災害履歴、災害に関する伝承
- (2) 把握の主な方法は、次のとおりとする。
 - ① 相模原市防災アセスメント調査
 - ② 相模原市地区別防災カルテ
 - ③ 相模原市ハザードマップ（洪水・浸水・土砂）
 - ④ さがみはら防災マップ
 - ⑤ 地区内の踏査（自治会等によるアンケートの実施）

8 中高層共同住宅等の災害対策

中高層共同住宅の管理者等は、敷地・建物内に防災備蓄スペース、防災対応トイレなど、ライフラインが復旧するまでの間、居住者が自立生活するための震災対策用設備等を確保するよう努める。

また、必要に応じ火災対策として、感震ブレーカー等の設置に努める。

第2章 災害に対する備え

1 基本方針

日ごろから災害に対する十分な備えを行うとともに、発災直後の迅速かつ効果的な対応を図ることで被害を軽減する。

2 防災知識の普及・啓発

自主防災組織等は、地区住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、火災、水災等についての知識に関すること。
- ③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ④ 地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。
- ⑤ 食料等を3日以上確保することの重要性に関すること。
- ⑥ 住宅の安全対策に関すること。(耐震化、感震ブレーカー、家具の固定等)
- ⑦ ブロック塀の安全対策に関すること。
- ⑧ ひばり放送が聞こえない場合の確認方法に関すること。
- ⑨ マイ・タイムラインの作成に関すること。
- ⑩ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法は、次のとおりとする。

- ① 広報誌、パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布
- ② 講演会、座談会、映画上映会等の開催
- ③ パネル等の展示
- ④ 防災地図等の作成

(3) 実施時期

火災予防運動期間、市防災週間等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

3 災害に備えた各家庭での取組

各家庭において、災害に備えて以下の取組を行う。

- (1) 定期的に災害を想定して、安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどの話し合いを行い、非常持ち出し品や防災用具の点検や補充を随時実施する。
- (2) 大雨や台風に備えて、ハザードマップやさがみはら防災マップを活用し、風水害時に避難する必要があるか確認する。
- (3) いつ、どこに、どのように避難するかなどを時系列的に整理した「マイ・タイムライン」を作成する。

4 防災訓練の実施

自主防災組織等は、大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

訓練は、個別訓練、総合訓練及び体験イベント型訓練とする。

(2) 個別訓練

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 初期消火訓練
- ③ 避難誘導訓練
- ④ 救出・救護訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ 図上訓練（D I G、クロスロード）

D I G…Disaster(災害) Imagination (想像力) Game (ゲーム) の略。参加者が地図を囲みながら、ゲーム感覚で積極的に災害時の対応策を考える簡易型の図上訓練。

クロスロード…災害現場で実際に起こった葛藤をカードにしたもので、その課題について話し合うゲーム。

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。また、相模原市等が行う訓練に参加する。

(4) 体験イベント型訓練

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(6) 訓練の時期及び回数

訓練は、原則として春季（3/1～3/7）及び秋季（11/9～11/15）の火災予防運動期間中並びに防災の日（9/1）に実施するように努める。総合訓練にあっては年1回以上、個別訓練にあっては随時実施する。

5 防災資機材等の点検・管理

自主防災組織等は、防災資機材等の備蓄及び管理を次により行う。

(1) 配備計画

配備計画書を作成し、防災倉庫等に備えておく。

(2) 定期点検

市防災週間（7月第1土曜日から1週間）を全資機材の点検日とする。

6 災害時要援護者の把握、避難支援体制

大野中地区では、災害が発生した場合に、障害者及び高齢者等に対する適切な応急対応及び救援活動を行うため、日頃から地区のコミュニティの形成や社会福祉活動に積極的に取り組み、災害時に備える。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととする。

(1) 災害時要援護者名簿・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者名簿・マップ等を作成し、定期的に更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護方法等について予め検討し、訓練等に反映させる。

(3) 災害時要援護者の避難支援

市長から高齢者等避難、避難指示等が出たとき、災害時要援護者を安全に避難場所へ誘導する。また、視覚障害者、聴覚障害者、外国人への災害情報の提供に配慮する。

(4) 避難場所

① 避難経路 各自治会により避難経路の検討を行う。

② 避難場所 ^{いっとき}一時避難場所…災害時、一時的に避難する場所。空き地や公園等で、自治会が指定するもの。

広域避難場所…延焼火災で、地域内では身の安全が確保できないときに避難する場所で、市が指定する、小・中学校、高等学校、大学等の広い場所。

風水害時避難場所…洪水や土砂災害から身の安全を守るために一時的に避難する場所で、市が指定する、小・中学校、公民館等。

避難所……………災害等によって被災し、自宅で生活が送れない市民を受け入れるための場所で、市が指定する小・中学校等。

7 新型コロナウイルス等の感染症対策

新型コロナウイルス等の感染症のまん延を防止するため、避難所における避難所運営マニュアルに基づく感染症対策の実施や、避難所や風水害時避難場所以外の場所に避難する「分散避難」の普及啓発を行う。

また、各家庭でマスクなどの感染症対策物品の備蓄を啓発する。

3 応急対策計画

第1章 大野中地区連合自主防災組織活動

1 大野中地区連合自主防災隊本部の設置

相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合、大野中まちづくりセンターに「大野中地区連合自主防災隊本部（以下、「地区本部」という。）」を設置する。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）あるいは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、又は、地区に甚大な災害被害が想定される場合には、地区連合自主防災隊長が必要と認めた際に地区本部を設置する。

地区本部を設置した場合には、現地対策班にその旨を連絡する。

2 地区本部の活動

地区本部は、大野中地区内の被害情報等の収集及び災害時要援護者の避難支援を行うとともに、地区の状況について現地対策班に報告する。

また、各避難所運営協議会と現地対策班との連絡・調整を行う。

3 地区本部の廃止

地震、風水害等による災害発生のおそれなくなった場合、もしくは発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合には、地区本部を廃止する。

地区本部を廃止した場合には、現地対策班にその旨を連絡する。

4 災害時の動員・連絡体制

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、連合自主防災隊長等は、必要に応じて連合自主防災隊員の動員を指示する。

5 情報の収集・伝達（フロー図は23～24ページ参照）

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達を次により行う。

【情報の収集・伝達の方法】

テレビ、ラジオ、各種電話、防災行政無線（ひばり放送）、FAX、インターネット、FMさがみ及び伝令等による。

情報は、簡潔明瞭が肝心であり、「いつ、どこで、なにが、（だれが）、どうして、どのように」の要領で情報を収集し、伝達する。

第2章 応急対策活動

1 水防活動、初期消火活動（フロー図は25～26ページ参照）

（1）水防活動

風水害時、雨量の増加による浸水（内水）や河川水位が堤防高近くになった場合には、自主防災組織等は、浸水（内水）被害や堤防被害を防ぐため、消防機関等に協力するよう努める。

（2）初期消火活動

発災後、初期段階においては、地区住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関等に協力するよう努める。

なお、火災に際しては初期消火が特に重要になるため、自主防災組織等は各家庭に対して、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

2 救出・救護・搬送（フロー図は27～30ページ参照）

（1）救出・救護活動

地区住民は、建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

（2）救出・救護活動等の原則

- ① 救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行う。
- ② 救出・救護の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救護を優先して実施する。
- ③ 傷病者の救急搬送は、救命・救急処置を必要とする者を優先して、医療機関に搬送し、その他の傷病者は、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を行う。

（3）医療機関への連絡

自主防災隊の救出・救護班は、傷病者が医師の手当を必要とすると認めたとき、または避難所、救護所から医療機関への搬送が必要とされる時は、防災機関の設置する救護所等に搬送する。

救護所……………大沼小学校、大野小学校

拠点救護所…相模原南メディカルセンター

（4）防災関係の出動要請

自主防災隊の救出・救護班は、防災関係機関による救出が必要であると認めるときは、119番通報し、防災関係機関の出動を要請する。

3 避難誘導（フロー図は 31～32 ページ参照）

自主防災組織等は、災害が発生し、又は発生のおそれがあり、人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、区域内にいる全ての人に対して、次により避難誘導を行う。

（1）避難誘導の指示

市長から高齢者等避難、避難指示等が出たとき、単位自主防災隊長等は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

（2）避難誘導

避難誘導班は、単位自主防災隊長等の避難誘導開始の指示を受けた時は、避難計画に基づき、住民を避難場所に誘導する。

（3）避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、「避難所運営マニュアル」のとおりとする。

4 避難所運営

避難所運営については、避難所ごとに作成された「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営協議会が中心となって、避難所運営を行うこととする。

5 給食・給水活動（フロー図は 33～34 ページ参照）

大規模な災害が起こると、水道が止まるうえに、流通機能が混乱するので食料の入手が困難になるが、被災地外からの救援物資が届くまで、少なくとも3日間はかかるので、その間は自力で対処しなくてはならない。

また、同時に、多くの人々に物資等を供給する際には、色々な問題も生じてくる。給食・給水のルールをつくり、リーダーを中心に秩序ある行動を心がけることが大切である。

なお、避難所における給食・給水、物資の供給は、避難者及び周辺の全住民が対象となる。

6 災害時要援護者対策（フロー図は 35～36 ページ参照）

自主防災組織等は、災害時において、障害者及び高齢者等の災害時要援護者に対して、地区住民及び関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとする。

（1）災害発生時の対応

災害発生後概ね3日間を目途に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行うこととする。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととする。

(2) 情報収集

大規模災害が発生した場合、安全が確保される範囲内において、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内での情報を共有するとともに地区本部に報告する。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととする。

(3) 避難誘導

発災後の避難誘導方法及び災害時要援護者別状況の対応については「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととし、避難経路、避難場所については、安全を確認の上、指定された場所等に速やかに誘導することとする。

7 住民の安否確認

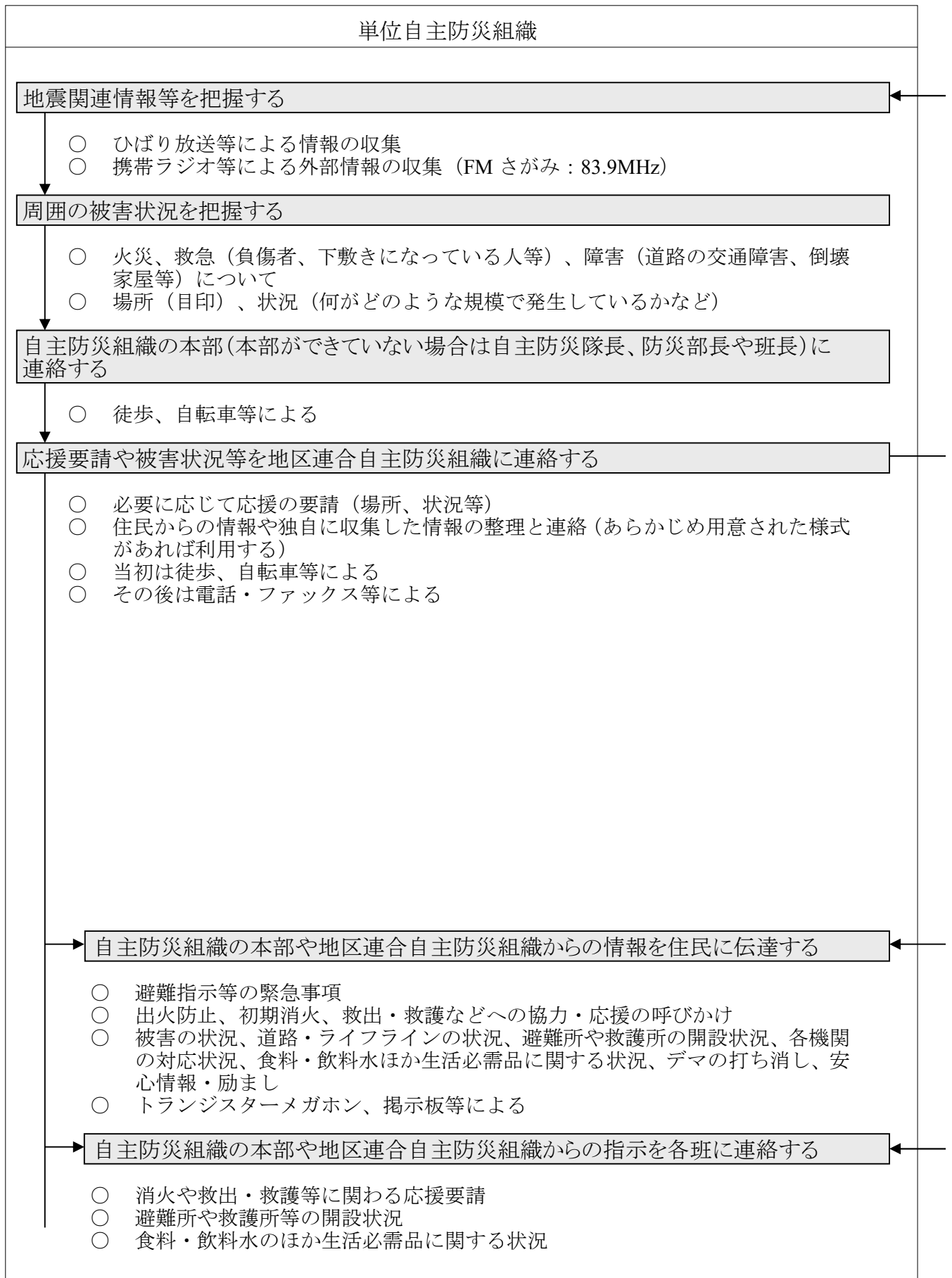
自主防災組織等は、避難所運営協議会及び現地対策班から、住民の安否確認の情報収集を行い、必要に応じて安全が確保される範囲内において現地確認を行い、住民の安否確認の情報収集を行う。

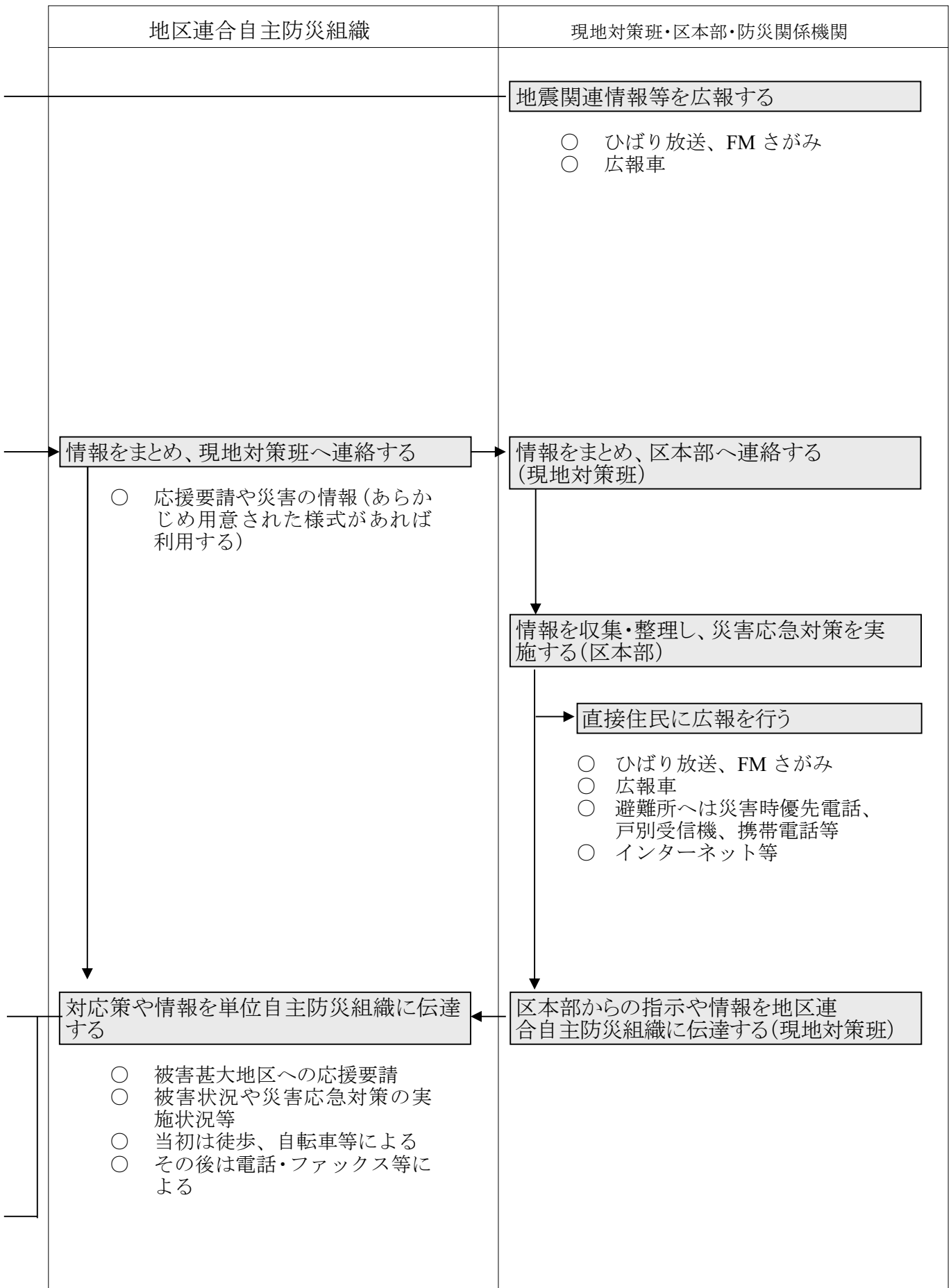
また、収集された情報については、適時、地区本部に報告を行い、報告を受けた地区本部は、随時、現地対策班に報告する。

8 在宅避難者の把握・支援

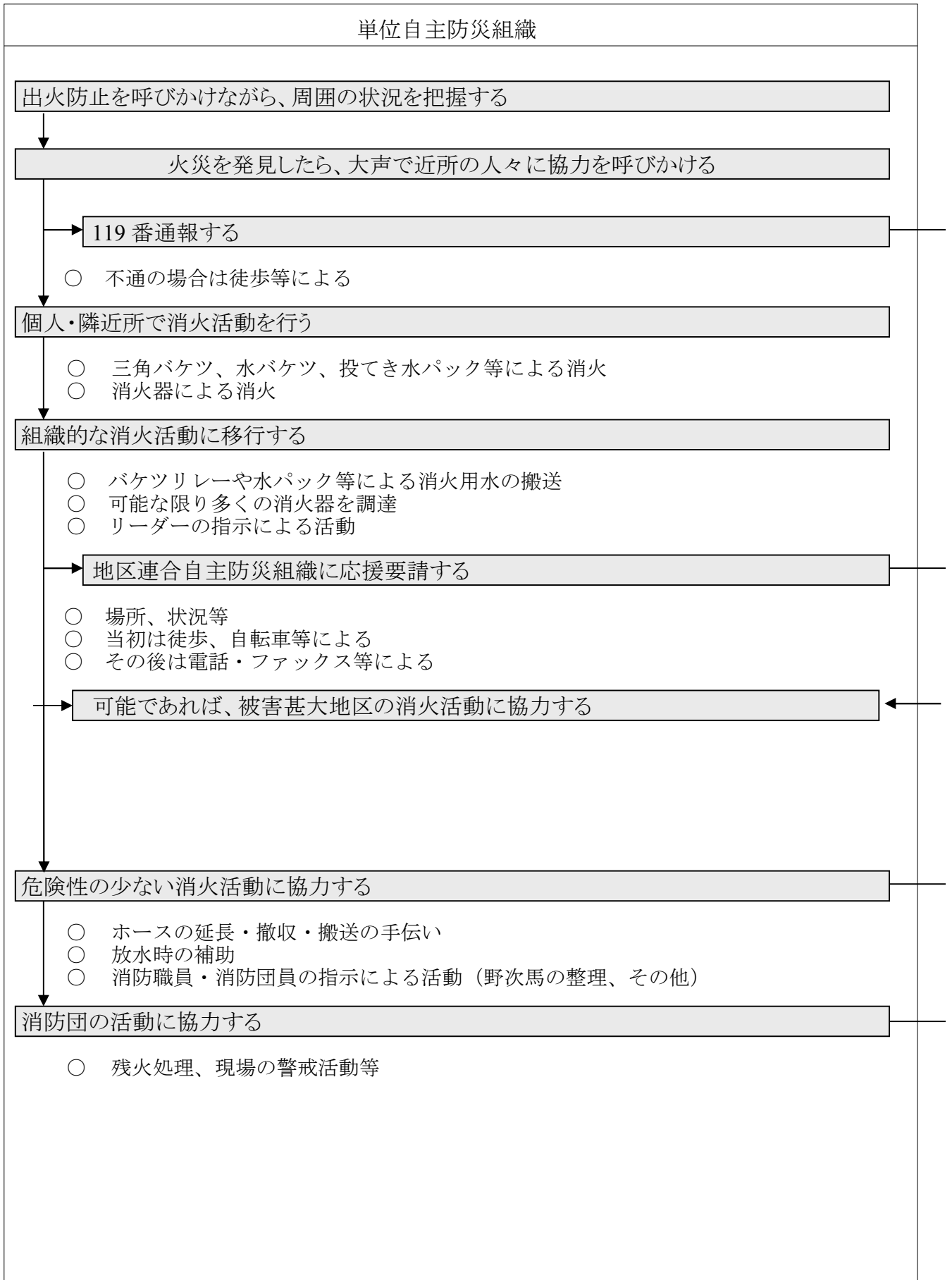
自主防災組織等は、避難所運営協議会及び現地対策班から、在宅避難者の情報収集を行うとともに、随時、現地等での情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営協議会及び現地対策班と協力して在宅避難者への支援を行う。

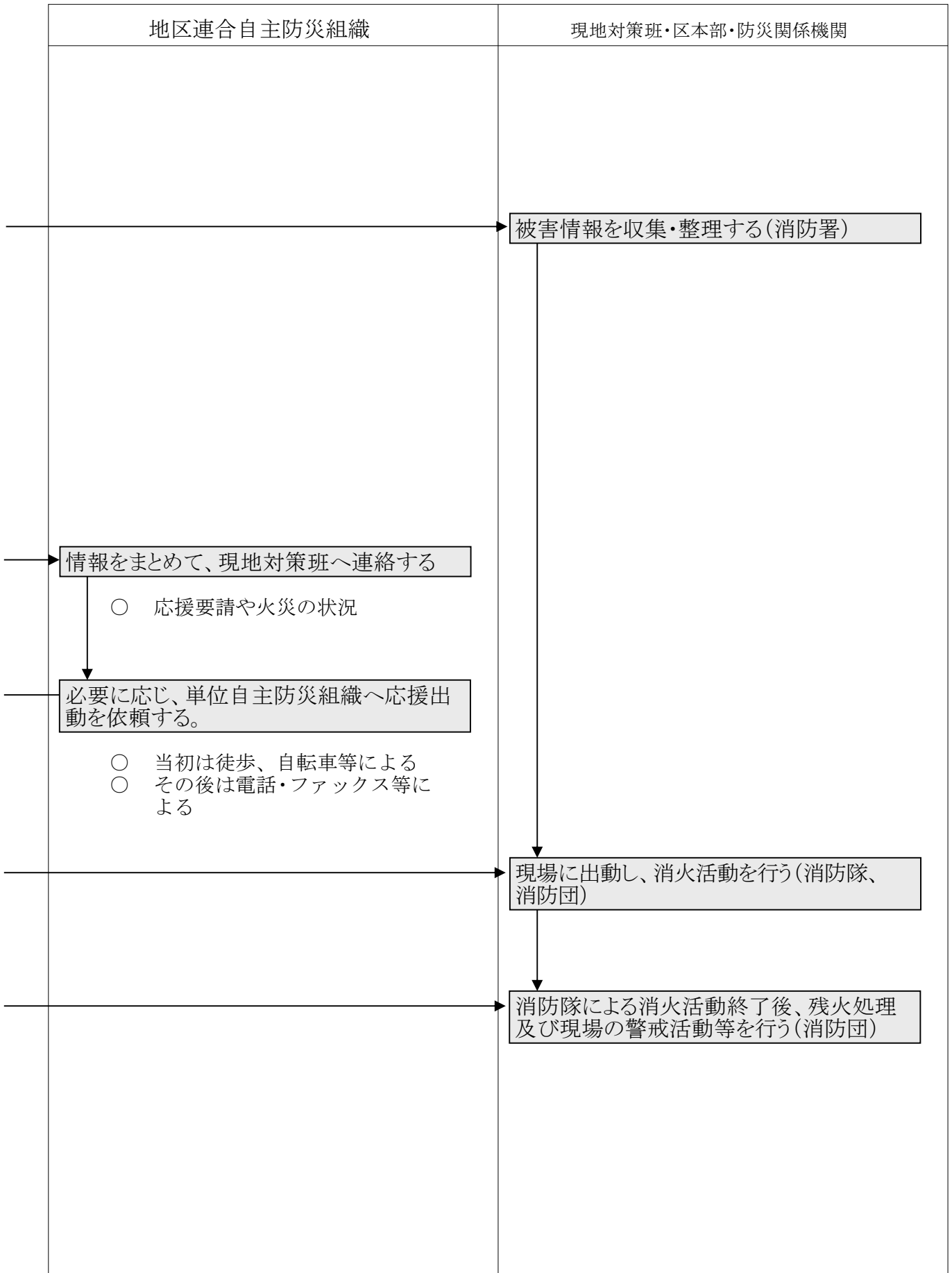
【情報収集・伝達活動の流れ】※「自主防災組織活動・支援マニュアル」より参考





【初期消火活動の流れ】※「自主防災組織活動・支援マニュアル」より参考





【救出・救護活動の流れ】※「自主防災組織活動・支援マニュアル」より参考

単位自主防災組織

声をかけながら、周囲の状況を把握する

負傷者、下敷きになっている人等を発見したら、大声で近所の人々に協力を呼びかける

119 番通報する

- 不通の場合は徒歩等による

個人・隣近所で救出・救護活動を行う

- 服装等は、長袖、長ズボン、防災ずきん、ヘルメット、軍手、タオル、懐中電灯、厚底の靴等
- 手近の資機材による人力作業
- 軽傷者の手当（病院等に直接行かない）
- 応急処置（人工呼吸と心臓マッサージ、出血がひどいときの止血、骨折部位の固定、やけど部分の冷却など）
- 励ましの声

組織的な救出・救護活動に移行する

- 救出・救護用資機材の使用
- 必要な要員、十分な安全の確保
- リーダーの指示による活動

地区連合自主防災組織に応援要請する

- 場所、状況等
- 当初は徒歩、自転車等による
- その後は電話・ファックス等による

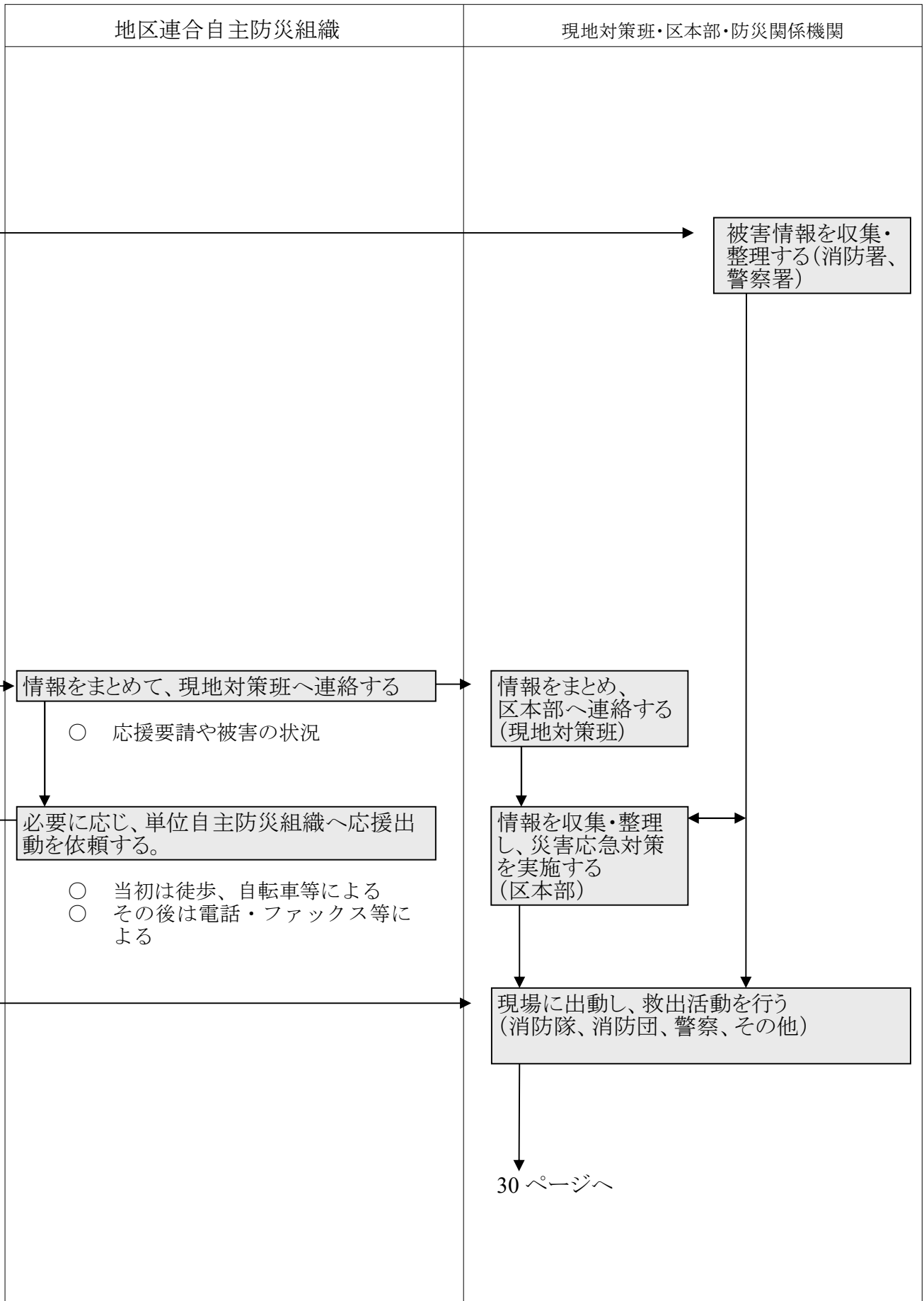
可能であれば、被害甚大地区の救出・救護活動に協力する

救出活動に協力する

- 消防職員・消防団員等の指示による活動

二次災害の防止、警戒活動を行う

29 ページへ



単位自主防災組織

27 ページから



救 出



現場で直ちに応急手当を行う

- 軽傷者の手当（病院等に直接行かない）
- 応急処置（人工呼吸と心臓マッサージ、出血がひどいときの止血、骨折部位の固定）
- 励ましの声



負傷者は最寄りの救護所に搬送する

- 担架やリヤカー等による搬送
- 担架やリヤカー等がない場合は、毛布などによる応急担架、椅子等を活用して搬送
- 原則として2～3人で

地区連合自主防災組織	現地対策班・区本部・防災関係機関				
	28 ページから ↓				
救 出					
	<p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">現場で直ちに応急救護を行う</div> <p style="text-align: center;">○ 応急処置</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">負傷者は最寄りの救護所に搬送する</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">応急手当、トリアージを行う</div>				
	<p style="text-align: center;">※ トリアージとは、多発患者の搬送のため、神奈川県医師会の定める基準に従ってその重傷度、緊急度、優先度を決定し、選別すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 負傷者は救護所へ 救護所として指定されている学校及び 拠点救護所は以下のとおりである </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">管 轄</th> <th style="width: 50%;">学 校 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大野中まちづくりセンター</td> <td>大沼、大野小学校</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 拠点救護所 ・相模原南メディカルセンター </div>	管 轄	学 校 名	大野中まちづくりセンター	大沼、大野小学校
管 轄	学 校 名				
大野中まちづくりセンター	大沼、大野小学校				

【避難誘導活動の流れ】※「自主防災組織活動・支援マニュアル」より参考

単位自主防災組織

自主的な避難の判断を行う

- 火災の拡大、建築物の倒壊、地盤の崩壊等の被害発生の危険性がある場合
- ひばり放送、ラジオや周囲の状況などから判断

周辺住民への周知徹底を図り、避難時の注意事項を伝達する

- 発令者・避難対象地域・避難先・避難経路・避難指示の理由等
- 各自治会が選定している一時避難場所の周知
- ガス元栓の閉鎖、電気ブレーカーの切断
- 携行品は、食料、薬、日用品、衣類、貴重品等、必要最小限の生活用品のみ
- 服装等は、長袖、長ズボン、防災ずきん、ヘルメット、軍手、タオル、懐中電灯、厚底の靴等
- 外出中の家族には連絡メモを
- トランジスターメガホン等による

一時避難場所に避難する

- 災害時要援護者のうち、援助が必要な人に対して優先的に声をかけ、必要に応じて援助する（車椅子、リヤカー、担架等の利用）
- 避難誘導要員を中心に、避難路を確保し、数人～数十人単位で
- 到着後人数を確認し、行方不明者がいれば危険のない範囲で安否の確認

避難指示等の解除や安全が確認された場合は、帰宅する

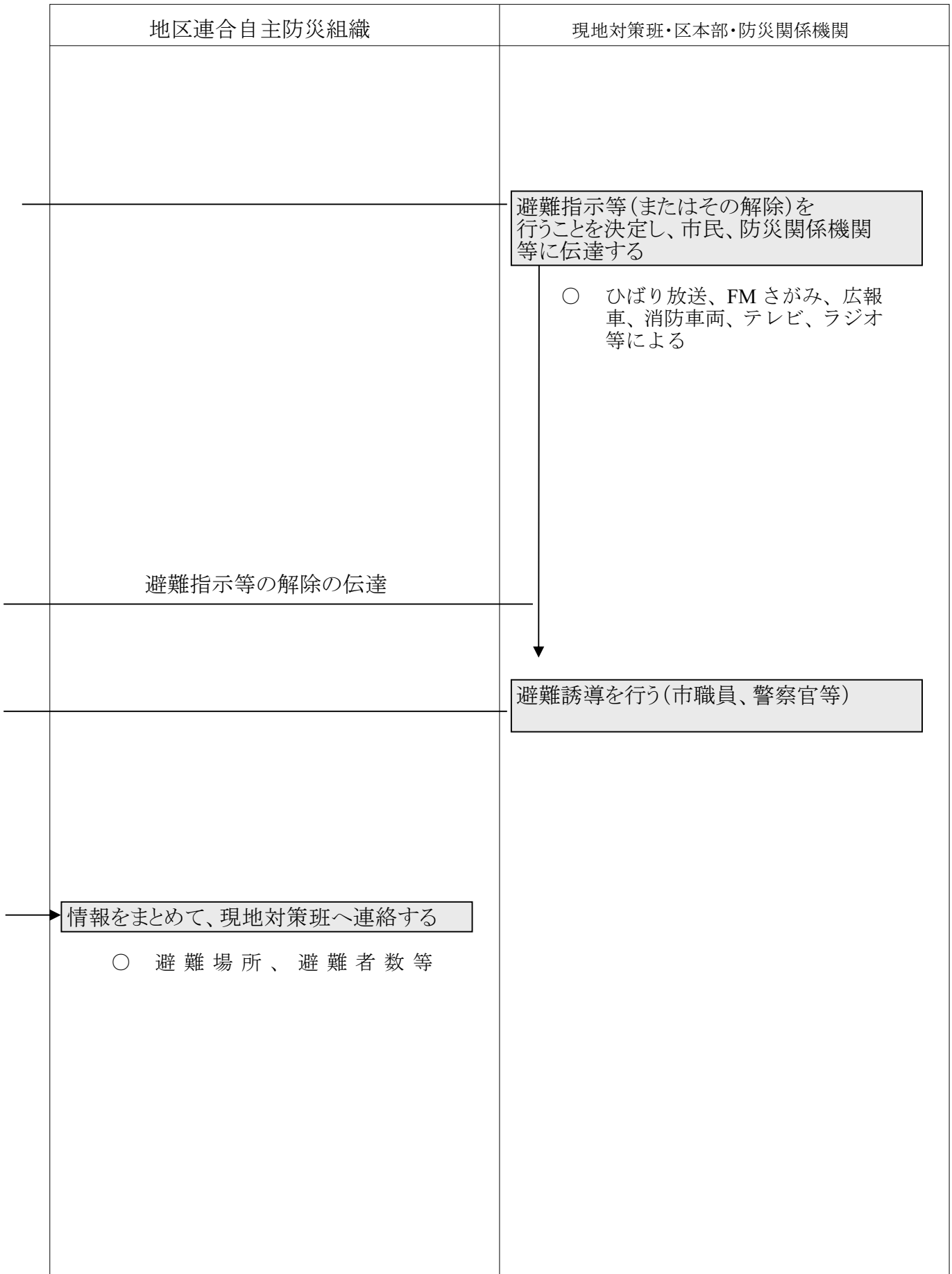
広域避難場所への移動が必要と判断される場合は避難者を誘導する

- 火災の延焼拡大による火煙やふく射熱から身を守る場合は広域避難場所へ
- 火災や倒壊等で建物を失った場合などは避難所へ
- 火災や風などの気象状況、建物の倒壊の状況等を踏まえ、複数のルートから避難経路を選択
- 避難者がはぐれないよう、自主防災組織旗・懐中電灯、避難誘導棒、ロープ、警笛等の活用
- 高齢者、障害者などの災害時要援護者は中央に
- 到着後、人数が揃っているか確認し、不明者は手分けして捜索

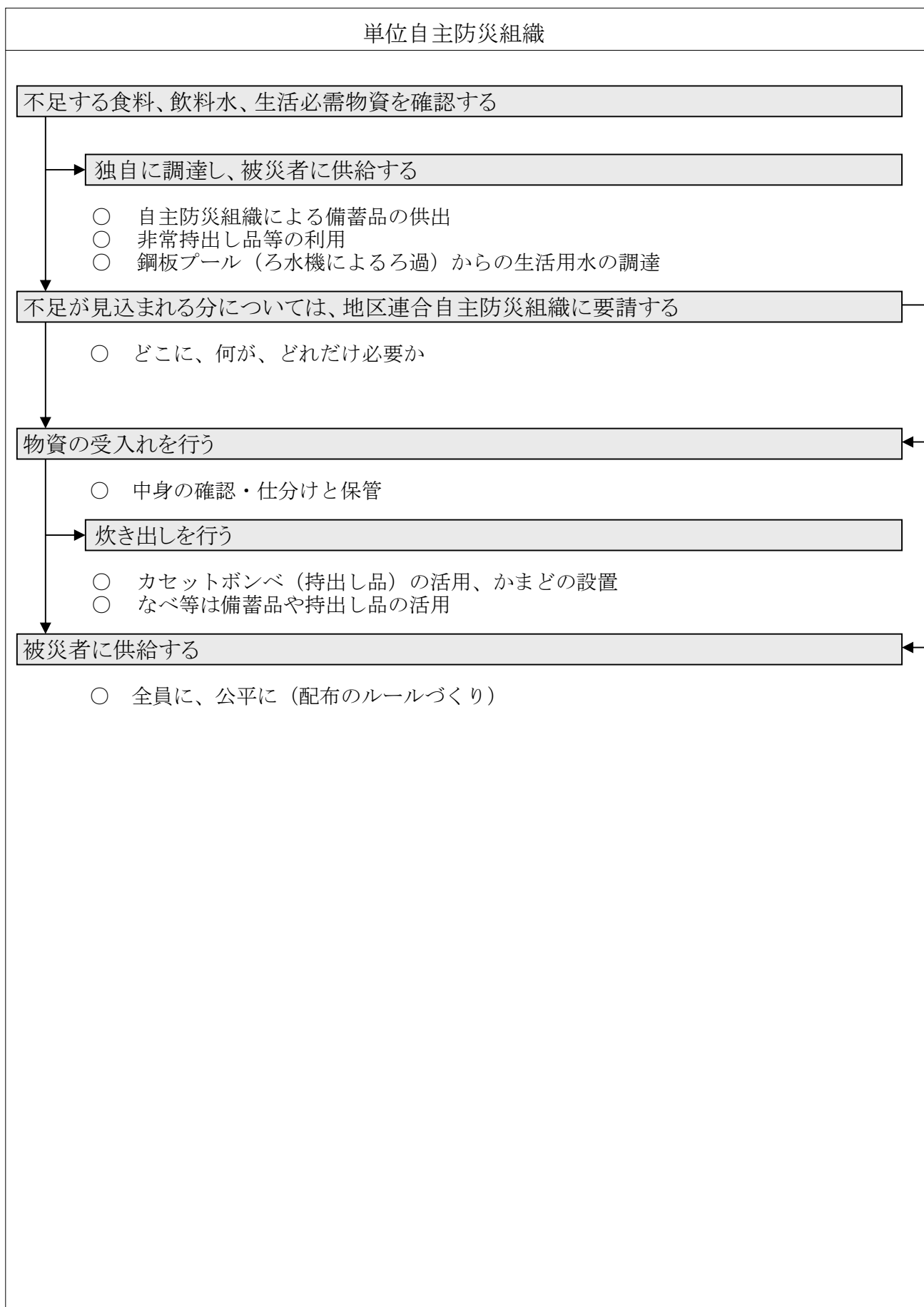
地区連合自主防災組織に避難状況を連絡する

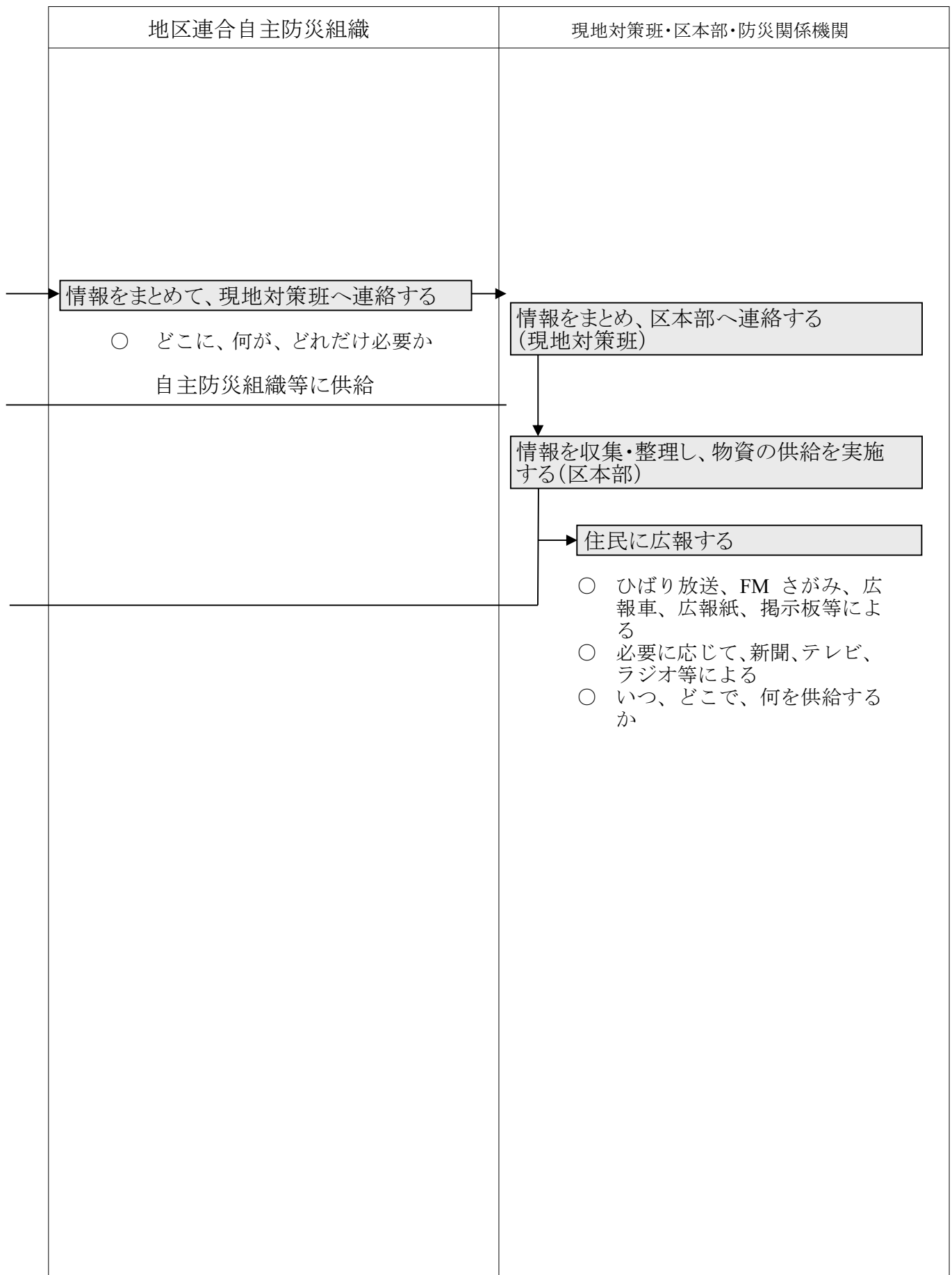
- 避難場所、避難者数等
- 当初は徒歩、自転車等による
- その後は電話・ファックス等による
- 避難所では、電話・ファックス、災害時優先電話、携帯電話等による

【避難所運営活動へ】

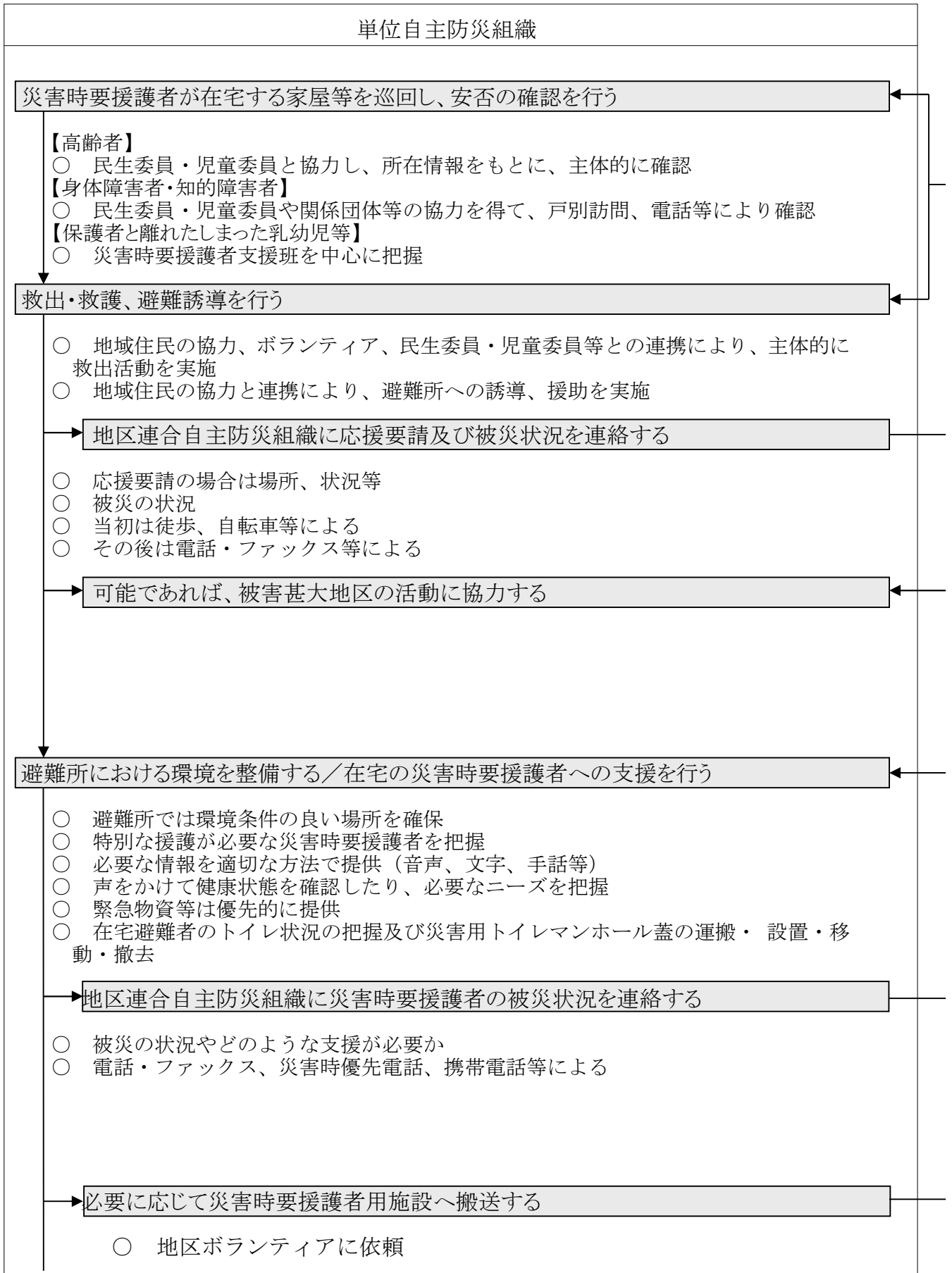


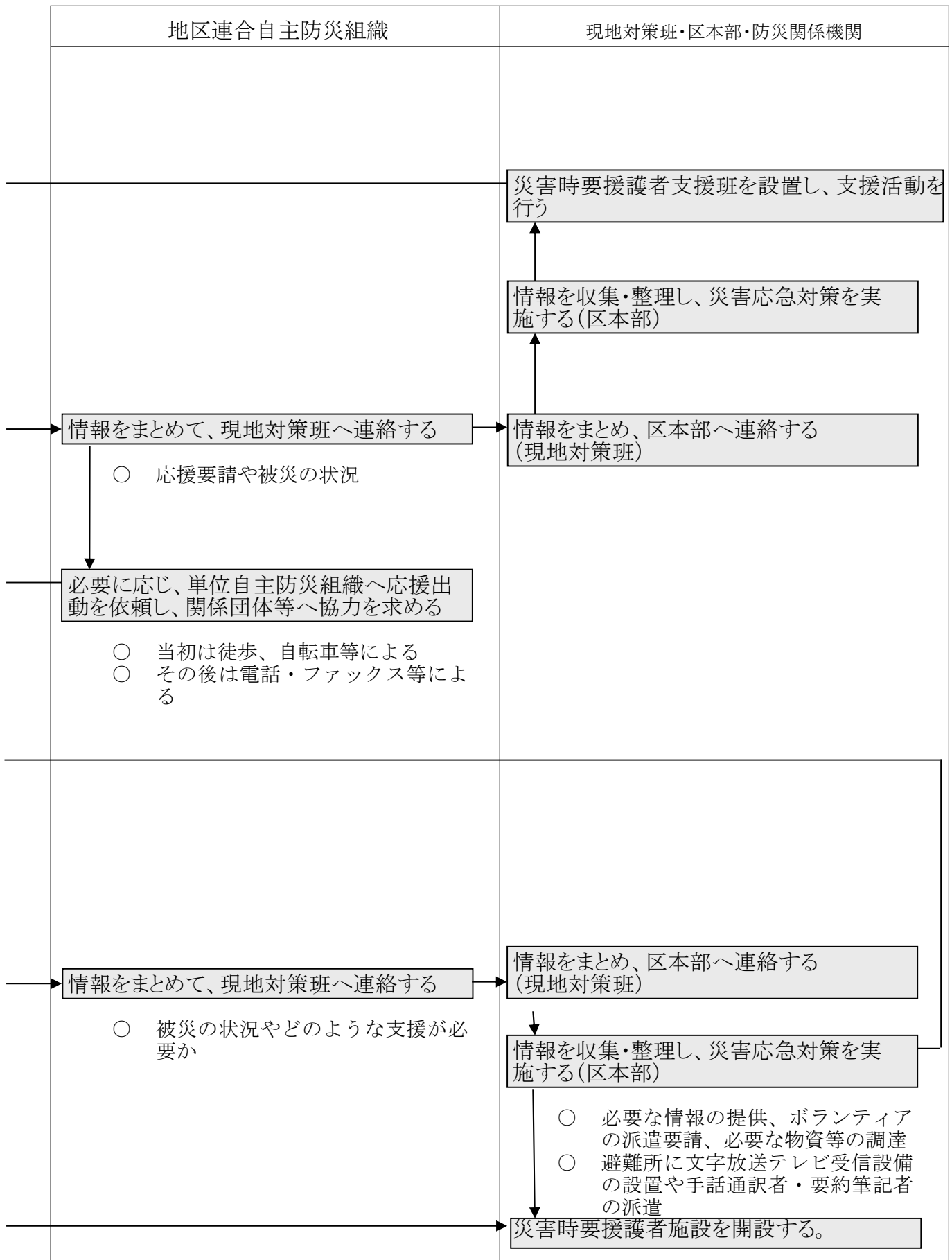
【給食・給水活動の流れ】※「自主防災組織活動・支援マニュアル」より参考





【災害時要援護者支援活動の流れ】※「自主防災組織活動・支援マニュアル」より参考





大野南地区防災計画

目 次

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

- 1 目 的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 地区防災計画の構成及び組織編成・・・・・・・・1
- 3 計画の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

- 1 地区居住者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 2 自主防災組織の役割・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3 事業者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 4 中高層共同住宅管理者等の役割・・・・・・・・5

第3章 地区の概要

- 1 自然的条件・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2 社会的条件・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 3 大野南地区の現状と課題・・・・・・・・6

第4章 アセスメントによる地区被害想定

- 1 想定地震と条件・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 2 建物被害・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 3 人的被害・・・・・・・・・・・・・・・・7

2 応急対策計画（地震・風水害）

第1章 地区災害対策本部活動

- 1 地区災害対策本部の設置・・・・・・・・8
- 2 本部役員の参集・・・・・・・・8
- 3 本部の活動・・・・・・・・8
- 4 情報の収集・伝達・・・・・・・・8
- 5 本部の廃止・・・・・・・・8

第2章 地区の応急対策活動

- 1 自主防災隊等の編成と各班の役割・・・・・・・・10

第3章 地震災害時における応急対策活動

- 1 自助の活動（まずは、自分・家族の身を守る）・・・・13
- 2 初期消火活動・・・・・・・・13
- 3 救出・救護・・・・・・・・14
- 4 避難誘導・・・・・・・・15
- 5 災害時要援護者対策・・・・・・・・15
- 6 避難所運営・・・・・・・・16

7	住民の安否確認	16
8	在宅避難者の把握・支援	17
9	ボランティアの活動について	17

第4章 風水害時における応急対策活動

1	地区の風水害の想定	18
2	事前対策	18
3	情報の取得方法について	18
4	避難情報について	18
5	避難行動について	19
6	避難場所について	19

3 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1	基本方針	20
2	自主防災隊の役割	20
3	防災知識の普及・啓発	20
4	災害危険箇所の把握	21
5	災害時要援護者の把握、避難支援体制	21
6	防災訓練の実施	22
7	新型コロナウイルス等の感染症対策	23

第2章 災害に対する備え

1	災害に備えた各家庭での取組	24
2	高層共同住宅等の災害対策	24
3	地区での備え	24
4	避難場所等	24

参考資料一覧

- 1 相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン
- 2 相模原市避難所運営マニュアル
- 3 相模原市洪水ハザードマップ
- 4 相模原市浸水（内水）ハザードマップ
- 5 相模原市土砂災害ハザードマップ
- 6 大野南地区防災ガイド・防災マップ

1 総則

第1章 地区防災計画の方針

1 目的

東日本大震災をはじめ、これまでの多くの災害の教訓からも、大規模災害の発生直後には、消防や各行政機関などによる、「公助」対応にも限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、災害発生時に市民や地区居住者自らが対応できる体制をつくることが重要である。

このため、大野南地区防災計画（以下「本計画」という。）は地区の特性に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地区における防災力を高めることを目的とする。

2 地区防災計画の構成及び組織編成

本計画は、総則、応急対策計画（地震・風水害）、災害予防計画で構成する。本計画を推進するための主体となる組織は、地区に密着した活動が不可欠なため、単位自治会ごとに組織されている自主防災組織（以下「単位自主防災隊」という。）とする。

また、地区としての連絡体制や協力体制を確保し災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、大野南地区自治会連合会を単位とした自主防災組織（大野南地区連合自主防災隊、以下「地区連合自主防災隊」という。）が統括する。

なお、単位自主防災隊及び地区連合自主防災隊は、避難者や被害状況の把握・情報共有を図るため、避難所運営協議会及び市現地対策班との連携に努めるものとする。

（1）単位自主防災隊

災害時に備え、平常時から居住地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者名簿の状況等を把握しておくとともに、災害時に必要な資機材の整備を行う。

災害時は、防災隊長（副隊長）がその指揮を行うとともに、地区連合自主防災隊及び市現地対策班との連携を図るものとする。

（2）地区連合自主防災隊

単位自主防災隊の活動状況を把握するとともに、防災専門員の意見を踏まえ、全体の統括を行う。

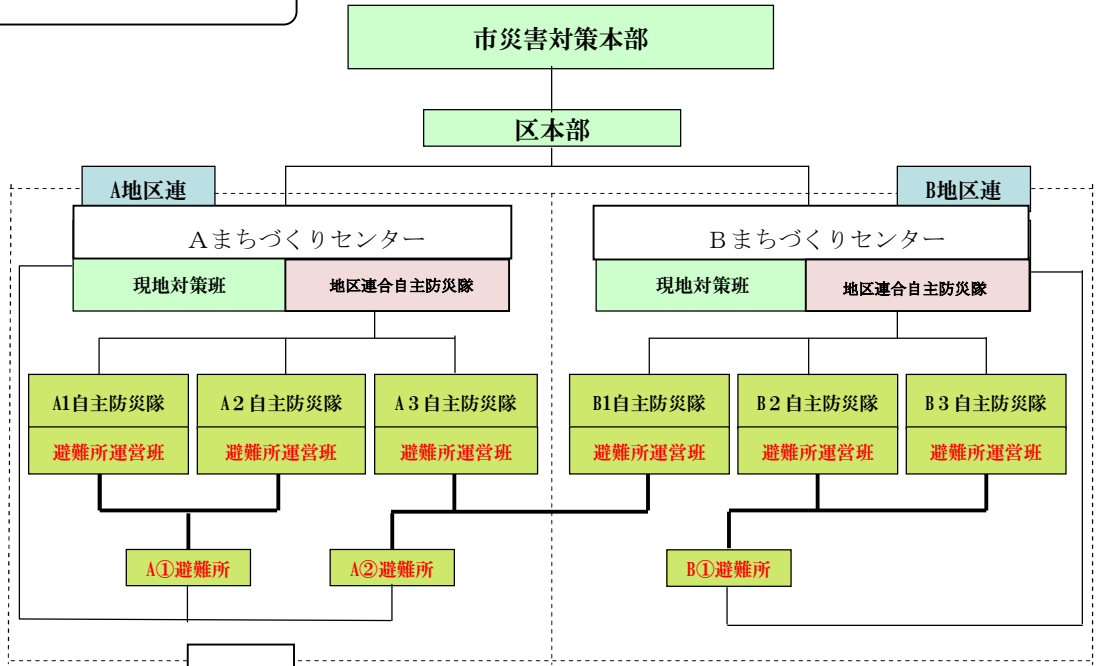
災害時は、避難所運営協議会や市現地対策班を通じて、避難所の開設状況を把握し、必要な支援等を行う。

（3）避難所運営協議会

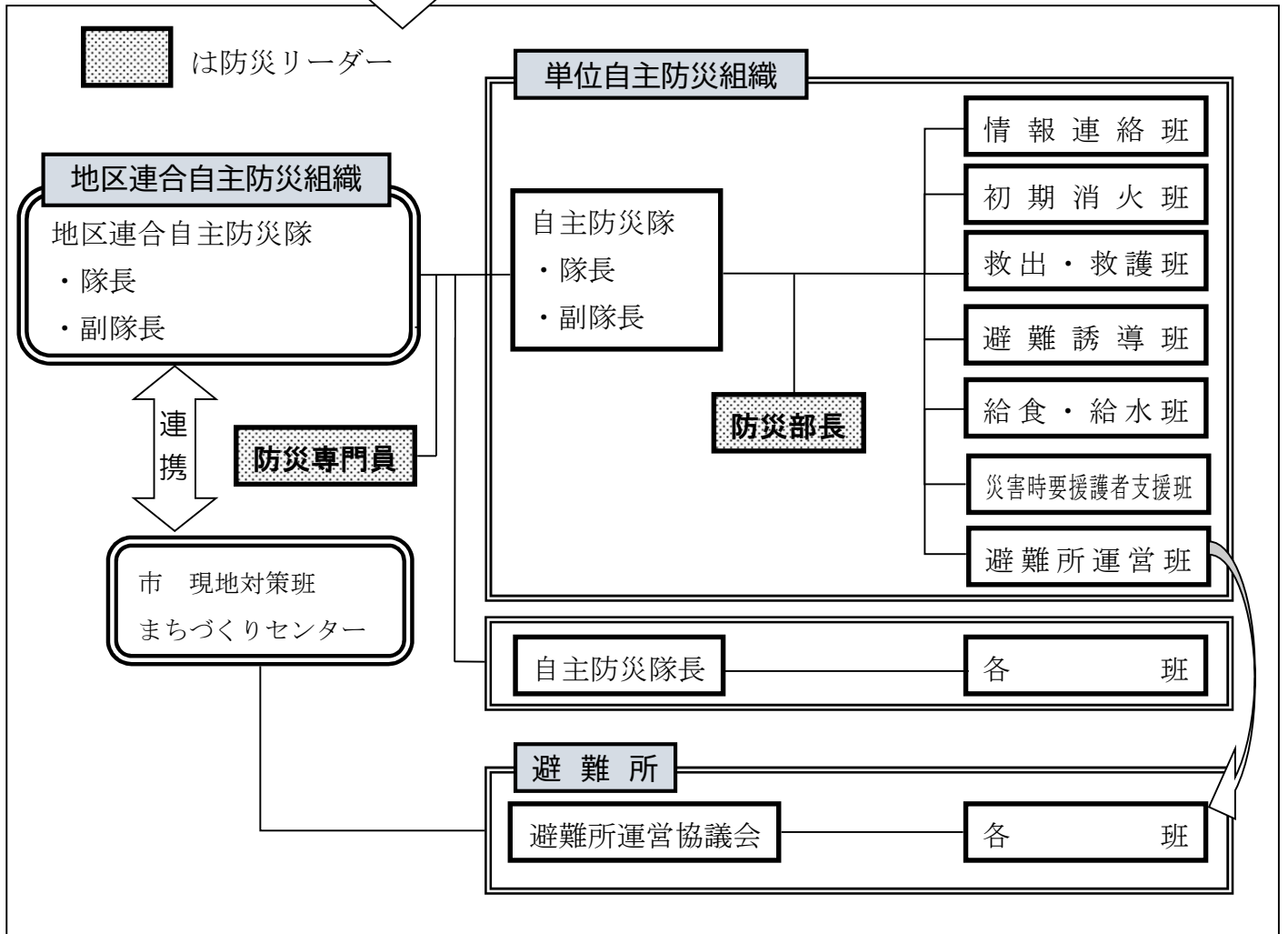
避難所運営協議会は、各作業班の担当委員を選任し、担当委員は、その役割を担うとともに、施設管理者と協議会役員等において、避難所として使用できる施設範囲を取り決め、避難所開設時を想定した必要な資機材の準備を行う。

災害時は、会長が避難所運営の統括を行うとともに、市現地対策班、自主防災隊及び地区連合自主防災隊との連携を図るものとする。

組織編成図



詳細



3 計画の修正

この計画は、修正が必要となった場合、次の手続きにより修正する。

※計画の修正（見直し）基本方針

計画内の修正については、大野南地区連合自主防災隊により、検討・調整を行い、自治会長会議及びまちづくり会議へ報告することとする。

ただし、必要に応じて民生委員児童委員協議会、相模大野駅周辺商店会連合会、消防団、避難所運営協議会の意見を聞くこととする。

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割

- (1) 「自らの身は自ら守る(自助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加し、災害に強い居住者と地区を形成する。
- (2) 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時に対する少なくとも最低3日分以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組を実施する。
- (3) 災害時には、共助の視点の下、地区とりわけ近隣世帯が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出・救護、災害時要援護者の支援等に努めるとともに、避難するに当たっては、冷静かつ積極的に行動する。
また、過去の災害を教訓とし、災害時には自らの安否等の情報を発信する。
- (4) 自主防災組織へ参加し、体制等の整備、教育訓練に協力するとともに、災害時には地区居住者・事業者と連携して各種活動を円滑に実施するよう「共助」の取組を実施する。
- (5) その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

2 自主防災組織の役割

- (1) 日頃から、地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区内の防災に係る方針の策定支援や防災マップ、防災活動用資機材の整備・点検を実施する。また、民生委員等との積極的な連携を図り、災害時要援護者等の把握や避難支援体制を確立する。
- (2) 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、組織員の教育訓練を推進するとともに、地区居住者の参加、地区事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取組を実施する。
- (3) 災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の避難支援等を実施する。

3 事業者の役割

- (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員等の災害発生時の一斉帰宅抑制のための3日分以上の食料及び飲料水等の備蓄、初期消火、救出・救護等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- (2) 対策の責任者を定め、災害時の従業員のとるべき行動を明確にし、地区居住者及び自主防災組織と連携して、地区における防災活動に参加する等、地区の共助に取り組むよう努める。
- (3) 災害時には、行政機関、地区居住者及び自主防災隊と連携して、情報の収集・伝

達、救出・救護、消火、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

4 中高層共同住宅管理者等の役割

- (1) 日頃から、建物及び設備の耐震性の維持・確保に努める。
- (2) 地震等による電気、ガス、上下水道、エレベータ等の停止を想定した、居住者の生活支援用設備及び資機材の整備並びに共同住宅内の自主防災体制の整備に努める。
- (3) 周辺住民や自主防災組織との連携強化に努める。
- (4) 災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、中高層階居住者の生活支援対策を実施するよう努める。

第3章 地区の概要

1 自然的条件

(1) 特徴

大野南地区は、市の東南に位置し、東に境川を境とする町田市、南に大和市と隣接している地区である。まちの中央を横断する国道16号と県道51号(行幸道路)、新宿と小田原・江ノ島方面を結ぶ相模大野駅を有するなど交通の要衝として利便性の高い地区であり、市の「南の玄関口」といわれている。地区の中心部である相模大野駅周辺は、高層住宅や商業施設、文教施設などが整備された商業地・文教地区である一方、その周辺は、公園や緑道、境川の水辺などの自然を残しつつ、戸建の住宅地が広がる、市内でも人口密度の高い地区である。

2 社会的条件

(1) 人口

大野南地区の人口は、令和4年4月1日現在、78,907人となっている。年齢別では、年少人口(15歳未満)が12.9%、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が66.7%、高齢人口(65歳以上)が20.4%となっている。※住民基本台帳人口

(2) 交通

本地区は、小田急線の相模大野駅を中心に、横浜線の町田駅、田園都市線の中央林間駅が近隣にあり、都心や横浜方面、県西部へのアクセスが良い、広域的な交通利便性の高い地区である。また、道路は、地区の中央を国道16号、県道51号(行幸道路)が通っており、交通の要衝として利便性の高い地区である。

3 大野南地区の現状と課題

(1) 住宅火災の対応

本地区は、市内でも人口密度の高い地区であり、相模大野駅周辺(徒歩10分から15分圏内)に戸建住宅が広がっている。高齢化も進んでおり、地震等の災害発生時には住宅火災の対策が重要である。

(2) 大型マンションの増加

高層・大型マンションの建設が進んでいる地区であり、電気・ガス等のライフライン停止による被害や、マンション設備の被害、自助・共助の普及啓発など、マンション特有の対策についての検討が必要である。

(3) 帰宅困難者の対応

地区内には、小田急線の相模大野駅があり、災害発生時に帰宅困難者等が多数発生する可能性が高く、地域住民の避難と帰宅困難者の避難とを明確に区別する必要がある。

(4) 商店街等との連携の推進

商店街や大型店舗など、商業施設が発展した地区であることから、災害時における協力関係を構築する取り組みが必要である。

(5) 浸水・急傾斜地崩落の危険性

地区内の境川沿岸付近の広い範囲で浸水想定区域に、深堀川の一部で急傾斜地崩壊危険区域に指定されており、地域住民へ指定区域や災害時の具体的な対応についての周知を徹底する必要がある。

第4章 アセスメントによる地区被害想定

1 想定地震と条件

想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震 (M7.1)
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震 (M7.1)
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生する M8 クラスの海溝型地震
条件	季節・時刻	夏 12 時、冬 18 時、冬深夜 2 時の 3 ケース
	天候	晴れ、風速 3 m (本市の平均風速)

2 建物被害

大野南地区での建物被害の想定は次のとおりである。(冬 18 時) 単位：棟

想定地震	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
東部直下地震	13,342	691	100	0	1,944
西部直下地震	13,342	28	6	0	408
大正関東タイプ地震	13,342	151	0	0	964

3 人的被害

大野南地区での人的被害の想定は次のとおりである。単位：人

	冬 2 時				冬 1 8 時	
	死者	閉込者	重傷者	軽傷者	避難者当日	避難者 1 週間後
東部直下地震	43	310	52	309	2,420	7,324
西部直下地震	1	16	2	56	221	2,010
大正関東タイプ地震	8	63	12	134	602	3,924

2 応急対策計画(地震・風水害)

第1章 地区災害対策本部活動

1 地区災害対策本部の設置

下記の場合には、地区連合自主防災隊長が指定した場所に「大野南地区災害対策本部(以下「本部」という。)」を設置する。

本部を設置した場合には、「市南区本部大野南地区現地対策班(市現地対策班)」にその旨を連絡する。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合
- (2) 相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合
- (3) 相模原市で「震度5弱」以下の地震を観測し、地区に甚大な被害が発生又は想定される場合
- (4) 風水害等により、地区に甚大な被害が想定される場合

また、「震度5弱」以上の地震が観測された場合には、地区連合自主防災隊及び単位自主防災隊は、防災無線機をONにし、連絡体制を構築する。

2 本部役員の特集

地区連合自主防災隊長等が市現地対策班と協議の上、本部役員等に動員を行う。

3 本部の活動

本部の主な活動は次のとおりとする。

- (1) 大野南地区内の単位自主防災組織から被害情報等の収集を行う。
- (2) 収集した情報をもとに対策検討及び支援を行う。
- (3) 収集した地区の状況について市現地対策班に報告する。
- (4) 避難所運営協議会や市現地対策班を通じて、避難所の開設状況等を把握し、必要な支援等を行う。

4 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 収集の方法

テレビ、ラジオ、防災行政用同報無線(ひばり放送)、防災メール、インターネット、簡易無線等。

(2) 伝達の方法

各種電話、FAX、簡易無線、伝令等により伝達を行う。また、伝達にあたっては、簡潔明瞭が肝心であり、「いつ、どこで、なにが、(だれが)、どうして、どのように」の要領で情報伝達を行う。

(3) 伝達経路

次ページの図のとおりとし、基本的には、市災害対策本部⇄南区本部⇄市現地対策班⇄地区連合自主防災隊⇄単位自主防災隊とする。

5 本部の廃止

次の場合には本部を廃止する。また、本部の廃止については、市現地対策班と協議の上

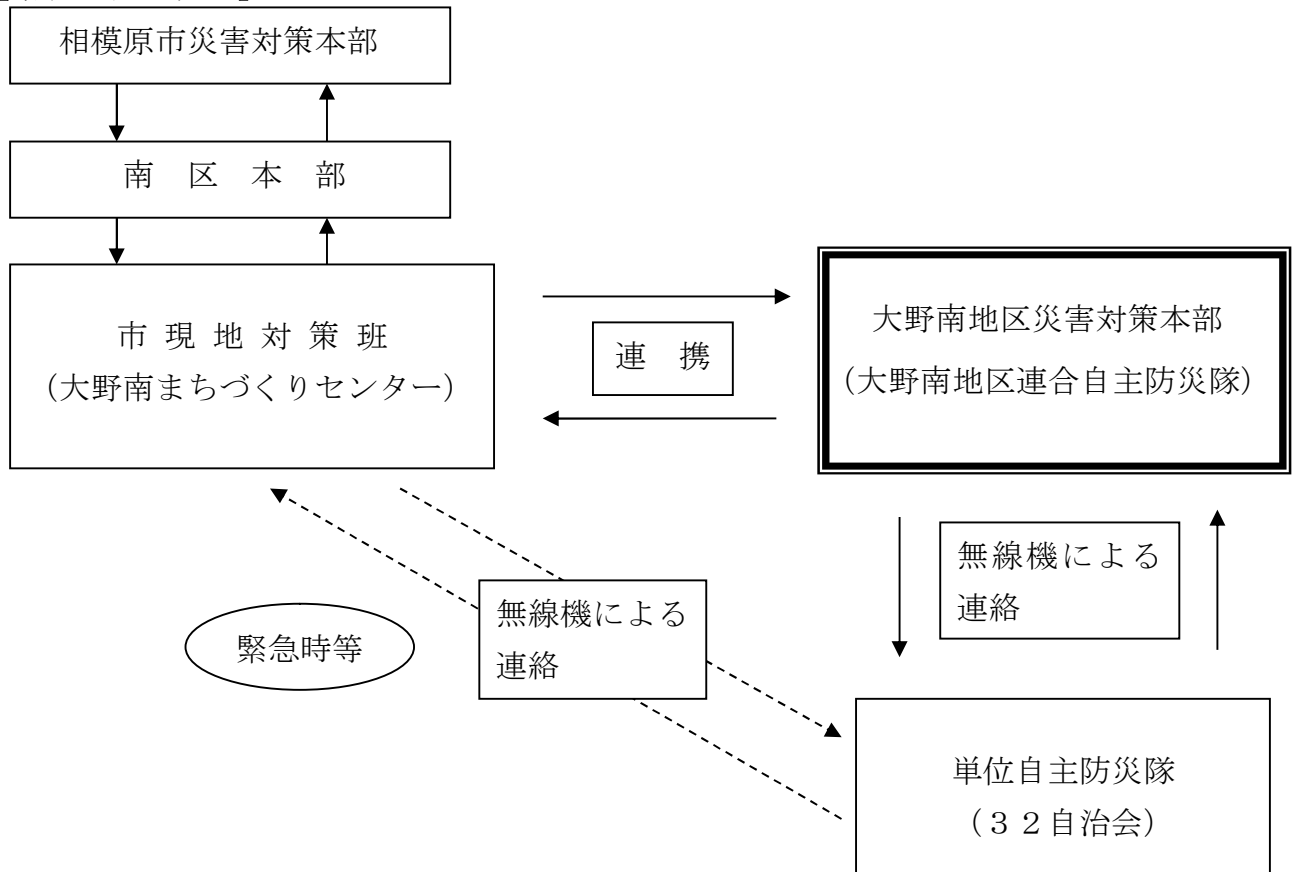
行うものとする。

- (1) 地震、風水害等による災害発生のおそれなくなった場合
- (2) 国から後発地震に対して注意する措置の解除が呼びかけられた場合
- (3) 発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合

【大野南地区災害対策本部設置基準】

大野南地区連合自主防災隊	
本部設置基準	1.南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 2.市域で「震度5強」以上の地震が観測された場合 3.市域で「震度5弱」以下の地震を観測し、地区に甚大な被害が発生又は想定される場合 4.風水害等により、地区に甚大な被害が想定される場合 防災無線の電源の「ON」については、市域で「震度5弱」以上の地震を観測したとき。
設置（配備）場所	地区連合自主防災隊長が指定した場所

【情報の伝達経路】



第2章 地区の応急対策活動

1 自主防災隊等の編成と各班の役割

災害の規模や活動の状況等に応じて円滑な防災活動を行えるよう、以下の基本的な役割に沿った組織編成とする。

(1) 単位自主防災隊

【自主防災隊長等の平常時・災害時の役割】

	平常時	災害時
自主防災隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・地区連合自主防災隊との連絡調整 ・防災訓練等の計画、実施 ・組織内の情報伝達体制の整備 ・組織の指揮総括 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区連合自主防災隊との連絡調整 ・地域内の災害情報の収集伝達 ・災害活動の指示 ・被災者、要救護者、災害時要援護者への支援
副隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災隊長の補佐 	
防災部長	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の状況の把握 ・防災活動に係る各班への専門的、技術的指導 ・他の自主防災隊等との連絡体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の被害状況の把握 ・活動に対して具体的な指示を行い、組織的活動を誘導

【自主防災隊の各班の平常時・災害時の役割】

	平常時	災害時
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等	被害状況等を情報収集し、地区連合自主防災隊を通じて、市の現地対策班に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制を構築	安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得	周囲の人の協力を求め、負傷者等の救出・救護活動を行う。負傷者の応急手当と救護所への搬送
避難誘導班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェック	全員が安全に避難できるように避難誘導を行い、避難者の安全を確保
給食・給水班	炊き出し方法、給食の配分方法、給水方法を習得	給食・給水のルールを作り、秩序ある給食・給水活動を実施

要援護者支援班	民生委員等と連携し、要援護者の把握、支援方法を確立	民生委員や地域住民と協力し、要援護者の支援活動を実施
避難所運営班	避難所運営本部の立ち上げ及び運営方法の訓練を実施	施設管理者や市職員と協力し、「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所を自主的に運営

(2) 地区連合自主防災隊

【地区連合自主防災隊長等の平常時・災害時の役割】

	平常時	災害時
地区連合自主 防災隊長	<ul style="list-style-type: none"> 市現地対策班等との連絡調整 地区防災訓練等の計画、実施 地区連合自主防災隊間の連絡協力体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 地区内の災害情報の収集伝達 市現地対策班等との連絡調整 災害活動に対する支援協力
副隊長	<ul style="list-style-type: none"> 地区連合自主防災隊長の補佐 	
防災専門員	<ul style="list-style-type: none"> 地区防災訓練等の計画、実施に係る指導・助言 防災活動に係る専門的、技術的指導・助言 	<ul style="list-style-type: none"> 災害活動に対する支援協力 防災活動に係る専門的、技術的な指示を行い、組織的活動を誘導

【地区連合自主防災隊の平常時・災害時の役割】

平常時	災害時
<ul style="list-style-type: none"> 地区連合自主防災隊長や防災専門員は、協力・連携し、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練、炊き出し等給食・給水訓練、災害時要援護者支援訓練など、単位自主防災隊を超えた地区防災訓練・イベント等の計画・実施を行う。 地区連合自主防災隊長や防災専門員は、市現地対策班や単位自主防災組織の活動内容を踏まえ、防災関連情報等の連絡や防災訓練等に関する調整などを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区連合自主防災隊長や防災専門員など、事前に決められた人員により本部を設置し、市現地対策班とともに、情報のとりまとめ・伝達活動を行う。 単位自主防災隊や、市現地対策班を通じ避難所運営協議会との連絡・調整を行うとともに、緊急に支援を必要とする地域に集中的な対応を行うなど、単位自主防災隊を超えた効果的な災害対応を行う。

(3) 避難所運営協議会

【避難所運営協議会の各班の平常時・災害時の役割】

「避難所運営マニュアル」のとおりとする。

(4) 自主防災隊等の連携

単位自主防災隊、地区連合自主防災隊、避難所運営協議会、市現地対策班等は、災害時における大野南地区全体の防災対策をさらに向上させるため、平常時から訓練を行うなど、連携体制の強化を行うものとする。

(5) 大野南地区の防災組織の期別活動モデル

	時間の経過	被害の状況等	地区の防災組織の主な活動内容	活動指針
平常時			<ul style="list-style-type: none"> 組織の充実 地区の状況把握 関連情報の提供、住民の意識啓発 防災訓練の実施 防災資機材等の整備 災害時要援護者の把握 他の自主防災隊等防災関係組織との連携 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 組織の充実、備えの充実を図り、災害時の対応能力を高める </div>
災害時	初動期	災害発生 ↓	<ul style="list-style-type: none"> 初期消火 負傷者等の救出・救助 医療・救護活動 避難者の誘導 災害時要援護者への支援 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 近隣の安全を確保するための活動を率先して行う </div>
	緊急期	数時間後 ↓	<ul style="list-style-type: none"> 火災の発生、家屋の倒壊、土砂災害 人的被害の発生 ライフラインへの被害、交通のマヒ 避難開始 延焼の拡大 ライフライン等の応急復旧作業の開始 	
災害時	救援期	2～3日程度 ↓	<ul style="list-style-type: none"> 火災の鎮火 被害の鎮静化 ライフライン等の一部復旧～全面復旧 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 地域の被災者の自立を支援するための活動を組織的に行 </div>
	復旧期	1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> 長期避難対策の実施 各種機能の回復作業の実施 応急仮設住宅の供給手続きの開始 	

第3章 地震災害時における応急対策活動

1 自助の活動（まずは、自分・家族の身を守る）

自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方ももちろん大事であるが、発生した災害でケガをしたり命を落としてしまったりしては、「共助」の活動が行えない。災害発生直後は、まず、自分・家族の身を守るため下記の行動をとるよう徹底する。

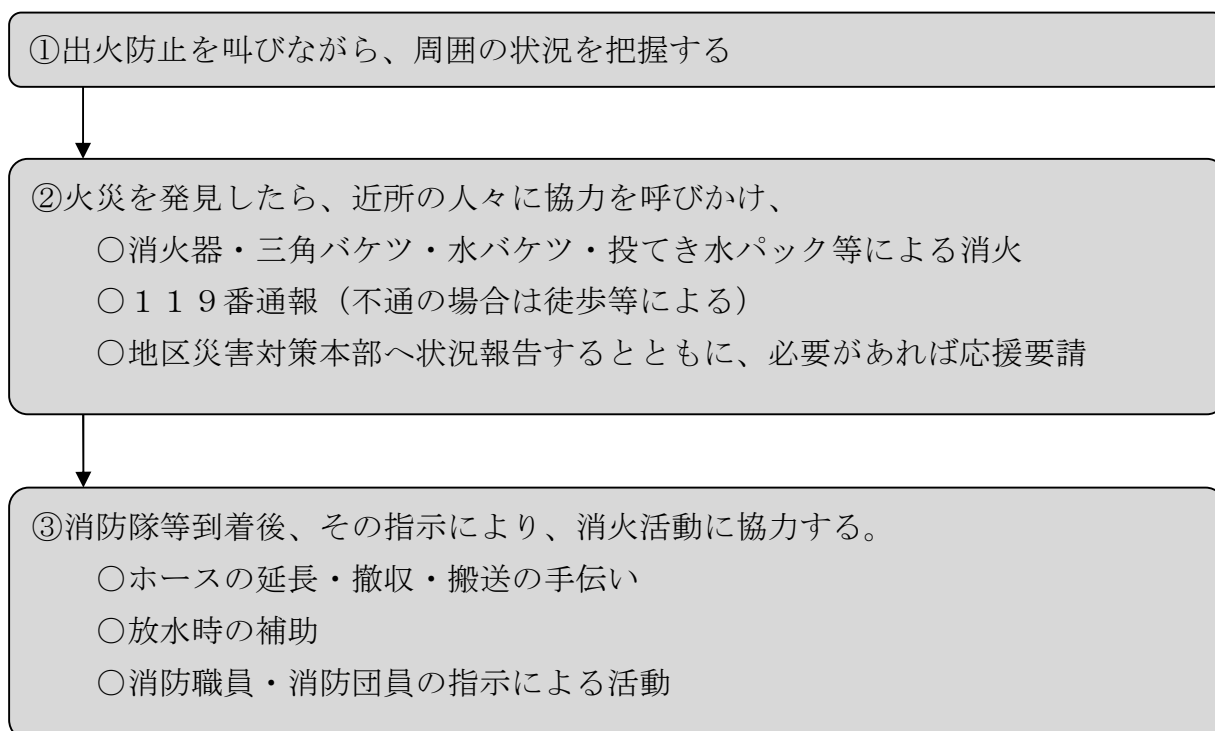
- (1) 家具やテレビなどから離れ、テーブルなどの下に入る。
- (2) 火元の確認をし、ドアを開けて避難路を確保する。
- (3) 家族の安全を確保する。

2 初期消火活動

(1) 初期消火活動

災害発生直後の火災に際しては初期消火が特に重要になるため、地域住民及び自主防災組織等は自発的に消火器、水バケツ、小型消防ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火活動を行うとともに、消防関係機関に協力するよう努めるものとする。

【初期消火活動の流れ】



3 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、積極的に協力する。

①救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行う。

②傷病者の救急搬送は、救命・救急処置を必要とする者を優先して、救護所に搬送し、その他の傷病者は、消防団員等の協力を得て、自主的な応急手当を行う。

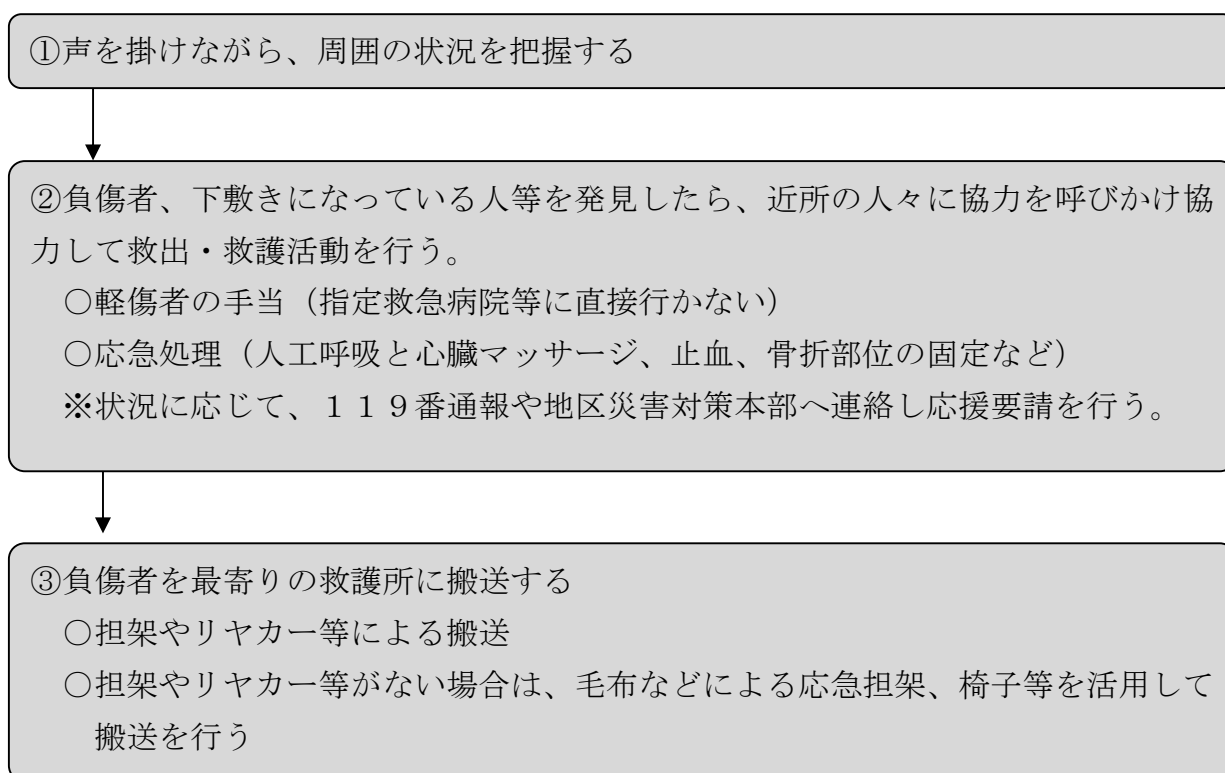
(2) 救護所等への搬送

負傷者が医師の手当を必要とするときは、救護所(南大野小学校、谷口台小学校)、若しくは拠点救護所(相模原南メディカルセンター)に搬送する。

(3) 防災関係機関の出動要請

防災関係機関による救出が必要であると認めるときは、119番通報し、出動を要請する。

【救出・救護活動の流れ】



4 避難誘導

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、区域内にいる全ての人に対して、次により避難誘導を行う。

また、地域住民の避難行動については、「避難所運営マニュアル」の「災害発生直後の避難行動フローチャート（地震編）」のとおりとする。

(1) 避難誘導の指示

ひばり放送や市の広報車による避難指示等が出たとき、又は自主防災隊の隊長等が避難の必要があると認めたとき、隊長等は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

隊長等の避難誘導開始の指示を受けた時は、予め想定した避難経路により、住民を避難場所に誘導する。

(4) 避難者の安全確保

避難者の安全を最優先とし、特に災害時要援護者に配慮しながら、安全な装備で避難を行う。

5 災害時要援護者対策

災害時において、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦及び外国人などの災害時要援護者に対して、地域住民及び関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を優先的に行うものとする。

(1) 災害発生時の対応

災害発生後概ね3日間を目途に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行うこととする。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考にし、地域の実情にあった方法で行うこととする。

(2) 情報収集

大規模災害が発生した場合、支援組織は安全が確保される範囲内において、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の戸別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内支援組織間での情報を共有するとともに地区災害対策本部（地区連合自主防災隊）に報告する。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととする。

(3) 避難誘導

災害発生後の避難誘導方法及び災害時要援護者別状況の対応については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととし、避難経路、避難場所については、安全を確認の上、指定された場所等に速やかに誘導することとする。

【災害時要援護者支援活動の流れ】

災害時要援護者が在宅する家屋等を巡回し、安否の確認を行う

【高齢者】

○民生委員・児童委員や関係団体等と協力し、所在情報をもとに、主体的に確認

【身体障害者・知的障害者】

○民生委員・児童委員や関係団体等の協力を得て、戸別訪問、電話等により確認

【保護者と離れてしまった乳幼児等】

○災害時要援護者支援班を中心に把握

救出・救護、避難誘導を行う

○地域住民の協力、ボランティア、民生委員・児童委員等との連携により、主体的に救出活動を実施

○地域住民の協力と連携により、避難所への誘導、援助を実施

○状況により地区災害対策本部に応援要請及び状況報告を実施

避難所運営本部において避難所の環境を整備

○特別な援護が必要な災害時要援護者を把握

○必要な情報を適切な方法で提供（音声、文字、手話等）

○緊急物資等は優先的に提供

○在宅の災害時要援護者へ支援

6 避難所運営

避難所運営については、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営協議会が中心となって避難所運営本部を立ち上げ、避難所運営を行うこととする。

なお、避難所運営にあたっては障害のある方や慢性疾患・アレルギー等の個人的な事情を抱えた方、乳幼児や性的少数者に可能な限り配慮し、性別や年齢などにとらわれない多様な視点を持つようにする。また、男女のみの性を前提とした避難所運営を行わないように心がける。

7 住民の安否確認

地区内の自主防災隊等は、地域住民の安否確認の情報収集を行い、必要に応じて救出・救護班、避難誘導班等により、安全が確保される範囲内において現地確認を行い、住民の安否確認の情報収集を行う。

また、収集された情報については、適時、本部（地区連合自主防災隊）に報告を行い、報告を受けた本部は、随時、市現地対策班に報告する。

8 在宅避難者の把握・支援

地区内の自主防災隊等は、在宅避難者の情報収集を行うとともに、随時、現地等での情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営本部及び本部（地区連合自主防災隊）と協力して在宅避難者への支援を行う。

9 ボランティアの活動について

災害時におけるボランティア活動については、市現地対策班及び相模原災害ボランティアセンター等と連絡調整を行い、以下の各種活動分野に対して、必要に応じて支援を要請することとする。

(1) 専門ボランティアの活動分野

- ア 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等）
- イ 福祉（手話通話、介護士）
- ウ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）
- エ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者）
- オ 通訳（外国語通訳）
- カ 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）
- キ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
- ク その他専門知識や技能を必要とする分野

(2) 生活支援ボランティアの活動分野

- ア 救援物資の整理、仕分け、配分
- イ 避難所の運営補助
- ウ 救護所の運営補助
- エ 清掃
- オ 災害時要援護者等の生活支援
- カ 広報資料の作成
- キ その他危険のない作業

第4章 風水害時における応急対策活動

1 地区の風水害の想定

本地区は境川沿いの広範囲にわたり、浸水想定区域に指定されている地域と、深堀川の一部に急傾斜地崩落危険区域に指定されている箇所があるため、風水害発生時には、早めに避難行動をとるなど情報収集と事前準備が重要になる。

2 事前対策

- (1) 台風などによる風水害については事前に雨量等の予測が可能な場合が多いため、テレビなどによる情報収集を積極的に取得するように心がける。
- (2) 事前に取得した情報により、雨量の増加による浸水（内水）や河川水位が高くなることが予測される場合は、被害を未然に防ぐため、消防団等と協力し、土のう積み等の事前対策を積極的に行う。

3 情報の取得方法について

情報の取得方法については、「防災ガイドブック」を参考にテレビ、ラジオ、インターネット、防災行政用同報無線（ひばり放送）、防災メール等を活用し、積極的に取得すること。

4 避難情報について

市から発令される避難情報は、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保であり、それぞれの内容は次のとおりである。

【避難情報等の意味合いと判断の目安】

警戒レベル	種類	とるべき行動内容等
5	緊急安全確保	風水害時避難場所などへの立退き避難がかえって危険である場合に、緊急安全確保する。
<警戒レベル4 避難指示までに必ず避難！>		
4	避難指示	危険な場所から全員避難する。 (立退き避難又は屋内安全確保)
3	高齢者等避難	高齢者など、避難に時間がかかる人は危険な場所から避難する。その他の人も必要に応じ避難の準備や自主的に避難を行う。
2	大雨、洪水注意報	ハザードマップの確認や避難情報の把握手段を再確認するなど、自らの避難行動を確認する。
1	早期注意情報	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。

5 避難行動について

市から避難情報が発令された場合等の避難行動については、「避難所運営マニュアル」のとおりとし、大雨等が予想されるときには、気象情報等を入手するとともに、自らの判断により、次の考え方に沿って早めの避難行動をとることとする。

- (1) 台風などによる風水害については事前に雨量等の予測が可能な場合が多いため、がけや川の近くに住んでいる住民は、早めに親族・知人宅又は自治会館等の災害発生のおそれのない場所へ避難すること。
- (2) 避難情報（避難指示等）が発令された場合には、市が公共施設（避難所・公民館等）を避難場所として開設するので、（1）の避難場所が確保できない場合は利用する。
- (3) 急な大雨などにより早めの避難が困難な場合や避難することがかえって危険な場合は、可能な限りがけから離れた2階以上の建物内で待機する。

6 避難場所について

風水害時には、次の区分に応じた避難場所に避難する。

避難場所	用途	避難情報等	運営（対応職員等）
・自治会館等 （自治会等が指定する建物等）	大雨等の予報があり、自宅では浸水やがけ崩れの不安があるため、一時的に避難する場合。	・自主避難 ・高齢者等避難	・市民（地域住民）
・風水害時避難場所（公民館）		・自主避難（平日開館時間に限る） ・高齢者等避難 ・避難指示 ・緊急安全確保	・公民館職員（館長代理） ・風水害時避難場所担当市職員
・風水害時避難場所（小中学校）※1		・高齢者等避難 ・避難指示 ・緊急安全確保	・風水害時避難場所担当市職員※2
・避難所	土砂崩れや浸水等により、自宅での生活が困難な場合	/	・避難所運営協議会 ・避難所担当市職員

※1：避難情報の発令の際に開設する。

※2：一時的な開設のため、原則、風水害時避難場所担当職員により運営することとし、避難所運営協議会には、開設した旨を必要に応じて連絡する。

3 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針

大野南地区における大地震や風水害・雪害による被害等を最小限にとどめるため、地区の特性に応じた災害対策を促進し、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主的な組織体制を作り、地域住民が安心して暮らせるよう災害に強い地区づくりを推進する。

2 自主防災隊の役割

- (1) 日頃から、地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区内の防災に係る方針の策定支援や防災マップ、防災活動用資機材の整備、点検を実施する。また、民生委員等との積極的な連携を図り、災害時要援護者等の把握や避難支援体制を確立する。
- (2) 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、組織員の教育訓練を推進するとともに、地域住民の参加、地区事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取組を実施する。

3 防災知識の普及・啓発

地区連合自主防災隊は、市現地対策班等と連携を図り、地域住民の防災意識の高揚を図るため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

- (1) 普及・啓発事項は、次のとおりとする。
 - ① 防災組織及び防災計画に関すること。
 - ② 地震、火災、水災、雪害等についての知識に関すること。
 - ③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
 - ④ 地震災害発生後72時間における活動の重要性に関すること。
 - ⑤ 食料等を3日以上確保することの重要性に関すること。
 - ⑥ 住宅の安全対策に関すること（耐震化、感震ブレーカー、家具の固定等）。
 - ⑦ ブロック塀の安全対策に関すること。
 - ⑧ 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の対応に関すること。
 - ⑨ 「マイ・タイムライン」の作成に関すること。
 - ⑩ ペットの災害対策に関すること（ペット用食料の備蓄、ワクチン接種等）。
 - ⑪ トイレが使用不能になった場合の対策に関すること（携帯用トイレの備蓄等）。
 - ⑫ 防災情報を自ら収集する手段の習得に関すること（防災メールの登録等）。
 - ⑬ その他防災に関すること。
- (2) 普及・啓発の方法は、次のとおりとする。
 - ① パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布
 - ② 講演会等の開催

- ③ パネル等の展示
- ④ 防災情報マップ等の作成

(3) 実施時期

火災予防運動期間、市防災週間等の防災関係諸行事の行われる時期に実施するほか、各種イベント等の機会において随時実施する。

4 災害危険箇所の把握

災害予防に資するため、次のとおり地区の防災問題に関する把握を行うとともに、それらを記載した防災マップを作成し、地区内における防災情報の共有を図る。

(1) 把握事項は、次のとおりとする。

- ① 浸水想定区域、急傾斜地崩壊危険区域等
- ② 地区の防災施設、設備
- ③ 過去の災害履歴、災害に関する伝承

(2) 把握の主な方法は、次のとおりとする。

- ① 相模原市防災アセスメント調査
- ② 相模原市地区別防災カルテ
- ③ 相模原市ハザードマップ（洪水・土砂）
- ④ 地区内の踏査（防災まち歩き）
- ⑤ さがみはら防災マップ

5 災害時要援護者の把握、避難支援体制

災害発生時に、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦及び外国人などに対する適切な応急対応及び救援活動を行うため、日頃から地区のコミュニティの形成や社会福祉活動に積極的に取り組み、災害時に備える。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については、「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」等を参考に、地域の実情に合わせた方法により行うものとする。

(1) 災害時要援護者の把握方法例

- ①市と協定締結による災害時要援護者の把握（災害時要援護者避難支援事業）
- ②自治会独自調査による災害時要援護者の把握

(2) 災害時要援護者の支援活動のおもな流れ

① 災害時要援護者名簿等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者名簿等を作成し、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、訪問介護員、ボランティア、自治会等と連絡を取り合っ
て定期的に更新する。

② 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め

検討し、訓練等に反映させる。

③ 災害時要援護者の避難支援

市長から避難指示等が発令されたとき、又は自主防災隊の隊長等が避難の必要があると認めるときは、隊長等の指示に基づき、災害時要援護者を安全に避難場所まで誘導する。

また、視覚障害者、聴覚障害者、外国人への災害情報の提供に配慮する。

6 防災訓練の実施

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次のような防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び災害図上訓練などがある。

(2) 個別訓練の種類

ア 単位自主防災隊は、次の訓練を実施する。

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 避難訓練
- ④ 救出・救護訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ 災害図上訓練
- ⑦ クロスロード

イ 各避難所運営協議会は次の訓練を実施する。

- ① 避難所運営訓練
- ② 避難所運営ゲーム（HUG）

(3) 総合訓練

総合訓練は、2つ以上の個別訓練について総合的に行うものである。

また、相模原市等が実施する訓練に参加することもこれに該当する。

(4) 体験イベント型訓練

住民の災害対応能力を高めるため、誰もが参加しやすい体験イベント型として、訓練を行うものである。

(5) 災害図上訓練（DIG）

実際の災害活動に備えるために机上で行うものである。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施内容等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期回数

総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

(8) 他組織との連携強化

隣接する自主防災組織との連携（小規模な組織での合同訓練の実施等）を深めるなど、地区連合自主防災組織間の連携・協力応援体制の強化についても推進する。

また、地域にある事業所等と防災訓練等を通じて、協力関係を構築するなど連携強化を推進する。

7 新型コロナウイルス等の感染症対策

新型コロナウイルス等の感染症のまん延を防止するため、避難所における避難所運営マニュアルに基づく感染症対策の実施や、避難所や風水害時避難場所以外の場所に避難する「分散避難」の普及啓発を行う。

また、各家庭でマスクなどの感染症対策物品の備蓄を啓発する。

第2章 災害に対する備え

1 災害に備えた各家庭での取組

各家庭は、日頃から家族全員で、災害を想定して、わが家の安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどの話し合いを行う。また、非常持ち出し品や防災用具の点検・補充を随時実施する。

大雨や台風に備えてハザードマップやさがみはら防災マップを活用し、「いつ・どこに・どのように」避難するかなどを時系列的に整理したマイ・タイムラインを作成する。

2 高層共同住宅等の災害対策

中高層・共同住宅の管理者は、敷地・建物内に防災備蓄スペース、防災対応トイレなど、ライフラインが復旧するまでの間、居住者が自立生活できるための震災対策用設備等を確保するよう努める。

また、必要に応じ、火災対策として、感震ブレーカー等の設置に努める。

3 地区での備え

災害時に自主防災組織がその役割を十分に果たすためには、様々な用具や資機材の備蓄が必要である。市の助成制度とあわせて、自主的・計画的に資機材の備蓄を推進する。

また、防災資機材等の備蓄については、必要数量を確保するとともに、定期的に点検や訓練を行い、いざという時に効果的に活用できるよう備える。

4 避難場所等

大野南地区防災ガイド及び防災マップのとおり。

麻 溝 地 区 防 災 計 画

麻溝地区まちづくり会議
麻溝地区防災計画検討委員会

目 次

I 総 則

第1章 地区防災計画の方針

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画の構成及び組織編成・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 計画の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2章 地区居住者等の役割

- 1 地区居住者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 2 会社・店舗などの事業者の役割・・・・・・・・・・・・4
- 3 マンションなど中高層共同住宅管理者等の役割・・・・5

第3章 地区の概要

- 1 自然的条件（特徴）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2 社会的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 3 地区の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第4章 防災アセスメント調査による地区被害想定

- 1 想定地震と条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 2 建物被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 3 人的被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 4 地域の特性による被害・・・・・・・・・・・・・・・・8

II 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

- 1 取組目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 2 自主防災隊等の育成支援・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 3 自主防災隊等の編成と各班の役割・・・・・・・・9
- 4 出火防止及び初期消火対策【地震編】・・・・15
- 5 災害危険の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 6 マンションなど中高層共同住宅等の災害対策・・・・15
- 7 新型コロナウイルス等の感染症対策・・・・16

第2章 災害に対する備え

- 1 取組目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 2 防災知識の普及・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 3 災害に備えた各家庭での取組・・・・・・・・・・・・18
- 4 防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 5 災害時要援護者の把握、避難支援体制・・・・19

Ⅲ 応急対策計画（地震・風水害）

第1章 地区災害対策本部等の活動

1	麻溝地区災害対策本部の設置	21
2	地区本部の活動【共通】	21
3	災害時の動員・連絡体制【共通】	21
4	情報の収集・伝達【共通】	22
5	災害時における情報収集・伝達・避難等の流れ	22
6	地区本部の解散【共通】	24

第2章 応急対策活動

1	初期消火活動及び水防活動	25
2	救出・救護・搬送【共通】	26
3	避難誘導	27
4	災害時要援護者対策	29
5	住民の安否確認	31
6	在宅避難者の把握・支援	31
7	避難所運営	31
8	ボランティアの活動	34
9	風水害時避難場所の支援	34
10	他組織との連携	35

I 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目 的

東日本大震災をはじめ、これまでの多くの災害の教訓からも、大規模災害の発生直後には、消防をはじめとする各行政機関など、「公助」による対応にも限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地域自らが対応できる体制をつくることが重要である。

このため、地域の特性に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地域における防災力を高めることを目的とする。

2 計画の構成及び組織編成

麻溝地区防災計画は、総則、災害予防計画、応急対策計画（地震・風水害）で構成する。麻溝地区防災計画を推進するため主体となる組織は、地域に密着した活動が不可欠なため、単位自治会ごとに組織されている単位自主防災隊とする。

なお、地区としての連絡体制や協力体制を確保し、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、麻溝地区連合自治会を単位とした麻溝地区連合自主防災隊が統括する。

また、単位自主防災隊及び連合自主防災隊は、避難者等の情報把握及び被害情報の共有に努めるため、避難所運営協議会及び現地対策班等との連携を図るものとする。

(1) 単位自主防災隊

災害時に備え、各班体制の整備を行うとともに、災害が発生した場合は、防災隊長（副隊長）がその指揮を行い、地区連合自主防災隊及び現地対策班と連携を図るものとする。

(2) 地区連合自主防災隊

単位自主防災隊の活動状況を把握するとともに、防災専門員の意見を踏まえ、全体の統括を行い、災害が発生した場合は、避難所運営協議会や現地対策班を通じて、避難所の開設状況を把握し、必要な支援等を行う。

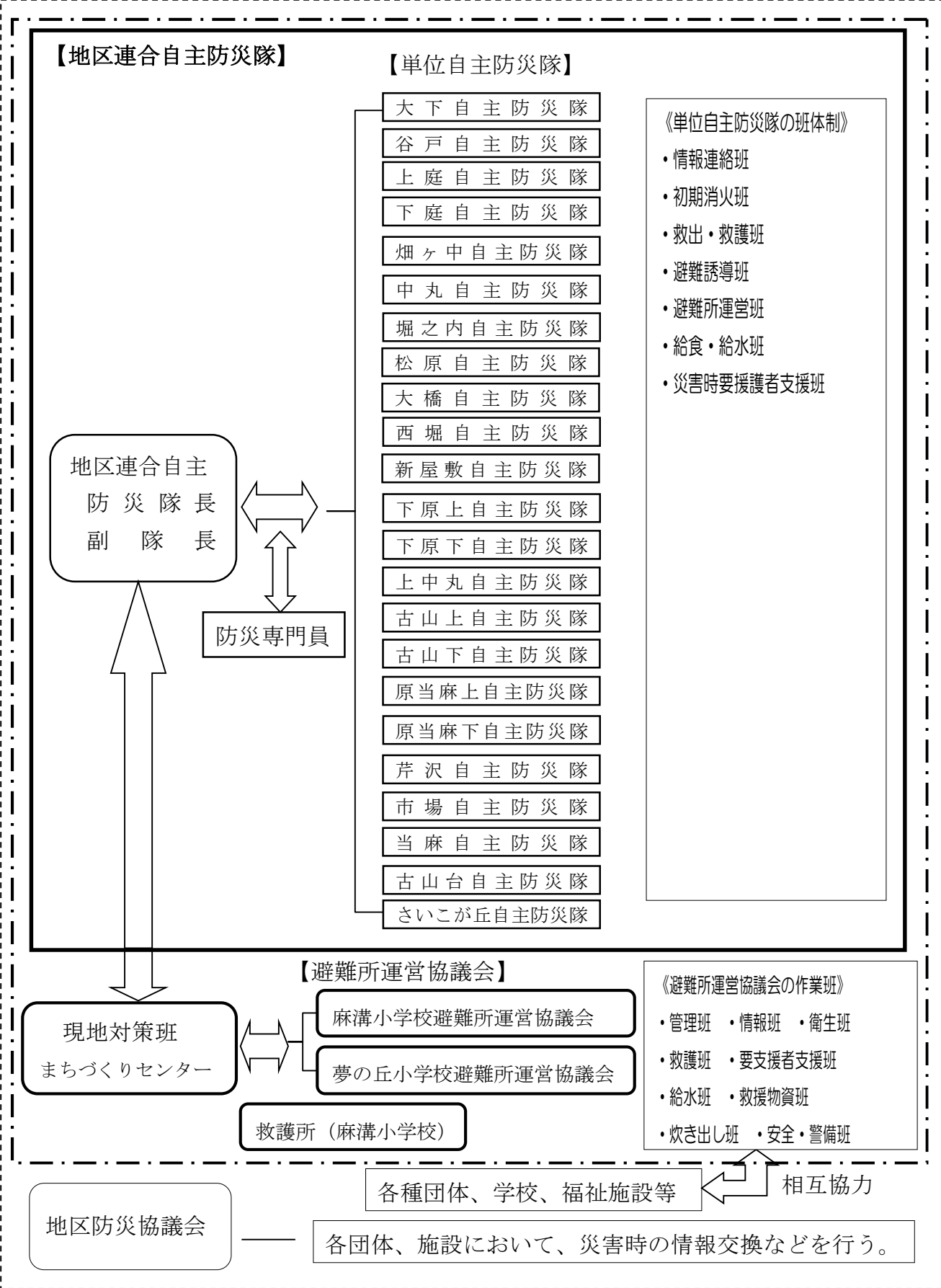
(3) 避難所運営協議会

避難所運営協議会は、避難所開設時を想定した各作業班の担当委員を選任するとともに、災害が発生した場合は、会長が避難所運営の統括を行い、現地対策班、自主防災隊及び地区連合自主防災隊との連携を図るものとする。

(4) 地区防災協議会

地区内の各団体等において、平常時に災害に関する情報交換などを行い、相互協力した対応を図る。

麻溝地区組織編成図



3 計画の修正

この計画は、修正が必要となった場合、次の手続きにより修正する。

※計画の修正（見直し）基本方針

- ① 計画内容に影響のない修正（誤字、脱字等や法令等の引用条文）については、まちづくり会議役員会の了解を得て修正し、まちづくり会議へ報告することとする。
- ② 計画内容に変更を伴う修正については、麻溝地区防災計画検討委員会において検討を行い、まちづくり会議へ付議（報告）をしたうえで修正することとする。

第2章 地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割

- (1) 「自らの身は自ら守る(自助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加し、各個人や自主防災隊等との防災行動力の向上に努め、災害に強い居住者と地区を形成する。
- (2) 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時に対する少なくとも最低3日分以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組を実施する。
 - ◆防災メールを登録する
大雨や台風の時には、避難情報の発令などを放送するひばり放送の内容が聞こえない場合があることから、防災メールの登録やひばり放送が聞こえない場合の確認方法を身につけます。
 - ◆ひばり放送が聞こえない場合の確認方法
 - ・ひばり放送テレホンサービス：050-1807-3388
 - ・テレビ神奈川（tvk）データ放送
 - ・エフエムさがみ：FM HOT 839
- (3) 災害時には、共助の視点の下、地区とりわけ近隣世帯が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出・救護、災害時要援護者の支援等に努めるとともに、避難するに当たっては、冷静かつ積極的に行動する。
また、過去の災害を教訓とし、災害時には自らの安否等の情報を発信する。
- (4) 自主防災隊の活動へ参加し、体制等の整備、教育訓練に協力するとともに、災害時には地区内で連携して各種活動を円滑に行えるよう「共助」の取組を実施する。
- (5) 風水害時の避難行動については、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、マイ・タイムラインの作成などにより日頃から備えるとともに、風水害の危険が高まった時には、市の避難情報の発令を待つことなく、自らの判断で「安全な親せき、知人宅へ避難する」などの避難行動を取れるようにする。特に、洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域・家屋倒壊等氾濫想定区域内やその近くの居住者は、これらの取組を確実に実施する。
- (6) その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

2 会社・店舗などの事業者の役割

- (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員等の発災時の一斉帰宅抑制のための3日分以上の食料及び飲料水等の備蓄、初期消火、救出・救護等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。

- (2) 対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地区住民及び自主防災組織等と連携して、地区における防災活動に参加するなど、地区の共助に取り組むよう努める。
- (3) 災害が発生した場合には、行政機関、地区住民及び自主防災組織等と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

3 マンションなど中高層共同住宅管理者等の役割

- (1) 日頃から、建物及び設備の耐震性の維持・確保に努める。
- (2) 地震等による電気、ガス、上下水道、エレベータ等の停止を想定した居住者の生活支援用設備及び、資機材の整備並びに共同住宅内の自主防災体制の整備に努める。
- (3) 周辺住民や自主防災組織等との連携強化に努める。
- (4) 災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、中高層階居住者の生活支援対策を実施するよう努める。

第3章 地区の概要

1 自然的条件（特徴）

麻溝地区は、相模川や鳩川、姥川、八瀬川、道保川の河川と道保川緑地、相模川河岸段丘一体のみどり、その周辺に広がりを見せる農地など豊かな自然に恵まれており、当麻山無量光寺や八景の棚に代表される史跡・名勝の多く残るまちである。

地形は、相模川沿いの低地と2段の台地からなり、台地の境は段丘崖となっており、河川沿いに谷底平野が見られる。住宅地は中段に集中しており、低地は主に水田として利用されている場所が多い。

2 社会的条件

（1）人口

麻溝地区の人口は、令和4年4月1日現在、18,058人となっている。

年齢別では、年少人口（15歳未満）が12.7%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が64.2%、高齢人口（65歳以上）が23.1%となっている。

※住民基本台帳人口

（2）交通

道路は、南北方向に国道129号、県道46号相模原茅ヶ崎、県道507号相武台相模原及び県道508号厚木城山が通り、東西方向に県道52号相模原町田、県道48号鍛冶谷相模原が通っている。

また、圏央道の相模原愛川インターチェンジの開通とともに、県道52号相模原町田の拡幅整備を含む周辺地区の土地区画整理事業が進められている。

鉄道では、JR相模線が県道46号相模原茅ヶ崎に沿って南北に通っており、地区内には原当麻駅と下溝駅がある。

なお、崖地や橋が多い地区であるため、崩落による道路の通行規制・寸断の可能性があると同時に、坂が多い地区であるため積雪や凍結による渋滞が予想される。

3 地区の現状

（1）土砂災害の危険性

道保川・八瀬川及び当麻山無量光寺周辺に崖地があり、土砂災害の危険性について、土砂災害ハザードマップ等を用いて地区住民にさらに周知を図る必要がある。

（2）浸水被害の危険性

鳩川、姥川合流地点や、八瀬川・相模川沿いの当麻地区に浸水被害を受けやすい場所（県道48号鍛冶谷相模原の国道129号のアンダーパス部分など）があるとともに、急坂が多く大雨等の影響による通行規制が行われる場所もあることから、浸水被害の危険性について、浸水（内水）ハザードマップ等を用いて地区住民にさらに周知を図る必要がある。

（3）液状化の危険性

防災アセスメント調査（相模原市東部直下地震）の予測結果では、八瀬川沿いなど、地区内に液状化が発生する可能性が高い場所があり、地区住民にさらに周知を図る必要がある。

第4章 防災アセスメント調査による地区被害想定

1 想定地震と条件

想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。

想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震 (M7.1)
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震 (M7.1)
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生する M8 クラスの海溝型地震
条件	季節・時刻	夏 12 時、冬 18 時、冬深夜 2 時の 3 ケース
	天候	晴れ、風速 3 m (本市の平均風速)

2 建物被害

麻溝地区での建物被害の想定は、次のとおりである。(冬 18 時) 単位：棟

想定地震	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
東部直下地震	6,135	200	26	11	621
西部直下地震	6,135	41	1	11	33
大正関東タイプ地震	6,135	68	0	11	393

3 人的被害

麻溝地区での人的被害の想定は、次のとおりである。 単位：人

	冬 2 時				冬 1 8 時	
	死者	閉込者	重傷者	軽傷者	避難者当日	避難者 1 週間後
東部直下地震	12	71	13	81	580	1,600
西部直下地震	2	16	3	39	186	936
大正関東 タイプ地震	5	23	5	46	236	1,041

4 地域特性による被害

麻溝地区での地域特性による危険性は、次のとおりである。

(1) 水害の危険性

<雨量による被害想定>

- ・時間雨量 10mmを超えると被害発生が出現する
- ・最大時間雨量の7倍と連続雨量の和が260mmを超えると急激に被害が多く発生する

<河川の氾濫による浸水>

- ・相模川：概ね150年に1回程度起こる大雨（過去の2日間累積最大459mm）
- ・鳩川／道保川：概ね30年に1回程度起こる大雨（過去のピーク1時間74mm）

<洪水浸水想定区域> 洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップから抜粋

◆洪水浸水想定区域の対象となる自治会

当麻、芹沢、市場、原当麻上、原当麻下、上庭

◆家屋倒壊等氾濫想定区域の対象となる自治会

（鳩川右岸）原当麻上、原当麻下、下庭、上庭、谷戸、大下

（鳩川左岸）中丸、畑ケ中、大橋

（道保川右岸）下原下、新屋敷、堀之内、松原、谷戸、大下

（道保川左岸）さいこが丘

(2) 土砂災害の危険性

<土砂災害の危険箇所> 土砂災害ハザードマップから抜粋

本市東部を占める河岸段丘の上段、中段、下段それぞれの縁にある段丘崖に沿って急傾斜崩壊危険箇所が分布している。（南区）

○急傾斜地崩壊危険箇所：60箇所 ○急傾斜地崩壊危険区域：3箇所

◆土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）の対象となる自治会

当麻、芹沢、市場、原当麻上、原当麻下、上庭、
古山上、古山下、さいこが丘、松原、谷戸、大下

<地形と危険性>

南区には急傾斜地の上下ともに住宅密集地が近接している地域は少なく、崖崩れが発生しても直接被害を生じる可能性は少ないと考えられる。1989年（平成元年）の台風19号以降にも大雨により崖崩れが発生しているが、建物や人的被害は発生していない。ただし、1923年（大正12年）関東大震災のような大地震では、南区下溝でも崖の崩壊が多数発生した。南区当麻、下溝など中小河川沿いの段丘や座間に分布する急傾斜地は、比高もやや低く擁壁などが施工された人口斜面が多い。住宅地は崖の上下とも密集している。これらの傾斜地では、大規模に土砂が流出するような崖崩れの危険性は低いものの、大雨時に排水路で流下できなかった表流水が、わずかに露出している地表や、擁壁との間に流れ込み、小規模な崖崩れを発生させる可能性はある。

II 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 取組目標

麻溝地区における大地震や風水害・雪害による被害等を最小限にとどめるため、地区の特性に応じた災害対策を促進し、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主的な組織体制を作り、地域住民が安心して暮らせるよう災害に強い地区づくりを推進する。

2 自主防災隊等の育成支援

- (1) 地区防災活動の推進を図り、自治会等を中心とした単位自主防災隊、避難所運営協議会及び地区連合組織として活動する地区連合自主防災隊の円滑な組織運営を推進する。
- (2) 単位自主防災隊の防災リーダーである防災部長及び、防災に精通した人材である防災専門員の活動を支援する。
- (3) 自主防災隊が災害時に有効に活動できるよう、組織の充実強化を図るための訓練等を支援する。

3 自主防災隊等の編成と各班の役割

災害の規模や活動の状況等に応じて円滑な防災活動を行えるよう、以下の基本的な役割に沿った組織編成とする。

(1) 単位自主防災隊

【自主防災隊長等の平常時・災害時の役割】

	平常時	災害時
自主防災隊長	<ul style="list-style-type: none">・地区連合自主防災隊との連絡調整・防災訓練等の計画、実施・組織内の情報伝達体制の整備・組織の指揮総括	<ul style="list-style-type: none">・地区連合自主防災隊との連絡調整・地域内の災害情報の収集伝達・災害活動の指示・被災者、要救護者、災害時要援護者への支援
副隊長	・自主防災隊長の補佐及び隊長不在時は隊長の役割を代行する	
防災部長	<ul style="list-style-type: none">・地域の状況の把握・防災活動に係る各班への専門的、技術的指導・他の自主防災隊等との連絡体制の構築	<ul style="list-style-type: none">・地域の被害状況の把握・活動に対して具体的な指示を行い、組織的活動を誘導

【自主防災隊各班の平常時・災害時の役割】

各班	平常時	災害時
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等	被害状況等を情報収集し、地区連合自主防災隊を通じて、市の現地対策班に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制を構築	安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得	周囲の人の協力を求め、負傷者等の救出・救護活動を行うとともに、負傷者の応急手当を実施し、救護所へ搬送
避難誘導班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェック	全員が安全に避難できるように避難誘導を行い、避難者の安全を確保
給食・給水班	炊き出し方法、給食の配分方法、給水方法を習得	給食・給水のルールを作り、秩序ある給食・給水活動を実施
避難所運営班	避難所運営本部の立ち上げ及び運営方法の訓練を実施	施設管理者や市職員と協力し、避難所を自主的に運営
災害時要援護者支援班	民生委員・児童委員等と連携し、要援護者の把握及び、支援方法を確立	民生委員・児童委員等や地域住民と協力し、要援護者の支援活動を実施

(2) 地区連合自主防災隊

【地区連合自主防災隊長等の平常時・災害時の役割】

	平常時	災害時
地区連合自主 防災隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地対策班等との連絡調整 ・ 地区防災訓練等の計画、実施 ・ 地区連合自主防災隊相互の連絡協力体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内の災害情報の収集伝達 ・ 現地対策班等との連絡調整 ・ 災害活動に対する支援協力
副隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区連合自主防災隊長の補佐及び隊長不在時は隊長の役割を代行する 	
防災専門員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区防災訓練等の計画、実施に係る指導及び助言 ・ 防災活動に係る専門的、技術的指導及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害活動に対する支援協力 ・ 防災活動に係る専門的、技術的な指示を行い、組織的活動を誘導

【地区連合自主防災隊の平常時・災害時の役割】

平常時	災害時
<p>地区連合自主防災隊長や防災専門員は、協力・連携し、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練、炊き出し等給食・給水訓練、災害時要援護者支援訓練、仮設トイレ設置訓練など、単位自主防災隊を超えた地区防災訓練・イベント等の計画・実施を行う。</p> <p>地区連合自主防災隊長や防災専門員は、現地対策班や単位自主防災隊の活動内容を踏まえ、防災関連情報等の連絡や防災訓練等に関する調整などを行う。</p>	<p>地区連合自主防災隊長や防災専門員など、事前に決められた人員により、麻溝まちづくりセンターに本部を設置し、現地対策班とともに、情報の取りまとめ・伝達活動を行う。</p> <p>単位自主防災隊や、現地対策班を通じ避難所運営協議会との連絡・調整を行うとともに、緊急に支援を必要とする地域に集中的な対応を行うなど、単位自主防災隊を超えた効果的な災害対応を行う。</p>

(3) 避難所運営協議会

【避難所運営協議会の各班の平常時・災害時の役割】

班	平常時	災害時
管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営方法の検討 ・生活ルールの作成 ・検討及びルールに基づいた訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の居住区画の設定 ・避難所の共有区画の整理
情報班		<ul style="list-style-type: none"> ・避難者名簿の作成 ・避難者への情報提供、現地対策班との連絡調整
衛生班		<ul style="list-style-type: none"> ・既設トイレの管理、仮設トイレの設置や管理 ・ごみや資源の集積場の設置 ・ペット同行者への対応
救護班		<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救護 ・救護所への搬送
要援護者支援班		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等への対応 ・在宅の要援護者に対する物資や情報の提供
給水班		<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水や生活水の確保 ・応急給水の要請
救援物資班		<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品の管理、受入れ ・居住区画単位への配布、必要数量の要請
炊き出し班		<ul style="list-style-type: none"> ・食料の管理、受入れ ・炊き出しの実施
安全・警備班		<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理 ・夜間の巡回警備

(4) 自主防災隊等の連携

単位自主防災隊、地区連合自主防災隊、避難所運営協議会及び現地対策班等は、災害時における麻溝地区全体の防災対策をさらに向上させるため、平常時から情報交換の機会を定期的に設けるなど連携を図るものとする。

また、総合的な防災対策に取り組むため、平常時から組織図の確認や防災訓練を行うなど、連携体制の強化を図るものとする。

(5) 地区の防災組織の期別活動モデル
 <麻溝地区の期別活動モデル：地震編>

	時間の経過	被害の状況等	地域の防災組織の主な活動内容
平常時			<ul style="list-style-type: none"> ・組織の充実 ・地域の状況把握 ・関連情報の提供、住民の意識啓発 ・防災訓練の実施 ・防災資機材等の整備 ・災害時要援護者の把握 ・他の自主防災隊等防災関係組織との連携
災害時	初動期 ↓	災害発生 <ul style="list-style-type: none"> ・火災の発生、家屋の倒壊、土砂災害 ・人的被害の発生 ・ライフラインへの被害、交通のマヒ ・避難開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火 ・負傷者等の救出、救助 ・医療、救護活動 ・避難者の誘導 ・災害時要援護者への支援 ※自身の安全を確保
	緊急期 ↓	数時間後 <ul style="list-style-type: none"> ・延焼の拡大 ・ライフライン等の応急復旧作業の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・麻溝地区災害対策本部の設置 ・避難所の開設 ・避難所の運営・支援 ※近隣の安全を確保するための活動を率先して行う
	救援期 ↓	72時間程度 <ul style="list-style-type: none"> ・火災の鎮火 ・被害の鎮静化 ・ライフライン等の一部復旧～全面復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・正確な情報の収集と提供 ・避難所の管理運営 ・食料、飲料水等の支給 ・災害時要援護者への支援
復旧期	1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・長期避難対策の実施 ・各種機能の回復作業の実施 ・応急仮設住宅の供給手続きの開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の管理運営 ※地域の被災者の自立を支援するための活動を組織的に行う ↓ <ul style="list-style-type: none"> ・麻溝地区災害対策本部の解散

<麻溝地区の期別活動モデル：風水害編>

時間の経過	被害の状況等	地域の防災組織の主な活動内容
平常時		<ul style="list-style-type: none"> ・組織の充実 ・地域の状況把握 ・関連情報の提供、住民の意識啓発 ・防災訓練の実施 ・防災資機材等の整備 ・災害時要援護者の把握 ・他の自主防災隊等防災関係組織との連携
気象情報等発表時	<p><気象状況悪化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨・洪水注意報発表 ・氾濫注意情報発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の防災気象情報等を確認 ・自らの避難行動(マイ・タイムライン)を確認
警戒レベル3 高齢者等避難	<p><災害のおそれあり></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報発表(土砂災害) ・氾濫警戒情報発表 ・洪水警報発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者など避難困難者は危険な場所から避難 ・分散避難を優先 ・避難者の誘導 ・災害時要援護者への支援
警戒レベル4 避難指示	<p><災害のおそれ高い></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報発表 ・氾濫危険情報発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・麻溝地区災害対策本部の設置 ・危険な場所から全員を避難誘導 ・立退き避難(浸水想定区域は例外として屋内安全確保) ・災害時要援護者への支援 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>レベル4 避難指示までに必ず避難！</p> </div>
警戒レベル5 緊急安全確保	<p><災害発生又は切迫></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報(土砂災害)発表 ・氾濫発生情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動に危険が及ぶ場合は緊急安全確保(垂直避難など) ・正確な情報の収集と提供 ・避難場所の管理運営 ・食料、飲料水等の支給 ・災害時要援護者への支援
復旧期	<ul style="list-style-type: none"> ・各種機能の回復作業の実施 ・給水対応 ・災害ごみ対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示の解除まで安全な場所に避難を継続 ・避難場所の管理運営 <p>※地域の被災者の自立を支援するための活動を組織的に行う</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麻溝地区災害対策本部の解散

4 出火防止及び初期消火対策【地震編】

(1) 出火防止

大地震時等においては、各所に同時多発的な出火が考えられ、強風、夜間といった条件が加わると一層火災の拡大が懸念されることから、出火防止の徹底を図るため、各家庭において、次の事項に重点を置いて点検整備を行う。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓
- ② 可燃性危険物品等の点検
- ③ 消火器等の消火資機材の整備
- ④ 感震ブレーカーや住宅用火災警報器の設置
- ⑤ その他建物等の危険箇所の把握

(2) 初期消火活動

大地震発生時等には、火災の同時多発、消防車の通行不能、消火栓の使用不能等により、消防機関の活動は通常の火災の場合よりも大幅に制限されることから、すべての住民が自宅や隣近所等の身近な場所で初期消火活動を実践し、火災の拡大を防御することが重要であるため、安全を確保しつつ、迅速に初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。

5 災害危険の把握

災害予防に資するため、地区連合自主防災隊は現地対策班等と連携し、次のとおり地区の防災に関する事項の把握を行うとともに、それらを記載した防災マップの作成等に努めるなど、地区内における防災情報の有効活用を図る。

(1) 把握事項は、次のとおりとする。

- ① 危険地域、地区の防災施設・設備、空き家等
- ② 過去の災害履歴、災害に関する伝承

(2) 把握の主な方法は、次のとおりとする。

- ① 麻溝地区防災ガイド
- ② 相模原市防災アセスメント調査報告書
- ③ 相模原市地区別防災カルテ
- ④ 相模原市ハザードマップ（洪水・土砂）
- ⑤ 地区の実態調査
- ⑥ さがみはら防災マップ

6 マンションなど中高層共同住宅等の災害対策

中高層共同住宅の管理者は、敷地・建物内に防災備蓄スペース、防災対応トイレなど、ライフラインが復旧するまでの間、居住者が自立生活できるための震災対策用設備等を確保するよう努める。

また、必要に応じ、火災対策として、感震ブレーカー等の設置に努める。

7 新型コロナウイルス等の感染症対策

新型コロナウイルス等の感染症のまん延を防止するため、避難所における避難所運営マニュアルに基づく感染症対策の実施や、避難所や風水害時避難場所以外の場所に避難する「分散避難」の普及啓発を行う。

また、各家庭でマスクなどの感染症対策物品の備蓄を啓発する。

第2章 災害に対する備え

1 取組目標

日頃から災害に対する十分な備えを行うとともに、発災直後の迅速かつ効果的な対応を図ることで被害を軽減する。

2 防災知識の普及・啓発

地区連合自主防災隊は、現地対策班等と連携を図り、地区住民の防災意識の高揚を図るため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、火災、水災、雪害等についての知識に関すること。
- ③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ④ 地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。
- ⑤ 食料等を3日以上確保すること及びローリングストックの重要性に関すること。
- ⑥ 住宅の安全対策に関すること（耐震化、感震ブレーカー、家具の固定等）。
- ⑦ ブロック塀の安全対策に関すること。
- ⑧ 災害に備えるための保険制度等の普及に関すること。
- ⑨ ペットの食料の備蓄など、ペットを飼育している飼い主に対する災害への備えに関すること。
- ⑩ 携帯トイレの備蓄等、トイレが使用不能になった場合の対策に関すること。
- ⑪ ひばり放送が聞こえない場合の確認方法に関すること。
- ⑫ 防災メールの登録など、防災情報を自ら収集する手段の習得に関すること。
- ⑬ マイ・タイムラインの作成に関すること。
- ⑭ 風水害時の避難行動に関すること。
- ⑮ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に関すること。
- ⑯ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法は、次のとおりとする。

- ① パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布
- ② 講演会等の開催
- ③ パネル等の展示
- ④ 防災マップ等の作成

(3) 実施時期

火災予防運動期間、市防災週間等の防災関係諸行事の行われる時期に実施するほか、各種イベント等の機会において随時実施する。

3 災害に備えた各家庭での取組

各家庭は、災害に備えるため、次の取組を行う。

- ① 「さがみはら防災ガイドブック」を活用し、防災に関する正しい「知識」を身に付けるとともに、日頃からの「準備」をしっかりとしておくこと。
- ② 日頃から家族全員で防災会議を開き、地震災害を想定して、わが家の安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどの話し合いを行う。
- ③ 大雨や台風に向けて、ハザードマップやさがみはら防災マップを活用し、風水害時に避難する必要があるか確認する。
- ④ 「いつ・どこに・どのように」避難するかなどを時系列的に整理した「マイ・タイムライン」を作成する。
- ⑤ 家具の固定やガラスの飛散防止、耐震化など、住宅の安全対策を行う。
- ⑥ 各家庭にとって必要な最低限の品を非常持ち出し品として準備し、防災用具とともに点検・補充を随時実施する。
- ⑦ 災害時の在宅避難に備えるため、使いながら備える「ローリングストック」の手法を活用し、最低3日分の食料や日用品等を日常的に備蓄する。
- ⑧ 地震等大規模災害発生時と風水害時において市が開設する避難先を確認するとともに、各避難先における非常持ち出し品の違いを確認する。
- ⑨ ペットを飼育している家庭は、ペット用の避難用品の用意やペットが迷子になってしまった場合に備えた身元の表示、ワクチンの接種など、ペットの災害対策を実施する。

4 防災訓練の実施

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次のような防災訓練を実施する。

また、令和元年東日本台風を教訓に、大雨や台風に向けて、風水害を想定した避難訓練や情報伝達訓練を4～6月の時期に実施する。

(1) 訓練の種類

訓練方法は、個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練等とする。

(2) 個別訓練の種類

ア 単位自主防災隊は、次の訓練を実施する。

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 避難訓練

- ④ 救出・救護訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ 図上訓練（D I G、クロスロード）

イ 避難所運営協議会は次の訓練等を実施する。

- ① 避難所運営訓練
- ② 図上訓練（HUG）

(3) 総合訓練

連合自主防災隊は、個別訓練を総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練

連合自主防災隊は、住民の災害対応能力を高めるため、誰もが参加しやすい体験イベント型訓練を行う。

(5) 図上訓練（D I G、クロスロード、HUG）

連合自主防災隊は、実際の災害活動に備えるため、図上訓練を行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練実施者は、訓練の実施に際し、その目的、実施内容等を記載した訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期回数

総合訓練にあっては年1回以上、個別訓練にあっては随時実施する。

5 災害時要援護者の把握、避難支援体制

災害が発生した場合に、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者などに対する適切な応急対応及び救援活動を行うため、各地域の特性や実情を考慮し、日頃から地区のコミュニティの形成や社会福祉活動に積極的に取り組み、災害時に備える。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への避難支援体制づくりについては、市が作成した「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考にするなど、地域の実情にあった方法にて取り組むこととする。

(1) 災害時要援護者名簿等の作成・更新

単位自主防災隊や民生委員・児童委員等（以下「支援組織」という。）は、災害時に避難状況を把握するため、災害時要援護者名簿等を作成し、年1回程度ごとに更新する。

(2) 災害時要援護者に対する支援の仕組みづくり

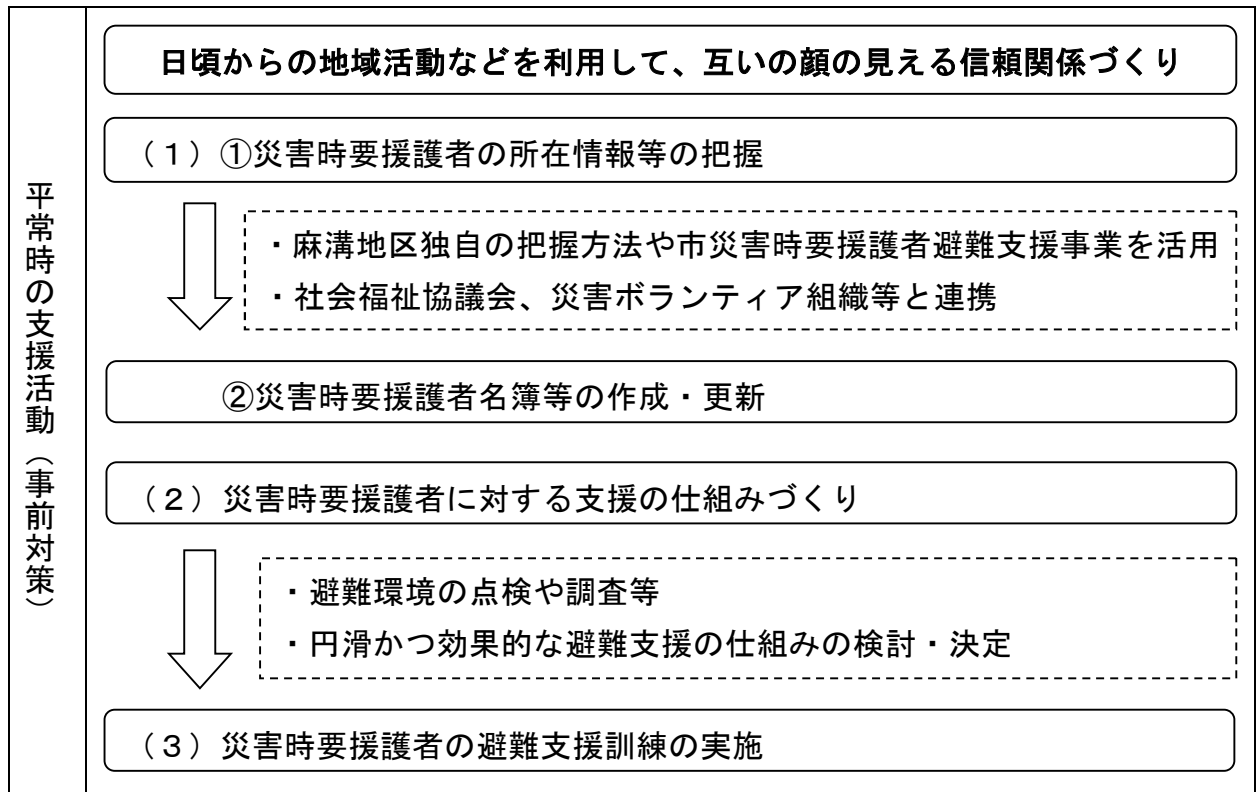
支援組織は、災害時要援護者に対する円滑かつ効果的な避難支援の仕組み（情報伝達・安否確認・避難支援等の方法）を検討し決定する。

(3) 災害時要援護者の避難支援訓練の実施

支援組織は、決定した避難支援の仕組みに基づき、単位自主防災隊が行う防災訓練等の機会に合わせ、要援護者自身の参加を得た避難支援訓練を実施するよう努める。

※災害時要援護者の把握方法について

災害時要援護者の把握方法については、地域ぐるみによる把握のほか、市と各自治会とが協定を締結し、市から災害時要援護者名簿の提供を受ける方法と、麻溝地区独自の取り組みとして、民生委員が把握する情報を活用した名簿作成の方法がある。



Ⅲ 応急対策計画(地震・風水害)

第1章 地区災害対策本部等の活動

1 麻溝地区災害対策本部の設置

(1) 本部の構成

麻溝地区災害対策本部（以下「地区本部」という。）は、麻溝地区連合自主防災隊で構成し、麻溝地区連合自主防災隊長が総括する。

(2) 地区本部の設置

【地震編】

地区本部は、相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合、または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合や、地区に甚大な災害被害が想定される場合、その他、麻溝地区連合自主防災隊長が必要であると認めた場合（市の本部体制が整った後）に招集し、現地対策班と調整のうえ、麻溝まちづくりセンター事務室内に地区本部を設置する。

① 相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合	自動参集
② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	
③ 隊長が必要であると認めた場合（市の本部体制が整った後）	隊長が招集

【風水害編】

地区本部は、麻溝地区に「警戒レベル4 避難指示」が発令された場合、「氾濫危険情報」または「土砂災害警戒情報」が発表された場合、もしくは地区に甚大な地区に甚大な災害被害が想定される場合、その他、麻溝地区連合自主防災隊長が必要であると認めた場合（市の本部体制が整った後）に招集し、現地対策班と調整のうえ、麻溝まちづくりセンター事務室内に地区本部を設置する。

① 麻溝地区で「警戒レベル4 避難指示」が発令された場合	自動参集
② 麻溝地区で「氾濫危険情報」が発表された場合	
③ 麻溝地区で「土砂災害警戒情報」が発表された場合	
④ 隊長が必要であると認めた場合（市の本部体制が整った後）	隊長が招集

2 地区本部の活動【共通】

地区本部は、麻溝地区内の被害情報等の収集及び災害時要援護者の避難支援を行うとともに、地区の状況について現地対策班に報告する。

また、避難所運営協議会や現地対策班との連絡・調整を行う。

3 災害時の動員・連絡体制【共通】

地区本部は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、状況により動員が必要と認められるときは、各単位自主防災隊等に対して動員の依頼を行う。

また、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合は、役員参集により市や地域との連絡体制を強化する。

4 情報の収集・伝達【共通】

地区本部は、被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、次の方法により、情報の収集・伝達を行う。

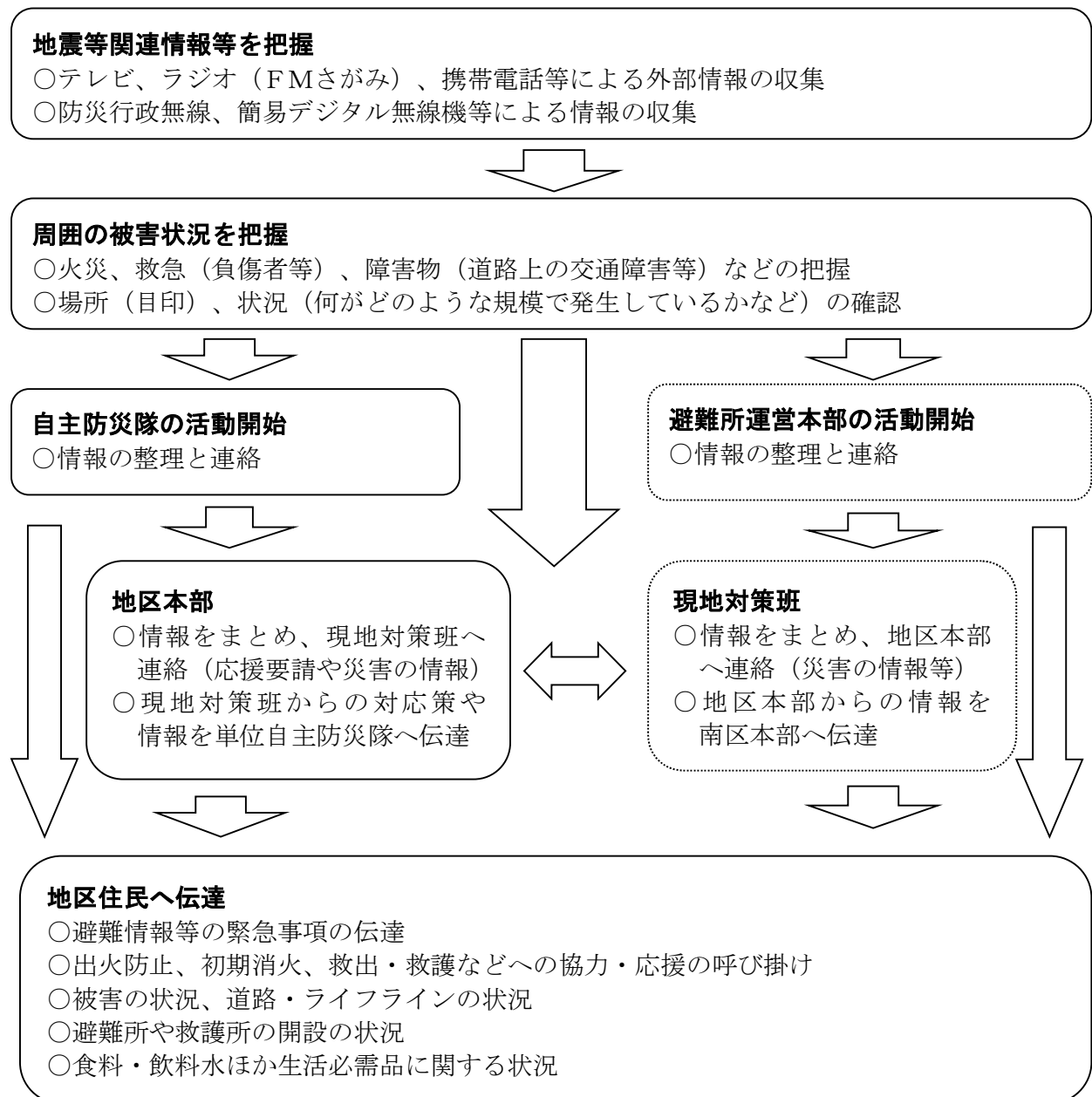
- ・情報の収集・伝達は、テレビ、ラジオ、各種電話、防災行政無線（ひばり放送）、簡易デジタル無線機、FAX、インターネット、伝令等による。

※麻溝地区連合自主防災隊では、麻溝地区の現地対策班が設置される麻溝まちづくりセンターと各自主防災隊を結ぶ、簡易デジタル無線機を配備済み。

情報収集・伝達方法は、簡潔明瞭なものとし、「いつ、どこで、なにが、（だれが）、どうして、どのように」等の要領で行う。

5 災害時における情報収集・伝達・避難等の流れ

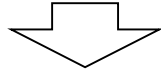
(1) 地震の場合【地震編】



(2) 風水害等の場合【風水害編】

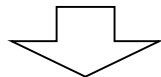
風水害等関連情報等を把握

- テレビ、ラジオ（FMさがみ）、携帯電話等による外部情報の収集
- 防災行政無線等による情報の収集



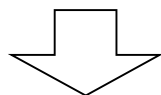
早めの自主避難の開始

- 特に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、相模川等の浸水想定区域内に居住している住民は早めに避難（避難することが危険な場合は、崖等から離れた建物内の上層階へ避難）
- 安全な親戚・知人宅や自治会館・ホテルなどに分散避難
- 現地対策班等の情報を確認し、開設した風水害時避難場所へ避難



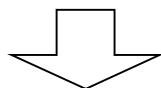
**「警戒レベル3」
【高齢者等避難】発令＝【避難場所開設】**

- 高齢者など避難に時間が必要な人は、家族や隣近所の人と協力して、危険な場所から避難する。
- その他の人も必要に応じ、家族との連絡や非常持ち出し品の確認などの避難の準備や、自主的に避難を行う。



**「警戒レベル4」
【避難指示】発令
危険な場所から全員避難**

- ・ **地区本部の開設【無線開設】**
 - 情報の整理と連絡
 - 現地対策班との情報共有



**「警戒レベル5」
【緊急安全確保】発令**

- 非常に危険な状況のため、風水害時避難場所などへの立ち退き避難がかえって危険である場合は、鉄筋コンクリート等堅固な建物の2階以上の斜面から離れた部屋に避難するなどの緊急安全確保、生命を守るための行動を行う。

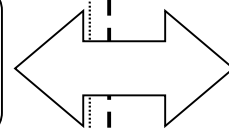
市の対策業務

- 南区本部開設
- 情報の収集
- 担当職員自宅待機
- 避難場所開設準備の判断
- 現地対策班開設準備

避難場所開設

現地対策班開設

- 情報の整理【無線開設】
- 南区本部との情報共有



【気象庁が発表または市が発令する避難に関する情報】

警戒レベル	種類	発表区分	とるべき行動内容等
1	早期注意情報	気象庁	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
2	大雨、洪水注意報	気象庁	ハザードマップの確認や避難情報の把握手段を再確認するなど、自らの避難行動を確認する。
3	高齢者等避難	市	高齢者など避難に時間が必要な人は、家族や隣近所の人と協力して、危険な場所から避難する。 その他の人も、必要に応じ、家族との連絡や非常持ち出し品の確認などの避難の準備や、自主的に避難を行う。
4	避難指示	市	危険な場所から全員避難する。
＜警戒レベル4 避難指示までに必ず避難！＞			
5	緊急安全確保	市	非常に危険な状況のため、風水害時避難場所などへの立ち退き避難がかえって危険である場合は、鉄筋コンクリート等堅固な建物の2階以上の斜面から離れた部屋に避難するなどの緊急安全確保、生命を守るための行動を行う。

6 地区本部の解散【共通】

地震、風水害等による災害発生のおそれなくなった場合、国から後発地震に対して注意する措置の解除が呼びかけられた場合、もしくは風水害等で特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）が解除され、応急対策が概ね終了したと認められる場合には、地区本部を解散する。

第2章 応急対策活動

1 初期消火活動及び水防活動

(1) 初期消火等活動【地震編】

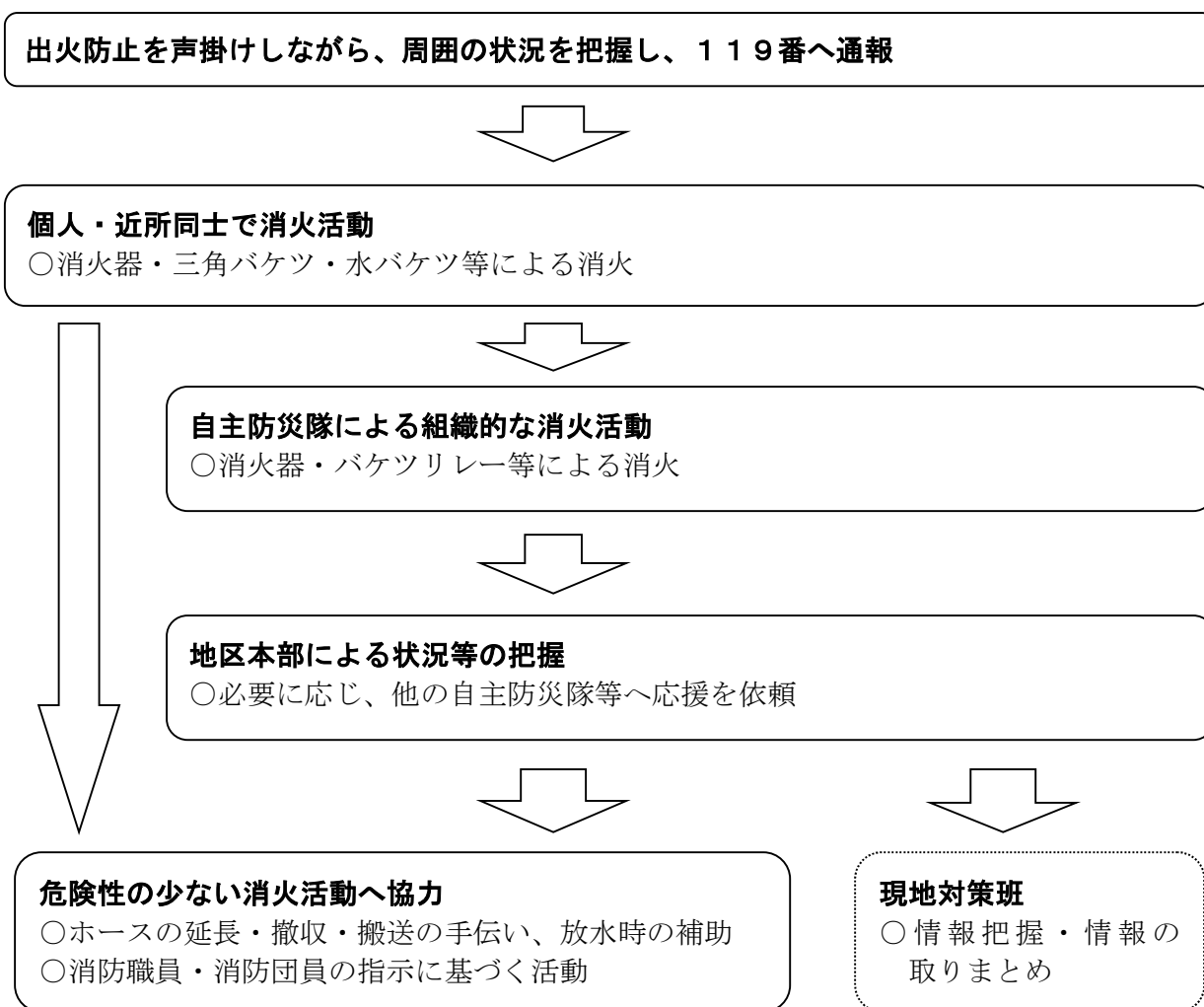
発災後、初期段階においては、地区住民及び自主防災隊等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

なお、火災に際しては初期消火が特に重要になるため、自主防災隊等は各家庭に対して、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼び掛けるとともに、地区住民は、火災が発生した場合、消火器、水バケツ等を活用し、近所同士が協力して初期消火に努めるものとする。

(2) 水防活動【風水害編】

自主防災隊は、風水害時、雨量の増加による浸水（内水）や河川水位が堤防高近くになった場合には、浸水（内水）被害や堤防被害を防ぐため、消防団等に協力し、土のう積み等を行う。

(3) 初期消火活動の流れ【地震編】



2 救出・救護・搬送【共通】

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

※麻溝地区では、各自主防災隊へ救助工具セット、簡易担架を配備済み。

(2) 救出・救護活動における救命処置

救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行う。

傷病者の救急搬送は、救命・救急処置を必要とする者を優先して、救護所に搬送し、その他の傷病者は、消防団員等の協力を得て、自主的な応急手当を行う。

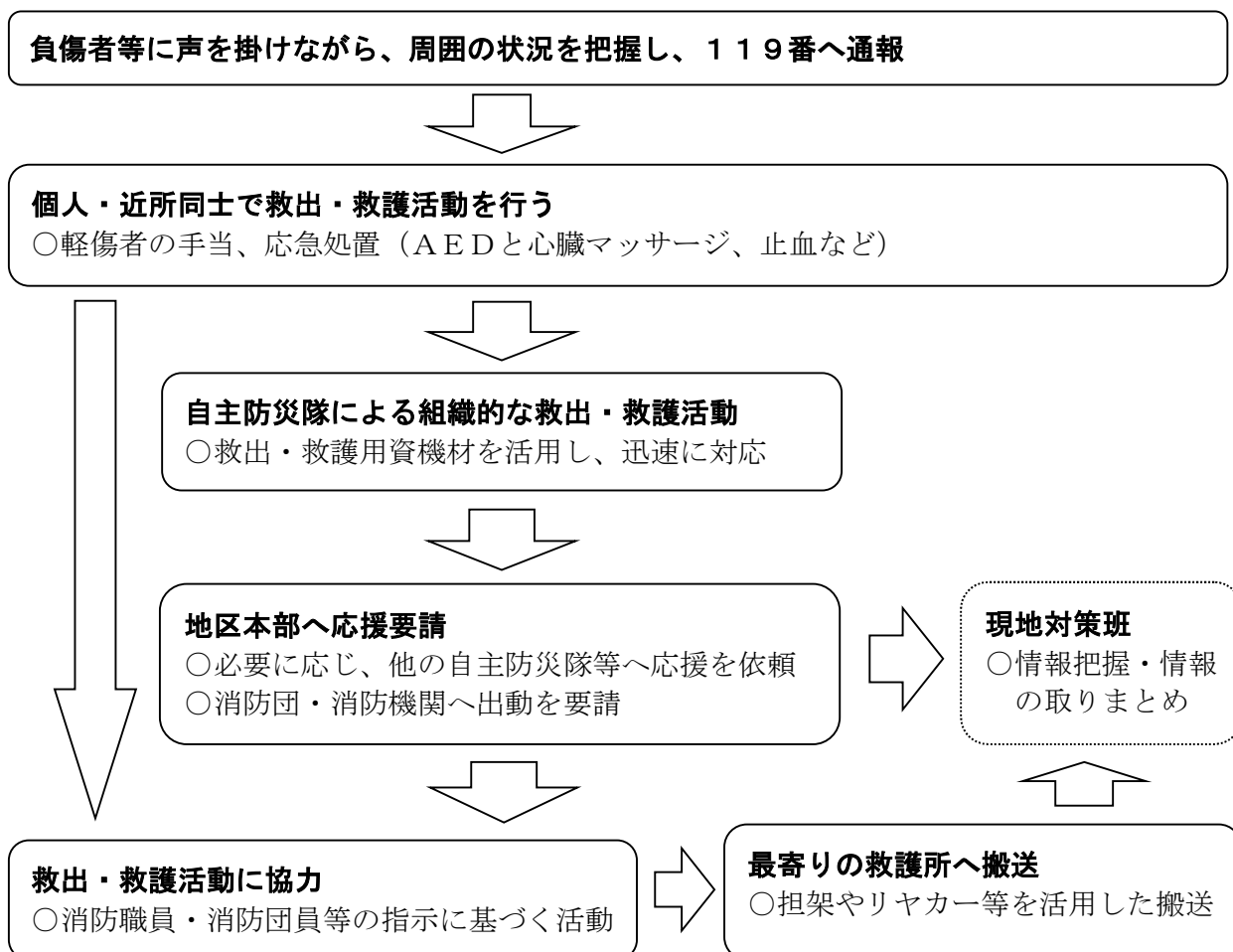
(3) 救護所等への搬送

負傷者が医師の手当を必要とするときは、救護所（麻溝小学校）、拠点救護所（相模原南メディカルセンター）に搬送する。

(4) 医療機関等への連絡

救出・救護班は、消防機関による救出・救護が必要であると認めるときは、119番通報し、救急搬送等の出動を要請する。

(5) 救出・救護・搬送活動の流れ



3 避難誘導

災害が発生し、または発生のおそれがあり、人命に危険が生じ、または生じるおそれがあるときは、区域内にいる全ての人に対して、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示【共通】

単位自主防災隊長は、市長から避難指示等が発令されたときは、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。また、地区連合自主防災隊長・単位自主防災隊長が避難の必要があると認めたときは、隊長は南区本部及び現地対策班と協議の上、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 自主避難場所の開設【風水害編】

市が開設する風水害時避難場所まで避難することが困難な人や、分散避難の場所を確保するため、市が「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令した時に、市と地区災害本部等と調整のうえ、自治会館等を自主避難場所として開設する。

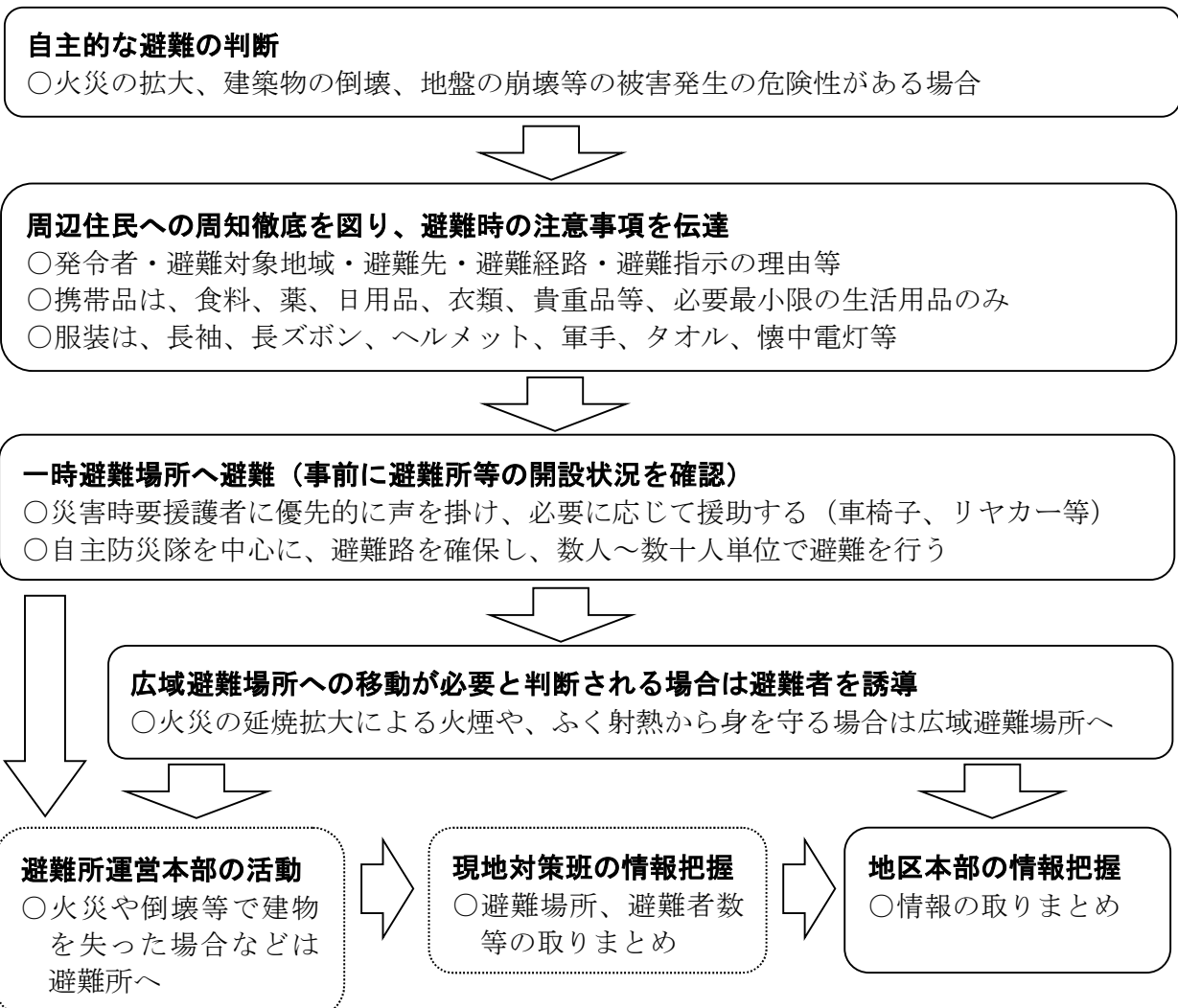
(3) 避難誘導【共通】

避難誘導班員は、隊長等の避難誘導開始の指示を受けたときは、適切な避難経路により、住民を避難場所に誘導する。

(4) 避難者の安全確保【共通】

避難者の安全を最優先とし、特に災害時要援護者に配慮しながら、安全な装備で避難誘導を行う。

(5) 避難誘導活動の流れ【地震編】

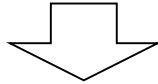


(6) 避難誘導活動の流れ【風水害編】

事前に避難場所等の開設状況を確認する

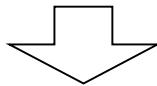
土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、浸水想定区域内の居住者に声掛け

- 発令者・避難対象地域・避難先・避難経路・避難指示の発令状況等
- 携帯品は、水、食料、薬、日用品、衣類、貴重品等、タオル、懐中電灯、防寒具等



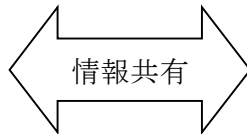
風水害時避難場所への避難誘導及び声掛け

- 災害時要援護者に優先的な声を掛け、必要に応じた支援（車椅子、リヤカー等）



地区本部の活動

- 情報収集及び支援の依頼



現地対策班の活動

- 避難場所及び避難者数等の情報収集

<避難する場合の心得>

【洪水】

- 夜間に大雨が予想される時は、明るいうちに避難する
- 川や用水路に近づかない
- 地下室やアンダーパスなどの低い土地から離れる

【土砂災害】

- 立ち退き避難をする（早めに土砂災害のおそれがある区域から出る）
- 土石流については、土砂の流れる方向に対して直角に、出来るだけ高いところに避難する

危険を感じたら避難情報を待たずに早めに避難を！！

4 災害時要援護者対策

災害時において、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者など、災害時要援護者に対して、地区住民及び関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとする。

なお、地区内における単位自主防災隊などを中心とした災害時要援護者への支援活動については、「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考にするなど地域の実情にあった方法で行うものとする。

(1) 災害発生時の情報収集

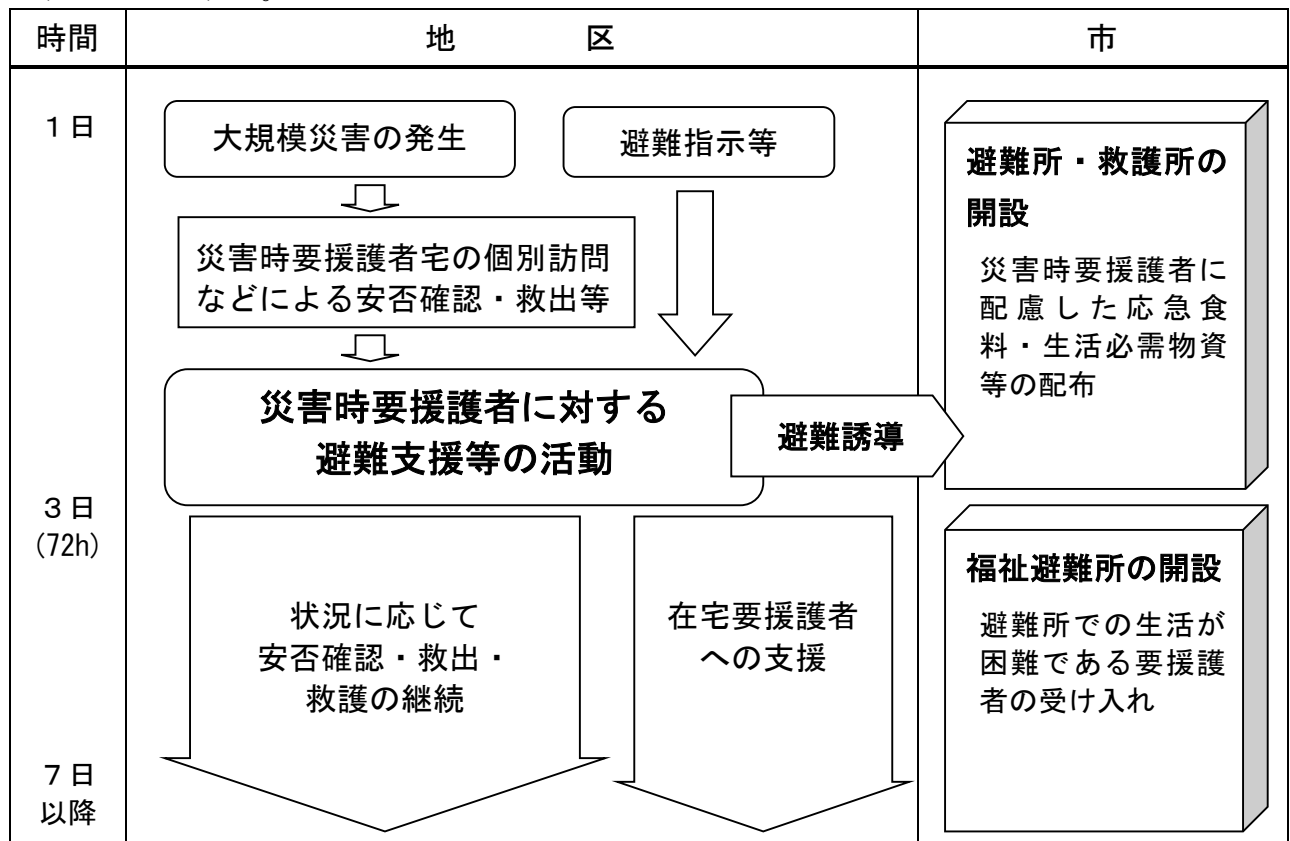
大規模災害が発生した場合、支援組織は安全が確保される範囲内において、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内支援組織間での情報を共有するとともに、地区本部に報告する。

(2) 災害発生時の避難支援活動

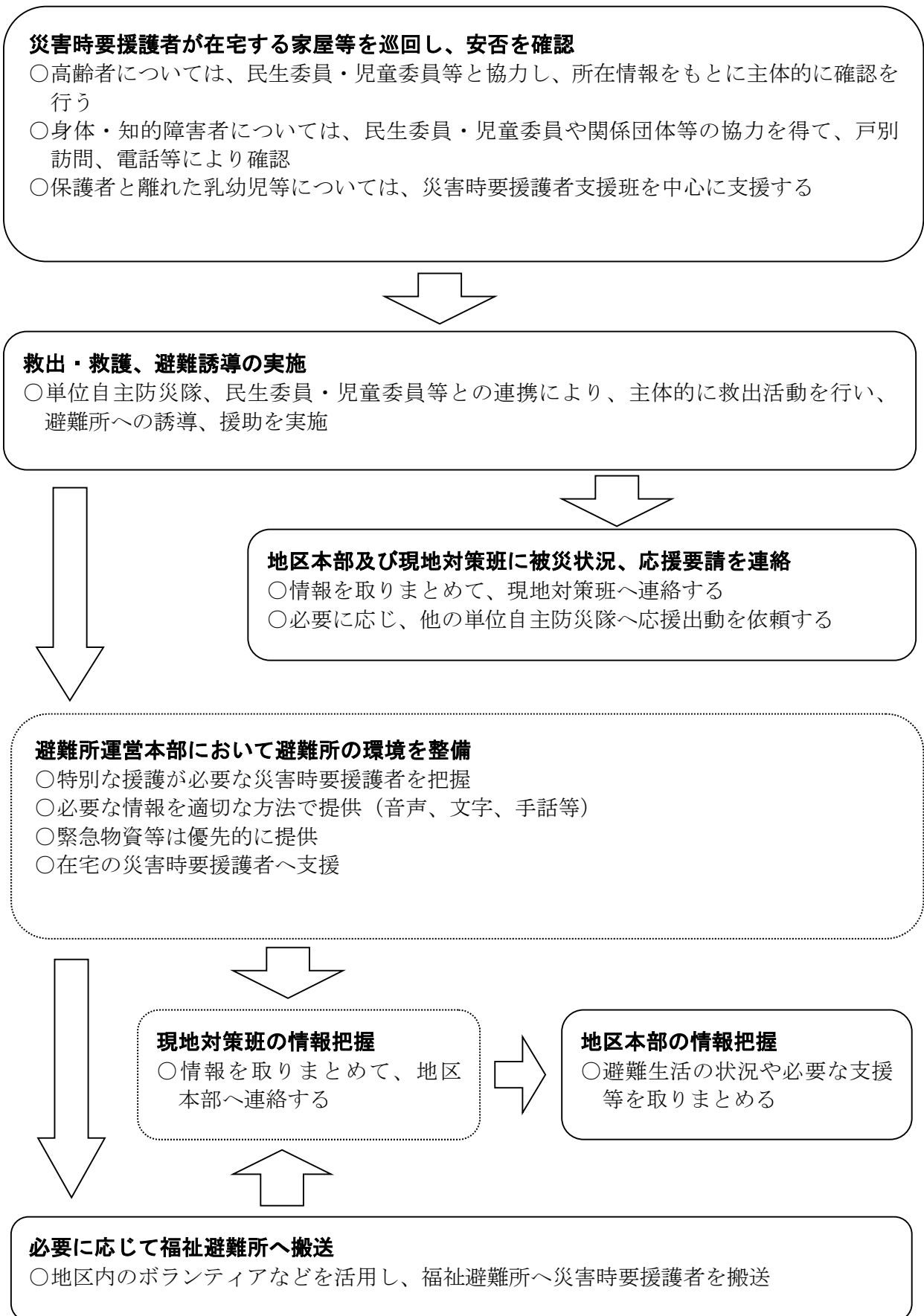
災害発生後概ね3日間を目途に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行うこととする。

(3) 避難誘導の方法等

発災後の避難誘導方法及び災害時要援護者別状況の対応については、「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考にするなど地域の実情にあった方法で行うこととし、避難場所等については、安全を確認のうえ、指定された場所等へ速やかに誘導することとする。



(4) 災害時要援護者支援活動の流れ



5 住民の安否確認

地区内の自主防災隊は、民生委員・児童委員等と協力し、地区住民の安否確認の情報収集を行い、必要に応じて救出・救護班、避難誘導班等により、安全が確保される範囲内において現地確認を行い、地区住民の安否確認の情報収集を行う。

また、収集された情報については、適時、地区本部に報告を行い、報告を受けた地区本部は、適時、現地対策班に報告する。

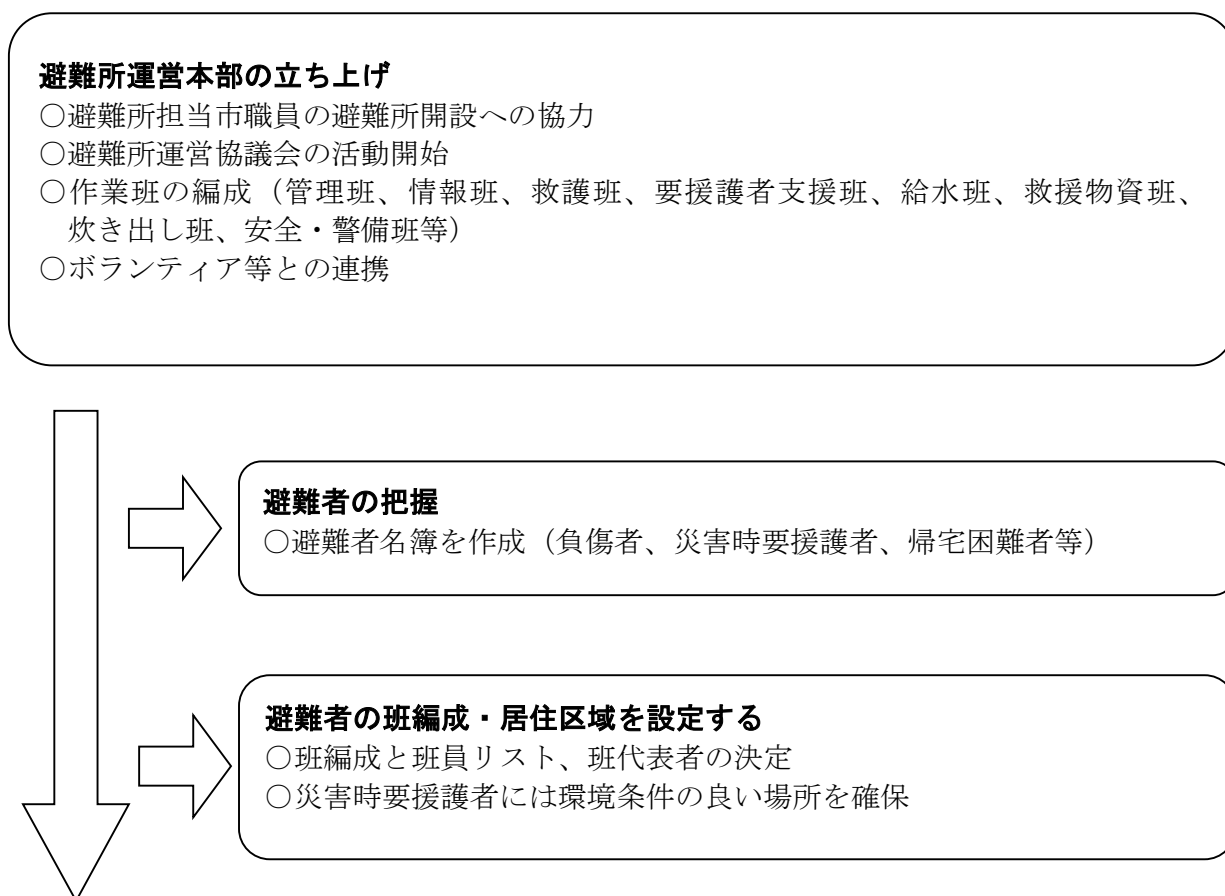
6 在宅避難者の把握・支援

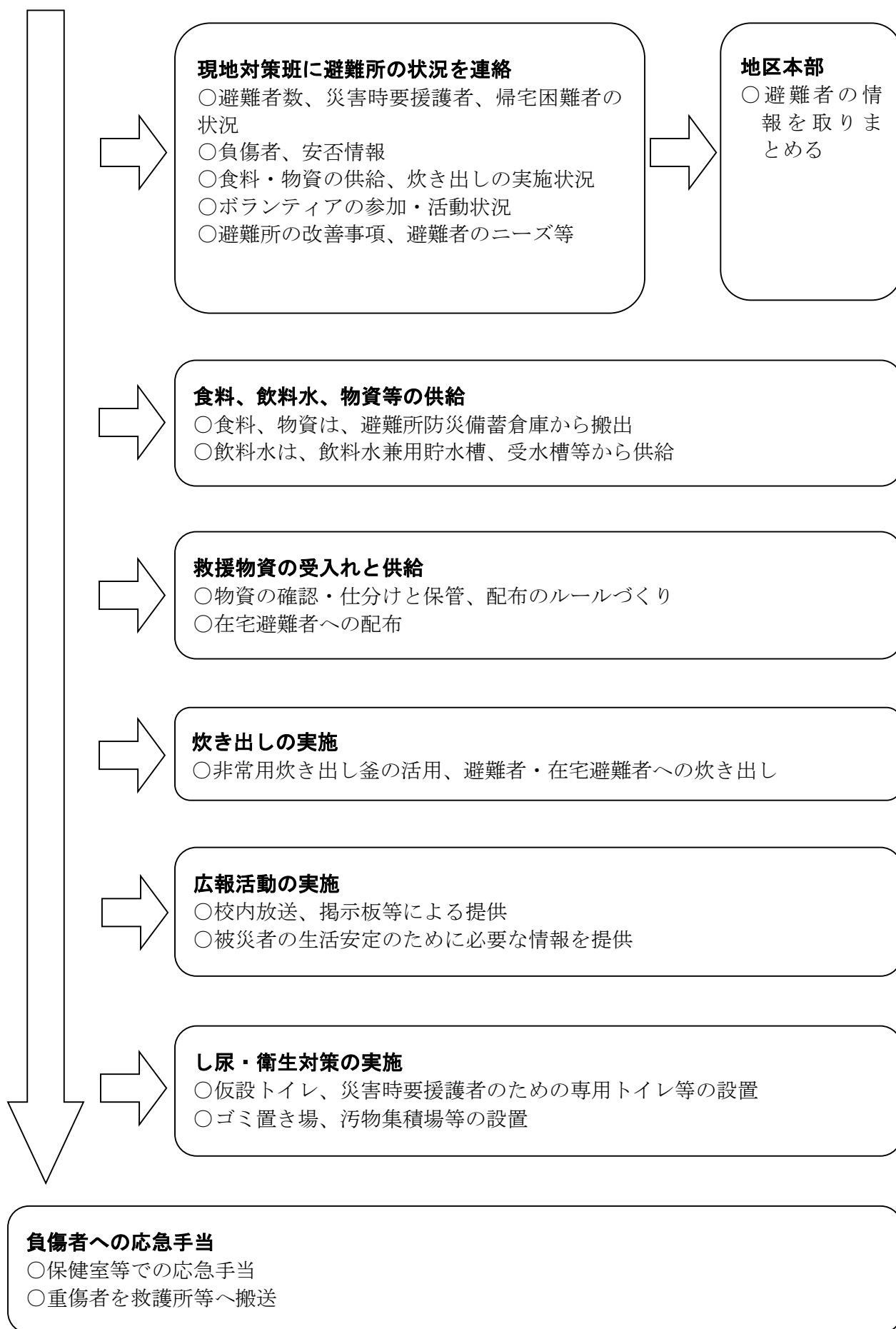
地区内の自主防災隊等は、在宅避難者の情報収集を行うとともに、随時、現地等での情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営本部及び地区本部と協力して在宅避難者への支援を行う。

7 避難所運営

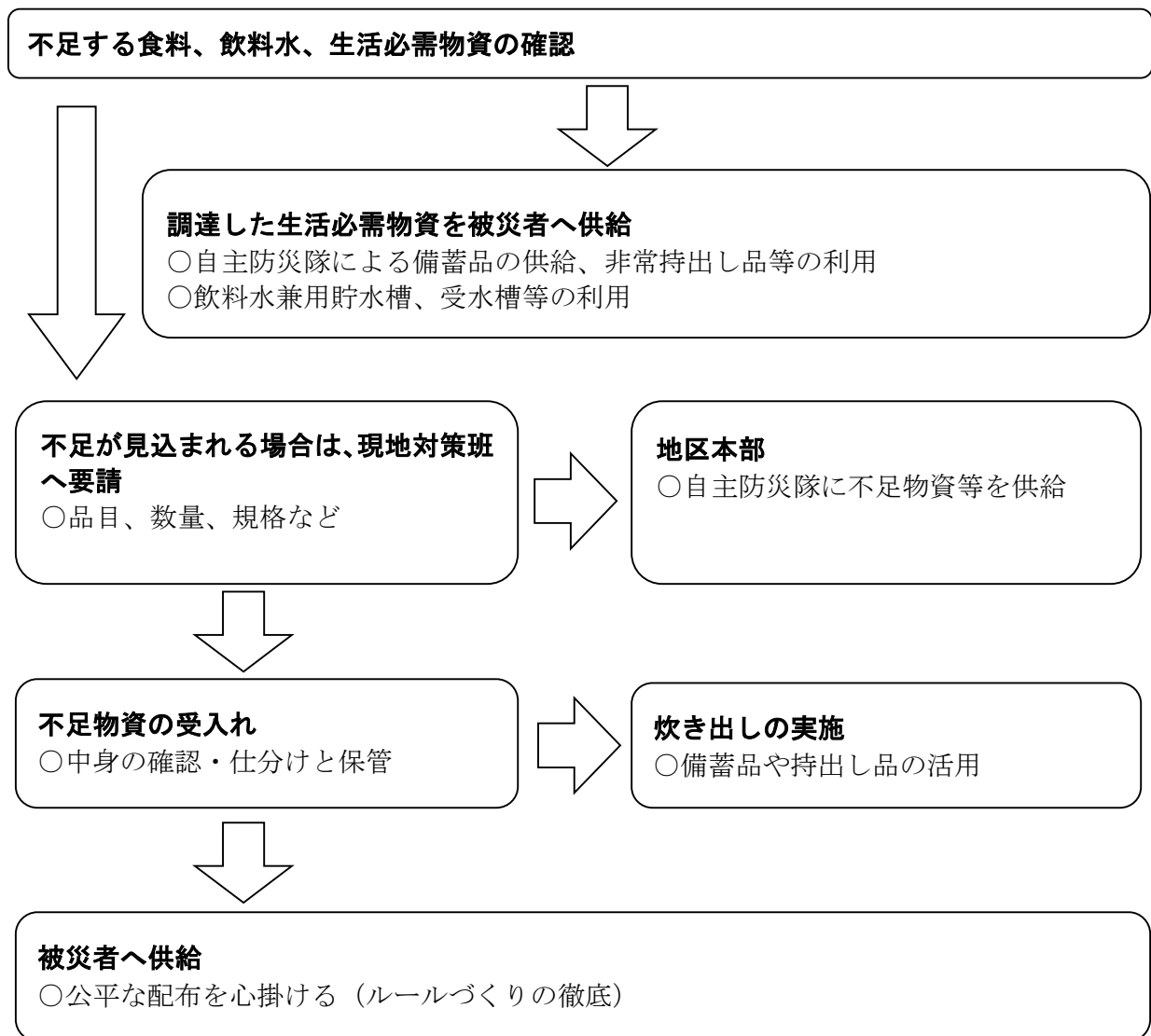
避難所運営本部を立ち上げ、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難者全員で協力し合い、避難所の生活の運営を行うこととする。

(1) 避難所運営活動の流れ





(2) 給食・給水活動の流れ



(3) 車中泊避難者への対応

車中泊等、避難所外に避難しようとする避難者には、避難所内に入るよう勧めるが、やむを得ず車中泊を選ぶ避難者については、在宅避難者と同様の対応を行うなど、避難所運営マニュアルに基づいて対応を行う。

また、エコノミークラス症候群の健康管理に係る注意喚起を行う。

(4) 避難所運営にあたっての留意事項

障がいのある人や慢性疾患・アレルギー等の個人的な事情を抱えた人、乳幼児や性的少数者に可能な限り配慮し、性別や年齢などにとらわれない多様な視点を持つようにする。

また、男女のみの性を前提とした避難所運営を行わないように心がける。

8 ボランティアの活動

災害時におけるボランティア活動については、避難所運営本部、地区本部、現地対策班及び災害ボランティアセンター等と連絡調整を行い、以下の各種活動分野に対して、必要に応じて支援を要請することとする。

(1) 専門ボランティアの活動分野

- ア 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等）
- イ 福祉（手話通訳、介護士）
- ウ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）
- エ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者）
- オ 通訳（外国語通訳）
- カ 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）
- キ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
- ク その他専門知識や技能を必要とする分野

(2) 生活支援ボランティアの活動分野

- ア 救援物資の整理、仕分け、配分
- イ 避難所の運営補助
- ウ 救護所の運営補助
- エ 清掃
- オ 災害時要援護者等の生活支援
- カ 広報資料の作成
- キ その他危険のない作業

9 風水害時避難場所の支援

大雨特別警報発表の可能性が出た場合や、城山ダムの緊急放流を行う可能性が出た場合、市が災害対策本部を設置した場合など、令和元年東日本台風のときのように、多数の避難者が生じるおそれがある場合には、次の風水害時避難場所について、市風水害時避難場所担当職員と現地対策班、避難所運営協議会及び地区災害対策本部にて調整のうえ、風水害時避難場所の運営支援を行う。

風水害時避難場所	支援団体等
麻溝小学校屋内運動場	麻溝小学校避難所運営協議会
夢の丘小学校屋内運動場	夢の丘小学校避難所運営協議会
麻溝公民館	自主防災隊等

10 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、地区内の他の防災関係組織や災害ボランティア団体、福祉事業所等と連携を図るものとする。

<p>他の自主防災隊との連携強化</p>	<p>地区連合自主防災隊による総合的な連携の他、次のような協力体制の強化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○隣接する自主防災隊との連携（小規模な組織での合同訓練の実施等） ○他地区の連合自主防災隊との相互協力・応援体制の強化
<p>市の支援体制を活用</p>	<p>自主防災隊は、各種訓練の実施や日常活動を効果的に進めるために、防災の専門家や関係機関の指導、助言を求めるとともに、行政機関や防災関係機関との協力関係の強化に努める。</p> <p>このため、毎年、「自主防災組織変更届出書」を麻溝まちづくりセンター等に提出する。また、自主防災訓練、防災研修会、事業所消防訓練を実施する場合は、「防災訓練等実施申請書」や「消防訓練等実施申請書」を受持ちの消防署所に申請するなど、平時から防災関係機関からの支援が受けられる体制づくりを進める。</p>
<p>事業所や各団体との連携・協力体制の構築</p>	<p>平日の日中の時間帯への対応として、地域にある事業所との協力関係の構築を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平常時の連携体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災隊が実施する防災訓練への事業所の参加促進 ・事業所が実施する防災訓練への自主防災隊の参加促進 ○災害時における協力体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所で編成する自衛消防隊への応援要請 ・事業所で保有する重機・機器及び関係施設の活用 <p>また、麻溝地区防災協議会と日頃から顔の見える関係の構築及び、災害時の協力体制について情報交換を行う。</p>
<p>避難所運営を念頭においた協力体制</p>	<p>避難所の運営を円滑に行うため、平常時から、同一避難所に避難する単位自主防災隊、施設管理者及び避難所担当市職員等とそれぞれの役割、業務内容などについて理解を深める場を設けるとともに、実践的な避難所運営訓練を行うことが必要である。</p> <p>このため、単位自主防災隊の避難所運営班は、避難所運営本部の立ち上げを行うとともに、運営本部内に組織される各作業班に加わり、具体的な運営管理を行う。</p>
<p>協力を依頼する人達との取り決め</p>	<p>医療関係従事者、民生委員・児童委員、建設業関係従事者、大型建設機械の操作技術者、その他の特殊技能者、アマチュア無線や手話通訳、救急救命士、応急危険度判定士等の資格取得者、ボランティア活動の希望者など、災害時に協力を依頼することが考えられる人、特に地区内に在住・在勤している人達と災害時の協力・応援に関する取り決めを行う。</p>

新磯地区防災計画



新磯地区まちづくり会議
新磯地区防災計画策定専門部会

目 次

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目的	1
2 地区防災計画の構成	1
3 計画の位置付け	1
4 計画の推進	2
5 計画の見直し	2

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割	3
2 自主防災組織の役割	3
3 事業者の役割	4
4 集合住宅管理者等の役割	4

第3章 地区の概要

1 自然的条件	5
2 社会的条件	5

第4章 防災アセスメントによる地区被害想定

1 アセスメントによる被害想定	6
2 想定地震と条件	6
3 建物被害	6
4 ライフライン被害	7
5 人的被害	7
6 土砂災害の危険性	7
7 水害の危険性	8
8 液状化の危険性	8

2 災害予防計画

第1章 災害に強い組織的な体制

1 取り組み方針	9
2 新磯地区連合自主防災隊	9
3 避難所運営協議会	11
4 消防団	12
5 関係団体(新磯地区社会福祉協議会、新磯地区民生委員児童委員協議会)	12
6 事業者	12
7 地区住民	13

第2章 災害に対する備え

1	取り組み方針	15
2	新磯地区連合自主防災隊の平常時の活動	15
3	避難所運営協議会の平常時の活動	23
4	消防団の平常時の活動	24
5	関係団体(新磯地区社会福祉協議会、新磯地区民生委員児童委員協議会)の平常時の活動	25
6	事業者の平常時の活動	26
7	地区住民の平常時の活動	27

3 応急対策計画（地震・風水害）

第1章 地区災害対策本部活動

1	地区災害対策本部の設置	31
2	地区本部の活動	33
3	地区本部の閉設	33

第2章 応急対策活動

1	情報収集・伝達活動	34
2	初期消火活動・水防活動	35
3	救出・救護・搬送活動	36
4	避難誘導活動	37
5	避難所運営活動	38
6	給食・給水活動	40
7	災害時要援護者支援活動	41
8	他組織との連携	42
9	各種活動の主な流れ	42

別 冊

資 料

- 資料1 地区別防災カルテ（新磯小学校区）
- 資料2 液状化危険度予測図（相模原市東部直下地震のケース）
- 資料3－1 新磯まちづくり会議 会則
- 3－2 新磯地区防災計画策定専門部会 会則

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目的

東日本大震災をはじめ、これまでの多くの災害の教訓からも、大規模災害の発災直後には、消防や各行政機関など、「公助」による対応にも限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地域自らが対応できる体制をつくることが重要です。

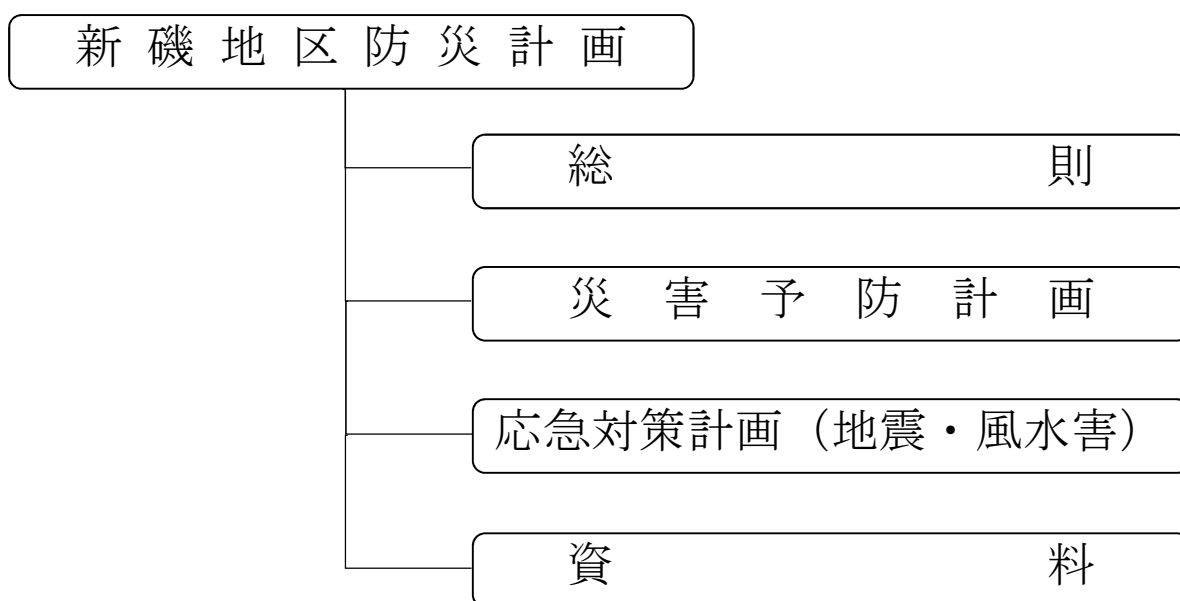
このため、新磯地区防災計画は地区の特性に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地区における防災力を高めることを目的とします。

2 地区防災計画の構成

本計画は、総則、災害予防計画、応急対策計画（地震・風水害）と資料で構成します。

総則・災害予防計画においては、災害に強い地区の実現を目指し、日ごろからの備え、役割・活動を示しています。応急対策計画（地震・風水害）においては、災害発生時の活動内容と重要事項を事象別に示しています。更に資料として、地区の災害危険性把握に必要な地区別防災カルテ¹、液状化危険度予測図をまとめています。

【計画構成】

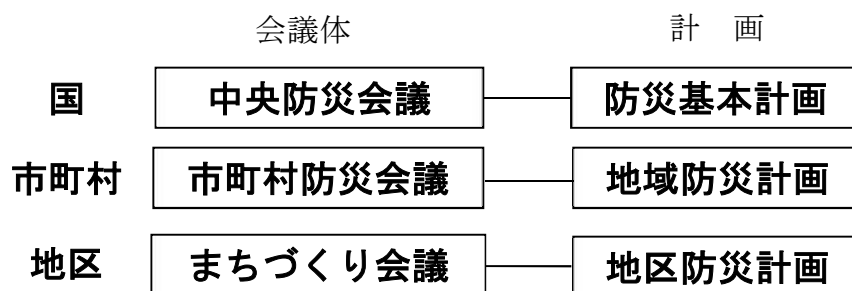


3 計画の位置付け

本計画は、地区居住者等が共同して行う当該地区における自発的な防災活動に関する計画であり、市町村レベルの地域防災計画と連携することにより地区の防災力を向上させることを目的とします。

¹ 小学校区ごとに災害に関する情報を整理したもの

【地区防災計画の位置付け】



4 計画の推進

本計画に基づき災害対応及び防災訓練等を通じて計画内容を検証、検討するとともに、その時々における防災上の重要事項や課題を把握し、本計画に的確に反映させていきます。

5 計画の見直し

この計画は、毎年検討を加え、必要があるときはこれを見直しします。

- (1) 計画内容に影響のない修正（法令等の引用条文など）については、適宜、修正を行い、まちづくり会議等に報告をすることとします。
- (2) 計画内容に変更を伴う修正については、計画策定組織に準じた構成員により、検討・調整を行い、まちづくり会議へ付議し、意見を聞くものとします。

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割

- (1) 「自らの身は自ら守る(自助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりを進め、災害に強い居住者と地区を形成します。
- (2) 洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域内やその近くの居住者は、「自分の命は自らが守る」意識を持ち、マイ・タイムラインの作成などにより日頃から備えるとともに、風水害の危険が高まったときには、市の避難情報の発令を待つことなく、自らの判断で「安全な親せき、知人宅へ避難する」などの避難行動がとれるようにします。
- (3) 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時に対する少なくとも最低3日分以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組を実施します。
また、過去の災害の教訓を伝承し、災害時には自らの情報を発信します。
- (4) 災害時には、共助の視点の下、地区とりわけ近隣世帯、いわゆる「隣近所」が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出・救護等に努めるとともに、避難するに当たっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動します。
- (5) 自主防災組織へ参加し、体制等の整備、教育訓練に協力するとともに、災害時には地区の住民・事業者と連携して各種活動を円滑に実施するよう「共助」の取組を実施します。
- (6) その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力します。

2 自主防災組織の役割

- (1) 日頃から、地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区内の防災に係る方針の策定支援や防災マップ、防災活動用資機材の整備、点検を実施します。
- (2) 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、組織員の教育訓練を推進するとともに、地区住民の参加、地区事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取組を実施します。
- (3) 災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の支援等を実施します。

3 事業者の役割

- (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員等の発災時の一斉帰宅抑制のための3日以上分の食料及び飲料水等の備蓄、初期消火、救出・救護等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努めます。
- (2) 対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地区住民及び自主防災組織と連携して、地区における防災活動に参加する等、地区の共助に取り組むよう努めます。
- (3) 災害が発生した場合には、行政、地区住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努めます。

4 集合住宅管理者等の役割

- (1) 日頃から、建物及び設備の耐震性の維持、確保に努めます。
- (2) 地震等による電気、ガス、上下水道やエレベータ等の影響を想定し、居住者へ食料、飲料水、生活必需物資等の備蓄及び住居内での防災対策を促します。
- (3) 周辺住民や近隣自主防災組織との連携強化及び地域の防災活動の参加を促します。

第3章 地区の概要

1 自然的条件

新磯地区（南区新磯野の一部、磯部、新戸）は、相模原市の南西部に位置し、相模川沿いの低地と2段の台地（上段、中段）及び丘陵地からなっています。

西側に相模川が流れ、東側は河岸段丘の斜面緑地に面しており、磯部・新戸周辺には水田地帯が広がるなど、緑の多い豊かな自然に恵まれた地形となっています。また、地区の中央部には鳩川が流れ、東側を占める台地（上段）及び丘陵地はキャンプ座間となっています。

2 社会的条件

(1) 人口

新磯地区の人口は、令和4年4月1日現在、13,241人となっています。年齢別では、年少人口（15歳未満）が12.9%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が59.4%、高齢人口（65歳以上）が27.8%、となっています。

外国人住民数は228人で人口の1.7%となっています。

(2) 交通

主要地方道は、県内を南北に結ぶ県道46号（相模原茅ヶ崎）の1路線が通過しており、キャンプ座間の南側を南北に横断し地域間を結ぶ道路である市道新戸相武台は、利用者の安全確保及び交通利便性の向上を図るための道路改良が進められています。

また、地区周辺では、国道468号首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が開通し、交通利便性が向上しています。

鉄道は、県央地区の南北交通軸であるJR相模線の1路線が通過しており、相武台下駅が設置されています。

第4章 防災アセスメントによる地区被害想定

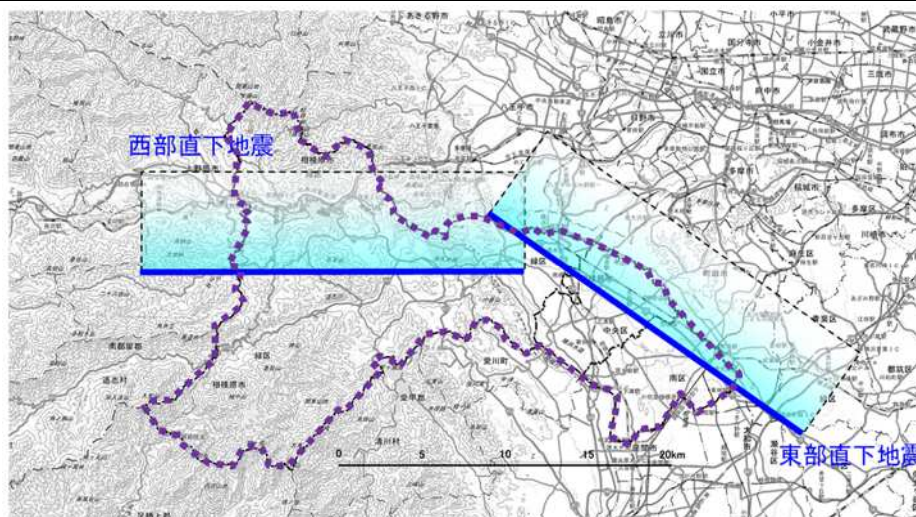
1 アセスメントによる被害想定

国における首都直下地震の新たな被害想定の見解や近年の災害履歴等に基づき、本市の地震被害想定である、「相模原市防災アセスメント調査²」を更新（平成26年5月）しました。

2 想定地震と条件

想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりです。

想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震（マグニチュード7.1）
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震（マグニチュード7.1）
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生するマグニチュード8クラスの海溝型地震
条件	季節・時刻	夏12時、冬18時、冬深夜2時の3ケース
	天候	晴れ、風速3m（本市の平均風速）



想定地震の震源断層位置（東部直下地震、西部直下地震）

※大正関東タイプ地震の震源域は神奈川県・東京都・埼玉県・千葉県・茨城県を横断する広大な範囲であり、本市はその震源域上に位置します。

3 建物被害

建物被害は次のとおりです。（冬18時：新磯地区内における被害量）

想定地震	地区	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
東部直下地震	新磯	5,586	222	35	78	862
西部直下地震	新磯	5,586	35	2	72	406
大正関東タイプ地震	新磯	5,586	158	0	80	755
参考：東部直下地震(全市)	全市	178,173	7,964	1,366	147	24,904

※建物被害は冬の18時が最大となる。

²地震、水害、土砂災害などの危険性の分布を科学的に把握し、防災対策を検討する上での根拠となる資料。

4 ライフライン被害

上水道、都市ガス、電気の被害は次のとおりです。（南区における被害量）

区	夜間人口	停電人口率			給水人口	断水人口率			都市ガス供給域内人口	供給停止人口率		
		1日後	3日後	1週間後		1日後	1週間後	1か月後		1日後	1週間後	1か月後
東部直下地震												
南区	274,364	72%	32%	3%	270,899	81%	64%	14%	270,807	100%	98%	62%
全市	717,544	69%	30%	3%	709,091	79%	61%	13%	634,691	100%	98%	62%
西部直下地震												
南区	274,364	37%	9%	0%	270,899	41%	26%	3%	270,807	52%	49%	21%
全市	717,544	52%	17%	1%	709,091	60%	43%	7%	634,691	75%	72%	37%
大正関東タイプ地震												
南区	274,364	53%	17%	1%	270,899	61%	43%	6%	270,807	78%	76%	39%
全市	717,544	4.3%	13%	1%	709,091	49%	34%	5%	634,691	68%	65%	32%

5 人的被害

人的被害は次のとおりです。（新磯地区内における被害量）

		東部直下地震	西部直下地震	大正関東タイプ地震	参考：全市被害東部直下地震
冬 2時	死者	14	2	10	498
	閉込者	88	13	58	2,935
	重傷者	14	2	10	599
	軽傷者	96	33	77	3,823
冬 18時	避難者当日	873	296	626	24,024
	避難者1週間後	1,895	867	1,550	60,757

単位：人

※人的被害の死者・閉込者・重傷者・軽傷者は冬2時、避難者は冬18時が最大となる。

6 土砂災害の危険性

(1) 災害履歴

新磯地区における近年の土砂災害履歴は次のとおりです。

- 1989年(平成元年) 8月19日 土砂崩れ1箇所 磯部1956-17付近
- 1991年(平成3年) 9月19日 土砂崩れ1箇所 磯部2526-9付近
- 2014年(平成26年) 10月6日 土砂崩れ1箇所 磯部4492付近

(2) 災害危険箇所

新磯地区には急傾斜地崩壊危険箇所³が2箇所（新戸）指定されています。この2箇所は中段～上段の縁にある段丘崖となっています。

土砂災害（特別）警戒区域は、上磯部地区、下磯部地区、勝坂地区、新戸地区において、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）のおそれがある地域として指定されています。

7 水害の危険性

(1) 浸水被害

新磯地区などの相模川沿いの低地は、数千年にわたって相模川が氾濫することにより形成された土地です。

(2) 河川の氾濫による浸水想定区域

神奈川県では、平成27年の水防法の改正により、想定し得る最大規模の降雨（1,000年以上に1回の確率で発生する大雨）に基づく「洪水浸水想定区域」のほか、木造家屋が倒壊するような堤防決壊による氾濫流や河岸が削られて崩れるような河川浸食が発生する「家屋倒壊等氾濫想定区域」を公表しています。

相模川沿いの低地の大部分が洪水浸水想定区域として公表されており、48時間総雨量567mmのときに、深いところでは5mの浸水が予測されています。また、上磯部地区から下磯部地区にかけては、家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されています。

鳩川では、JR相武台下駅周辺の市街地が洪水浸水想定区域として公表されており、24時間総雨量が326mmのときに、深いところでは5m以上の浸水が予測されています。また、勝坂地区から新戸地区にかけては、家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されています。

(3) 内水氾濫による水害

一般に水害は台地部よりも低地部で危険性が高く、平坦に見える台地上においても、僅かな凹地があるとそこに雨水が集中し、浸水被害が発生することがあります。

台地上の凹地では大雨の度に浸水被害が発生する箇所があります。浸水区域は1棟～数棟の狭い範囲ですが、繰り返し同じ箇所で発生しているほか、鳩川の河川沿いの低地でも発生しています。

8 液状化の危険性⁴

相模川沿いに見られる沖積低地または自然堤防といった地形が分布する範囲で液状化発生の可能性があります。

特に、想定地震の東部直下地震の場合、新磯地区では、相模川からJR相模線までの間で液状化の可能性があるとの結果が出ています。

³ 傾斜度が30度以上で高さ5m以上の土地

⁴ 地表近くに地下水位の高い砂層がある場合、地震により強く揺らされ続けると、地盤が泥水のように流動すること

2 災害予防計画

第1章 災害に強い組織的な体制

1 取り組み方針

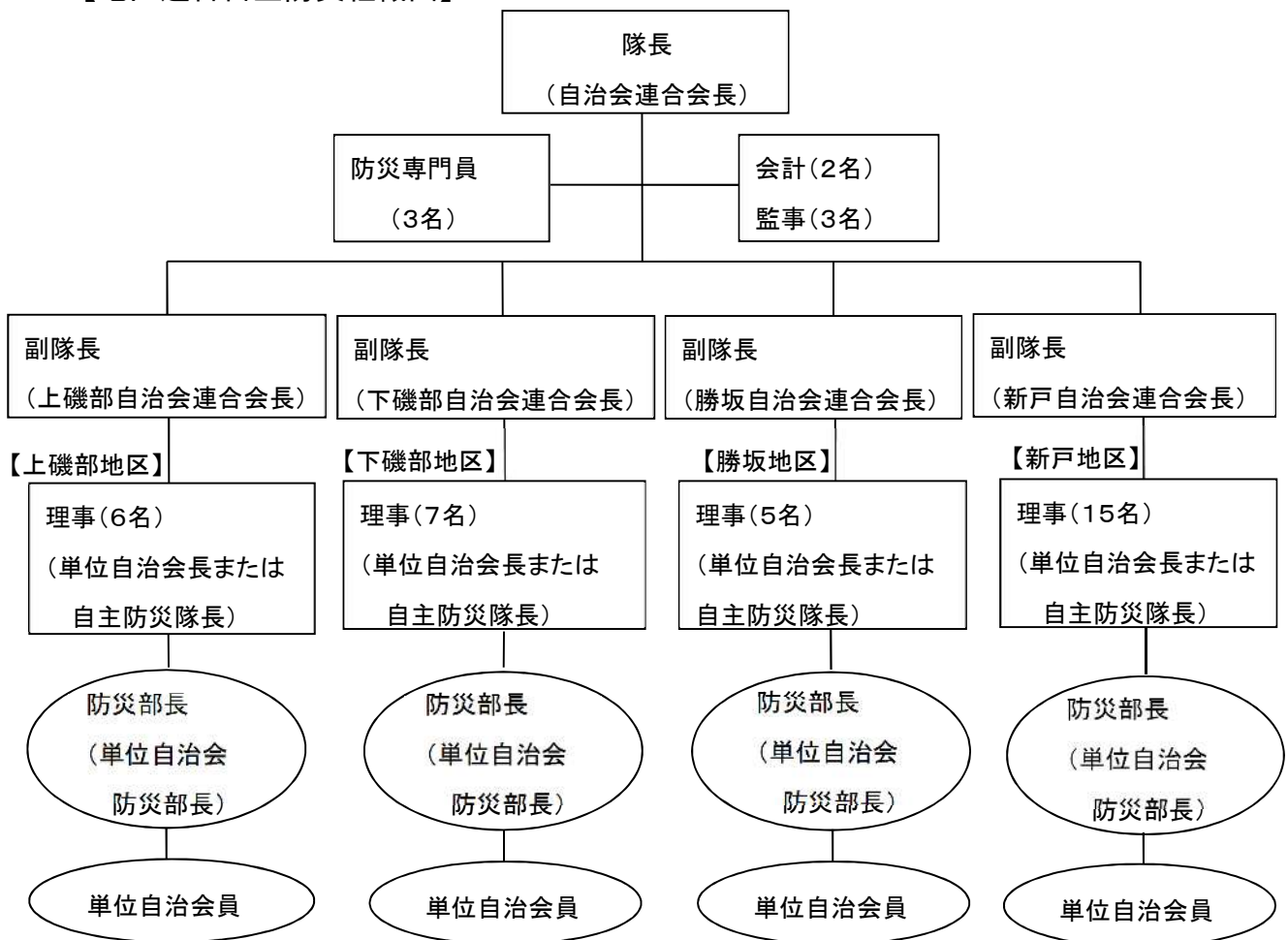
地震や火災から生命、身体及び財産を守るためには、普段から防災に対する意識や備えを充実し、防災訓練等を通じて防災行動力を高めておくとともに、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主防災の組織的対応のもとで、市、地区の関係団体及び地域住民が協力しあって災害に立ち向かうことが必要です。新磯地区は、地区の特性に応じた災害対策を推進し、生命と財産を守る災害に強い地区づくりに努めます。

2 新磯地区連合自主防災隊

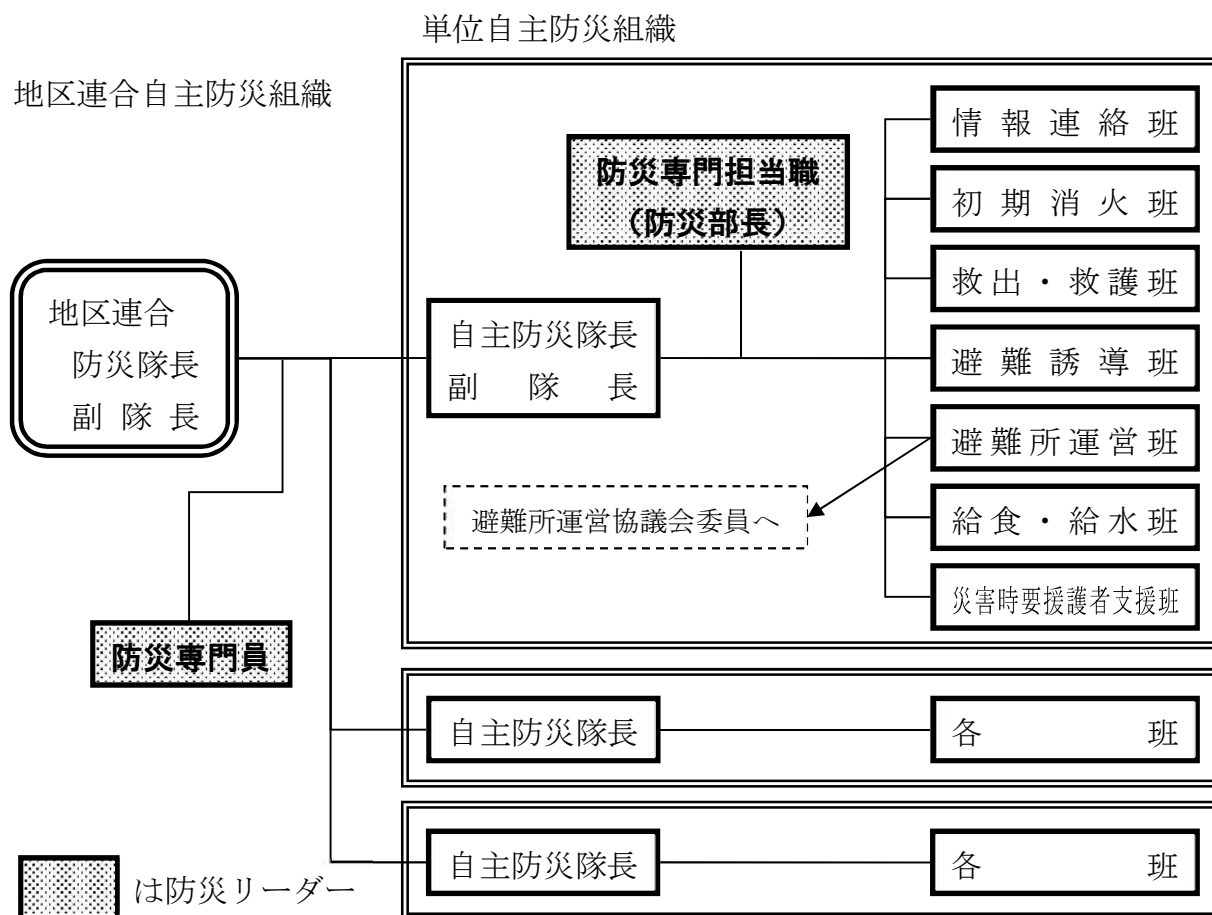
本計画のもととなる組織は、地区に密着した活動が不可欠なため、自治会を母体とした単位自主防災組織とし、また、地区としての連絡体制や協力体制を確保し、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、地区連合自治会を単位とした連合自主防災組織とします。

新磯地区は33の自主防災隊（単位自治会）で構成されています。その自主防災隊は4つの地区（上磯部地区、下磯部地区、勝坂地区、新戸地区）に分かれています。いざというときに備えて、地区ぐるみで防災・減災を進めていきます。

【地区連合自主防災組織図】



【単位自主防災組織図】



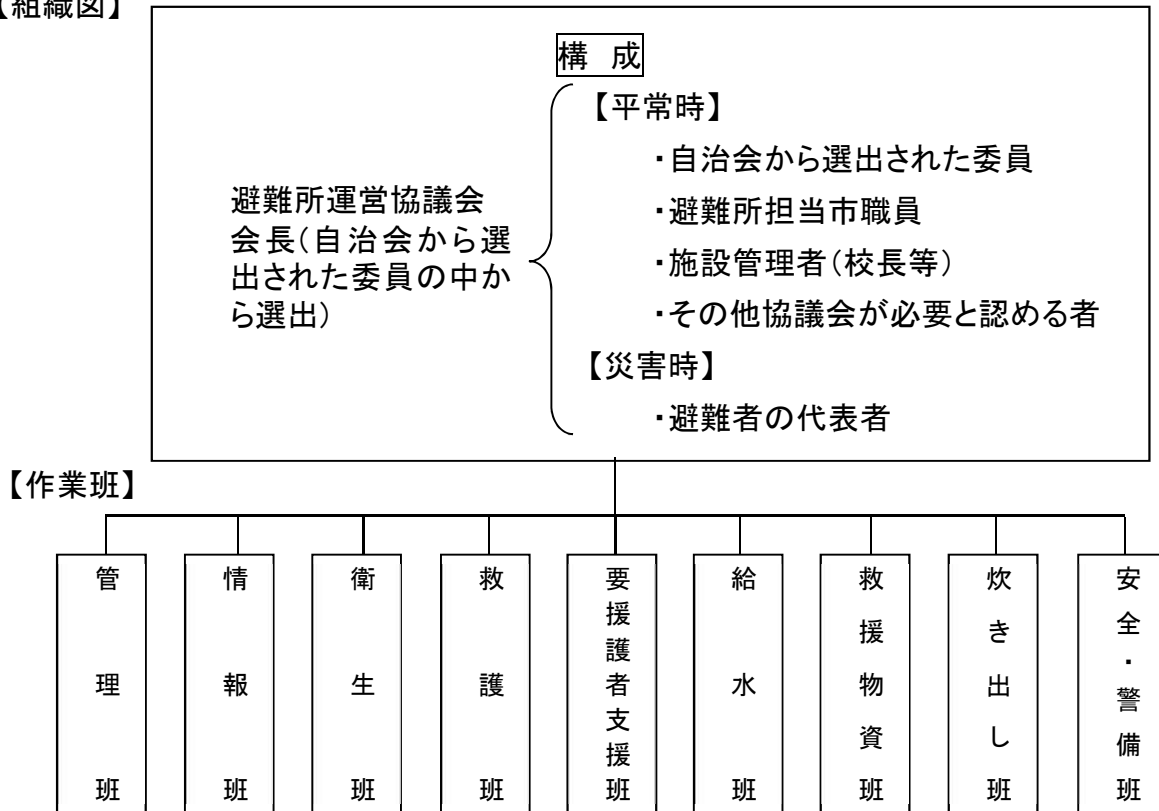
【単位自主防災組織の各班の役割】

班 名	平常時	災害時
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等	情報の収集、伝達
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検	消火器等による初期消火
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術習得	負傷者の救出・救護
避難誘導班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェック	住民の避難誘導
避難所運営班	避難所運営本部の立ち上げ運営方法について訓練実施	避難所の運営→避難所運営協議会委員として選出される
給食・給水班	炊き出し方法、給食の配分方法、給食方法の習得	炊き出し等給食・給水
災害時要援護者支援班	要援護者の把握、支援方法の確立	災害時要援護者への支援及び「新磯地区災害時要援護者避難支援事業」としての支援活動

3 避難所運営協議会

自宅での生活が困難となる被災者の地域の拠点として、市立の小・中学校等を避難所として開設し、避難所運営協議会を中心に、避難所運営を行います。なお、新磯地区では新磯小学校と相陽中学校が避難所として指定されています。

【組織図】



【役割・活動】

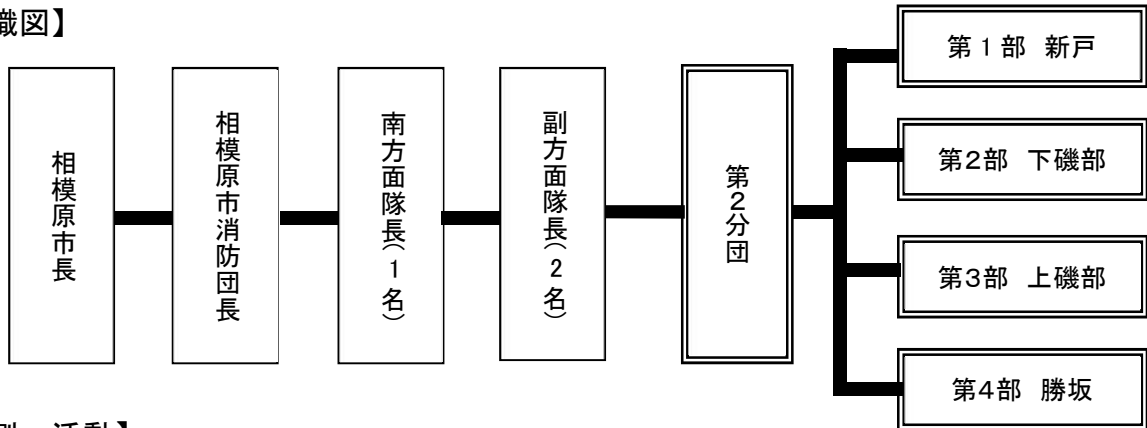
協議会は、避難所を円滑に運営するため、作業班を設置し、運営にあたります。また、避難所の運営に必要な活動場所(打ち合わせ場所、物資の保管・分配場所、炊き出し場所等)を確保します。

班名	平常時	災害時
管理班	◆ 避難所運営方法の検討 ◆ 生活ルールの作成 ◆ 検討及びルールに基づいた訓練の実施	避難所の安全管理、居住区画の設定等、衛生対策
情報班		避難者名簿の作成、市災害対策本部等との情報交換、避難者への情報提供、避難所の設営及び避難者の受入れ
衛生班		施設のトイレ衛生対策、ペット同行避難者への対応
救護班		負傷者の救護、けがをしている場合の救護者への対応
要援護者支援班		要援護者を巡回し、個々の状況の聞き取り調査
給水班		飲料水の確保、不足した場合の対応
救援物資班		救援物資の受入れ、救援物資の配布、物資の要請
炊き出し班		炊き出しの実施、水食料などの要請
安全・警備班		避難所内での事故・盗難防止等の安全管理

4 消防団

新磯地区が対象となっている消防団は南方面隊第2分団です。新磯地区には消防団の詰所が4箇所（新戸、下磯部、上磯部、勝坂）あります。消防団長、南方面隊長の命令に基づき、地区と連携して安全・安心のため活動しています。

【組織図】



【役割・活動】

- 初動体制：「地震発生時における消防初動計画」に基づき、消防団員は詰所等に参集し初動体制を確立します。
- 情報の収集：被害情報の収集と報告を行います。
- 警戒及び広報活動：地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、地域住民に対して出火防止、初期消火及び飛び火の警戒を呼びかけます。
- 消火活動：分団の受持区域内を基本として、消火活動にあたります。
- 救助救護：火災の発生が少なく、救助救急の活動が集中する場合は、救出、応急措置及び救護所等への搬送を行います。
- 避難誘導：火災による避難の勧告・指示がされた場合は、市民への伝達及び関係機関との連携による避難誘導を実施します。

5 関係団体（新磯地区社会福祉協議会、新磯地区民生委員児童委員協議会）

新磯地区では、高齢化や核家族の問題が懸念されています。そのような現状から、災害時に迅速な行動をとることが困難な方々（災害時要援護者）を対象に、安全な場所に円滑に避難するため自治会が中心となり、地区の民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会の協力を得て、地区全体として体制づくりを図っていきます。

6 事業者

市では災害に強いまちづくりを推進するため、相模原市防災条例（平成26年4月1日施行）を制定しています。その中で、事業者は地域社会の一員として、市民・自主防災組織と連携し、市が行う防災対策に協力するように努めるとした、「事業者の責務」が位置付けられています。

事業者は、市と災害時における生活必需物資の供給や応急給水に関する協定などを締結

しています。

新磯地区としては今後、災害に対する地区住民の安全・安心の向上・確保をめざし、地区内の事業者と必要に応じた連携体制づくりを進めていきます。

7 地区住民

地区住民として、自分の身を自分の努力によって守る（自助）と普段から顔を合わせ近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要です。

【地震時】

時期	活動内容
平常時	<ul style="list-style-type: none">○<u>地区情報の把握</u>⇒防災活動を始める第一歩として、地区の現状や地区内の危険要因を調べます。○<u>防災知識の普及啓発</u>⇒まず、各家庭で火を出さないこと、家具を固定することなどを認識してもらった上で、防災活動のレベルや住民意識のレベルに応じて普及啓発を行います。○<u>防災資機材等の配備と点検</u>⇒組織の規模や地区の特性に合わせた防災資機材を配備するとともに、訓練と点検を重ねます。○<u>防災訓練への参加</u>⇒防災訓練はまず参加することが重要です。参加することによって近隣の方々と顔見知りになることができます。
災害時	<ul style="list-style-type: none">○<u>初期消火</u>⇒一人だけでは実施せず、必ず隣近所の応援を受け、初期消火を行います。各家庭で消火器の整備に努めます。屋外の場合は必ず、風上から消火します。○<u>避難誘導</u>⇒一時避難場所に集合後、人員の確認を行い、不明の者がいる場合は手分けをして安否を確認します。必ず班長（リーダー）の指示に従います。○<u>災害時要援護者支援</u>⇒地区で把握している情報を活用し、安否確認をします。○<u>救出・救護</u>⇒人力で救出可能かどうかの判断をします。倒壊している建物に取り残されている者がどのような状態にあるのかを確認します。二次災害が発生する危険がないかを確認します。○<u>避難所運営</u>⇒役割分担に基づき、共存共栄の精神を持ち身勝手な行動はしないようにします。引き続き、様々な手段で情報伝達を行います。

【風水害時】

時期	活動内容
平常時	<p>○<u>地区情報の把握</u>⇒低地や危険箇所を避けて、避難経路を確認しておきます。</p> <p>○<u>過去の災害の伝承</u>⇒過去の浸水履歴を地元の方から伝承を受けるとともに、ハザードマップを活用し、過去と現在と照らし合わせます。</p> <p>○<u>日ごろからの準備と心得</u>⇒風水害は事前の情報収集によって被害を軽減できるので、天気予報や気象情報に気を付けます。道路の側溝や雨水ますの点検をしておきます。</p> <p>○<u>水防訓練の実施</u>⇒新磯地区には相模川・鳩川が流れているので、その河川が氾濫したことを想定した訓練を行います。</p>
災害時	<p>○<u>避難誘導</u>⇒高齢者や病気の方と一緒に避難する場合は、背負ったり、肘などにつかまってもらい誘導します。</p> <p>○<u>避難所運営</u>⇒役割分担に基づき、共存共栄の精神を持ち身勝手な行動はしないようにします。引き続き、様々な手段で情報伝達を行います。</p>

第2章 災害に対する備え

1 取り組み方針

自らの身の安全は自らが守る(自助)ことが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを自主的に心がけることが重要です。また、災害発生時には、自らの身の安全を守るよう行動するとともに、新磯地区の中で初期消火活動や近隣の負傷者、災害時要援護者等への救援活動等(共助)を行い、防災への寄与に努めることが求められます。

新磯地区は、いざというときに備えて地区ぐるみで災害に対する備えに努めます。

2 新磯地区連合自主防災隊の平常時の活動

大地震発生時には、火災の同時多発、消防車の通行不能、消火用水の不足等により、消防機関の活動は通常の火災の場合よりも大幅に制限されます。よって、各家庭での出火防止が大切となります。地震で火事を出さないためにも出火防止の徹底を図ります。

また、消防機関が速やかに消火活動できるとは限りません。地区住民や自主防災組織が協力し、初期消火活動にあたることで火災の拡大を防御することができます。そのためには、日ごろからの備えや訓練が不可欠です。

(1) 防災知識の普及啓発

ア 普及啓発事項

- ・ 防災組織及び防災計画に関すること。
- ・ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に関すること。
- ・ 地震、火災、水災等についての知識に関すること。
- ・ マイ・タイムラインの作成に関すること。
- ・ 防災メールの登録など、防災情報を自ら収集する手段の習得に関すること。
- ・ 各家庭における防災上の留意事項(詳細については地区住民で記載)に関すること。
- ・ 地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。
- ・ 食料等を3日以上確保することの重要性に関すること。
- ・ 住宅の安全対策に関すること。(耐震化、感震ブレーカー⁴、家具の固定等)
- ・ ブロック塀の安全対策に関すること。
- ・ 感染症対策物品(マスク等)の備蓄に関すること。
- ・ ペットを飼育している飼い主に対する災害への備えに関すること。
- ・ 携帯トイレの備蓄等、トイレが使用不能になった場合の対策に関すること。
- ・ その他防災に関すること。

イ 普及啓発の方法

- ・ パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布

⁴ 設定値以上の震度の地震発生時に自動的に電気の供給を遮断するもの。

- ・ 講演会の開催、研修会の開催、パネル等の展示、防災地図等の作成

ウ 実施時期

市で計画した防災等に係る運動期間、諸行事及び地区のあらゆる催し物を通じて普及啓発を行います。

(2) 災害危険の把握

地区の災害危険箇所を把握し、防災に関する認識を高めることも備えとして大切です。そのため、主に次のような視点から、地域の危険箇所について把握に努めます。

ア 実態把握

- ・ 地区内の急傾斜地崩壊危険箇所、浸水被害警戒地域、道路狭隘箇所、危険物集積場所、住宅密集地、ブロック塀の安全度等の実態把握を行います。
- ・ 地区内の消火栓や防火貯水槽等の消防水利の所在を確認するとともに、消火用の水利として用水路等の活用も検討します。

イ 災害伝承

- ・ 地域の災害履歴や、災害に関する伝承等を知ることにより、予防・応急活動に効果的に活用していきます。

ウ ハザードマップの活用

- ・ 市が作成した「ハザードマップ」を活用し、災害に応じた危険箇所を把握しておきます。

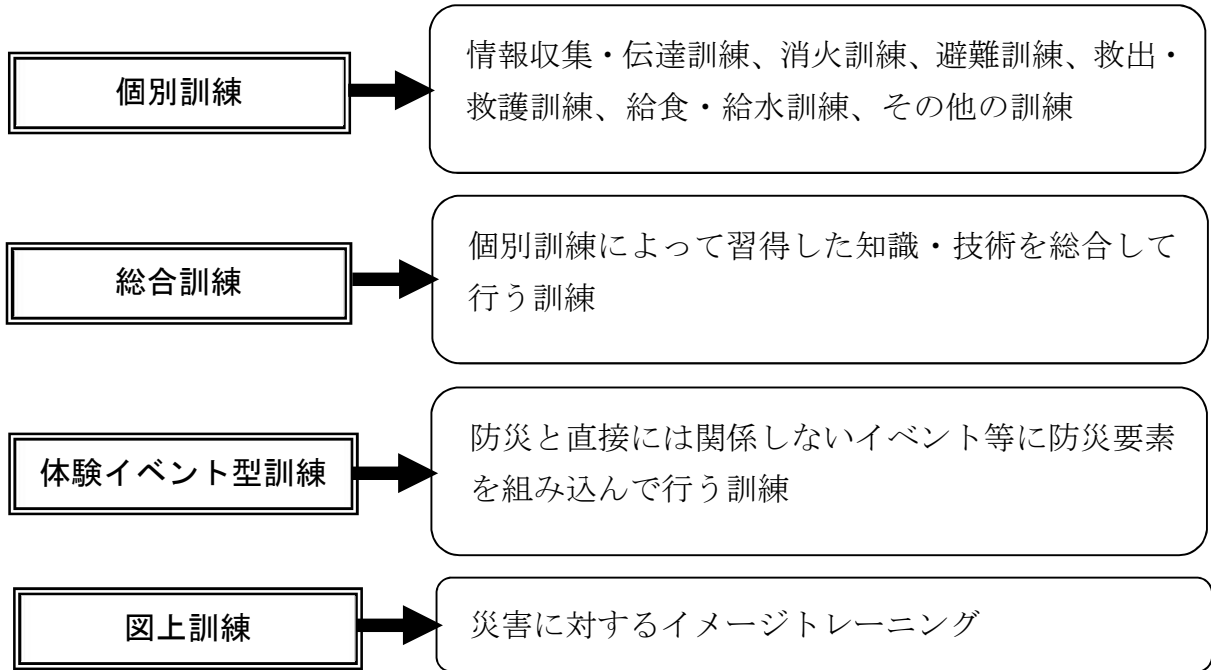
(3) 防災訓練の実施

災害が起きた時、迅速に的確な行動をとるためには日頃からの防災訓練が欠かせません。訓練を通じて、実践的な災害対応力を養います。

ア 訓練の種類

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とします。

【主な防災訓練項目】



イ 個別訓練の種類（自主防災組織単位）

(ア) 情報収集・伝達訓練

- ・ 地区内の被災状況、災害危険箇所の巡回結果及び避難の状況等の情報を正確かつ迅速に収集します。また、収集した情報を市や消防機関等と共有します。
- ・ 地区住民から収集した情報を整理し、現地対策班（新磯まちづくりセンター）へ報告します。なお、情報の収集・伝達手段として無線を活用します。

(イ) 消火訓練

- ・ 「まと」を使用して水消火器、水バケツ等の消火用器具の使用方法及び消火技術を習熟します。
- ・ バケツリレーでの消火を実践する場合は、バケツの水量や人と人との間隔なども考えながら行います。
- ・ 初期消火として対応できるのは、「火が天井に移っていない段階で、出火後3分くらいまで」であることを徹底します。

(ウ) 避難訓練

- ・ 各单位自治会で事前に定めた一時避難場所の確認
- ・ 一時避難場所から避難所への避難経路の確認
- ・ 災害時の避難で自宅を出る際、電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めることを訓練時にも再確認します。

(エ) 救出・救護訓練

- ・ 家屋の倒壊や落下物により負傷した人の救出方法及び応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得します。
- ・ 負傷者が出たとき、その場に居合わせた人が皆、応急手当を施したり、安全な場所や救護所に負傷者を搬送できるように訓練を行います。
- ・ A E D（自動体外式除細動器）⁵を用いた救命処置の手順を習得します。

(オ) 給食・給水訓練

- ・ 災害時の炊き出しなどを行う方法と効率よく配給する方法等について習得します。
- ・ 各家庭でも3日分以上の食料、飲料水等の備蓄に努めることを再確認します。

(カ) 「無事ですタオル」 掲示訓練

- ・ 1分間行動（身の安全を確保、脱出口を確保、火の始末）を行います。
- ・ 10分間行動（消火活動、家族の安全確認・確保、ガラス破損や転倒家具への注意）を行います。
- ・ 無事ですタオル掲示（救助対象者がいないことを救助へ伝える）を行います。

ウ 総合訓練

総合訓練は、2つ以上の個別訓練について総合的に行うものとします。

また、相模原市等が行う訓練に参加します。

エ 体験イベント型訓練

仮設トイレ設置訓練等の誰でも参加しやすい体験イベント型訓練を実施することで、災害対応能力を高める訓練を実施し、幅広い層に体験してもらいます。

オ 図上訓練

- ・ 実際の災害活動に備えるために行うものとします。できるだけ地区の実情に応じた設定にします。
- ・ 災害に対する地区や自らの意識に何が足りないかへの「気付き」となるよう、また、今後どんな訓練を行えばよいのかという「行動」につながるようにします。
- ・ 図上訓練としては、HUG⁶、DIG⁷及びクロスロード⁸などを活用します。

カ 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成します。

⁵ 心臓の突然の停止(心室細動)の際に電気ショックを与え(電氣的除細動)、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器。

⁶ 避難所運営ゲーム ⁷ 災害図上訓練 ⁸ 阪神・淡路大震災で、災害対応にあたった神戸市職員の体験談をもとに作成されたカードゲーム形式の防災教材。

キ 訓練の時期及び回数

訓練は、原則として年1回以上、地区連合の総合防災訓練と4地域毎の個別訓練を実施することとします。また、令和元年東日本台風を教訓に、大雨や台風に備え、風水害を想定した避難訓練や情報伝達訓練を年1回以上実施することとします。

なお、単位自主防災組織にあつては地区の実情にあつた個別訓練を随時実施します。

ク 訓練実施結果の報告

単位自主防災組織により個別訓練、4地域毎の地区総合防災訓練を実施した場合は、地区連合に訓練実施結果を報告するものとします。

(4) 防災資機材の点検・整備

自分の地区に何があるのかを確認し、不足しているもの、新たに必要とされるものがあれば計画的に整備し、いざというときに使用できるよう、日頃から、点検と取扱い方法の習熟に努めていきます。

【目的別の主な防災資機材】

目 的	防 災 資 機 材
情報収集・伝達用	携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック（安否・被害状況等、情報収集・提供の際に用いる筆記用具として）等
初期消火用	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、簡易防災水槽、スタンドパイプ、ホース、格納器具一式、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ、防火井戸 等
水防用	救命ボート、救命胴衣、防水シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋、ゴム手袋 等
救出用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、チェーンソー、エンジンカッター、チェンブロック、ロープ、油圧式救助器具、可搬式ウインチ、防煙・防塵マスク 等
救護用	担架、救急箱、テント、毛布、シート、簡易ベッド 等
避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー 等
給食・給水用	炊飯装置、鍋、こんろ、ガスボンベ、給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽 等
訓練・防災教育用	模擬消火訓練装置、放送機器、119番訓練用装置、組み立て式水槽、煙霧機、視聴覚機器（ビデオ・映写機等）、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生用訓練人形、住宅用訓練火災警報器 等
その他	簡易資機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器、除雪機 等

(5) 災害時要援護者の支援活動

災害が発生した場合に、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦及び外国人などに対する適切な応急対応及び救援活動を行うため、日頃から地区のコミュニティの形成や社会福祉活動に積極的に取り組み、災害時に備えます。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととします。

ア 地区内の災害時要援護者の所在情報の把握

災害時要援護者がどこに住んでいるのか、どのような支援を必要とするのかなどの災害時要援護者情報の把握については、災害時要援護者本人の理解と同意を得ながら進めていくことが原則となります。

情報収集の進め方としては、次のような方法が考えられます。

(ア) 手上げ方式

取組みを地区内で周知し、災害時要援護者の募集を行い、災害時に支援を必要とする方について、本人や家族から自主的に地区へ申し出ていただく方法です。

地区住民への呼びかけについては、ひとりでも多くの住民へ周知できるよう、支援組織の皆さんの主体的かつ意欲的な活動が必要となります。

(イ) 同意方式

市が対象者に通知して同意を得た人の個人情報、協定を締結した自治会等に支援組織に対して提供する方法です。手上げ方式により情報把握を地区において、既に作成している名簿の補完として活用することも可能です。

この事業は「相模原市災害時要援護者避難支援事業」と言います。

イ 災害時要援護者支援台帳の作成

災害時要援護者一人ひとりに対する避難支援の計画として、支援組織の支援担当者等を中心に、「災害時要援護者支援台帳」を作成します。

(ア) 災害時要援護者支援台帳の作成にあたっては、災害時要援護者本人又はその家族の意向を確認して行います。

(イ) 支援担当者等（災害時要援護者の個人情報に係る守秘義務を確保できる範囲内の者）が、災害時要援護者への戸別訪問等により現況調査を行います。訪問する支援担当者等は個人情報保護についての研修等により、個人情報保護について十分に理解した者とし、

(ウ) 戸別訪問等では、災害時の支援のために必要な範囲の情報のみを聴取することとし、災害時の支援に関わる支援担当者等が共有する災害時要援護者支援台帳として整理・保管します。

<災害時の支援のために必要な範囲の情報の例>

- 住所 ○ 氏名 ○ 性別 ○ 生年月日 ○ 電話番号 ○ 家族の状況
- 緊急連絡先 ○ 情報伝達方法(メールアドレス、FAX番号等)
- 介護や障害の内容 ○ 避難所での配慮事項など

(エ) 情報の収集にあたっては、原則として戸別訪問としますが、その際には第三者に情報が見られてしまうことが無いように配慮(一覧名簿ではなく、個票として持参する、情報の収集は回覧ではなく、情報の提出時には封書による封印を行うなど)が必要です。

(オ) 作成した災害時要援護者支援台帳は、災害時要援護者本人又はその家族の同意の上で、支援組織内で共有することができます。

(カ) 支援組織は、災害時要援護者支援台帳の内容に変化が無いか、年1回程度、災害時要援護者本人や家族に確認します。

ウ 災害時要援護者情報の管理

取り扱う災害時要援護者の方の情報は、自分の情報と同じく非常に大切な個人情報ですので、プライバシーに十分配慮し、適切に管理する必要があります。

このため、保管場所や方法など、個人情報の取扱い等に関するルールを定めておくことが必要です。

<具体例>

- 災害時の避難支援に不必要な情報は収集しないこと
- 災害時要援護者支援台帳は、災害時の支援に必要な最小限の担当者間で把握すること
- 個人情報を取り扱う場合は、情報の紛失・漏洩を防ぐこと
- 災害時要援護者支援に関係の無い第三者に話すことなどがないように注意すること

エ 災害時要援護者に対する安否確認や情報伝達の仕組みづくり

災害時要援護者の所在情報が把握できたら、支援組織の避難支援担当者を中心に、南海トラフ地震臨時情報発表時や高齢者等避難等発令時を含めて災害時に災害時要援護者の安否確認や情報伝達ができるような仕組みづくりに取り組みます。

(ア) 避難支援担当者について

避難支援担当者は、災害時要援護者への災害情報の伝達、安否確認、避難誘導を実際に行う人を言います。また、例えば、見守り活動や声かけなど、要援護者とのコミュニケーションを通じ信頼関係を深めることで、災害時要援護者と地区との接点としての役割も期待されます。

(イ) 避難支援担当者の選定

誰が誰を担当するかなどの取り決めをした上で、自らが担当する災害時要援護者の支援台帳を活用して、迅速かつ適切に安否確認等が行えるようにしましょう。なお、避難支援担当者は、災害時に居合わせなかったり、避難支援担当者自身が被災することも想定されることなどから、災害時要援護者1名に対して、避難支援担当者を複数とすることが望ましい形です。

また、災害時要援護者支援には、地区内の社会福祉施設や社会福祉団体等とのつながりも必要ですので、災害時要援護者の支援を視野にいたした防災訓練への参加・呼びかけを通し、お互いの協力体制をつくるよう心がけてください。

オ 災害時要援護者の視点に立った地区内避難環境の点検・調査

大規模災害時には、どのような状況に置かれるか誰にも予測ができないため、相当な混乱状態が予想されます。

災害時の混乱状態の中での避難・誘導は非常に困難です。そのため、避難・誘導活動を円滑に行うには、事前に、災害時要援護者を含めた多くの地区住民が、一時避難場所、広域避難場所、避難所（新磯小学校・相陽中学校）及び救護所（新磯小学校）の周辺及び避難経路について、危険箇所等の点検調査の取り組みが有効です。

カ 要援護者支援訓練の実施

関係団体と協力しながら、要援護者の所在確認や安否確認、避難誘導の方法などの実地訓練を行っていきます。

キ 関係団体との連携

新磯地区では、単位自治会が中心となり、地区の民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会の協力を得ながら進めているため、各団体の持つ身近な情報を含め、地区で重層的に対応する連携を引き続き進めていきます。

3 避難所運営協議会の平常時の活動

災害発生後に避難所を開設する際は、新磯地区で指定されている新磯小学校と相陽中学校の施設の安全確認がされた後、一時避難場所から避難者を収容し支援を行うことが重要です。

避難所が開設される事態になった場合には、混乱した中での運営が予想されます。避難所の生活は、避難者全員で協力することが大切です。

市で作成されている「相模原市避難所運営マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を参考に、事前の検討や訓練を積み重ねる必要があります。

(1) 避難所運営方法の検討

ア 事前協議

- ・ 避難所運営に携わる関係者は、災害時に円滑な避難所運営を行うことを目的として、事前に運営に関する協議を行います。
- ・ 協議した内容は、各マニュアルに追記し、災害時に生かします。

<協議で決めておくべきポイント>

- | | |
|--------------------------------|--|
| <input type="radio"/> 避難所開設手順 | <input type="radio"/> 初動対応や地域住民・市・施設管理者の役割 |
| <input type="radio"/> その他の地区特性 | <input type="radio"/> 協議した事項の共有方法 |

イ マニュアルに必要事項の追記

- ・ 災害時に、事前協議で決定した事項に基づき、円滑な活動を行うためには、活用するマニュアルにその内容が反映されていることが重要です。
- ・ マニュアルは、市の基本的な方針を示したマニュアルとなっているため、事前協議の結果を反映し、地区の特性を追記し、さらに各避難所の平面図等に各配置場所を追加した各避難所版としてマニュアルを作成することが必要です。
- ・ 「避難所運営協議会運営要項」、「避難所運営協議会組織図」、「避難所運営協議会役員名簿」のひな型を活用し、毎年度当初、各現地対策班に提出します。
- ・ 新磯地区の実情に応じた、独自のルール作りを行い、必要に応じて追記します。

(2) 避難所運営訓練、避難所体験訓練

災害時に開設される避難所の運営には、地区のことをよく知る自主防災組織が関わることが想定されることから、避難所の運営や避難者に対する生活支援の方法について訓練を行います。また、避難所での生活を訓練で体験することを通じて、避難の際の所持品や平常時からの準備について考え、地区住民の防災意識を高めることができます。

(3) 新型コロナウイルス等の感染症対策

新型コロナウイルス等の感染症のまん延を防止するため、マニュアルに基づく感染症対策の実施や、避難所や風水害時避難場所以外の場所に避難する「分散避難」の普及啓発を行います。また、各家庭でマスクなどの感染症対策物品の備蓄を啓発します。

4 消防団の平常時の活動

消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関です。地区における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地区に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。

(1) 平常時の任務

ア 火災予防啓発活動

地区の防災訓練や市が行う総合防災訓練に参加したり、各種火災予防運動などを通じて火災予防を呼びかけています。

イ 消防施設の保全

各分団には、その活動の拠点となる詰所があり、火災等の災害に備えて常に整備された状態で管理されています。また、各分団に配備されている機械器具等についても最善の状態に管理するとともに、器具の取扱い訓練を通じて、その習熟に努めています。

ウ 教育訓練

消防団の任務遂行に必要な専門的知識や技能を習得するために様々な研修、教育及び訓練を行っています。

エ 地区の行事等への参加

地区の行事（お祭り等）での警戒活動や防災指導。地区会合へ出席し、消防団活動の紹介や防火防災の広報活動などを行っています。

(2) 消防団の主な施設・装備の点検・整備

消防団が効果的な災害活動を行うため、消防団詰所、消防車両及び可搬ポンプなどの施設や資機材、防火衣などの装備を点検整備しています。

○詰所・車庫	○消防車両・可搬ポンプ	○活動服・雨衣・編上靴(安全靴)
○防災衣	○投光器	○震災用レスキューキット(バール、ボルトカッター等)
○救命胴衣	○トランジスタメガホン	○携帯用無線機(アナログ)

(3) 団員の確保

団員数は、全国的な傾向として、年々減少しており、本市においても、充足率が減少しています。

南方面隊第2分団においても、充足率が減少しつつあることから、団員の減少に歯止めをかけ、増加させる必要があります。

ア 若者の入団促進

毎年、消防団員の平均年齢が上昇していることから、今後は、小学校をはじめ、高校などにおいても、消防団員の参加の下、「消防団員PRキャンペーン」等のイベントを開催し、若者の入団や次世代の消防団員の確保を図っていく必要があります。

イ 事業所における消防団への理解

地区防災の中核的存在である消防団は、その即時対応力と動員力が地区の大きな防災力として期待されています。消防団員を雇用する事業所の消防団活動への一層の理解と協力を得るために、平成 21 年度から、消防団活動に協力している事業所を顕彰する「消防団協力事業所表示制度」を実施しています。

ウ 消防団OBとの連携

災害時には人的協力（マンパワー）が必要不可欠です。消防団を引退したOBが豊富な経験を生かすため普段から連携を取ることが必要です。

5 関係団体（新磯地区社会福祉協議会、新磯地区民生委員児童委員協議会）の平常時の活動

災害時に大きな影響を受ける災害時要援護者の安全を確保することは、地区全体の安全を向上させることにもつながることから、災害時要援護者の状況を知る地区の民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、地区老人クラブ、福祉関係団体等が平常時から自治会と連携を図り、総合的に取り組んでいくことが重要となります。

（1）高齢者等の見守り活動の充実

地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、福祉関係団体等の様々な見守りの担い手が連携・協力し、高齢者等への日常的な見守りや声かけを行うなど、地区全体で見守り活動を充実するためのしくみを構築します。

（2）災害時要援護者の支援体制づくりにおける連携・協力

ア 災害時要援護者情報の収集・共有

災害時要援護者の避難支援に直接携わる自治会や民生委員・児童委員との連携を深め、保有する個人情報の守秘義務を確保しながら、平常時からの災害時要援護者情報の収集・共有に取り組みます。

イ 災害時要援護者支援につながる人材の確保

高齢者等の見守り活動の担い手となる人材を育成し、常日頃からの見守りや声かけによる結びつきを、災害発生時の安否や所在の確認等に活かしていきます。

6 事業者の平常時の活動

災害時に地区の一員として事業者の応援・協力が得られれば、救助・救出活動等をより効果的に行うことができるため、積極的に連携を図る必要があります。

なお、災害時における地区と事業者との連携としては、主に従業員の地区防災活動への参加や事業者の保有する物資や資機材による協力が考えられます。

(1) 事業者の責務

ア 事業所周辺の危険箇所の把握

事業所の周辺に災害時、障害となるものはないか。

イ 事業所内の設備の点検・整備

災害時に設備が機能するか、また、停電後の始動方法の確認。

ウ 3日分以上の食料、飲料水その他生活必需物資の備蓄

災害の状況によっては従業員等を数日留め置くこともあり得ることから最低限の備蓄を行います。

エ 初期消火に必要な資機材の準備

火災を最小限に抑えるため事業所の規模に応じた消火資機材を備えます。

オ 建築物等の耐震性・耐火性の向上

被害を軽減するための取組を行います。

カ 事業所として消防訓練・避難訓練の実施

訓練を通じて被害の軽減を図ります。

(2) 地区との連携

ア 従業員の地区防災活動への参加

イ 消防団協力事業所としての地域貢献

ウ 事業所の物資や資機材の保有状況の共有

エ 地区の実情や想定される支援に応じた協力体制づくり

7 地区住民の平常時の活動

月に一度は家族全員で防災会議を開き、災害を想定して、わが家の安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどの話し合いを行います。また、非常持ち出し品や防災用具の点検や補充を随時実施します。

(1) 地区情報の把握

ア 地区の災害危険の把握

ハザードマップやさがみはら防災マップを活用し図上で確認して、次に歩いて危険性を確認します。

イ 一時避難場所、広域避難場所、避難所の確認

災害に応じた適正な避難場所を確認します。

【新磯地区 避難場所等一覧表】

<一時避難場所>

(令和4年10月現在)

No.	自治会名	一時避難場所	住所
1	上磯部上	下磯部中部子供広場	南区磯部 1333-1
2	上磯部中	上磯部自治会館 駐車場	南区磯部 1389-1
3	上磯部下	上磯部自治会館 駐車場	南区磯部 1389-1
4	上磯部山谷上	相陽中学校	南区磯部 1540
5	上磯部山谷下	勝坂遺跡公園駐車場	南区磯部 1827-1
6	上磯部西ヶ谷戸	上磯部自治会館 駐車場	南区磯部 1389-1
7	下磯部四ッ谷上	能徳寺	南区磯部 425
8	下磯部四ッ谷下	能徳寺	南区磯部 425
9	下磯部中部	御嶽神社	南区磯部 951
10	下磯部中部	下磯部中部こども広場	南区磯部 1333-1
11	下磯部東の上	下磯部東子ども広場	南区磯部 1082-1
12	下磯部東の下	下磯部東子ども広場	南区磯部 1082-1
13	下磯部上の原	ふれあい広場	南区磯部 1158-2
14	すずかけ台	磯部雨水調整池南側	南区磯部 1310
15	勝坂上	勝坂こども広場	南区磯部 11702-33
16	勝坂下	勝坂こども広場	南区磯部 11702-33
17	勝坂東	勝坂こども広場	南区磯部 11702-33
18	勝坂西	勝坂こども広場	南区磯部 11702-33
19	勝坂南	勝坂こども広場	南区磯部 11702-33
20	新戸大河原	相模川左岸第2堤防火の見やぐら付近	南区新戸 655
21	新戸河原東	相模川左岸第2堤防火の見やぐら付近	南区新戸 655

No.	自治会名	一時避難場所	住所
22	新戸南町	長谷川電機店前	南区新戸 1936
23	新戸西	個人宅（空地）	南区新戸
24	陣屋小路	新戸自治会館	南区新戸 2073-1
25	新戸東	新戸東自治会倉庫前	南区新戸 2138-1
26	新戸中央	日枝神社	南区新戸 2452
27	新戸上新	新磯ふれあいセンター	南区新戸 2268-1
28	荒井耕地東	旧県立新磯高等学校	南区新戸 2607-2
29	新戸荒井耕地西	自治会収納庫前	南区新戸 2512
30	新戸新道	旧県立新磯高等学校	南区新戸 2607-2
31	新戸新道	日枝神社	南区新戸 2452
32	新戸相武台下	新戸山谷バス停北側	南区新戸 2146
33	新戸山谷	高橋駐車場	南区新戸 2097-1
34	新戸山谷	諏訪神社	南区新戸 3012
35	新戸釣瓶下	新戸釣瓶下公園	南区新戸 1882
36	南町パレス翔	立体駐車場前	南区新戸 1729

※個人情報保護の観点から、個人の氏名及び住所は省略しています。

<広域避難場所>

広域避難場所名	総面積 安全面積 準安全面積 (m ²)	収容可能人数 (人)
さがみロボット産業特区プレ実証フィールド	36,000 25,600 10,400	14,600

安全面積：全方位から市街地大火が発生した場合の熱量を受けても安全な後退距離を保てる範囲の面積

準安全面積：市街地大火が発生した場合、限定される方向からの熱量に対してのみ安全な後退距離を保てる範囲の面積

<避難所>

避難所	所在地	救護所指定	収容可能人数	給食室	グラウンド 夜間照明	飲料水兼 用貯水槽	緊急遮断弁 付受水槽
新磯小学校	南区磯部 1028-5		1,377	○			○
相陽中学校	南区磯部 1540	○	1,600		○	○	○
さがみロボット産業特区プレ実証フィールド	南区新戸 2607-2	※新磯小学校が避難所として開設できない場合に開設する可能性がある。					

<風水害時避難場所>

施設等名称	洪水	土砂	所在地
相陽中学校	○	○	南区磯部 1540
さがみロボット産業特区プレ実証フィールド	○	○	南区新戸 2607-2

<概ねの避難対象地域>

地域名称	避難所名称	風水害時避難場所名称
上磯部	相陽中学校	相陽中学校
下磯部	新磯小学校	さがみロボット産業特区プレ実証フィールド
勝坂	相陽中学校	相陽中学校
新戸	新磯小学校	さがみロボット産業特区プレ実証フィールド

ウ 避難所までの避難経路の確認

災害種別や規模に応じた避難経路を設定します。

エ 近所に住む災害時要援護者に配慮した避難誘導の確認

何ができて、何ができないかを明確にします。

オ 危険物の取扱施設の確認

災害の拡大が想定されるため事前の把握に努めます。

カ 災害時協力井戸の場所確認

地区内の生活用水として使用できる井戸の場所を確認しておきます。

キ マイ・タイムラインの作成

さがみはら防災マップやハザードマップを活用し、風水害時に避難する必要があるか確認するとともに、「いつ・どこに・どのように」避難するかなどを時系列的に整理した「マイ・タイムライン」を作成します。

ク 防災メールの登録

大雨や台風時に避難情報の発令などを放送するひばり放送の内容が聞こえない場合に備えて、防災メールを登録します。

(2) 防災資機材等の備蓄と点検

ア 必要な防災資機材

個人（家庭）レベルで使いこなせる資機材を備蓄します。

イ 防災資機材の点検・整備と操作方法の習得

防災資機材は、災害発生時に即座に必要となるもので、日頃の取扱い訓練や点検を行います。なお、できれば家族・近所の方と一緒にいき、いつ何時でも使用できるようにしておきます。

ウ ペットの災害対策

ペットを飼育している家庭は、ペット用の避難用品の用意やペットが迷子になってしまった場合に備えた身分の表示、ワクチンの接種などをおこないます。

エ 活動上の留意点

備蓄場所は、いざというときにすぐ取り出し可能な場所とし、家族等に周知しておきます。

(3) 防災訓練への参加

ア 正しい知識、技術を習得するために積極的に参加します。

イ 家族や隣近所も誘い、気楽な感じで参加します。

ウ 防災訓練に参加し、家族の役割分担を確認します。

エ 訓練の目的を理解し、自ら地区を守る担い手になる。

オ 訓練に参加することによって、訓練参加者と顔見知りになり災害時に生きる。

3 応急対策計画 (地震・風水害)

第1章 地区災害対策本部活動（地震・風水害）

1 地区災害対策本部の設置

(1) 設置基準

ア 地震災害

相模原市で「震度5強」以上の地震が発生し、又は発生のおそれがあるとき。

イ 風水害

風水害等により地区内の複数箇所でも局地的な浸水、その他の被害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。

ウ 設置場所

新磯まちづくりセンター内に新磯地区災害対策本部（以下「地区本部」という。）を設置します。

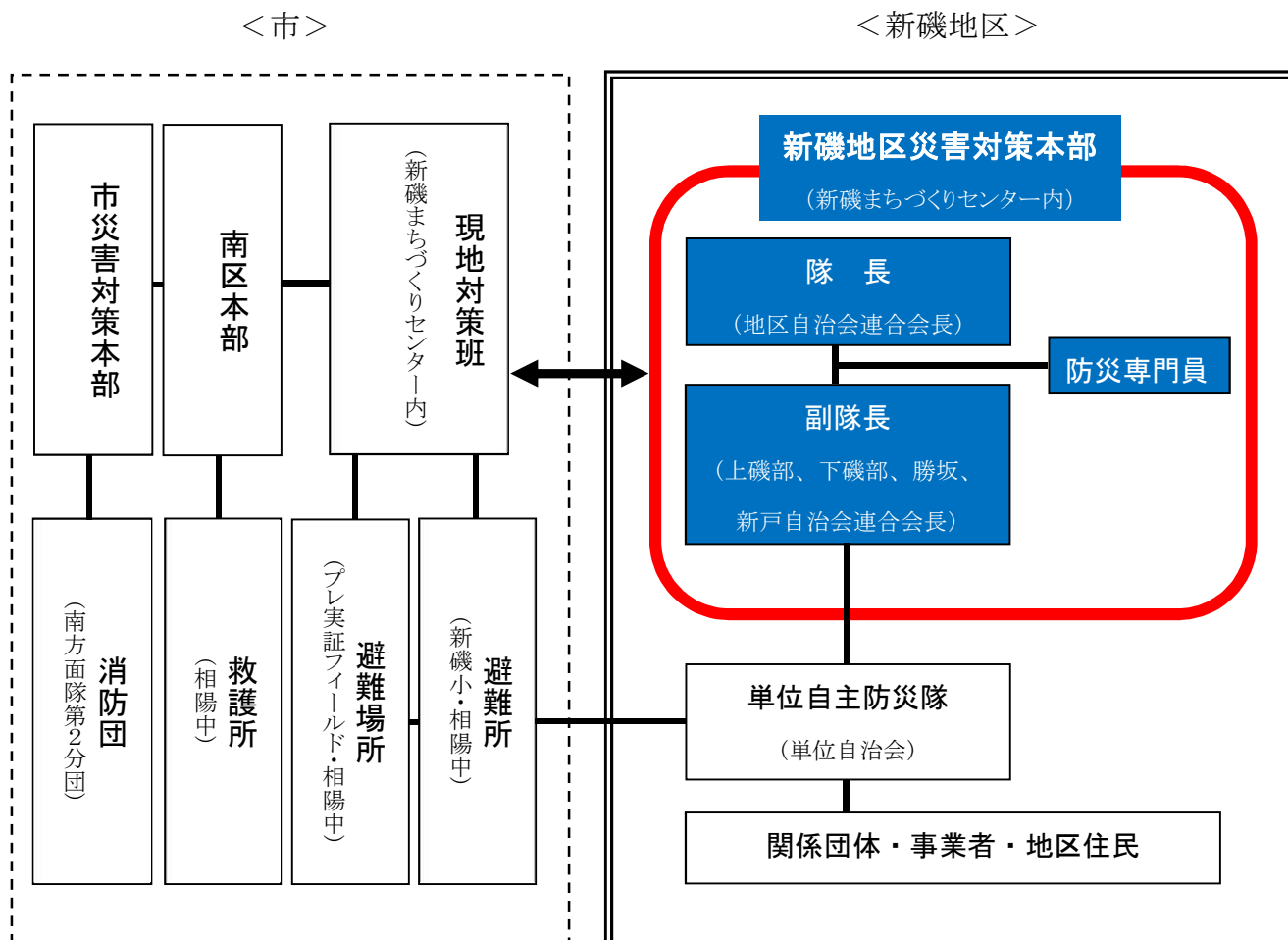
	設置基準	参集方法
地震時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相模原市で震度5強以上の地震を観測したとき ○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき 	テレビ、ラジオ、防災行政無線（ひばり放送）、広報車、防災メール等により情報を得て自主参集
風水害時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 複数箇所でも局地的な浸水、その他の被害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき ○ 相模川や鳩川の氾濫警戒情報が発表されたとき ○ 大雨特別警報⁹・暴風特別警報⁹・大雪特別警報⁹・土砂災害警戒情報などが発表されたとき ○ 「警戒レベル4 避難指示」が発令されたとき 	

⁹ 警報の発表基準をはるかに超える現象が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に行う予報。

(2) 地区本部の組織

地区本部は、新磯地区連合自主防災隊隊長、副隊長（4地区自治会連合会長）及び地区防災専門員をもって組織します。

【体系図】



2 地区本部の活動

地区本部は、地区内の被害状況等の掌握及び統括に努めます。また、地区内地図やホワイトボード等を活用して災害対応にあたります。

(1) 地区内の被災・被害状況等の収集、報告

- ・ 単位自主防災組織の被災・被害状況の収集及び支援要請等の要望事項を収集します。
- ・ 隊長は単位自主防災組織から収集した上記情報を取りまとめ、現地対策班へ報告します。

(2) 災害情報及び市内の被害状況収集

- ・ 現地対策班を通じて、災害の規模及び市内の被災・被害状況を収集します。

(3) 地区内への情報提供

- ・ 現地対策班から得た災害情報及び市内の被害状況を単位自主防災隊へ情報提供します。
- ・ 広域避難場所開設や避難所開設情報を確認し、単位自主防災隊へ情報提供します。

(4) 地区内への協力・応援要請

- ・ 消火や救出・救護等の地区内で対応できる事案について、単位自主防災隊へ協力・応援を要請します。

(5) 市への応援要請

- ・ 地区内の被害が甚大で対応しきれない事案については、現地対策班を通じて市へ応援要請を行います。

3 地区本部の閉設

地震、風水害等による災害発生のおそれなくなった場合、国から後発地震に対して注意する措置の解除が呼びかけられた場合、もしくは発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合には、地区本部を閉設します。地区本部を閉設した場合には、現地対策班にその旨を報告するとともに、単位自主防災隊に連絡します。

第2章 応急対策活動

1 情報収集・伝達活動

単位自主防災組織で 担当する班	情報連絡班
関連する新磯地区の組織	全組織共通

(1) 基本的な活動指針

情報連絡班は、被害情報等を収集し、地区本部を通じて、現地対策班に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達します。

(2) 主な活動内容

情報連絡班は、地区におけるきめの細かい情報の伝達ルートとしての役割を果たすため、主に次のような情報収集・伝達活動を行います。

ア 正しい災害関連情報、地区内の被害情報等の把握をするため、関連組織からの情報収集及び伝達

イ 地区本部、現地対策班への応援要請、情報収集

ウ 地区住民や自主防災組織の各班への情報伝達

(3) 重要事項

ア 情報伝達は簡単明瞭に

情報は、簡単で明瞭なことが肝心です。「いつ、何が（誰が）、どこで、どうして、どのように、何を」の要領で、特殊な用語やあいまいな表現がないように心がけ、特に数字には注意します。

イ メモを忘れずに

誤った情報伝達を防ぐため、できる限りメモを取ります。特に電話での伝言はメモを取ることを忘れずにします。

2 初期消火活動・水防活動

単位自主防災組織で 担当する班	初期消火班、情報連絡班
関連する新磯地区の組織	全組織共通

(1) 基本的な活動指針

初期消火班は、安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御します。また、水防活動では、被害を抑えるための行動をとります。

(2) 主な活動内容

【初期消火活動】

各家庭での出火防止が一番大切ですが、もし、火災が発生したら、まず個人、隣近所、そして、初期消火班が中心となって、初期消火を行います。

ア 出火防止の呼びかけ

イ 初期消火（個人レベル～初期消火班による組織的な活動）

ウ 地区内の状況把握と応援要請（情報連絡班へ）

エ 被害甚大地区の消火活動への協力

オ 消防機関への協力（火災現場での活動補助、残火処理や警戒活動等）

【水防活動】

洪水発生による被害を最小限にするために、市や消防団が巡視します。災害発生の危険性がある箇所では水防活動を行うことが重要です。水防活動の基本は土のうづくりです。土のうづくりはマンパワーが必要なためできるだけ多くの方の協力が必要です。

(3) 重要事項

ア 安全第一に

消火活動は専門性の高い活動で、自分たちだけで火事を抑え込めると考えるのは危険です。

一般的には、天井に火が燃え移るまで、出火から3分くらいが初期消火の限度といわれているため、それを超える火災に発展したら、すぐに避難して、消防隊が到着するまでの間は、火災の延焼拡大を防ぐことに努めます。

火が天井に達すると、フラッシュオーバー（火災によって発生した熱が建物内に蓄積され、可燃物が燃焼しやすい状態になり、部屋全体が一度に燃え出す現象）の危険があるので、直ちに屋外に退避して、安全な場所から屋内に向けて消火器を放射し、ドアや窓を閉めて外気の流入を阻止し、火勢の抑制を図ることが望ましいです。

イ 事業所等との連携による活動

地区内にある事業所の中には自衛消防隊を組織している場合があります。平素から地区住民、自主防災組織と企業が相互の連携を強め、大型消火器など、消火能力の高い機材を活用できるよう体制を確保することも大切です。

3 救出・救護・搬送活動

単位自主防災組織で 担当する班	救出・救護班、災害時要援護者支援班、情報連絡班
関連する新磯地区の組織	全組織共通

(1) 基本的な活動指針

救出・救護班は、周囲の人の協力を求め、負傷者等の救出・救護・搬送活動を行います。

(2) 主な活動内容

救出・救護班は、次のような救出・救護活動を行います。

- ア 下敷きになっている人等の救出・救護（個人レベル～救出・救護班による組織的な活動）
- イ 地区内の被害状況把握と応援要請（情報連絡班へ）
- ウ 被害甚大地区の救出・救護活動への協力
- エ 消防機関等への協力（現場での活動補助等）
- オ 応急手当と救護所への搬送

(3) 重要事項

ア 二次災害の防止と組織的活動の展開

救出作業は、危険を伴う場合があります。また、一人での作業には限界があります。

消防隊や救出・救護班を中心に、その指示に従い、二次災害に十分注意を払い、組織的に作業を進める必要があります。また、災害現場は事故の危険性が高く、長袖、長ズボン、軍手、ヘルメット、厚底の靴など、安全な服装で作業を行う必要があります。

イ 事業所等との連携による活動

地区内にある事業所の中には自衛消防隊を組織しているもの、また、建設会社等で業務用大型建設機械及び操作技術者を保有しているところもあります。平常時から地区住民、自主防災組織と事業所が相互の連携を強め、災害時には早期に全面的な支援を要請すべきです。

ウ 負傷者は救護所へ

病院等に軽傷者が殺到すると、医師・看護師、救急隊員等がその対応に追われ、重傷者の救命処置が十分に行われないう事態を招くおそれがあります。軽傷者は救護所等での応急手当で対応するものとし、直接病院等に行かないよう徹底する必要があります。

4 避難誘導活動

単位自主防災組織で担当する班	避難誘導班、災害時要援護者支援班
関連する新磯地区の組織	全組織共通

(1) 基本的な活動指針

避難誘導班は、全員が安全に避難できるよう避難誘導を行います。

(2) 主な活動内容

避難誘導班を中心に、全員が組織としてまとまって、安全に避難できるよう、次のような活動を行います。

- ア 避難の必要性の判断
- イ 周辺住民への周知徹底（避難指示等、避難時の注意事項）
- ウ 一時避難場所への避難誘導
- エ 広域避難場所への避難誘導
- オ 避難者の安全確保、安全確認
- カ 避難状況の連絡

(3) 重要事項

ア 災害時要援護者を優先的に

市が「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令したときに、洪水浸水想定区域等に居住する立退き避難が必要な災害時要援護者や自力で避難ができない人が逃げ遅れないようみんなで協力することが大切です。

戸別に声をかけ、車椅子、リヤカー、担架等により必要に応じて援助し、また、避難の際は列の中央におくなどの配慮が必要です。

イ 安全な装備で

かついで逃げられるのは10kg程度とされています。携行品は、必要最低限の生活用品等を入れた非常持ち出し袋（リュックサック等）だけとし、身軽なかつこうで避難します。また、長袖、長ズボン、軍手、ヘルメット、厚底の靴など、安全な服装で避難することなどを徹底させる必要があります。

ウ 自主避難場所の開設

市が開設する風水害避難場所まで避難することが困難な方や、分散避難のため、市が「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令したときに、市と地区災害対策本部等にて調整のうえ、自治会館等を開設します。

5 避難所運営活動

単位自主防災組織で 担当する班	避難所運営班長（避難所運営班）
関連する新磯地区の組織	単位自主防災組織、避難所運営協議会、関係団体、事業者、 地区住民

(1) 基本的な活動指針

避難所運営班長（避難所運営班）は、地区住民、避難所担当市職員、施設管理者等と協力し、「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所の自主的な運営を行います。

(2) 主な活動内容

発災後の主な活動内容は以下のとおりです。

なお、詳細な活動については、「相模原市避難所運営マニュアル」を参照のこと。

- ア 避難所の管理全般
- イ 避難者名簿の作成、現地対策班との情報交換・連絡調整
- ウ 衛生対策
- エ 負傷者等への救護活動
- オ 災害時要援護者への対応
- カ 飲料水・生活水の確保
- キ 生活必需品の管理、受入れ、分配
- ク 炊き出し、食料管理、受入れ
- ケ 安全管理、巡回警備

(3) 重要事項

ア 災害時要援護者を優先して

被災直後は断水だけでなく、火災等の二次災害を防ぐために火気の使用が制限され、備蓄しておいた飲料水や非常食だけで生活を維持しなければならないこともあります。

この場合、高齢者や障害者などの災害時要援護者ほど生活の維持が困難なため、災害時要援護者を優先して飲料水や非常食の配布を行います。

イ 地区住民の安否確認

地区内の自主防災組織等は、必要に応じて救出・救護班、避難誘導班等により、安全が確保される範囲内において現地確認や避難所への避難状況確認を行い、住民の安否確認の情報収集を行います。

また、収集された情報については、適時、避難所運営本部に報告を行い、報告を受けた避難所運営本部は、随時、現地対策班に報告します。

ウ ボランティアとの連携

災害時におけるボランティアとの連携は不可欠です。避難所運営本部、地区本部、現地対策班及び相模原災害ボランティアセンター等と連絡調整を行い、活動分野に対して、必要に応じて支援を要請します。

エ 役割分担のもとに公平で平等な運営を

避難者がいろいろな班をできるだけ分担し、全員参加により、共同生活を行っているとの認識を持つことが重要です。

オ 様々な手段で情報伝達を

情報はすべての人に正確に伝える必要があります。校内放送や掲示板による伝達だけでなく、手話通訳や外国語の通訳に協力を求め、聴覚障害者や外国人に情報を伝えることや、高齢者には口頭で直接内容を伝えることも必要です。

カ 在宅避難者の把握・支援

地区内の自主防災組織等は、在宅避難者の情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営本部及び地区本部と協力して在宅避難者への支援を行います。

キ 多様な視点に基づく避難所運営

避難所運営に当たっては、障害のある方や慢性疾患・アレルギー等の個人的な事情を抱えた方、乳幼児や性的少数者に可能な限り配慮し、性別や年齢などにとらわれない多様な視点を持つようにします。また、男女のみの性を前提とした避難所運営を行わないように心がけます。

ク 車中泊避難者への対応

車中泊等、避難所外に避難しようとする避難者には、避難所内に入るよう勧めますが、やむを得ず車中泊等を選ぶ避難者については、在宅避難者と同様の対応を行うなど、避難所運営マニュアルに基づいて対応を行います。また、エコノミークラス症候群の健康管理に係る注意喚起を行います。

ケ 風水害時避難場所の支援

大雨特別警報発表の可能性が出た場合や城山ダムが緊急放流を行う可能性が出た場合、市が災害対策本部を設置した場合など、多数の避難者が生じるおそれがある場合には、市風水害時避難場所担当職員と現地対策班、避難所運営協議会及び地区災害対策本部にて調整のうえ、風水害時避難場所の運営支援を行います。

施設等名称	支援団体
相陽中学校	相陽中学校避難所運営協議会
さがみロボット産業特区プレ実証フィールド	新磯小学校避難所運営協議会

6 給食・給水活動

単位自主防災組織で 担当する班	給食・給水班
関連する新磯地区の組織	単位自主防災組織、地区住民

(1) 基本的な活動指針

給食・給水班は、給食・給水のルールをつくり、秩序ある給食・給水活動を行います。

(2) 主な活動内容

給食・給水班の指示に従って、順序を守って行動するよう徹底させることが大切です。主な給食・給水活動は以下のとおりです。

- ア 自主防災組織による独自の物資（食料、飲料水、生活必需物資）調達と被災者への供給
- イ 不足物資の把握と供給の要請
- ウ 物資の受入れと被災者への供給
- エ 炊き出しの実施

(3) 重要事項

ア 給食・給水のルールづくり

救援物資を必要とする人数を隣近所で集約し、各組・班の代表者が給食・給水のルールに従って供給できれば混乱も減少し、みんなが公平に救援物資を入手することが可能になります。各組・班の代表者は、常に人数を把握し、給食・給水班に報告・協力することが給食・給水活動の大事なポイントとなります。

イ 避難所周辺の人にも配慮を

被災後に避難所で生活するのは地域住民ばかりとは限りません。被災後の給食・給水には、他市の人や帰宅困難者など、地区外の人に対する配慮も必要になります。

また、避難所における給食・給水、物資の供給は、避難者だけでなく、周辺の全住民が対象となるため、避難所周辺住民の協力を得ながら、必要数量の把握、情報の伝達、供給などの対応を行う必要があります。

7 災害時要援護者支援活動

単位自主防災組織で 担当する班	災害時要援護者支援班、情報連絡班
関連する新磯地区の組織	全組織共通

(1) 基本的な活動指針

災害時要援護者支援班は、関係団体や地区住民と協力して、災害時要援護者各人の要望を親身になって聞き、災害時要援護者支援活動に取り組みます。

(2) 主な活動内容

災害時要援護者に対する支援活動は様々な局面で出てきますが、大きな活動項目としては、以下のようなものがあります。災害時要援護者支援班や地区民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会等を中心に、地区住民の理解と協力を得て、活動を展開していく必要があります。

なお、活動の詳細については、「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参照のこと。

ア 災害時の安否確認と救出・救護、避難誘導

イ 避難所の災害時要援護者や在宅の災害時要援護者への支援活動

ウ 地区内の被災状況の把握、情報連絡班への応援要請及び被災状況の連絡

(3) 重要事項

ア 災害時要援護者の安否確認

災害時要援護者支援班が地区民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会等と協力して戸別に確認することが基本となります。

イ 災害時要援護者の避難誘導方法

高齢者、障害者などの災害時要援護者の援助に関しては、それぞれの人に適した方法を確認し、複数の人で対応することが基本となります。車椅子、リヤカー、担架などの方法があるが、複数の援助者がいない場合は、ひもで背負うなど臨機応変に対処します。

目の不自由な人の場合は、まず声をかけ、肘のあたりに軽く触れるか、腕をかし、半歩前くらいをゆっくり歩きます。耳の不自由な人の場合は、口頭でわからないようであれば紙とペンで筆談し、あるいは相手の手のひらに指先で文字を書いて筆談します。

8 他組織との連携

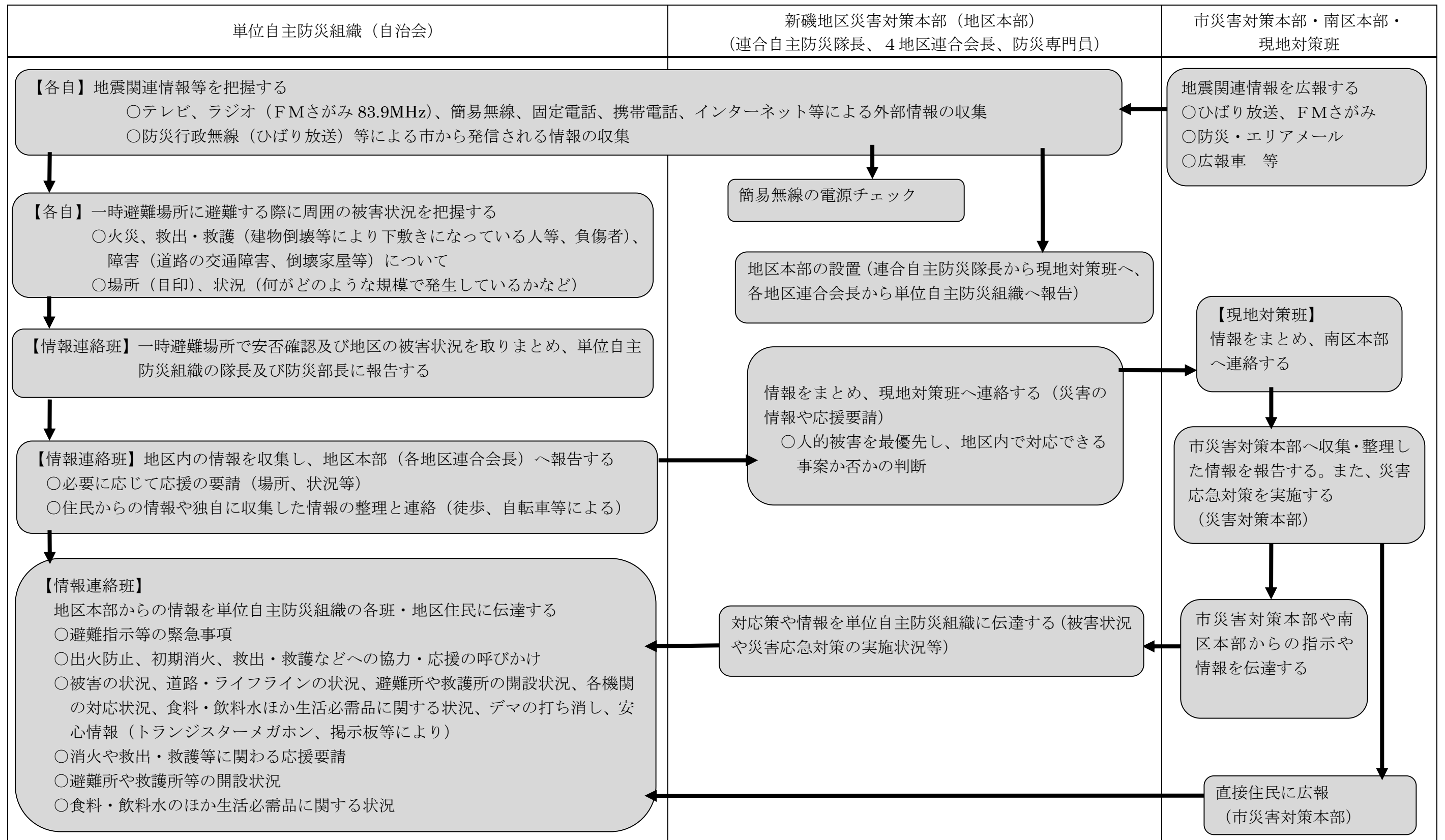
災害時の応急活動については、他の地区防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図ります。

他の自主防災組織との連携を強化する	<p>単位自主防災組織を超えた連携として、地区連合自主防災組織がありますが、その他、以下のような連携づくりに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 隣接する自主防災組織との連携（小規模な組織での合同訓練の実施等） ○ 地区連合自主防災組織間の連携・協力応援体制
市の支援体制を活用する	<p>自主防災組織は、防災の専門家や関係機関の指導、助言を必要とする面もあります。各種訓練の実施や日常活動を効果的に進めるためには、行政機関や防災関係機関との協力関係が必要です。</p> <p>毎年、「自主防災組織変更届出書」をまちづくりセンター等に提出し、また、自主防災訓練、防災研修会、事業所消防訓練などを実施するため「防災訓練等実施申請書」や「消防訓練等実施申請書」を受持ちの消防署所に申請することによって、市から様々な支援が受けられる体制となっています。</p>
事業所との協力関係を構築する	<p>平日の昼間への対応として、地区にある事業所と協力関係を構築しておくことは有効な手段です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平常時の連携づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の自主防災組織への参加促進 ・ 事業所の防災訓練への参加促進 ○ 災害時における協力関係の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所内で編成する自衛消防隊の初動期での周辺地域への応援 ・ 事業所で保有する重機・機器及び関係施設の活用 ○ 市の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所への意識啓発 ・ 協力関係構築に関する指導
避難所運営を念頭においた協力体制をつくる	<p>避難所の運営は、避難者や自主防災組織が中心に行うこととなりますが、避難所の運営を円滑に行うため、平常時から、同一避難所に避難する単位自主防災組織相互、校長等及び避難所担当市職員とそれぞれの役割、業務内容などについて理解を深める協議の場を設けるとともに、実践的な避難所運営訓練を行うことが必要です。</p> <p>特に、単位自主防災組織の避難所運営班は、避難所運営本部の立ち上げを行うとともに、運営本部内に組織される各作業班に加わり、具体的な運営管理を行います。</p>
協力を依頼する人たちとの取り決めを行う	<p>医療関係従事者、地区民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、建設業関係従事者、大型建設機械の操作技術者、その他の特殊技能者、アマチュア無線や手話通訳、救急救命士、応急危険度判定士等の資格取得者、ボランティア活動の希望者など、災害時に協力を依頼することが考えられる人、特に地域に在住・在勤している人たちと災害時の協力・応援に関する取り決めを結んでおくことは、いざというときに非常に役立ちます。</p>

9 各種活動の主な流れ

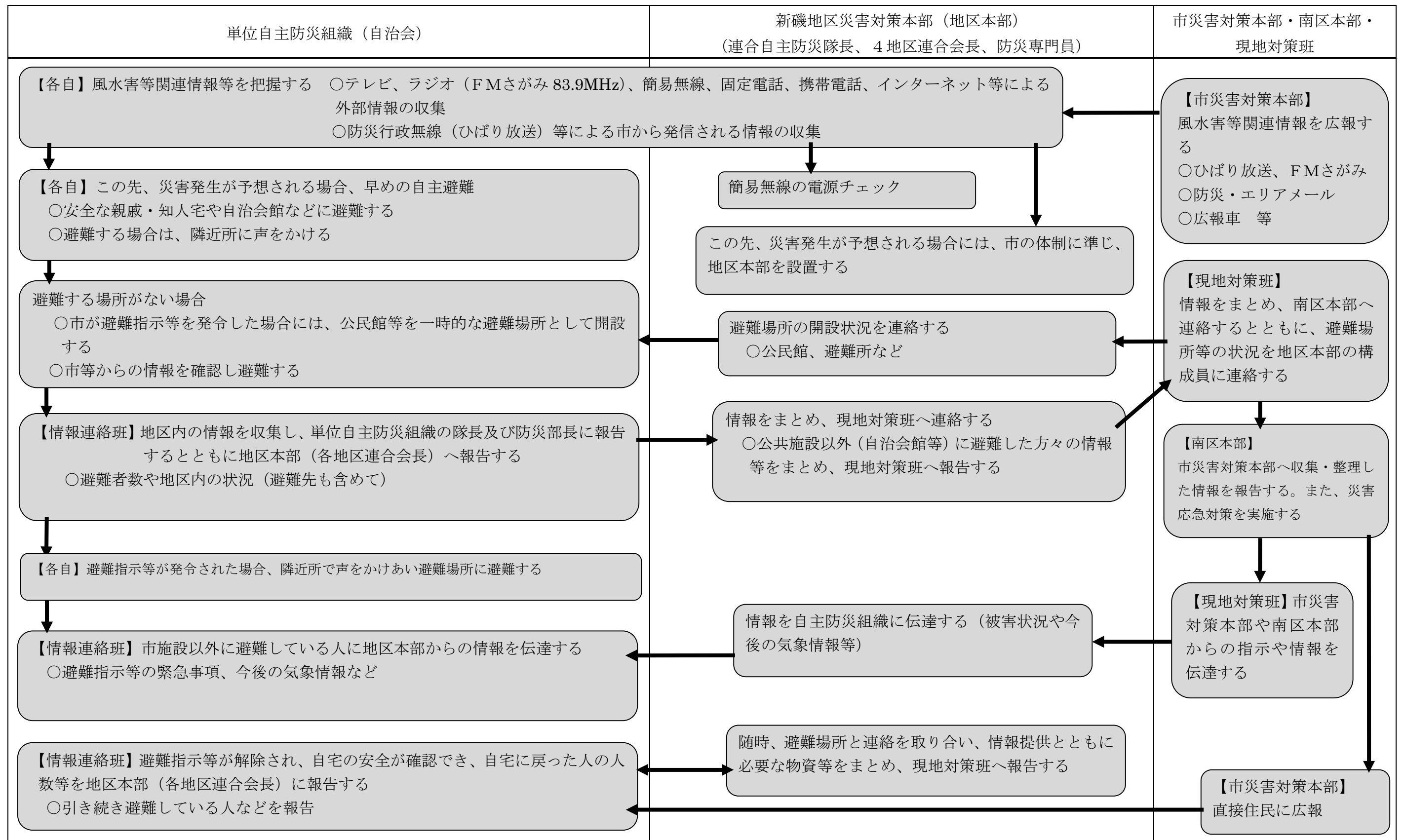
応急対策活動については、次の「主な流れ」を参考にして、『いのちと生活』を守ることを最優先に柔軟に対応します。

【情報収集・伝達活動の流れ】（地震時）



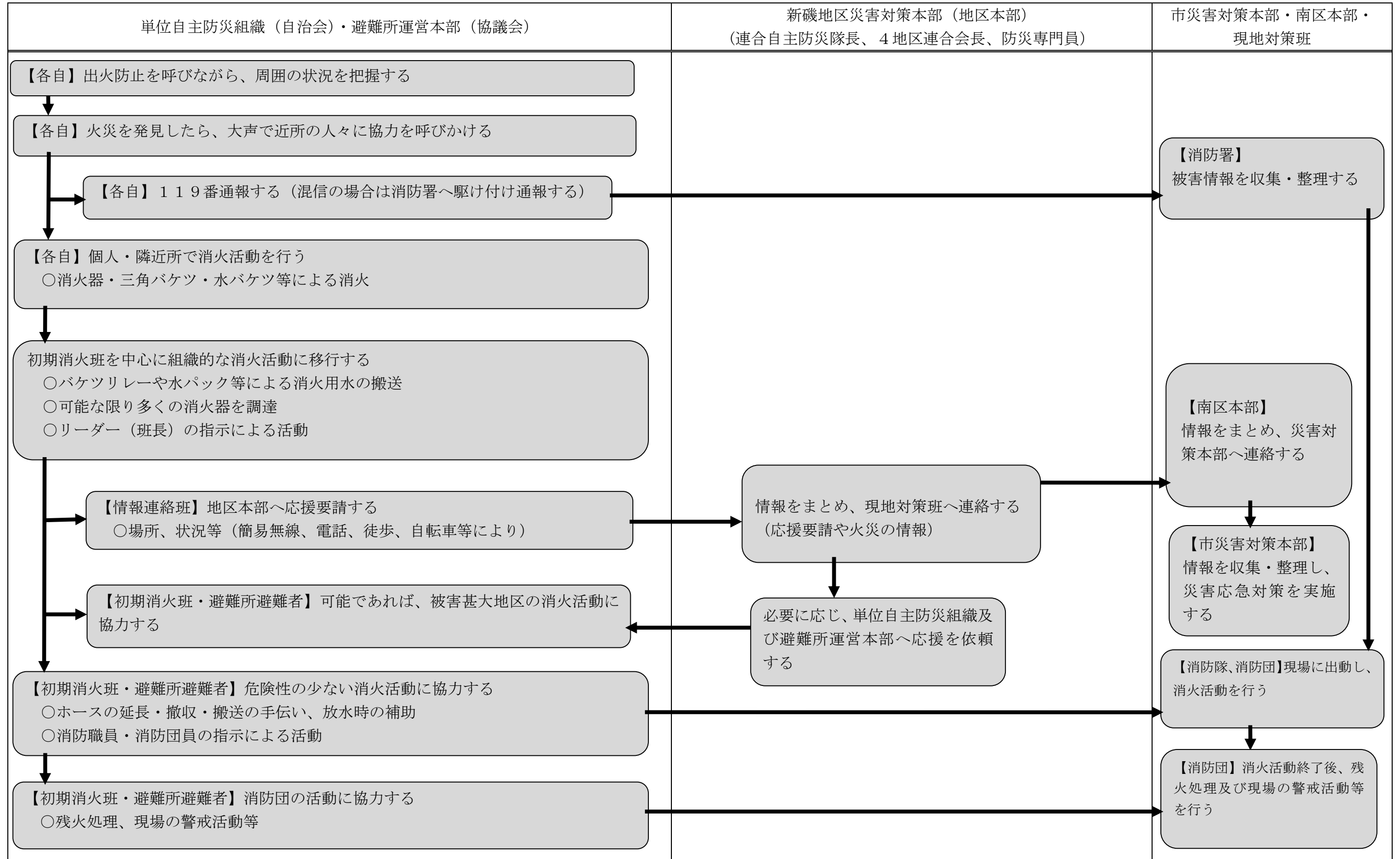
※避難所運営のメンバー、消防団、社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会、事業者、地区住民はテレビやラジオ等から情報収集するとともに、市から発する情報を正しく理解し行動をとるようにします。災害時は根拠のないデマが流れやすく、また、異常な心理状態のため冷静な判断力が失われており、デマを安易に信じてしまいやすいため注意します。

【情報収集・伝達活動の流れ】（風水害時）

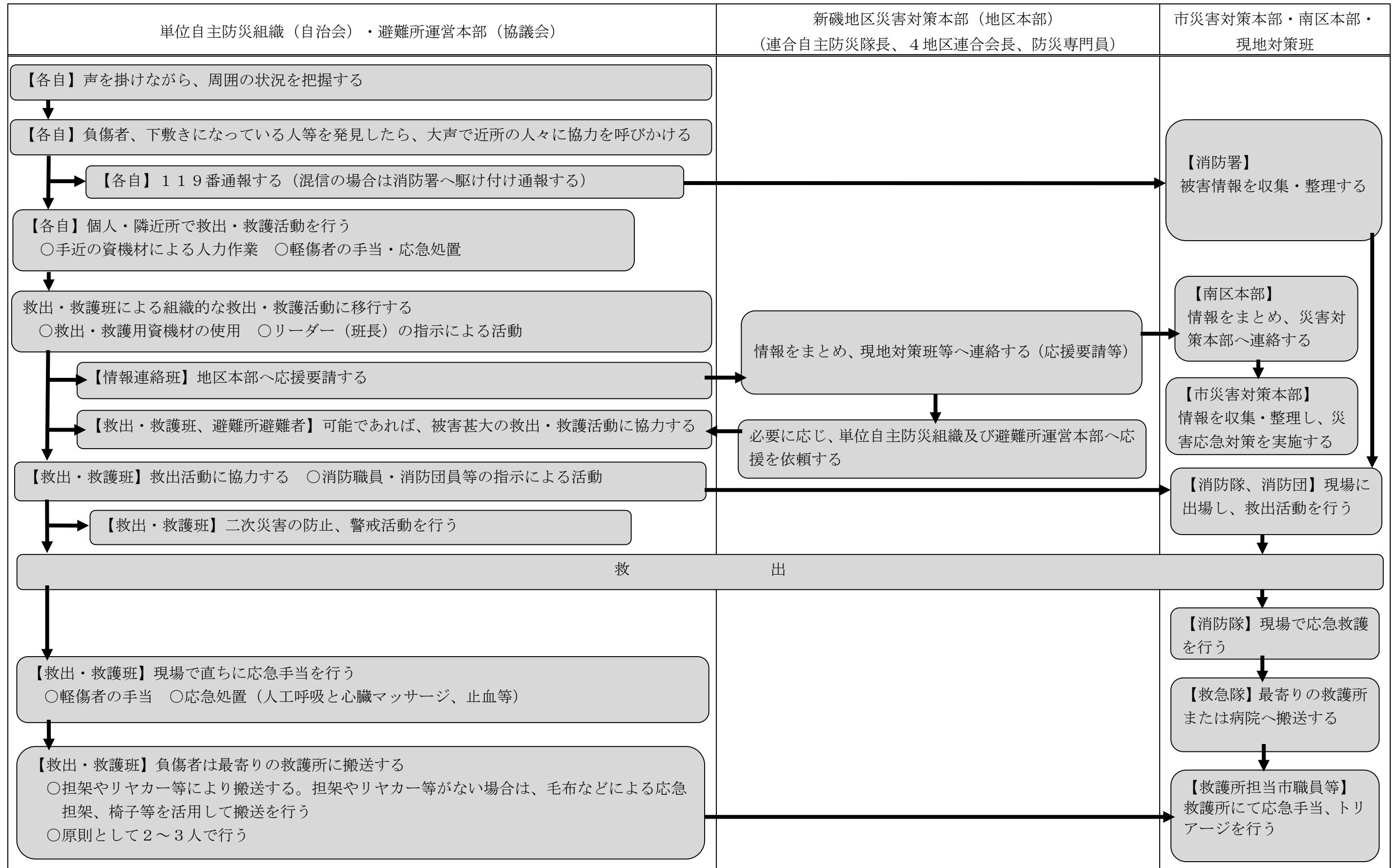


※避難所運営のメンバー、消防団、社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会、事業者、地区住民はテレビやラジオ等から情報収集するとともに、市から発する情報を正しく理解し行動をとるようにします。風水害等は事前に災害が予測できる場合があるので情報共有をするとともに、隣近所で声をかけあい異変を感じたら早めの自主避難をします。

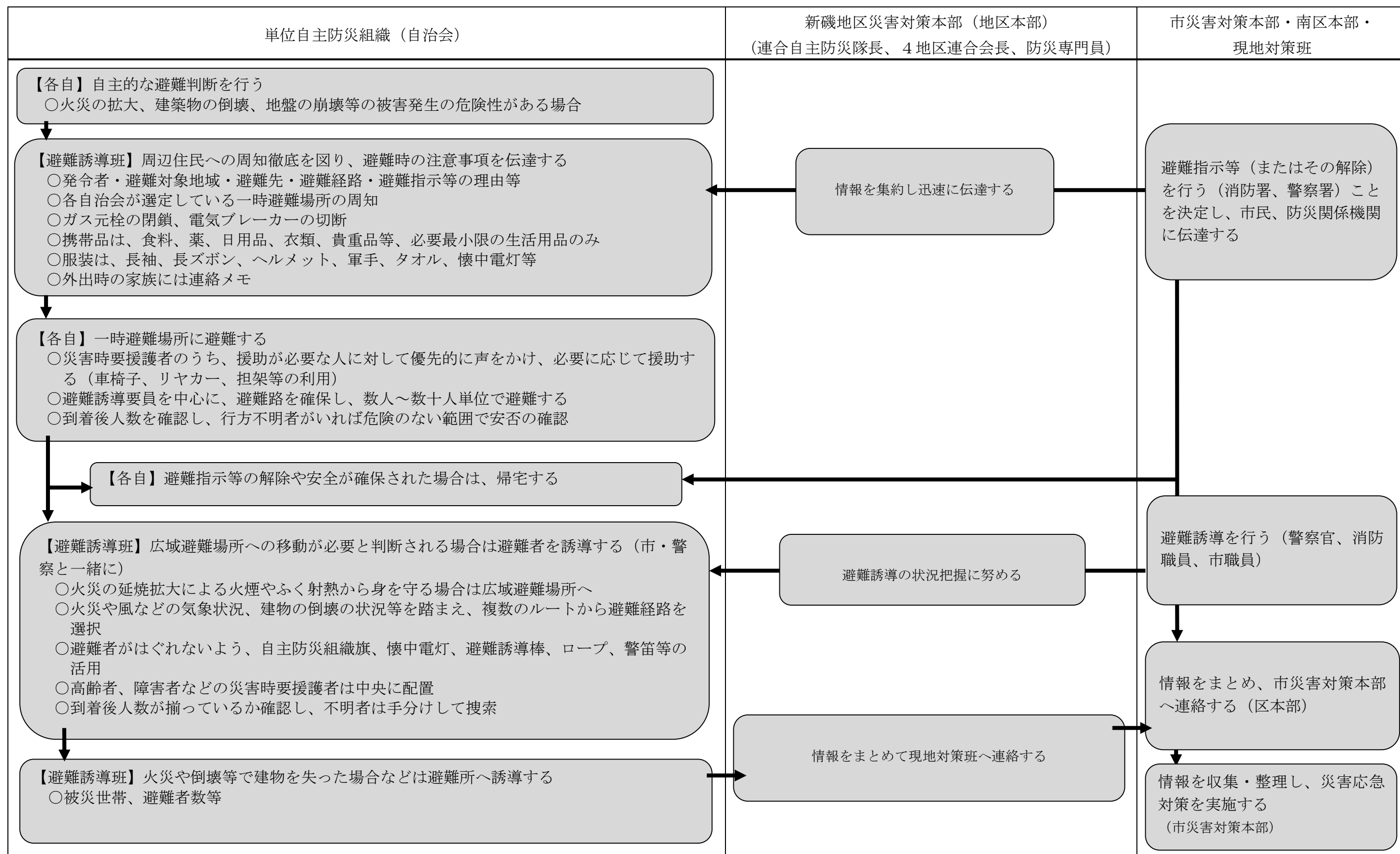
【初期消火活動の流れ】



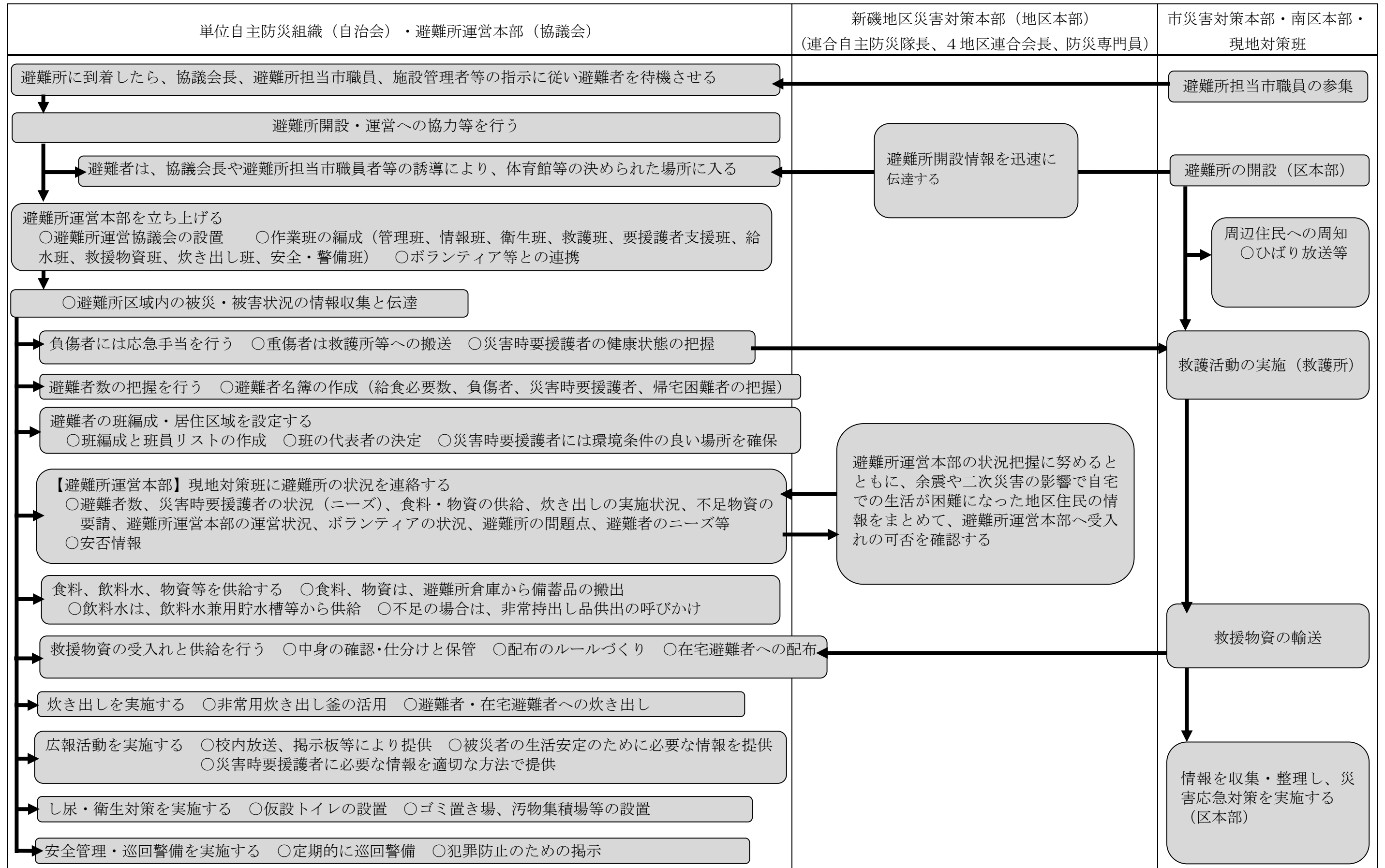
【救出・救護・搬送活動の流れ】



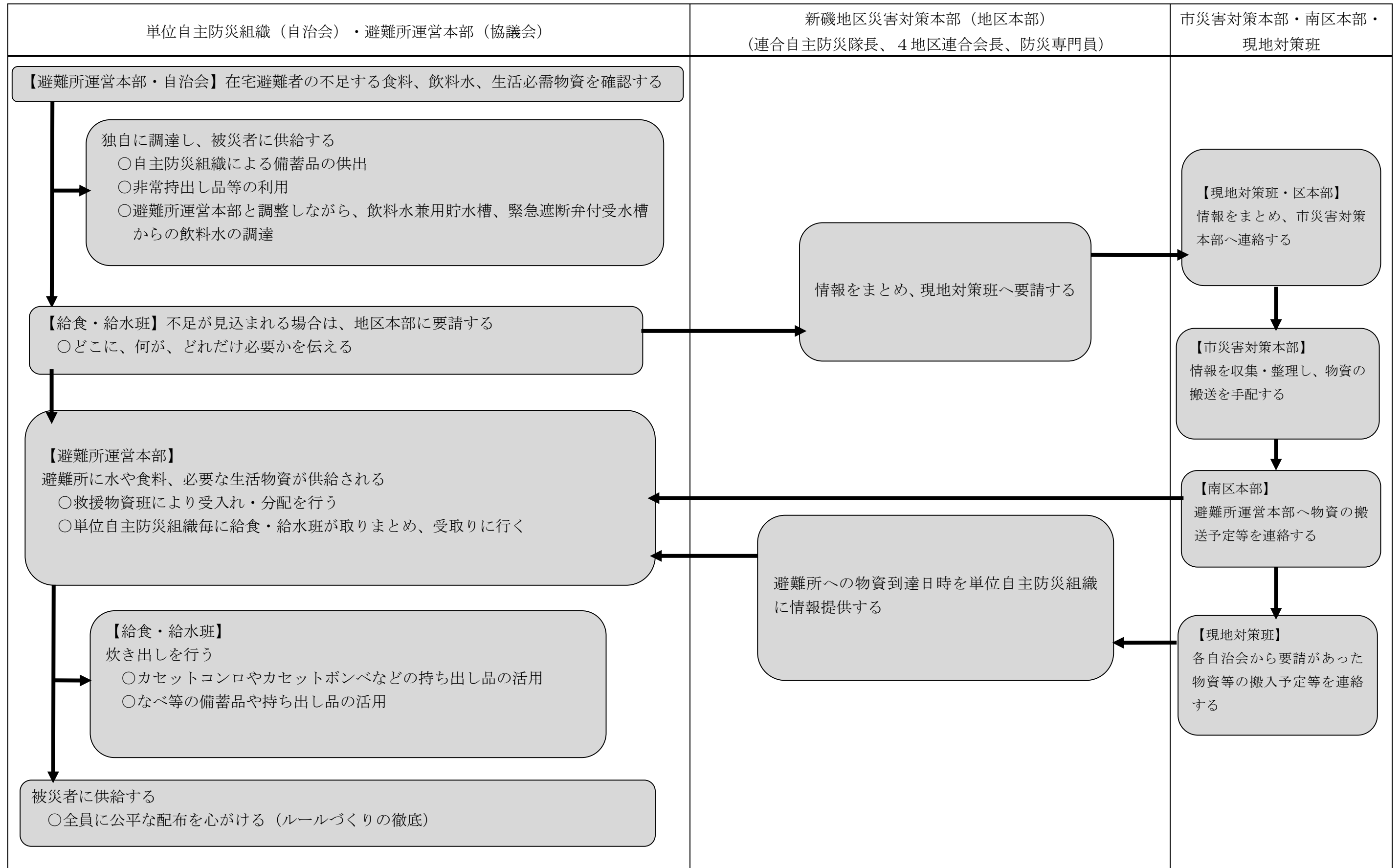
【避難誘導活動の流れ】



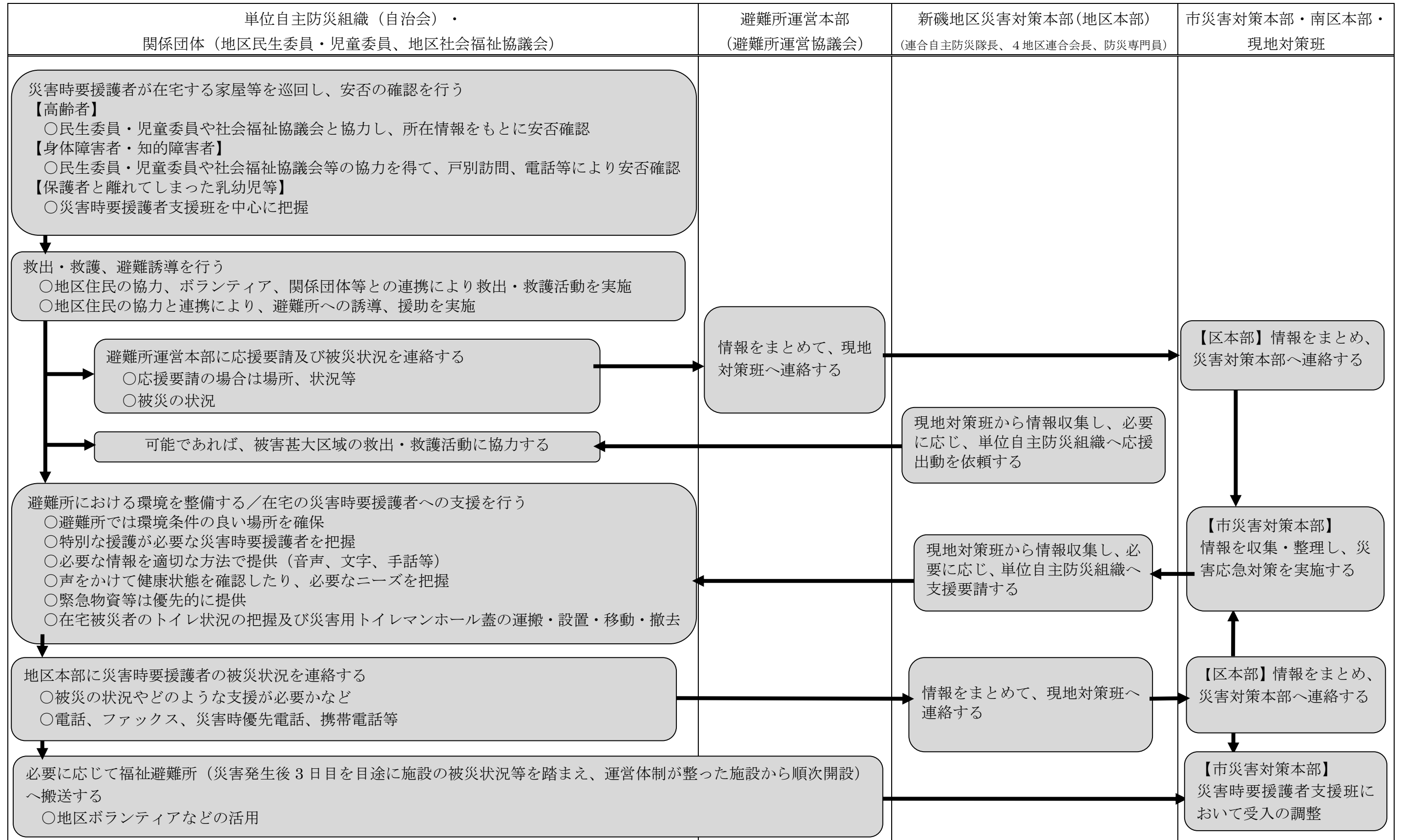
【避難所運営の流れ】



【給食・給水の流れ】



【災害時要援護者支援活動の流れ】



相模台地区防災計画

相模台地区まちづくり会議
相模台地区防災計画策定専門部会

目 次

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

- 1 目 的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 地区防災計画の構成及び組織編成・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

- 1 地区居住者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 自主防災隊の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 事業者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 共同住宅管理者等の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 地区の概要

- 1 自然的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 社会的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第4章 防災アセスメント調査等による被害想定

- 1 防災アセスメント調査による被害想定・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 浸水（内水）ハザードマップによる被害想定・・・・・・・・ 9

2 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 自主防災隊の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 自主防災隊、避難所（地域防災センター）の役割・・・・ 10
- 4 出火防止及び初期消火対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 5 火災延焼対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 6 空き家対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 7 災害危険の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 8 共同住宅等の災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 9 新型コロナウイルス等感染症対策・・・・・・・・・・・・ 15

第2章 災害に対する備え

1	基本方針	16
2	防災知識の普及・啓発	16
3	災害に備えた各家庭での取組	17
4	防災訓練の実施	17
5	防災資機材等の点検・管理	18
6	災害時要援護者の把握、避難支援体制	19

3 応急対策計画（地震・風水害）

第1章 地区災害対策本部活動

1	情報収集・伝達活動の流れ	21
---	--------------	----

第2章 応急対策活動

1	初期消火活動の流れ	22
2	水防活動	23
3	救出・救護・搬送	23
4	避難誘導	25
5	災害時要援護者対策	27
6	住民の安否確認	29
7	在宅避難者の把握・支援	29
8	避難所（地域防災センター）運営活動の流れ・概ね1週間を目安として	31
9	車中泊等の避難所外避難者への対応	32
10	多様な視点に基づいた避難所等の運営	32
11	風水害時避難場所の運営支援等	32
12	ボランティアの活動について	32
13	他組織との連携	33
14	南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応	34

4 資料 編

1-1	地区別防災カルテ（相模台小学校区）
1-2	地区別防災カルテ（桜台小学校区）
1-3	地区別防災カルテ（双葉小学校区）
1-4	地区別防災カルテ（若草小学校区）
2	区・字別の被害予測結果一覧 東部直下地震
3	相模台地区防災マップ
4	相模台地区連合自主防災隊規約
5	災害時要援護者避難支援取組の手引き・事例集
6	相模原市避難所運営マニュアル
7	その他参考文献等

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目的

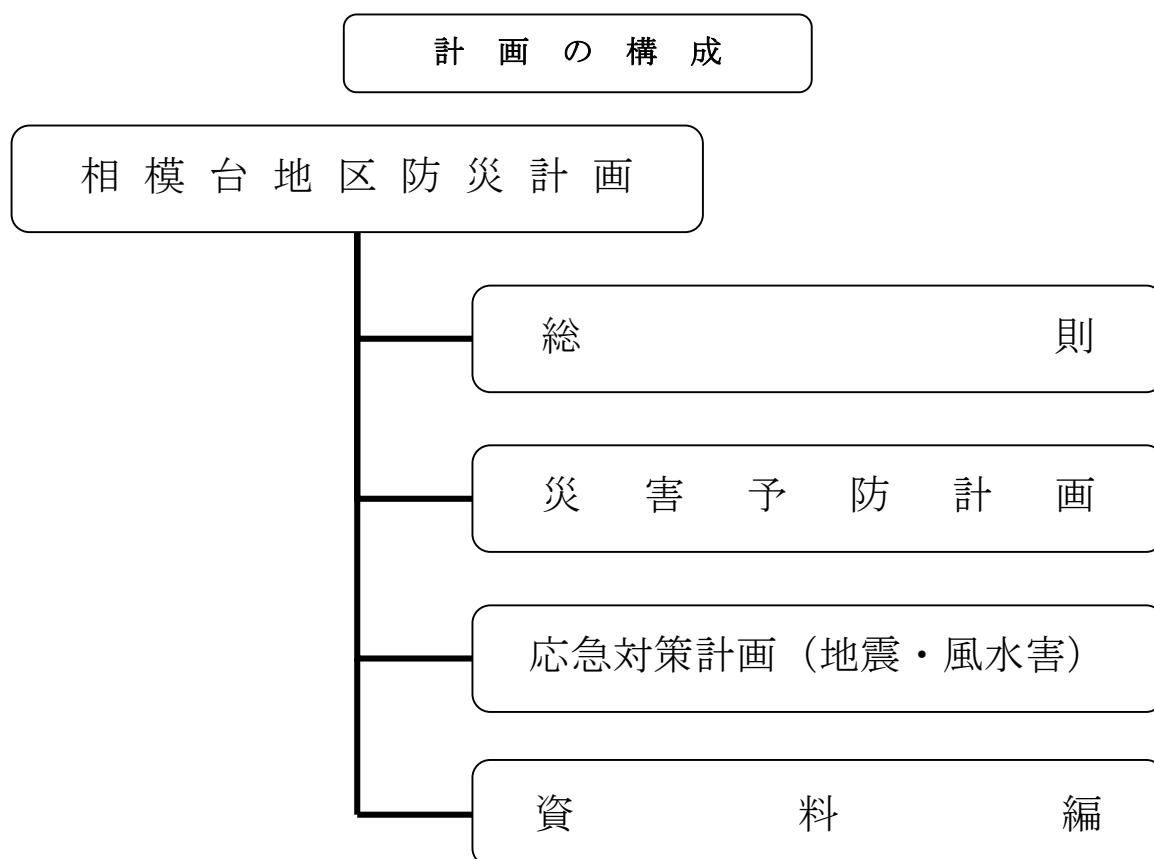
東日本大震災をはじめ、これまでの多くの災害の教訓からも、大規模災害の発災直後には、消防や各行政機関など、「公助」による対応にも限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地域自らが対応できる体制をつくることが重要である。

このため、地域の特性に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地域における防災力を高めることを目的に本計画を策定する。

2 地区防災計画の構成及び組織編成

相模台地区防災計画は、総則、災害予防計画、応急対策計画（地震・風水害）及び資料編で構成する。

地区防災計画のもととなる組織は、地域に密着した活動が不可欠であるため、自治会等を母体とした単位自主防災隊とし、また、地区としての連絡体制や協力体制を確保し、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、地区自治会連合会を単位とした地区連合自主防災隊とする。



組織編成イメージ図

相模台地区連合自主防災隊本部

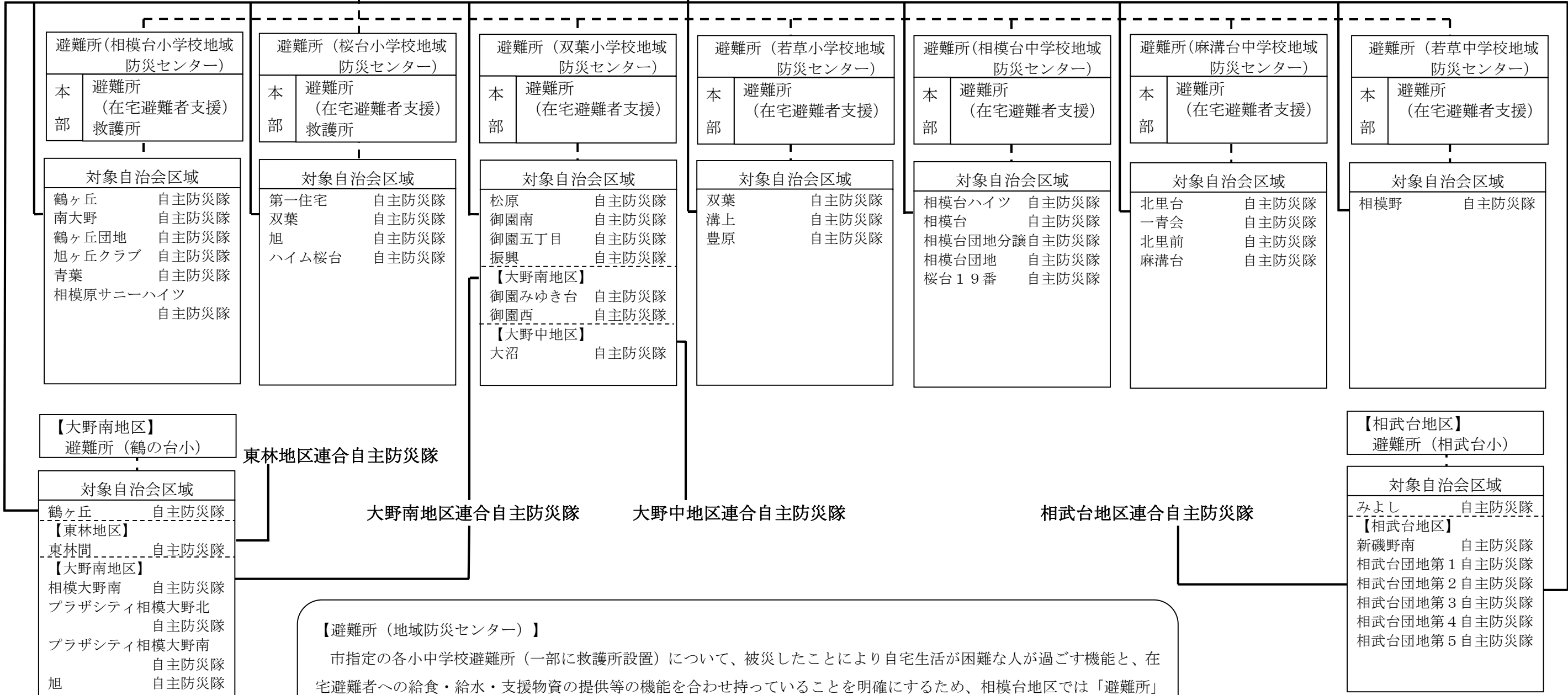


各自主防災隊は、被害状況報告・消火・救出・救護などの緊急依頼を中心に地区連合自主防災隊を通じて市災害対策本部に連絡する。

避難所（地域防災センター）は、給食・給水・支援物資等の依頼を「避難所避難者」「在宅避難者」に分けて受け、地区現地対策班を通じて市災害対策本部に連絡する。

給食・給水・支援物資依頼等→

←被害状況報告・消火・救出・救護依頼等



【避難所（地域防災センター）】

市指定の各小中学校避難所（一部に救護所設置）について、被災したことにより自宅生活が困難な人が過ごす機能と、在宅避難者への給食・給水・支援物資の提供等の機能を合わせ持っていることを明確にするため、相模台地区では「避難所」を「避難所（地域防災センター）」と称する。

運営構成員：避難所運営協議会関係者、防災経験者（防災士・SL（セーフティリーダー）等）、対象地区内福祉団体、参画希望者等

3 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

また、多様な主体の意見を反映できるよう、計画の検討・修正の際は、女性、災害時要援護者支援団体、地域企業等の参画を促進する。

※計画の修正（見直し案）基本方針

- ・ 計画内容に影響のない修正（法令等の引用条文など）については、適宜、修正を行い、まちづくり会議等に報告をすることとする。
- ・ 計画内容に変更を伴う修正については、計画策定組織に準じた構成員により、検討・調整を行い、まちづくり会議へ付議し、意見を聞くものとする。

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割

- (1) 「自らの身は自ら守る(自助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災隊等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりをすすめ、災害に強い地区を形成する。
- (2) 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有または使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時に対する3日以上、できれば1週間分の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組を実施する。
また、過去の災害の教訓を伝承し、災害時には自らの情報を発信する。
- (3) 災害時には、共助の視点の下、地区とりわけ近隣世帯、いわゆる「隣近所」が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出・救護等に努めるとともに、避難するに当たっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。
- (4) 自主防災隊へ参加し、体制等の整備、教育訓練に協力するとともに、災害時には地区の住民・事業者と連携して各種活動を円滑に実施するよう「共助」の取組を実施する。
- (5) その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

2 自主防災隊の役割

- (1) 日頃から、地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区内の防災に係る方針の策定支援や防災マップ、防災活動用資機材の整備、点検を実施する。
- (2) 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、隊員の教育訓練を推進するとともに、地区住民の参加、地区事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取組を実施する。
- (3) 災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導、避難所（地域防災センター）の運営協力、災害時要援護者の支援等を実施する。

【避難所（地域防災センター）】

概要：市指定の各小中学校避難所（一部に救護所設置）について、被災したことにより自宅生活が困難な人が過ごす機能と、在宅避難者への給食・給水・支援物資の提供等の機能を合わせ持っていることを明確にするため、相模台地区では「避難所」を「避難所（地域防災センター）」と称する。

構成員：避難所運営協議会関係者、防災経験者（防災士・S L（セーフティリーダー）等）、対象地区内福祉団体、参画希望者等

3 事業者の役割

- (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、発災時における従業員等一斉帰宅抑制のための3日分以上の食料及び飲料水等の備蓄、初期消火、救出・救護等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- (2) 防災の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地区住民及び自主防災隊と連携して、地区における防災活動に参加する等、地区の共助に取り組むよう努める。
- (3) 災害が発生した場合には、行政、地区住民及び自主防災隊と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

4 共同住宅管理者等の役割

- (1) 日頃から、建物及び設備の耐震性の維持、確保に努める。
- (2) 地震等によるエレベータや電気、ガス、上下水道等の停止を想定した、居住者の生活支障対策用設備及び資機材の整備並びに共同住宅内の自主防災体制の整備に努める。
- (3) 周辺住民や自主防災隊との連携強化に努める。
- (4) 災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、居住者の生活支障対策を実施するよう努める。

第3章 地区の概要

1 自然的条件

相模台地区は、相模原市の南東部に位置し、座間市と隣接している。大部分が台地（上段）にあり平坦な地形であるが、地区の北西部には南北方面に3～4m程度の浅い谷がある。谷の部分は周囲より若干低く、水が集まりやすいため浸水による水害履歴が比較的多いが、近年は造成により平坦になっているところが多い。

2 社会的条件

(1) 人口

相模台地区の人口は、令和4年4月1日現在、23,365世帯、44,848人となっている。年齢別では、年少人口（15歳未満）が10.0%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が60.9%、高齢人口（65歳以上）が29.1%となっている。このうち、外国人の登録人口は1,342人であり、地区人口の3.0%を占める。

(2) 交通

地区の東側を県道51号町田厚木線が、西側を県道507号相武台相模原線が縦断している。また、地区の中央を水道道緑道が横断している。

地区内には小田急線の小田急相模原駅がある。

第4章 防災アセスメント調査等による被害想定

1 防災アセスメント調査による被害想定

相模原市防災アセスメント調査による想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。なお、本計画においては最も被害の大きい東部直下地震を想定地震として採用し、被害想定を行った。

想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震（マグニチュード7.1）
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震（マグニチュード7.1）
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生するマグニチュード8クラスの海溝型地震
条件	季節・時刻	夏12時、冬18時、冬深夜2時の3ケース
	天候	晴れ、風速3m（本市の平均風速）

（1）地区の被害想定

建物被害（冬18時）

単位：棟

地区	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
相模台	11,209	628	117	0	1,807

人的被害

単位：人

地区	冬2時				冬18時	
	死者	閉込者	重傷者	軽傷者	避難者当日	避難者1週間後
相模台	39	216	42	259	1,768	4,232

(2) 避難所（地域防災センター）ごとの被害想定

建物被害（冬 18 時）

単位：棟

避難所（地域防災センター）	建物総数	全 壊	焼 失	大規模 半壊	半 壊
相模台小学校	1,726	99	17	0	284
相武台小学校	1,241	60	12	0	185
桜台小学校	870	43	9	0	131
鶴の台小学校	2,769	155	13	0	435
双葉小学校	2,288	135	39	0	366
若草小学校	1,207	66	12	0	194
相模台中学校	2,235	125	26	0	131
麻溝台中学校	1,189	56	6	0	174
若草中学校	1,252	75	17	0	226

人的被害

単位：人

避難所（地域防災センター）	冬 2 時				冬 18 時	
	死 者	閉込者	重傷者	軽傷者	避難者 当日	避難者 1週間後
相模台小学校	6	38	7	42	307	832
相武台小学校	4	47	6	35	364	847
桜台小学校	3	13	3	18	111	254
鶴の台小学校	10	78	12	73	592	1,811
双葉小学校	9	37	9	50	316	606
若草小学校	4	20	4	25	165	371
相模台中学校	8	51	9	56	414	941
麻溝台中学校	3	17	4	24	135	332
若草中学校	5	24	5	31	202	385

2 浸水（内水）ハザードマップによる被害想定

(1) 想定雨量と条件

浸水（内水）ハザードマップは、平成 20 年に記録した、1 時間に 96.5 ミリと同じ降雨が全市域に同時に降った場合に、浸水が広がる範囲とその深さを想定したものである。

(2) 想定結果

相模台地区では、0.2 メートル以上 0.5 メートル未満での浸水が予想されている場所が多く、地区全域に点在している。想定される最大浸水深は地区北部で 1.5 メートル未満とされている。

2 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針

災害対策には、住民相互の助け合いが大切である。このため、自主防災隊の編成・周知に努め、具体的な訓練の実施により災害時に機能する体制を構築する。

また、地区の特性として震災時の火災や火災による延焼被害等が懸念されるため、住民の避難誘導や倒壊の危険性のある空き家対策、中高層共同住宅等の災害対策を進める等、被害を最小限にとどめ、生命と財産を守る災害に強い地域づくりを推進する。

2 自主防災隊の育成

- (1) 地区防災活動の推進を図り、自治会等を中心とした自主防災隊の育成を推進するとともに地区内の防災リーダーを育成する。その際、中高生も含めた若年層や女性の参画の促進に努めるものとする。
- (2) 自主防災隊が、災害時に有効に活動できるよう組織の充実強化を図るための訓練等を実施する。

3 自主防災隊、避難所（地域防災センター）の役割

(1) 単位自主防災隊

単位自主防災隊の各班は、各自主防災隊の規模や活動の状況等に応じて編成することが大切である。円滑な防災活動を行えるよう、以下の基本的な方針に沿って組織づくりを行う。

自主防災隊長	地区連合自主防災隊との連絡調整や防災訓練等の計画・実施、組織内の情報伝達体制の整備、指揮
副隊長	自主防災隊長の補佐
防災部長	自主防災隊長の補佐及び防災活動に係る各班への専門的、技術的指導

本部（隊長、副隊長を含む）	各班の総合調整、地域全体の防災活動の統率
情報連絡班	情報の収集・伝達活動
初期消火班	消火器等による初期消火活動
救出・救護班	負傷者の救出・救護活動
避難誘導班	住民の避難誘導活動
避難所（地域防災センター）運営班	避難所等の運営活動
給食・給水班	炊き出し等給食・給水活動
災害時要援護者支援班	災害時要援護者への支援活動

【各班の平常時・災害時の役割】

	平常時	災害時
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等。	被害情報等を収集し、地区連合自主防災隊を通じて、市の現地対策班に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達する。
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制の構築に努める。	安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得する。	周囲の人の協力を求め、負傷者等の救出・救護活動を行う。負傷者の応急手当と救護所への搬送。
避難誘導班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェックを行う。	全員が安全に避難できるように避難誘導を行う。避難者の安全確保、安全確認を行う。
避難所（地域防災センター）運営班	避難所（地域防災センター）運営本部の立ち上げ及び運営について訓練を行う。	施設管理者や市職員と協力し、「避難所（地域防災センター）運営本部」を立ち上げ、避難所等の自主的な運営を行う。
給食・給水班	炊き出し方法、給食の配分方法、給水方法を習得する。	給食・給水のルールをつくり、秩序ある給食・給水活動を行う。
災害時要援護者支援班	要援護者の把握、支援方法の確立に努める。	関係団体や地域住民と協力して、要援護者各人の要望を親身になって聞き、要援護者支援活動に取り組む。

(2) 地区連合自主防災隊

地区連合自主防災隊長	防災に関わる市との連絡調整や地域防災訓練等の計画・実施、地区連合自主防災隊間の連絡協力体制づくり、指揮
副隊長	地区連合自主防災隊長の補佐
防災専門員	地区連合自主防災隊長の補佐及び防災活動に係る専門的、技術的指導

平常時	災害時
<p>地区連合自主防災隊長や防災専門員は、協力・連携し、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練、避難所（地域防災センター）運営訓練、炊き出し等給食・給水訓練、災害時要援護者支援訓練など、単位自主防災隊を超えた地域防災訓練、イベント等の計画・実施を行う。</p> <p>地区連合自主防災隊長や防災専門員は、市や構成単位自主防災隊との間に立ち、防災関連情報等の連絡や防災訓練等に関する調整などを行う。</p>	<p>災害時には、地区連合自主防災隊長や防災専門員など、事前に決められた人員により、地区連合自主防災隊の本部を設置し、市（現地対策班）・単位自主防災隊との間に立ち、情報のとりまとめ・伝達活動を行う。</p> <p>単位自主防災隊や避難所（地域防災センター）間の連絡・調整をするとともに、被害の大きいところに集中的な対応を行うなど、単位自主防災隊を超えた効果的な災害対応を行う。</p> <p>なお、地区連合自主防災隊の本部は、市の現地対策班とともに、まちづくりセンターに設置する。</p>

(3) 避難所（地域防災センター）

「避難所（地域防災センター）」とは、市指定の「避難所」が自宅の倒壊等の被災により居住が困難な人が身を寄せるための機能だけでなく、ライフラインの途絶により生活物資の入手が困難な在宅避難者のための物資供給拠点としての機能等も有していることをより明確にするため、相模台地区で称するものである。

避難所（地域防災センター）の運営組織は、「避難所（地域防災センター）運営本部」及び「避難所運営協議会」で編成し、在宅避難者支援については「支援班」を編成する。

運営に必要な人員は、対象自主防災隊からの任命派遣に加え、防災経験者（防災士・S L（セーフティリーダー）等）、対象地区内の福祉団体や参画希望者等による。

※相模台小学校、桜台小学校には、初期医療を実施する救護所が併設される。

避難所（地域防災センター）運営本部長	避難所運営及び在宅避難者支援を行うために、避難所（地域防災センター）の運営に関わるほか、地区連合防災隊、対象自主防災隊等との連絡調整や防災訓練の計画・実施、他の避難所（地域防災センター）との協力体制づくり、指揮を行う。
副本部長	避難所（地域防災センター）運営本部長の補佐

平常時	災害時（避難所開設時）
<p><避難所避難者支援></p> <p>避難所（地域防災センター）運営本部長は、避難所担当職員等と協力・連携し、避難所運営協議会の設置及び作業班の編成を行い、避難所立ち上げ訓練や作業班別訓練により自主的な運営のための準備を行う。</p>	<p><避難所避難者支援></p> <p>避難所（地域防災センター）運営本部長は、避難所担当職員や施設管理者等と協力・連携し、避難状況を市の現地対策班に連絡するとともに、避難所運営協議会の設置及び作業班の編成を行い自主的な運営を進める。</p>
<p><在宅避難者支援></p> <p>避難所（地域防災センター）運営本部長は、避難所担当職員等関係者と協力・連携し、在宅避難者の支援の方法についての検討及び個別の訓練の実施により運営のため準備を行う。</p>	<p><在宅避難者支援></p> <p>避難所（地域防災センター）運営本部長は、避難所担当職員と協力・連携し、在宅避難者の状況を対象自主防災隊等から情報収集し、在宅避難者支援要請を市の現地対策班に連絡し、在宅避難者への支援物資の供給を行う。</p>

4 出火防止及び初期消火対策

(1) 出火防止

大地震時等においては、各所に同時多発的な出火が考えられ、道路、建物の損壊による障害物などが重なると、消防力は大きく阻害される。また、強風、夜間といった悪条件が加わると一層火災の拡大が懸念されることから、出火防止の徹底を図るため、感震ブレーカーの設置を促進するなどの啓発を行う。また、各家庭においては、主として次の事項に重点を置いて点検整備する。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物品等の保管状況
- ③ 消火器等の消火資機材の整備状況
- ④ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

大地震発生時等には、火災の同時多発、消防車の通行不能、消火栓の使用不能等により、消防機関の活動は通常の場合よりも大幅に制限される。

すべての住民が自宅や隣近所といったごく身近なところで初期消火活動を実践し、火災の拡大を防御することが重要である。このことから消火器、簡易消火用具等を各家庭で用意し、安全を確保しつつ、迅速に初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。

5 火災延焼対策

甚大な人命被害をもたらす市街地大火や火災旋風など、大規模地震に伴う火災延焼を最小限にとどめるために、木造密集地など市街地大火の危険の高いところや中高層建物など炎上による死亡リスクの高いところについては、感震ブレーカーの設置を促進するなどの啓発を行う。

6 空き家対策

市と連携して、所有者等による空き家の適正管理を啓発するとともに、利活用や危険な空き家の防止を促すことにより、地区の防災力向上につなげていく。

7 災害危険の把握

災害予防に資するため、次のとおり地区固有の防災問題に関する把握を行う。

また、それらを記載した地図を作成し、地区内で情報共有する。

(1) 把握事項は、次のとおりとする。

- ① 危険地域、区域等
- ② 地区の防災施設、設備
- ③ 過去の災害履歴、災害に関する伝承

(2) 把握の主な方法は、次のとおりとする。

- ① 相模原市防災アセスメント調査
- ② 相模原市地区別防災カルテ

- ③ 相模原市ハザードマップ（浸水）
- ④ 地区内の踏査（防災まち歩き）
- ⑤ さがみはら防災マップ

8 共同住宅等の災害対策

共同住宅の管理者に対して、敷地・建物内に防災備蓄スペース、防災対応トイレなど、ライフラインが復旧するまでの間、居住者が自立生活できるための震災対策用設備等を確保するよう要望する。

また、必要に応じ火災対策として、感震ブレーカー等の設置に努める。

【感震ブレーカー】

地震の揺れをセンサーが感知し、あらかじめ設定しておいた震度以上の揺れがあった場合、通電を自動的に遮断する。

【簡易消火用具】

水バケツ、乾燥砂等の、消火器ではないが消火器の代替が可能なもの。

【火災旋風】

地震や空襲などによる都市部での広範囲の火災や、山火事などによって、炎を伴う旋風が発生し、さらに大きな被害をもたらす現象。

9 新型コロナウイルス等感染症対策

新型コロナウイルス等感染症のまん延を防止するため、避難所運営マニュアル及び風水害時避難場所運営マニュアルに基づく感染症対策を実施する。

第2章 災害に対する備え

1 基本方針

日ごろから災害に対する十分な備えを行うとともに、発災直後の迅速かつ効果的な対応を図ることで被害を軽減する。

2 防災知識の普及・啓発

地区住民の防災意識や災害に対する危機意識を高めるため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、火災、水害等についての知識に関すること。
- ③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ④ 地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。
- ⑤ 食料等を3日以上確保することの重要性に関すること。
- ⑥ 住宅の安全対策に関すること。(耐震化、感震ブレーカーの設置、家具の固定等)
- ⑦ ブロック塀の安全対策に関すること。
- ⑧ マイ・タイムラインの作成に関すること。
- ⑨ ペットの災害対策に関すること。
- ⑩ 南海トラフ地震臨時情報に関すること。
- ⑪ 防災メールやテレビ神奈川データ放送など防災情報の取得に関すること。
- ⑫ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

- ① 広報誌、パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布
- ② 講演会、座談会、映画上映会等の開催
- ③ パネル等の展示
- ④ 防災マップ等の作成
- ⑤ 図上訓練等(DIG、HUG、クロスロード、防災まち歩き、防災活動事例集)
- ⑥ 相模台地区防災ネットワーク協議会における研修会

【相模台地区防災ネットワーク協議会】

目的：地区内の団体等が、防災に関する情報交換や研修等を共に行い、防災活動等について協議することにより、相互の連携を強め、相模台地区全体の共助力・防災力を向上させることを目的とする。

構成団体等：まちづくり会議メンバー、学校、デイサービス、グループホーム等に声掛け(加入は任意)

事業内容：防災に関する情報交換や研修等を行い、防災活動等について協議するなど、団体等の結びつきを強めるネットワーク事業を行う。(構成団体等が特定の役割を担う災害時活動等は行わない。)

(3) 実施時期

相模台防災の日（9月第1日曜日）、火災予防運動期間、市防災週間等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

3 災害に備えた各家庭での取組

年に一度は家族全員で防災会議を開き、地震災害を想定して、わが家の安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどの話し合いを行う。また、非常持ち出し品や防災用具の点検や補充を随時実施する。

大雨や台風に備えてハザードマップやさがみはら防災マップを活用し、「いつ・どこに・どのように」避難するかなどを時系列的に整理したマイ・タイムラインを作成する。

【防災会議のテーマ例】

家族の役割分担を決める	緊急連絡方法を確認する
わが家の危険個所をチェックする	防災用具をチェックする
非常持ち出し品をチェックする	避難場所や避難路を確認する

4 防災訓練の実施

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験型訓練及び図上訓練とする。

① 個別訓練の種類

ア 自主防災隊単位

- (ア) 本部設営訓練
- (イ) 情報収集訓練
- (ウ) 情報伝達訓練
- (エ) 避難所運営班派遣訓練
- (オ) 避難誘導訓練
- (カ) 図上訓練（D I G）
- (キ) クロスロード

イ 避難所（地域防災センター）

- (ア) 開錠訓練
- (イ) 安全点検訓練
- (ウ) 作業班編成訓練
- (エ) 居住区の設定訓練
- (オ) 避難者の受入訓練
- (カ) 情報伝達訓練

- (キ) 食料・物資の配布訓練
 - (ク) 図上訓練（HUG）
 - (ケ) 救護所設置訓練（救護所指定されている避難所のみ）
- ② 総合訓練
総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。
また、相模台地区で行う訓練に参加することとする。
- ③ 体験型訓練
災害対応能力を高めるために、煙体験ハウスや起震車等により行うものとする。
- ④ 図上訓練（DIG、HUG）
実際の災害活動に備えるために行うものとする。

【DIG】

地図上にビニールシートを敷き、その上から与えられた被害状況（又は地域の特徴）及びそこから当然推測される状況を書き込みそれに対する対処方法を10名程度のグループで討論しながら導き出すもの。「Disaster（災害）、Imagination（想像力）、Game（ゲーム）」の頭文字を取ったもの。

【クロスロード】

災害現場で実際に起こった葛藤をカードゲームにしたもので、その問題について「イエス」「ノー」の二者択一で答え、参加者同士で考え方を共有するゲーム。

【HUG】

避難所運営方法について避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また、避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲーム。「Hinanzyo（避難所）、Unei（運営）、Game（ゲーム）」の頭文字を取ったもの。

(2) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(3) 訓練の時期及び回数

訓練は、原則として相模台防災の日（9月第1日曜日）、春季（3/1～3/7）及び秋季（11/9～11/15）の火災予防運動期間中並びに防災の日（9/1）に実施する。総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

また、情報伝達訓練を2月に実施する。

5 防災資機材等の点検・管理

市防災週間（7月第1土曜日から1週間）を全資機材の点検日とする。

【配備物品一覧】

配備物品	配備自治会	配備年
小型消防ポンプ	鶴ヶ丘自治会 相模野自治会 御園五丁目自治会	平成 26 年
簡易デジタル無線	全自主防災隊 地区連合自主防災隊	平成 25～26 年
ガスパワー発電機	地区連合自主防災隊	平成 24 年、平成 26 年
投光器	地区連合自主防災隊	平成 25～26 年

6 災害時要援護者の把握、避難支援体制

災害が発生した場合に、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者などに対する適切な応急対応及び救援活動を行うため、各地域の特性や実情を考慮し、日頃から地区のコミュニティの形成や社会福祉活動に積極的に取り組み、災害時に備える。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への避難支援体制づくりについては「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととする。

(1) 災害時要援護者名簿・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者名簿・マップ等を作成し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、災害ボランティア組織、自治会等と連絡を取り合って原則年1回更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し、訓練等に反映させる。

(3) 災害時要援護者の避難支援

市長から避難指示等が発令されたとき、又は地区防災組織の会長等が避難の必要があると認めたとき、会長等の避難支援開始の指示に基づき、災害時要援護者を安全に避難場所へ誘導を行う。

(4) 避難経路及び避難場所

別紙相模台地区防災マップ参照

(5) 避難計画書

D I Gを実施し、安全な避難経路を検討・作成していくこととする。

※災害時要援護者名簿の作成

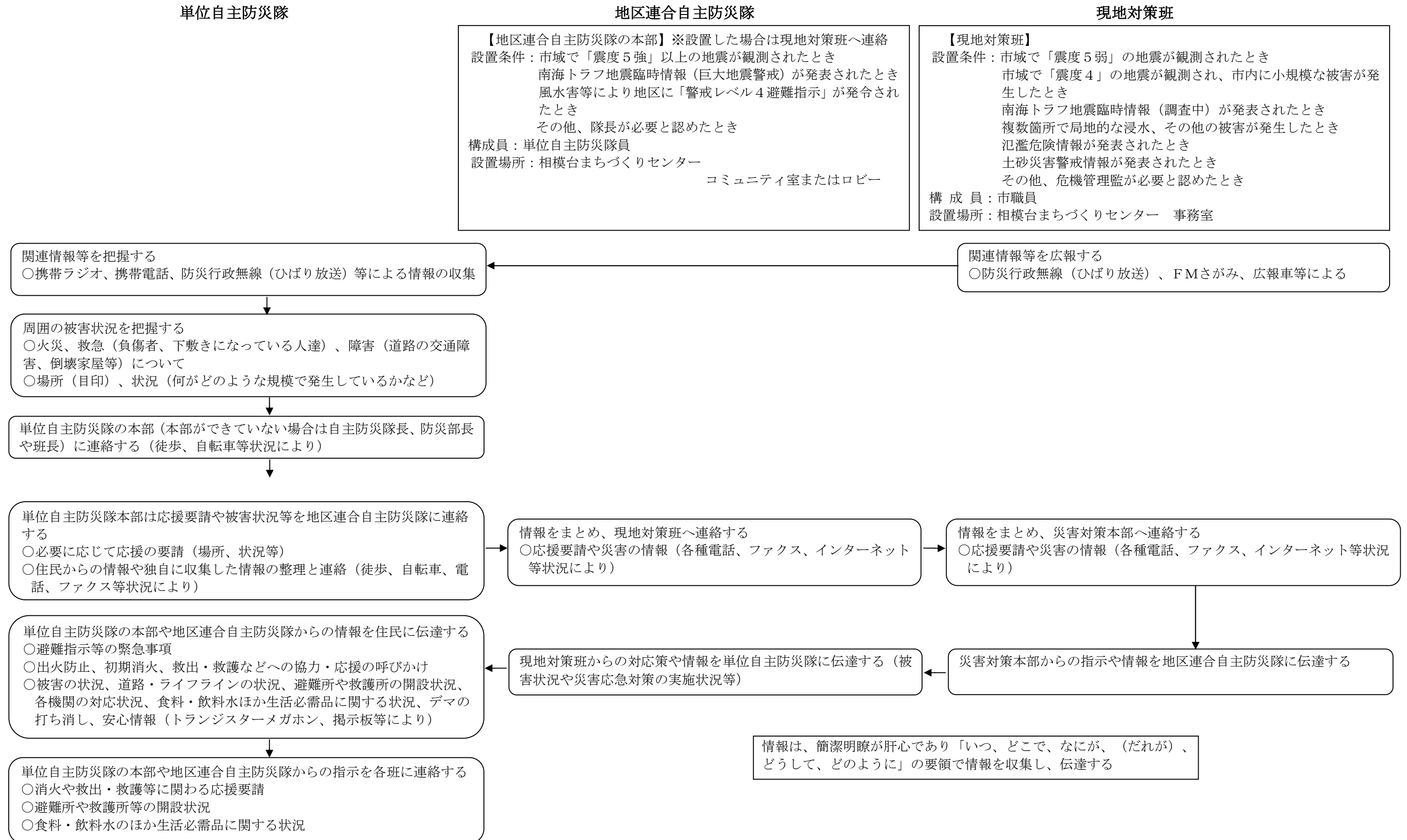
災害時要援護者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であり、実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者をあらかじめ決めておくことが望ましい。その際、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災隊に限定して考える必要はなく、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情にあった者とする。

また、避難支援等関係者となり得る者をより多く確保するに当たっては、年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得ることとする。

3 応急対策計画 (地震・風水害)

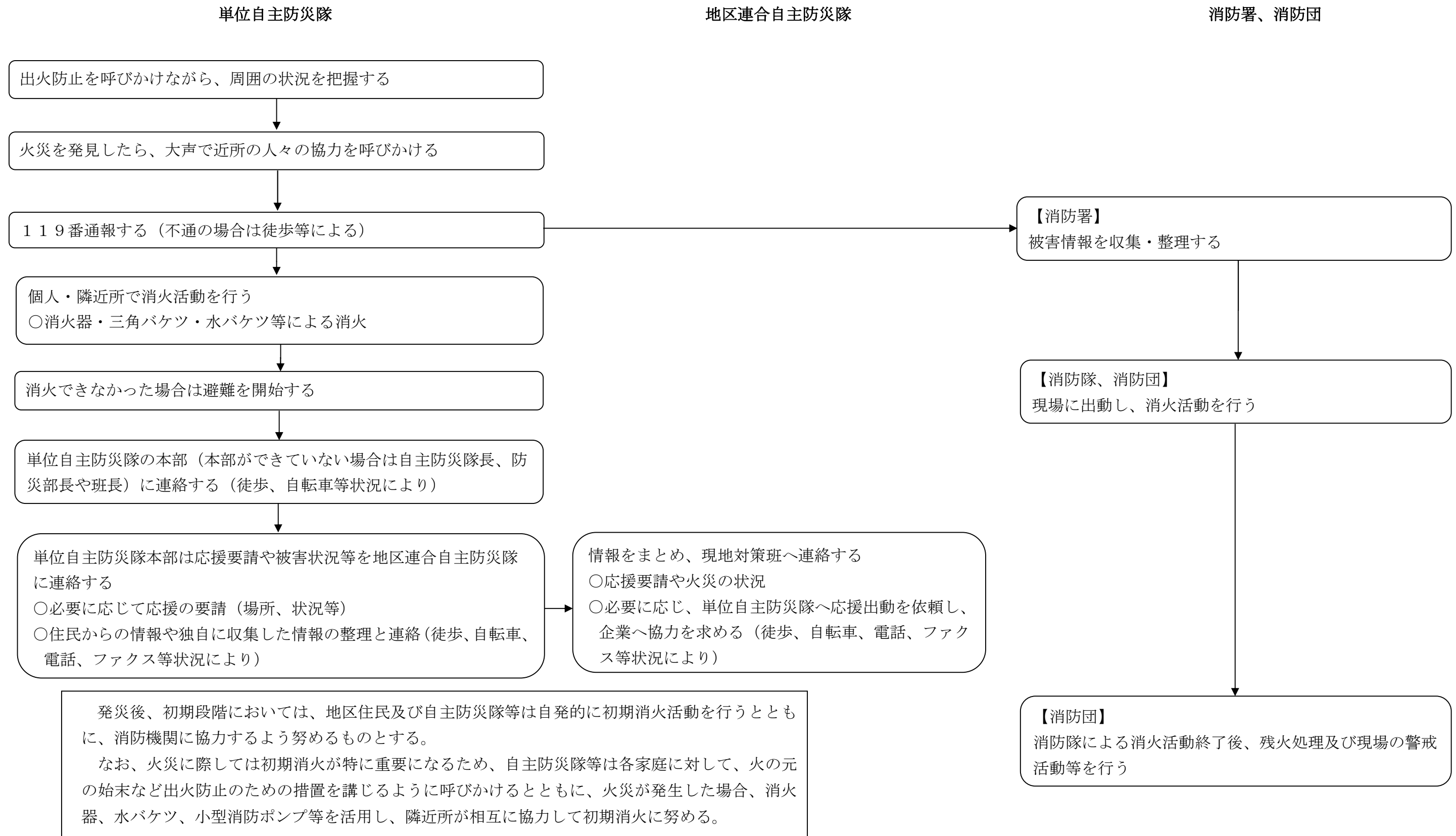
第1章 地区災害対策本部活動

1 情報収集・伝達活動の流れ



第2章 応急対策活動

1 初期消火活動の流れ



2 水防活動

風水害時、雨量の増加による浸水（内水）被害を防ぐため市及び消防団に協力し土のう積を行う。

3 救出・救護・搬送

（1） 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

（2） 救出・救護活動等の原則

- ① 救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行う。
- ② 救出・救護の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救護を優先して実施する。
- ③ 傷病者の救急搬送は、救命・救急処置を必要とする者を優先して、医療機関に搬送し、その他の傷病者は、消防団員、自主防災隊等で協力をしながら、自主的な応急手当を行う。

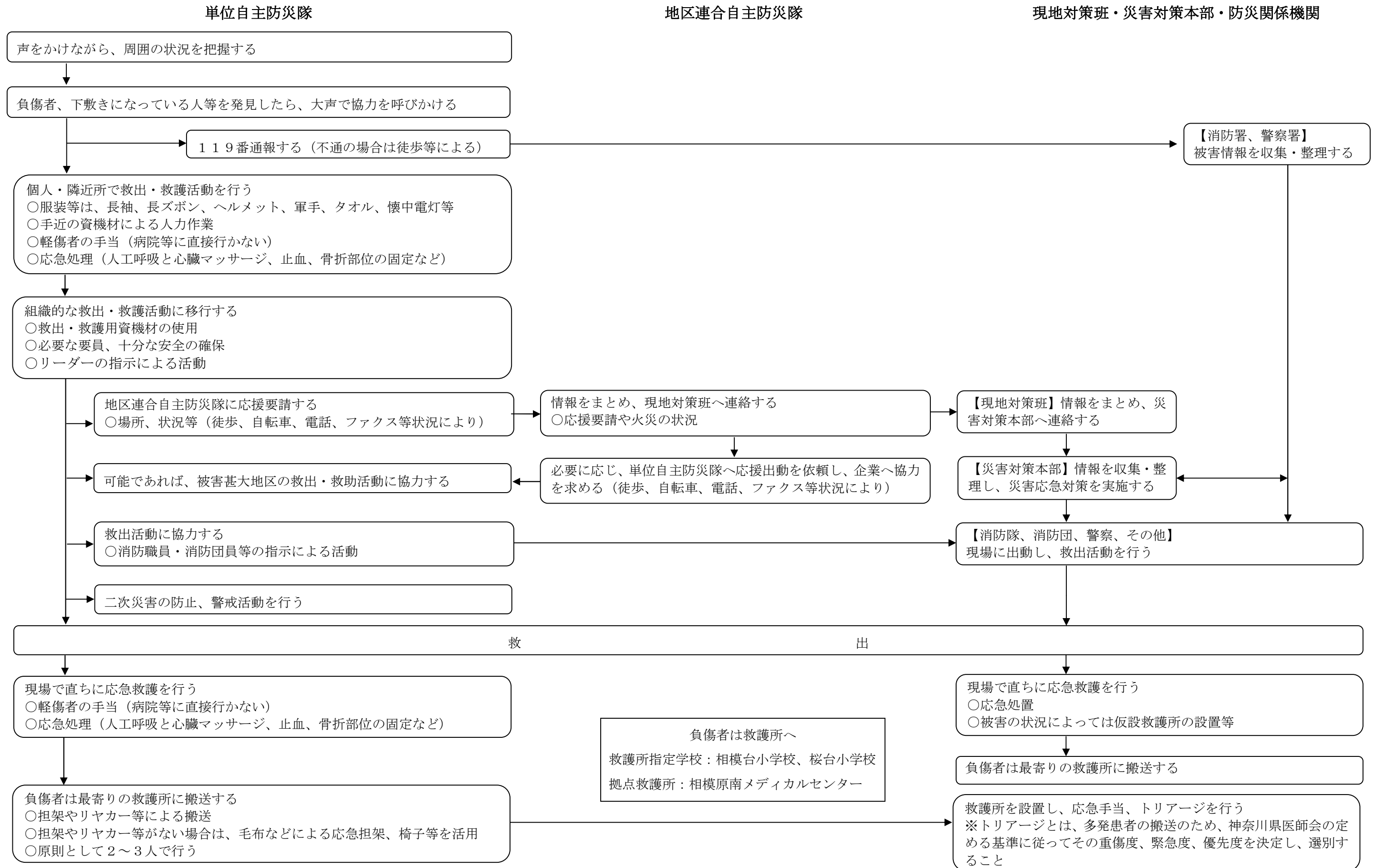
（3） 救護所への搬送

救出・救護班は、負傷者の状態が医師の手当を必要とすると認めるとき、救護所へ搬送をする。医療機関への搬送は、救護所において判断をする。

（4） 防災関係の出動要請

救出・救護班は、防災関係機関による救出が必要であると認めるときは、119番通報し、防災関係機関の出動を要請する。

【救出・救護活動の流れ】



負傷者は救護所へ
 救護所指定学校：相模台小学校、桜台小学校
 拠点救護所：相模原南メディカルセンター

4 避難誘導

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、区域内にいる全ての人に対して、次により避難誘導を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長から避難指示等が発令されたとき、又は単位自主防災隊の隊長等が避難の必要があると認めたとき、隊長等は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、隊長等の避難誘導開始の指示を受けた時は、避難計画に基づき、住民を避難場所に誘導する。

(3) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、避難所運営マニュアルのとおりとする。

(4) 避難経路及び避難場所

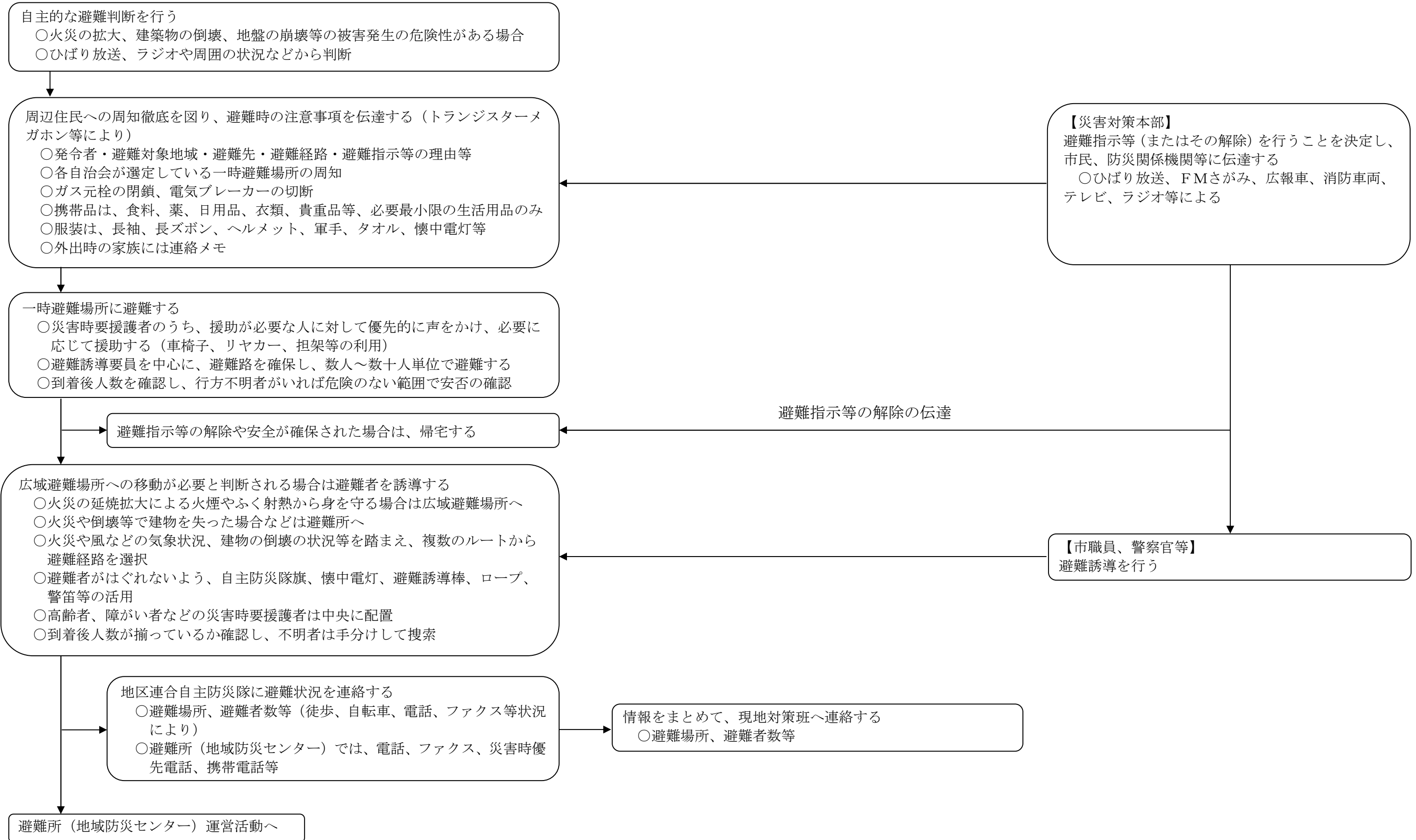
別紙相模台地区防災マップ及び地区別防災カルテ参照

【避難誘導活動の流れ】

単位自主防災隊

地区連合自主防災隊

現地対策班・災害対策本部・防災関係機関



5 災害時要援護者対策

災害時において、高齢者、障がい者、その他の特に配慮を要する者など、災害時要援護者に対して、地区住民及び関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとする。

(1) 災害発生時の対応

災害発生後概ね3日間を目途に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行うこととする。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととする。

(2) 情報収集

大規模災害が発生した場合、支援組織は安全が確保される範囲内において、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内支援組織間での情報を共有するとともに本部に報告する。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととする。

(3) 避難誘導

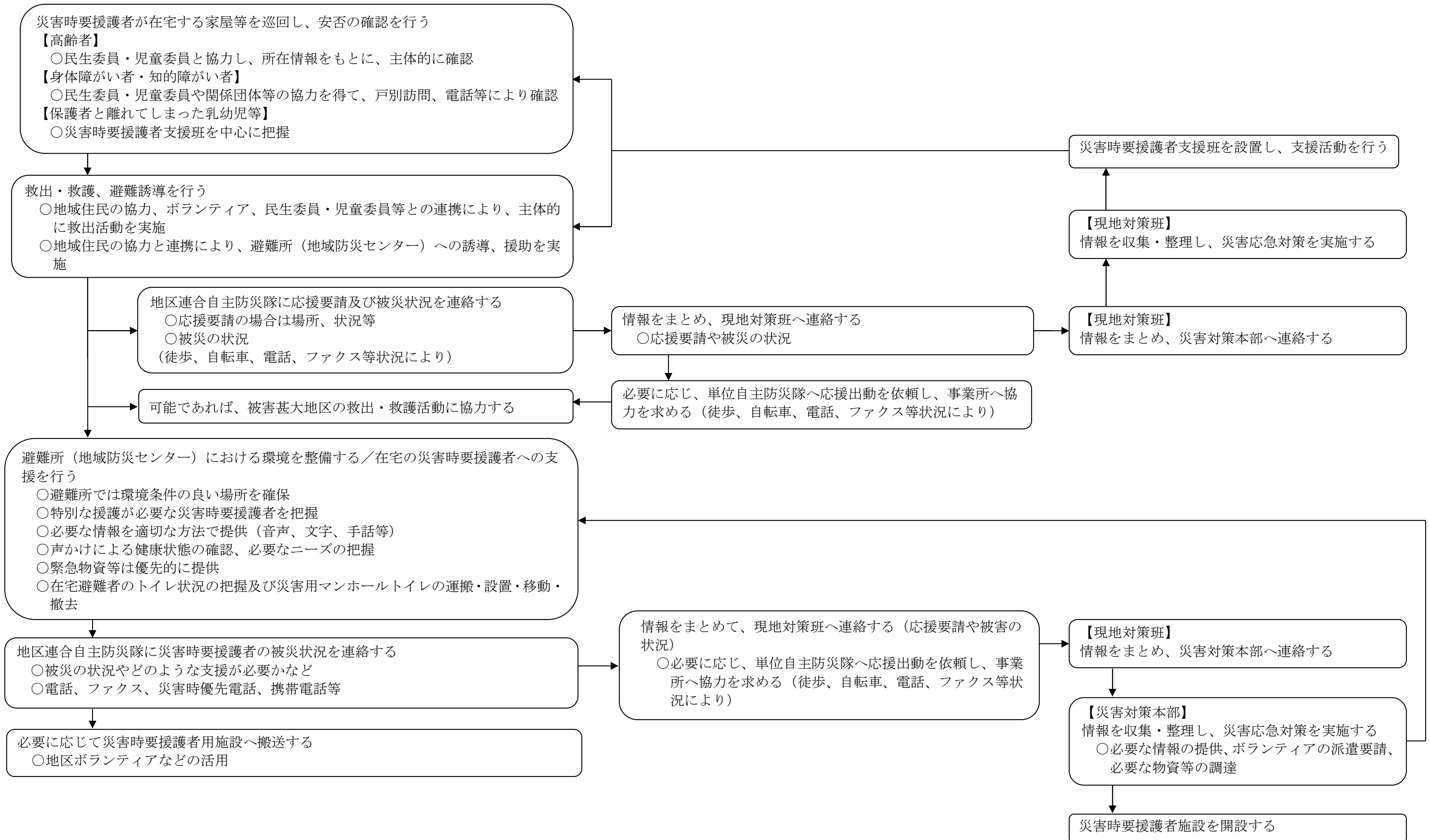
発災後の避難誘導方法及び災害時要援護者別状況の対応については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととし、避難経路、避難場所については、安全を確認の上、指定された場所等に速やかに誘導することとする。

【災害時要援護者支援活動の流れ】

単位自主防災隊

地区連合自主防災隊

現地対策班・災害対策本部・防災関係機関



6 住民の安否確認

単位自主防災隊は、安全が確保される範囲内において現地確認を行い、住民の安否確認の情報収集を行う。

また、収集された情報については、適時、地区連合自主防災隊本部に報告を行い、報告を受けた本部は、随時、現地対策班に報告する。

7 在宅避難者の把握・支援

単位自主防災隊は、随時、現地等での情報収集を行い、地区連合自主防災隊本部に報告を行う。必要に応じて、避難所運営協議会及び現地対策班と協力して避難所（地域防災センター）における在宅避難者への給食・給水等の支援を行う。

【在宅避難者とは】

自宅は被災せず無事であるが、

- ・ガスや水道が使用できず、食事の準備ができない
- ・生活必需品が不足している
- ・障がい等により、集団生活が困難

等の理由により避難所避難者と同様に支援を必要としている人

【給食・給水活動の流れ】

単位自主防災隊

地区連合自主防災隊

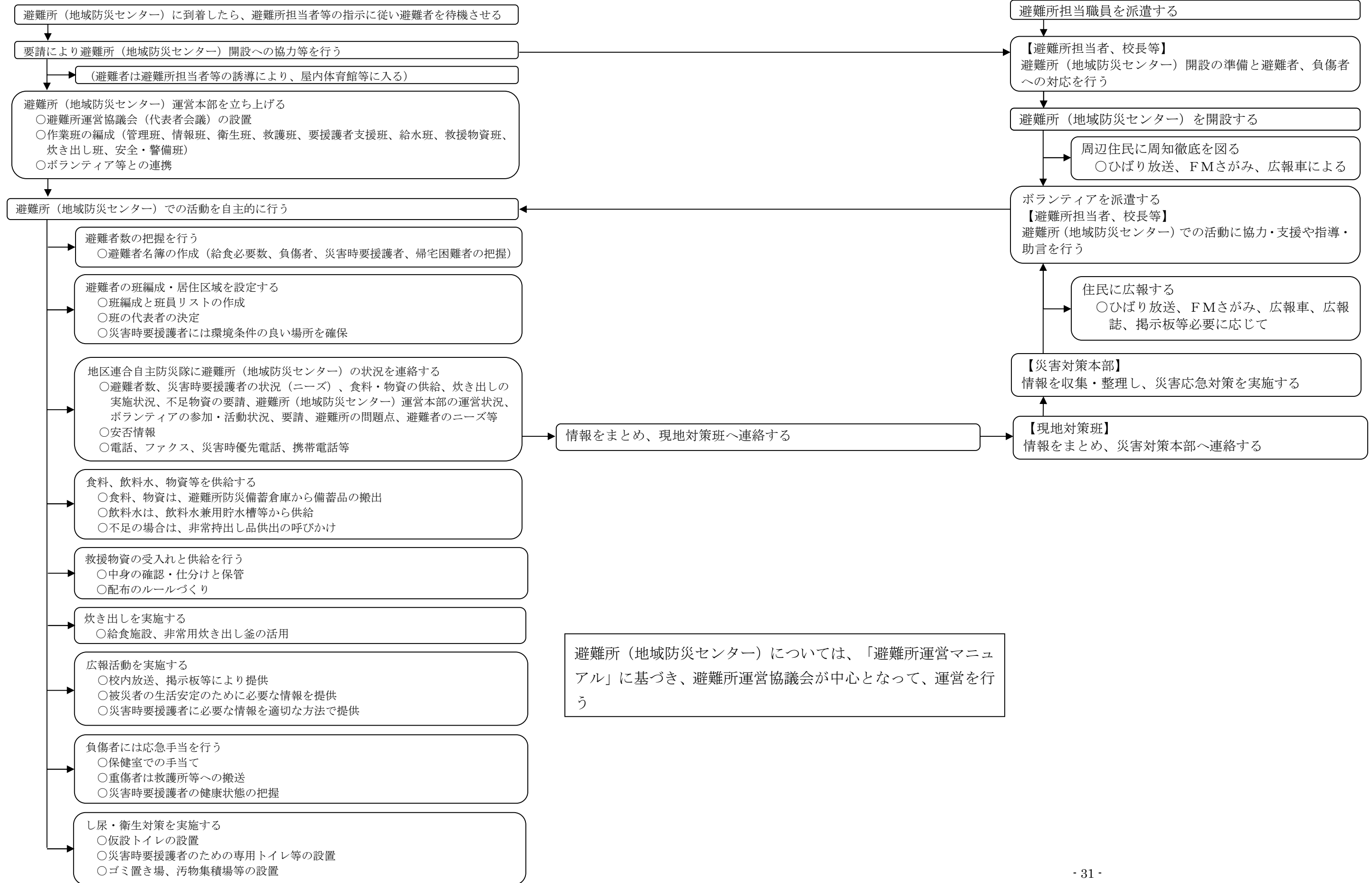
現地対策班・災害対策本部・防災関係機関



8 避難所（地域防災センター）運営活動の流れ・概ね1週間を目安として
単位自主防災隊

地区連合自主防災隊

現地対策班・災害対策本部・防災関係機関



避難所（地域防災センター）については、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営協議会が中心となって、運営を行う

9 車中泊等の避難所外避難者への対応

避難については、親戚宅等や避難所を原則とするが、やむを得ず車中泊等を選ぶ避難者については、在宅避難者名簿に登録を行う。

また、エコノミークラス症候群の健康管理に係る注意喚起を行う。

10 多様な視点に基づいた避難所等の運営

避難所等には、障害のある方や慢性疾患、アレルギー等の個人的な事情を抱えた方のほか、乳幼児や性的少数者など様々な方が利用する。こうした方々に対し可能な限り配慮しながら、多様な視点に基づいた避難所等の運営を行う。

11 風水害時避難場所の運営支援等

大雨特別警報の発令など、多数の避難者が想定される場合には、自主避難場所の開設及び風水害避難場所の運営支援について検討する。

12 ボランティアの活動について

単位自主防災隊は、災害時におけるボランティア活動について、現地対策班及び相模原災害ボランティアセンター等と連絡調整を行い、以下の各種活動分野に対して、必要に応じて支援を要請することとする。

(1) 生活支援ボランティアの活動分野

- ア 救援物資の整理、仕分け、配分
- イ 避難所の運営補助
- ウ 救護所の運営補助
- エ 清掃
- オ 災害時要援護者等の生活支援
- カ 広報資料の作成
- キ その他危険のない作業

(2) 専門ボランティアの活動分野

- ア 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等）
- イ 福祉（手話通訳、介護士）
- ウ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）
- エ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者）
- オ 通訳（外国語通訳）
- カ 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）
- キ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
- ク その他専門知識や技能を必要とする分野

13 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の地区防災隊や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

<p>他の自主防災隊と連携強化する</p>	<p>単位自主防災隊を超えた連携として、地区連合自主防災隊があるが、その他、以下のような連携づくりに努める。 ○隣接する自主防災隊との連携（小規模な組織での合同訓練の実施等） ○地区連合自主防災隊間の連携・協力応援体制</p>
<p>市の支援体制を活用する</p>	<p>自主防災隊は、防災の専門家や関係機関の指導、助言を必要とする面もある。各種訓練の実施や日常活動を効果的に進めるためには、行政機関や防災関係機関との協力関係が必要である。 毎年、「自主防災組織変更届出書」をまちづくりセンター等に提出する際や、自主防災訓練、防災研修会、事業所訓練を実施するため「防災訓練等実施申請書」や「消防訓練等実施申請書」を受持ちの消防署所に提出することによって、市からの様々な支援が受けられる体制となっている。</p>
<p>事業所との協力関係を構築する</p>	<p>平日の昼間への対応として、地域にある事業所と協力関係を構築しておくことは有効な手段である。 ○平常時の連携づくり 　・事業所の自主防災組織への参加促進 　・事業所の防災訓練への参加促進 ○災害時における協力関係の構築 　・事業所内で編成する自衛消防隊の初動期での周辺地域への応援 　・事業所で保有する重機・機器及び関係施設の活用 ○市の役割 　・事業所への意識啓発 　・協力関係構築に関する指導</p>
<p>避難所（地域防災センター）運営を念頭においた協力体制をつくる</p>	<p>避難所（地域防災センター）の運営は、避難者や自主防災隊が中心に行うことになるが、避難所（地域防災センター）の運営を円滑に行うため、平常時から、同一避難所（地域防災センター）に避難する単位自主防災隊相互、校長及び避難所担当市職員等とそれぞれの役割、業務内容などについて理解を深める協議の場を設けるとともに、実践的な避難所（地域防災センター）運営訓練を行うことが必要である。 特に、単位自主防災隊の避難所（地域防災センター）運営班は、避難所（地域防災センター）運営本部の立ち上げを行うとともに、運営本部内に組織される各作業班に加わり、具体的な運営管理を行う。</p>
<p>協力を依頼する人達との取り決めを行う</p>	<p>医療関係従事者、民生委員・児童委員、建設業関係従事者、大型建設機械の操作技術者、その他の特殊技能者、アマチュア無線や手話通訳、救急救命士、応急危険度判定士等の資格取得者、ボランティア活動の希望者など、災害時に協力を依頼することが考えられる人、特に地域に在住・在勤している人達と災害時の協力・応援に関する取り決めを結んでおくことは、いざというときに非常に役に立つ。</p>

14 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

南海トラフ地震臨時情報が発表され、事前の準備行動等を行う必要があると認められた場合には、後発地震の発生に備えた事前避難対策等を実施する。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に次の対応を行う。

- ア 日ごろからの地震への備えを再確認する。
- イ 地震発生後の避難では明らかに避難が完了できない災害時要援護者等は、避難を開始し、それ以外の者は避難準備を整え、状況に応じて避難する。
- ウ 2週間経過後は、地震の発生の可能性がなくなったわけではないことに留意し、通常の生活に戻る。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に次の対応を行う。

- ア 日ごろからの地震への備えを再確認する。
- イ 1週間経過後は、地震の発生の可能性がなくなったわけではないことに留意し、通常の生活に戻る。

(3) 後発地震に備えた事前避難

- ア 住民の避難は、親戚・知人宅等への避難が基本であることを再認識する。
- イ 食料や生活用品などは避難者が準備することが基本であることを再認識する。
- ウ 日ごろからの地震への備えを再確認する。

相武台地区防災計画

～自分たちのまちは、自分たちで守ろう～



相武台地区まちづくり会議
相武台地区防災計画検討会議

目次

第1章 地区防災計画の方針	1
1 計画の目的	
2 計画の推進体制	
3 相武台地区が目指すスローガン	
第2章 災害予防計画(平常時の取組)	2
1 各家庭での備え	
2 自主防災組織での備え	
3 防災訓練の実施	
4 災害危険の把握	
5 防災資機材の点検・整備	
6 避難経路の確認	
7 中高層・共同住宅等の災害対策	
8 防災をテーマとした若い世代との交流	
9 防災知識の普及・啓発	
第3章 災害対応(災害時の取組)	5
1 自助・共助の行動や心構え	
2 避難にあたっての注意点	
3 初期消火活動	
4 救出・救護活動	
5 避難誘導	
6 災害時要援護者対策	
7 在宅避難者の把握・支援	
第4章 地区災害対策本部	7
1 相武台地区災害対策本部の設置及び廃止	
2 地区本部の設置基準	
3 地区本部が行う情報の収集・伝達	
4 地区本部と地区関連組織との関連図	
5 地区本部と関連組織間の通信関連図	

資料編

- 資料1 相武台地区防災計画検討会議 会則
- 資料2 地区防災計画の検討経過
- 資料3 自主防災組織における情報収集・伝達活動の流れ
- 資料4 大規模災害による相武台地区の被害想定
- 資料5 相武台地区防災マップ (2018年3月発行)
- 資料6 警戒レベル
- 資料7 災害発生時の発信情報と伝達手段一覧
- 資料8 相武台地区連合自主防災隊 防災無線系統図
- 資料9 相武台地区避難計画書 (様式)

避難所運営マニュアル (市HP参照)

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/bousai/1008785/1008794.html>

災害時要援護者避難支援ガイドライン (市HP参照)

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/fukushi/1006586.html>

第1章 地区防災計画の方針

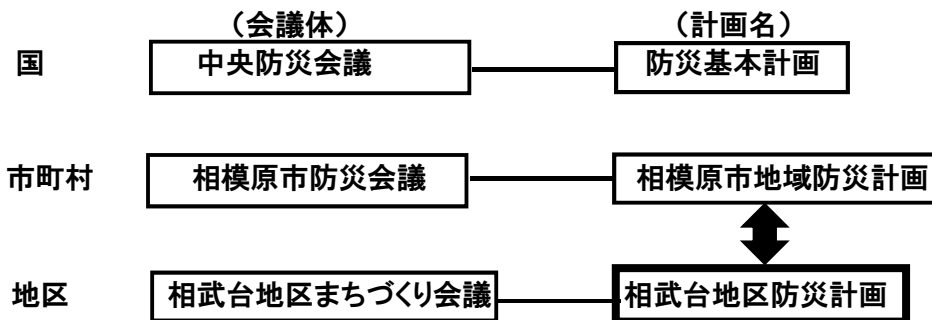
1 計画の目的

東日本大震災（2011年）や令和元年東日本台風（2019年）など、これまでの多くの災害から得られた教訓を踏まえ、大規模災害の発災直後には、消防や各行政機関などの「公助」による対応にも限界があることを認識し、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地域自らが対応できる体制「近助」をつくることが重要である。

平成25年（2013年）の災害対策基本法の改正で、自助及び共助に関する規定の増強に伴い、地域コミュニティにおける共助による防災活動推進の観点から市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に対する「地区防災計画制度」が新たに創設された。

このことから、相武台地区防災計画は地域の特性に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、相模原市地域防災計画と連携し、地域における防災力を高めることを目的とする。

【地区防災計画の位置付け】



2 計画の推進体制

- (1) 相武台地区まちづくり会議
主に計画の推進や見直し・変更、計画の広報を担当する。
- (2) 相武台地区連合自主防災隊
主に計画に示した具体的な取組の実行を担当する。

3 相武台地区が目指すスローガン

防災・減災対策を進めていく上では、地域住民による自発的な活動が重要である。そこで、相武台地区では、地域ぐるみで防災活動による地域防災力の向上を目指し、以下のスローガンを掲げ、防災・減災対策を推進していくこととする。

「～自分たちのまちは、自分たちで守ろう～」

第2章 災害予防計画(平常時の取組)

1 各家庭での備え

月に一度は家族全員で防災について話し合いを行い、地震災害を想定して、わが家の安全対策や生命を守る方法、避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどを行う。

また、常に災害に対する備えを怠らず、非常時に対する少なくとも最低7日分以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持ち出し品の準備など「自助」の取組を実施し、非常持ち出し品や防災用具の点検や対策補充を随時実施する。

2 自主防災組織での備え

災害時に効果的な活動ができるよう、各自治会等は自主防災組織を編成し、訓練、備蓄等の必要な災害への備えを行うとともに、地域住民が防災に関する正しい知識を共有し、各家庭で災害に備え、自主防災組織の活動への積極的な参加を促す。

各自主防災組織は「避難計画書」(資料編資料9参照)を作成し、備えておく。

3 防災訓練の実施

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

(1) 個別訓練の種類(自主防災組織単位)

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 避難訓練
- ④ 救出・救護訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ 仮設トイレ設置訓練
- ⑦ 図上訓練(HUG, DIG)※¹
- ⑧ クロスロード※²

※¹ HUG(避難所運営ゲーム)…避難所の運営方法を学ぶためのカードを使用した模擬体験ゲーム

DIG(災害図上訓練)…地図を使って危険な場所などを確認し、地域の防災力を理解する図上訓練

※² クロスロード…災害現場で実際に起こった葛藤をカードにし、その問題について「イエス」「ノー」の二者択一で答え、考え方を共有するゲーム

(2) 総合訓練

総合訓練は、2種類以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

また、相模原市等が行う訓練に参加する。

(3) 地区一斉防災訓練

「そうぶだい防災の日」に、相武台地区一斉防災訓練を相武台地区連合自主防災隊が中心となって実施する。

「そうぶだい防災の日」 毎年6月の第2日曜日

4 災害危険の把握(地区防災マップ(資料編資料5参照)の活用)

災害予防に資するため、次のとおり地区固有の防災問題に関する把握を行う。

また、それらを記載した地区防災マップを活用し、地区内で情報共有する。

(把握事項)

- ・危険地域、区域等
- ・地区の防災施設、設備
- ・過去の災害履歴、災害に関する伝承

(主な把握の方法)

- ・相模原市防災アセスメント調査＜平成26年(2014年)5月＞（資料編資料4参照）
- ・相模原市浸水（内水）ハザードマップ
- ・防災まち歩き
- ・さがみはら防災マップ

5 防災資機材の点検・整備

相模原市防災週間（7月第1土曜日からの1週間）を全資機材の点検日とする。
また、必要に応じて資機材や食料、救急医薬品などの備蓄品を整備する。

6 避難経路の確認

各自主防災組織において、事前に避難経路上の危険な箇所を把握するとともに、避難計画書の作成に努める。

7 中高層・共同住宅等の災害対策

中高層・共同住宅の管理者は、日頃から、建物の整備及び耐震性の維持、確保に努めるとともに、周辺住民や自主防災組織との連携強化に努める。

また、住宅用火災警報器の維持管理の徹底や感震ブレーカーの設置などによる通電火災の予防に努める。

8 防災をテーマとした若い世代との交流

地域の小中学校の児童・生徒、保護者や相模原看護専門学校の学生等との交流を通じて、お互いに何を助け合えるかなど話し合いに努める。

9 防災知識の普及・啓発

相武台地区まちづくり会議と連携を図り、地区住民の防災意識の高揚を図るため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

- ・防災組織及び防災計画に関すること。
- ・地震、火災、水災、雪害等についての知識に関すること。
- ・各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ・地震発災後72時間における活動及びの重要性に関すること。
- ・食料等を7日以上確保することの重要性に関すること。
- ・住宅の安全（耐震）対策に関すること。（住宅の耐震化、感震ブレーカーの設置、家具の固定等）
- ・ブロック塀の安全対策に関すること。
- ・二次災害に関すること。
- ・マイ・タイムラインの作成やさがみはら防災マップの活用に関すること。
- ・風水害時の避難行動に関すること。
- ・携帯トイレの備蓄等、トイレが使用不能になった場合の対策に関すること。
- ・ペット用の食料の備蓄などペットを飼育している飼い主に対する備えに関すること。
- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応に関すること。
- ・防災メールの登録など防災情報を自ら収集する手段の習得に関すること。
- ・新型コロナウイルス等の感染症対策に関すること。
- ・分散避難に関すること。
- ・安否確認の手段に関すること。
- ・災害ごみに関すること。

(2) 普及・啓発方法

- ・パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布
- ・講演会等の開催
- ・パネル等の展示
- ・防災情報マップ等の活用
- ・インターネットを使った啓発活動の推進（相武台BBQの活用等）
- ・ポスターの掲示や地域情報紙への掲載

(3) 実施時期

火災予防運動期間、市防災週間等の防災関係諸行事の行われる時期に実施するほか、各種イベント等の機会において随時実施する。

ワンポイント

「緊急避難場所」と「避難所」は違います！

緊急避難場所 (身を守る ところ)	一時 (いっとき) 避難場所	地震に伴う火災等の災害が近隣に発生した場合、地域住民が一時的に避難し、災害の推移を見守るための空き地、小公園、学校等の場所。	自治会が指定する場所
	広域 避難場所	地震発生時において、同時多発の大規模な火災が発生し延焼拡大した場合、その地域内の住民が火煙やふく射熱におかされることなく生命、身体の安全を確保できる場所。	在日米陸軍キャンプ座間内 相武台小学校 緑台小学校 もえぎ台小学校 相武台中学校
	風水害時 避難場所 ※相武台公民館以外は、城山ダムの緊急放流等により相模川の氾濫の危険性が高まった場合に開設される。	洪水や土砂災害が発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための場所。 ※相武台公民館以外は、城山ダムの緊急放流等により相模川の氾濫の危険性が高まった場合に開設される。	相武台小学校 緑台小学校 もえぎ台小学校 相武台中学校
避難所 (生活する ところ)	避難所	地震や土砂災害等で家が崩壊、焼失するなどして住めなくなった人が、新しい生活拠点を見つけるまでの間、生活をするための施設で小・中学校等を指定。	相武台小学校 緑台小学校 もえぎ台小学校 相武台中学校

第3章 災害対応(災害時の取組)

1 自助・共助の行動や心構え

阪神・淡路大震災（1995年）や東日本大震災（2011年）、令和元年東日本台風（2019年）のような大規模広域災害時の「公助の限界」が明らかになるとともに、自助・共助による取り組みが重要なものとなっている。

発災後、自身の身の安全を確保した上で、救出・救護活動等に積極的に協力する。

2 避難にあたっての注意点

地震の揺れが収まってから、ガスの元栓を閉める、電気のブレーカーを落とすなどの必要な措置を施した上で、一時避難場所等へ避難し災害の推移を見守る。その後、自宅が倒壊しているなどのやむを得ない状況である場合は、避難所へ避難する。

3 初期消火活動

地震の揺れが収まってから、初期段階においては、地区住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

また、火災に際しては初期消火が特に重要になるため、自主防災組織等は各家庭に対して、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

なお、火災の情報は必ず119番又は相武台分署（042-747-0119）に通報するとともに、相武台地区現地対策班（以下「現地対策班」という。）に報告する。

4 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、はじめに119番通報又は相武台分署に直接救助要請を行い、電話がつかないなど、消防隊等が現場に到着するまでに時間がかかることが想定される場合に、自分の身の安全を確保した上で、原則として複数の人で救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

また、救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行い、救出・救護の事態が火災現場付近とそれ以外の場所の場合は、火災現場付近の救出・救護を優先して実施する。

なお、傷病者の救急搬送は、現場に救急隊がない場合に、救護所又は現地対策班に確認し、救命・救急処置を必要とする者を優先して、救護所又は医療機関に搬送する。その他の傷病者は、救護所への搬送又は消防団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を行う。

5 避難誘導

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、区域内にいる全ての人に対して、次により避難誘導を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長から避難指示等が出たとき又は地区連合防災組織の隊長等が避難の必要があると認めたととき、各自主防災隊長等は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、隊長等の避難誘導開始の指示を受けた時は、自主防災組織ごとに別途作成する避難計画書に基づき、住民を避難場所に誘導する。

(3) 避難所の管理・運営

災害時における避難所の管理・運営については、「相模原市避難所運営マニュアル」を参考に、車中泊避難者、ペットの災害対策、新型コロナウイルス等の感染対策、性的少数

者等の個人的な事情を抱えた方への配慮等多様な視点に基づき、各避難所運営協議会を中心に行うこととする。

6 災害時要援護者対策

災害時において、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者など、災害時要援護者に対して、地区住民及び関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとする。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととする。

(1) 災害発生時の対応

災害発生後概ね3日間を目途に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行うこととする。

(2) 災害発生時の情報収集

大規模災害が発生した場合、支援組織は安全が確保される範囲内において、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内支援組織間での情報を共有するとともに地区災害対策本部に報告する。

(3) 避難誘導の方法

発災後の避難誘導方法及び災害時要援護者別状況の対応については「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととし、避難経路、避難場所については、安全を確認の上、指定された場所等に速やかに誘導することとする。

7 在宅避難者の把握・支援

地区内の自主防災組織等は、随時、現地等での情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営協議会及び現地対策班と協力して在宅避難者への支援を行う。

第4章 地区災害対策本部

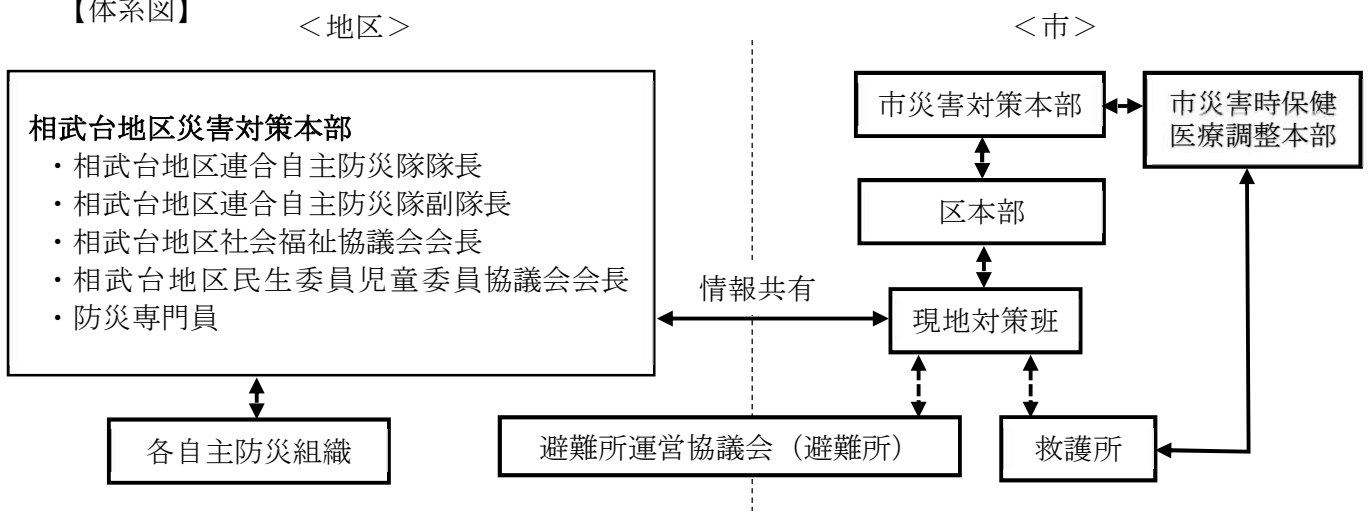
1 相武台地区災害対策本部の設置及び廃止

災害発生時に、相武台地区内の被害情報等の収集及び災害時要援護者の避難支援を行うとともに、地区の状況について現地対策班への報告、避難所運営協議会と現地対策班との連絡・調整を行うことを目的とした、相武台地区災害対策本部（以下「地区本部」という。）を相武台まちづくりセンター内に設置する。ただし、相武台まちづくりセンターに設置できない場合、開設するまでの間は相武台グリーンパーク自治会連合会自治会室に設置する。

市が災害対策本部を廃止した場合や地震、風水害等による災害発生のおそれなくなった場合、発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後に一定期間が経過し、国から地震の発生に注意しながら通常の生活を送る旨などが発表された場合には、地区本部を廃止する。

地区本部を廃止した場合には、現地対策班にその旨を連絡する。

【体系図】



2 地区本部の設置基準

地震時	○相模原市で震度5強以上の地震を観測したとき。 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
風水害時	○大規模な被害が発生、又は発生のおそれがあるとき。 ○大雨特別警報・暴風特別警報・大雪特別警報などが発表されたとき。

参集方法・・・テレビ、ラジオ、防災行政無線（ひばり放送）、広報車、防災メール等により情報を得て自主参集

（参考：相模原市相武台地区現地対策班の設置基準）

地震時	○相模原市で震度5弱以上の地震を観測したとき。 ○相模原市で震度4の地震を観測し、市内に小規模な被害が発生したとき。 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。
風水害時	○複数箇所で局地的な浸水、その他の被害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。 ○氾濫危険情報が発表されたとき。 ○土砂災害警戒情報が発表されたとき

3 地区本部が行う情報の収集・伝達

情報は、簡潔明瞭が肝心であり、「いつ、どこで、なにが、(だれが)、どうして、どのように」の要領で、被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達を次により行う。

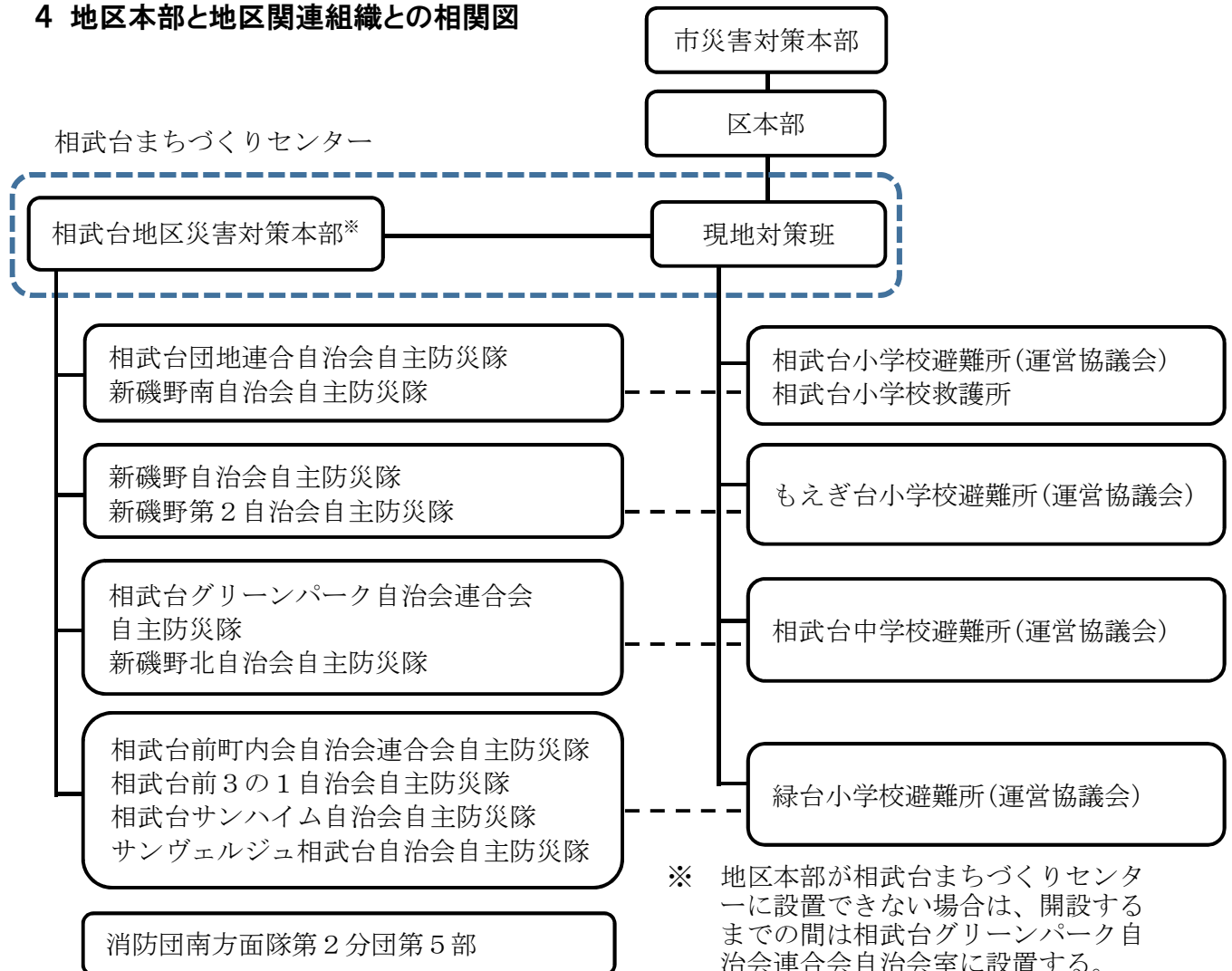
(情報の収集・伝達の方法)

- ・ テレビ、ラジオ、各種電話、FAX、インターネット
- ・ 防災行政用同報無線 (ひばり放送)
- ・ 伝令
- ・ 相武台地区防災無線
- ・ 防災メール 等

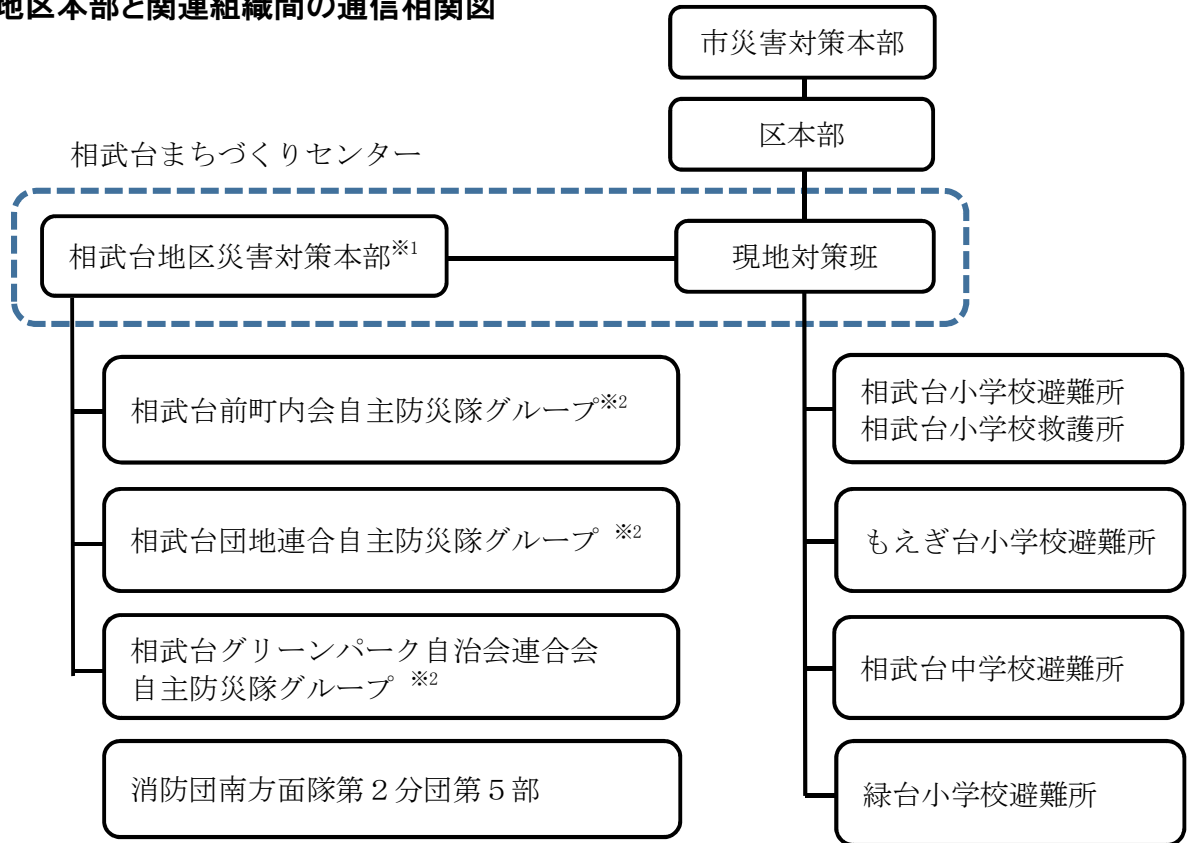
(現地対策班へ報告する事項) 被害内容、発生場所

被害区分	建物被害	建物(住家、非住家)の倒壊、浸水等の被害
	火災被害	火災の発生状況
	土木被害	道路被害(陥没、路肩崩壊等)、橋りょう、崖崩れ
	ライフライン被害	停電、断水、ガス遮断、電話不通
人的被害	建物倒壊や火災等での逃げ遅れの有無、死者・行方不明者・負傷者の情報	
被害数	人数(世帯)、棟数、箇所数	
被害概況	どのような被害が発生しているか等の概況	
緊急性	(緊急) 人的被害が発生している又は発生するおそれがあるもの (重要) 人的被害はないが早期に対応が必要と思われるもの (一般) 緊急・重要以外のもの	

4 地区本部と地区関連組織との相関図



5 地区本部と関連組織間の通信関連図



※1 地区本部が相武台まちづくりセンターに設置できない場合は、開設するまでの間は相武台グリーンパーク自治会連合会自治会室に設置する。

※2 資料編資料8「相武台地区連合自主防災隊 防災無線系統図」 参照

東林地区防災計画

東林地区まちづくり会議
東林地区防災計画推進部会

目 次

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目 的	1
2 地区防災計画の構成と推進組織	1
3 計画の修正	2

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割	3
2 自主防災隊の役割	3
3 避難所運営協議会の役割	3
4 事業者の役割	4
5 中高層共同住宅管理者等の役割	4
6 災害時関係者相関図	5
7 応急対策期の相関図	6

第3章 地区の概要

1 自然的条件	7
2 社会的条件	7

第4章 防災アセスメント調査等による地区被害想定

1 防災アセスメント調査による地区被害想定	8
2 浸水（内水）ハザードマップによる地区被害想定	10
3 土砂災害の危険性	10

2 災害予防計画

第1章 家族ではじめる防災意識の確認と日頃の備え（自助）

1 地震対策	11
2 風水害対策	11
3 延焼防止対策	12
4 ペットの災害対策	12
3 ひばり放送が聞こえない時などへの対策	12

第2章 地域社会で防災対策（共助）

1 地震対策（風水害対策も共通）	13
------------------	----

3 応急対策計画（地震・風水害）

第1章 災害発生時の防災行動パターン（自助）

1 地震対策	18
2 風水害対策	21

第2章 地区連合自主防災隊本部の活動（共助）

1 連合本部の設置	22
2 連合本部の活動	22
3 情報の収集・伝達手段	23
4 本部の廃止	23

第3章 単位自主防災組織活動（共助）

1 地震対策	24
2 風水害対策	30

第4章 避難所運営協議会の活動（共助）

1 避難所の開設	31
2 避難所の運営	32
3 避難所の縮小・統合・閉鎖	34

4 資料 編

避難所運営マニュアル
地区別防災カルテ
東林小学校区
上鶴間小学校区
くぬぎ台小学校区
自治会別一時避難場所・避難所一覧
東林地区防災マップ
自主防災組織の手引き
災害時要援護者避難支援ガイドライン

フロー図

- 情報収集・伝達活動の流れ
- 初期消火活動の流れ
- 救出・救護・搬送活動の流れ
- 避難誘導活動の流れ
- 災害時要援護者支援活動の流れ
- 避難所開設の流れ
- 避難所運営の流れ

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目的

東日本大震災をはじめ、これまでの多くの災害の教訓からも、大規模災害の発災直後には、消防や各行政機関など、「公助」による対応にも限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地域自らが対応できる体制をつくることが重要である。

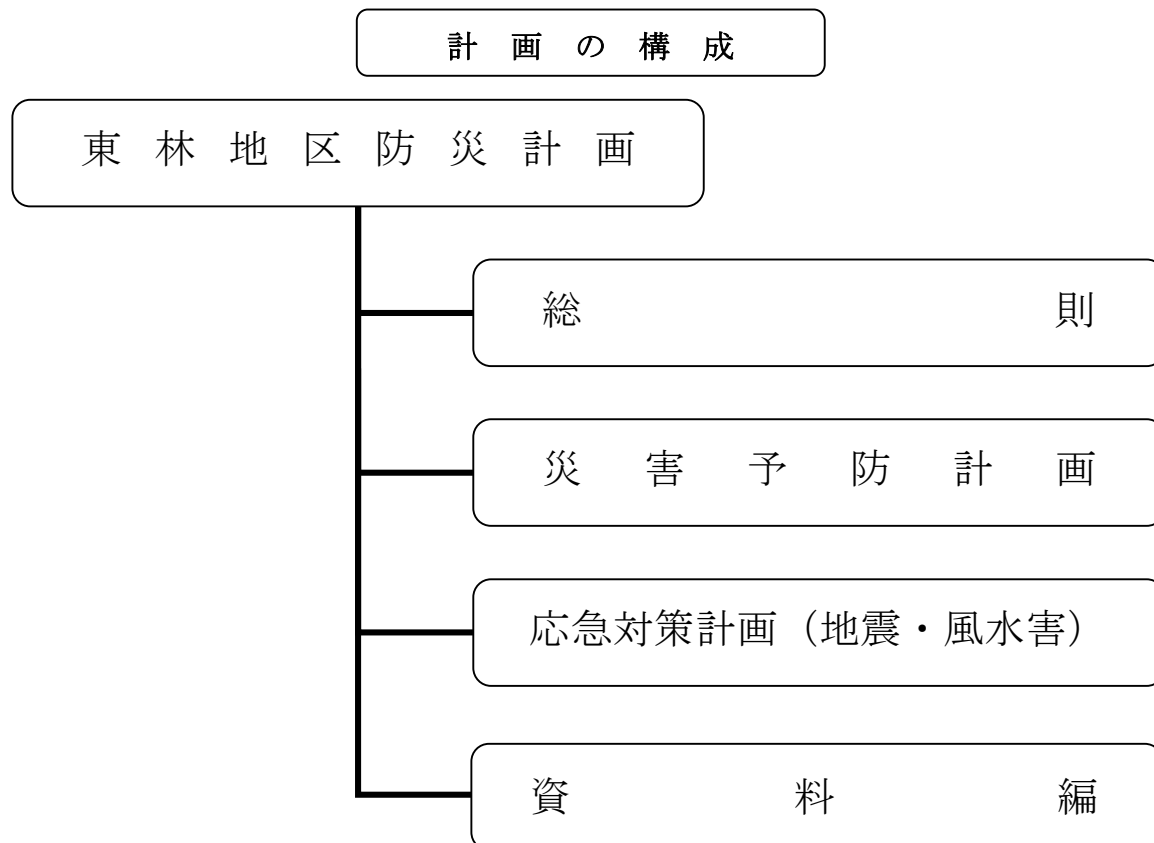
このため、地域の特性に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地域における防災力を高めることを目的とする。

2 地区防災計画の構成と推進組織

東林地区防災計画は、本計画における基本的事項を示す総則、日頃からの備えを示す災害予防計画、災害発生後の活動内容を示す応急対策計画（地震・風水害）及び資料編で構成する。なお、本計画は自助・共助について掲載されているが、公助については市内共通事項として定めている相模原市地域防災計画を参照するものとする。

地区防災計画のもととなる組織は、東林地区内の自治会を母体とする単位自主防災隊、地区自治会連合会を単位とした連合自主防災隊、東林地区内の避難所を単位とした避難所運営協議会で構成する。

なお、推進にあたっては、防災組織の規模・形態に応じて、防災訓練等を通じて防災対策の内容を検証し、災害等に有効な活動が実施できるよう努める。



3 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

また、多様な主体の意見を反映できるよう、計画の検討・修正の際は、女性、災害時要援護者支援団体、地域企業等の参画を促進する。

※計画の修正（見直し案）基本方針

- ・ 計画内容に影響のない修正（法令等の引用条文など）については、適宜、修正を行い、まちづくり会議等に報告をすることとする。
- ・ 計画内容に変更を伴う修正については、計画策定組織に準じた構成員により、検討・調整を行い、まちづくり会議へ付議し、意見を聞くものとする。

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割

- (1) 「自らの身は自ら守る(自助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災隊等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりをすすめ、災害に強い居住者と地区の形成に努める。
- (2) 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時に備え少なくとも最低3日以上以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組に努める。
また、過去の災害の教訓を伝承し、災害時には自らの情報を発信する。
- (3) 災害時には、共助の視点の下、地区とりわけ近隣世帯、いわゆる「隣近所」が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出・救護等に努めるとともに、避難するに当たっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。
- (4) 自治会員は、日頃から自主防災隊の役割や活動内容をよく理解し、災害時には、自主防災隊活動を円滑に実施できるよう協力する。
- (5) 地区住民は、共助組織の重要な基盤である自治会に加入し、日頃からその活動に参加することに努める。
※自治会加入率は令和3年4月1日現在、47.49%。
- (6) その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

2 自主防災隊の役割

- (1) 日頃から、地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区内の防災に係る方針の策定や防災マップ、防災活動用資機材の整備、点検に努める。
- (2) 隊の班編成や活動内容を明確にしておき、隊員の教育訓練を推進するとともに、女性や若年層を含めた地区住民の参加、地区事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取組に努める。
- (3) 災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の支援等に努める。

3 避難所運営協議会の役割

避難所運営協議会は、平常時、避難所運営が円滑に行われるように、避難所運営協議会長を中心として避難所の運営についての協議を行うとともに、訓練を実施する。

災害時は、避難所運営協議会が「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所の開設及び運営を行う。

4 事業者の役割

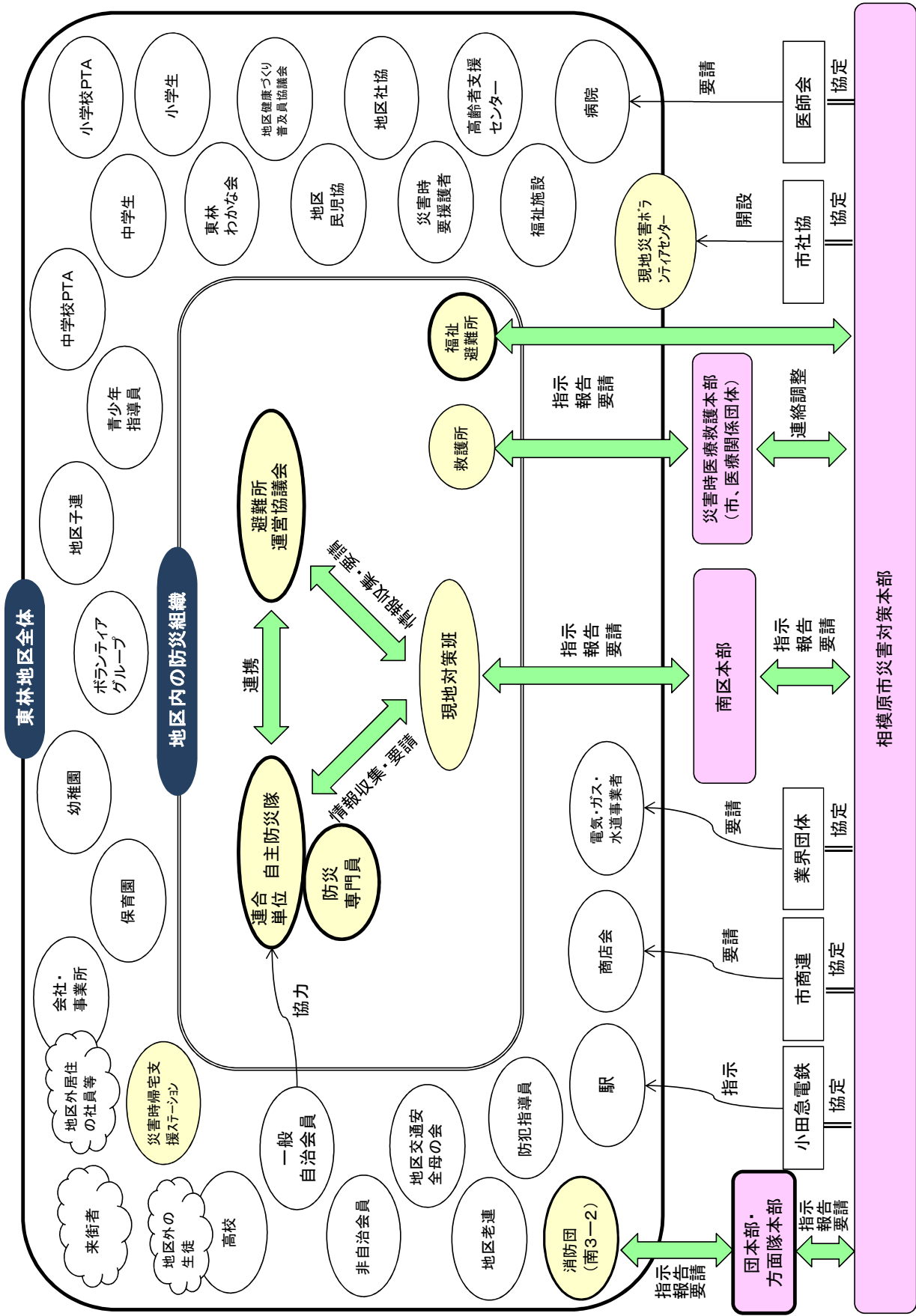
- (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員等の発災時の一斉帰宅抑制のための3日分以上の食料及び飲料水等の備蓄、初期消火、救出・救護等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- (2) 対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地区住民及び自主防災隊と連携して、地区における防災活動に参加する等、地区の共助に取り組むよう努める。
- (3) 災害が発生した場合には、行政、地区住民及び自主防災隊と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

5 中高層共同住宅（注1）管理者等の役割

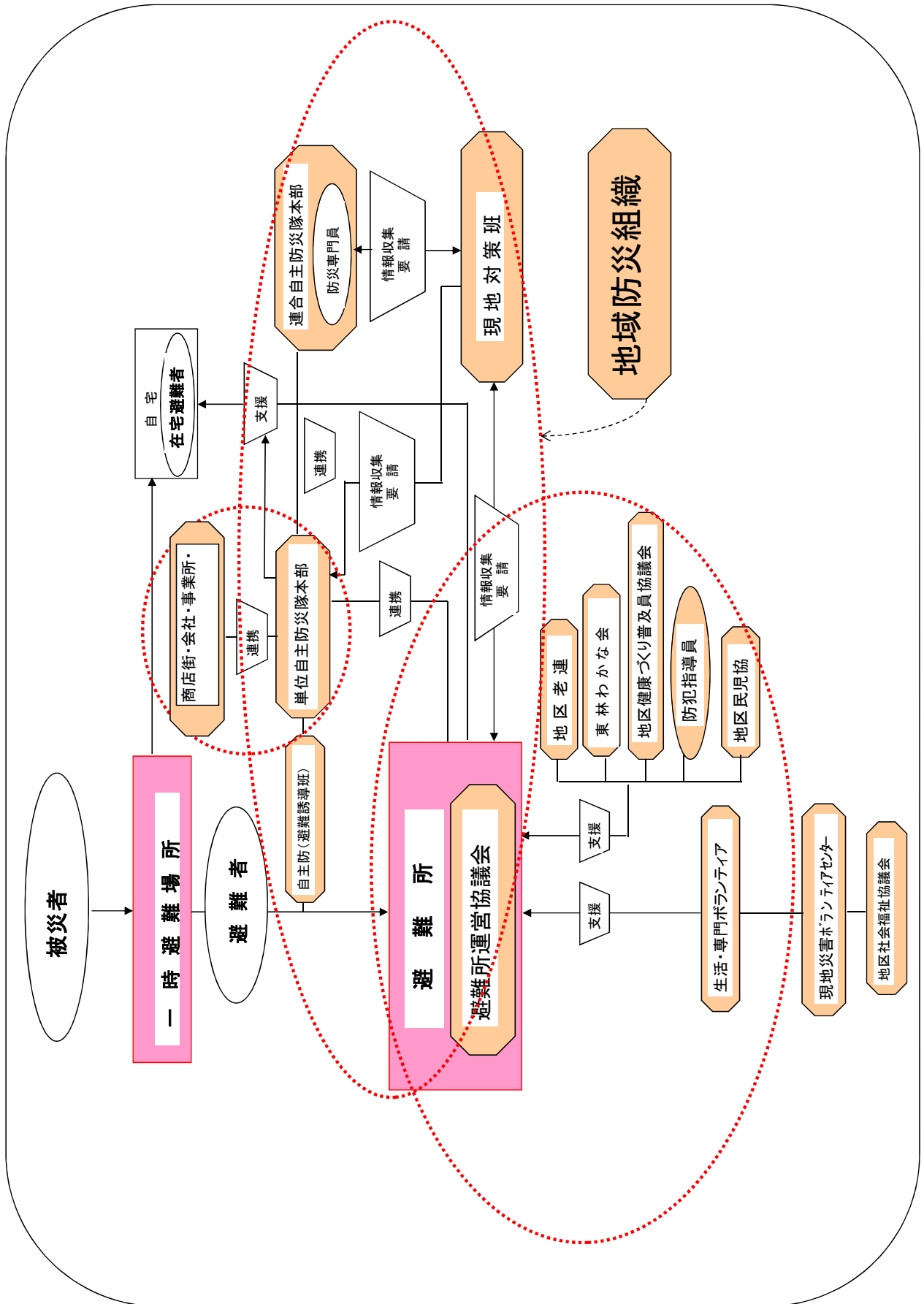
- (1) 日頃から、建物及び整備の耐震性の維持、確保に努める。
- (2) 地震等によるエレベータや電気、ガス、上下水道等の停止を想定した、居住者の生活支障対策用設備及び資機材の整備並びに共同住宅内の自主防災体制の整備に努める。
- (3) 周辺住民や自主防災隊との連携強化に努める。
- (4) 災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、中高層階居住者の生活支障対策を実施するよう努める。

（注1） 中高層共同住宅とは：3階以上の共同住宅

6 災害時関係者相関図



7 応急対策期の相関図



第3章 地区の概要

1 自然的条件

東林地区は、相模原市の南部に位置し大和市及び座間市と隣接している。

台地（上段）にあり、大部分は平坦な地形であるが、北東部を深堀川が流れ、深堀川沿いは急傾斜地になっている。また、相南地区の一部に甚大な浸水被害を及ぼす窪地もある。

2 社会的条件

(1) 人口

東林地区の人口は、令和3年4月1日現在、21,461世帯、42,159人となっている。年齢別では、年少人口(15歳未満)が10.0%、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が63.5%、高齢人口(65歳以上)が26.5%となっている。このうち、外国人の登録人口は946人である。また、平成27年度国勢調査における南区の昼夜間人口比率(注1)は85.0%となっている。

(2) 交通

地区内には、小田急線の東林間駅と小田急相模原駅の2駅があるほか、相模大野駅や田園都市線と接続する中央林間駅と隣接している。

幹線道路は、都市計画道路相模原二ツ塚線、相模大野線、上鶴間線、東林間線、町田南大野線の5路線あり、住宅地内は、幅員の狭い道路が多い。

(注1) 昼夜間人口比率とは:常住人口(夜間人口)100人あたりの昼間人口の割合。

第4章 防災アセスメント調査等による地区被害想定

1 防災アセスメント調査による地区被害想定

(1) 想定地震と条件

想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震（マグニチュード7.1） 震度6強
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震（マグニチュード7.1） 震度6弱
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生するマグニチュード8クラスの 海溝型地震 震度6弱
条件	季節・時刻	夏12時、冬18時、冬深夜2時の3ケース
	天候	晴れ、風速3m（本市の平均風速）

(2) 地区被害想定

建物被害（冬18時）

単位：棟

想定地震	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
東部直下地震	8,936	595	124	0	1,572
西部直下地震	8,936	18	7	0	299
大正関東タイプ地震	8,936	179	0	0	1,017

人的被害

単位：人

		東部直下地震	西部直下地震	大正関東タイプ地震
冬2時	死者	38	1	11
	閉込者	229	9	73
	重傷者	42	2	14
	軽傷者	240	39	136
冬18時	避難者当日	1,822	138	631
	避難者1週間後	4,058	962	2,498

(3) 避難所ごとの被害想定（東部直下地震）

建物被害（冬18時）

単位：棟

避難所名	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
東林小学校	4,373	290	72	0	776
上鶴間小学校※1	1,434	101	20	0	258
鶴の台小学校※2	2,769	155	13	0	435
くぬぎ台小学校	1,386	83	9	0	221
上鶴間中学校	484	39	5	0	94
東林中学校	1,224	88	23	0	235

人的被害

単位：人

避難所	冬 2 時				冬 18 時	
	死者	閉込者	重傷者	軽傷者	避難者 当日	避難者 1週間後
東林小学校	18	107	21	118	868	1,900
上鶴間小学校※1	7	36	7	37	284	584
鶴の台小学校※2	10	78	12	73	592	1,811
くぬぎ台小学校	5	40	6	37	302	778
上鶴間中学校	3	15	3	13	109	233
東林中学校	6	28	6	32	233	417

表中の値は概数が示されており、集計が一致しない場合がある。

建物総数等のデータは「平成24年度都市計画基礎調査」より抜粋。

※1 若葉自治会、鶴舞自治会、相模つきみの自治会（いずれも大野南地区）を含む。

※2 東林地区の小学校ではないが、避難所指定している自治会があるため掲載。

2 浸水（内水）ハザードマップによる地区被害想定

（1） 想定雨量と条件

浸水（内水）ハザードマップは、平成 20 年に記録した、1 時間に 96.5 ミリと同じ降雨が全市域に同時に発生した場合に、浸水が広がる範囲とその深さを想定したものである。

（2） 想定結果

東林地区では、0.2 メートル以上 0.5 メートル未満での浸水が予想されている場所が多く、地区全域に点在している。想定される最大浸水深は地区南部で 1.5 メートル未満とされている。

3 土砂災害の危険性

地区内では、上鶴間 6 丁目、深堀川付近において、急傾斜地の崩壊のおそれがある区域として、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている。

2 災害予防計画

第1章 家族ではじめる防災意識の確認と日頃の備え（自助）

1 地震対策

いつ地震が発生しても被害を最小限に食い止められるように、わが家の内外の危険箇所をチェックして、事前に安全対策をしておく。

(1) 防災会議を家族全員で開く

- ① 家族の役割分担を決める。
- ② わが家の危険箇所をチェックする。
- ③ 非常持ち出し品をチェックする。
- ④ 緊急連絡方法を確認する。
- ⑤ 消火器等の防災用具をチェックする。
- ⑥ 避難場所や避難路を確認する。
- ⑦ 在宅避難のための事前の備えを確認する。（食料品、水、携帯トイレなど）

(2) 家の中の安全対策

- ① 家の中に家具類を置かない安全なスペースをつくる。
- ② 寝室、子ども・高齢者・病気にかかっている人の部屋には家具を置かない。
- ③ 出入口や通路に物を置かない。
- ④ 家具類の転倒・移動防止とガラスの飛散防止対策をする。
- ⑤ ガスコンロやストーブのまわりは、燃えやすい物は置かない。
- ⑥ アイロンやドライヤーなどのコンセントをつないだままにしない。

(3) 家のまわりの安全対策

- ① 鉄筋や基礎が入っているかなど、ブロック塀の安全対策をする。
- ② ベランダの植木鉢などを整理し、落ちる危険がある場所には何も置かない。
- ③ 不安定な屋根のアンテナ、屋根瓦は補強する。
- ④ プロパンガスのボンベは固定しておく。

2 風水害対策

- (1) 瓦などの屋根材の点検やアンテナ支線等の補強をする。
- (2) 雨戸や窓の補強をする。
- (3) 家のまわりやベランダに置いてある、風で飛ばされそうな物を片付ける。
- (4) 納屋や物置の危険物などの安全の確認をする。
- (5) 雨どい、排水溝、側溝、グレーチングに木の葉等がつまっていないか確認する。
- (6) 大雨の時や大雨が予測される時は、川や海などには近づかない。
- (7) 避難に備えた行動を時系列的に整理した「マイ・タイムライン」を作成する。
- (8) ハザードマップやさがみはら防災マップを活用し、避難する必要があるか確認する。

3 延焼防止対策

大地震発生時等には、火災の同時多発、消防車の通行不能、消火栓の使用不能等により、消防機関の活動は通常の火災の場合よりも大幅に制限される。

すべての住民が自宅や隣近所といったごく身近なところで初期消火活動を実践し、火災の拡大を防御することが重要であるため、安全を確保しつつ、迅速に初期消火活動を行い、火災の拡大を防御するため、次の消火資機材等を備える。

- (1) 消火器、簡易消火具等の設置（各家庭）
- (2) 感震ブレーカーの設置（各家庭）

4 ペットの災害対策

ペットを連れて避難する場合には、動物アレルギーの方や動物が苦手な方が避難することがあるため、避難所の居住区画から離れた場所に設置されたペット用の区画で、必ずゲージに入れるか、リードに繋ぎとめてペットを飼育することになる。

また、避難時に使用するペット用品の準備やペットが迷子になってしまった場合に備えた身元の表示、ワクチンの接種などのペットの災害対策が必要になる。

5 ひばり放送が聞こえない時などへの対策

大雨や台風の時には、「ひばり放送」から放送される避難情報の発令などが雨音で聞こえない場合がある。

対策として、防災メールの登録やFMさがみなどのひばり放送が聞こえない場合の情報入手方法を確認する。

第2章 地域社会で防災対策（共助）

1 地震対策（風水害対策も共通）

（1）地域防災組織の主な役割

① 連合自主防災隊

市や単位自主防災隊との間に立ち、防災関連情報等の連絡や防災訓練等に関する調整などを行う。

【連合自主防災隊の役割】

役 職	役 割
連合自主防災隊長	防災関連情報等の連絡及び単位自主防災隊を超えた地域 防災訓練、イベント等の計画・実施を行う。 〔情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練、 炊き出し等給食・給水訓練、仮設トイレ設置訓練、 災害時要援護者支援訓練 など〕
副隊長	
防災専門員	

② 単位自主防災隊

単位自主防災隊は、各自主防災隊の規模や活動の状況等に応じて編成することが大切であり、円滑な防災活動を行えるよう、以下の基本的な方針に沿った組織づくりとする。

【本部の役割】

役 職	役 割
自主防災隊長	地区連合自主防災隊との連絡調整や防災訓練等の計画・実施、避難計画の策定、組織内の情報伝達体制の整備
副隊長	自主防災隊長の補佐
防災部長	自主防災隊長の補佐及び防災活動に係る各班への専門的、技術的指導・指揮

【各班の役割】

班 名	役 割
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制の構築
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術習得
避難誘導班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェック
給食・給水班	炊き出しの方法、給食の配分方法、給水方法の習得
災害時要援護者支援班	要援護者の把握、支援の方法の確立

③ 避難所運営協議会

避難所の運営が円滑に行われるように、避難所運営協議会長を中心とし、避難所運営についての協議及び作業班を含めた訓練を行う。

【作業班の役割】

班名	協議・訓練の内容
管理班	避難所の管理全般
情報班	避難者名簿の作成、現地対策班との情報交換・連絡調整
衛生班	衛生対策
救護班	負傷者等への救護活動
要援護者支援班	災害時要援護者への対応
給水班	飲料水・生活水の確保
救援物資班	生活必需品の管理、受け入れ、分配
炊き出し班	炊き出し、食料管理、受け入れ
安全・警備班	安全管理、巡回警備

(2) 災害危険の把握

自主防災隊は、災害予防に資するため、次のとおり地区固有の防災課題の把握を行う。

また、それらを記載した地図を作成し、地区内で情報共有する。

① 把握事項は、次のとおりとする。

- (ア) 危険地域、区域等
- (イ) 地区の防災施設、設備
- (ウ) 過去の災害履歴、災害に関する伝承

② 把握の主な方法は、次のとおりとする。

- (ア) 相模原市防災アセスメント調査
- (イ) 相模原市地区別防災カルテ
- (ウ) 相模原市ハザードマップ（洪水・土砂）
- (エ) 地区内の踏査（防災まち歩き）

(3) 中高層共同住宅等の災害対策

中高層共同住宅の管理者は、敷地・建物内に防災備蓄スペース、災害用トイレなど、ライフラインが復旧するまでの間、居住者が自立生活できるための震災対策用設備等を確保するよう努める。

また、必要に応じ火災対策として、感震ブレーカー等の設置に努める。

(4) 防災知識の普及・啓発

地区住民の防災意識を高揚するため、地域団体や事業者等の各種団体は市が進める下記の普及啓発活動に協力する。

① 普及・啓発の内容

- (ア) 防災知識及び地区防災計画に関すること。
- (イ) 地震、火災、風水害等についての知識に関すること。
- (ウ) 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- (エ) 地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。
- (オ) 食料等を3日以上確保することの重要性に関すること。
- (カ) 住宅の安全対策に関すること。(耐震化、感震ブレーカー、家具の固定等)
- (キ) ブロック塀の安全対策に関すること。
- (ク) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に関すること。
- (ケ) 風水害時の避難行動の確認とマイ・タイムラインの作成に関すること。
- (コ) ペットを飼育している飼い主に対する災害への備えに関すること。
- (サ) トイレが使用不能になった場合の対策に関すること。
- (シ) その他防災に関すること。

② 普及・啓発の方法

- (ア) 広報誌、パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布
- (イ) 講演会、座談会、映画上映会等の開催
- (ウ) パネル等の展示
- (エ) 防災地図等の作成

③ 実施時期

火災予防運動期間、市防災週間等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

(5) 防災訓練の実施

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

また、相模原市等が行う訓練に参加する。

① 個別訓練と合同訓練

単位自主防災隊、各避難所運営協議会、学校、事業所等が各々実施する訓練を「個別訓練」、複数の組織が合同で実施する訓練を「合同訓練」とする。

各組織は、日頃から、個別訓練により防災資機材の操作方法や発災時の行動について習熟を図るほか、組織同士が連携・連動した合同訓練を実施する。

② 訓練の種類(例)

- (ア) 情報収集・伝達訓練
- (イ) 消火訓練
- (ウ) 避難訓練
- (エ) 救出・救護訓練

- (オ) 給食・給水訓練
 - (カ) 災害図上訓練 (DIG)
 - (キ) 避難所運営ゲーム (HUG)
 - (ク) クロスロード
 - (ケ) 住民体験型訓練 (起震車体験・煙体験等)
- ③ 訓練実施計画の作成
- 訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。
- ④ 訓練の時期及び回数
- 訓練は、原則として春季(3/1～3/7)及び秋季(11/9～11/15)の火災予防運動期間中並びに防災の日(9/1)に実施する。合同訓練は年1回以上、個別訓練は随時実施する。
- (6) 防災資機材等の備蓄・管理
- 防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。
- ① 配備計画
- 防災資機材等の配備場所、数量を適正に管理し計画的な備蓄に努める。
- 【資料編、自主防災組織の手引き参照】
- ② 定期点検
- 市防災週間(7月第1土曜日から1週間)を全資機材の点検日とする。
- (7) 災害時要援護者(注1)の把握、避難支援体制
- 災害が発生した場合に、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者などに対する適切な応急対策及び救援活動を行うため、各地域の特性や実情を考慮し、日頃から地区のコミュニティの形成や社会福祉活動に積極的に取り組み、災害に備える。
- なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととする。
- ① 災害時要援護者名簿・マップ等の作成
- 災害時、避難支援や安否確認等に使用する災害時要援護者名簿・マップ等を作成し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、災害ボランティア組織、自治会等と連絡を取り合って原則年1回更新する。
- ② 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討
- 災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し、訓練等に反映させる。
- ③ 避難計画書の作成
- 各自主防災隊は広域避難場所及び避難所と、避難経路を示した、避難計画書を作成する。
- 【資料編、自治会別避難場所・避難所一覧参照】

(注1) 災害時要援護者とは：乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、高齢者、妊産婦、外国人など災害に際して必要情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であるもの。

※災害時要援護者名簿の作成

災害時要援護者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であり、実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者をあらかじめ決めておくこととする。その際、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織に限定して考える必要はなく、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情にあった者とする。

また、避難支援等関係者となりうる者をより多く確保するのに当たっては、年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得ることとする。

(8) ネットワークづくり

地域防災力を発揮するには、自主防災隊、避難所運営協議会などの地区防災組織のみならず、地域の諸団体が一致団結する必要がある。

そのため、日頃から、各団体間での情報の共有や、得意分野に応じた役割分担について話し合いをしておくなどして、地域内で災害に備えたネットワークづくりをしておくことが重要である。

<取組の例>

- ・ 災害時要援護者の支援に向けた、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、高齢者支援センター等の情報共有
- ・ 避難所での避難者の健康保持に向けた、地域の健康づくり関係団体等の協力体制の構築

3 応急対策計画 (地震・風水害)

第1章 災害発生時の防災行動パターン（自助）

1 地震対策

地震はいつ、どこで起きるかわからず、また、その時必ずしも家族と一緒にいるとは限らない。災害が発生した場合は、自分の周り、あるいは自分自身がどのような状況になってしまうのか、どう行動すべきかを日頃から具体的にイメージしておくことが大変重要である。

(1) 地震発生時の行動パターン

- ① 0～1分
落ち着いて姿勢を低くして身を守る。
揺れが収まったら ●火の始末をする。
●出口を確保する。
- ② ～10分
家族や家財を守る。一時避難場所へ避難する。
●家族の安全を確認する。
(電話での通話は控え、災害用伝言サービスなどを利用する。)
●火災が発生していれば初期消火を行う。
●ガラスの破片が飛散している場合、足を守るためにスリッパや靴を履く。
●家屋倒壊などのおそれがある場合は、非常用持ち出し品を持って一時避難場所に避難する。
- ③ ～数時間
近所の協力
●隣近所の安全を確認する。
特に一人暮らしの高齢者など災害時要援護者のいる家には積極的に声をかけ、安否を確認する。
●テレビ、ラジオなどで情報を集める。
●近隣で出火していたり動けない人がいたりしたら、隣近所で協力して消火や救出にあたる。あわせて119番通報する。
●子どもの迎えや隣近所の安全確認などで自宅を離れるときは、行き先を書いたメモを家族だけが分かる場所に残す。
【空き巣対策】
- ④ ～3日間
自力でのしる
●避難先から帰宅したときは、家の安全を確認する。
●ライフラインが復旧するまで時間がかかることもあるので、水や食料、生活必需品は備蓄でまかなう。
●引き続き情報を集める。

●引き続き地震や火災などに注意する。

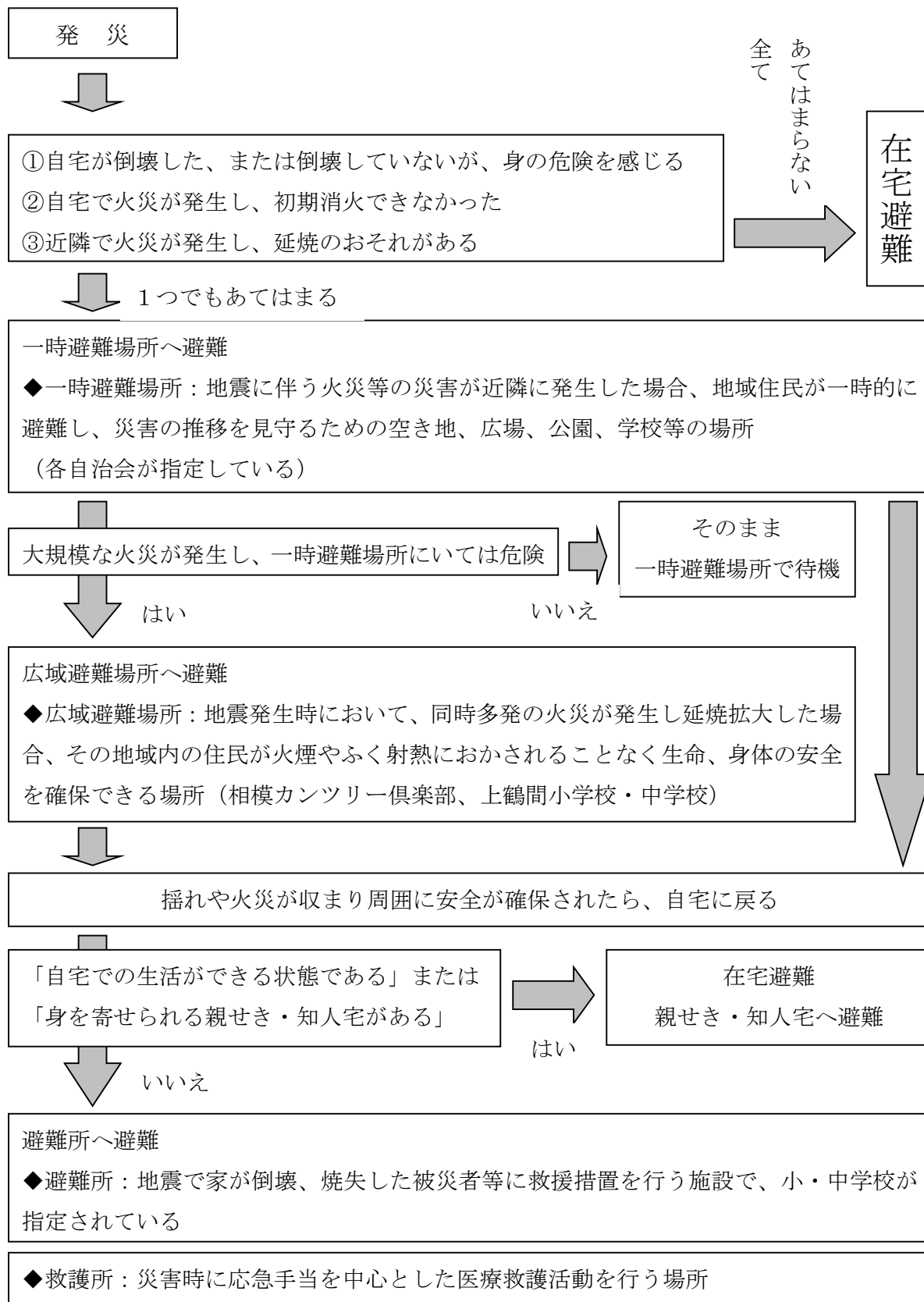
(2) 火災発生時の行動パターン

- ① 大声を出して家族や近所に知らせる。
- ② 落ち着いて初期消火をする。
- ③ 煙に巻かれないように早く避難する。

(3) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、近所の人と協力し、救出・救護活動を行う。

(4) 避難判断



2 風水害対策

(1) 風水害時の命を守る行動パターン

① こまめに気象情報を確認する。

- ・事前に避難する場所（親戚・知人宅や風水害時避難場所等）を確認する。
- ・テレビ、ラジオ（FMさがみ）、防災メール、ホームページ（気象庁）を確認する。

② 注意報や警報などが発表された場合

- ・大雨・洪水注意報：外の様子に注意、避難の準備、避難方法確認する。
- ・大雨・洪水警報：高齢者等避難：高齢者等避難に時間がかかる方は、避難を開始する。
- ・土砂災害警戒情報：避難指示：危険場所から避難する。
土砂災害警戒区域に住んでいる人は、隣近所で声を掛け合っ
て避難を開始する。
- ・大雨特別警報：緊急安全確保：命を守って、直ちに安全確保する。

③ 風水害時避難場所へ避難を開始する。

④ 避難することがかえって危険な場合

- ・自宅のがけや川から離れた2階以上の部屋で待機する。

(2) 風水害時の浸水から家屋を守る行動パターン

① 排水設備の点検をする。

- ・排水溝や雨水ますが落ち葉やごみでふさがっていないかを確認する。

② 土のうを準備する。

- ・土のうで道路から住宅等への雨水の流入を防ぐ。

③ 水のうを準備する。

- ・下水道管からの逆流は水のうで防ぐようにする。

第2章 地区連合自主防災隊本部の活動（共助）

1 連合本部の設置

（1） 設置基準

① 地震災害

相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合、もしくは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合。

② 風水害

風水害により地区内で甚大な災害被害が想定される場合。

（2） 設置場所

東林まちづくりセンター会議室に、「東林地区連合災害対策本部（以下「連合本部」）」を設置する。

（3） 連合本部の組織

連合本部は、東林地区連合自主防災隊長、副隊長及び地区防災専門員で組織する。

（4） 連合本部設置の連絡

連合本部を設置した場合には、「東林地区現地対策班（以下「現地対策班」。）」及び「単位自主防災隊本部」にその旨を連絡する。

2 連合本部の活動

連合本部は、現地対策班と共に地域内地図やホワイトボード等を活用し、災害対応にあたる。また、現地対策班と地区内の状況・情報を共有し、被害状況の掌握及び統括の活動を行う。

（1） 地区内の被災・被害状況の収集

① 連合本部は、各単位自主防災隊本部から、各自治会内の被災・被害状況及び支援要請等の要望事項を収集する。

② 連合本部は、現地対策班から、地区内の避難所開設や広域避難場所開設の情報及び地域の被災・被害状況を収集する。

（2） 地区内での協力・応援要請の調整

① 連合本部は、地区内で対応する消火や救出等の事案について、単位自主防災隊本部間の調整を行う。

② 連合本部は、各避難所運営本部への協力・応援を各自主防災隊本部に要請する。

（3） 市への支援要請

連合本部は、現地対策班を通じて、市に消火、救出、医療、給食・給水等について支援要請を行う。

※避難所への物的・人的な支援要請は、避難所から直接現地対策班を通じて、南区本部に支援要請を行う。

(4) 市内の情報収集

連合本部は、現地対策班を通じて、災害の規模及び近隣地区や市内の被災・被害状況を収集する。

(5) 地区内への情報の伝達

連合本部は、被災者に対する支援情報や地域に必要な情報について、各单位自主防災隊本部に情報を伝達する。

※各避難所運営本部へは現地対策班から情報提供を行う。

3 情報の収集・伝達手段

連合本部は、被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集

テレビ、ラジオ、防災行政用同報無線（ひばり放送）、伝令、簡易無線、固定電話、携帯電話、FAX、インターネット等

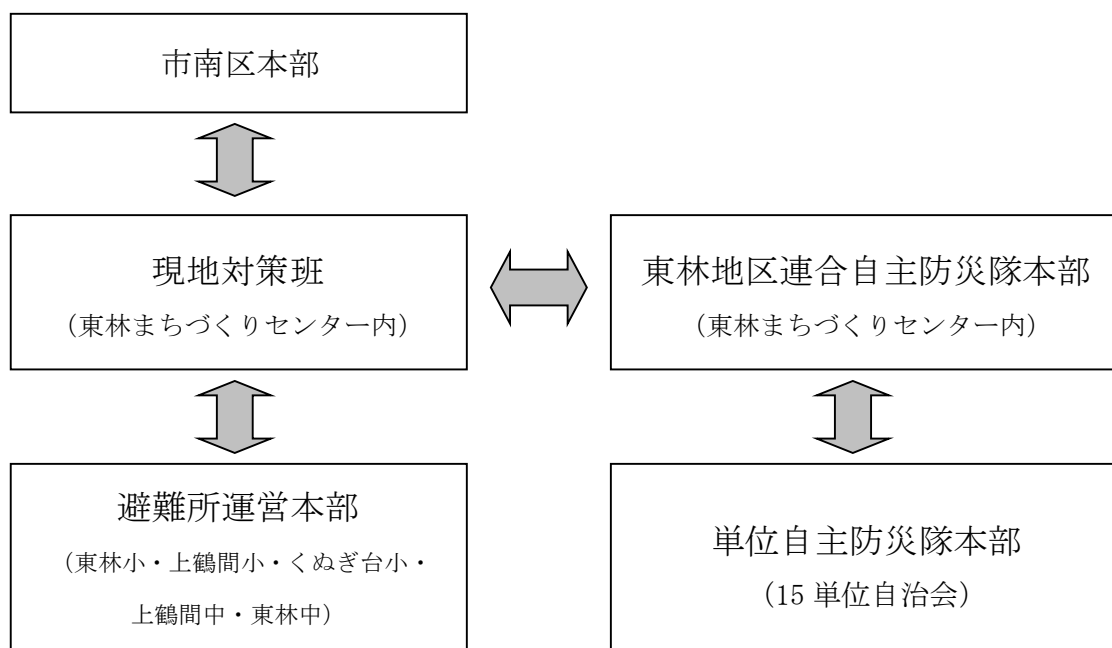
(2) 情報の伝達

伝令、簡易無線、固定電話、携帯電話、FAX、インターネット等

4 本部の廃止

地震、風水害等による災害発生のおそれなくなった場合、もしくは発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合には、本部を廃止する。また、本部を廃止した場合には、現地対策班及び各单位自主防災隊本部にその旨を連絡する。

【体系図】



第3章 単位自主防災組織活動（共助）

1 地震対策

大規模な地震災害が発生した時には、火災の発生、建物の倒壊、電話の不通や道路交通網・電気・ガス・水道施設などが寸断され、消防などの公的な防災関係機関の活動が制限されることが予想されるため、自主防災隊を中心としながら地域住民が一丸となって参加・連携し活動を行うことが大切である。

(1) 単位自主防災隊の本部の活動

① 単位自主防災隊本部の設置

「単位自主防災隊本部（以下「単位本部」という。）」の設置が必要と判断されたときは、単位自主防災隊は、防災隊長、副隊長、防災部長により、単位自主防災隊で定めた場所に「単位本部」を設置する。

なお、単位自主防災隊長が参集できない場合は、代行順位上位者の参集をもって対応するものとする。

② 単位本部の活動内容

災害が発生した場合や災害が発生するおそれのある場合は、単位自主防災隊で本部を設置し、次のとおり活動を行う。

- 単位自主防災隊で定めた場所に単位本部を設置する。
 - ・連合本部に設置したことを連絡する。



- 災害活動の統括
 - ・災害や参集の状況に応じ、単位自主防災隊各班を編成する。
 - ・単位自主防災隊各班の状況を把握し、自治会全体の災害活動を統括する。
- 各種報告及び応援要請
 - ・火災、救出・救護、避難及び被害状況等の報告並びに各種応援要請を行う。

(2) 情報収集・伝達活動

① 基本的な活動指針

情報連絡班は、被害情報等を収集し、連合本部を通じて、現地対策班に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達する。

② 主な活動内容

情報連絡班は、地区におけるきめの細かい情報の伝達ルートとしての役割を果た

すため、主に次のような情報収集・伝達活動を行う。

- (ア) 正しい災害関連情報、地区内の被害情報等の把握をするため、関連組織からの情報を収集し、取りまとめて単位本部及び連合本部に伝達する。
- (イ) 連合本部、現地対策班への応援要請及び情報収集を行う。
- (ウ) 地区住民や自主防災組織の各班へ情報伝達する。

重要事項

- ① 情報伝達は簡単明瞭にする。

情報は、簡単で明瞭なことが肝心である。「いつ、何が（誰が）、どこで、どうして、どのように、何を」の要領で、特殊な用語やあいまいな表現がないように心がけ、特に数字には注意する。

- ② メモを忘れず取る。

誤った情報伝達を防ぐため、できる限りメモを取る。特に電話での伝言は、必ず記録する。

(3) 初期消火活動

- ① 基本的な活動指針

初期消火班は、安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防ぐ。

- ② 主な活動内容

各家庭での出火防止が一番大切である。各家庭に対して、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型消防ポンプ（スタンドパイプ）等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

(ア) 出火防止の呼びかけを行う。

(イ) 初期消火を行う。（個人レベル～初期消火班による組織的な活動）

(ウ) 火災の発生状況を把握し、本部へ報告するとともに必要に応じて応援を要請する。（情報連絡班へ）

(エ) 火災拡大地区からの応援要請があった場合は協力する。

(オ) 消防機関への協力を行う。（火災現場での活動補助、残火処理や警戒活動等）

◆消火活動は安全第一に考える◆

一般的には、天井に火が燃え移るまで、出火から3分くらいが初期消火の限度と言われているため、それを超える火災に発展したら、すぐに避難して、消防隊が到着するまでの間は、火災の延焼拡大を防ぐことに努める。

火が天井に達すると、フラッシュオーバー（火災によって発生した熱が建物内に蓄積され、可燃物が燃焼しやすい状態になり、部屋全体が一度に燃え出す現象）の危険があるので、直ちに屋外に退避して、安全な場所から屋内に向けて消火器を放射し、ドアや窓を閉めて外気の流入を阻止し、火勢の抑制を図ることが望ましい。

火災現場には、逃げ遅れや火傷・怪我をした人がいることを考慮して活動する。

服装は、長袖、長ズボン、ヘルメット、軍手、厚底の靴など安全な服装とし、懐中電灯やロープを携行する。

(4) 救出・救護、搬送活動

救出・救護班は、建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、安全を確保し、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

① 基本的な活動指針

救出・救護班は、周囲の人へ協力を求め、負傷者等の救出・救護・搬送活動を行う。

② 主な活動内容

(ア) 下敷きになっている人等の救出・救護を行う。

(個人レベル～救出・救護班による組織的な活動)

(イ) 地区内の被害状況を把握し、本部へ報告するとともに必要に応じて応援要請をする。(情報連絡班へ)

(ウ) 被害甚大地区からの応援要請があった場合は協力する。

(エ) 消防機関等への協力を行う。(現場での活動補助等)

(オ) 応急手当と救護所への搬送を行う。

◆救出・救護・搬送活動等の原則◆

- ① 救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行う。
- ② 救出・救護の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救護を優先して実施する。
- ③ 防災関係機関による救出が必要であると認めるときは、119番通報し、出動を要請する。
- ④ 傷病者は、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を行う。
- ⑤ 傷病者の状態が医師の手当を必要とすると認めるときは、救護所へ搬送する。医療機関への搬送は、救護所において判断する。
- ⑥ 災害現場は事故の危険性が高く、服装等は、長袖、長ズボン、ヘルメット、軍手、厚底の靴など、安全な服装で作業を行う。

(5) 避難誘導活動

避難誘導班は、市から避難指示等が出たとき、又は連合本部や単位本部の隊長等が避難の必要があると認めたときは、地域内にいる全ての人に対して、避難誘導を行う。

① 基本的な活動指針

避難誘導班は、全員が安全に避難できるよう避難誘導を行う。

② 主な活動内容

避難誘導班を中心に、避難計画に基づき、次のような活動を行う。

(ア) 避難行動をする理由、避難時の注意事項を住民へ周知する。

(イ) 避難者の安全確保、安全確認し避難誘導をする。

(ウ) 広域避難場所または避難所に誘導する。

(エ) 単位自主防災隊本部に避難状況を報告する。

◆重要事項◆

① 災害時要援護者を優先的に避難させる。

災害時要援護者や自力で避難ができない人が逃げ遅れないよう、みんなで協力することが大切となる。

戸別に声をかけ、車椅子、リヤカー、担架等により必要に応じて援助し、また、避難の際は列の中央におくなどの配慮が必要となる。

② 安全な装備で避難する。

かついで逃げられるのは10kg程度と言われている。

携行品は、必要最低限の生活用品等を入れた非常持ち出し袋（リュックサック等）だけとし、安全な服装で避難する。

(6) 災害時要援護者対策

災害時要援護者支援班は、災害時において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者などの災害時要援護者に対して、関係機関等の協力を得て、応急対策を行う。なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととする。

① 災害発生時の対応

災害時要援護者支援班は、災害発生後概ね3日間を目途に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行う。

② 安否情報の収集

災害時要援護者支援班は、大規模災害が発生した場合、安全が確保される範囲内において、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内支援組織間での情報を共有するとともに本部に報告する。

③ 避難誘導

災害時要援護者支援班は、避難経路、避難場所については、安全を確認の上、指定された場所等に速やかに誘導することとする。

④ 在宅の災害時要援護者への支援

(ア) 災害時要援護者支援班は、避難所運営協議会及び現地対策班等と協力して在宅の災害時要援護者への支援を行う。

(イ) 単位自主防災隊は、避難所運営協議会及び現地対策班等から、在宅の災害時要援護者の情報収集を行うとともに、随時、現地等での情報収集を行う。

◆重要事項◆

① 災害時要援護者の安否確認

災害時要援護者支援班が地区民生委員・児童委員等と協力して戸別に確認することが基本となる。

② 避難誘導方法

高齢者、障害者などの災害時要援護者の援助に関しては、それぞれの人に適した方法を確認し、複数の人で対応することを基本とし、車椅子、リヤカー、担架などを活用する。他に援助者がいない場合は、ひもで背負うなど臨機応変に対処する。

(7) 住民の安否確認

単位自主防災隊は、必要に応じて救出・救護班、避難誘導班等により、安全が確保される範囲内において、現地確認や避難所への避難状況の確認を行い、住民の安否確認の情報収集を行う。

(8) 避難所以外の被災者への対応

① 在宅避難者の把握・支援

単位自主防災隊は、避難所運営協議会及び現地対策班と情報交換を行い、在宅避難者の情報収集を行う。

また、単位自主防災隊は、避難所において避難所運営協議会が行う在宅避難者への支援物資の配布に協力する。

② 車中泊避難者等への対応

車中泊等、避難所外に避難しようとする避難者には、避難所内に入るように勧めるが、やむを得ず車中泊等を選ぶ避難者については、在宅避難者と同様の対応を行う。

また、エコノミークラス症候群の健康管理に係る注意喚起を行う。

(9) ボランティアへの支援要請について

災害時におけるボランティア活動については、現地対策班を通じ、相模原災害ボラ

ンティアセンター等と連絡調整を行い、以下の各種活動分野に対して、必要に応じて支援を要請することとする。

① 専門ボランティアの活動分野

- (ア) 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等）
- (イ) 福祉（手話通話、介護士）
- (ウ) 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）
- (エ) 特殊車両操作（大型重機等操作資格者）
- (オ) 通訳（外国語通訳）
- (カ) 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）
- (キ) 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
- (ク) その他専門知識や技能を必要とする分野

② 生活支援ボランティアの活動分野

- (ア) 救援物資の整理、仕分け、配分
- (イ) 避難所の運営補助
- (ウ) 救護所の運営補助
- (エ) 清 掃
- (オ) 災害時要援護者等の生活支援
- (カ) 広報資料の作成
- (キ) その他危険のない作業

2 風水害対策

(1) 水防活動

風水害時、雨量の増加により、深堀川が溢れそうになるなど、浸水の恐れがある場合には、被害を防ぐため市及び消防団に協力し土のう積を行う。

(2) 広報活動

市から高齢者等避難及び避難指示が発令された場合、地区内の住民に対し、メガホン等により広報活動を行う。

第4章 避難所運営協議会の活動

災害時、避難所では平常時の避難所運営協議会に避難者の代表が加わった「避難所運営協議会」と、避難所運営を分担して行う「作業班」で構成する避難所運営本部を立ち上げる。

1 避難所の開設

(1) 避難所への参集

市域で震度5強以上の地震が観測された場合、もしくは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合、避難所運営協議会委員は「広報車」・「ひばり放送」などで、この情報を確認したら、家族・自宅などの安全を確認したのち、防災具（ヘルメット、手袋、タオル、マスク、ラジオ、懐中電灯等）を装備し、避難所正門玄関前など事前に決められた場所に参集する。

(2) 避難所開設の準備

施設管理者、避難所運営協議会委員（以下、協議会委員）ならびに避難所担当職員で、避難所開設の準備を行う。

① 避難所施設の安全点検を実施する。

安全確認チェック表に基づき、施設の安全点検とライフラインの点検を行う。

② 施設内の散乱物の撤去を行う。

③ 立入禁止場所区域、教室及び使用禁止設備を明示する。

④ 避難所担当職員は、現地対策班に避難所の被害状況を報告する。

(3) 避難者受入の準備

参集した協議会委員は、各班の作業手順、優先事項を確認後、各作業班マニュアルに基づき避難者受入の準備を行う。

① 管理班

- ・避難者の居住区画を設定する。
- ・共用区画の配置を行う。
- ・救援物資班と共に救援物資搬入の動線を確保する。

② 情報班

- ・避難者カード等の帳票、筆記具、提出箱を準備する。
- ・情報の収集・伝達器材を確認し確保する。

③ 衛生班

- ・仮設トイレの設置場所を確認し準備をする。
- ・ゴミ置き場、汚物集積場所等の設置場所を確認し準備をする。
- ・屋外にペット区画を確保する。

④ 救護班

- ・救護室（医務室）となる部屋を確認し整理する。

- ・傷病者リスト、筆記具を準備する。
- ⑤ 要援護者支援班
 - ・要援護者専用の居住区画を確認する。
 - ・多言語指差しボード等の支援用器材を準備する。
- ⑥ 給水班
 - ・各給水設備の使用の可否を点検する。
 - ・給水用具、運搬用具を準備する。
 - ・ろ過器等の燃料および消毒用薬品を確認する。
- ⑦ 救援物資班
 - ・入出庫関連の帳票を準備する。
 - ・初期段階での配布物（毛布、敷きシート等）の備蓄倉庫からの搬出準備をする。
 - ・備蓄食料の数量と日付確認と搬出準備をする。
- ⑧ 炊き出し班
 - ・炊き出し設備の使用確認をする。
 - ・炊き出し用具（釜、鍋、やかん、ひしゃくなど）を確認する。
 - ・食糧の在庫を確認する。
- ⑨ 安全・警備班
 - ・共用場所に各種の「共通ルール」を掲示する。
- ⑩ 協議会委員全員
 - 班別の作業が完了した班は、順次、受付場所に集まり、設営を始める。
 - ・避難者受入の受付場所を設置する。
 - ・机・椅子・幟・養生テープなどの受付場所の設営準備をする。
 - ・筆記用具・避難者カード・手指消毒用アルコール・非接触型体温計・マスクなどの受付用備品を準備する。

（４） 避難者の受入

避難者の受入対応は、新型コロナウイルスの感染対策として「三つの密（密閉空間・密閉場所・密接場面）」を避け、協議会委員全員で行う。

- ・受付で避難者カードを渡し、避難者にその場で記入してもらった後に居住区画に誘導する。
- ・負傷者は救護室へ、災害時要援護者は専用の居住区画に誘導する。
- ・発熱等の症状がある避難者は、医療機関へ搬送されるまでの間は専用のスペースに誘導する。

2 避難所の運営

避難所運営については、避難所運営本部を中心に、「避難所運営マニュアル」に基づき避難者全員が協力して、円滑に避難所を運営する。

(1) 作業班の編成

避難所運営協議会は、避難所運営が円滑に行われるよう平時からの協議会委員を中心に、避難者も加わった作業班を編成する。

作業班のメンバーは、避難所開設当初は平常時の協議会委員が中心となる。

避難者も作業班に参加し、ともに避難所の運営に協力する。

各区画の代表者は、避難者の中から作業班に参加するメンバーを選出する。

(2) 作業班の活動

① 管理班

- ・避難者（一般避難者、災害時要援護者）の居住区画を設定する。
- ・共用区画の配置を行い、避難者に各区画の使用ルールを周知する。

② 情報班

- ・避難者カードを基に避難者名簿を作成し避難者数を把握する。
- ・常時、避難所の入退所者の管理を行う。
- ・支援が必要な在宅避難者名簿を作成する。
- ・避難所内の情報の収集と現地対策班への報告を行う。
- ・外部からの情報を避難者に伝達する。

③ 衛生班

- ・組み立て式仮設トイレ、マンホールトイレを設置する。
- ・ゴミ置き場、汚物集積場所等を設置する等、衛生環境の整備を行う。
- ・トイレ、ゴミ置き場等の清掃当番を決め、トイレの衛生を保持する。

④ 救護班

- ・怪我人などへの応急的な手当を行う。
- ・避難所の疾病者を把握し、傷病者リストを作成する。
- ・避難者等の健康に関する相談窓口を設置する。

⑤ 要援護者支援班

- ・高齢者、障がいのある方、傷病者、妊産婦、乳幼児、日本語を話せない外国人などの災害時に支援が必要となる災害時要援護者への様々な支援を、可能な範囲で優先的に対応を行う。

⑥ 給水班

- ・飲料水及び生活用水を確保し、避難者に供給する。
- ・避難者への供給は、事前に策定された供給ルールに従い実施する。

⑦ 救援物資班

- ・備蓄倉庫内の物資の搬入搬出を管理する。
- ・救援物資の支援要請を行い、救援物資の受入れを主導する。
- ・避難者へ食糧や生活物資の配布を行う。

・避難者への供給は、事前に策定された供給ルールに従い実施する。

⑧ 炊き出し班

・避難所で必要な食料や物資を調達し、調理や配布を行う。

⑨ 安全・警備班

・避難所での安全・安心な共同生活を維持するための「生活ルール」を掲示し、避難者に周知を図る。

・昼夜間のパトロール等で避難所における防火・防犯対策を行う。

(3) 災害ボランティアとの連携

避難所は、多数の避難者が集まり、協議会だけの対応では処理しきれないことも予想され、ボランティアによる支援活動や参加を得ながら避難所の円滑な運営を進める。

各作業班は、救援物資の搬入、搬出、炊き出し、要援護者の介護支援等、避難所運営に協力をいただく災害ボランティアの要請を行う。

管理班は、現地対策班を通し、「災害ボランティアセンター」にボランティアの派遣を依頼し、受入れを行う。

また、防犯の観点から直接避難所に来るボランティアの受入れは、行わないこととする。

3 避難所の縮小・統合・閉鎖

(1) 作業班の再編成

協議会は、ライフラインの復旧や避難者数の減少に伴い、作業班の中で仕事量や班員数も減少してくることから、班の縮小や班員の補充など実情に応じて対応する。

(2) 居住区画などの集約

協議会は、避難者数の減少にあわせて居住区画などの集約を進める。

(3) 避難所の閉鎖に向けた準備

協議会は、応急仮設住宅等への速やかな入居や、避難者の要望等を現地対策班に要請するなど、避難者の不安の解消に努める一方、避難所の縮小や避難者の少ない近接した複数の避難所を統合するなど、避難所の閉鎖に向けた取り組みを現地対策班と協議しながら進める。

(4) 避難所の閉鎖

協議会は、避難所から避難者が全員退去したときには、避難所を閉鎖し、現地対策班ほか関係機関に連絡する。

相模原市地域防災計画

【地区防災計画編】

発 行 令和5年5月

相模原市防災会議

編 集 相模原市危機管理局危機管理課
